

シンガポールの政策

令和3年度（2021年度）改訂版



一般財団法人

自治体国際化協会

はじめに

シンガポール共和国 (Republic of Singapore) は、北緯1度9分～1度29分、東経103度36分～104度25分の範囲に浮かぶ本島と約63の島から構成される。国土面積は714.3 km²で、東京23区をやや上回る規模である。人口は2020年時点で約569万人であり、その内訳は、国民及び永住者が約352万人、外国人が164万人、民族比率は、中華系75.9%、マレー系15%、インド系7.5%となっている。

1819年、東インド会社のイギリス人スタンフォード・ラッフルズがこの地に上陸し、マラッカ経由の中国との貿易ルートを確保し、マレー半島との貿易を拡大するための新たな植民地とするため、ジョホールのサルタン及びその代官と契約を結び、当地にイギリス商館を設立した。その後、彼は1824年にジョホールのサルタン及びその代官と条約を締結し、これによってシンガポールはイギリス領となった。以後、シンガポールは自由貿易港として発展した。ラッフルズが初めてこの地上陸した時、1,000人にも満たなかった人口は、移民で急速に膨れ上がり、1901年には22万人を超えるまでになった。第二次世界大戦勃発後の1942年、シンガポールは日本の占領下となるが、日本軍の降伏によって1945年に連合軍占領下におかれ、翌年、再びイギリス領となる。1959年、立法評議会における選挙において、人民行動党が51議席中43議席を占め第一党となり、リー・クアンユーが首相となった。1963年には、マレーシア連邦の一州としてイギリスから独立した。そして、1965年、マレーシア連邦から、シンガポール共和国として独立することとなった。独立後のシンガポールは対外的には全方位的外交、対内的には華人系、マレー系及びインド系を中心とする多民族国家として民族の融和を図る施策を行い、緑溢れる都市国家を作り上げた。

この間、経済的にも、順調な発展を遂げ、1970年に2億米ドル弱であった名目GDPは2020年には340兆米ドルとなった。国民一人当たりGDPは1970年の1万米ドル弱から2020年には5.9万米ドル弱と大きく伸び、日本を凌いでいる。

シンガポールは都市国家であり、住民への行政サービスの提供については、各省庁及びその関係機関が直接行っている。シンガポールには、いわゆる地方自治体は存在しないが、様々な行政サービスの提供方法等、日本の地方自治体の参考となる面も多々あるものと思われる。本稿は、自治体をはじめとする関係者の皆様がシンガポールの制度を理解する上で必要となり得る事項を簡潔にまとめたものであり、今後シンガポールとの交流を深めるに当たり、基礎的資料として御活用いただくとともに、内容改善のための御指摘や御教示をいただければ幸いである。

2022年3月

一般財団法人自治体国際化協会 シンガポール事務所長

目次

第1章 シンガポールの概要

第1節 歴史・地勢・民族	4
第2節 選挙制度	9
第3節 行政制度（概略）	18
第4節 司法制度	21
第5節 主要政策	27
第6節 日本との関係	32

第2章 シンガポールの行政制度

第1節 地域行政制度	41
第2節 税財政制度	62
第3節 治安制度	71
第4節 消防制度	82
第5節 国防制度	91
第6節 公務員制度	95

第3章 シンガポールの主要政策

第1節 都市開発政策	100
第2節 経済産業政策	125
第3節 環境政策	142
第4節 上下水道政策	164
第5節 情報化政策	179
第6節 科学技術政策	194
第7節 観光政策	212
第8節 陸上交通政策	232
第9節 港湾・空港政策	247
第10節 教育制度	261
第11節 福祉政策	277
第12節 ジェンダー政策	299
第13節 文化芸術政策	315

第1章 シンガポールの概要

第1節 歴史、地勢、民族

1 歴史

(1) 第二次世界大戦前

中国が南宋王朝時代であった13世紀に書かれた書物『諸蕃志』に「凌牙門」(Lingga Gate)という場所の記録があり、また14世紀に書かれた『ナーガラクルターマガ』には「単馬錫」(Temasek)との記録がある。現在の学者の研究では、一般的にこの凌牙門及び単馬錫はシンガポール島を指すものであるとされている¹。

1819年、この地に上陸した東インド会社のイギリス人スタンフォード・ラッフルズは、マラッカ経由の中国との貿易ルート確保と、マレー半島地域との貿易拡大のための新しい植民地の必要性から、まずジョホール王国のスルタンの代官(トゥムゴン)と予備協定を結んだ。同年には、ジョホールのスルタン、トゥンク・ロングと条約を締結し、シンガポールを「合法的」に獲得、イギリス商館を設立した。1824年には、3万3,200スペイン・ドルの一時金及び毎月1,300スペイン・ドルの年金と引き換えに、スルタンにシンガポールにおける諸権利を放棄させる条約を締結、これによりシンガポールと周辺の島々はイギリスに委譲されることになった。

その後、シンガポールは自由貿易港として発展していく。ラッフルズが初めてこの地に上陸した時、1,000人にも満たなかった人口²も、中国人をはじめとする移民で膨れ上がり、1901年には22万人を越えた。

第二次世界大戦勃発後の1942年、シンガポールは日本の占領下となる。日本軍の降伏により、1945年、連合軍占領下となったシンガポールは、翌年再びイギリス領となる。1959年、立法評議会における選挙において、人民行動党(PAP: People's Action Party、以下PAP)が51議席中43議席を占め第1党となり、リー・クアンユーが自治国³の首相となった。そして1963年、シンガポールはマレーシア連邦の州の一つとしてイギリスから独立した。

(2) 独立後

しかしながら、マレー人優遇政策を掲げるマレーシア連邦中央政府とシンガポールは政治的・経済的に対立していき、ついに1965年にマレーシア連邦を脱退、シンガポール共和国として独立することとなった。

独立後のシンガポールは対外的には全方位的外交、対内的には華人系、マレー系及びインド系を中心とする多民族国家として民族の融和を図る政策を行い、「クリーン&グリーン・シティ」と呼ばれる緑溢れる都市国家をつくりあげた。また、経済的にも、1997年のアジア通貨危機、2003年のSARS(重症急性呼吸器症候群)の発生を乗り越え、順調な発展を続けている。シンガポール政府は東南アジアにおける貿易、交通の拠点のみならず、金融、バイオやエレクトロニクスなどの最先端技術、通信・メディアなどの各分野で、地域のハブを目指した政策を着々と進めている。名目GDPは1970年19,210億USD、2000年960,740億USD、2020年には3,399,980億

¹ 願尚強(Gan Siang King)著『シンガポールの華人社会について』より

² 当時の人口については、諸説あり見解が統一されていない。

³ 同年既にシンガポールは自治国となっていたが、完全な独立国ではなかった。

USD となり、1970 年に 1 万 USD 弱だった国民一人当たり GDP も 2020 年には 5 万 8,902 USD まで成長した⁴。

2 国名

シンガポール共和国 (Republic of Singapore)

シンガポールの国語であるマレー語では、「シンガポール」は「シンガプーラ」(SINGAPURA) となる。シンガはライオン、プーラは町を意味するサンスクリット語が起源となっている。

3 国旗

1965 年制定。国旗はマレーシアの 1 州であった当時の州旗。三日月は優勢な新興国家を、5 つの星は民主主義、平和、発展、正義、平等の 5 つを、赤は友愛と平等を、白は純血と美徳を象徴している。



4 国土

北緯 1 度 22 分、東経 103 度 5 分に所在し、本島と 63 の島から構成される。赤道の北約 137 km に位置する。

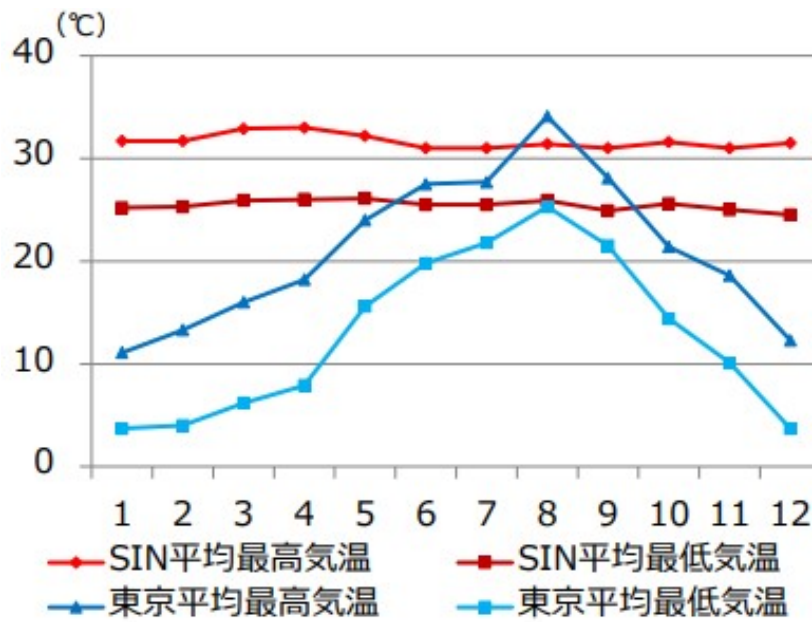
本島は、東西約 42 km、南北約 23 km、海岸線延長は約 150.5 km で、その面積は 627.53 km² (2021 年 4 月 1 日現在) である。他の島を含めた国土の総面積は約 720 km² である。常に行われている国土拡張のための埋立て工事により面積は年々増加しており、1965 年にマレーシアから独立した当時の国土の総面積は約 580 km² と比較すると約 1.25 倍となっている。

5 気候

熱帯雨林気候に属し、年間を通じて高温・多湿で、顕著な季節の変化は見られないが、11 月から 1 月まで雨季のような時期があり、比較的過ごしやすくなる。

⁴ THE WORLD BANK <https://data.worldbank.org/country/SG>

図表1 月別平均気温



年間平均最高気温 31.7°C / 年間平均最低気温 25.5°C [2020年]

台風・地震発生せず、火山なし、へイズ（煙害）あり

Data.gov.sg ウェブサイト⁵を基に作成

6 人口及び民族

ラッフルズの書記であったアブドゥラの自伝では、シンガポールはマレー人 120 人、中国人 30 人から成る小さな漁村だったと記されているが⁶、イギリス領として正式に割譲を受けた 1824 年に実施された人口調査では、マレー系 6,431 名、華人系 3,317 名、インド系 756 名、その他 179 名の計 1 万 683 名に達していたという記録が残っている。このような民族構成になったのは、イギリス植民地政策下、人口の希薄なマレー地域だけでは十分な労働力をまかなうことができず、中国及びインドなどからの労働移民を流入させざるを得なかったという理由からである。

その後、窮乏する当時の中国南部から東南アジアへ向かう移民が次第に増え、1840 年、既にシンガポールにおける華人系は全体の半数を占め、20 世紀には実に 70%以上を占めるようになった。

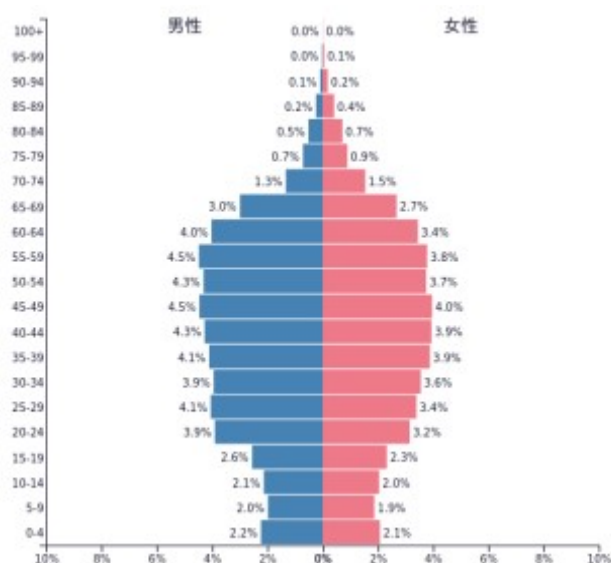
現在の人口は総人口約 569 万人（国民 352 万人、永住権者 52 万人、定住外国人 164 万人）となっており、民族の構成としては、中国系 75.9%、マレー系 15%、インド系 7.5%、その他 1.6%となっている。⁷

⁵ Data.gov.sg <https://data.gov.sg/>

⁶ 当時の人口については 1,000 人を超えていたとの説もある。

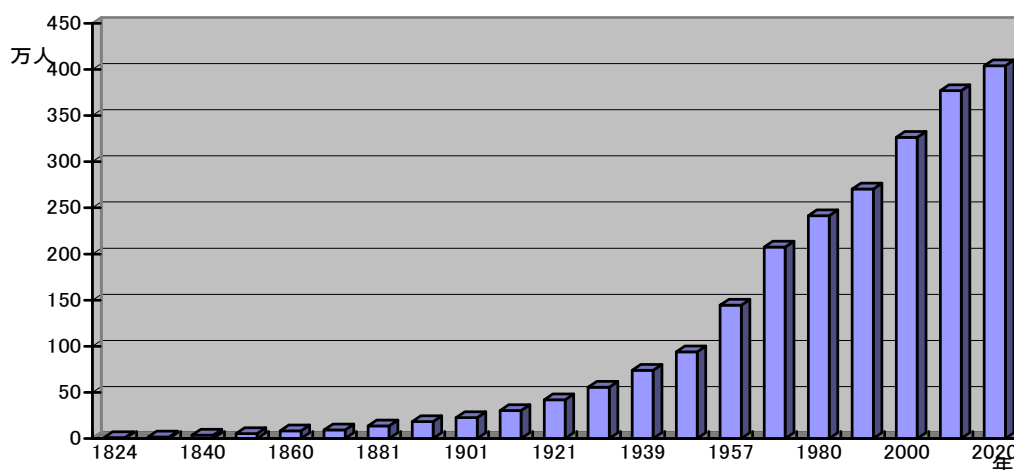
⁷ Singapore Department of Statistics | Census of Population 2020
<https://www.singstat.gov.sg/census2020/census-2020>

図表2 シンガポールの人口ピラミッド（2020年時点）



国立社会保障・人口問題研究所⁸及びシンガポール政府ウェブサイト⁹を基に作成

図表3 シンガポールの人口推移（外国人居住者含まず）



願 尚強（Gan Siang King）著『シンガポールの華人社会について』及び Singapore Department of Statistics | Census of Population 2020¹⁰を基に作成

7 言語

公用語は、独立時（1965年）中華系、マレー系、インド系の三大民族間の妥協案として制定された。中国語、マレー語、タミル語は、国民の民族・文化的背景から選ばれ、英語はシンガポー

⁸ 国立社会保障・人口問題研究所

<https://www.populationpyramid.net/ja/%E3%82%B7%E3%83%B3%E3%82%AC%E3%83%9D%E3%83%BC%E3%83%AB/2020/>

⁹ シンガポール政府 HP <https://www.singstat.gov.sg/>

¹⁰ Singapore Department of Statistics | Census of Population 2020
<https://www.singstat.gov.sg/census2020/census-2020>

ルが英国の植民地であったという背景と国際的地位を得ることからために選ばれた。また、諸外国とのビジネスツールとして英語が必要であったことや多民族を融和させるための一つの手段でもあった。

公用語とは別にマレー語が国語として制定されているのは、シンガポールが 1963 年から 1965 年までマレーシア連邦の州の一つであったこと、独立後の経済発展にマレーシア、インドネシアなどマレー系が住む近隣諸国との調和が欠かせなかったことなど歴史的・地理的立場を反映したものとされている。しかし、国語としてのマレー語は、国歌や儀式で使用されるという役割を持っているに過ぎない。

学校において、授業は公用語のひとつである英語でなされている。しかし、シンガポールは中華系、マレー系、インド系及びその他の複数民族から構成されている多民族国家であることから、それぞれの民族の文化的な背景・アイデンティティを尊重するため、英語と同時にその母語を小学校 1 年生から学ばせている。

このことで、現在、国民の英語リテラシー（読解記述力）は 8 割を超えており、2 言語以上の言語リテラシーを備えたシンガポール人の割合は、1990 年調査時には 45% だったのが、2000 年には 56%、2010 年には 71%、2020 年には 74% に増加している。

家庭で使われる言語に関して 2010 年と 2020 年を比較した場合、2010 年当時は最も話されていた言語は標準中国語であったが、2020 年は英語の割合は 32.3% から 48.3% に増加し、最も話されている言語となった。

第2節 選挙制度

1 選挙権

シンガポールの選挙権・被選挙権は、21歳以上の全ての国民に与えられる。1959年に普通選挙が導入されて以来、義務投票制をとっており、正当な理由なく棄権すればその氏名が選挙人名簿から削除される。再登録を行うには S\$50 を選挙登録局に支払わなければならない¹¹。全ての国民が投票できるように、投票日は国民の祝日と定められている。2020年7月に行われた総選挙の投票率は95.81%であった¹²。

なお、シンガポールには、日本のように地方自治体が存在しないこともあり、国民による直接選挙で選出される公職は、大統領及び国会議員のみとなっている。

2 大統領

現在の大統領は、ハリマ・ヤコブ氏 [第8代 (無選挙による選出) 2017年9月14日就任]¹³で、同氏は、1965年～70年に初代大統領を務めたユソフ・ビン・イサーク氏以来、47年ぶり2人目のマレー系大統領であり、初の女性大統領となった¹⁴。

図表1 歴代大統領

在任期間	氏名	民族
1965-1970 (5年間)	ユソフ・ビン・イサーク	マレー系
1971-1981 (10年間)	ベンジャミン・ヘンリー・シアーズ	中華系
1981-1985 (4年間)	チェンガラ・ヴェーティル ・デヴァン・ナイール	インド系
1985-1993 (8年間)	ウィー・キムウィー	中華系
1993-1999 (6年間)	オン・テンチョン	中華系
1999-2011 (12年間)	セツラパン・ラーマナータン・ナザン	インド系
2011-2017 (6年間)	トニー・タン・ケン・ヤム	中華系
2017-現在 (3年目)	ハリマ・ヤコブ	マレー系

大統領府ウェブサイトを基に作成

¹¹ 選挙局ウェブサイト https://www.eld.gov.sg/voters_compulsory.html

¹² International Foundation for Electoral Systems-Election Guide
<https://www.electionguide.org/countries/id/193/>

¹³ 大統領府ウェブサイト

<https://www.istana.gov.sg/The-President/President-In-Office>

¹⁴ 大統領府ウェブサイト

<https://www.istana.gov.sg/The-President/Former-Presidents>

(1) 権限

大統領は 1991 年 1 月の憲法改正により、任期 6 年で国民により直接選挙されることになったが、それまでの大統領は 4 年ごとに国会により選出され、儀礼的色彩の強い存在であった¹⁵。現在は、政府準備金の使用や政府機関の長の任命に対する拒否権等を持っている。なお、大統領は、大統領顧問協議会（Council of Presidential Advisors）と相談の上、その権限を行使する。ただし、首相の任命や大臣の任命、恩赦等については、形式上は大統領が実施するが、首相や政府の助言に従い実施される。

(2) 立候補

ア 立候補資格

大統領選挙の立候補資格は以下のとおりである¹⁶。なお、立候補回数についての制限はなく、再選も可能である。

- ・シンガポール市民であること
- ・立候補の届出日に 45 歳以上であること
- ・立候補の届出日に選挙人名簿に選挙人として登録されていること
- ・立候補の届出日までに合計して 10 年以上シンガポールに居住している者
- ・立候補の届出日に政党员でないこと
- ・公職経験の場合は、大臣・裁判長などの重要職を 3 年以上経験
- ・民間経験の場合は、過去 3 年間の平均株主資本 S\$ 5 億以上の企業で経営トップの経験があること
- ・過去 5 回の選挙で大統領を出していない民族（中華系、マレー系、インド系・その他）があった場合は、その民族出身者であること

直近の大統領選挙の前年（2016 年）には立候補資格について大きな見直しが行われた。従来民間経験の場合、過去 3 年間の平均株主資本 S\$ 1 億以上の企業で経営トップの経験があることが資格要件とされていたが、資本金の額について S\$ 5 億以上に引き上げられた¹⁷。

また、立候補資格が原則として全ての民族に開かれているところ、民族間の公正を期するため、ある民族（中華系、マレー系、インド系・その他）が過去 5 回の選挙で大統領を出していない場合、次の大統領をその民族から選出することとされた¹⁸。

これにより 2017 年大統領選挙では、過去 5 回の選挙で大統領を出していないマレー系のハリマ・ヤコブ氏が無投票での選出となった（歴代大統領は図表 1 のとおり）。

なお、該当民族から選出されない際には、他民族も含めた立候補を再度受け付けることとなる。

¹⁵ 大統領府ウェブサイト <https://www.istana.gov.sg/The-President/President-In-Office>

¹⁶ 選挙局ウェブサイト https://www.eld.gov.sg/candidate_presidential_qualify.html

¹⁷ シンガポール共和国憲法第 19 条 <https://sso.agc.gov.sg/Act/CONS1963#pr19->

¹⁸ 選挙局ウェブサイト https://www.eld.gov.sg/elections_presidential.html

イ 立候補までの流れ

大統領選挙は、任期満了日の前3ヶ月以内に実施されるか、任期満了前に大統領の職が空席となった場合に、その後6ヶ月以内に実施される¹⁹。立候補届出日（ノミネーション・デー）は首相が任命する選挙管理官から発表され、立候補届出日は1日のみの設定の上、受付時間もわずか1時間である。

（3）選挙運動

立候補者が選挙運動を行えるのは立候補届出日から投票日の2日前までの期間であり、その期間は一般的に9日間となっている。投票日前日はクーリングオフ・デーと呼ばれ、投票権者を選挙運動期間中の興奮状態から落ち着かせ、理性的に判断し投票を行わせることを目的に設定されている。なお、クーリングオフ・デー及び投票日に選挙運動はできないものの、その時点で既に公の場に出ている広告媒体については残置することが認められている。

選挙運動の内容は、集会、個別訪問、テレビ放送、SNS 等である。集会を開催するためには、立候補者は各自で会場を確保し警察に許可申請を出す必要があり、申請する際に会場の所有者から書面で承諾を得なければならない。会場は秩序と安全面でのリスク緩和のためにスタジアムや屋内施設が勧められており、屋外の広場等は認められない。

選挙運動の費用の上限は法令で定められており、S\$600,000 若しくは投票権者一人当たりS\$0.3のうちいずれか多い額となる²⁰。

3 国会議員

国会議員は選挙区選出議員、非選挙区選出議員及び指名議員から構成される。現在の国会議員は第14期目の議員²¹で、議長、副議長は国会議員以外からも選出可能である。

選挙区選出議員は全ての審議に参加することができるが、非選挙区選出議員及び指名議員は、憲法改正、予算法案、内閣不信任案等については、表決に参加することはできない。

（1）議員の種類

ア 選挙区選出議員

選挙区選出議員は、国民の直接選挙で当選した議員である。選挙区は小選挙区と集団選挙区に区割りされており、定数は93の内、14名は小選挙区から、79名は集団選挙区から選出される²²。シンガポールの議員定数及び区割りは、首相が民間人から委員を指名する選挙区割り見直し委員会（Electoral Boundaries Review Committee : EBRC）の諮問に基づき、首相が決定する。

¹⁹ 選挙局ウェブサイト https://www.eld.gov.sg/elections_presidential.html

²⁰ 選挙局ウェブサイト https://www.eld.gov.sg/elections_presidential.html

²¹ 国会ウェブサイト

<https://www.parliament.gov.sg/about-us/structure/members-of-parliament>

²² THE REPORT OF THE ELECTORAL BOUNDARIES REVIEW COMMITTEE, 2020

https://www.eld.gov.sg/pdf/White_Paper_on_the_Report_of_the_Electoral_Boundaries_Review_Committee_2020.pdf

(ア) 小選挙区

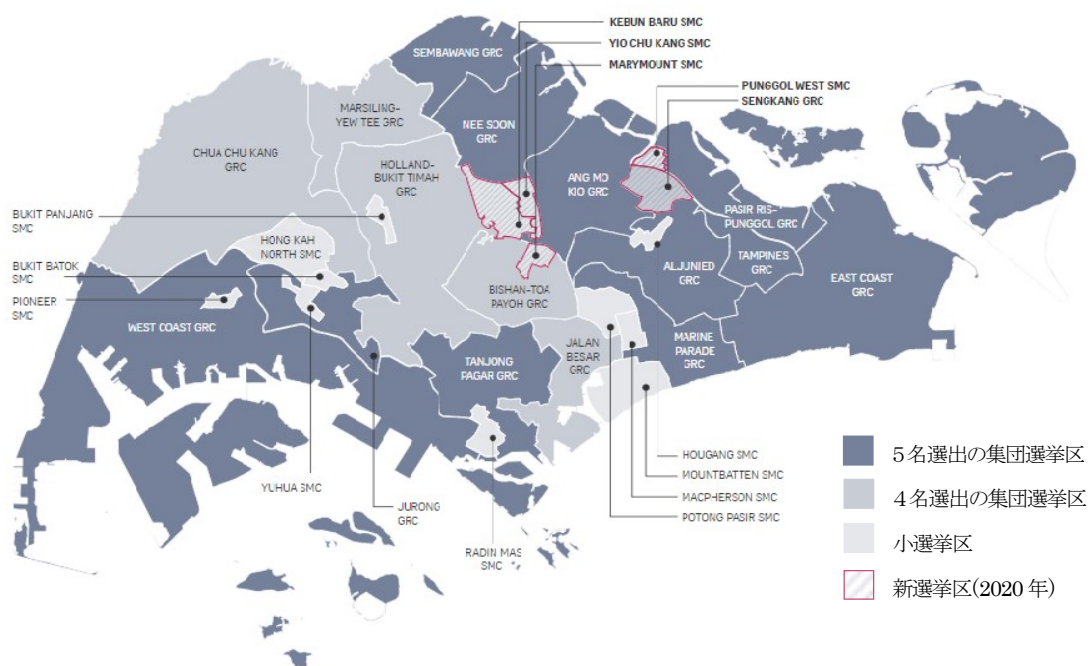
小選挙区は1選挙区ごとに1名を選出する区割りである。2020年総選挙では、14の選挙区から14名が選出された。

(イ) 集団選挙区

集団選挙区は、有権者が政党に投票し、最大得票政党がその選挙区の議席を全て独占する区割り。2020年総選挙では、17の集団選挙区から79名が選出された。その内訳は4人区が6区、5人区が11区である²³。集団選挙区の候補者数は、各選挙区の有権者数を考慮した上で、大統領によって官報で公表される。

シンガポールは多民族国家であるため、集団選挙区から立候補する候補者グループの内1名は、必ずマレー系、インド系等の少数民族の出身でなければならないこととなっており、各党は定数分の立候補者を用意しなければならない。

図表2 選挙区の状況（2020年総選挙）



出典：The Straits Times

イ 非選挙区選出議員

非選挙区選出議員は、野党の当選議員の数が最低確保議席に満たない場合、総選挙で落選した野党候補者のうち得票率の高い候補者を当選人として選出する議員のことである。これは1984年に導入され、当初は選挙区選出の野党議員の数が3名に満たない場合に、野党議員の数

²³ THE REPORT OF THE ELECTORAL BOUNDARIES REVIEW COMMITTEE, 2020
https://www.eld.gov.sg/pdf/White_Paper_on_the_Report_of_the_Electoral_Boundaries_Review_Committee_2020.pdf

が選挙区選出議員と合わせて3名になるまで非選挙区選出議員を選出していた。しかし近年、国会でより多様な議論が希望されていることから、憲法及び国会議員選挙法の改正により、野党議員の最低確保議席が2010年には従来の3名から9名へ、2017年には12名へ増員されることになった²⁴。

非選挙区選出議員は、それぞれの選挙区での最低得票率が有効投票数の15%でなければならないという条件が設定されている²⁵。また、同一選挙区から1名までと定められている。2020年の総選挙では、野党議員は10名当選したため、2名の野党候補が非選挙区選出議員に選ばれた²⁶。

ウ 指名議員

指名議員は、実業界、産業界等の代表の意見を国会の議論に反映するため、政党に属さない人物にも選挙を経ずに議席を与える制度である。国会の特別選考委員会の推薦に基づき、大統領が9名まで任命する。指名議員の任命は選挙後半年以内に行われる。

(2) 議席数及び任期

各議員の議席数、任期は以下のとおりである²⁷。

[選挙区選出議員] 任期5年、議席数93

[非選挙区選出議員] 任期5年、最大議席数12

[指名議員] 任期2年半、議席数9

(3) 政党別議員数

政党別の国会議員数は2020年7月10日の総選挙の結果、以下のとおりとなった²⁸。

[選挙区選出議員] 与党・人民行動党 (People's Action Party : PAP) 83名

野党・労働者党 (Workers' Party : WP) 10名

[非選挙区選出議員] 野党・前進党 (Progress Singapore Party : PSP) 2名

²⁴ 国会ウェブサイト <https://www.parliament.gov.sg/about-us/structure/members-of-parliament>

²⁵ 国会議員選挙法第33条 <https://sso.agc.gov.sg/Act/PEA1954#pr33>

落選した野党候補者のうち、誰も最低得票率を獲得していない場合、理論上では、非選挙区選出議員の数が0となる可能性もある。

²⁶ プレスリリース：2020年の総選挙における国会議員の非選挙区選出議員の選出

https://www.eld.gov.sg/press/2020/Press_Release_on_Election_of_Non-Constituency_Members_of_Parliament_in_General_Election_2020.pdf

²⁷ 国会ウェブサイト

<https://www.parliament.gov.sg/about-us/structure/members-of-parliament>

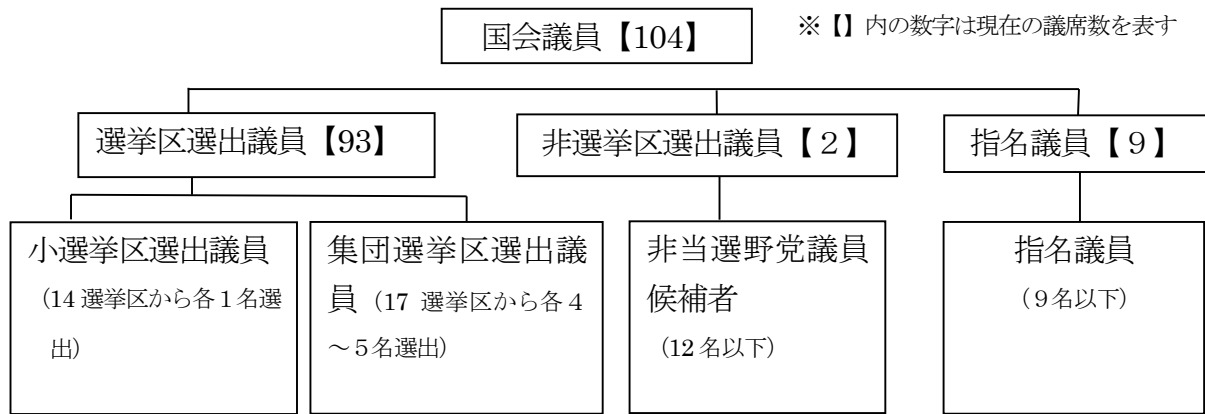
²⁸ The Straits Times GE2020

<https://www.straitstimes.com/multimedia/graphics/2020/07/singapore-general-election-ge2020-live-results/index.html>

プレスリリース：2020年の総選挙における国会議員の非選挙区選出議員の選出

https://www.eld.gov.sg/press/2020/Press_Release_on_Election_of_Non-Constituency_Members_of_Parliament_in_General_Election_2020.pdf

図表3 議員類型別の国会議員議席数



選挙局ウェブサイトを基に作成

(4) 立候補

ア 立候補資格

立候補資格は以下のとおりである²⁹。

- ・シンガポール市民であること
- ・立候補の届出日に21歳以上であること
- ・立候補の届出日に選挙人名簿に選挙人として登録されていること
- ・立候補の届出日までに合計して10年以上シンガポールに居住している者
- ・失明又はその他の身体的理由がない限り、英語、マレー語、北京語、タミル語のうち少なくとも1つを読み書きできる十分な能力を備えており、議会の議事に積極的に参加し、話すことができること
- ・シンガポール共和国憲法第45条に規定されている失格の対象³⁰でないこと

イ 立候補までの流れ

総選挙は、首相の助言により大統領が国会を解散³¹した場合に、解散から3か月以内に実施される。なお、議員選挙についても立候補届出日（ノミネーション・デー）は、首相が任命する選挙管理官から発表され、立候補届出日は1日のみの設定の上、受付時間は1時間である。

(5) 選挙運動

選挙運動の期間やクーリングオフ・デーは大統領選挙と同様である。選挙運動の内容は、集会、個別訪問、テレビ放送、SNS等であり、集会を開催するためには、立候補者は警察の許可を得る必要がある。大統領選と異なり、集会の日時、会場は警察により決定され、会場については、屋内の施設やスタジアムの他、屋外の広場も認められている。

²⁹ シンガポール共和国憲法第44条 <https://sso.agc.gov.sg/Act/CONS1963#pr44->

³⁰ シンガポール共和国憲法第45条 <https://sso.agc.gov.sg/Act/CONS1963#pr45->

選挙運動の費用の上限は、2015年、2020年の総選挙では、小選挙区は各選挙区の投票権者一人当たり S\$4、集団選挙区は各選挙区の投票権者1人当たり S\$4をその選挙区で選出される議員の定数で割った額であった³²。

なお、各候補者の選挙資金は、企業又は個人からの献金、選挙後に所属政党から支払われる資金などで賄われている。

(6) 近年の総選挙の動向

ア 2011年総選挙

2011年総選挙では、与党である人民行動党の得票率は60.14%と史上最低を記録した。一方、野党である労働者党は改選前の2議席から、6議席に躍進したが³³、これは建国以来最多の議席数であり、1つの集団選挙区では野党が勝利し、元外相等の人民行動党擁立候補者が落選した。

野党が躍進した背景には、外国人の急増とそれに伴う雇用機会及び住居確保のための競争激化、拡大する所得格差などに対する国民の不満があるといった分析もある³⁴。事実上の一党支配に対する批判及び変化を求める声が高まっていることが窺える。その後2回の補欠選挙に野党が連勝したことによって、野党が7議席を占め³⁵、1965年の独立以来、野党勢力が過去最多を更新した。

イ 2015年総選挙

2015年総選挙は、リー・クアンユー初代首相の死去（2015年3月）やシンガポール建国50周年イベントなどにより愛国心が高まる中、国会任期満了前の日程（9月11日（金））で実施した。

結果としては、人民行動党は69.86%の得票率を獲得し、29選挙区中、27選挙区で勝利した³⁶。2011年総選挙の厳しい結果を踏まえ、人民行動党は雇用、住宅、交通、教育など広く政策を見直し、新政策を相次いで発表した。それにより国民の雇用・所得の向上、社会保障の拡充、物価の抑制等の改善が見られた。これら人民行動党の取組に対する国民の支持が得票率に反映したと考えられる。

ウ 2020年総選挙

2020年総選挙は、新型コロナウイルス流行下での実施となったため、投票所で感染防止対策が実施されたほか、選挙運動はオンラインでのキャンペーンやテレビでの政見放送が中心となった。全93の議席と与野党192人の候補者が争う形になり、与党・人民行動党は83議席を獲得し、今回も憲法改正などに必要な3分の2以上の圧倒的多数で勝利を収めた。

³¹ 選挙実施の命令書（The Writ of Election）を發布する

³² 選挙局ウェブサイト https://www.eld.gov.sg/candidate_parliamentary_campaign.html

³³ 選挙局ウェブサイト https://www.eld.gov.sg/elections_past_parliamentary2011.html

³⁴ Reuters, Factbox - Main issues in Singapore's 2011 general election

<https://www.reuters.com/article/uk-singapore-election-factbox-idUKTRE74513L20110506>

³⁵ 選挙局ウェブサイト https://www.eld.gov.sg/elections_past_by.html

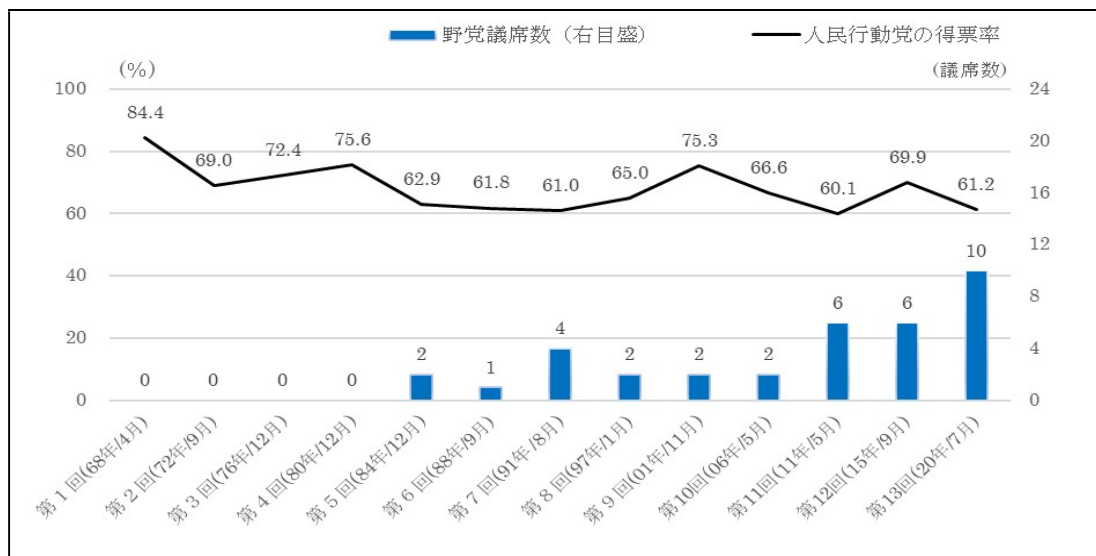
³⁶ 選挙局ウェブサイト https://www.eld.gov.sg/elections_past_parliamentary2015.html

しかし、人民行動党の得票率は 61.24%と、前回の 2015 年の総選挙時の 69.86%を大きく下回り、選挙区でみると 31 選挙区中 28 選挙区での勝利に留まった³⁷。一方、野党・労働者党は 2015 年総選挙でも勝利したアルジュニード集団選挙区（5名）、ハンカン小選挙区（1名）に加え、新設されたセンカン集団選挙区（4名）においても勝利し、6議席から 10議席へと議席を伸ばした。この他、野党は敗北したものの、惜敗の地区が複数あった。

また、元人民行動党の有力議員タン・チェンボク氏が結成した野党の前進黨は、リー・シェンロン首相の弟であるリー・シェンヤン氏が入党し話題となった。同氏は今回の選挙では立候補しなかったが、前進黨は結果として人民行動党に敗れはしたものの、ウエストコースト集団選挙区にて善戦するなどし、2名が非選挙区選出議員として選出された。

2020 年総選挙では、特に若い層が人民行動党の強引で強権的手法に批判的となり、「国会にチェック機能を持たせるためには野党が必要」という訴えに耳を傾けた人が多く野党票が増えたのではないかとの分析もある³⁸。

図表 4 与党（人民行動党）得票率の推移



選挙局ウェブサイトを基に作成

4 近年の選挙関連の動向

(1) 海外投票制

国際化の進展を背景に、多くの国民が海外で居住していることを考慮し、2001年に総選挙で海外投票が行えるよう国会議員選挙法が改正された。しかし、米国の同時多発テロ事件以降の安全確保を理由として、2001年の総選挙では見送られ、2006年の総選挙で初めて海外8ヶ所

³⁷ 選挙局ウェブサイト <https://www.eld.gov.sg/finalresults2020.html>

³⁸ 田村慶子『新型コロナウイルス下での総選挙、選挙結果の背景、新政権の今後』（2020年）

(キャンベラ、東京、北京、上海、香港、ロンドン、ワシントン DC、サンフランシスコ) の在外公館で海外投票が実施されることとなった³⁹。

2008 年にはさらに国会議員選挙法を改正し、ニューヨークに投票所を設置した。加えて、これまで有権者登録の資格を得るためには、選挙人名簿登録の締め切り日の前5年間に合計2年間シンガポールに居住している必要があったが、この期間を緩和し、3年の間に30日間居住していれば資格を得ることができるようにした。この他にも有権者登録が可能な期間の延長や登録手順の簡略化などの措置で、より多くの在外シンガポール人が投票できる仕組みを整えた⁴⁰。

2015 年には新たにドバイを投票所に加え、現在は東京を含む海外 10 カ所の在外公館で投票が可能となっている⁴¹。

(2) 選挙運動でデジタルメディア利用の規制緩和

これまでシンガポールでは、インターネット上の選挙運動・政党の宣伝を厳重に管理しており、政党、候補者及び党員がウェブサイトを経営する場合や、無所属の国民が政治的な議論を行うためのウェブサイトを経営する場合、メディア開発庁から運営許可を得る必要があった。

しかし、2010 年からは、SNS の普及により、一般の国民にとって政治的な議論参加の敷居が低くなってきていることを認めた上で、デジタルメディア利用の規制を緩和した。これにより、選挙キャンペーンのビデオ記録及び音声ファイルのアップロード、個人ブログでの宣伝及び議論等が事前審査を受けずに行えるようになり、2011 年の総選挙で初めてブログ、Facebook、Twitter などを利用したインターネット上の政治的な議論が認められるようになった。

2020 年の総選挙では、選挙活動で電子広告を使用する例が増えていることに対応し、有料ネット広告を使った選挙広告に対して、各種条件を厳格化した。具体的には、従来から有料、無料にかかわらず全てのネット広告について、掲載されるプラットフォームを選挙管理官に報告することが義務付けていたところ、今後は掲載期間、広告料金を支払った相手方などについても報告が求められる。

³⁹ 外務省ウェブサイト https://www.mfa.gov.sg/Overseas-Mission/Wellington/Mission-Updates/2008/03/press_200803_2

⁴⁰ The Straits Times 記事

https://www.straitstimes.com/sites/default/files/attachments/2016/04/25/massive_mahunt.pdf

⁴¹ The Straits Times 記事

<https://www.straitstimes.com/politics/ge2015-singaporeans-overseas-to-vote-at-10-polling-stations-dubai-the-latest-addition>

選挙局ウェブサイト https://www.eld.gov.sg/voters_overseas.html

第3節 行政制度（概略）

1 内閣

シンガポールの内閣制度は議院内閣制である。大統領が、国会で過半数の信任を得ると判断される国会議員を首相に任命し、首相の助言に基づき、国会議員の中からその他の大臣を任命する。内閣は国会に対して連帯して責任を負う。3代目のリー・シェンロン首相は、初代首相リー・クアンユー氏の長男で、2004年8月12日に就任した。

2021年5月15日に内閣改造が行われ、現在では首相を含め20名の大臣により構成されている。

図表1 内閣閣僚

	役職	氏名
1	首相	リー・シェンロン
2	副首相兼経済政策調整相	ヘン・スイキヤット
3	上級相兼国家安全保障調整相	テオ・チーヒエン
4	上級相兼社会政策調整相	ターマン・シャンムガラトナム
5	財務相	ローレンス・ウォン
6	国防相	ウン・エンヘン
7	貿易産業相	ガン・キムヨン
8	外相	ビビアン・バラクリシュナン
9	内相兼法相	K・シャンムガム
10	国家開発相（兼社会・家庭開発省社会サービス担当大臣）	デスモンド・リー
11	情報通信相兼第2内相	ジョセフィン・テオ
12	運輸相（兼貿易産業省貿易担当大臣）	S・イスワラン
13	環境持続相	グレース・フー
14	保健相	オン・イェクン
15	教育相	チェン・チュンシン
16	社会・家庭開発相兼第2保健相	マサゴス・ズルキフリ
17	人材相	タン・シーレン
18	文化・コミュニティ・青年相兼第2法相	エドウィン・トン
19	首相府相兼第2財務相兼第2国家開発相	インドラニー・ラジャ
20	首相府相兼第2教育相兼第2外相	マリキ・オスマン

シンガポール首相府ウェブサイト⁴²、日本貿易振興機構ウェブサイト⁴³を基に作成

2 行政組織

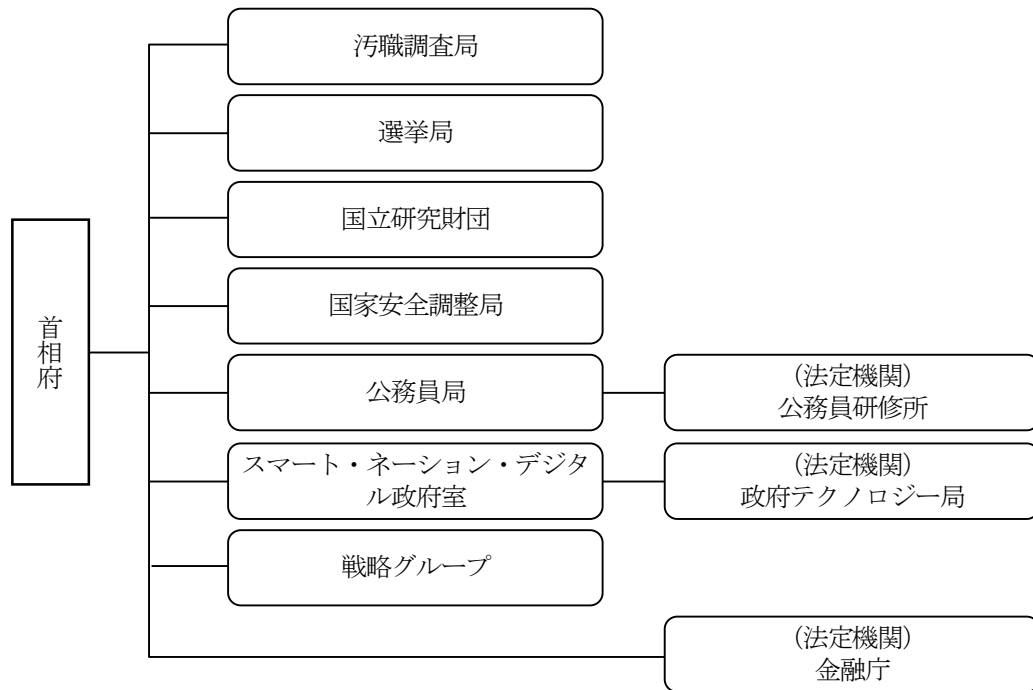
シンガポール政府は1府15省から成るが、このほか、法定機関（Statutory Board）と呼ばれる組織が多数（50以上）存在している。法定機関はそれぞれ個別法によって設立された政府関係機関で、省の内部局よりも高い自立性を与えられている。一般に、省が全般的な政策方針を決定

⁴² Prime Minister's Office Singapore（2021年5月15日最終更新） <https://www.pmo.gov.sg/the-cabinet>

⁴³ 日本貿易振興機構（ジェトロ）ビジネス短信（2021年4月26日発信）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/04/256c139d2b6b09cf.html>

し、その管轄下の法定機関が具体的な施策を策定・実施する。法定機関の職員は、公務員とは呼ばれていないが、公共部門職員とされ、公務員と同様に汚職防止や守秘義務などの規定が適用される。

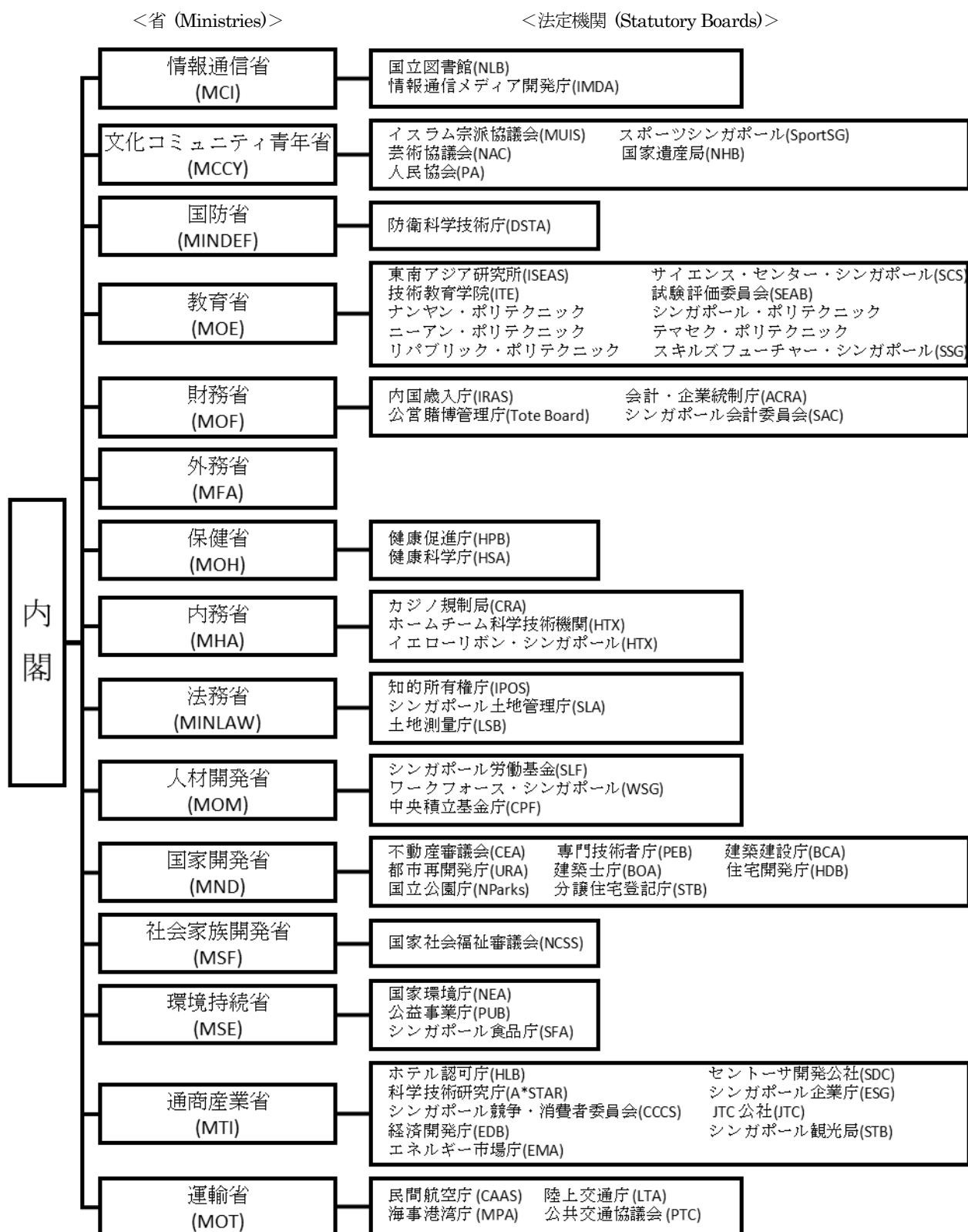
図表2 首相府組織図



シンガポール首相府ウェブサイト⁴⁴を基に作成

⁴⁴ Prime Minister's Office Singapore (2021年4月27日最終更新) <https://www.pmo.gov.sg/About-Us>

図表3 行政機構



シンガポール政府ウェブサイト⁴⁵、各省ウェブサイトを基に作成

⁴⁵ The www.gov.sg Portal (各省ウェブサイト一覧) (2019年12月29日最終更新)
<https://www.sgdi.gov.sg/ministries>

第4節 司法制度

1 概要

シンガポールの司法制度は、世界で最も優れたものの1つとして国際的に認められている。「Singapore Courts Annual Report 2020」によると、国際機関等が国の業績を測定するために実施したいくつかの調査研究で、シンガポールは司法に関連する分野のほとんどの指標で上位10位以内にランクインし、高得点を挙げている。

特にその訴訟処理の迅速さから、訴訟関係者にとって最も利用しやすい司法制度の1つとなっており、日本を含む海外からの視察が行われるなど、世界的にも注目を集めている。シンガポールの司法制度が高い評価を受けているのは、司法当局が、国民のニーズや利便性等を常に考慮し、システムの改善に全力をあげて取り組んでいる結果である。

司法当局は、裁判のIT化にも取り組んでおり、2000年にはインターネット調停システム（e-Alternative Dispute Resolution：e@dr）を開始、2002年には世界で初めてインターネットを利用したオンライン裁判所（Justice OnLine）を試験的に開設し、一定の訴訟に関する調停をオンラインで処理するサービスを開始した。

アジアにおける情報最先進国としてのシンガポールが、21世紀の主要産業とされているIT（情報技術）を政府機関等にも積極的に導入しているのは、国民の利便性や効率性重視という理由のみならず、何よりも政府自身が時代にあったシステムづくりを実践していこうとする姿勢の表れでもある。

また、2016年に世界銀行が発表した「ビジネス環境の現状2016（Doing Business2016）」によると、ビジネスがしやすい国としてシンガポールが世界一に選ばれた。その評価基準の1つが「契約執行の容易さ」で、これは手続のスピード、コスト、効率性などを考慮した民事裁判手続に対する評価であり、その点においてもシンガポールは世界一と評価されている。

以下、訴訟処理の現状について記すとともに、司法体制の概要や組織、訴訟処理に対する取組状況や将来に向けた展望、課題等について分析する。

2 現状

司法当局は、訴訟当事者の利便性等を重視し、訴訟処理をサービスの1つと捉え、その処理基準を明確に公表している。特に訴訟の各過程での諸手続について、目安となる標準的な所要期間を設定していることは、利用する国民のみならず、法律事務所や司法担当者、その他利害関係者にとっても便利なものであり、訴訟処理の迅速化をさらに進める大きな要因となっている。

1991年当時、特に下級裁判所（現 国家裁判所）において相当数の未処理案件があり、中には、結審までに数年以上を要すると思われるものもあることが、大きな問題となっていた。これに対し、当局は、裁判所の増設ではなく、業務の効率化とスピード化を何よりも重視し、訴訟処理期間の延長を禁止するなど、訴訟処理のスピードアップのための技術向上を徹底して行った。その結果、1993年までには事実上の未処理案件はほぼ解消され、以後、民事・刑事ともに、訴訟提起から審理開始までの期間が大幅に短縮されることとなった。

なお、司法当局が処理している訴訟件数の実績は図表1「訴訟件数」のとおりであり、また、当局が公表している各手続に関する標準的な所要期間（着手までの待ち時間）の主なものは図表

2 「標準的な所要期間」のとおりである。

図表1 「訴訟件数」(2020実績)

区 分	最高裁判所(Supreme Court)	国家裁判所(State Courts)
民事訴訟	受理：13,388件 処理：12,858件	受理：31,189件 処理：33,193件
刑事訴訟	受理：451件 処理：459件	受理：143,728件 処理：156,129件
その他コミュニティ紛争等	—	受理：12,099件 処理：13,135件
計	受理：13,839件 処理：13,317件 処理率96.2%	受理：187,016件 処理：202,457件 ※処理率108.2%

※処理は必ずしもその年に受理したものではないことから、処理率は100%を超えることがある。

出典：Singapore Courts Annual Report 2020

図表2 「標準的な所要期間」

【最高裁判所(上訴法廷)の例】
民事事件の審理：書類を受理してから8週間 刑事事件の審理：書類を受理してから6週間
【国家裁判所の例】
民事訴訟の審理：申し立ての日から起算して2～4週間 刑事訴訟の審理：罪状認否があった日から起算して1～4週間 少額事件の審理：申し立ての日から起算して、旅行者にあっては1日、消費者にあっては10日、非消費者案件にあっては2週間

※表に掲げる期間は原則として定められた期間であり、事例ごとにさらに詳細な規定がある。

出典：Singapore Courts Annual Report 2020

3 組織

(1) 組織の概要

司法は、最高裁判所(Supreme Court)、国家裁判所(State Courts)及び家庭裁判所(Family Justice Courts)の3つにより構成されている。

最高裁判所は、高額事件と重要犯罪の第一審及び国家裁判所の決定に対する控訴審を行う高等法廷(High Court)と最終審である上訴法廷(Court of Appeal)から成り立っている。

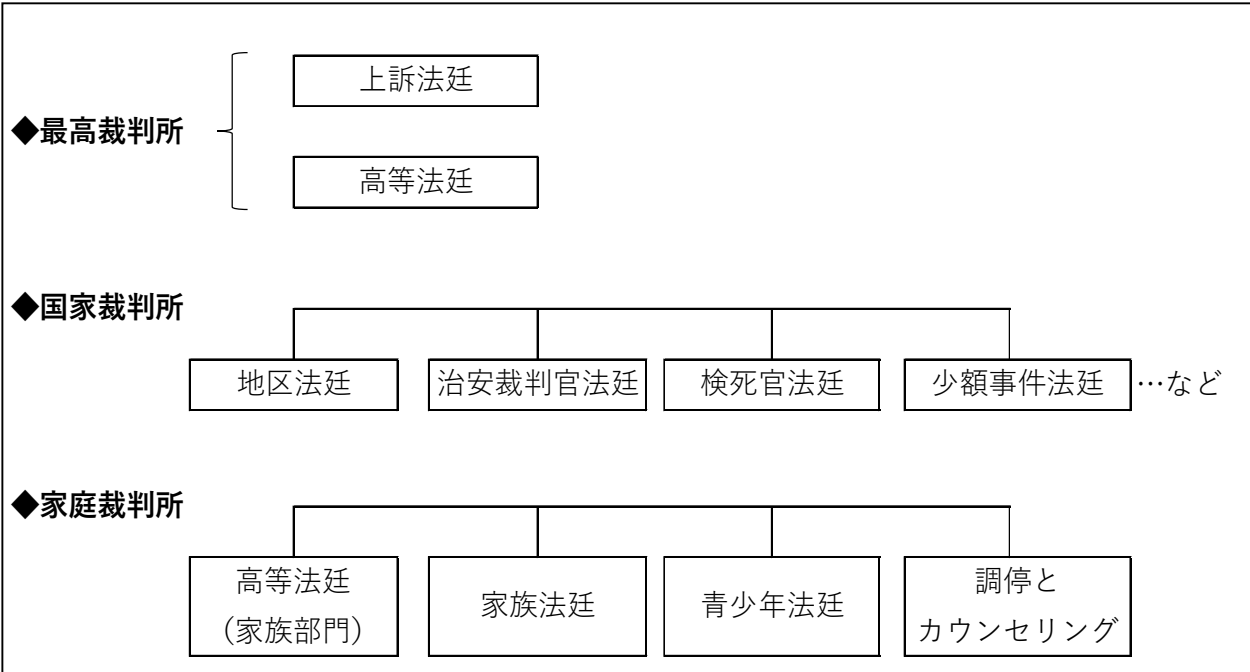
国家裁判所は、地区法廷(District Courts)、治安裁判官法廷(Magistrate's Courts)、検死

官法廷 (Coroner’s Courts)、少額事件法廷 (The Small Claims Tribunals)、コミュニティ紛争法廷 (Community Disputes Resolution Tribunals) 及び雇用法廷 (Employment Claims Tribunals) などから成り立っている。なお、国家裁判所は 2014 年 2 月までは下級裁判所 (Subordinate Court) と呼ばれていたが、同年 3 月に改名し国家裁判所となった。

家庭裁判所は、2014 年 8 月 4 日に議会で可決された決議書 (the Family Justice Act) に従って設立され、高等法廷 (家庭部門) (High Court(Family Division))、家族法廷 (Family Courts)、青少年法廷 (Youth Courts) 及び調停とカウンセリング (Mediation & Counselling) から成り立っている。

これらの司法組織は、憲法の規定により行政府及び立法府からの独立が保証されている。

図表 3 「司法組織図」



出典 : Singapore Courts Annual Report 2020

(2) 最高裁判所 (Supreme Court)

最高裁判所は、上訴法廷 (Court of Appeal) と高等法廷 (High Court) から構成され、民事、刑事両方の訴訟を扱う。

上訴法廷は、シンガポールにおける最終的な上訴の法廷であり、高等法廷が第一審裁判所として下した判断に対する上訴審である。さらに、高等法廷が決定を留保し、移送してきた特殊事案について、法律上の重要な問題について決定することもある。このほかに、国家裁判所から高等法廷に上訴された事案を高等法廷が決定を留保して上訴法廷に移送し、上訴法廷において、社会の利益保護に重要な意義を有する法律の解釈について決定することもある。また、上訴法廷は、通常 3 名の裁判官が合議体を構成するが、2 名の裁判官で合議体を構成することや、5 名以上の奇数名の裁判官により合議体が構成されることもある。

高等法廷は、一定の重大犯罪に対する第一審裁判所であるとともに、地区法廷と治安裁判官法

廷に対する第二審裁判所でもある。高等法廷は、シンガポールで発生した全ての犯罪のほか、国外での犯罪についても一定の状況で発生したものにつき、管轄権がある。しかし、実際は、高等法廷が第一審として受理するものは、訴訟総額が S\$25 万以上の民事裁判や死刑又は 10 年を超える禁固刑が定められた刑事裁判である。また、高等法廷は、地区法廷等が決定を留保し、移送してきた特殊な事案について、法律上の重要な問題を決定する権限がある。なお、高等法廷における手続は、特別の定めがない限り、単独の裁判官が審理する。

最高裁判所の首席裁判官及び裁判官は、首相の助言により大統領が任命する。2020 年現在最高裁判所には、最高裁判所長官でもある首席裁判官 1 名、最高裁判所裁判官 4 名、上訴法廷裁判官 3 名、高等法廷裁判官 17 名、上級裁判官 3 名、国際裁判官 16 名及び司法委員 6 名のあわせて 50 名が在籍している。

(3) 国家裁判所 (State Courts)

国家裁判所には地区法廷、治安裁判官法廷及び検死官法廷のほか、少額事件法廷などの法廷が設置されている。

例えば地区法廷が審理することができるのは、原則として、法定刑が 10 年以下の禁固刑又は罰金刑のみが定められている罪である。しかし、これ以上の法定刑が定められている罪であっても、一定の場合には、地区法廷において審理することが可能である。

また、治安裁判官法廷が審理することができるのは、原則として、法定刑が 5 年以下の禁固刑又は罰金刑のみが定められている罪である。しかし、これにも一定の例外が定められており、5 年を超える禁固刑が定められている場合でも、治安裁判官法廷で審理されることもある。そのほか、捜査差押令状の発布、証人の召喚等の令状発布も行う。

(4) 家庭裁判所 (Family Justice Courts)

家庭裁判所の使命は、困窮している家族や若者に司法へのアクセスと支援を提供することである。

家庭裁判所には、高等法廷（家族部門）、家族法廷、青少年法廷及び調停とカウンセリングが設置されている。例えば、高等法廷（家庭部門）は、家族法廷及び青少年法廷が下した判断に対する上訴審であると同時に 500 万 S\$以上の資産を含む家族訴訟を担当している。また、家庭裁判所は、紛争の友好的な解決に到達するよう調停とカウンセリングを受けるように指示することができる。2020 年は合計 25,633 件の訴訟を処理し、離婚、生活費及び遺言の訴訟が半分以上を占めている。



最高裁判所(Supreme Court)
MRT シティホール駅から徒歩 10 分



家庭裁判所(Family Justice Courts)
MRT チャイナタウン駅から徒歩 10 分



国家裁判所(State Courts)
MRT チャイナタウン駅から徒歩 10 分
※2019 年 12 月に移転

4 主な施策

(1) ハイレベルな訴訟処理

シンガポールの訴訟手続及び処理における代表的な施策は、情報化時代の到来をいち早く察知し、21 世紀の高度情報化社会に対応した取組を進めてきたことである。これらは先に述べた訴訟手続の利便性や処理の迅速化だけでなく、司法当局が負担する経費の削減にも大いに役立つものとなっている。すなわち現在、裁判所には情報化を進めるためのコンピューターや各種情報機器、通信設備等が数多く導入されている。

例えば、国家裁判所では、2000 年 9 月にオンライン調停サービス (e-Alternative Dispute Resolution : e@dr) を開設した。これは商業、インターネット関連の問題をオンラインで調停するもので、同サービスは、訴訟処理のスピード化、秘密の保守、利用料金がケースにより無料又は低廉であることを特徴としている。このオンライン調停は、電子商取引を通じた商品やサービスの販売に関する紛争とともに、新たに発生している知的財産権に関する問題などに適用されており、商取引に対する迅速な審理、訴訟費用削減につながることから、当時、同サービスの導入は電子商取引の画期的なインフラとして注目を集めた。

2000 年には、裁判関係書類を電磁的方法により裁判所に提出するシステム (Electronic Filing System) が導入され IT 化がさらに進んだ。これは、民事訴訟における訴訟関係者のニーズに迅速に対応するために導入したシステムである。2013 年には、裁判関係書類の提出だけでなく、裁判手続における全てのコミュニケーション (例えば裁判関係書類の提出、送達、事件情報管理、

通知、期日調整、費用管理等)をウェブ上のプラットフォームで行うことができるシステム (E-Litigation) が導入され、訴訟関係者には同システムの利用が義務付けられた。さらに、法定審理の IT 化 (e-Court) も進んでおり、裁判所の法廷には、専用のパソコン及びモニター等が設置され、テレビ会議システムを利用した証人尋問等が行われ、その際の自動録音は裁判記録として利用される。

2020 年 5 月には、新型コロナウイルス感染防止のため外出制限が続くなか、薬物取引事件の被告が、オンライン会議システム「ZOOM」を通じて死刑を宣告された。最高裁判所によると、リモート (遠隔) 裁判で被告に死刑が宣告されるのはこれが初めてだという。最高裁判所の担当者は「新型コロナの感染拡大を防ぐ政策に歩調を合わせ、刑事裁判も含めリモートでの裁判を進めている。今回の裁判も、関係者全員の安全のため、ビデオ会議システムを使って実施した」と説明している。⁴⁶

(2) 予算

図表 4 「裁判所関連予算」

・ 2021 年度予算額	計 411,163,100 S\$
・ 2020 年度決算額	計 323,658,100 S\$
(主要な項目)	・ 旧国家裁判所の改築費や新国家裁判所の最終支払い
	・ 最高裁判所等の施設改修費
	・ 各種システム運営・開発費、管理費 (人件費、運営費)

出典 : Ministry of Finance, The Budget for the Financial year 2021/2020

5 おわりに

以上、シンガポールの司法制度における訴訟処理の実態について述べてきた。多民族国家として存立するシンガポールにおいては、例えば訴訟を進める際の使用言語 (4つの公用語の通訳) や、生活文化の違い等に対する配慮等も必要となるなどの制約もある中、先進的な情報技術をいち早く取り入れ、組織の運営管理とともに訴訟処理の効率化、新しいサービスの提供を開始するなどの取組を進めており、特に電子訴訟や 1992 年 4 月に設置された夜間法廷は特徴的である。法の整備はもとより、前述した訴訟処理の標準期間や訴訟制度そのものの透明性の高さなどは、シンガポールの社会的な安定と高い経済成長にも少なからず貢献していると考えられる。

また、近年も、2020 年には、COVID-19 の影響により、従来の方法で事件を審理することができなくなった際に、裁判所サービスの遠隔提供に着手するなど、新たな取組を進めており、今後、状況に応じて変化があるものと思われる。

⁴⁶ 朝日新聞デジタル (2020 年 5 月 20 日)

<https://www.asahi.com/articles/ASN5N6FDMN5NUHBI01W.html>

第5節 主要政策

1 シンガポールの基本的政策

シンガポールの経済的繁栄は、1965年のマレーシアからの分離独立以降、わずか数十年の間に築かれたものである。天然資源をほとんど持たず、国内だけで自立できるのに十分な市場もなく、さらには食糧や水すらも外国に頼らざるを得なかったこの国が、先進国の仲間入りを果たすことができた理由は何か。それは、外資導入を国策の根幹に据えた政府による強力な国家づくりであった。

シンガポールはこれまで、空港、港湾、電力、工業用地や通信網といった産業インフラを整備するとともに、緑あふれる都市環境を実現し、「クリーン&グリーン・シティ」をスローガンとする清潔で安全な街づくりに努めてきた。また、多様な民族で構成される国民の民族融和策の一環として学校教育を通じた英語社会化政策を実施し、世界の標準的言語である英語を国民に習得させることで、外国企業が抵抗なく投資できる言語環境を整え、国際ビジネスセンターとして発展していくための土壌を作り上げた。

主要な政策を実施する際には、長期計画を策定して目指すべき方向性を明確に打ち出し、広く周知を図るとともに、5年、10年といった長い期間でその具体化を図る手法を取っている。長期安定政権が続いていることで実現が可能となっている側面もあるが、長期的視点に立って理想とする国づくりを進める手法は特筆すべき点である。

今やこれらの手法による諸政策が実り、緑豊かな近代都市で多民族が共存して繁栄を謳歌できるまでになった。詳細は本書の各政策の章に詳しく記述しているが、これまでの主要な政策の変遷と現在の主要政策を以下のとおり紹介する。

2 主要政策の変遷

(1) リー・クアンユー首相時代（1959年⁴⁷～1990年）からの主な政策

ア 国家独立当初からの経済対策

1959年、シンガポール自治州となって以来、資源も資本蓄積も無い国がなすべき課題は山積していた。1965年の独立直後には、イギリスが駐留軍の引き上げを発表したが、これは基地関連産業や基地関係者の雇用を通じてGNPの20%を占めていた駐留軍の関連所得の縮小を意味するものでもあった。こうした状況の中で、自立した経済体制の創出が最大の課題となったが、自国企業の成長のみによる自立は、望めるものではなかった。そこで、シンガポールは、海外から投資を呼び込み、経済活性化を図る政策を推進することにした。海外からの企業誘致や投資を促進するためには、シンガポールが海外投資家にとって魅力的な投資対象地域であることを明確に打ち出す必要があった。そのため、進出企業に対しては、租税の優遇、工業用地の提供を行う一方、労働争議の減少を図るための労使関係の規制など様々な政策を実施してきた。また、海外からの直接投資の受入れを促進するため、1961年には「経済開発庁（EDB：Economic Development Board）」が設立された。同庁は、海外企業進出の際に必要な各種申

⁴⁷ 1959年、英国より自治権を獲得、シンガポール自治州となる。1963年マレーシア連邦成立に伴い、その一州として参加。1965年マレーシアより分離、シンガポール共和国として独立。1959年より1990年までリー・クアンユー氏が継続して首相として在任。

請が一つの窓口で可能となる「ワンストップサービス」の提供を行うなど、海外からの投資窓口として機能し、現在に至るまでシンガポールの経済発展の中心的役割を果たしてきている。

イ 英語・実学教育の推進

シンガポールの成功を支える要素の1つとして、教育システムをあげることができる。多民族国家であるシンガポールは、公用語を4つ定める⁴⁸と同時に英語を行政・ビジネス用語とし、英語による教育を原則⁴⁹とした。このため、多くの国民が国際ビジネス標準となっている英語を使用することができ、小さな自国経済だけではなく、世界を相手にビジネスをすることが可能になった。また、教育過程全体を通じて実学（語学・数学・自然科学）が重視され、社会に出た後の実践・応用を前提としたものになっている。これは、企業にとっては即戦力となる人材の確保を容易にするものである。最近では、生物科学に重点を置いた教育過程を推進しており、10年後の生物科学分野における人材の育成に力を注いでいる。

ウ 団地国家としての住宅対策

国民の8割が、住宅開発庁（HDB : Housing Development Board）の建設した公共住宅に住んでおり、一戸建て住宅、コンドミニアム等に居住する国民を含め、9割の国民が住宅を所有している。これは、リー首相が「全ての家族が持ち家に住めれば国がより安定するだろうとの確信を持っていた」⁵⁰と述べているとおり、国民が自らの家を持つことにより、それを守るために国を守り発展させていく意識を高めるための政策であった。1963年9月、住宅開発庁は『持ち家計画』を発表し、新規住宅の整備を強力に推し進めた。近年は新規住宅の建設に加え、旧住宅の建替えも進めている。より高層化した住宅の建設を行うことで収容率を上げるとともに、一戸あたりの面積を広げ、より快適な公共住宅環境の整備を行っている。

エ 「トロピカル・ガーデン・シティ」の創出

シンガポールを訪れる多くの人が、清潔で緑の多い国であると感じるが、この環境づくりも建国当初から進められた政策の一つである。これは、当時、経済的には後進国でありながら、緑化及び環境水準に関しては世界一流となることを目指し、海外からの訪問者に安全で清潔な「トロピカル・ガーデン・シティ」として認知させ、海外からの投資や観光客を呼び込むことを目的としたものであった。具体的には、「クリーン&グリーン」運動として政策が推進されたが、この運動では、緑を植えゴミを拾うといった物質的な側面での改善だけでなく国民の意識の改善に多くの時間と労力が費やされた。70年代には街全体が緑で覆われるようになり、現在も着実に緑化が進められている。

(2) ゴー・チョクトン首相時代（1990年～2004年）の主な政策

ア 新たな国家像の模索

⁴⁸ 公用語はマレー語、英語、中国語、タミル語の4つである。

⁴⁹ 授業は原則として英語で行なわれると同時に各民族の母語での教育も小学校1年生から実施されている。

⁵⁰ リー・クアンユー著「リー・クアンユー回顧録 [下]」日本経済新聞社（2000年）90頁

建国以来 30 余年の長きにわたり首相を務めたリー氏の後継者はゴー・チョクトン首相であった。リー元首相の手腕により発展を遂げてきた国を維持し、さらに発展させ続けることが、ゴー首相に課された大きな課題であった。また、経済的發展を遂げたことにより、海外へ留学する若者達の増加や、海外経験を持つ優秀な若者の国外流出、経済優先の姿勢による社会的規範の欠如など、先進国病とも言える状況にも直面しなければならなかった。

そのため、ゴー首相は、就任にあたり今後のシンガポールのあるべき姿を示すため「ネクスト・ラップー2000年のシンガポルー」を発表した。これには、質の高い住環境の整備や、余暇活動の充実といった生活水準向上の観点からの政策や、次世代への投資を含めた「シンガポールを ASEAN 地域の主要なビジネスセンター」として維持していくための指針、さらには、産業用地の確保、交通・通信基盤の整備、発電所や下水処理場等の確保等の計画が盛り込まれており、20年から30年間にわたるシンガポール発展のためのガイドラインが示された。

イ 人材確保政策

シンガポールは、1997年8月に人材受入拡大策（Draw Foreign Talent）を発表した。これには、自国の少ない人口による人材不足を補うために、世界中からあらゆる分野において優れた人材を集め、国家発展に寄与する優秀な頭脳の育成・集積を図り、シンガポールの一層のコスモポリタン化を進めていくことが示された。このような政策が生まれてくる背景には、この国が移民社会に端を發しており、現在も様々な人や文化が行き来する国際都市国家であるという現実がある。具体策として、入国管理の規制緩和、外国人向け情報センター（コンタクト・シンガポール）の設立、就業許可証の発行簡素化や、外国人専門職の就労分野の拡大、留学生枠の一層の拡大といった措置を実施している。但し、これらの恩恵は、あくまでも能力主義のシンガポールらしく、シンガポールの発展に貢献できる有能な人物のみを対象にしている。

ウ 『21』政策の推進

ゴー首相も、時代に適応した長期にわたる政策を次々に提唱して政府の目指す方向を明確にすることにより、国づくりをリードしたのはリー元首相と同様であるが、その手法においては、よりオープンに、より衆知を集めるという手法を採用した。

(3) リー・シェンロン首相時代（2004年～）現在の主な政策

ア 都市開発政策

2013年に将来の人口増加予測を踏まえた長期的で持続可能な国土の利用計画である「土地利用計画（Land Use Plan to Support Singapore's Future Population）」がコンセプトプランに代わるものとして発表され、これに基づく中期計画として発表された2014年、2019年のマスタープランに沿って、より良い生活環境の整備や活気に満ちた経済を維持し続けるための土地の確保、開発が進められている。

イ 経済政策

安定的に成長していくかと思われたが、2008年～2009年にはリーマンショックに端を發す

る世界金融危機の影響を受け、独立以来最大の経済危機に見まわられて、経済モデルの見直しに再度迫られた。そのため、2009年に設立された経済戦略委員会（Economic Strategies Committee: ESC）は、2010年2月には「新成長戦略」を発表した。同戦略では、多国籍企業や地場中小企業の連携を促すことや、アジア市場を開拓するための実用的研究開発を強化することなどで、経済の高付加価値化を図ろうとした。

また、2015年には未来経済委員会（Committee on the Future Economy: CFE）を設立し、新たな経済戦略を2017年に策定した。この新戦略では、業界ごとに特化した労働生産性向上に取り組み、国を挙げてイノベーションを促進することとしている。

ウ 環境政策

前述のとおり1967年に「ガーデン・シティ」というビジョンを提唱し緑化政策を進めてきたが、2012年には「City in a Garden」（緑に囲まれた都市）という新しいビジョンを打ち立て緑化政策をさらに強化すると共に多様な環境政策に取り組んでいる。シンガポールの環境に関連した各種政策は、主に持続可能性・環境省と国家開発省の2省が担っている。持続可能性・環境省は“持続可能な環境”を形成することが、持続可能な発展を続けるための重要な要素であると位置づけ、大気汚染、気候変動とエネルギー効率化、水質汚染、廃棄物処理などといった環境対策に焦点をあてている。国家開発省は、同省管下の国立公園庁が緑化・環境美化政策に取り組んでいる。なお、2019年4月には、気候変動が引き起こす食品生産及び供給に関する問題に取り組むため、持続可能性・環境省管下にシンガポール食品庁が新設されている。

エ 情報化政策

2015年に情報化基本計画“Infocomm Media2025”を発表し、2018年には3つの計画（行政の情報化計画“Digital Government Blueprint”、デジタル経済促進に向けた計画“Digital Economy Framework for Action”、デジタル社会構築に向けた計画“Digital Readiness Blueprint”）を発表した。Infocomm Media 2025は、Smart Nationを実現するための、シンガポールのICTの活用の方向性を記載したものとなっている。

一方、その他の3計画は特定分野の情報化について記載しており、Digital Government Blueprintは行政、Digital Economy Framework for Actionは経済、Digital Readiness Blueprintは国民を対象としている。先進諸国等において情報化が加速する中、シンガポール政府は、更なる情報化推進の指針を次々と打ち出し、引き続き情報先進国としての地位を盤石なものとするため、これらの目標の実現に向けて着実に前進していく努力を日夜続けている。

3 シンガポールの社会・政策の特徴

(1) 全方位外交

外交に関しては一方に肩入れせず中立的な姿勢を保つ。ASEANに対しては経済的統合に向けいずれの国とも良好な外交関係を保っている。また、アジア地域における安全保障面について米国の関与を歓迎している。中国の成長は自国の経済発展につながるものとして歓迎しているが、南沙諸島等の政治的問題に関しては中立的な立場である。その一方、台湾とも伝統的に友好関係

にある。日本に対しても、地域におけるプレゼンスをより高めることを期待している（積極的平和主義歓迎）。

また、シンガポールは外交的に中立であるという立場を活かして、毎年、アジア安全保障会議（シャングリラ会合）をシンガポールで開催しているほか、2018年、米朝首脳会談をシンガポールで開催するなど、多国間の外交会合や利害関係がある二国間の会談を開催するなど他国に「外交の場」を提供している。

（2）オープン・グローバル型経済、ハブ志向

小さな島国であり、水資源すらも乏しいために極めて開放的な経済政策を打ち出している。持続可能な経済成長のためには、自国の人口だけでは足りないため、外国から企業や人材を積極的に受け入れている。また、貿易立国の推進を徹底し、日本にとって初の EPA（経済連携協定）締結相手国（2002年）となるなど、数多くの経済連携協定を締結しながら、様々な施策を実施することでシンガポールの経済を発展させてきた。台風や地震のリスクが低いことや、アジア地域の中間的な地勢にあることから、アジアのハブとして位置付けるため、インフラ整備や観光推進の取組を進めている。

（3）人材育成

シンガポールには天然資源のみならず、水や、食料も自給できない。自分たちの唯一の資源として、優秀な人材を育成していこうと決め、教育に非常に注力している。

（4）民生安定、多民族共生「シンガポール人」

シンガポールは多民族国家のため、国民の融和と団結を図ることが重要な政治課題としてとらえている。前述のリー・クアンユー時代の政策である HDB の民族比率制限、二言語教育、徴兵制等も国民融和の手段の一つとなっている。

（5）自助の原則

自助の原則を基本として、互助、間接的援助の3原則で、シンガポールの福祉政策は形成されている。自助、互助でも救済できない場合、政府が手を差し伸べるが、困窮者に対して、直接資金を援助するようなことは避け、ボランティア団体に対して財源的な援助を行っている。

第6節 日本との関係

1 外交政策の基本的視点

シンガポール政府の外交政策は、シンガポールが国家として独立するまでの歴史的経緯・背景及びシンガポールという国家の脆弱さ（資源の無さ、狭い国土、多民族国家など）を踏まえたものとなっている。そして、常に国内の経済・国家開発政策と表裏一体のものとして形成されている。

具体的には、ASEAN の連帯を意識しつつ、同地域内の政治・経済的安定を図るために超大国間のパワー・バランスの維持を常に重視し、世界貿易機関（WTO）等の多国間による枠組み、また自由貿易協定による二国間、限定的な地域による枠組みの手法を駆使し、多角的自由貿易体制を強化していくことにより、世界経済との繋がりを意識したものとなっている。

また、政府高官は、海外留学経験などから幅広い人脈を持ち、広大な華人のネットワークとあわせて、外交上の強みとなっている。

2 日本との関係

（1）シンガポールと日本の歴史

シンガポールと日本の交流は、明治初期頃から始まり、商人の進出や貿易の拡大などの結果、日本人街を形成するまでになり、現在も日本との歴史的繋がりを示すように日本人墓地公園がある。第一次世界大戦中には、日本の対華 21 カ条の要求などにより、シンガポールでも反日感情が強まった。第二次世界大戦時には、1942 年 2 月から日本軍の占領が始まり、シンガポールを「昭南島」と改称したが、日本の無条件降伏を経て、再びイギリスの統治下に置かれることとなった。その後 1965 年の独立を経て 1970 年代後半以降は、日本の成功に学ぼうとの意識が高まり、広範囲な分野で交流が行われてきた。

2000 年以降、日本とシンガポールの間では、要人往来も活発化しており、2002 年 1 月には日本として初めての包括的経済連携協定となる JSEPA（日本・シンガポール新時代経済連携協定）を両国間で締結し、2007 年 9 月には同協定の改正議定書が発効された。なお、JSEPA については、後段で詳述する。

（2）貿易関係

日本はシンガポールの重要な貿易パートナーであり、2019 年シンガポールの対日本輸出入総額は対前年比 11.3%減の約 S\$505 億で、国別では中国、マレーシア、米国、インドネシアに次ぎ第 5 位である。シンガポールの日本からの同年の輸入は対前年比 11.6%減の約 S\$264 億、シンガポールの日本への輸出は対前年比 10.8%減の S\$242 億となっている。（図表 1 「貿易額の推移」参照）。なお、日本の輸出相手国をみると、米国、中国、韓国、台湾、香港、タイ、ドイツに続いて、シンガポールは第 8 位である。

二国間貿易は、輸出入ともに電気機器や一般機械が主要品目で、日本の対シンガポール輸出は生産財や中間財が多く、貿易収支は恒常的に日本の輸出超過である。

主要対日貿易品目

日本の主要輸出品目：電気機器、一般機械、船舶

日本の主要輸入品目：一般機械、医療用品、電気機器

図表1 「日本との貿易の推移（通関ベース）」 (百万S\$)

内容	2016年	2017年	2018年	2019年
日本の輸出(A)	27,425	28,260	29,902	26,427
日本の輸入(B)	20,110	23,534	26,981	24,056
日本から見た収支(A)-(B)	+7,315	+4,726	+2,921	+2,371

出典：JETRO シンガポール「世界貿易投資動向シリーズ」

(3) 投資関係

シンガポール経済開発庁（EDB）が管轄する内資・外資による 2019 年の設備や機器などへの固定資産投資（FAI）は S\$151 億 8,400 万と、前年の S\$108 億 7,300 万と比べて 39.6%増加した。エレクトロニクスと化学の大型投資案件で全体の投資額を押し上げた。国・地域別にみると、欧州が 47.4%と最大の割合を占め、米国の 37.6%が続いた。日本の対シンガポール FAI は S\$4 億 5,700 万（FAI 総額の 3.0%）と、前年の約 S\$3 億 2,000 万を上回った。日本の FAI はこの 10 年で下降トレンドにあり、S\$10 億を超えていた 2009～2011 年と比べると大きく減少している。

図表2 「シンガポールの国・地域別対内固定資産投資」 (百万S\$)

	2016年	2017年	2018年	2019年
国内資本	2,172	932	1,720	1,249
外国資本（小計）	7,218	8,517	9,154	13,935
欧州	3,460	3,575	2,431	7,194
米国	1,249	2,723	5,469	5,707
日本	681	893	318	457
その他	1,828	1,327	936	577
合計	9,389	9,449	10,837	15,185

出典：JETRO シンガポール「世界貿易投資動向シリーズ」

(4) シンガポール在留法人数

36,584 名

(2020 年 10 月現在。出所：外務省「海外在留邦人数調査統計（2021 版）」)

(5) 在日シンガポール人数

3,037 名（2020 年 6 月末法務省統計）

(6) 日本との文化的交流

シンガポールの街では、回転寿司をはじめ多くの日本食の店を見かけることができ、日本食が広く親しまれている。また日本の歌謡曲を耳にする機会も多い。シンガポール国立大学には日本研究学科 (<https://fass.nus.edu.sg/jps/>) があり、そのウェブサイトによると、1979 年リー・クア

ンニュー首相（当時）が提唱し、1981年に正式に同学科が設立されるに至っている。また、中学校では出身民族の固有言語、英語の他、第三外国語を学習できるが、日本語を選択する学生も多い。

シンガポールは多民族国家のため、シンガポール固有の文化の育成にも力を入れており、人民協会は、チンゲイ・パレードと呼ばれるナショナルパレードを毎年主催している。これは1973年から始まったもので、当初中国系シンガポール人の旧正月を祝う催事であったが、近年はマレー系、インド系の民族舞踊をはじめ、外国から参加団体を招待するなど、年々海外からの参加団体が増え、規模も拡大してきている。

また、2007年7月、日本・シンガポール首脳会談において、日本の文化を中心とする情報を発信する拠点としてシンガポールに「ジャパン・クリエイティブ・センター（Japan Creative Centre）」を設置することが合意され、2009年11月に両国首脳出席の下、開所した。

（7）シンガポールにおける地方公共団体事務所の設置状況及び活動状況

シンガポールにおける地方公共団体事務所は、主として産業振興を主な業務としている。各事務所とも、地方公共団体における所管部局は、商工あるいは経済関係部局、又はその関連外郭団体となっており、各地方公共団体における産業振興施策のシンガポール及び東南アジア拠点として活動している。シンガポールの地方公共団体事務所は下記の図表3「在シンガポール地方公共団体事務所一覧」のとおり。

図表3 「在シンガポール地方公共団体事務所一覧」

	事務所名	開設年月
1	高知県シンガポール事務所	1996年6月
2	静岡県東南アジア駐在員事務所	2013年6月
3	沖縄県シンガポール事務所	2015年7月
4	北海道ASEAN事務所	2016年1月
5	茨城県シンガポール駐在員（常陽銀行シンガポール事務所内）	-
6	愛媛県シンガポール駐在員（伊予銀行シンガポール事務所内）	-
7	神奈川県シンガポール駐在員（JETROシンガポール事務所内）	-
8	石川県シンガポール駐在員（JETROシンガポール事務所内）	-
9	熊本県シンガポール駐在員（CLAIRシンガポール事務所内）	-
10	長野県シンガポール駐在員（CLAIRシンガポール事務所内）	-

運営形態としては、次の5つに分けられる。

- ①地方公共団体が設置し、かつ運営をしているもの
- ②地方公共団体が設置し、他の団体に運営を委託しているもの
- ③地方公共団体と経済界が共同で設置しているもの
- ④シンガポールに居住する日本人に事務所業務を委託するもの
- ⑤日本貿易振興機構（JETRO）内に事務所を設置しているもの

各事務所が共通して行っている業務は、

- ①地元企業の海外進出、事業活動への支援
- ②地元の観光PR及び観光客の誘致活動
- ③物産販売の促進
- ④対地元投資の促進
- ⑤文化交流の促進活動
- ⑥各種ミッションの事前調整・アテンド 等である。

シンガポールは都市国家であるため、日本の地方公共団体とは直接姉妹都市関係を結んではいないが、兵庫県立フラワーセンターはシンガポール植物園と姉妹提携を、福岡市はシンガポール国際企画庁と経済分野での友好提携を結ぶなど各施設各分野で友好提携を結んでいる。

(8) JETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）

日本の地方公共団体が総務省、文部科学省、外務省と当協会との協力のもとに実施しているJETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）については、シンガポールからの参加は1999年度から始まっており、日本の多くの地方自治体で活躍している。2019年8月現在、JETプログラム参加者は77名である。

○国際交流員 CIR（2019年度14名、これまでに合計56名が参加）

○外国語指導助手 ALT（2019年度63名、これまでに合計369名が参加）

(9) 21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム（JSPP21）

両国が対等な立場で発展途上国に対して技術協力を行うプログラムであり、1997年に締結された。援助対象となる地域はASEAN、大洋州諸国だけでなく、アフリカ諸国、中央アジア諸国と広範囲になっている。2003年度にはSARSに関する特別セミナーをシンガポールで開催したほか、ラオス向けに「市場経済移行」、ミャンマー向けに「中小企業育成」「ICT分野」のセミナーを開催、また、援助対象国で各種の研修事業を行っている。毎年8～10程度の研修コースを実施しており、2017年度までの研修参加者は約95か国・地域から約6,900名にのぼる。

日本政府もJSPP21を重視しており、2016年4月26日に日本で行われた日本・シンガポール外相会談において、岸田文雄外相（当時）は「JSPP21は両国が協力して地域及び国際社会の重要課題に取り組む有効な枠組みだ」と述べている。こうした観点から日本は、全てのコースに日本人講師を派遣しており、日本の経験や知見の共有を通じて途上国の多様なニーズに応える研修の実施を支えている。

3 在シンガポール関係機関・諸団体について

(1) 日本大使館（Embassy of Japan）

- ①住所：16 Nassim Road, Singapore 258390
- ②TEL：（65）6235 - 8855（代表）
- ③FAX：（65）6733 - 5612

④Website : <http://www.sg.emb-japan.go.jp/index-j.html>

⑤概要

シンガポールには英国植民地時代の 1879 年に初代の名誉領事が任命され、その後の交流活発化に伴い、領事館は 1919 年に総領事館に、そしてシンガポールの独立に伴い 1966 年に大使館が開設されている。

シンガポールと日本の関係は政治・経済・文化等の幅広い分野に及んでいる。

(2) ジャパン・クリエイティブ・センター (JCC : Japan Creative Centre)

①住所 : 4 Nassim Road, Singapore 258372

②TEL : (65) 6737 - 0434 (代表)

③FAX : (65) 6735 - 3062

④Website : <https://www.sg.emb-japan.go.jp/JCC/>

⑤概要

2007 年 7 月、日本・シンガポール首脳会談において、日本の文化を中心とする情報を発信する拠点としてシンガポールに「ジャパン・クリエイティブ・センター (Japan Creative Centre)」を設置することが合意され、2009 年 11 月に開所した。このセンターは、日本の「今」を紹介する新しいタイプの文化・情報センターである。日本の魅力を体験できる空間をつくりながら、ポップカルチャーや伝統芸能などを紹介しており、シンガポール人だけでなく、東南アジア諸国の人々も楽しめる施設である。

(3) 日本貿易振興機構 (JETRO : Japan External Trade Organization)

①住所 : 16 Raffles Quay, #38-04/05, Hong Leong Bldg, Singapore 048581

②TEL : (65) 6221 - 8174

③FAX : (65) 6224 - 1169

④Website : <http://www.jetro.go.jp/singapore/>

⑤概要

現在日本貿易振興機構 (ジェトロ) は、海外に 70 カ所以上の事務所があるが、ジェトロ・シンガポールは最も古い海外事務所のひとつで、1962 年からシンガポールと日本の関係をより緊密なものにするために活動を行っている。日本企業の現地での活動への支援をはじめ、シンガポール企業の製品の品質向上と日本への輸出促進のためにシンガポール企業への支援も行っている。

ジェトロは、日本企業のアジアへの投資、現地企業との合弁・技術提携、貿易等を支援するため「海外投資アドバイザー」を配置している。海外投資アドバイザーは、アジア企業とのビジネス経験が豊富な対アジア投資・貿易のエキスパートで、投資・貿易に関わる現地制度や産業情報の収集・提供、諸手続などを中心にアドバイスし、アジア企業との取引や現地進出を円滑に進めたいと考えている企業をサポートしている。

また、シンガポール政府経済開発庁 (EDB) や企業庁 (ESG) 等現地エコシステムとの協力の下、スタートアップを含む技術力に優れた日本企業の現地展開、現地有カスタートアップの

日本進出支援等を行うワンストップ・デスクを、2018年8月にジェトロ・シンガポール事務所内に開設した。

(4) 日本人会 (Japanese Association, Singapore)

- ①住所： 120 Adam Road, Singapore 289899
- ②TEL： (65) 6468 - 0066
- ③FAX： (65) 6469 - 6958
- ④Website： <http://www.jas.org.sg/JAS/index.aspx>
- ⑤概要

シンガポール日本人会は、会員相互の友情と協力を推進し、日本とシンガポール相互の理解と利益に貢献することを目的とし、1957年（昭和32年）に発足。シンガポール日本人学校を設立し、日本人会診療所及び日本人墓地公園を運営・管理している。月刊紙「南十字星」を1965年（昭和40年）より発行している。2000年には会館を現在の場所に移転した。会館内には医療機関、会議場、図書館をはじめとして文化施設が整備されており、日本人会として講演会、スポーツ行事・各種同好会・講義等、各種パーティーの主催・共催、会場提供等を行うなど、現地の日本人社会で重要な役割を担っている。2021年10月現在約4,509名の正会員（日本国籍保持者）と440名の会友（日本人以外の会員）が登録され、法人会員は714社にのぼる。

*日本人学校について (Website： <http://www.sjs.edu.sg/>)

小、中とも私立学校で、日本国文部科学省の定める学習指導要領に基づいた教育が行われている。

<小学部>

シンガポール日本人学校小学部クレメンティ校

The Japanese School (The Primary School & General Office)

95 Clementi Road, Singapore 129782

TEL： (65) 6775 - 3366

シンガポール日本人学校小学部チャンギ校

The Japanese School (The Primary School)

11 Upper Changi Road North, Singapore 507657

TEL： (65) 6542 - 9600

<中学部>

シンガポール日本人学校中学部

The Japanese School (Secondary School)

201 West Coast Road, Singapore 127383

TEL： (65) 6779 - 7355

(5) 日本商工会議所 (JCCI : Japanese Chamber of Commerce & Industry, Singapore)

①住所 : 10 Shenton Way #12-04/05/06 MAS Building, Singapore 079117

②TEL : (65) 6221 - 0541

③FAX : (65) 6225 - 6197

④Website : <http://www.jcci.org.sg/>

⑤概要

シンガポール日本商工会議所は、1969年の設立以来、地元社会との融和を図るため、シンガポール政府機関への代表派遣、地元経済団体との交流、シンガポール日本商工会議所基金 (JCCI SINGAPORE FOUNDATION) による日本への留学生派遣のほか多様な事業を展開している。また、会員企業相互の情報交換・親睦を促進し、賃金・ボーナス調査や情報提供、シンガポール法令日本語訳を刊行する他、社会情勢、各種経営手法等に関するセミナーを定期的開催している。

現在、業種別8部会 (第1-3工業部会、貿易・運輸部会、金融・保険部会、建設・不動産部会、法人サービス・IT部会、生活産業部会) に分かれており、活動を行っている。2021年現在、会員数は、法人会員731社、個人74名の805社・個人である。

(6) 星日文化協会(The Japanese Cultural Society, Singapore)

①住所 : Midland House, 112 Middle Road #05-00, Singapore 188970

②TEL : (65) 6338 - 3428

③FAX : (65) 6339 - 0328

④Website : <https://www.jcss.org.sg/>

⑤概要

1964年、シンガポール社団登録局の承認を得て、社団法人シンガポール日本文化協会として発足する。会則には、①シンガポールと日本の両国間の相互理解及び文化交流を促進し、両国民の親善協力を促進する、②日本の言語、文学、歴史、芸術、科学技術等諸分野における研究と、日本の過去及び現在の社会の動向と経済分野の研究を発展させる、③日本語の講座を開設し、並びにこれに関する日本語研究を主宰する、④書籍や地図などの資料を収集し、日本文化研究のための図書室を設立するとあり、広い分野で日本との交流を行っている。

日本語教育の分野では、1966年に日本語コースを開設、82年にはシンガポール教育省から公式に私立学校として認可され、現在、毎年2,000人以上の生徒が入学している。

日本文化紹介の分野においては、在シンガポール日本大使館及びシンガポール日本人会の共催で71年から毎年日本文化祭を行っており、日本の伝統及び現代文化の紹介に努めている。青年及び文化交流の面においても3年毎に日本親善訪問団を組織し、日本各地を訪問している。また日本からも地方公共団体、民間団体等多くの人々が当協会を訪問している。

(7) JUGAS (The Japanese University Graduates Association of Singapore)

①住所 : 47 Beach Road #04-02 Keng Chiu Building, Singapore 189683

②TEL : (65) 6837 - 2819

③FAX : (65) 6837 - 2816

④Website : <http://www.jugas.org.sg/>

⑤概要

1970年に設立。日本の大学を卒業したシンガポール人の同窓会的な組織で、日本シンガポール間の良好な関係を促進するとともに、会員間の親睦事業の実施、帰国留学生のアフターケア、会員名簿の発行なども行っている。また日本からの留学生に関する調査団などが訪問する際にも意見交換などを行っている。

2005年9月、JUGASは、日本留学を支援し、帰国した卒業生のネットワークを築き、日本とシンガポールの相互理解を深めた功績により、日本の外務大臣表彰（日本国外務大臣表賞）を受賞した。

4 経済連携協定について

(1) 日本・シンガポール新時代経済連携協定（通称：JSEPA）

2002年11月に正式発効した「日本・シンガポール新時代経済連携協定」は、日本にとって自由貿易協定の第一号である。

協定の目的は、両国間の国境を越えた物品・人・サービス・資本・情報のより自由な移動を促進し、経済活動の連携を強化する＝「経済の国境」を引き下げることである。それは貿易・投資のみならず、金融、情報通信技術、人材養成といった分野を含む包括的な二国間の経済連携を目指している。

また協定の効果は、①両国の経済市場の緊密化が図られ、一層魅力的な市場が創出されること、②両国の経済が一層活性化され、双方の経済改革に刺激を与えること、③多角的貿易体制を補完・補強すること、④両国の政治外交関係を緊密化し、両国民の相互理解を一層促進することである。

関税についてみると、日本からシンガポールへの輸出にかかる関税は全て撤廃し、シンガポールから日本への輸入も約94%は関税率ゼロとなるなど、両国間の貿易量の98%以上に相当する品目の関税を撤廃（2000年、金額ベース）している。

(2) 東アジア地域包括的経済連携協定（RCEP）

2020年11月15日、第4回東アジア地域包括的経済連携（RCEP）首脳会合がオンライン形式で開催され、交渉国のうちインドを除く15カ国（ASEAN10カ国、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド）がRCEP協定に署名した。同協定は2011年8月に物品、サービス、投資分野の作業部会の設立について、日本と中国が共同でASEAN側に提案したことで検討が開始され、2012年11月に交渉の立ち上げを正式に宣言した。交渉開始から8年で妥結に至った。

今後、ASEAN10カ国の過半数（6カ国以上）と、自由貿易協定（FTA）パートナー国（日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド）の過半数（3カ国以上）の国内批准手続きが完了した段階で発効する。

RCEP協定は、FTAの主要構成要素である物品・サービス貿易、投資分野に加え、税関手続や知的財産、電子商取引、競争など、ビジネスの透明性を高めるルール分野を規定していることが

特徴で、日本にとっては中国、韓国と初めての経済連携協定（EPA）となる。在 ASEAN 日系企業にとっては、これまで ASEAN が中国、韓国、日本、オーストラリア・ニュージーランドと個別に結んでいた FTA と異なり、RCEP はそれらの地域を「面」でつなぐため、例えば日本から素材を ASEAN 諸国に供給し、ASEAN 諸国で部品に加工、さらに中国に輸出するような場合でも、特惠関税の適用が受けやすくなるなどのメリットがある。

同日に発表された共同宣言文では、RCEP の交渉妥結は、新型コロナウイルスがもたらした困難に対し、経済復興や包摂的な開発、雇用創出を支え、地域のサプライチェーンを強化するという強いコミットメントと、開かれて包摂的な、ルールに基づく貿易投資措置に対する支持を示すものとしている。

（3）環太平洋パートナーシップ協定（TPP）

環太平洋パートナーシップ協定とは、環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携協定である。オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの合計 12 か国で高い水準の包括的なバランスの取れた協定を目指し交渉が進められてきた経済連携協定で、2015 年 10 月のアトランタ閣僚会合において、大筋合意に至り、2016 年 2 月、ニュージーランドで署名された。

その後、2017 年 1 月に米国が離脱を表明したことを受けて、米国以外の 11 か国の間で協定の早期発効を目指して協議を行い、2017 年 11 月のダナンでの閣僚会合で 11 か国による TPP につき大筋合意に至り、2018 年 3 月、チリで「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11 協定）」が署名された。現在までに、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナムの 7 か国が国内手続を完了した旨の通報を寄託国ニュージーランドに行い、2018 年 12 月 30 日に発効した。2021 年 7 月、ペルーが国内手続を完了した旨を寄託国ニュージーランドに通報し、9 月 19 日に発効した。

第2章 シンガポールの行政制度

第1節 地域行政制度

1 概要

人口約 570 万人⁵¹の都市国家シンガポールでは、日本におけるような地方自治体は存在しない。シンガポールは日本のような国 - 都道府県 - 市町村による地方行政システムではなく、国の各省庁やその関係機関である法定機関が直接住民に対して、日本の地方自治体が行っているような行政サービスを提供している。したがって、住民登録や公衆衛生、道路、河川、都市計画、上下水道の建設、福祉、学校、警察、消防活動など地域住民に密着した行政については、各政府機関がそれぞれ行っている。この点が日本とシンガポールの地域行政の大きく異なる点である。

また、シンガポールは多民族・多宗教国家であり、国民及び永住権者のうち、中華系が約 300 万人 (74.3%)、マレー系が約 54 万人 (13.5%)、インド系が約 36 万人 (9.0%)、その他の民族が約 13 万人 (3.2%) である⁵²。このような多くの民族が地域社会を作り上げていくためには、地域行政の在り方が重要なものとなっており、また国としても国民をシンガポール人として統合し、各民族の文化的背景・アイデンティティを尊重し配慮しながらも、国民の一体性を高めていく必要がある。

さらに、これまでシンガポールは経済発展を図るために積極的な外資導入政策をとってきており、独立以降も定住外国人や移民が増え続けている。現在では、人口約 570 万人のうち、シンガポール国籍を有する国民が約 352 万人、永住権者 (Permanent Resident : PR) が約 52 万人、定住外国人が約 164 万人となっている。人口比率で見ると、シンガポール国民は全人口の約 62%で、永住権者と定住外国人が人口の約 38%、定住外国人のみでも、全人口の約 29%を占めており、地域での外国人との共生も非常に重要なものとなっている。⁵³

ここでは、シンガポールの地域社会を構築するための地域行政制度や、地域社会を構成する民族とそれらが一体となるための民族融和政策、外国人との共生の取組について紹介する。

2 地域行政・コミュニティ組織

(1) 組織像

シンガポールでは、住民の日常生活に関わる身近な問題に対して、全て縦割りで各政府機関が関わっているわけではなく、地域住民の生活に密着した身近な地域の課題を取り扱う組織が存在する。地域行政の代表的組織として、文化社会青年省 (Ministry of Culture, Community and Youth : MCCY) の法定機関である人民協会 (People's Association : PA)、並びにその管下の社会開発協議会 (Community Development Council: CDC) 及びコミュニティセンター/クラブ (Community Center, Community Club : CC's) と、国家開発省 (Ministry of National

⁵¹ Population Trends 2020 p. 1

<https://www.singstat.gov.sg/-/media/files/publications/population/population2020.pdf>

⁵² Population Trends 2020 p. 5

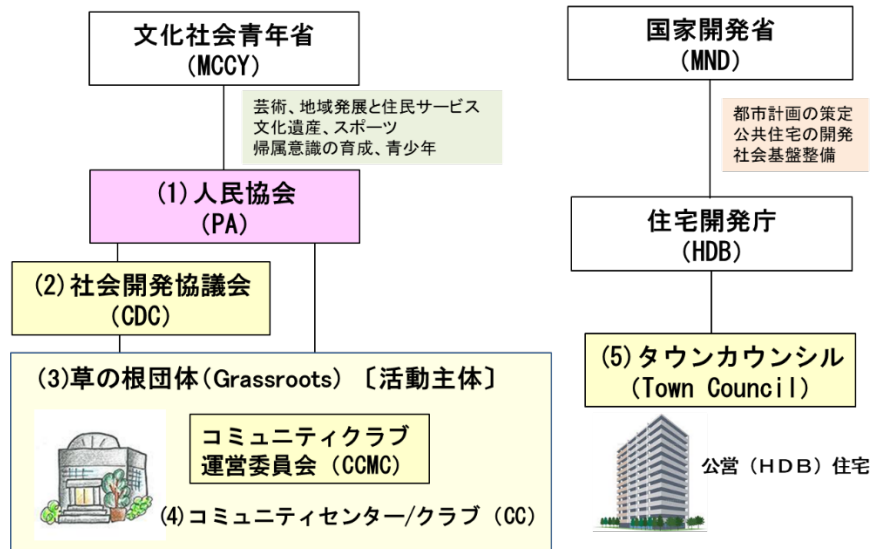
<https://www.singstat.gov.sg/-/media/files/publications/population/population2020.pdf>

⁵³ Population Trends 2020 p. 3

<https://www.singstat.gov.sg/-/media/files/publications/population/population2020.pdf>

Development : MND) の法定機関である住宅開発庁 (Housing and Development Board: HDB) の関係機関であるタウンカウンスル (Town Council) が存在する。

図表 1 地域社会・コミュニティ組織図



文化社会青年省ウェブサイト、国家開発省ウェブサイトを基に作成

(2) 人民協会 (People's Association : PA)

ア 設立経緯と目的

人民協会は、「民族の融和と社会的結合」の促進を目指すとともに、地域住民と政府との連帯を強めていく組織として 1960 年に設立された⁵⁴。国内の様々な人種間の利害を超えた「シンガポール人」としての国民意識を醸成するのみならず、その活動や研修を通じて、次世代の地域社会の指導者を育成し、多民族社会に貢献する人材を育成することも目標の一つである。

人民協会は、そもそもシンガポールの与党である人民行動党 (People's Action Party : PAP) が、地域活動を行う拠点として設置した組織とされている。

イ 組織及び運営

人民協会は、人民協会法 (People's Association Act) に基づき設置された機関である。人民協会の政策決定機関は人民協会運営委員会であり、会長にはリー・シェンロン首相、副会長にはチャン・チュンシン貿易産業大臣が就き、そのほかに首相が任命する国会議員を含む 12 名の委員で構成されている⁵⁵。この委員の内の 1 名が事務総長を兼務し、予算の執行管理を行っている。人民協会の設立時の会長は当時のリー・クアンユー首相で、歴代首相が会長をしていることから人民協会の重要性がうかがえる。

⁵⁴ 人民協会ウェブサイト <https://www.pa.gov.sg/about-us>

⁵⁵ 人民協会ウェブサイト https://www-pa-gov-sg-admin.cwp.sg/docs/default-source/module-documents/pa-board-of-management.pdf?sfvrsn=eb6842df_2

ウ 活動内容

(ア) 社会・文化・教育・スポーツ活動の企画・実施

人民協会の活動は「民族の融和と社会的結合」の促進を目的としており、住民間の結びつきを強めるために地域住民を対象とし、様々な文化や習慣に触れることのできるプログラムやスポーツ大会、子ども・高齢者・家族が参加できる大規模なイベントなどの企画・実施・支援を行っている。また、人民協会が所管する 110 カ所のコミュニティセンター/クラブ⁵⁶では、各地域での生涯教育や青少年育成、民族融和などの活動や様々な生涯学習講座を住民に提供している。

コミュニティセンター/クラブ毎で地域のニーズに合った語学教室や料理教室、カラオケ教室などの講座を開講しているほか、各民族の正月や祭りなどのセレブレーション（ムーンケーキフェスティバル、ラマダン明け、ディーパバリなど）イベントを開催し、全ての年齢層の住民が参加しやすい環境の整備を図っている。

また、これらの講座は地域外の住民も受講することができ「onePA⁵⁷」のホームページからオンライン予約することができる。

(イ) 政策説明会の開催

人民協会は政府と地域社会との橋渡し役を果たすため、政府が決定した諸政策をわかり易く住民に説明する会の開催をはじめ、住民の声を反映するため、関係政府機関との対話の機会を設けている。

(ウ) チンゲイ・パレード

チンゲイ・パレードは、人民協会が旧正月（チャイニーズ・ニューイヤー）のイベントの締めくくりとして毎年開催しているシンガポール最大の祭り行事である。このパレードでは、各民族が民族衣装を身にまとい、伝統舞踊やダンスなどを披露する。各国から招待された団体や有志団体に加え、民族・宗教が混じった各地区のコミュニティ団体が参加してパレードを盛り上げている。このような大きなイベントに参加することが地域団体の団結力を高め、民族等の垣根を越えたシンガポール国民としての統合に役立っている。



チンゲイ・パレード（旧正月に開催されるシンガポール最大の祭り・PA 主催）

⁵⁶ 人民協会ウェブサイト <https://www.pa.gov.sg/our-network/community-clubs/locate-cc>

⁵⁷ 全国の生涯学習講座や施設予約、利用団体の紹介がワンストップで行えるオンラインサイト

図表2 人民協会予算（2018 - 2019年）

<p>歳入：S\$ 8億7,700万</p> <p>事業収入：S\$ 2億</p> <p>（内訳）① コミュニティクラブ、地域社会指導研修所などで開催する講座、活動、プログラムの受講料、参加費</p> <p>② 社会、文化、スポーツ各種事業の参加申し込み手数料</p> <p>③ 施設賃貸料、寄付金、定期預金利息、その他</p> <p>その他収入：S\$ 4,700万</p> <p>政府補助金：S\$ 6億600万</p> <p>繰延資産：S\$ 2,400万</p> <p>歳出：S\$ 8億800万</p> <p>（内訳）① 人件費などの行政費</p> <p>② 市民諮問委員会、住民委員会、コミュニティクラブなど各地区の機関や草の根団体への補助金</p> <p>③ 社会、文化、スポーツ事業費、その他</p> <p>年度余剰金：S\$ 6,900万</p>

出典：PA Annual Report 2018-2019⁵⁸

(3) 社会開発協議会（Community Development Council: CDC）

ア 設立経緯

社会開発協議会は、1996年に行われたゴー・チョクトン首相（当時）のナショナルデーラリー⁵⁹での提唱により、1997年に住民参加による連帯意識の強化を目的とした地域住民参加型機関として人民協会の下に設置された。地域により密着した事業を行い、人民協会の地域活動を支える機関となっている。

当初は、選挙区や住民数に基づいて分割された全国9地区に設置されていたが、2001年11月の総選挙後、制度について見直しが行われ5地区に再編成された⁶⁰。新組織としての運営は2002年1月5日に始まっている。

現在、区域としては、①南西部（South West）、②北西部（North West）、③中央部（Central）、④北東部（North East）、⑤南東部（South East）に区分けされている。

⁵⁸ PA Annual Report 2018-2019

<https://www.pa.gov.sg/docs/default-source/others-documents/about-us-doc/pa-annual-report-1819.pdf>

⁵⁹ 毎年、8月9日の独立記念日（ナショナルデー）の次の第1又は第2日曜日に行われる、その年の政策方針を発表する重要な演説

⁶⁰ 社会開発協議会ウェブサイト <https://www.cdc.gov.sg/about-cdc/history-and-milestones>

図表3 社会開発協議会区割り図



出典：CDC Annual Report FY 2019⁶¹

イ 組織及び運営

(ア) 社会開発協議会の区域及び設立根拠

社会開発協議会は、「社会開発協議会規則」(Community Development Council Rules)により、現在はシンガポール全土を5地区に分割し、それぞれに設置されている。社会開発協議会規則は人民協会法のもとに施行されている規則である。

シンガポールは、従来から各種の地域区分を選挙区ごとに設定しているが、社会開発協議会の区域についてもそれに基づいていると考えられる。これは与党である人民行動党の政策とも関係し、人民協会の設置と同じように各地域の住民と人民行動党のつながりを強くする意図があるとされている。

⁶¹ CDC Annual Report FY 2019

https://www.cdc.gov.sg/Flipbook/annual_reports/CDC_Annual_Report_FY2019/index.html#p=1

図表 4 社会開発協議会、選挙区及びタウンカウンシルの地域割

	社会開発協議会 (CDC) 名	グループ選挙区 (GRC) 名	小選挙区 (SMC) 名	タウンカウンシル (Town Council) 名
①	南西部 Southwest	チュアチューカン Chua Chu Kang	ホンカーノース Hong Kah North	チュアチューカン Chua Chu Kang
		ウェストコースト West Coast	パイオニア Pioneer	ウェストコースト West Coast
		ジュロン Jurong	ブキットバトック Bukit Batok ユーファー Yuhua	ジュロン Jurong
②	北西部 Northwest	ホーランド・ブキティマ Holland - Bukit Timah	ブキパンジャン Bukit Panjang	ホーランド・ブキパンジャン Holland - Bukit Panjang
		マーシリングユーター Marsiling - Yew Tee		マーシリングユーター Marsiling - Yew Tee
		センバワン Sembawang		センバワン Sembawang
		ニースン Nee Soon		ニースン Nee Soon
③	中央部 Central	アンモキオ Ang Mo Kio	ケブンバル Kebun Baru イオチューカン Yio Chu Kang	アンモキオ Ang Mo Kio
		ビシャン・トアパヨ Bishan - Toa Payoh	マリーマウント Marymount	ビシャン・トアパヨ Bishan - Toa Payoh
		ジャラン・ベサル Jalan Besar	ポトン・パシル Potong Pasir SMC	ジャラン・ベサル Jalan Besar
		タンジョンパガー Tanjong Pagar	ラディンマス Radin Mas	タンジョンパガー Tanjong Pagar
④	北東部 Northeast	パシリス・プンゴル Pasir Ris - Punggol	プンゴル・ウエスト Punggol West	パシリス・プンゴル Pasir Ris - Punggol
		アルジュニード Aljunied	ホーガン Hougang	アルジュニード・ホーガン Aljunied - Hougang
		センカン Sengkang		センカン Sengkang
		タンピネス Tampines		タンピネス Tampines
⑤	南東部 Southeast	イーストコースト East Coast		イーストコースト East Coast
		マリンパレード Marine Parade	マウントバッテン Mountbatten マクファーンソン MacPherson	マリンパレード Marine Parade

各社会開発協議会のウェブサイトを基に作成

(イ) 内部組織

社会開発協議会は、人民協会の会長又は副会長から任命された Mayor 及び 12 人から 80 人の委員で構成された運営委員会により運営されている⁶²。Mayor と言っても日本の地方自治体のような直接選挙で住民から選ばれた「首長」ではなく、国会議員が兼務しているものである。

⁶² 社会開発協議会規則第 5 条 <https://sso.agc.gov.sg/SL/PAA1960-R2/Historical/20151002?DocDate=20180723&ValidDate=20151002#pr5>

図表5 社会開発協議会組織図



社会開発協議会ウェブサイトを基に作成

図表6 各地域の Mayor 一覧 (2020年11月現在)

社会開発協議会 (CDC) 名	氏名	任命日
南西部 (South West)	Ms. Low Yen Ling	2014年5月27日
北西部 (North West)	Mr. Alex Yam	2020年7月27日
中央部 (Central Singapore)	Ms. Denise Phua Lay Peng	2014年5月27日
北東部 (North East)	Mr. Desmond Choo	2017年5月27日
南東部 (South East)	Dr. Mohd Fahmi Aliman	2020年7月27日

出典：社会開発協議会ウェブサイト⁶³

ウ 事業

社会開発協議会規則⁶⁴では、社会開発協議会の使命として、コミュニティにおける住民同士の絆を深め、社会の団結を強固なものにしていくということが謳われている。社会開発協議会の主な活動と事業は、次の三つの目標に沿って分かれており（各目標の頭文字をとって「ABC」に区分される）、これらの目標を基に、それぞれの地域や住民のニーズに応じた活動を計画し、実施している。

⁶³ 社会開発協議会ウェブサイト

<https://www.cdc.gov.sg/office-of-the-mayors/our-mayors>

⁶⁴ 社会開発協議会規則第14条 [https://sso.agc.gov.sg/SL/PAA1960-](https://sso.agc.gov.sg/SL/PAA1960-R2/Historical/20151002?DocDate=20180723&ValidDate=20151002#pr14)

[R2/Historical/20151002?DocDate=20180723&ValidDate=20151002#pr14-](https://sso.agc.gov.sg/SL/PAA1960-R2/Historical/20151002?DocDate=20180723&ValidDate=20151002#pr14)

(ア) 社会福祉支援 (Assisting the Needy)

社会福祉支援事業と就職斡旋事業は、社会開発協議会の重点事業とも言える。就職斡旋や社会扶助プログラムによって、生活難に直面している住民をサポートしている。例を挙げれば、生活保護などの経済的支援のほか、貧困家庭に食品クーポンを配ったり、失業者のための就職ワークショップやネットワーク作りのセッションを開いたりして、住民の経済的自立を達成するために様々なプログラムを実施している。社会福祉支援事業を行う際に、社会福祉機関⁶⁵ (Social Service Agencies: SSA) や草の根団体は重要な連携団体となっている。

(イ) 住民同士の絆を深めること (Bonding the People)

この事業では、多民族国家ならではの民族調和促進プログラム、青少年や高齢者向けのイベント、スポーツ及び文化的なプログラムなどを通じて、コミュニティにおける住民同士の相互接触機会を増やし、絆を深めることを促進する。活動の内容は、住民と新移民との交流機会作り、活力ある高齢化を進めるカーニバルの開催、各種ユース・プログラム、スポーツ親睦プログラムなどである。

社会開発協議会の各地域において、文化、生涯教育、青少年育成、民族融和などの活動を行う拠点であるコミュニティクラブの運営委員会も同じく人民協会の傘下にあり、社会開発協議会は各コミュニティクラブとも連携をとって、活動目的の達成を図っている。

(ウ) 企業パートナーと市民参加促進 (Connecting the Community)

社会開発協議会は常に様々な政府機関、草の根団体、民間団体、学校などと提携しながらプログラムを実施しており、上記組織からボランティアを募集したり、寄付金を集めたり、パートナーシップを結んだりする。例えば、大手金融機関から集めた寄付金を用いて、低所得家庭の子ども読解能力を向上させるためのプログラムを実施したり、地元の大手スーパーマーケットと提携し、貧困家庭に米を配布するためのプログラムを行ったりしている。

エ 財源

社会開発協議会の主な財源は政府からの補助金であるが、次のとおり概ね3種類に分けられる。

(ア) 基本住民補助金

基本住民補助金 (Annual Resident Grant) は、政府が毎年、各社会開発協議会に対し交付している補助金である。各社会開発協議会内の住民一人当たり S\$ 1 が交付される。

⁶⁵ 社会福祉機関は公益目的で国民に福祉サービスを提供する非営利団体であり、多くの場合、慈善団体として登録されている。これまで政府は福祉活動の主体的担い手を、政府よりも精通しているボランティア団体 (Voluntary Welfare Organization: VWO) に委ねていたが、団体で働いている人の多くが現在はボランティアではなくなってきたことから 2019 年に呼称が変更された。

社会・家族開発省ウェブサイト <https://www.msf.gov.sg/policies/Social-Service-Agencies/Pages/default.aspx>

(イ) 寄付金比例補助金

寄付金比例補助金 (Matching Grant from Government) は、各社会開発協議会の住民による寄付金に対し、政府が交付する補助金である。社会開発協議会は実施事業のために、域内住民から寄付を募っているが、寄付金 S\$1 に対し政府から S\$3 の補助金が交付されることになっている。なお、長期に亘る寄付を奨励するため、政府は GIRO (銀行口座自動引き落とし) による寄付金に対しては S\$4 の補助金を交付している。

(ウ) 管理費補助金

管理費補助金 (Operating Grant) は、社会開発協議会の事務所の管理経費として交付される補助金である。

基本住民補助金及び管理費補助金については、ほぼ固定した財源であるが、寄付金比例補助金については、住民の参画の度合いにより大きく左右される。社会開発協議会と住民の結びつきを強くするための一つの方法として、このような補助金制度を設けているものである。住民からの寄付が多ければ多いほど、社会開発協議会は豊富な活動資金を得ることができ、社会開発協議会の活動への関心を高める結果にもつながっている。

(4) 草の根団体 (Grassroots)

人民協会の活動を支える地域の団体として、次に述べる草の根団体がシンガポールのコミュニティ活動の一部を担っている。元々は与党・人民行動党の地域組織として設置されたという経緯を持ち、人民協会と連携を取りながら活動している草の根団体は、1,800 団体⁶⁶も存在し、その運営は人民協会に任命されたボランティアが行っている。

ア 市民諮問委員会

各民族コミュニティ、経済、社会分野におけるリーダーから成る市民諮問委員会 (Citizen Consultative Committee: CCC) は、選挙区における草の根団体の筆頭としての立場にあり、区内の諸活動の調整、募金活動、国家行事の調整などを行っている。

イ 住民委員会

住民委員会 (Residents' Committee: RC) は、公営住宅の住民を対象とし、住民の隣人意識を高める各種講座や活動を主催している。住民に政府の政策を伝え、住民の声を政府に届けるなどフィードバック組織としての役割も担っている。

ウ 近隣委員会

住民委員会と対照して、近隣委員会 (Neighborhood Committee: NC) は、民間住宅の住民に向けて上述した役割を果たしている。

エ コミュニティクラブ運営委員会

⁶⁶ 人民協会ウェブサイト <https://www.pa.gov.sg/our-network/grassroots-organisations>

コミュニティクラブ運営委員会 (Community Club Management Committee: CCMC) は、地域での文化や生涯教育、青少年育成、民族融和などの活動を行う施設であるコミュニティクラブを管理運営している。幅広い分野の講座や活動を提供するとともに、住民委員会や近隣委員会と同様、政府と住民との橋渡し役も担っている。

オ その他の団体

上述した団体の他にも、図表 7 のとおり様々な草の根団体が存在し、コミュニティ活動の中核の役割を果たしている。実行委員は、各地区の住民の中から選ばれるボランティアである。人民協会は、草の根団体のボランティアが企画した様々なイベントやプログラムを通じて、民族の相違を超えた社会的結合を促進している。

図表 7 その他の草の根団体の例

女性活動実行委員会 (Women's Executive Committee: WEC)
高齢者活動実行委員会 (Senior Citizens' Executive Committee: SCEC)
マレー系住民活動実行委員会 (Malay Activity Executive Committees: MAECs)
インド系住民活動実行委員会 (Indian Activity Executive Committees: IAECs)
地域緊急時対応委員会 (Community Emergency and Engagement Committee: C2E)
コミュニティスポーツクラブ (Community Sports Clubs: CSCs)
少年ネットワーク・クラブ (Teens Network Clubs: T-Net Clubs)
青年活動実行委員会 (People's Association Youth Movement: PAYM) など

人民協会ウェブサイトを基に作成

(5) コミュニティセンター、コミュニティクラブ (Community Center, Community Club : CC's)

シンガポール全土には 110 ヶ所のコミュニティセンター、コミュニティクラブと呼ばれる施設があり、地域住民に密着した活動を行っている。比較的古い施設がコミュニティセンター、最近建てられたものがコミュニティクラブと呼ばれているが、その施設の機能については特に差異はない。コミュニティセンター／クラブは人民協会の草の根団体であるコミュニティクラブ運営委員会により運営されており、各種の事業の企画、運営を行っている。

コミュニティセンター／クラブ内には図書館をはじめ、ダンススタジオや多目的ホール、体育館、コンピュータールーム、調理室、塾等があり、地区によってはプールや飲食店、保育園や学童クラブ、福祉センター等が併設されている。陶芸、語学、料理、スポーツなど様々な講座が開設されており、これらの講座にはシンガポール国民のみならず、そこで生活する外国人も参加で

きる。また青年、婦人、老人の各グループの活動拠点として、社会奉仕活動、退職者・高齢者向けのボランティア活動などが行われている。この他にも政府が推進するさまざまなキャンペーンの推進機関、青少年に対する社会教育機関としての役割も持っている。このように地域の活動拠点として活用されるとともに、働く女性を支援するためのチャイルドケアセンターなども設置され、各地区の福祉センター的な役割も担っている。

2017年にはコミュニティセンターの機能に加え、ショッピングモールやスポーツスタジアムも備えた大型複合施設「アワ・タンピネス・ハブ」がオープンし、住民の憩いの場になっている。



アワ・タンピネス・ハブ

(6) タウンカウンスル

ア 設立経緯

1965年の独立以来、シンガポール政府は限られた国土と急増する人口問題を抱え、住宅開発を最優先の課題としてきた。現在、国民の8割以上が住宅開発庁の建設したHDB住宅（いわゆる公営住宅）で生活している⁶⁷。

住宅開発庁は、国家開発省の法定機関で、安価で良質な住宅を供給することを目的に1960年に設置された。多民族国家のシンガポールでは従来、民族ごとにコミュニティを作って生活しており、国家としての一体感に欠けていた。そこで政府はHDB住宅の建設に合わせて、各民族の人口比率に沿って均等な割合で各民族が生活することを推進し、生活環境を変えることで各民族のコミュニティを解体して多民族国家の基礎を作り上げていった。

また、1988年にタウンカウンスル法（Town Councils Act）が制定され、同法制定以降、HDB住宅の維持管理を目的にタウンカウンスルが段階的に設置された。これは、独立後、経済成長が進み国民生活が向上するに伴い、よりきめ細かな住環境の整備が必要になったため、住民が直接地域の運営に参加できるように設置されたものである。当時のゴー・チョクトン副首相は同法の制定目的について、「国民に地域社会に対する参加意識を持たせ、地域生活に根ざし

⁶⁷ 住宅開発庁ウェブサイト <https://www.hdb.gov.sg/cs/infoweb/about-us>

たニーズを政治に反映させるためである」と述べている。現在は、国会議員選挙の選挙区の一つ又は複数の区にまたがり、全国に17か所⁶⁸タウンカウンスルが設置されている。



住宅開発庁が供給している HDB 住宅

イ 組織及び運営

1988年8月に施行されたタウンカウンスル法に基づき、タウンカウンスルが住宅開発庁から HDB 住宅の管理維持に関する権限を引き継いだ。タウンカウンスルでは、同地区内の選挙区から選出された国会議員と同地区内の住民に対し、共同で権限を与えており、国会議員は HDB 住宅を管理する権限と責任が与えられ、住民は意思決定プロセスに参加することができる。

同法⁶⁹により、タウンカウンスル地区内の選挙区から選出された国会議員は全員が自動的に委員（以下「議員委員」という。）に選任される。この議員委員の内1名が総選挙後30日以内に、互選によりタウンカウンスルの議長に選ばれることとなっており、タウンカウンスルの管轄区域が一人区選挙区の場合には、当該選挙区の国会議員が自動的に議長になる。

また、議長は就任後30日以内に、議員委員以外から6人以上の委員を選出する。選出できる人数の上限は、30人以下若しくは議員委員1名ごとに最大10人のいずれか大きい方の数となる。なお、このうち、最低3分の2はそれぞれの地区内に居住している者でなければならない⁷⁰。この規定により、住民が自分の地区に係る意思決定に参加できるとともに、自分の地区の特徴を築くことができる。

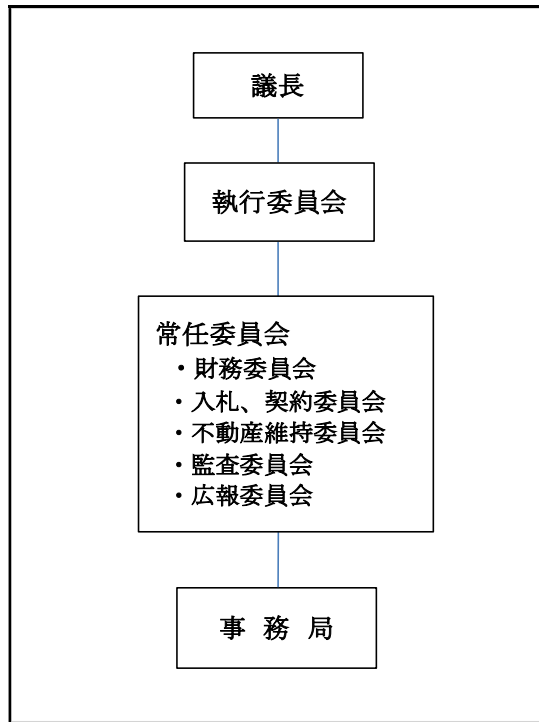
タウンカウンスル内には事務局が設置されており、常勤の事務職員が雇用されている。また、事務局の運営を不動産管理会社に委託しているところもある。具体的に、ある一つのタウンカウンスルの組織を例にとると、「図表8 マリンパレードタウンカウンスル組織図」のようになっている。

⁶⁸ 図表4 社会開発協議会、選挙区及びタウンカウンスルの地域割を参照

⁶⁹ タウンカウンスル法第8条 <https://sso.agc.gov.sg/Act/TCA1988#pr8->

⁷⁰ タウンカウンスル法第8条 <https://sso.agc.gov.sg/Act/TCA1988#pr8->

図表8 マリンパレードタウンカウンシル組織図



出典：マリンパレードタウンカウンシルウェブサイト⁷¹

ウ タウンカウンシルの機能

タウンカウンシル法⁷²により、タウンカウンシルの主な責務は以下のように定められている。

- ①住民の利益のために行う住宅の共用部分や商業ゾーンの規制、運営、管理
- ②住居、商業地を良好な状況に保つための保守、修理、備品の更新、取替え
- ③住宅の共用部分や商業ゾーンの火災による損害に対して支払われる保険料の総額の決定
- ④必要に応じて住宅の共用部分や商業ゾーンの備品の修理、交換
- ⑤住宅や商業ゾーンの入居者に対する基本的なサービス（救助サービス等）の提供
- ⑥タウンカウンシル法の規定及び同法に基づいて作成された規則を遵守する
- ⑦公共スペースにおける迷惑行為に対する中止命令

またこの他にも、贈与や寄付の収受、域内の駐車場・マーケット・フードセンター等の維持管理、管理サービス費滞納者への延滞金を徴収する等の権限を持っている。

エ タウンカウンシルの予算について

タウンカウンシルはそれぞれ独自の予算編成権、執行権を有している。各タウンカウンシルにおいて規則を制定し、管理サービス費を徴収するとともに、滞納者に対する強制徴収、延滞金の徴収、団地内の違法駐車に対する反則金の賦課徴収等を行なっている。

⁷¹ マリンパレードタウンカウンシルウェブサイト <http://www.mptc.org.sg/>

⁷² タウンカウンシル法第21条 <https://sso.agc.gov.sg/Act/TCA1988#pr21->

会計年度は4月1日から翌年3月31日までとされている⁷³。

オ 社会開発協議会とタウンカウンスルの違い

(ア) 管轄エリア

タウンカウンスルが HDB 住宅地域のみを管轄エリアにしているのに対して、社会開発協議会は HDB 住宅のみならず、一戸建て住宅、民間コンドミニアムなども含めた人口 55～85 万人程度の広い地域を管轄している。

(イ) 機能

タウンカウンスルが HDB 住宅の維持管理を目的とするハード的な側面が強い組織であるのに対し、社会開発協議会は地域住民が必要とする幅広い住民福祉サービスを提供するソフト的な側面を持つ機関であると言える。

3 民族融和政策

前述のとおりシンガポールは多民族国家であり、地域社会を構築している国民のほとんどが移民の子孫である。建国時より、憲法において国民は民族・宗教・出自などに関わらず平等であることや、思想・信仰の自由、差別の禁止が規定されており、各民族の文化・アイデンティティが尊重されている。しかし、このような差異を尊重する一方で、各民族内でもそれぞれ違ったグループが存在し、国への帰属意識や国民の一体感が希薄な状態であったため、シンガポール人として統合するための民族融和政策が進められてきた。

(1) 歴史的背景

シンガポールは、1963 年にマレーシアの州の一つとして独立した。しかし、当時からマレーシアではマレー人優遇政策がとられており、住民の多くが中華系民族で構成され、民族平等を謳っていたシンガポールは、マレーシアの中央政府と政治的な溝を深めていくこととなった。これは、政治的な対立だけでなく、民族間の対立にまで発展し、中華系民族とマレー系民族との間で2度の抗争が発生した。

1度目は、独立以前の 1964 年に、シンガポールのマレー人たちが優遇政策を求めるデモを決行した際、デモ隊と中華系住民が衝突したことをきっかけに、中華系民族とマレー系民族の間で抗争が発生した。これは、1965 年8月9日のシンガポールによるマレーシアからの独立の一因にもなったと言われている。

2度目は、独立後の 1969 年であり、マレーシアで行われた総選挙の際に、マレー系民族と中華系民族による抗争が発生したことが波及し、シンガポールにおいてもマレー系民族と中華系民族による抗争が発生した。

この2度の抗争は多くの死傷者を出し、決して繰り返してはならない出来事として現在も語り継がれている。これ以降政府は国を挙げて民族融和政策を進めており、その結果、現在まで民族間での抗争は繰り返されていない。

⁷³ タウンカウンスル法第 36 条 <https://sso.agc.gov.sg/Act/TCA1988#pr36->

(2) 国民教育

シンガポールは、前述した苦難の時代を乗り越えてきているが、独立以降生まれたシンガポール人がそのような歴史をよく知らないことが明らかとなり、1997年以降の学校教育において「国民教育 (National Education)」が初等教育のカリキュラムとして導入された。これはシンガポールの歴史的・社会的な事実を学ぶだけでなく、それらを通じて愛国心を育み、国家への帰属意識を醸成することが目的である。

国民教育は、単一の科目ではなく、様々なカリキュラムで構成されており、一例としては毎日の国旗掲揚、国歌やシンガポールの誓いの斉唱が挙げられる。また民族融和意識を高めるイベントの開催日として民族融和の日を設定し、学校において様々なイベントを開催するなど、子どもの頃から国民に一体感を持たせ、人種と宗教の調和を図り、一致団結してシンガポールの未来を確固たるものとすることを目指している。

ア シンガポール国民の誓い

シンガポール国民の誓いは、1960年代に発生した人種暴動を繰り返さないために1966年に公開されたものであり、学校教育で子どもたちに教えられ、ナショナルデーなどの公式なイベントで唱えられている。現在、公立校では毎朝斉唱されている。

図表9 シンガポール国民の誓い

“We, the citizens of Singapore, pledge ourselves as one united people, regardless of race, language or religion, to build a democratic society based on justice and equality so as to achieve happiness, prosperity and progress for our nation.”

「我々シンガポール国民はその人種、使用言語、宗教に関わらず、ひとつに統一された国民として、国家のために、幸福・繁栄・進歩の達成をめざし、正義と公平に基づく民主主義社会を築くことを誓う。」

出典：国家遺産局ウェブサイト⁷⁴

イ 民族融和の日

1997年に教育省は、1964年の民族間抗争が発生した7月21日を「民族融和の日 (Racial Harmony Day)」と定めた。これは2度の民族対立を忘れないようにするためのもので、この日は各学校で民族融和の意識を高めるための様々なイベントが開催される。また、民族融和週間を設定するなど、1日に限らず数日間に渡ってイベントを企画する学校もある。生徒たちは、各民族の民族衣装を着たり、伝統舞踊や民族楽器の鑑賞・体験をしたり、民族料理の調理試食

⁷⁴ 国家遺産局ウェブサイト <https://www.nhb.gov.sg/what-we-do/our-work/community-engagement/education/resources/national-symbols/national-pledge>

をするなど、子どもの頃から民族融和意識を高められるような教育が実践されている。

(3) 言語教育

ア 公用語

シンガポールでは独立前の自治政府時代から、中華系民族・マレー系民族・インド系民族という3大民族の間の調整を図るために、英語・中国語・マレー語・タミル語の4つの公用語が設定されてきた。英語は、国際経済都市としての発展を目的としたビジネス的な側面と、国民の一体性を高めるための共通語という統合政策的な側面により設定されたものである。

また、公用語とは別に国語としてマレー語が制定されている。これは、1963年から1965年までマレーシア連邦の州の一つであったこと、独立後の経済発展にマレーシア、インドネシアなど近隣のマレー系諸国との調和が欠かせなかったなど、歴史的・地理的立場を反映したものである。

イ 二言語政策

建国直後の1966年からは、民族融和政策として二言語教育が実施され、民族学校においても英語を学ぶこととなった。

この二言語政策は、国際ビジネス活動においてビジネス共通語である英語の習得が必要であること、国民が社会や家族の調和を重視するアジア的価値観を学び、アジア人としてのアイデンティティを保つため、各民族母語の習得が必要であることから実施されたものである。

しかし、1970年代には、十分な指導ができる教員・教材が不足していることや、二言語とも中途半端な習得になる者、カリキュラムについていけずドロップアウトする者が現れたため、教育制度の方針転換が迫られた。そのため、1979年に教育課程における選別試験が導入され、言語習熟度に応じた進路の振り分けが行われることとなった。これにより、よりきめ細やかな言語教育体制が敷かれることとなったが、一度習熟度の低いクラスに振り分けされた場合、その後習熟度の高いクラスに戻るものがほぼ不可能となり、進学・就職が非常に限定的となってしまう状況が生まれ、現在においても問題視されている側面がある。

また、二言語政策は、中華系民族からの強い反発を受けたが、就職面等において英語教育の重要性が認識され、1980年には中華系大学で中国語教育を重視していた南洋大学がシンガポール国立大学に合併されたことにより、全ての大学で英語が教育言語となった。

ウ 言語キャンペーン

(ア) スピーク・マンダリンキャンペーン

二言語政策を進めると同時に、1979年からは「スピーク・マンダリン（北京語を話そう）」キャンペーンが実施されている。

前述の二言語政策において、中華系民族は北京語と英語を学習していたが、シンガポールの中国系言語話者は独立当初、華語（マンダリン・標準中国語）を話す者がごく少数であり、福建語、潮州語、広東語、海南語、客家語などの方言を使用しているものがほとんどであった。これは母語である方言に加えて二言語、つまり三言語学ばなければならなかったということであり、負担が大きかった。

そのような中、中国の経済発展に伴い中国ビジネスが急増し、北京語の経済的な価値が高まってきたことから、スピーク・マンダリンキャンペーンが 1979 年から開始された。これは、中華系民族児童が 3 言語教育を強いられている状況を是正すること、英語教育で強まるおそれのある米国文化的価値観の浸透を抑え、儒教的価値観を再生することなどの目的もあったが、中華系民族間の共通語を北京語として民族の社会的統合を図ることを主要な目的としていた。

2000 年代に入り、中国の政治・経済的な存在感が増すにつれて、同キャンペーンも拡大され現在も続いている。ただし、このキャンペーンに対しては、各民族グループのアイデンティティの 1 つである方言を駆逐しているとして反対意見も出ている。

図表 10 中華系民族が家庭で最も使用する言語（単位＝％）

使用言語	1980 年	1990 年	2000 年	2010 年
英語	5.4	11.9	23.9	32.6
北京語	7.3	27.9	45.1	47.7
中国語方言	86.8	59.8	30.7	19.2
（福建語）	(40.6)	(29.1)	(14.7)	(9.4)
（潮州語）	(20.1)	(13.3)	(6.3)	(3.7)
（広東語）	(16.9)	(11.6)	(7.3)	(4.8)
（その他の方言）	(10.1)	(5.8)	(2.4)	(1.3)
その他	0.5	0.4	0.3	0.5

※1980 年と 1990 年は 15 歳以上、2000 年と 2010 年は 5 歳以上

田村慶子『シンガポールの国家建設 - ナショナリズム、エスニシティ、ジェンダー-』（明石書店 2000） p.248、Census of Population 2000⁷⁵、Census of Population 2010⁷⁶を基に作成

（イ）スピーク・グッド・イングリッシュムーブメント

「シングリッシュ」と呼ばれるシンガポール特有のなまりの入った英語を問題視した政府は、「スピーク・グッド・イングリッシュ（正しい英語を話そう）ムーブメント」を 2000 年から開始している。英語がある程度定着し、現地化することで浸透してきた「シングリッシュ」であるが、経済政策面から見た場合、国際経済都市として正しい英語を話さない状態は好ましくないとの考えから、同キャンペーンが開始された。これは、全国民がなまりの無い同じ英語を話すように推進するという、国民の統合をより一層進める側面がある一方で、逆になまりを正すことで、シンガポール人としてのアイデンティティを損なってしまう恐れがあるという見方もされている。

⁷⁵ Census of Population 2000

https://www.singstat.gov.sg/publications/cop2000/census_stat_admin

⁷⁶ Census of Population 2010

https://www.singstat.gov.sg/-/media/files/publications/cop2010/census_2010_release1/cop2010sr1.pdf

(4) シンガポールの祝日

多宗教国家であるシンガポールでは、特定の宗教が国教として指定されていることはなく、それぞれの宗教が尊重されており、信仰の自由は憲法で保障されている。仏教、道教、ヒンズー教、それぞれの寺院、イスラム教のモスク、キリスト教の教会など、様々な宗教施設も各所に点在している。1990年には「宗教調和維持法 (Maintenance of Religious Harmony Act)」が制定され、宗教の調和を乱す行為や対立を生む行為が禁止され、言論の自由や政治活動に制限が加えられるようになり、これらにつながると判断されたものは制限されている。

互いの宗教や生活観を尊重できるよう、国民に信徒の多い宗教の祭日は休日として設定されており、国民が各々の宗教の催事に参加できるよう配慮されている。さまざまな民族・宗教を尊重しつつ、国民としての一体感を醸成するシンガポールの取組が、1年の祝日にもよく表れている。

図表 11 シンガポールの祝日

月	祝日	民族・宗教
1月	ニュー・イヤーズ・デー	
1～2月 (2日間)	チャイニーズ・ニュー・イヤー (春節)	中華系
3～4月	グッド・フライデー (聖金曜日)	キリスト教
5月	労働者の日 (レーバーデー)	
5～6月	ベサク・デー (釈迦誕生祭)	仏教
5～7月	ハリ・ラヤ・プアサ	イスラム教
8月	ナショナルデー	
7～9月	ハリ・ラヤ・ハジ	イスラム教
10～11月	ディーパバリ	ヒンズー教
12月	クリスマス・デー	キリスト教

出典：人材開発省ウェブサイト⁷⁷

(5) HDB 住宅における取組

先に取り上げた HDB 住宅も民族融和政策の一つとして挙げられる。

国民の8割以上が居住する HDB 住宅の入居者比率は一定の地域ごとに、国民全体の民族比率と同程度になるよう配慮されている。

HDB 住宅の建設は、独立当初深刻な問題であった住宅不足を解消するための国策でもあった。国民に HDB 住宅を提供するために各地域に団地を開発していく過程のなかで、ある特定の民族が集住していた地区の解体を行う必要があり、現在は観光地として保全されている民族街チャイナタウンやリトルインディアなども、HDB 住宅開発が進められていた当時は取り壊しが進めら

⁷⁷ 人材開発省ウェブサイト <https://www.mom.gov.sg/newsroom/press-releases/2019/0408-public-holidays-for-2020>

れた。取り壊しと開発という過程を経て、1980年代には国民に住宅が行き渡り、安定した住宅環境が整えられた。このような歴史を経て、ひとつの地域に一定の民族、言語、宗教の住民が集中しないよう工夫されている。

また、HDB住宅の周辺には商店や食堂、公園等の施設があり、自然と交流が進むよう工夫されている。これにより、日常生活において同一の民族、言語、宗教だけで形成される排他的なコミュニティを防ぎ、異なる民族、言語、宗教が共存し、住民との関わりが生まれることが期待されている。

図表 12 HDB 住宅入居者の民族比率

民族分類	実際の民族比率	ブロックごとの入居者比率上限
マレー系	13.5%	25%
中華系	74.3%	87%
インド系 +その他	12.2%	15%

Population Trends 2020⁷⁸、住宅開発庁ウェブサイト⁷⁹を基に作成

4 多文化共生政策

(1) 外国人数の現状

シンガポールは、地域と一体となり積極的に多民族・多宗教の国民をまとめていく民族融和政策を進めるとともに、外国からの労働者の受入政策にも力を入れてきた。

東京 23 区より 100k m²ほど大きい面積の都市国家で、めばしい資源を持たず、人口規模も小さいため、経済成長戦略の一環として、外資誘致と一体となり、有能な外国人の受入に積極的に取り組んできた。数年前からは少子化も進んでおり、外国人労働者の積極的な受け入れは成長戦略の柱の一つとなっている。

現在では、人口約 570 万人のうち、シンガポール国籍を有する国民が約 352 万人、永住権者が 52 万人、定住外国人が約 164 万人となっている。人口比率をみると、シンガポール国民は全人口の約 62%で、永住権者と定住外国人が人口の約 38%、定住外国人のみでも、全人口の約 29%を占めている。

外国人の内訳を見ると、建設現場等で働くいわゆる出稼ぎ労働者である単純労働許可取得者 (Work Permit : WP) が 56% (うちメイドが 15%) と最も多く、駐在員等の雇用許可取得者 (Employment Pass : EP) 12%、中級技術者である S パス取得者が 12%、それぞれの配偶者・

⁷⁸ Population Trends 2020

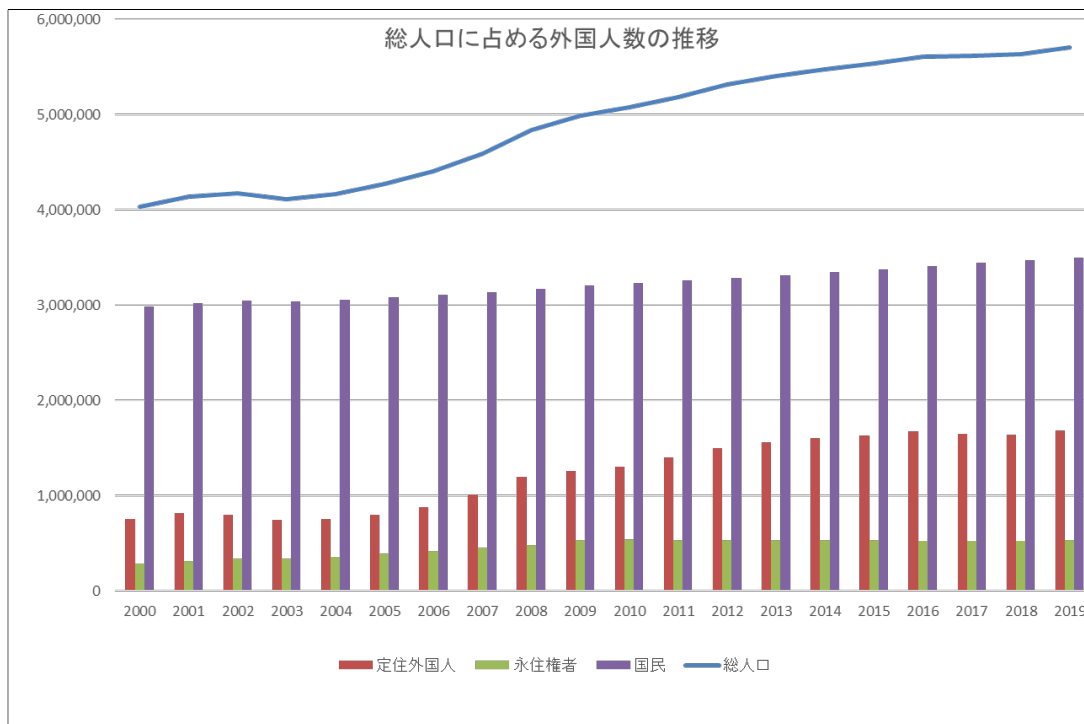
<https://www.singstat.gov.sg/-/media/files/publications/population/population2020.pdf>

⁷⁹ 住宅開発庁ウェブサイト

https://www.nas.gov.sg/archivesonline/data/pdfdoc/20100312010/press_release-sc_spr-eip-spr_q.pdf

家族が 17%、学生 4%となっている⁸⁰。これまでの外国人数の推移は以下のとおりである。

図表 13 総人口に占める外国人数の推移



シンガポール統計局⁸¹のデータを基に作成

しかし近年は、外国人の爆発的な増加と同時に進んだ物価高騰や公共交通機関の混雑が国民の不満となり、2010年以降、政府は外国人就労者の抑制策を打ち出している。これにより、年々増加していた定住外国人の数は、2017年に14年ぶりの減少に転じた。2018年も2年連続で減少し、これまでとは流れが変わってきているといえる。

一方で、少子化が急速に進んでいるシンガポールでは、外国人の受入れを縮減していくことにより、高度人材やサービス業などで必要な労働力を確保できなくなれば、活力を維持していくことが困難になるおそれがある。

(2) 多文化共生政策

外国からの労働者の受入政策に力を入れてきたシンガポールでは、外国人でも住みやすい環境やまちづくりを進めていくことが必要不可欠であった。そのため、地域社会においても外国人の受入、地域住民との融和に向けた取組を行っている。

ア 地域活動への参加プラットフォームの提供

⁸⁰ Channel News Asia <https://www.channelnewsasia.com/news/singapore/singapore-population-declines-non-residents-citizens-pr-13141862>

⁸¹ シンガポール統計局 <https://www.singstat.gov.sg/find-data/search-by-theme/population/population-and-population-structure/publications-and-methodology>

人民協会やコミュニティセンター／クラブ、各草の根団体など、地域社会政策を担当する機関の取組について前述したが、これらは外国人にも同様に適用される。例えば、地域住民への政策説明会などには、外国人も参加することが可能であり、人民協会やコミュニティセンター／クラブが提供しているプログラムや地域活動には、外国人も国民と同様に参加することができる。

通常のプログラム以外にも、新国民や永住者を対象に、シンガポールを理解してもらうためのプログラムや、地域住民との親睦プログラムも提供されている。このように、人民協会などが提供する国民の民族融和に向けたプラットフォームは、基本的に外国人も組み込まれたかたちで提供されており、国民同様地域に溶け込むための機会が用意されている。

さらに、外国人が主体となって地域活動に参画することも可能となっており、例えば、草の根団体のボランティアについては、外国人でも登録することが可能である。

イ 新国民への対応

外国人とは状況が異なるが、新しく国民になった新国民（シンガポールにとっての元外国人）に対しては、国民になるにあたってのケアを行っている。

人民協会では、新国民にシンガポールの文化慣習を理解してもらうためのツアーや、地域住民との接触機会を作るための親睦プログラムなどを用意している。また、2009年に設立された国家統合委員会は、国籍を取得したばかりの新国民と地域社会の橋渡しをする活動に資金援助をしている。

ウ 外国語教室の運営

前述した地域活動への参加プラットフォームの1つとして、シンガポールでは、コミュニティセンター／クラブにおいて数多くの外国語教室が安価で開催されている。受講者は近隣住民が中心だが、様々な社会階層の人が様々な目的を持って受講している。各言語の教師は、言語によって母語話者もいればそうでない者もいるが、人民協会の担当職員が授業の抜き打ち見学を行い、評価や指導をするなど、一定程度のレベルが確保されるようになっている。

言語の種類も様々で、時代の流れに応じてクラス数も増減している。例えば、2000年初頭まで日本語クラスの数が圧倒的に多かったが、日本経済の低迷とともに受講者が減少している。逆に、韓国ドラマやK-POPなどの韓流ブームと、韓国企業の進出増などを理由に韓国語の人気の高まっている。これらは、もちろん外国人でも受講が可能であり、英語や中国語などのシンガポールにおける使用言語も学ぶことが可能である。

第2節 税財政制度

シンガポールの予算の特徴としては、まず地方予算がないことが挙げられる。シンガポールは都市国家であり、地方というものがなく国家がそのまま自治体であると言える。したがって、地方間での財政格差も存在せず、国全体の予算を把握することが日本よりも容易であると言える。

1 予算編成

シンガポールの予算は、日本と同様4月から3月までの年度単位の会計年度である。なお、1968年までは1月1日から12月31日までであったが、1969年の会計年度を1月1日から翌3月31日とし、1970年4月から現行の会計年度となった。

予算は財務大臣が国会に提出し、審議され可決されることで成立する。しかし、大統領は、積み立ててきた基金を乱用するような予算となる場合は同意を拒否することができる点が日本と異なる。大統領が予算案に対し拒否権を発動した場合は国会で再審議することとなる。再度審議し議決権を持っている議員の3分の2以上の賛成があれば予算案は可決となる。

(1) 当初予算

例年2月に財務大臣が国会に予算案を提出する。2021年度においては、2021年2月16日に財務大臣が国会で予算演説を実施している。各省庁は振り分けられた予算を基により具体的な予算を組み、3月上旬頃から各省庁HPでCommittee of Supplyが発表され、大統領が同意することで法律となる。

なお、新年度が始まるまでに予算案が可決されない場合、シンガポールでは予算案可決前でも内閣の承認があれば、財務大臣は前年度予算の4分の1を上限として政府の基金から支出できる規定がある。

図表1 予算成立までの流れ

時 期	内 容
11月～12月	国民からの意見募集
1月頃	内閣において予算検討・承認
2月	財務大臣が予算案を国会に提出
3月	予算委員会での審議
	国会が予算案を可決
	大統領が同意し、予算法として成立

Ministry of finance : MOF Budget Process ⁸²を基に作成

⁸² MOF Singapore Budget <https://www.mof.gov.sg/singaporebudget>

(2) 補正予算

年度途中に各省庁はその必要性に応じて補正予算の要求を行う。財務省は各省庁からの補正予算要求を取りまとめ、補正予算の案を提出する。以降、予算成立までの過程は、当初予算と同様である。

2 予算の仕組み

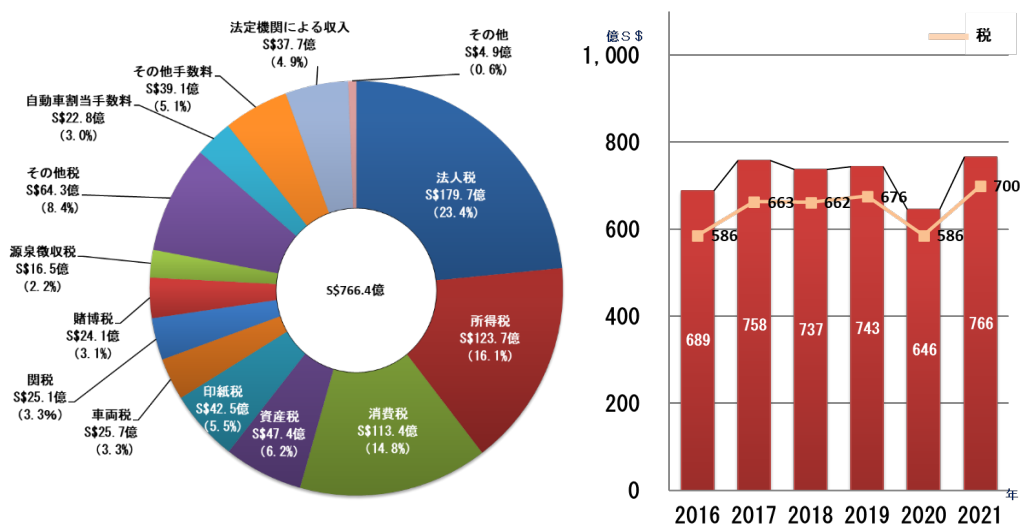
歳入は税金や手数料等のいわゆる通常の歳入と純投資収益の大きく分けて2つの構成となっている。歳出は省庁の一般運営費、投資的経費等の通常の歳出と特別移転費の大きく分けて2つの構成となっている。

日本の場合は、歳入と歳出が同額となるように予算書が作成されるが、シンガポールは英国、カナダなどと同様に歳入歳出予算額をそれぞれ計上しており、歳入と歳出が異なる総額となることも特徴の一つと言える。

(1) 歳入

シンガポールでは、歳入の約88%が税収で賄われている。残りは自動車割当手数料（自動車所有権利証（COE）：陸上政策編を参照）や法定機関（各省庁）の手数料収入などとなっている。前述したように通常の歳入の他に純投資収益がある。純投資収益とは政府系投資機関やシンガポール金融庁（中央銀行に相当・Monetary Authority of Singapore：MAS）が準備金を運用し、株式等への投資によって得た配当金や金利収入などの収益を指す。

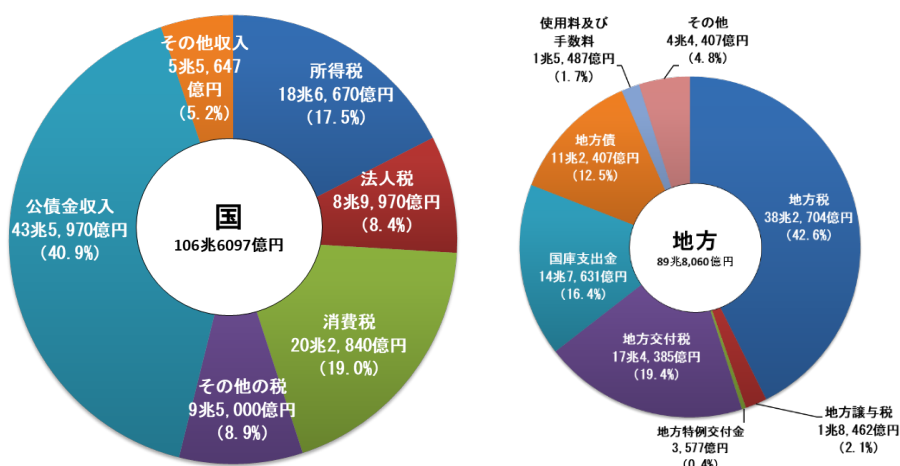
図表2 シンガポール 2021 当初予算（歳入）



MOF Singapore Budget ⁸³を基に作成

⁸³ MOF Singapore Budget <https://www.mof.gov.sg/singaporebudget>

・日本（参考）

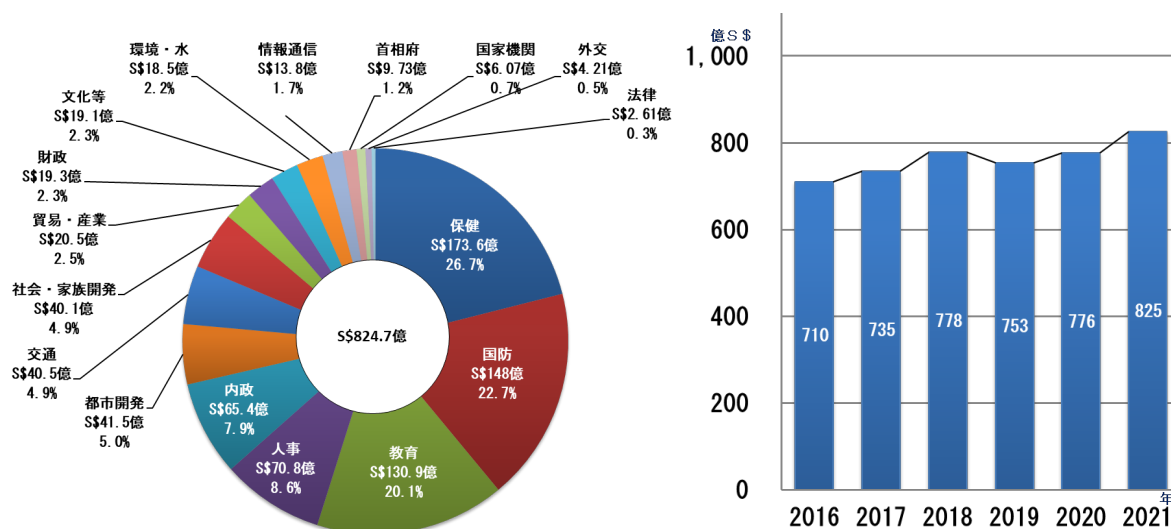


総務省 令和3年度地方団体の歳入歳出総額の見込額⁸⁴を基に作成

(2) 歳出

シンガポール政府の歳出は、防衛、保健、教育、交通に大きく予算が配分されている。2020年度当初予算以降は、COVID-19 対策として保健の割合が大幅に増加した。高齢化により医療保険関連の支出は今後増えることが見込まれる。前述したように通常の歳出の他に特別移転費がある。特別移転費は国民に対する一時給付金、公共料金の払い戻し、国家研究基金や各種社会保障プログラムの基金への補填等、一般支出や投資的経費に含まれない費用を指す。

図表3 シンガポール 2020 当初予算（歳出）



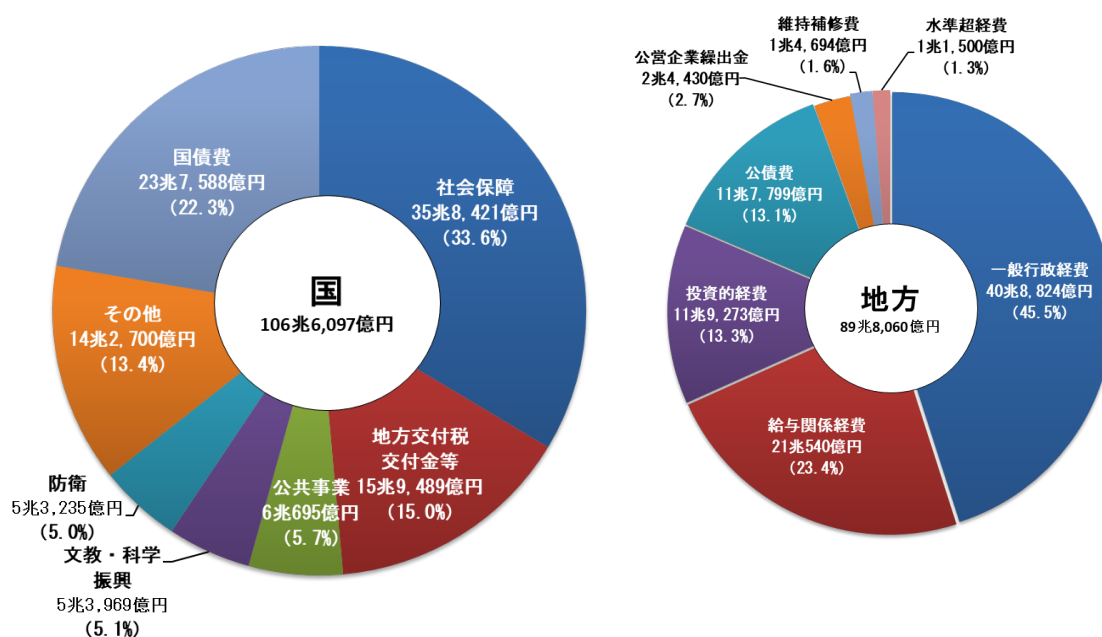
MOF Singapore Budget ⁸⁵を基に作成

⁸⁴ 令和3年度地方団体の歳入歳出総額の見込額

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei02_02000281.html

⁸⁵ MOF Singapore Budget <https://www.mof.gov.sg/singaporebudget>

・日本（参考）



総務省 令和3年度地方団体の歳入歳出総額の見込額⁸⁶を基に作成

(3) 国家準備金

シンガポールでは、政府の準備金（The reserves of the Government）を運用する機関の投資収益の一部を一般会計に繰り入れており、2020年度予算では、純投資収益 S\$186 億 3,200 万を歳入に繰り入れている。積み立てられた準備金について、運用益ではなく元金を活用するためには、大統領の承認が必要となる。2020年度には4度に及ぶ補正予算において、コロナ対策として、S\$427 億の準備金（元金）を活用したが、これは例えばリーマンショックや新型コロナウイルス対策のための補正予算のように特別なケースに限って活用されている。

国家準備金を管理する組織は以下の3つである。詳細は後述の政府系投資機関で説明する。

- ・シンガポール金融庁（Monetary Authority of Singapore : MAS）
- ・GIC Private Limited（政府系投資ファンド）
- ・Temasek Holdings（政府系投資ファンド）

(4) 政府系投資機関

前述した国家準備金を運用する機関として、シンガポール金融庁の他に財務省傘下の投資会社 テマセク・ホールディングス（Temasek Holdings (Private) Limited）、同じく財務省傘下の GIC（GIC Private Limited）（旧称：シンガポール政府投資公社、Government of Singapore Investment Corporation）がある。⁸⁷

⁸⁶ 令和3年度地方団体の歳入歳出総額の見込額

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei02_02000281.html

⁸⁷ 政府が出資する政府系投資機関（Sovereign Wealth Fund : SWF）を指す。

官僚出身者と民間出身の投資のプロフェッショナルなどから構成されているほか、国籍問わず多国籍の職員を有する多国籍企業でもある。アメリカのソブリン・ウェルス・ファンド研究機関であるソブリン・ウェルス・ファンドインスティテュートによる運用資産推定残高のランキングでは GIC が 6 位 (4,532 億 USD)、テマセクが 7 位 (4,174 億 USD) となっている。(2020 年 2 月現在)⁸⁸

また、それぞれ海外に下記の事務所を設けており、国外での投資活動に積極的である。

- ・テマセク：ブラジル、インド、メキシコ、中国、英国、米国、ベトナム
- ・GIC：英国、インド、中国、韓国、日本、米国、ブラジル

政府系投資機関の活動方針として、政府は 2015 年度予算審議において GIC に加え、テマセクの投資活動からのキャピタルゲインなどの長期実質利益見込み額の最大 50%も、政府一般会計に組み込む方針を表明した。2015 年 10 月には憲法を改正し、2017 年度予算から政府一般会計への組み入れを開始した。この結果、現在では、GIC 及びテマセクの投資活動からのキャピタルゲイン等の長期実質利益見込み額の最大 50%を純投資収益として歳入予算に組み込むことになっている。

3 税制

(1) 概要

シンガポールでは図表 7 のとおり主に 11 の税目が採用されている。歳入における税収の割合が高いシンガポールだが、その中でも後述する法人税、所得税、消費税の 3 つの税目が基幹となる税であり、歳入に占める割合が 53.8%となっている。

⁸⁸ Top 92 Largest Sovereign Wealth Fund Rankings by Total Assets

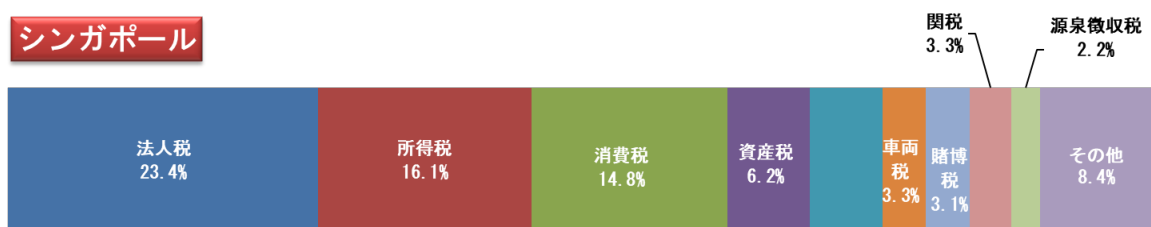
<http://www.swfinstitute.org/sovereign-wealth-fund-rankings/>

図表5 シンガポールの税目

税目	内容
法人税	税率は17%。各種優遇制度の適用を受けた企業は、内容により5%から15%に軽減される。
所得税	所得税の納税者のうち、居住者については、0%から22%までの累進課税制度により適用される。
消費税	商品やサービスに支払われたお金に対して課税される。標準税率は7%。2021年から2025年の間に7%から9%に引き上げ予定（2022年以降の見込）2020年1月1日からサービスの輸入が課税対象となる。
資産税	賃貸される不動産の所有者に課される。
関税	シンガポールは自由貿易であり、輸出関税は比較的少なく、主にタバコ、石油製品及び酒類に課される。また、輸入関税も少なく、主に自動車、タバコ、酒類、石油製品に課税される。
車両税	車両の所有制限と道路渋滞を抑制することを目的として、車両に課される。
賭博税	競馬、サッカーくじ、ジャックポット、ラッキードローなどの賭けに対して課される。
カジノ税	カジノ事業者に対し、カジノによる総賭博収入に対して課税される。
印紙税	不動産売買、不動産賃貸、株式譲渡、不動産・株式の担保権設定等特定の契約文書・書類に対して課税される。
源泉徴収税	非居住者がシンガポールで得た所得に対して課税される。
炭素税	25,000トン以上の温暖化効果ガスを排出する設備は課税対象となり、1トン当たりS\$5の炭素税が課される。（2019年から）

The Inland Revenue Authority of Singapore (IRAS)ウェブサイト⁸⁹を基に作成

図表6 2021年度シンガポールの税収における諸税の割合



MOF Singapore Budget ⁹⁰を基に作成

(2) 法人税

シンガポールに「法人税法」という法律はなく、法人も個人も所得に対する課税は全て「所得税法」が適用される。申告は会計事業年度の翌年に行い、課税対象（属地主義）は国内で発生した所得と国外で得た所得のうち国内で受け取った所得となる。税率は17%（2010賦課年度より）となっている。

⁸⁹ The Inland Revenue Authority of Singapore (IRAS)
<https://www.iras.gov.sg/irashome/default.aspx>

⁹⁰ MOF Singapore Budget <https://www.mof.gov.sg/singaporebudget>

ア 税の申告

事業年度終了の日の属する年の翌年 11 月末を期限として確定申告書の提出を行う。また、電子申告が義務化（2020 年度にかけ段階的に実施）されている。申告後、内国歳入庁（Inland Revenue Authority of Singapore : IRAS）からの納税通知に基づき納税する。

イ 法人税の計算

法人税率は 17% で二重課税排除の観点から、国外で課税された所得に対してシンガポールでも課税される場合には、国外で課税された外国税額と当該所得に対してシンガポールで課税された金額のいずれか低い方を限度として、法人税額から控除することができる。なお、租税条約を締結していない国での課税にも適用される。

また、シンガポールで受け取られる国外源泉所得については一定の免除範囲がある。国外源泉所得が国外で課税の対象となり、かつ国外の最高法人税率が 15% 以上である場合、国内に送金される配当金などが免税の適用対象となる。

ウ 免税

シンガポール国内で事業の経営及び管理を行っている企業は、シンガポールの居住法人となり、居住法人のみ以下の優遇措置を受けることができる。

- ・新会社に対する免税措置
- ・国外源泉所得に対する免税措置
- ・租税条約に基づく源泉税の減免
- ・外国税額控除等

通常、外国企業のシンガポール支店は海外本店により経営と管理が掌握されているため居住法人とはみなされない。

なお、日本とシンガポールは二国間租税条約を締結しているため、シンガポール及び日本を含む租税条約締結相手国（2017 年 9 月 30 日現在 82 か国）における利子やロイヤリティ等の一定の所得に対して、軽減税率又は免税の適用を受けることができる。

(3) 所得税

累進課税で最高税率は 22% となっており、申告通知を受け取った者は前年 1～12 月の所得について 3 月 1 日から 4 月中旬までに申告する申告課税となっている。

ア 控除

高齢者や障害のある人を支援する等の各種の控除が認められている。

- ・55 歳未満の全ての個人は基礎控除 S\$1,000
- ・55～59 歳の就労者の基礎控除 S\$6,000
- ・身体及び精神障害者控除として、55 歳未満 S\$4,000、55～59 歳 S\$10,000、60 歳以上 S\$12,000 の控除
- ・配偶者控除として、配偶者の年間所得が S\$4,000 以下の場合、所得控除 S\$2,000

- ・扶養控除として、子供一人につき S\$4,000。ただし要件として、未婚、年間所得 S\$4,000 以下、16 歳未満又は 16 歳以上の場合は全日制の教育機関に在籍していることが必須。

イ 納税

課税通知が 4～9 月の間に送付される。銀行口座の自動引き落としでの納付が推奨されている。銀行引き落とし以外の納付は一括払いとなる。また、納付期限を超えると 5% の延滞税が課される。

(4) 消費税 (GST)

1994 年 4 月 1 日から施行されたシンガポールの消費税は 2020 年現在 7% となっている。2021 年から 2025 年の間に 7% から 9% に引き上げ予定である。引き上げ時期は経済状況や中期での歳出の増加度合、現行の税制による GDP 成長効果といった複数要素を考慮して決定されることとなる。

また 2020 年 1 月 1 日からサービスの輸入が課税対象となる。国内消費者に対して、年間 S\$100,000 以上のオンライン映像・音楽ストリーミングサイトなどのサービスを提供する国外企業は、GST 課税業者として登録される。

ア 納税

年間課税売上高が S\$100 万以上の企業は内国歳入庁に GST 登録することができる。S\$100 万未満の企業も任意で登録できる。GST 登録している企業は、原則として四半期ごとに GST の計算結果を電子申告しなければならない。申告・納付期限は各四半期の掲載期間終了日から 1 か月以内となる。

イ GST 登録するメリット

商品をシンガポールで仕入れ、シンガポール国内外で販売する企業の場合、GST がかかるが、GST 登録をしていれば、シンガポール国内で販売を行う場合、仕入れに係る仮払い GST と売上げに係る仮受け GST を相殺することができる。

また、シンガポール国外へ輸出販売をしていれば、それらは 0% 課税取引の売り上げになるため、申告すれば仕入れに係る GST が還付される。GST 登録をしていなければ、仕入れに係る GST を支払うだけで、メリットを享受できない。

(5) その他の主な税目

ア 資産税 (Property Tax)

不動産に対して課税され、住宅用不動産には累進税率が適用される。住宅用土地、商業用・産業用不動産などその他の不動産には年間評価額の 10% が適用される。

イ 車両税 (Motor Vehicle Tax and Fee)

自動車取得時に登録料が課せられる。また、課税額は自動車により異なる道路税や自動車所有権利証書など自動車を購入し所有するためには様々な税と手数料が課税される。

ウ カジノ税 (Casino Tax)

カジノ事業者が政府に毎月納める税で、売上から消費税 (GST、現行 7%) を控除した総粗収益に課税されるもの。カジノ税は顧客層により異なった税率が設定されており、一般顧客は 15% と、世界的に見ても最低水準である。富裕層を取り込むため、カジノ内の口座に S\$10 万以上の預金を持つ「特別顧客」についてはさらに低い 5% が設定されている。なお、カジノの開発が始まってから 15 年間はこの税率は改定されないとされている。

エ 印紙税 (Stamp Duty Tax)

不動産売買、不動産賃貸、株式譲渡、不動産・株式の担保権設定など特定の契約文書・書類には印紙税が課される。印紙税は従価税率又は書類ごとに定められた固定額で賦課される。

第3節 治安制度

1 概要

シンガポールは、政府が厳しい規制や罰則制度により取り締まるだけでなく、地域社会と連携して犯罪防止に取り組んだ結果、調査会社ギャラップ社による、自国を安全と感じるかの法指数調査「Global Law and Order Report 2020」で7年連続第1位となり、調査対象者の97%以上が夜間に近所を一人で歩いても安全だと感じている⁹¹ほか、複数の調査やランキングで「世界で最も安全な都市の一つ」と評価されている⁹²。このことは数字にも表れ、1986年に人口10万人あたり1,475件だった犯罪率は、その後、年々急激に低下し、2020年には人口10万人あたり658件となっている（最低は2013年の人口10万人あたり555件）⁹³。

シンガポールでは、街の主要な施設等において、監視カメラなどの機器を使用したチェック機能を用いながら、国民に対するコントロールを行き届かせている。その結果として窃盗などのより身近な犯罪をうまく封じ込めていると考えられる。

また、シンガポールでは、大きな肉体的苦痛を伴う鞭打ち刑などの厳しい刑罰が存在し、迷惑行為等に対しては様々な罰金が設けられており、これらが犯罪の抑止にも役立っていると言われている。

ここでは、シンガポールで発生する犯罪の現状を記すとともに、それらを取り締まる代表的組織であるシンガポール警察（Singapore Police Force : SPF）の取組を紹介する。

2 現状

2020年は、物理的な犯罪が全体的に減少し、窃盗や家宅侵入は36年ぶりの低水準を記録した。また、交通事故、死亡者数、負傷者数は2020年に過去最低を記録したが、これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出制限が一因である⁹⁴。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の2019年の犯罪認知件数は3万5,115件で、2018年の3万3,126件から6.0%増加した⁹⁵。近年の犯罪認知件数の増加要因は詐欺事件によるもので、詐欺事件を除く犯罪認知件数は2018年の2万6,892件から2019年には2万5,570件と4.9%減少している⁹⁶。詐欺事件は、2019年は9,545件と前年より53.1%増加し、犯罪全体の27%を占めており⁹⁷、新型コロナウイルス感染症によるパンデミック時に行われたオンライン取引の増加による影響などから、2020年はさらに増加し1万5,756件発生している⁹⁸。

⁹¹ Singapore Police Force "SPF Annual Report 2020"

<https://www.police.gov.sg/-/media/B0FB963F10D489DB92D2198948FDD6A.ashx>, P.6

⁹² Singapore Police Force "Safeguarding Every Day: 200 Years of the Singapore Police Force", https://www.police.gov.sg/-/media/SPF200/SPF200-Safeguarding-Every-Day_web.pdf?la=en&hash=8D66145273473F46111ED1AAAFEEC307B358B16D, P.193

⁹³ Singapore Police Force "Safeguarding Every Day: 200 Years of the Singapore Police Force", P.129

⁹⁴ Singapore Police Force "SPF Annual Report 2020", P.6

⁹⁵ Singapore Police Force "Annual Crime Brief 2019"

<https://www.police.gov.sg/-/media/CDFB635E882E4FBCB85B859FA85845F4.ashx>, P.1

⁹⁶ Singapore Police Force "Annual Crime Brief 2019", P.1

⁹⁷ Singapore Police Force "Annual Crime Brief 2019", P.2

⁹⁸ Singapore Police Force "SPF Annual Report 2020", P.52

人口 10 万人あたりの犯罪認知件数を表す「犯罪率」は、約 600 件／10 万人で日本とほぼ同じであるが、主要な犯罪の内訳をみると、強制わいせつ（Outrage of Modesty）の割合が多い。強制わいせつは、2018 年の 1,728 件から 2019 年は 1,605 件と 7.1%減少したものの、報告件数が多いため、依然として懸念材料となっている⁹⁹。

図表 1 犯罪認知件数等（2019 年 1 月～12 月）

	シンガポール ¹⁰⁰	日本 ¹⁰¹
認知件数	35,115 件	748,559 件
犯罪率（10 万人あたりの件数）	616 件	593 件 ¹⁰²
検挙人員	17,146 人 ¹⁰³	192,607 人
(主要な犯罪の内訳)	¹⁰⁴	
殺人	11 件 (0.0%)	950 件 (0.1%)
傷害罪	373 件 (1.1%)	21,188 件 (2.8%)
強姦性交等	281 件 (0.8%)	1,405 件 (0.2%)
強制わいせつ	1,605 件 (4.6%)	4,900 件 (0.7%)
暴動	94 件 (0.3%)	-
強盗	55 件 (0.2%)	1,511 件 (0.2%)
侵入盗	186 件 (0.5%)	57,808 件 (7.7%)
自動車盗	85 件 (0.2%)	7,143 件 (1.0%)
ひったくり	35 件 (0.1%)	1,533 件 (0.2%)
知能犯（詐欺、偽造、横領等）	12,363 件 (35.2%)	36,031 件 (4.8%)

※主要な犯罪の内訳はシンガポールの統計項目のため日本の統計にない場合は空欄としている。

シンガポール警察「Annual Crime Brief 2019」、
警察庁「犯罪統計資料 平成 31 年 1 月～令和元年 12 月分【確定値】」、
Data.gov.sg ウェブサイト及び総務省統計局ウェブサイトを基に作成

⁹⁹ Singapore Police Force "Annual Crime Brief 2019", P.6

¹⁰⁰ 認知件数及び犯罪率：Singapore Police Force "Annual Crime Brief 2019", P.1

¹⁰¹ 犯罪率を除く数字：警察庁「犯罪統計資料 平成 31 年 1 月～令和元年 12 月分【確定値】」
<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/sousa/statistics.html>, P9

¹⁰² 認知件数÷人口（千人）×100 で計算。人口は、人口推計(2019 年 10 月 1 日現在)による。
総務省統計局（2021 年 9 月 7 日），<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/2019np/index.html>

¹⁰³ Data.gov.sg "Total Persons, Locals and Foreigners Arrested"（2021 年 9 月 7 日）
<https://data.gov.sg/dataset/total-persons-locals-and-foreigners-arrested>

¹⁰⁴ Data.gov.sg "Cases Recorded for Selected Major Offences"（2021 年 9 月 7 日）
<https://data.gov.sg/dataset/cases-recorded-for-selected-major-offences>

3 警察組織と予算・決算

(1) 警察組織

シンガポール警察は、内務省（Ministry of Home Affairs : MHA）が所管している。内務省は、省内に置かれた本部（Ministry Headquarters : MHQ）、7つの部門、3つの法定機関からなる11の組織で構成され、シンガポールの安全と安心を守るために、コミュニティと緊密に連携した活動を行っている。独立した機関同士が協力し合うことが重要であり、各機関が共通の使命に基づき特定の役割を担うという考えから、11の機関をまとめてホームチーム（Home Team）と呼んでいる¹⁰⁵。

警察組織は、犯罪捜査・防止を担当する部門の他、空港警察や交通警察、沿岸警備隊など30以上の部署により構成されている。また、国内を7つの地域に分け、各地域警察本部（Headquarters）を置いて当該管轄地域の治安維持にあたらせるとともに、各本部の下、35か所の近隣警察署（Neighbourhood Police Centre : NPC）と61か所の交番（Neighbourhood Police Post : NPP）¹⁰⁶を設置し、より地域に密着した治安維持活動を行っている¹⁰⁷。



タッチパネル式の機械により警察サービスが自動化された無人の交番

¹⁰⁵ 内務省ウェブサイト（2021年9月7日）、<https://www.mha.gov.sg/who-we-are>

¹⁰⁶ 61か所のうち21か所は警察サービスが自動化された無人の交番で、タッチパネル式の機械により、いつでも犯罪の通報、落とし物の届け出、免許・許可証の申請などを行うことができる。これにより、警察官の効率的な配置が可能となっている。

¹⁰⁷ シンガポール警察ウェブサイト（2021年9月7日）

<https://www.police.gov.sg/Who-We-Are/Organisation-Structure/Organisational-Chart>

図表2 組織図



シンガポール内務省ウェブサイト及びシンガポール警察ウェブサイトを基に作成

¹⁰⁸ シンガポール内務省ウェブサイト (2021年9月7日), <https://www.mha.gov.sg/who-we-are>

¹⁰⁹ シンガポール警察ウェブサイト (2021年9月7日)

<https://www.police.gov.sg/Who-We-Are/Organisation-Structure/Organisational-Chart>

警察官の人数は2020年3月末時点で約4万3,000人であり、約1万5,000人の正規警察官、文民警察官、兵役警察官に加え、非常招集により即座に動員に応じる予備役警察官やボランティア特殊部隊で構成されている¹¹⁰。

図表3 警察官の人数（2020年3月末現在）

正規警察官 Uniformed Regular Officers	9,571人
文民警察官 Civilians	1,135人
兵役警察官(PNSFs) Fulltime Police National Servicemen	4,685人
予備役警察官(PNSMEN) Operational Ready Police National Servicemen	26,459人
ボランティア特殊部隊(VSCs) Volunteer Special Constabulary	1,266人

出典：シンガポール警察「SPF Annual Report 2020」

(2) 予算・決算

シンガポール警察の予算は、経常予算（人件費及びその他の運営費）と開発予算で構成されている。2019年度予算は、約S\$35億7,600万（約2,860億円¹¹¹）で、その支出実績は、人件費がS\$18億400万、その他の運営費がS\$12億7,900万、開発費がS\$3億4,000万で、合計S\$34億2,300万シンガポールドルであった¹¹²。

図表4 シンガポール警察の予算（単位：S\$）

	経常予算	開発予算	合計
2019年度 ¹¹³	3,193,335,700	383,043,100	3,576,378,800
2020年度 ¹¹⁴	3,294,066,600	309,895,700	3,603,962,300

シンガポール財務省ウェブサイトを基に作成

2020年度の内務省全体の予算では、経常予算は約S\$61億7,000万で、2019年度に比べて約S\$4億3,800万（7.7%）増加している。これは主に、新たに設立されたホームチーム科学技術庁による科学技術能力のさらなる向上と、高まる安全保障上の脅威に対応するための運用能力強化のためで、経常予算のうち、シンガポール警察が最大の割合（53.4%）を占めている。また、開発予算は約S\$8億2,700万で、2019年度に比べて約S\$1億5,700万（16.2%）減少している。

¹¹⁰ Singapore Police Force "SPF Annual Report 2020", P17

¹¹¹ 1シンガポールドル=80円として計算

¹¹² Singapore Police Force "SPF Annual Report 2020", P.70

¹¹³ Ministry of Finance "Singapore Budget2019,Revenue and Expenditure"
<https://www.mof.gov.sg/singapore-budget/budget-archives> ,P134

¹¹⁴ Ministry of Finance "THE REVENUE AND EXPENDITURE ESTIMATES FOR THE FINANCIAL YEAR 2020/2021", <https://www.mof.gov.sg/singapore-budget/budget-2020>, P135

これは、警察カメラのブロードバンド接続強化やインフラ整備など、一部の大規模プロジェクトが2019年度に完了したことによる¹¹⁵。

4 警察の主な取組

シンガポール警察では、犯罪の防止、抑止、発見のためには、地域社会の支援があつてこそ最大の効果を発揮するという考えの下、地域と連携した仕組みづくりに積極的に取り組んでおり、近年では、テロ対策の強化や犯罪捜査へのテクノロジーの活用などにも注力している。

(1) 地域密着型の警察活動¹¹⁶

第二次世界大戦後のシンガポールでは、警察官の役割は事件対応に限定され、地域社会の役割にはほとんど注意が払われていなかったが、1970年代に都市化や経済の変化などにより犯罪が増加したため、1983年に日本の交番制度を応用した交番（Neighbourhood Police Post）制度を導入し、家庭訪問や徒歩・自転車でのパトロール、地域との連絡業務など、地域密着型の警察活動を行うようになった。

1997年には、地域のワンストップの警察署として近隣警察署（Neighbourhood Police Centre）制度が導入され、緊急通報への対応や現場調査などの機能が追加された。また、地域連携業務も拡大され、各地域のパートナーと連携して地域の安全を守る取組など、幅広い警察サービスが提供されるようになった。

2012年には、近隣警察署制度の強化版であるコミュニティ・ポリシング・システム（Community Policing System : COPS）が導入され、近隣警察署内に、地域社会と密接に連携し犯罪やテロとの戦いにおいて地域に主体性と責任の共有を促す、コミュニティ・ポリシング部門が設置された。

さらに2016年には、地域協働を推進するプログラムや戦略の開発に注力することで警察と地域の連携をさらに強化するため、警察組織内に地域連携部（Community Partnership Department）が設置された。

このような地域密着型の警察の取組は、犯罪との戦いに地域社会を参画させ、警察に対する国民の信頼感を高めることにもつながっている。

(2) ボランティアと連携した警察活動

ア 犯罪防止評議会（National Crime Prevention Council : NCPC）

犯罪防止評議会は、犯罪に対する国民の意識と関心を高め、犯罪防止のための自助努力の概念を広めることを目的とした非営利団体で、商業・工業部門、公共部門、シンガポール警察の代表者など、議長、副議長、及び内務大臣によって任命された20名のメンバーで構成されている。評議会のメンバーは全てボランティアで、建設業やホテル業、銀行などで様々な経験を積

¹¹⁵ Ministry of Finance “THE REVENUE AND EXPENDITURE ESTIMATES FOR THE FINANCIAL YEAR 2020/2021”, P132,134

¹¹⁶ Singapore Police Force "Safeguarding Every Day: 200 Years of the Singapore Police Force", P135,136
及びシンガポール警察ウェブサイト（2021年9月9日）

<https://www.police.gov.sg/Media-Room/Features/Community-Policing-System>

<https://www.police.gov.sg/media-room/features/community-policing-through-the-years>

んだ人物が含まれており、事務局は警察広報局内に設置されている¹¹⁷。

同協議会は 1981 年に設立されて以来、犯罪防止活動を組織することで一般市民に積極的に働きかけてきた。シンガポール警察と緊密に協力しながら、毎年、祝祭日の時期に犯罪防止キャンペーンを実施しているほか、犯罪防止に関する展示会や講演会を定期的で開催している。

イ ボランティア特殊部隊 (Volunteer Special Constabulary : VSC) ¹¹⁸

ボランティア特殊部隊は、警察の機能強化と人員補充のために 1946 年 10 月に結成された。非常勤の無給ボランティアであるが、警察官としての権限を与えられ、正規警察官と共に大規模イベントでの活動、パトロール、検問などの職務を行う。

2018 年には、組織が拡充され、ボランティア特殊部隊の訓練やパトロールの要件を満たすことができない人も参加できるようボランティア特殊部隊コミュニティ (VSC(Community)) が発足した。

ウ 市民パトロールボランティア (Citizens On Patrol : COP) ¹¹⁹

1999 年に始まった制度で、応募条件は、シンガポール市民又はシンガポール永住権保持者で年齢 17~80 歳であること。地域の近隣警察署に所属し、テロの脅威に対する社会の備えを啓発する「SG セキュア」運動の一環として、犯罪防止と地域社会の緊急事態への備えに関する研修を受けた後、月に最低 2 時間のパトロールを行う。メンバーは、近隣地域のパトロールや住民への防犯アドバイスのほか、不審人物等に関する警察署への報告を行う。

(3) 市民による監視活動

ア 居住地域における住民自治

1981 年には、住民自らの居住地域への防犯意識を高める目的で、近隣監視スキーム (Neighbourhood Watch Scheme : NWS) が開始された。このスキームでは、複数世帯を単位とする隣人監視グループ (Neighbourhood Watch Group : NWG) がつくられ、住民同士による見守りや犯罪防止意識の共有などが行われるようになった。

1997 年に近隣監視区域 (Neighbourhood Watch Zone : NWZ) の仕組みが導入され、近隣監視グループは近隣監視区域に再編成された。近隣監視区域を運営するために連絡担当者 (Liaison Officer : LO、Assistant Liaison Officer : ALO) が任命され、近隣警察署の警察官と緊密に連携し、近隣住民の懸念に対応するための犯罪防止活動やプログラムを調整・実施している¹²⁰。

¹¹⁷ 犯罪防止評議会ウェブサイト (2021 年 9 月 10 日)

<https://www.ncpc.org.sg/makeupofncpc.html>

¹¹⁸ シンガポール警察ウェブサイト (2021 年 9 月 10 日)

<https://www.police.gov.sg/Join-SPF/Community-Volunteer>

¹¹⁹ シンガポール警察ウェブサイト (2021 年 9 月 10 日)

<https://www.police.gov.sg/Join-SPF/Community-Volunteer/Citizens-on-Patrol-COP>

¹²⁰ シンガポール警察ウェブサイト (2021 年 9 月 10 日)

<https://www.police.gov.sg/Community/Community-Programmes/Neighbourhood-Watch-Zone>

イ 警察の監視活動への住民協力

2015年に開始された車両監視（Vehicle on Watch : VOW）プログラムは、警察が車の所有者に車載用ビデオ録画カメラを提供し、地域の新たな「目」として機能させるものであり、撮影された映像は、警察に共有され捜査に役立てられることになっている。

2019年7月には、通勤者がシンガポールの公共交通網の安全と安心を守るために積極的な役割を果たすことを目的とした、通勤者監視（Riders-On-Watch : ROW）プログラムが開始された。同プログラムのボランティアは、公共交通機関に影響を与える警察の犯罪情報アラートをSMSメッセージで一早く受け取ることができ、公共交通機関の通勤時に不審な人物等を発見した場合に警察に情報提供を行う役割を担う。2020年11月までに48,000人以上が参加している¹²¹。

（4）テロ対策

2001年9月11日のアメリカ同時多発テロ事件以降、テロ対策は国際的に警察の優先事項となっている。多民族国家の小さな島であるシンガポールでは、テロが発生すれば、経済や通常の生活に大きな支障をきたすだけでなく、社会構造にも深刻な影響を与えるため、テロの潜在的な脅威を強く意識した対策がとられている。

ア 専門チームによる対策

2005年に編成された特殊作戦司令部直属の最大の専門部隊である警察戦術部隊（Police Tactical Unit : PTU）は、テログループの標的になりそうな地域のパトロールを重点的に行うなど、テロ攻撃発生の抑止に努めている。

2016年以降には、警察内に非常事態対応チーム（Emergency Response Teams : ERTs）、迅速配備部隊（Rapid Deployment Troops : RDTs）など武装テロ攻撃に備えた特別な訓練を受けた専門チームが複数編成され、非常時には連携して対応する仕組みとなっている。

また、陸海空でのテロ対策と人質救助活動を主な任務とする最高レベルの武装事件対応チームとして、特殊戦術・救助部隊（Special Tactics and Rescue : STAR）が設置されている。この部隊は、圧倒的な火力と全地形対応の機動力を持ち、危険度の高い犯罪者を相手にするだけでなく、リスクの高い警護活動や囚人の護送にも従事する。

イ テロの脅威に対する啓発活動「SGセキュア（SGSecure）」

2016年から、テロの脅威に対する社会の備えを啓発する国民運動「SGセキュア」が行われている。1つの取組として、コミュニティ・ポリシング部門の担当者が日常的に地域住民を訪問し、テロの脅威や社会基盤を守ることの重要性の認識を促し、テロ攻撃を受けた場合に自分や家族を守る関連スキルを身につけた市民となることを支援している。具体的には、ホームチーム内のシンガポール民間防衛隊（Singapore Civil Defence Force : SCDF）と協力してホテルやショッピングモール等で行う実地演習訓練やEラーニングへの参加を促し、救急救命の技

¹²¹ Singapore Police Force "Safeguarding Every Day:200 Years of the Singapore Police Force",P.150

術・知識や緊急事態への備えを学ぶ機会を提供している¹²²。2020年11月までに、47万以上の家庭の少なくとも1人が関連スキルを身につけたとされる¹²³。

SGセキュアのその他の取組としては、シンガポール警察、シンガポール民間防衛隊などによる啓発イベント「緊急事態準備デー（Emergency Preparedness Day）」を公営住宅などで、「安心・安全デー（Safety and Security Days）」を私有地で開催し、テロ攻撃を想定した演習や展示ブースを通じて啓発活動を行い、地域社会における市民の危機意識の醸成を図っている。

（5）詐欺関連犯罪への対応¹²⁴

シンガポール警察は、詐欺との戦いを強化するため、2019年6月に詐欺関連犯罪の中核捜査機関として、詐欺対策センター（Anti-Scam Centre : ASC）を発足させた。同センターは、銀行、フィンテック企業、通信会社、オンラインマーケット事業者など20以上の銀行や法人とパートナーシップ・ネットワークを構築し、実施（Enforcement）、関与（Engagement）、技術活用（Engineering）、教育（Education）という多面的なアプローチにより、犯罪者の詐欺活動の妨害と詐欺被害者の損失軽減に重点を置いて捜査を行っている。

（6）犯罪捜査へのテクノロジーの活用

ア 高性能監視カメラ（Police Camera : PolCams）¹²⁵

シンガポールでは、以前から、犯罪抑止や犯罪捜査に役立てるため、監視カメラを公共の場所に設定していたが、2012年からは、より高い機能を持つ警察の高性能監視カメラを公共エリアのいたるところに設置し始めた。

一部のカメラは、人工知能により喧嘩や不自然な人の動きなどを自動解析してリアルタイムで警察署に通報するなどの映像解析機能を備えており、高性能監視カメラの映像は、2020年末までに4,900件以上の犯罪解決に貢献している¹²⁶。2021年には9万台以上が設置済みで、2030年までに2倍以上の20万台を設置することを目指している¹²⁷。

¹²² SGセキュアウェブサイト（2021年7月12日更新）<https://www.sgsecure.gov.sg/>

¹²³ Singapore Police Force "Safeguarding Every Day:200 Years of the Singapore Police Force",P.172

¹²⁴ シンガポール警察ウェブサイト（2021年9月10日）https://www.police.gov.sg/media-room/news/20200730_police-anti-scam-centre-marks-first-year-of-operationalisation

¹²⁵ Singapore Police Force " Safeguarding Every Day: 200 Years of the Singapore Police Force", P.137

¹²⁶ Singapore Police Force "SPF Annual Report 2020", P.19

¹²⁷ Reuters 記事（2021年8月4日発信）

<https://www.reuters.com/world/asia-pacific/singapore-double-police-cameras-more-than-200000-over-next-decade-2021-08-04/>



映像解析機能を備えた高性能監視カメラ

イ 身体装着用カメラ（Body Worn Camera : BWC）¹²⁸

2015年に導入されて以来、最前線の活動を行う警察官は、パトロール中や事件対応中の周囲の状況や市民とのやり取りを記録することができる身体装着用カメラを身につけている。このカメラは、警察の公正さと透明性に対する評価を高めたほか、犯罪の抑止や事件後の捜査の円滑化に役立てられている。

ウ ポリス・スマートフォン（Police Smartphone）¹²⁹

2018年には、作戦部隊、捜査部隊、情報部隊の全ての第一線の警察官に業務用端末ポリス・スマートフォンの支給を開始した。このスマートフォンには専用アプリケーションが搭載されており、警察官は24時間365日、現場からリアルタイムの情報を受け取ることができるため、非番であってもあらゆる事件に迅速かつ効果的に対応することを可能にする。また、ブルー・フォース・トラッキング（Blue force tracking）という機能により、警察の中央指令センターで、現場の警察官の場所を特定できるため、事件解決のために迅速かつ効果的に警察官を配置することができる。

エ 空中対応部隊（Sky Aerial Response Command : SkyARC）¹³⁰

2019年に発足した空中対応部隊は、高度な空中監視能力を備えた移動式無人航空機（Unmanned Aerial Vehicle : UAV）のドローンを活用した部隊である。ドローンの配備により、前線での活動、捜索ミッション、犯罪対策や公序良俗に反する行為の取り締まりなど空中監視を必要とする場面で活用されている。ドローンで撮影された空中の状況画像や映像を警察作戦司令部にライブストリーミング配信することで、犯罪捜査にも役立っている。

¹²⁸ Singapore Police Force "Safeguarding Every Day: 200 Years of the Singapore Police Force", P.187

¹²⁹ Singapore Police Force "Safeguarding Every Day: 200 Years of the Singapore Police Force", P.192

¹³⁰ Singapore Police Force "Safeguarding Every Day: 200 Years of the Singapore Police Force", P.192

(7) サービス向上の取組

シンガポール警察では、市民からの通報や相談への対応力向上のために、以下の6つの誓約 (Service Pledge) ¹³¹を掲げ、毎年、達成目標とその成果を公表している。

- ①999番通報 (日本の110に相当) は10秒以内に応答する
- ②緊急事態には15分以内に駆けつける
- ③市民からの明確な問い合わせには、3営業日以内に回答する
- ④市民からの投書には5営業日以内に返答する
- ⑤犯罪被害者には7営業日以内に事件の最新状況を報告する
- ⑥警察のサービスカウンターに訪れた市民には15分以内に対応する

2020年の主な成果は、警察作戦司令部で受けた約119万件の通報の93.1%に10秒以内に応答、7万6,766件の緊急事態のうち93.7%にあたる7万1,922件に15分以内に駆けつけ、合計8万3,539件の犯罪事件の全ての犯罪被害者が7営業日以内に事件の最新状況を知らされた、などいずれも高い割合の成果を示している¹³²。

5 今後の課題

シンガポール警察は、2020年に200周年をむかえたシンガポールで最も古い政府機関のひとつである。1820年に12人の警察官からなる小さな部隊としてスタートし、植民地時代には秘密結社や共同体の不穏な動きに対処していたが、現在では、テロの脅威や詐欺を含むサイバー犯罪への対応が主な課題となっている¹³³。

テロの脅威に関しては、既にテロ攻撃を無力化するための専門チームを設置し、テロ発生を見据えた市民の危機意識の醸成を図っているが、今後は、国外のテロ対策専門チームとの連携や国内の専門チーム同士の能力・連携強化を図ることにより、総合的なテロ対策能力の強化が必要になると考えられる。また、依然として発生件数が多く、常に手口の変化する詐欺関連犯罪に対しては、関係機関との連携強化とテクノロジーのさらなる活用により、対策を強化し続ける必要があると言える。

犯罪発生率が世界で最も低い水準にあるシンガポールだが、現在の安全・安心の評価を維持するためには、警察と市民、警察と関係機関の協力関係を強化するとともに、犯罪捜査へのテクノロジーの活用を進めることが不可欠であると考えられる。

¹³¹ シンガポール警察ウェブサイト (2021年9月21日)

<https://www.police.gov.sg/Who-We-Are/Pledges>

¹³² Singapore Police Force "SPF Annual Report 2020", P.66

¹³³ Singapore Police Force "Safeguarding Every Day: 200 Years of the Singapore Police Force", P.7

第4節 消防制度

1 消防体制について

シンガポール初の公的な消防組織は1888年に設置されたシンガポール消防団（Singapore Fire Brigade）で、20世紀後半までシンガポールの消防活動を担当してきた。その後、1961年のブキ・ホ・スウィー火災（Bukit Ho Swee Fire）¹³⁴や1972年のロビンソンズデパート火災（Robinson's Fire）¹³⁵などの大規模火災の発生を契機に、組織改革の必要性が認識されるようになった。1980年に消防法（Fire Service Act、1994年4月29日廃止）が制定され、消防団は消防局（Singapore Fire Service）へ改組・改称された¹³⁶。

一方、第二次世界大戦により民間防衛の重要性が認識され、国家の緊急事態や災害等への備えを強化するため、1982年に国家民間防衛計画（National Civil Defence Plan）が開始された。1986年には民間防衛法（Civil Defence Act）が制定され、有事の救助活動や民間防衛の普及等を目的とした組織であるシンガポール民間防衛隊（Singapore Civil Defence Force : SCDF）が内務省傘下の独立した組織として設立された。同年のホテル・ニューワールドの崩壊事故¹³⁷を機に、緊急時の人命救助という共通の使命を果たすため民間防衛隊と消防局の共同訓練が始まった。2つの組織の役割や機能が似ていることから、1989年4月15日に正式に統合され、シンガポール民間防衛隊として消防、救助、緊急医療サービス等を行う体制となり、現在に至っている¹³⁸。

なお、航空消防は現在、主に空軍（Republic of Singapore Air Force）が担当しているが、海上消防は以前に担当していた海事港湾庁（Maritime and Port Authority of Singapore : MPA）から2012年4月1日に民間防衛隊に引き継がれた¹³⁹。

2 火災発生状況と救急活動の現状

(1) 火災発生状況¹⁴⁰

¹³⁴ 1961年5月25日に発生したシンガポール最大の火災のひとつ。学校、商店、工場、木造やニッパヤシの家屋などがあつた0.4k m²のエリアを焼き尽くし、4人が死亡、約1万6,000人が家を失った。この火災は、近代シンガポールの発展にとって極めて重要な出来事であり、国家の物理的・社会的変革や公営住宅計画にも影響を与えた。

国立国会図書館ウェブサイト（2021年9月16日閲覧）

https://eresources.nlb.gov.sg/infopedia/articles/SIP_825_2004-12-30.html

¹³⁵ 1972年11月21日、ラッフルズプレイスにあつたロビンソンズデパートが建物1階の電気系統のショートによる大火災で焼失し、9人が死亡、S\$2,100万相当の財産が失われた。

国立国会図書館ウェブサイト（2021年9月16日閲覧）

https://eresources.nlb.gov.sg/infopedia/articles/SIP_561_2005-01-25.html

¹³⁶ 国立国会図書館ウェブサイト（2021年9月16日閲覧）

https://eresources.nlb.gov.sg/infopedia/articles/SIP_153_2005-01-07.html

https://eresources.nlb.gov.sg/linkeddata/entity_new.html?uri=http://eresources.nlb.gov.sg/ID/NLBDM/vocab/RvmfZtYjT-I&label=Singapore%20Fire%20Service

¹³⁷ 1986年3月15日、地下1階、地上6階建てのホテル・ニューワールドが突然倒壊し、33人が死亡、17人が救助された。救助活動には、政府（民間防衛隊、消防局、軍など）と民間企業（地下鉄のトンネル工事の専門家など）が参加した。

シンガポール民間防衛隊ウェブサイト（2021年9月16日閲覧）, <https://www.scdf.gov.sg/home/about-us/media-room/local-major-incidents/local-major-incidents>

¹³⁸ 民間防衛隊ウェブサイト（2021年6月28日最終更新）

<https://www.scdf.gov.sg/home/about-us>

¹³⁹ 海事港湾庁ウェブサイト（2019年9月11日最終更新）

<https://www.mpa.gov.sg/web/portal/home/media-centre/news-releases/detail/abf6bbf5-5cda-4640-a495-a504ca3face5>

¹⁴⁰ Singapore Civil Defence Force “Fire, EMS and Enforcement Statistics 2020” P5-8及び“Fire, EMS and Enforcement Statistics 2019” P5

<https://www.scdf.gov.sg/home/about-us/media-room/statistics>

民間防衛隊は2020年に1,877件の火災通報に対応したが、2019年の2,862件から34.4%減少した。これは植生火災の減少が主な要因で、2020年は、例年最も乾燥する夏季に雨が多く降ったため、植生火災の件数は2019年の883件から2020年に194件と78%も減少した。

2020年の火災の主な原因は、欠陥のある配線や電気機器が近くの可燃物に引火して発生する火災が545件(29%)、次いで、調理中に発生した食品の過熱による火災が416件(22.2%)となっている。

また、火災発生は、住宅敷地、非住宅敷地、建物以外の場所全てにおいて減少している。そのうち、住宅敷地内で発生した火災事故は1,054件で、2019年に比べて114件(9.8%)減少した。住宅火災の原因で最大を占めるのは、調理中に目を離した際に発生する火災で、2019年の354件から2020年には375件と5.9%増加した。また、電気火災も2019年の181件から2020年には187件と3.3%増加した。廃棄物による火災件数は2018年から減少傾向にあり、2019年の240件から2020年には193件と19.6%減少している。

図表1 火災発生件数の内訳

	2020	2019
住宅敷地 (Residential Premises)	1,054	1,168
非住宅敷地 (Non-Residential Premises)	386	496
建物以外の場所 (Non-building Places)	437	1,198
合計	1,877	2,862

シンガポール民間防衛隊ウェブサイトを基に作成

(2) 救助活動の現状¹⁴¹

民間防衛隊は、2020年に19万882件の救急要請 (Emergency Medical Services Calls : EMS Calls) に対応した。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響があったにもかかわらず、全体としては2019年の19万1,468件から586件(0.3%)減少し、2000年以降の減少となった。その理由としては、非緊急通報 (Non-Emergency Calls)¹⁴²が16.1%、誤報通報 (False Alarm Calls)¹⁴³が14.1%とそれぞれ大幅に減少したことに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため多くの事業所を閉鎖する措置「サーキットブレーカー」期間中及びその後の交通事故や労働災害による怪我が減少したことが要因と考えられる。緊急通報 (Emergency Calls) は1.2%増加したが、これは2000年以降で最も低い増加率であった。

また、民間防衛隊は、2020年に感染拡大した新型コロナウイルス感染症への対応として、陽性者及び感染が疑われる人の病院への搬送を行った。これには、救急隊員、救急医療技術者、救急要請を受ける運用指令センターの995名の専門家を含む約1,400名が参加し、2020年は約2,000人の陽性者と8,300人以上の感染が疑われる人を搬送した。なお、感染が疑われた人のうち、60

¹⁴¹ Singapore Civil Defence Force “Fire, EMS and Enforcement Statistics 2020 “P1-4

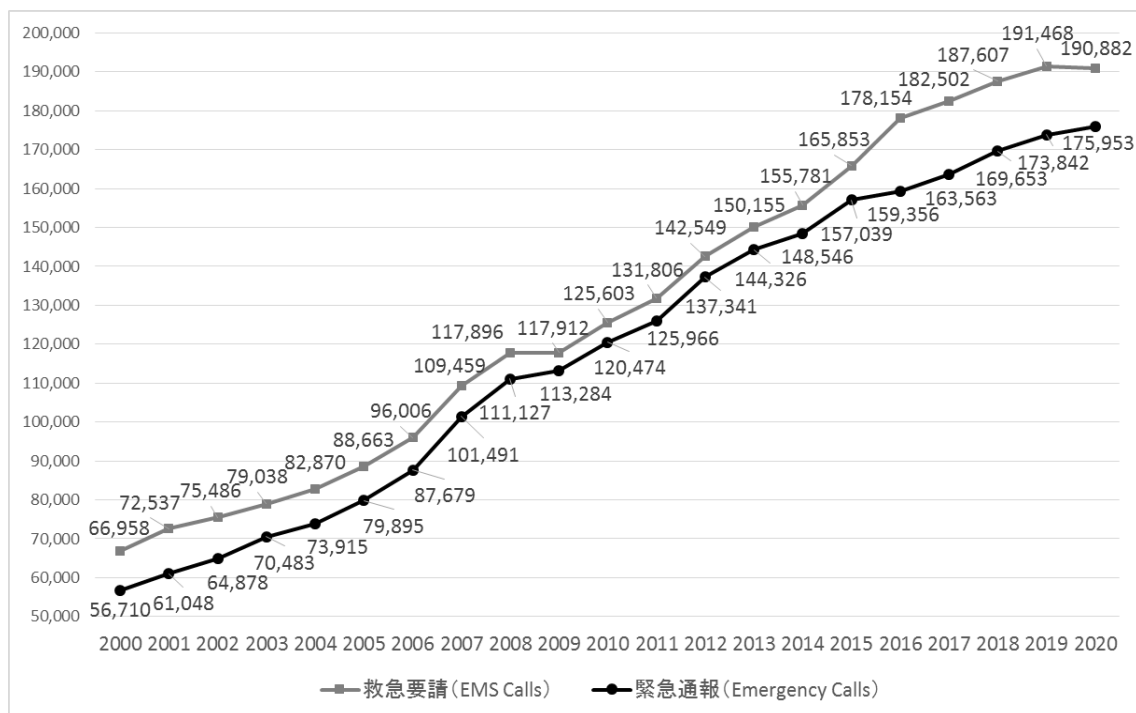
¹⁴² 非緊急通報とは、民間防衛隊による緊急医療支援を必要としない症例で、患者が無傷の場合や医療上の症状がない場合も含まれる。

¹⁴³ 誤報とは、事故現場で患者が発見されなかった場合を含む。

人以上が後に陽性と診断された。

感染者が多く発生した移民労働者の寮などに関連した通報は約 4,000 件あり、ピーク時（数か月間）には月間通報件数の約 6 % を占めた。民間防衛隊の救急隊員は、これらの通報に対応する際、感染リスクを最小限に抑えるために防護用具を着用するなど特別な注意を払い対策を行った。

図表 3 2000 年から 2020 年までの救急要請と緊急通報の件数



シンガポール民間防衛隊「Fire, EMS and Enforcement Statistics 2020、同 2019、2018」、シンガポール統計局「Emergency Medical Services, Annual」を基に作成

(3) シンガポールにおける緊急通報について¹⁴⁴

緊急通報の電話番号は、警察は 999 番、消防・救急は 995 番である。995 番に電話すると、民間防衛隊の運用指令センターにつながり、消防車・救急車を要請できる。また、聴覚障害者、難聴者、言語障害者のための緊急ショートメッセージサービス機能 (SMS70995) も導入されており、障害があり話せない人は携帯電話のショートメッセージで消防車・救急車の要請ができる。

2017 年 4 月から新しい救急医療サービス対応の枠組み (EMS Tiered Response Framework) が正式導入され、民間防衛隊は、より緊急性の高い症例から優先的に対応するようになった。緊急症例の場合は、民間防衛隊の救急車で、最寄りの適切な保健省指定病院 (公立病院) に無料搬送されるが、非緊急症例で搬送を依頼した場合は S\$274 (約 2 万円) が課金される。また、私立病院や希望する病院に行きたい場合は、自分で手配する必要がある。

なお、歯痛、下痢、咳、頭痛などの非緊急症例については、最寄りの診療所に行くことが推奨

¹⁴⁴ シンガポール民間防衛隊ウェブサイト (2021 年 9 月 21 日)
<https://www.scdf.gov.sg/home/about-us/information-on-ems>

されている。病院に行きたい場合は自力で行くか、1777 番に電話し民間の非緊急救急車を有料で呼ぶことができる。料金は、救急外来への搬送の場合、平均で日中は S\$120、時間外は S\$150 程度の使用料がかかる¹⁴⁵。

3 民間防衛隊の予算と組織

(1) 予算の概要

民間防衛隊の 2020 年度の予算は約 S\$ 6 億 2,000 万（約 496 億円¹⁴⁶）で、内務省予算全体の約 9%である。予算の内訳は、経常予算（人件費及びその他の運営費）が約 S\$ 5 億 5,200 万、開発予算（施設建設・改修費、車両・技術開発費など）が約 S\$6,800 万となっている。民間防衛隊が属する内務省の予算合計額は約 S\$69 億 8,400 万で、半分以上を警察予算が占めている¹⁴⁷。

図表 4 2020 年度の内務省予算内訳

予算項目	金額（単位:S\$）	割合
民間防衛（Civil Defence）	620,661,200	8.9%
管理部門（Administration）	422,449,400	6.0%
警察（Police）	3,603,962,300	51.6%
その他（移民・検問所、刑務所、科学技術等 5 項目）	610,722,200	33.5%
合計	6,984,437,400	-

シンガポール財務省「THE REVENUE AND EXPENDITURE ESTIMATES FOR THE FINANCIAL YEAR 2020/2021」を基に作成

(2) 民間防衛隊の組織¹⁴⁸

シンガポール民間防衛隊は、消火・救助・救急医療サービスの提供、危険物事故の軽減、火災安全や市民防衛シェルターに関する規制の策定・実施・施行などを行う内務省管轄の組織である。

民間防衛隊本部（HQ SCDF）が民間防衛活動を計画・管理する一方、消防署やレスキュー隊などが所属する師団本部（SCDF Division HQ）が現場の指揮をとる体制となっている。

民間防衛隊本部は、計画・政策立案、内部監査、カスタマーサービスなどを行うスタッフ部門で構成されており、副長官が率いる 3 つの戦略的グループに分かれている。

¹⁴⁵ ST Engineering ウェブサイト（2021 年 9 月 21 日閲覧）

<https://www.stengg.com/one-contact-centre>

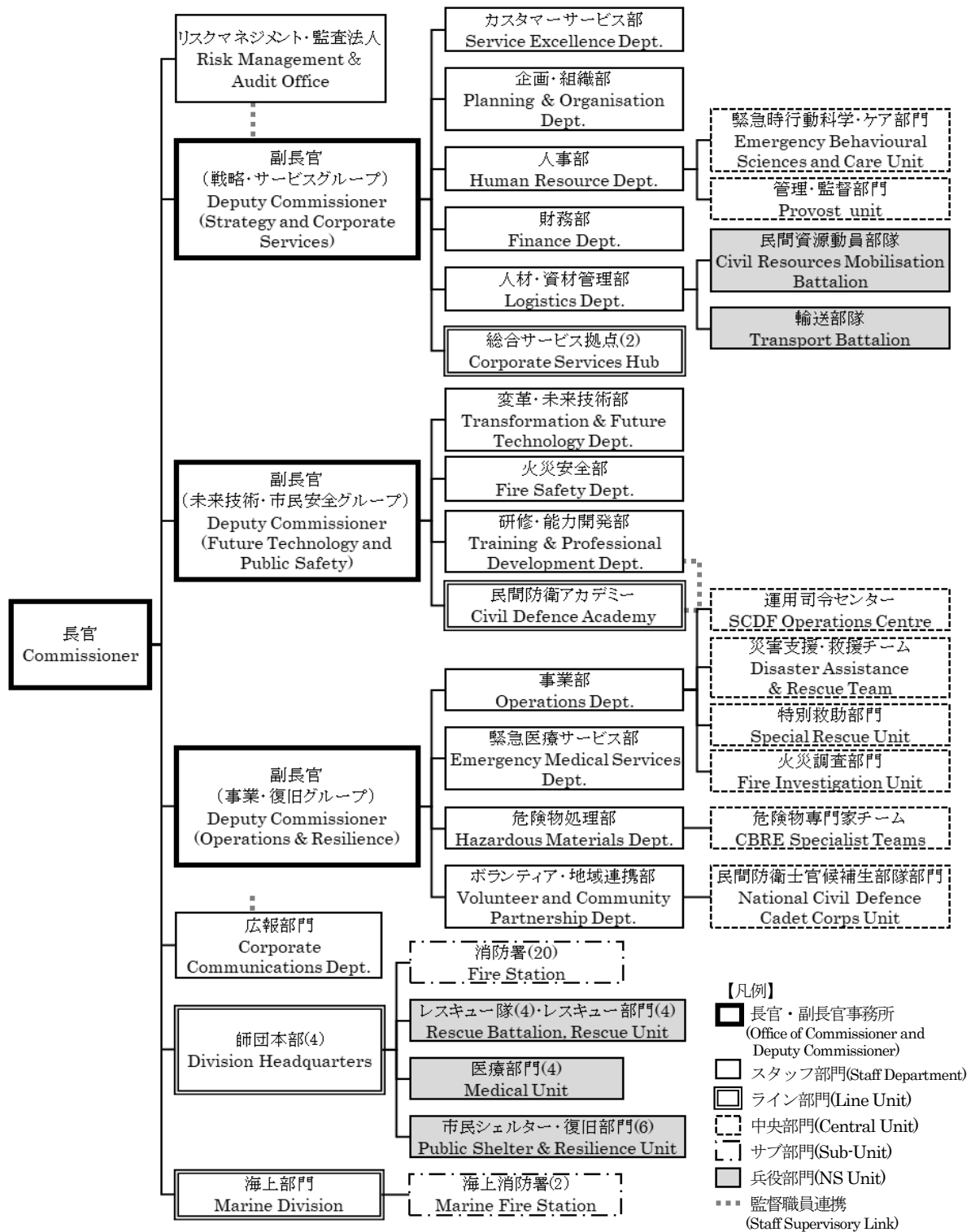
¹⁴⁶ 1 シンガポールドル=80 円として計算

¹⁴⁷ Ministry of Finance “THE REVENUE AND EXPENDITURE ESTIMATES FOR THE FINANCIAL YEAR 2020/2021”, <https://www.mof.gov.sg/singapore-budget/budget-2020>, P135

¹⁴⁸ シンガポール民間防衛隊ウェブサイト（2021 年 9 月 23 日）

<https://www.scdf.gov.sg/home/about-us/organisation-structure>

図表5 シンガポール民間防衛隊組織図 (2021年5月11日時点)



シンガポール民間防衛隊ウェブサイトを基に作成¹⁴⁹

¹⁴⁹ シンガポール民間防衛隊ウェブサイト (2021年1月8日最終更新)
<https://www.scdf.gov.sg/home/about-us/organisation-structure/scdf-hq>

4 民間防衛隊の主な取組

(1) 高度化・専門化への対応¹⁵⁰

民間防衛隊は、正規職員 (Regular officers) と、兵役として従事する隊員 (full-time National Servicemen)、予備役隊員 (Operationally Ready National Service Men) によって構成されている。人命や財産の保護に関連して発生する課題に対処し、活動効果を高めるために、消防、救急、災害支援救助、危険物処理などの専門職員を採用し、訓練を行っている。

ア 消防救助隊員 (Fire and Rescue Specialist)

事故管理、火災安全執行、火災調査の訓練を受け、消防隊員のチームを率いて消火活動や救助活動を行う。

イ 救急救命隊員 (Paramedic Specialist)

救急医療チームの一員として、事故の被害者や重篤な患者に対して、効率的かつ正確な病院前救護を行う。

ウ 災害支援救助隊員 (Disaster Assistance and Rescue Team (DART) Specialist)

高度な訓練を受け、都市部での捜索・救助、長時間にわたる消火活動、高所・閉鎖空間での活動、道路交通・産業事故、水難救助に精通している。

エ 危険物処理専門家 (Hazardous Materials (HAZMAT) Specialist)

危険な化学物質や毒物の検出と処理を専門とする。

(2) ボランティアの活用¹⁵¹

民間防衛に関するボランティア組織は2つある。

1つ目は、民間防衛補助部隊 (Civil Defence Auxiliary Unit : CDAU) で、民間防衛隊の職員を補完する役割を担うため、2006年に設立された。消防救助、緊急医療サービス、火災安全点検、学校や地域イベントでの啓発活動などボランティアとして参加したい分野を選んで登録できる。2021年現在、250人以上のボランティアがいる¹⁵²。

2つ目は、2004年に導入されたコミュニティ緊急対応チーム (Community Emergency Response Team : CERT) というボランティアで組織されたグループである。草の根リーダー (grassroots leaders)¹⁵³と近隣住民で構成されたメンバーは、基本的な応急処置、避難誘導など

¹⁵⁰ 民間防衛隊ウェブサイト (2019年10月1日最終更新)

<https://www.scdf.gov.sg/home/about-us/organisation-structure/our-people>

¹⁵¹ 民間防衛隊ウェブサイト (2021年8月6日最終更新)

<https://www.scdf.gov.sg/home/community-volunteers>

¹⁵² シンガポール内務省ウェブサイト (2021年7月22日最終更新) ,<https://www.mha.gov.sg/volunteers/home-team-volunteer-scheme/filter/singapore-civil-defence-force/>

¹⁵³ 人民協会 (People's Association) から任命されたボランティアで、国民と政府の距離を縮めるため、政策を住民に説明し意見を聞くなど政府の手助けをする。

gov.sg ウェブサイト (2019年12月20日最終更新)

<https://www.gov.sg/article/what-do-peoples-association-grassroots-leaders-do>

が行えるよう、緊急事態に対応し、復旧過程でコミュニティを支援するための特別な訓練を受けている。

(3) 新しい救急医療サービス対応の枠組み (EMS Tiered Response Framework) ¹⁵⁴

シンガポールでは、人口増加と高齢化に伴い、緊急医療サービスへの通報数も増加している。1998 年以降 2019 年まで、995 番への医療通報数は年平均 5% 増加している。2018 年は 18 万 7,607 件 (1 日あたり 500 件強) の通報があり、2025 年には年間 29 万件に達すると予想されている。民間防衛隊は救急搬送の増加への対応として、新しい救急医療サービス対応の枠組みを導入している。枠組みの第一段階 (以下ア、イ) は 2017 年 4 月 1 日、第二段階 (以下ウ、エ) は 2019 年 4 月 1 日から開始された。

ア 電話による医療トリアージ

民間防衛隊の運用指令センターには、経験豊富な救急救命隊員と保健省 (Ministry of Health) の看護師がオペレーターとして常駐し、医療支援の電話を受けて通常 10 秒から 1 分程度で患者の重症度を判断する。生命に関わる緊急事態と判断されると、通信指令係 (dispatcher) が救急車などの出動要請を行う。その間、オペレーターは通報者に対応し続け、必要に応じて、救急隊の到着前に心肺蘇生を行うかなどの医学的アドバイスをする。これは、1 人のオペレーターが電話対応と出動要請を連続して行う従来の方法よりも効率的である。

図表 6 医療事例の分類と民間防衛隊の対応

区分	症例	対応
生命を脅かす緊急事態	心停止、意識不明、呼吸困難、続いているけいれん、重大な外傷、脳卒中	最優先の対応 (救助の専門家や必要な資材の配備)
緊急事態	重度のアレルギー、緊急分娩、頭部外傷、骨折、喘息、慢性疾患を持つ高齢者、病気の小児	優先的な対応
軽度の緊急事態	出血を伴う切り傷、打撲や腫れを伴う事故、軽度の怪我、発熱が続く場合	非優先的な対応
非緊急事態	便秘、慢性的な咳、下痢、皮膚の発疹	緊急医療支援の対応なし (診療所での治療、1777 番への電話で非緊急の救急車要請等の対応が適当)

出典：民間防衛隊ウェブサイト¹⁵⁵

¹⁵⁴ Singapore Civil Defence Force 'Fire, EMS and Enforcement Statistics 2017' P3, '同 2019' P3, <https://www.scdf.gov.sg/home/about-us/media-room/statistics> 及び、'REaction2019' P32~37, <https://www.scdf.gov.sg/home/about-us/media-room/publications/reaction>

¹⁵⁵ 民間防衛隊ウェブサイト (2021 年 2 月 2 日最終更新)

<https://www.scdf.gov.sg/home/about-us/information-on-ems/scdf-emergency-medical-services>

イ 救急医療技術者として訓練を受けた消防士による救急要請への対応

2013 年以降、230 人以上の消防士が緊急医療技術者（Emergency Medical Technicians : EMT）としての訓練を受けている。彼らは、民間防衛隊の消防バイク（Fire Bikes）¹⁵⁶や消防救急車（Fire Medical Vehicle : FMV）¹⁵⁷に乗って、さまざまな医療緊急事態に対応している。2018 年には、バイクに乗った救急医療技術者が 1 万 6,897 件の生命に関わる事件に対応し、バイクの迅速な到着により 8 分以内に 82%（救急車のみでは 73.4%）の生命に関わるケースに対応した。

ウ 心停止症例に対する高性能の心肺蘇生法

院外心停止（out-of-hospital cardiac arrest : OHCA）に陥った患者の生存率を高めるために、高性能の心肺蘇生法を導入し、2019 年 4 月から 12 月の間に約 1,000 人の院外心停止の疑いのある患者の手当てを行った。

エ 非搬送方針

2019 年より、民間防衛隊が非緊急と判断した症例は、民間防衛隊の救急車では病院に搬送しないことになった。2019 年 4 月から 12 月の間に運用指令センターで受けた緊急通報のうち 945 件が非緊急症例と判断され、診療所で治療を受けるか、1777 番に電話して有料で非緊急の救急車を呼ぶように助言された。

（4）国際活動¹⁵⁸

民間防衛隊では、アジア太平洋地域やヨーロッパの国々と、緊急事態への備えや災害管理に関する情報・経験等を共有する交流事業を継続的に実施している。また、国連人道問題調整事務所（UNOCHA）のもとで訓練を受けた国連災害評価調整チーム（UNDAC）が、被災地の被害状況の把握と援助調整活動のためにインドネシア、パキスタン、フィリピン、ミャンマー、パプアニューギニアなどで国際救助活動に参加している。

ア 交流事業

民間防衛隊は、ASEAN 防災委員会（ACDM）や ASEAN 地域フォーラム（ARF）、アジア太平洋経済協力（APEC）のフォーラムに積極的に参加し、成功事例の共有などを通じて、国際的な民間防衛コミュニティに貴重な貢献をしている。

民間防衛アカデミー（Civil Defence Academy : CDA）では、オーストラリア、ブータン、ブルネイ、カーボベルデ、中国、キプロス、ガーナ、インド、マルタ、マレーシア、カタール、アラブ首長国連邦といった国々の救助・消防部隊への訓練提供を支援している。また、日本の

¹⁵⁶ バイクは救急車よりも早く現場に到着できるため、生命の危機に瀕した患者に迅速な治療を行うことができる。

¹⁵⁷ 消火と医療の機能を統合した車両。労働災害や交通事故などの軽微な緊急事態に配備され、患者の治療と必要に応じて病院への搬送を行う。

¹⁵⁸ シンガポール民間防衛隊ウェブサイト（2018 年 4 月 13 日最終更新）<https://www.scdf.gov.sg/home/about-us/organisation-structure/international-co-operation> 及び、（2020 年 2 月 10 日最終更新）<https://www.scdf.gov.sg/home/about-us/media-room/overseas-missions>

国際協力機構（JICA）やアジア防災センター（ADRC）、アジア大都市ネットワーク 21（ANMC21）などの地域機関とも協力関係を築き、他国向けのコースを実施している。

イ ライオンハート作戦部隊（Operation LionHeart Contingent）

大規模災害に見舞われた国に都市部での捜索救助や人道支援を行うことを主な任務として 1990 年に結成された部隊。民間防衛隊の精鋭である災害支援救助隊員と、予備役隊員を含む最前線の部隊の救助隊員で構成され、79 名の待機部隊を 24 時間体制で維持している。救助隊員以外にも、捜索犬、土木技師や外傷・救急医療を専門とする医師などの技術専門家が所属している。

ライオンハート作戦部隊は、1990 年のフィリピン・バギオ地震以降、93 年マレーシア・クアラルンプールのハイランドタワー災害、04 年インドネシア・スマトラ沖地震・津波、2011 年 2 月ニュージーランド・クライストチャーチ地震など、18 件の海外救助任務を行っており、2011 年 3 月 11 日の東日本大震災では、翌 12 日に捜索チーム（捜索専門家 5 名、捜索犬 5 頭）を日本へ派遣した。

2008 年にアジア太平洋地域で初めて、国際都市型捜索救助諮問グループ（International Search and Rescue Advisory Group : INSARAG）から重国際都市型捜索救助チーム（Heavy Urban Search and Rescue（USAR）Team）¹⁵⁹に分類された。

¹⁵⁹ 捜索救助の国際的ネットワークである INSARAG が認定する国際都市型捜索救助チームの能力分類の最高水準が「重（ヘビー）」チームである。

第5節 国防制度

シンガポールには、1965年の独立時、防衛のほとんどをイギリスに依存し、国軍と呼べるものがなかった。現在では、歳出予算に占める国防費の割合は、16.0%と歳出項目の中で3番目に高く、予算総額は、S\$153億6,000万（2021年度）となっている（図表1「防衛費の推移と割合」参照）。政府は、国防が国家発展の基礎であるという認識に立ち、Covid-19で経済が落ち込んだ時期においても国防予算は確保し続けるなど、国の重要課題と位置付けている。

限られた人材を有効に活用し、国民全体で国を守るため、ナショナルサービス、いわゆる徴兵制度が採用されている。また、公共住宅（HDB）や公共施設にシェルターの設置を義務付けるなど、国防政策は、都市づくりや経済活動にも大きな影響を与えている。

図表1 「防衛費の推移と割合」

年度	防衛費予算 (百万 S\$)	国家予算に 占める割合(%)
2018	14,762	18.4
2019	15,469	19.3
2020	15,090	18.0
2021	15,360	16.0

MOF Singapore Budget¹⁶⁰を基に作成

国防政策の基本理念は、Total Defence（全面防衛）である。Total Defenceの6つの柱は、経済防衛、心理防衛、社会防衛、民間防衛、軍事防衛、デジタル防衛であり、全ての国民は、シンガポールの安全を守るための役割の一端を担うことが期待されている。



出典：Total Defence 2021¹⁶¹

Total Defenceのロゴの6つの矢印は、経済、心理、社会、民間、軍事、デジタル防衛という6つの柱を表している。同じ方向を指す6つの矢印と国旗は、シンガポール人がシンガポールの安全と生活を保護するという共通の目的を達成するために協力していることを意味する。また、絶えず変化する世界で共に進歩し続けるというシンガポール人の決意を反映している。

¹⁶⁰ MOF Singapore Budget <https://www.mof.gov.sg/singaporebudget>

¹⁶¹ Total Defence 2021

https://www.mindef.gov.sg/oms/imindef/mindef_websites/topics/totaldefence/index.html

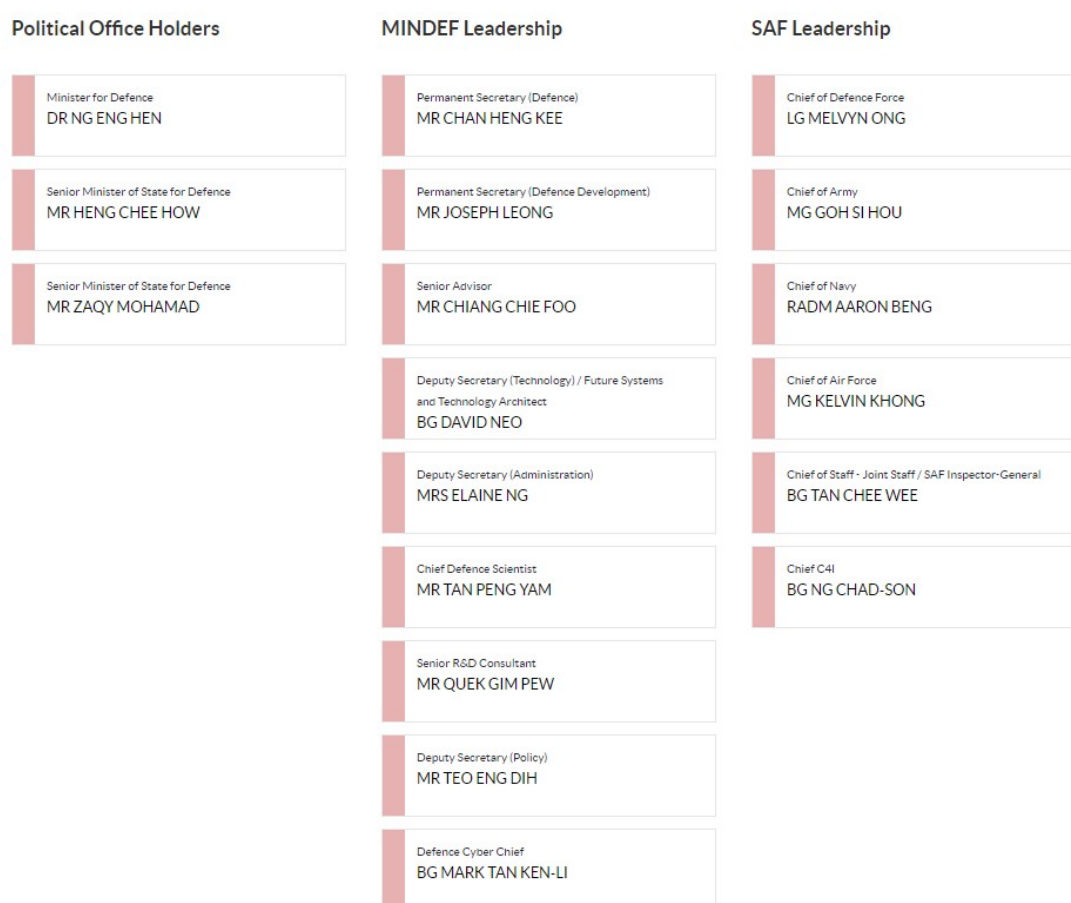
1 組織

(1) 国防省

国防行政は国防省(Ministry of Defence : MINDEF)が所管している。外部の侵略から国を守るために、シンガポール国軍の迅速な行動をサポートしていく立場にある。

国防省では主に、防衛にかかる人的資源の管理やシンガポール国軍の訓練、他国との防衛交流などを担っており、防衛力の強化、防衛産業の効率化、情報収集、解析力の強化などを図っている。

図表2 「2021年国防省組織図」



出典：Total Defence 2021¹⁶²

(2) 軍隊

国防の実働部隊は、シンガポール国軍 (Singapore Armed Forces :SAF) である。2019年度国

¹⁶² Total Defence 2021

https://www.mindef.gov.sg/oms/imindef/mindef_websites/topics/totaldefence/index.html

軍は総数約7万2,500人で、その内訳は図表3「軍隊内訳」のとおりである。

図表3 「軍隊内訳」

区分	陸 軍	空 軍	海 軍
名 称	Army	RSAF (The Republic of Singapore Air Force)	RSN (The Republic of Singapore Navy)
人 数	50,000 人	13,500 人	9,000 人
比 率	69.0%	18.6%	12.4%

日本外務省「シンガポール共和国」ウェブサイト¹⁶³を基に作成

2 主な施策

(1) ナショナルサービス

既述のとおり、1967年から徴兵制度（ナショナルサービス）を採用している。この政策は、自らの安全は自らが守ることが基本となっている。

また、この政策には、軍隊での共同生活において、相互理解と相互交流を図り、華人系、マレー系、インド系などの民族や人種への帰属意識を国家への帰属意識へと変容させるという国家レベルでの人民統合を図る狙いもある。このナショナルサービスに参加しない者は3年以下の禁固又はS\$5,000以下の罰金、若しくはその両方が科せられる。

ア 徴兵制

シンガポール国籍及び永住権を持つ全ての男子は、年齢が16歳6ヶ月に達すると兵役登録しなければならない。登録と適正検査を受けた後18歳を過ぎてから、軍の需要と検査結果により2年から2年半の国家奉仕につく。この期間中は、シンガポール国軍（SAF）、警察、民間防衛隊、航空消防隊等での業務に従事しなければならない。

イ 招集訓練及び予備役

上記①の徴兵期間が終了しても、40才まで（士官クラスは50才まで）の期間、召集により、年間最大40日間の訓練を受けなければならない。また、この期間職業軍人以外は予備役となり、非常招集がかかれば即座に動員に応じなければならない。非常招集は、直接電話による連絡や、テレビ・ラジオで部隊名を暗号化して流す方法がとられている。

なお、ナショナルサービス期間中の雇用・報酬については、国家が保証しているが、訓練において規定以上の成績を残さなければ延長訓練や再試験もあり、このことは所属する会社等での昇進や賞与にも影響してくる。

ウ 職業軍人

国軍は、職業軍人と徴兵軍人、予備役で構成されている。常勤の職業軍人は約2万人で、この中には女性隊員もいる。

¹⁶³ 日本外務省「シンガポール共和国」Website <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/singapore/index.html>

(2) 外交

シンガポールの防衛政策は、基本的に抑止と外交の2本の柱に基づいている。防衛外交の柱は、地域及び世界中の防衛施設や軍隊との広範囲かつ相互の協力を通じて、各国と友好的な関係を確立することである。

ア 二国間防衛関係の強化

二国間防衛関係の強化のためアジア及び世界中で二国間関係の強力なネットワークの構築に努めている。共通の安全保障上の課題に取り組むためのお互いの国の軍の協力を促進することで、地域及び国際的な安全保障に貢献することとなる。

イ 地域防衛の構築

2006年に設立されたASEAN国防相会議(ADMM)の枠組みの中で、シンガポールはASEAN近隣諸国と緊密に協力してきた。2010年に設立されたADMM-Plusにおいては、加盟しているASEAN加盟10カ国(オーストラリア、中国、インド、日本、ニュージーランド、韓国、ロシア、米国)と経験の共有とお互いの訪問を通じて防衛協力関係を強化している。

また、シンガポールは2002年以来国際戦略研究所が主催するIISSアジア安全保障会議、通称シャングリ・ラ会合も主催している。IISSアジア安全保障会議は、各国の国防相、高官などのアジア太平洋の主要な関係者を集めており、地域のモラルの形成と協力を促進している。

(3) サイバーNSF

国防省は、2018年2月にCyber NSF(Full-time National Service)を開始した。サイバースペシャリストは、基本的に国防省と国軍のシステムとネットワークに対する脅威の監視や評価などの役割を果たす。国内最高の人材を活用してサイバーセキュリティの運用に従事させることで、サイバーテロに対処し国防省と国軍のシステムとネットワークを防衛する。

第6節 公務員制度

限られた人的資源をめぐる民間企業との競争の中で、シンガポール政府は、優秀な頭脳を公務員として確保することに大きな力を注いでいる。シンガポールには、いわゆる地方自治体は存在しないため、地方公務員も存在しない。そのため、主に政府職員が行政、住民サービスなどを担当している。本節では、シンガポール政府の公務員制度を取り上げ、特に「人材の追求」「人材の育成」「人材の保留」の三本の柱に沿って述べる。

1 公務員数、官職分類及び公明正大さ

(1) 公務員数

シンガポール政府の公務員数は約8万6,000人（法定機関を含むと約15万3,000人）であり、総労働力の約4%を占めている。

(2) 官職分類

シンガポールでは、2017年に公務員を学歴で分類する制度が廃止された。学歴で昇進、給与に差が付くのは不当との声を受けたもので、2017年以降は実績を加味した等級で分類するシステムとなっている。首相府公務員局によると、2017年度以降は学歴による分類をなくし、新卒者の新規採用の際に限って学歴を考慮し、中途採用では学歴よりも過去の職歴を重視するという。2017年以前の公務員は、①大卒者、②大学を卒業していないディプロマ取得者¹⁶⁴や大学入学資格取得者、③中等教育を受けた者、④初等教育を受けた者の4つに分類されていた。2013年時点の割合は①が56%、②が32%、③が7%、④が5%だった。

なお、各省においての最上位の公務員は事務次官で、その下の各法定機関にも最高執行責任者（CEO）がいる。彼らは、各省庁の日常業務の運営、諸政策の具体的な実施計画の立案、及びその実施の監督責任を持つ。

(3) 公明正大

大変厳しい汚職防止法（Prevention of Corruption Act）と後述する給与制度により、シンガポールは汚職が少なくクリーンなイメージの国として知られている。汚職防止法には、次のようなことが定められている。

ア 疑わしきは罰す

汚職の嫌疑に問われた者は、自らその無実を証明しなければならず、調査官を満足させるに足る説明ができなかった場合は汚職防止法違反となる。

イ 賄賂提供者を警察に通報する義務

賄賂を提供された場合には、拒否するだけでなく、その提供者を警察に通報しなければならない。

¹⁶⁴ ディプロマとは、日本でいう専門学校を卒業していることを意味し、一般的に、ディプロマはある分野の中の特定の分野における総合的なカリキュラムを修了する後に授与されるものである。日本における専門学校卒業者に与えられる「専門士」称号。

ウ 職務権限がなくとも収賄罪

職務権限がなくとも、賄賂を受け取った場合は収賄の罪に問われる。

2 人材の追求

(1) 人事行政機関

公務員行政一般については、首相府 (Prime Minister's Office) の公務員局 (Public Service Division) が、汚職については同じく首相府の汚職調査局 (Corrupt Practices Investigation Bureau) が担当している。公務員の研修については、首相府の法定機関である公務員研修所 (Civil Service College) が担当している。

(2) 人事委員会 (Public Service Commission) の役割

人事委員会法 (Public Service Commission Act) により設置されている人事委員会は当初、公務員の採用、昇任、異動、懲戒、規則の制定、奨学金制度の運営等全ての人事を担当していたが、1983 年に新たに設置された公務員局に日常の業務を移譲した。さらに 1995 年に、全ての公務員のきめ細かな勤務評定と昇進人事を人事委員会が行うのは難しく、職員の勤務する各省庁で実施したほうが良いとの考えから、人事委員会から各省庁にその権限の一部が移譲された。現在、人事委員会は、公務員の懲戒処分、奨学金の運営、上級公務員の任命、昇任、異動等についてその権限を保持している。

(3) 採用

公務員の採用は能力主義によるものであり、国益に影響を与えかねない意思決定権限のある職、外交や治安のような機密事項と係わりのある職以外、国籍も年齢も問わず、幅広く有能な人材を任用できる制度となっている¹⁶⁵。

全省庁の職員募集情報は、政府の公式なリクルートウェブサイト Careers@Gov から入手することができ、応募者もそのサイトにアクセスすれば、各行政機関への応募手続を一括で行える。

(4) 政府奨学金制度

極めて優れた人材を将来の幹部候補として確保するために、毎年、成績の優秀な高校卒業生に奨学金を提供し、国内外の大学で勉強させる仕組みが設けられている。この政府奨学金制度では、大学卒業後 4 年から 6 年間公務員として従事する義務が付されていることが特徴である。1961 年から、全ての政府奨学金の実施管理は人事委員会が行っていたが、現在では、大統領奨学金、国防省奨学金、警察奨学金、優秀生国内外奨学金以外の多くが各省庁へ移管され、各省庁のニーズと判断の下に実施されている。また、各省庁には奨学生の定員がなく、毎年の学生の実力によって授与している。奨学金制度の中でも、ほかよりも上位に位置づけられているのは、大統領奨学金と国防省奨学金で、実際、多くの事務次官と閣僚がこの二つの奨学金の受領者である¹⁶⁶。

¹⁶⁵ 首相府公務員局ウェブサイトより

¹⁶⁶ 顔尚強「シンガポール PAP 政権」(2011) 126-128 ページ参照

また、公務員局は、高校生や大学生を対象にインターンシップ制度も設けており、公共部門での実務経験を与えることを通じて、より多くの優秀な学生が政府機関を志望するよう努めている。シンガポール政府は、このように早い段階から能力重視の教育制度により人材を選抜し、公職の道へと導いている。

3 人材の育成

大学新卒及び奨学金受賞者を採用することは、優秀な公務員確保の第一歩である。この後、個々の評価と研修機会の提供で、特に指導力のある人を選定し、行政員（Administrative Officer）に育成する。行政員は閣僚と協議しながら、政策の策定及び実施、監督する責任を持っている。

（1）公務員評価制度

各職員の昇格と権限拡大に伴い、国益に対する貢献又は損害も大きくなるとの考えに基づき、政府は各職員の能力だけではなく、性格も仕事を通じて非常に慎重に評価している。

現在の公務員評価制度は、大手石油会社シェルが自社の上級職員の昇格制度として採用した方法に基づいて導入したものである。初代の首相リー・クアンユーが多国籍企業の採用と昇格制度を調べ、シェル社のシステムをシンガポールの公務員にも適応できると判断し、1982年に研修員をイギリスのシェル社に派遣し勉強させてから導入した。

現在の評価制度は、業績レビュー（Work Review Report）と職員能力開発報告（Development Report）に分けられている。前者は、各職員が過去一年の業績と進捗について、上司と協議しながら作成するレポートである。その中には、改善点及び翌年の目標と研修計画も含まれている。

職員能力開発報告は、職員の総合的業績と潜在能力に対して、上司が作成する報告書である。総合業績評価は、実際の仕事、チームワーク、組織能力などの基準で採点され、潜在能力評価（CEP：Currently Estimated Potential）はヘリコプター資質¹⁶⁷、知的能力、指導力等の基準によって作成される。また、このCEPの評価は、Fast track と Slow track に区分され、今後の昇進や給与の上昇スピードに反映される。Fast track に区分された場合、例としては35歳で副事務次官、45歳で事務次官、55歳で定年となる。一方、Slow track では、昇進や給与上昇スピードは遅いが62歳が定年となる。この人事評価は、A区分～E区分があり、A及びD並びにE区分は職員全体の3～5%の比率となっている。さらに、各職員が将来それぞれの領域で重要な役職、例えば事務次官や学校の校長等に就く可能性についての評価（Key Appointment Likelihood）も導入しており、CEP評価に具体性を与えるとともに、特に指導力のありそうな人を際立たせるツールである¹⁶⁸。

（2）研修

職務に必要な技能、知識及び自己啓発のための研修が年間100時間行われる（毎月1日程度の研修：8時間×12月＝96時間）。これは公務員の業績評価の一環であり、上司と相談しながら各

¹⁶⁷ ヘリコプター資質とは、高い位置から物事や事情を観察するとともに問題や危機を把握する能力

¹⁶⁸ 公務員の評価制度について、顔尚強「シンガポール PAP 政権」（2011）128 ページ及び Quah 「Public Administration Singapore Style」（2010）79-82 ページ参照

自で研修計画を立てなければならない。公務員研修所では、各種講座が設けられているが、公務員は必ずしもそこで研修を受けるとは限らず、民間組織の講座、セミナー参加、海外視察等も研修の一環と認められている。

(3) 行政員 (Administrative Officer) の育成

一般公務員は上記評価制度及び各省の推薦を経て、その潜在能力を示し、また外部から採用された公務員は直接、Management Associates Programme に進むことができる。これは公務員を重要な役割に育て上げるためのプログラムである。シンガポール及び ASEAN 地域の課題に対しての理解を深めるための研修機会を与え、数年ごとに各省に転任させて経験を積ませる。さらに、複数の省庁と協力しながら主要なプロジェクトに取り組みせる等の仕事を通じて、最終的に業績の優秀な人は「行政員」と呼ばれるエリート官僚に昇進できるか、本省の専門領域で指導的役割を果たすこともできる。

このような選抜プロセスから選出された行政員は、次世代の指導者として引き続き養成され、様々な管理者開発プログラムや能力開発機会が与えられている。例えば、国民の関心や草の根団体の活動についてよりよく把握できるために、公共住宅団地の住民委員会等の草の根団体に配属されることをはじめ、海外の名門大学の大学院に留学の機会、民間企業、政府関連企業、国際組織に配属される機会、各種指導者向けの開発プログラムやセミナー等の研修の機会などが設けられている。場合によっては、政府関連企業や法定機関の役員会の一員に任命されることもある。行政員の任命、昇進及び異動は、人事委員会が行う。現在、約8万6,000人(法定機関を含むと約15万3,000人)の公務員のうち、行政員はわずか数百人とされている。

(4) 人材の保留

ア 報酬制度の高い給与

「汚職の防止及び優秀な人材を公共機関に留まらせるために、報酬面では民間水準との差を縮めることは不可欠だ」との考えから、閣僚や事務次官などの給与水準を高く設定している。しかし、2011年の総選挙で、閣僚報酬の見直しに消極的だった与党(人民行動党)の得票率が60%と過去最低だったことを受け、首相は閣僚報酬の見直しを宣言した。ガイドラインによると、首相の年収は基本給36%減の220万S\$ (約1億7,600万円)、大統領の年収は基本給51%減の154万S\$ (約1億2,320万円)となったが、依然として世界の首脳の中では最高額である。

一般公務員の初任給は教育レベル、実務経験、職種、労働市場状況などによって変わる。公務員の給与制度は民間企業と変わらず、給与は業績の対価と捉えられている。年功序列制も定期昇給もなく、公務員の給与パッケージは基本給、業績手当 (Performance Bonus)、業績昇給 (Merit Increment) と変額賞与 (Annual Variable Component) から成る。こうして成果給、能力給の要素が強く、公務員から民間に人材が流出しないように調整可能な給与の仕組みが設定されている。

なお、新型コロナウイルスの影響で世界経済が急速に落ち込んでいることを背景に、2020年夏の公務員の変額賞与はゼロとなった。これは、世界金融危機のために景気が減速した2009年

以来、11年ぶりである。その後、2021年6月に首相府公務員局は公務員の年央の変額賞与を支給することを発表し、1年半ぶりに公務員へ変額賞与が支給された。

イ MR4級

MR4級とは、初任の閣僚クラスの報酬の算定基準を指している。シンガポール国民の上位1,000人の所得中央値から40%割り引いた数値をMR4級の給与額基準とし、首相をはじめ、大統領、国会議員等の給与額はこの基準に基づいて算出される。また、閣僚の給与額は、個人の業績はもちろんのことシンガポールの社会経済的な数値や指標にも影響される。なお、現在MR4級給与額は年間93.5万S\$（約7,500万円）である。

ウ 政府系企業等と一体となった人事交流

シンガポールでは、元大臣、元上級軍人、元上級行政員が政府系企業¹⁶⁹（Government Linked Companies）や法定機関へ移籍することがよくある。彼らは公務員という身分を離れた後、民間企業、法定機関又は政府系企業の最高経営責任者（CEO）に任命される。退職者のみでなく、現役職員の移籍や出向も頻繁に行われている。しかし、シンガポールの政府系企業は通常の民間企業と同様に厳しい国際競争のもとで経営されており、彼らは業績を上げることができなければ、解雇されることもあるという。¹⁷⁰

政府にとって、政府系企業等と一体となった人事交流の仕組みは、人材の活用のために二つの重要な役割を果たしている。一つは多くの人材が、企業経営の経験を積むことが可能となることであり、もう一つは退官した有能な人材に第二のキャリアを与えることにより、彼らが経験を生かして、引き続き社会で指導者としての役割を果たすことができることである。

¹⁶⁹ シンガポールの政府系企業は、会社法に基づいて設立した会社であり、国営企業や国有企業と違い、国会の直接の監督を受けない。民間企業と同じように株主総会が最高決定機関で、政府又は政府投資公社が主要株主の場合が多い。

¹⁷⁰ 関泰二『シンガポールとビジネスをするための鉄則55』（株）アルク、2016年）163頁

第3章 シンガポールの主要政策

第1節 都市開発政策

1 シンガポールの都市開発の概要

シンガポールの国土総面積は、2019年現在およそ725.7平方キロメートルである¹⁷¹。平坦で保水能力が乏しい土地のため貯水池を多く必要とするほか、国土防衛のために軍用地も確保しなくてはならないため、限られた国土を長期的な視点でいかに有効に利用するかが独立当初から大きな課題となってきた。

また、1965年の独立当時には、住宅不足は深刻で、都市中心部に多くの土地不法占拠者が存在し、生活環境の悪さやインフラ整備の欠如といった多くの問題を抱えていた。しかし、政府主導で計画的かつ強力な指導力をもって都市開発を進め、様々な課題を克服してきた結果、現在、シンガポールは美しい街並みと緑豊かな都市として世界に知られるようになった。

シンガポールの都市開発は、1971年以降、40年～50年を期間とする長期計画として発表されてきたコンセプトプランと、コンセプトプランに書かれた長期戦略を具体的に策定した実践計画の位置づけで10年～15年を期間とする中期計画として発表されてきたマスタープランに基づき、計画的に進められてきた。

最新の長期計画としては、2013年に将来の人口増加予測を踏まえた長期的で持続可能な国土の利用計画である「土地利用計画（Land Use Plan to Support Singapore's Future Population）」がコンセプトプランに代わるものとして発表され、これに基づく中期計画として発表された2014年、2019年のマスタープランに沿って、より良い生活環境の整備や活気に満ちた経済を維持し続けるための土地の確保、開発が進められている。

2 都市開発に関わる行政組織

(1) 国家開発省（Ministry of National Development : MND）

ア 概要

国家開発省は1959年に設立され、長期的視点に立った都市計画の策定、公共住宅の開発、社会基盤整備などハード面の開発のほか、国民の社会的結束の維持・促進というソフト面での環境整備の役割も担っている。

直属の部局（内局）として11の部局があり、これらは、管下にある局や課の取りまとめ・調整を主な業務としている。一方、計画策定、施設整備などの実質的な業務は、同省のもとに設定された8つの法定機関（Statutory Board）が主体的に行っている。

<11の部局>

- ①組織開発部（Corporate Development Division）
- ②広報部（Corporate Communications Division）
- ③住宅部（Housing Division）
- ④法務室（Legal Services Unit）
- ⑤研究・戦略管理部（Research & Strategy Management Division）

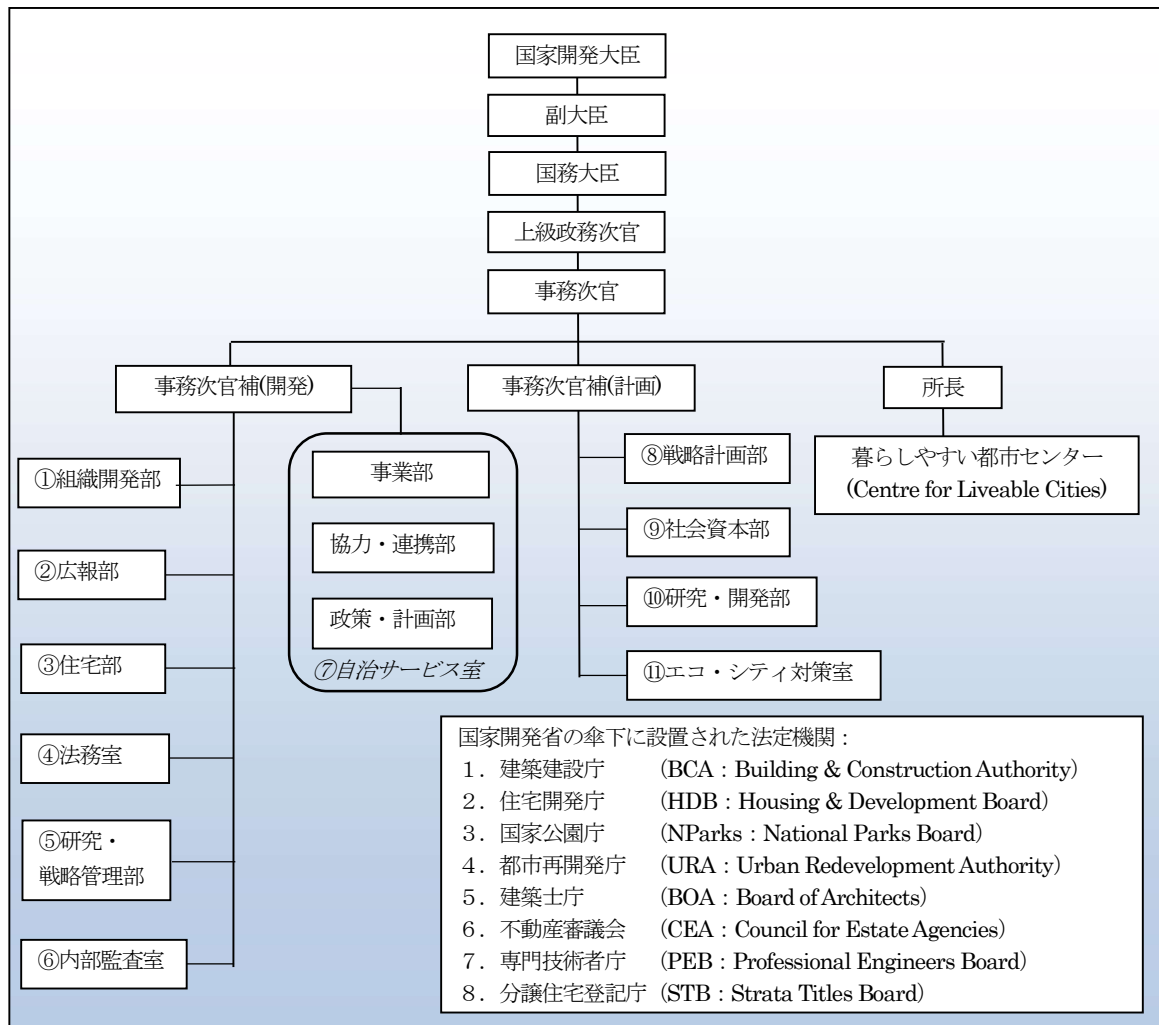
¹⁷¹ Total Land Area of Singapore (Data.gov.sg) <https://data.gov.sg/dataset/total-land-area-of-singapore>

- ⑥内部監査室 (Internal Audit Unit)
- ⑦自治サービス室 (Municipal Services Office)
- ⑧戦略計画部 (Strategic Planning Division)
- ⑨社会資本部 (Infrastructure Division)
- ⑩研究・開発部 (Research & Development Division)
- ⑪エコ・シティ対策室 (Eco-City Project Office)

< 8つの法定機関 >

- ①建築建設庁 (Building & Construction Authority)
- ②住宅開発庁 (Housing & Development Board)
- ③国立公園庁 (National Parks Board)
- ④都市再開発庁 (Urban Redevelopment Authority)
- ⑤建築士庁 (Board of Architects)
- ⑥不動産審議会 (Council for Estate Agencies)
- ⑦専門技術者庁 (Professional Engineers Board)
- ⑧分譲住宅登記庁 (Strata Titles Board)

図表 1 国家開発省（MND）の組織図（2020年9月30日現在）



出典：国家開発省ウェブサイト

イ 各法定機関 (Statutory Board)

国家開発省管下の8つ法定機関（独立採算性の組織）のうち、都市、住宅、社会資本形成に関係する主な3つの機関は以下のとおりである。

(ア) 都市再開発庁 (Urban Redevelopment Authority : URA)

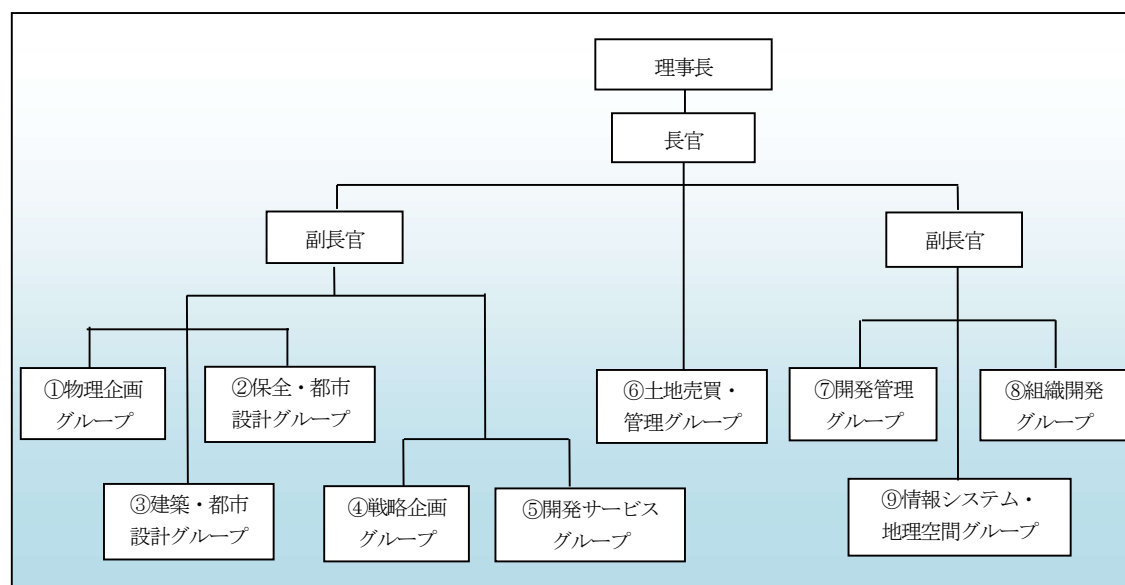
都市計画・国土開発計画の総合立案及び取りまとめを担当する。1974年に住宅開発庁 (Housing & Development Board : HDB) の都市更新局 (Urban Renewal Department) を独立組織に昇格させる形で設立された。具体的には、土地の有効活用に関する戦略的長期計画の立案・遂行や、地域ごとの特色あるまちづくりの指導、政府機関や民間企業への用地の安定供給などのほか、公共駐車場の管理や歴史的建物の保護・保存等も同庁が担当している。

同庁はまた、国の持続的発展に必要な土地及び空間を確保するため、各種の施策、取組（海岸の埋め立て、地下開発、多目的建物の建設、離島に重工業を集積する等）を実施している。都市再開発庁は、9つのグループから構成され、土地の配置管理、都市開発計画、土地売買や歴史的建物の保存等の機能を果たしている。

①物理企画グループ (Physical Planning Group)

- ②保全・都市設計グループ (Conservation & Urban Design Group)
- ③建築・都市設計グループ (Architecture & Urban Design Group)
- ④戦略企画グループ (Strategic Planning Group)
- ⑤開発サービスグループ (Development Services Group)
- ⑥土地売買管理グループ (Land Sales & Administration Group)
- ⑦開発管理グループ (Development Control Group)
- ⑧情報システム・地理空間グループ (Information Systems & Geospatial Group)
- ⑨組織開発グループ (Corporate Development Group)

図表2 都市再開発庁の組織図 (2020年9月30日現在)



出典：都市再開発庁ウェブサイト

(イ) 住宅開発庁 (Housing & Development Board : HDB)

住宅政策の立案・遂行、公共住宅の建設、ニュータウン（公共住宅団地）の関連公共公益施設の整備等を担当する。英国植民地政府が設立し、1927年から1959年まで運営していたシンガポール改善財団 (Singapore Improvement Trust) の業務を引き継ぐ形で1960年2月1日に設立された。住宅開発庁の当初の設立目標は、政治的、社会的安定のために、まず国民の生活の基盤となる住宅を確保することにあった。同庁の最も重要な役割は、公共住宅の建設であり、同庁が設立から約60年間にわたり、人々のニーズや社会情勢の変化に沿いながら100万戸以上の公共住宅を提供し整備してきた結果、現在ではシンガポールの人口の約80%が公共住宅に住むまでになった¹⁷²。住宅開発庁は3つのグループ及び1つの研究所で構成されている。

- ①建物管理グループ (Building Group)
- ②団地管理グループ (Estate Group)

¹⁷² Housing Developing Board “About us” <https://www.hdb.gov.sg/cs/infoweb/about-us/our-role/public-housing-a-singapore-icon>

③組織業務グループ (Corporate Group)

④住宅開発庁建物研究所 (HDB Building Research Institute)

(ウ) 国立公園庁 (National Parks Board : Nparks)

国立公園庁は 1990 年に設立され、緑化政策の立案・実施のほか、各種緑地の管理や緑化による住民の生活環境の質の向上の推進、動植物の生態系の保護・強化等を行う。

現在、同庁の管理下には、389 の公園及び 4 つの自然保護区があり、2,774ha に及ぶ公園、運動場、オープンスペース、パーク・コネクターネットワーク (公園同士を結ぶ街路樹のある遊歩道や自転車道) 等の敷地のほか、3,347ha の自然保護区、2,108ha の道路植樹帯など、計 12,566ha の敷地を管理している¹⁷³。

国立公園庁の組織は、5つのクラスターから構成されている。

①計画開発・サービスクラスター (Corporate Development & Services Cluster)

②専門能力開発・サービスクラスター (Professional Development & Services Cluster)

③公園管理・ライフスタイルクラスター (Park Management & Lifestyle Cluster)

④国立公園、庭園、自然保護区・クラスター (National Parks, Gardens & Nature Reserves Cluster)

⑤動物、獣医サービスクラスター (Animal & Veterinary Service Cluster)

(2) 法務省 (Ministry of Law)

ア 概要

法務省は、法令に関する業務のほか、シンガポールの土地資源を最大限に利用するための政策の立案と管理を行う。土地資源の活用・管理に関する同省傘下の法定機関として、シンガポール土地管理庁 (Singapore Land Authority)、土地測量局 (Land Surveyors Board) 及び控訴庁 (Appeals Board Land Acquisitions) が挙げられる。

イ 法定機関

(ア) シンガポール土地管理庁

2001年6月1日に当時の土地局 (Land Office)、シンガポール土地登記局 (Singapore Land Registry)、測量局 (Survey Department)及び土地制度支援室 (Land Systems Support Unit)を合併して形成された組織であり、政府が土地や建物を最大限に活用するうえで欠かすことのできない、幅広い業務を担当している。具体的には、土地所有権の登録、公共事業用地の収用・割り当て、土地の売買・賃貸借、土地資源の情報・データベースの管理などを担っており、政府所有の約 11,000ha の土地及び約 5,000 棟の建物を管理している¹⁷⁴。

なお、シンガポール土地管理庁の主要な部局は 11 機関が設置されており、限られた土地資源

¹⁷³ “City in Nature 2019/2020” (Nparks Annual Report 2019), P.60

https://www.nparks.gov.sg/portals/annualreport/npark_annual_report.pdf

¹⁷⁴ Ministry of Law “Land Policy & Administration” <https://www.mlaw.gov.sg/about-us/what-we-do/land-policy-and-administration/>

を長期的な視点で管理している。

- ①土地収用・取得部 (Land Acquisition & Purchase Division)
- ②土地移転・販売部 (Land Transfer & Land Sale Division)
- ③土地資産管理部 (Land Asset Management Division)
- ④地理空間・データ部 (Geo Spatial & Data Division)
- ⑤財政・業務部 (Finance & Corporate Division)
- ⑥人事部 (Human Resource Division)
- ⑦情報技術部 (Information Technology Division)
- ⑧広報部 (Corporate Communication Division)
- ⑨法務部 (Legal Division)
- ⑩測量・地理情報部 (Survey & Geomatics Division)
- ⑪土地所有権登記部 (Land Titles Registry)

(イ) 土地測量局

測量士の資格試験の開催や測量士の登録・管理のほか、登録測量士への研修機会の提供、登録測量士に関する苦情処理などを行い、土地測量に関する業務を全面的に実施している。

(ウ) 控訴庁

土地収用法 (Land Acquisitions Act) に基づく政府による土地の強制収容に際して、地権者からの収用価格に対する不服申し立てを受理し、補償額に関する裁定の審理を行っている。

3 土地利用の歴史と国土の利用状況

(1) 土地利用の歴史

シンガポールは、かつて英国の植民地であり、英国流の「土地は究極的に国家に帰属する」という理念が広く受け入れられ、英国政庁が保有する土地の比率が高かった。1959年の自治権獲得以降、政府は土地収用を積極的に進め、国土の約3割が収用され、公共施設の整備、都市再開発事業、ニュータウン開発で大きな役割を果たした。また、島国で水際が多いことを利用して、1967年から本格的な海岸の埋め立て事業を実施し、2018年までに国土の約25%を埋め立てで増やしてきた¹⁷⁵。埋め立てによる主な開発プロジェクトとしては、チャンギ国際空港建設、ジュロン・トゥアス地区の工業団地建設、プンゴルの住宅地開発、都心部に隣接するマリーナ・スクウェア及びマリーナ・サウス開発、トゥアス港コンテナターミナル建設などがある。過去には、埋め立てのための土砂確保や採石のため、国内の多くの丘が削られ、その跡地も新規開発用地として利用された。

なお、現在では、国内での土砂採取は禁止されており、これまで埋め立て用の土砂の供給はインドネシアやマレーシア、ベトナム、カンボジア、フィリピンなど近隣国からの輸入に頼ってき

¹⁷⁵ S'pore's land area expanded by 25% in past 200 years (Mothership.SG 記事 2018年9月)
<https://mothership.sg/2018/09/singapore-land-reclamation-increase-size/>

たが、これらの国々でも砂採取による環境の影響が問題視され、年々、砂の調達が難しくなっている。2007年にカンボジアが、2017年にインドネシアがシンガポールへの砂の輸出を禁止したほか、2018年5月には、当時、シンガポールが輸入する大半の砂の輸入元であったマレーシアが全世界向けの海砂の輸出を禁止した影響で、シンガポールが輸入する砂の取扱金額は、2018年の5月までの月平均約6,300万米ドルから、6月以降は月平均約600万米ドルまで激減した¹⁷⁶。国家開発省は、使用済み建材の再利用や少量の砂で行う埋め立て造成の試験導入実施のほか、ミャンマーなど他の国に砂の輸入を切り替えるなどの対策をとっているものの、今後の埋め立てによる国土開発への影響が懸念されている。

(2) 国土の利用状況

1965年にマレーシアから独立した当時の国土面積は581.5 km²であったが、以降、埋め立てにより25%ほど拡張した結果、2019年時点の国土面積は725.7 km²となっている¹⁷⁷。

土地は都市計画に基づき開発されており、工業地帯を特定の地域に集約するなど、狭い国土を有効活用するための工夫がみられる。南部は金融等のビジネス中心地（Central Business District : CBD）やベイエリア、西部は工業地帯（ジュロン工業地帯）、中央部は貯水の役目も果たす原生林、東部は世界のハブ空港として有名なチャンギ国際空港となっている。また、西部のジュロン・レイク地区には、現在、国内第2のビジネス中心地が開発中であるほか、マレーシアのクアラルンプールまでの約350 kmを最短90分で結ぶ高速鉄道のシンガポール側の駅が建設される計画があったが、2021年1月にマレーシア、シンガポール両政府から計画撤回が発表された。

¹⁷⁸

また、2013年発表の「土地利用計画（Land Use Plan to Support Singapore's Future Population）」には、土地の利用形態ごとに2030年の目標値が決められている。これによると、2010年当時の「その他」に含まれる未開発地区を開発し、住宅、商工業、インフラ用地とする計画であることが分かる。また、狭い国土であっても、国土防衛のための軍用地（19%）、貯水池（5%）の占める割合が大きいことが特色となっている。平坦で保水能力が乏しい国土であるため、重要な水資源の1つとして貯水池を確保している。

¹⁷⁶ ジェトロビジネス短信「シンガポール向け建設用途の砂の輸入、マレーシアの禁輸措置で大幅減」（JETRO 2019年7月24日）<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/07/3486fc690c80bb3d.html>

¹⁷⁷ Total Land Area of Singapore (Data.gov.sg) <https://data.gov.sg/dataset/total-land-area-of-singapore>

¹⁷⁸ KL-Singapore High Speed Rail terminated after both countries fail to reach agreement on M'sia's proposed changes (The Straits Times 記事 2021年1月1日)
<https://www.straitstimes.com/singapore/politics/kl-singapore-high-speed-rail-terminated-after-singapore-and-malaysia-fail-to>

図表 3 地域ごとの土地利用状況



出典：都市再開発庁ウェブサイト

図表 4 土地利用形態（2010年と2030年目標値）

土地利用形態	2010年	2030年 (目標値)
住宅用地	14%	17%
商工業用地	13%	17%
公共用地 (うち公園・緑地)	16% (8%)	16% (9%)
インフラ用地 (道路、鉄道、空港、港湾 等)	18%	22%
軍用地	19%	19%
貯水池	5%	5%
その他 (未開発地区等)	14%	4%

出典：都市再開発庁「Land Use Plan to Support Singapore's Future Population」

(3) マリーナ・ベイ地区を中心とした開発

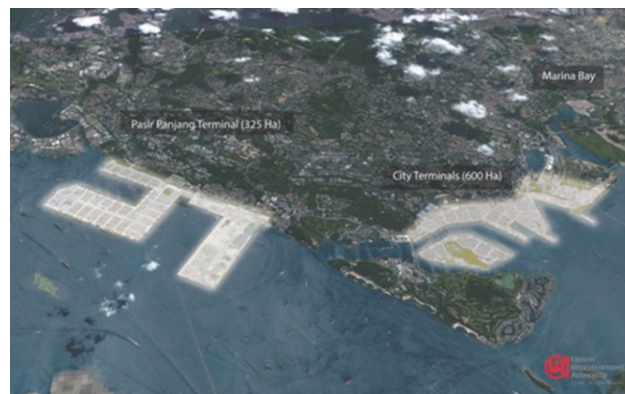
シンガポールの更なる発展の受け皿として 1970 年代から海を埋め立ててできた面積約 360ha のマリーナ・ベイ地区は、ビジネス中心地の延長線として開発されてきた。マリーナ・ベイは隣接するビジネス中心地、マリーナ・ベイ・サンズ (Marina Bay Sands)、エスプラネード (Esplanade) 及びマリーナ・バラージ (Marina Barrage) と一緒に新たなダウンタウン・エリアを作り出し、この地域はアジアのビジネス及び金融ハブとして機能している。マリーナ・ベイの一つの特徴として、この地域の建物が多用途建造物であることがあげられる。これは限られたスペースを最大限に利用するという発想から生まれたアイデアである。

チャンギ空港から 20 分程のマリーナ・ベイ地区には発達した交通網が整備されており、2013 年に市内からマリーナ・ベイ地区を経由して空港までの道路を結ぶ Marina Coastal Expressway (マリーナ海岸高速道路：MCE) が開通したほか、2017 年 10 月には、国土中央付近の住宅街と

マリーナ・ベイなどの市内中心地、チャンギ空港方面をつなぐ Mass Rapid Transit（大量高速輸送：MRT）の地下鉄ダウンタウン線が全線開業¹⁷⁹しており、利用者により多様な交通手段を提供している。また、ガーデンズ・バイ・ザ・ベイの周辺のマリーナ・サウス地区は住宅街として整備が進んでおり、これにあわせて当該地域への MRT の路線延長と駅の新設などが進められている¹⁸⁰。

なお、2013 年 8 月、リー・シェンロン首相は施政方針演説の中で、タンジョンパガーからパンシルパンジャンー帯に位置するコンテナ港の用地借地権が 2027 年で期限を迎えることを機に、コンテナ港を西部トゥアス地区に移転することを明らかにした。コンテナ港の移転によって生じる、マリーナ・ベイ地区の約 3 倍（約 1,000ha）に及ぶ広大な跡地は、2030 年までに新たな臨海都市「サザン・ウォーターフロント・シティー」として再開発される予定であり、将来的には、新しい住宅や商業用ビル、文化・娯楽施設の用途での開発が計画されている¹⁸¹。

図表 5 サザン・ウォーターフロント・シティーの開発地区



出典：都市再開発庁ウェブサイト

（4）国有地の管理

国有地の保有・管理は前述の法務省が行っている。ただし、多くの未利用の国有地については、都心部のものは都市再開発庁が、住宅地周辺のもの住宅開発庁が、それぞれ、法務省傘下のシンガポール土地管理庁から長期貸与の形で移管を受け、管理している場合が多い。政府が未利用の国有地を民間企業や個人に利用させる場合、売却ではなく長期貸与の形式がとられるのが一般的であり、貸与期間は 99 年間が多い。なお、賃貸料は毎年・毎月支払うのではなく、当初一括払いが一般的である。

¹⁷⁹ Land Transport Authority “Downtown Line”

https://www.lta.gov.sg/content/ltagov/en/getting_around/public_transport/rail_network/downtown_line.html

¹⁸⁰ 「North South Line の Marina South Pier 駅が 2014 年 11 月 23 日に運行を開始した」（The Straits Times 記事 2014 年 11 月 22 日） <https://www.straitstimes.com/singapore/transport/marina-south-pier-mrt-station-on-north-south-line-to-open-on-sunday>

¹⁸¹ “At the forefront of the Greater Southern Waterfront” (Channel News Asia 記事 2019 年 2 月 20 日) <https://www.channelnewsasia.com/news/advertorial/at-the-forefront-of-the-greater-southern-waterfront-developments-11252520>

4 土地収用制度と都市開発

(1) 概要

土地の買収は、政府に強制的な土地収用権限を与えている土地収用法（Land Acquisition Act）に基づいて行われ、任意買収は行われない。具体的には、土地収用を必要とする公共事業を政府が行う場合、関係省庁の協議の後、国会で議決され、公告等の手続を経て買収が行われる。なお、政府は、土地収用の後、インフラの整備は行うが、建物の建設及び経営は主に民間の開発業者に任せられる。

地権者は、収用価格に対する訴訟は出来るが、収用決定自体に対する訴訟は出来ない。このように非常に強力な土地収用法があるため、政府による土地収用が迅速に行われ、計画的な都市開発を可能にしている。

(2) 土地収用価格

2007年5月7日に改正・施行された「土地収用法（Land Acquisition Act）」の第33条（1）（a）によれば、2007年2月12日当日及びこの日付以降に収用される土地の価格は、「収用時の市場価格に基づいて査定される」とされている。しかし、この「市場価格」は市場で買主が合理的と思う適正な値段でなくてはならない。地権者が収用価格に不服の場合は、第三者機関（法務省傘下の控訴庁）での調停を受け、まとまらない場合は、裁判所（一審制）に提訴することができる。なお、政府に収容された土地は、シンガポール土地管理庁によって管理される。

(3) 店舗や住居の収用

店舗、事務所などの所有者・占有者は、再開発ビルなどの受皿施設が建設された場合には地区内に残ることもできるが、それ以外は、地区外へ移転することになる。また、古くなった HDB 住宅¹⁸²を取り壊して同一の地区に新しい HDB 住宅を建設する選択的一括再開発スキーム（SERS : Selective En bloc Redevelopment Scheme）という制度が1995年から導入され、収用される古い HDB 住宅に住んでいた者は、政府から補償金が支払われたうえで、新築の HDB 住宅へ優先して入居できるほか、割引価格で HDB 住宅の購入ができることになっている。再開発による利益は、受皿施設を安価に提供するための資金として活用するという、再開発利益の還元システムの確立により、再開発に対する国民の理解が得られているといえる。

(4) 歴史的地区の保全

歴史的建造物の保全¹⁸³は、1960年代に歴史的建造物が大量破壊されていることに対して国連査察団が警告し、都市の特色と性格を保持するために歴史的に重要な市内中心部を保護するよう勧告したことに端を発するとされる。しかし、当時は、深刻な住宅不足や人口の増加等に対処することが優先され、本格的な検討にはいたらなかった。

¹⁸² 国家開発省傘下の法定機関である住宅開発庁（Housing & Development Board : HDB）により建設されるシンガポールの公共住宅は、その機関名に因んで、HDB 住宅と呼ばれている。

¹⁸³ CLAIR REPORT 494 号『シンガポールにおける歴史的建造物の保全』（一般財団法人自治体国際化協会シンガポール事務所 2020年1月31日）P.5~6

1982年、都市再開発庁が市内中心部の都市設計構造計画の見直しの中に、歴史的地区の保全を取り入れたことで本格的な取組が始まり、1986年12月26日、指定地域の歴史的建造物と周辺環境の維持を目的とした保全マスタープランが一般に公開された。これは、歴史的保全地域を特定するもので、建築遺産の最初の保全設計図であった。同年、シンガポール観光事業委員会が発表した観光商品開発計画に歴史的建造物の活用が盛り込まれたことで、建築物保全が進んだとされ、以降は、シンガポールにおける歴史的建造物の保全と活用は、市街地の再開発事業などとあわせて積極的に進められるようになった。

再開発においては、歴史的な資産を残すことにも重点が置かれ、保存地区の指定や、地区内の開発・建築行為に関してもっとも厳しい基準が設けられている。特に歴史的・文化的価値の高い建物の保全・再生の工事の際は、事前に調査及び記録が行われたうえで、注意深くかつ精密な作業が行われる。現在指定されている保存地域としては、古い中国商店が並ぶチャイナタウン、インド人街であるリトルインディア、アラブ人街を含むカンポン・GRAM、シンガポール川沿いのポート・キーなどがある。

5 都市計画の策定

(1) 都市計画の歴史

「シンガポールの建国の父」と呼ばれたスタンフォード・ラッフルズ (Sir Stamford Raffles) は、土地資源の限られるシンガポールにおいて持続的な発展を遂行させるために、都市計画が極めて重要な役割を果たしていることを予見し、1822年に都市計画の策定を担当する「都市委員会 (Town Committee)」を設立した。同年に作成された、民族別の住み分けを強制したタウン・プラン (又はジャクソン・プラン、Jackson Plan) は、シンガポールにおける最初の都市計画と言われている。

シンガポールで最初の総合的な国土開発・都市整備に関する計画は、1958年に英国の植民地政府により策定された「マスタープラン」である。1960年2月1日、都市計画の基本である計画法 (Planning Ordinance) が施行され、計画策定の担当機関として国家開発省に計画局が設立された¹⁸⁴。この法律により、全ての公共、民間の開発行為は、計画により明確に調整、統合されることになり、既に策定されていた「マスタープラン」はこの法律体系に組み込まれることとなった。

(2) 都市計画の種類

1965年の建国以来、シンガポールは著しい発展を遂げ、現在まで経済成長を維持しながら、アジア地域でも有数な質の高い生活環境を作り出してきた。これらの成功の背後には、細部にまで目の行き届いた、そして長期的な視点に立った都市計画があった。シンガポールの持続的な発展を可能にしたのは2種類の都市計画、すなわちコンセプトプラン及びマスタープランである。

コンセプトプランとマスタープランは、持続可能な開発のための包括的、将来的かつ集約的な計画となっており、国土の小さいシンガポールの土地の利用に際し制約を設け、住宅、工業、商業、公園、レクリエーション、交通、防衛、地域施設など多岐に渡る土地利用のニーズの balan

¹⁸⁴ 計画局は、1989年に都市再開発庁に合併された。

スをとるうえで重要な役割を果たしている。

ア コンセプトプラン

コンセプトプラン (Concept Plan) とは 40 年～50 年を期間とした長期計画であり、シンガポールにおける土地資源の戦略的利用計画及び交通計画を統合した総合プランである。10 年毎に見直しが行われるこのコンセプトプランが目指すのは、予期される人口成長・経済成長に必要な土地を確保し、優良な生活環境を創造することにある。1971 年に初めて策定された。

コンセプトプランは総合的な視点を取り入れなくてはならないため、策定時には各省庁間の横断的な協力及び調整が行なわれる。コンセプトプランを策定する際には、今後 40 年～50 年にわたって土地資源に関して生じうるニーズを想定し、現在と将来の土地利用計画との間に相乗効果が創出できるように様々な緻密な計画が盛り込まれる。

コンセプトプランは、概略的な計画図などで都市全体に関する土地利用やその他の長期的政策などを示しており、マスタープランの上位計画として位置付けられるが、基本的に法的拘束力はない。このため、コンセプトプランの具体的実現のために、法定計画であるマスタープランが策定される。

イ マスタープラン

マスタープラン (Master Plan) とは 10 年～15 年を期間とした中期計画であり、コンセプトプランに書かれている長期戦略を具体的かつ詳細的に策定する実践計画である。具体的な土地利用及び開発の密度を示すこのマスタープランは 5 年毎に見直される。1980 年に初めて策定された後、近年では、2003 年、2008 年、2014 年、2019 年に策定されている。

コンセプトプランと同様、マスタープランは各省庁間の横断的な協力及び調整を通じて策定されるものであり、経済的・社会的ニーズを満たしながら質の高い生活環境を作り出すことを目標としている。マスタープランは、草案が発表された後に広く国民の意見を取り入れた最終版が調整され、シンガポールの国土開発を進めるにあたって最も重要な指針となる。当該プランではあらかじめ開発が可能な地域が提示され、プランに沿って開発許可の判断が下される。

(3) コンセプトプラン・土地利用計画

ア コンセプトプラン (1971 年)

シンガポールの急速な成長に伴い、新たな長期的な計画の策定が必要となり、1967 年から、国連の援助を受けた長期的土地利用計画策定に関する 4 年計画のプロジェクトが開始された。そして、この計画に交通計画を付加して、1971 年に最初のコンセプトプランが完成した。

1971 年のコンセプトプランには、公営住宅を含むニュータウン、高速道路網、工業団地、公園、MRT、チャンギ空港、中心ビジネス地区などが含まれており、これに従い実際に施設等の整備が行われた結果、現在のシンガポールの国土計画・都市づくりの骨格が作られた。同プランでは、中央集水域の周りに衛星都市のような環状構造が採用され、島全体に住宅街、工業団地、交通インフラ、レクリエーションスペースなどが計画的に配置された。

イ 改訂コンセプトプラン（1991年）

1971年のコンセプトプラン策定から20年後の1991年に改訂作業が行われた。21世紀に向けた、より質の高い生活の実現を目的とし、2000年、2010年、そして人口が400万人に達する年をX年とする3段階の計画で、人口増加や国民の要望などに対して柔軟に対応できるように考えられた¹⁸⁵。

1991年改訂の概要は、中層、低層住宅の比率を増加させ住宅の多様性を高め、より良好な居住環境を提供すること、シンガポールをレジャーアイランドとすること、マリーナ・ベイを世界クラスのビジネス中心地として開発すること、高速道路やMRTを拡大させ総合的な交通システムを構築することであった。

ウ 改訂コンセプトプラン（2001年）

21世紀の世界クラスの繁栄した都市を目指して改訂された「コンセプトプラン 2001」¹⁸⁶は、前回までのプランと異なり、都市再開発庁内におけるパネル展示、新聞やインターネットなどで情報提供を行い、一般国民の意見・要望を広く募集して策定された。コンセプトプランの提案は見直しを経て、その後マスタープラン 2003に組み込まれた。

2001年改訂の概要は、40年～50年後に人口が550万人に達すると予想し、住宅、産業用地、都心部外周の鉄道、緑地やレクリエーション施設の充実を図るため、以下7つの提案にまとめられた。

（ア） 住み慣れた地域における新しい住宅の提供

住み慣れた既存の居住地域の新築住宅に住むことで、両親・親戚の近隣に住み、既存のマーケット、MRT、幼稚園などの施設を利用でき、かつ地域におけるコミュニティの結束を維持・発展させる。

（イ） 都市部における眺望のよい高層住宅の提供

マリーナ・サウスの埋立地に広範囲のレクリエーション、娯楽施設も備える新ダウンタウンを開発し、9万戸以上の住宅を建設する。

（ウ） 多種多様なレクリエーションの提供

緑地を約2倍の4,500haに増やし、人々が十分な緑地で「庭園の中の街」を感じられるようにする。緑地を増やす計画の一環として、公園と施設・スポーツ複合施設・住居などのネットワーク化を図るべく、2010年までに、合計245kmの「パーク・コネクター（緑で包まれた歩道や自転車道）」を完成させる。

（エ） 新しいビジネスゾーンの設定、高付加価値産業用地の確保

産業・ビジネスにおける用途地域区分を、周囲の環境に及ぼす影響を基準に従来の6つから

¹⁸⁵ Lee Kuan Yew School of Public Policy “Long-Term Land Use Planning In Singapore” P.4
https://lkyspp.nus.edu.sg/docs/default-source/case-studies/lkyspp-case-study_-landuse-case.pdf

¹⁸⁶ シンガポールの政策『都市開発政策編』一般財団法人自治体国際化協会（2015年）P.138~140

2つに設定変更する。有害物質などを取り扱わない産業・ビジネス（B1）と、有害物質などを取り扱い、周囲の環境に影響を与える恐れがある産業・ビジネス（B2）に区分することで、従来の用途変更なしに産業・ビジネスの内容が変更できるようにする。

（オ） 世界的なビジネス中心地の整備

政府はビジネス・金融街の拡大のため、従来の中央ビジネス地区に隣接する埋立地に新ダウンタウン用地 40ha を確保。統合された効率的交通、充実した社会基盤、美しい環境、多様な生活・仕事環境を持ち、効率的で優雅な 21 世紀の都心になることを目指す。

（カ） 交通環境の整備

将来新たに都心部外周を走る放射線状の鉄道ラインを計画。放射線ラインは都心部と郊外の移動を、都心部外周ラインは郊外地域相互間の迅速な移動を可能にする。従来の沿線を 93 km から 50 km に拡張する。

（キ） 個性・独自性の重視

都市再開発庁は、15 の地区の魅力を引き出す方法を模索しており、今後 15 年以上にわたり、これらの地区の開発、歴史的建造物の保存・有効活用を進める。

エ 改訂コンセプトプラン（2011 年）

コンセプトプラン 2011¹⁸⁷は、今後 40～50 年間にわたりシンガポールの持続的競争優位性を維持していくための戦略的計画として位置づけられ、都市再開発庁は、包括的な視点で都市開発戦略を立案するために、2010 年に 2 つの諮問委員会（Focus Group）を設立し、専門的及び分野横断の見地から作成された報告書を計画に反映させたほか、国民の生活形態及び都市開発に対する要望や意見等を募集するためにライフスタイル調査（Lifestyle Survey）、オンライン調査（Online Survey）及び住民との意見交換会（Public Forum）を実施した。

本来は、諮問委員会からの報告書をもとに 2011 年にコンセプトプランの改定を予定していたが、同年実施の総選挙で外国人の増加に対する国民の不満などから、政府与党の得票率が史上最低（60.14%）を記録し、政府が危機感を持ったことを背景に、持続可能な人口推計に関して広く住民からの意見を盛り込むために改訂が延期され、2011 年から 2013 年にかけてコンセプトプラン 2011 の見直し作業が行われた。その結果、同プランは 2013 年に、将来の人口計画を反映した持続可能な開発計画の「土地利用計画（Land Use Plan to Support Singapore's Future Population）」として、国家開発省から発表されることとなった。詳細は後述する。

なお、コンセプトプラン 2011 の策定段階で重要視されたのは、2 つの諮問委員会より提出された報告書であり、報告書の提言内容の大半は 2013 年の土地利用計画にも反映されている。2010 年に都市再開発庁が設置した委員会とその報告書概要は次のとおり。

¹⁸⁷ シンガポールの政策『都市開発政策編』一般財団法人自治体国際化協会（2015 年）P.140~144

(ア) 持続的発展・国家アイデンティティに関する諮問委員会 (Focus Group on Sustainability and Identity)

この諮問委員会は、2010年1月23日に下記の目的で設置された。

- ・国民の生活ニーズに対応できる持続的発展の達成戦略を策定する。
- ・個人、世帯、住民グループや企業等がいかに持続的発展に貢献できるかについて提案する。
- ・シンガポールのアイデンティティを象徴する建物・地域等を保全する。
- ・魅力的かつ住みやすい生活環境を整い、発展と環境との調和を維持する。

同委員会は、2010年1月23日から4月26日まで合計12回にわたって討論会を開催し、方針・政策の策定について都市再開発庁 (URA)、住宅開発庁 (HDB)、陸上交通庁 (LTA)、国立公園庁 (NParks)、旧環境水資源省 (MEWR) や社会開発協議会 (CDC) 等の政府機関と協議を行ない、「持続可能な都市の構築」及び「魅力的かつ住みやすい生活環境の整備」の2本柱に従い、次の提案を報告書に提示した。

a 持続可能な都市の構築

(a) グリーン・インフラの強化

- ・持続可能な環境を創出するため、国内各地に環境に配慮したグリーン・ビルディング (Green Building) の建築を促し、その数を増加させる。
- ・環境に優しい建築基準や設備を導入する既存及び新規建設ビルを認定する「グリーン・マーク (Green Mark)」制度を推進する。グリーン・マークを取得したビル所有者に税金控除を適用することで環境に優しいグリーン・インフラの導入を促す。

(b) 環境に優しい交通機関の利用促進

- ・公共交通機関の利用者数の減少を受け、公共交通機関の運賃値下げや運行頻度、快適性の向上を図ることで、国民に公共交通機関の利用を促す。
- ・自動車の数量を抑制するため、駐車場の数を減らし、中心街の駐車場料金を値上げする。
- ・自動車の数量を抑制するため、自転車専用レーンを拡大し、駐輪場を整備することで、国民に自転車の利用を促す。

(c) 全国レベルで住民コミュニティが実行できるごみ減量プログラム及びリサイクルプログラムの実施

- ・リサイクル施設や設備を国民にとってより身近な場所に設置し、リサイクルを国民の日常生活の一部として浸透させる。
- ・ゴミの量を減少させるため、ゴミの削減やリサイクルに取り組む企業にインセンティブを与えるほか、各世帯のゴミの量に応じて料金を計算する制度を導入する。

b 魅力的かつ住みやすい生活環境の整備

(a) 歴史的建造物及び自然遺産の保全・保護

- ・チャイナタウンやカンポン・グラム、リトルインディア等の地区で保護、保存されてきた多くの歴史的建造物は現在、商業施設として使用され、必ずしもそのアイデンティテ

イが反映されていないことから、「ヘリテージ・チャーター (Heritage Charter)」というガイドラインに従い歴史的建造物で許可される用途等を定義することで、歴史的建造物を適切に保護する。

- ・既存の公園で歴史のあるものを「ヘリテージパーク (Heritage Park)」として認定することで、自然遺産を保全する。

(b) 国民の生活に歴史建造物及び自然遺産の要素を取り入れる

- ・歴史的地区では、歴史や文化を学べる教育センターを設置し、若者の関心を引き付ける。
- ・住宅地区を開発する際、該当地区の歴史を反映した彫刻や建物をつくるなど、歴史を考慮した上で HDB 住宅のデザインを行う。
- ・地域住民、とりわけ高年層が公園をより利用しやすいよう、既存の公園にトイレ、休憩所、待合所等を増設する。
- ・公園や緑地をつなぐ遊歩道などの役割を果たすパーク・コネクターの数を増やし、地域住民が HDB 住宅から公園によりアクセスしやすくする。

(イ) 生活の質に関する諮問委員会 (Focus Group on Quality of Life)

この諮問委員会は、2010 年 1 月 23 日に下記の目的で設置された。

- ・生活の質を向上させるための要素を特定する。
- ・経済発展、人口の拡大及び少子高齢化社会がもたらす変化に対応する生活質の向上戦略を立案する。
- ・シンガポールの将来の発展を考慮した上で、生活環境の質を向上できるハードインフラの強化戦略を立案する。
- ・社会における各階層（青年、高齢者、労働人口、世帯や外国人口等）の物理的ニーズに対応できる戦略を立案する。

同委員会は、2010 年 1 月 23 日から 4 月 22 日まで合計 10 回にわたって討論会を開催し、方針・政策の策定について都市再開発庁 (URA)、住宅開発庁 (HDB)、陸上交通庁 (LTA) 及び国立公園庁 (NParks) 等の政府機関と協議を行ない、次の提案を報告書で提示した。

a 市内における居住人口の増加促進

市の中心部のほとんどがオフィス街や商業地区等として使われているため、同地区での居住人口は非常に少ない。市内のさらなる活性化のため、政府・民間を問わず市の中心部（中央商業地区など）において、より多くの住宅建設計画を実施する。

b 市内における公共交通システムの更なる強化

市内における MRT の駅数を増加させ、より身近で使いやすくする。家や職場から駅までのアクセスを容易にしたり、歩行者用の道路等を整備したりすることによって、人々が車以外の移動手段を選ぶことが期待される。また、市内におけるシャトルバスの乗車場所を増やすと共にバスのネットワークを充実させる。

c 高齢者向け公営住宅制度の充実

高齢者人口のさらなる拡大を見込み、高齢者向けの公営住宅制度を強化する。高齢者の介護には家族の力が必要であり、高齢者は子どもの住居に隣接した方が良いという考えから、一般家庭向けの HDB 住宅の棟に高齢者向け住宅を併設する。

d 地域住民の「交流の場」の増設

公営住宅において多用途スペースを設け、地域住民による自主的な交流活動を促進する。なお、このような施設は、様々な年齢層の地域住民のニーズに対応できるよう設計される必要がある。

e 高齢者等の機動性の確保

高齢者人口のさらなる拡大を見込み、政府は公共インフラを高齢者や障害者等がより使いやすいよう改善する。例えば、MRT の駅内エレベーターの数を増やすこと等により高齢者等の機動性を確保する。

オ 土地利用計画 (Land Use Plan to Support Singapore's Future Population) (2013 年)

1971 年以降、長期計画のコンセプトプランは都市再開発庁から発表されてきたが、前述の経緯から、2011 年改訂版に関しては例外的に、都市再開発庁の上級行政機関である国家開発省に計画策定事務が引き継がれた。

2013 年 1 月に人口・人材局 (National Population and Talent Division : NPTD) が公表した人口政策の指針ともなる「人口白書」において、2030 年までに外国人を含めたシンガポールの人口が当時の約 547 万人から 650~690 万人に増えると予想されたことを受け、国家開発省は、同年、急増する人口や経済発展が続く中で、シンガポール人の生活の質を維持していくための持続可能な開発指針として同計画を公表した。

同計画では、次の 5 つの項目の政策が掲げられた。

(ア) 設備の整った良質な住宅の提供

これからの人口増加に伴う需要を満たすため、2030 年までには、現在の住宅 120 万戸 (うち HDB が 90 万戸) に加えて新たに 70 万戸建設し、190 万戸まで増やす計画である。そのため、ビダダリ、タンピネス・ノース、テンガなど郊外に新たに最新の技術を取り入れた住宅地を造成し、プンゴルなど既存の住宅地や中心地についても更なる開発を行う。

(イ) 緑と調和した住環境の整備

政府が掲げる「City in a Garden (緑に囲まれた都市)」の実現のため、全ての住民がゆとりのある環境で暮らせることを目的に住宅周辺の緑化を推進する。具体的には、2020 年までに、国内 350 以上の公園・緑地を結ぶルートであるパーク・コネクターを既存の 200 km から 350 km に延長するほか、公園緑地を増やし、2030 年までに 85% の世帯が公園まで 400m の範囲内に居住できるよう住環境を整備する。

(ウ) より利便性の高い公共交通機関や交通網の整備

公共交通機関のハードとソフトの両方を充実させる。鉄道については、新たに2つの路線（Cross Island Line と Jurong Region Line）に着手するほか、既存路線の延長により、2030年までに総延長を今の2倍の360kmとする。これにより、80%の世帯がMRTの駅まで徒歩10分以内にアクセスできるようにする。

バスについては、5年間で主要な住宅地区と市街地の間を鉄道と並行して運行する40の新規路線を増設し、新たに800台のバスを投入することで利用者の待ち時間を短縮させる。なお、その内訳は、300台は現行ルートを増便、250台は新規ルートの運行、残り250台は現行及び新規ルートの将来的な利用者増への対応を見込む。その他、住居とショッピングモール、駅、バスターミナル、タクシースタンド等が一体となった複合施設「Integrated Transport Hub」の建設を進める。

(エ) 活気に満ちた経済の持続と良質な雇用の創出

高付加価値製造業（電子・バイオ医療品・精密機械等）や国際金融ビジネス拠点としての地位を確保するための環境を整える。また、世界的なハブとしての地位を確立している港湾・航空分野などの成長分野についても引き続き力を入れるとともに、住居の近くにビジネスのできる環境を整備するため、各地域に商業ビジネス拠点を整備し通勤距離の短縮を進める。

具体的な開発例については次のようなものが計画された。

- a これまで、都市部にあった港湾施設及びパシル・パンジャン港を将来的にトゥアス港に統合し、約10年後には6,500万TEUの取扱いが可能な港を整備する。
- b チャンギ空港に第4ターミナルを新設し、第1ターミナルを拡張することで、2017年には同空港の年間乗客取扱許容量を8,500万人まで増やす。また、チャンギ空港の乗降客処理能力を強化するため、第3滑走路及び第5ターミナルの整備に向けた調査を進めていく¹⁸⁸。
- c セレター地区は、航空宇宙産業の研究開発施設の集積エリアとして開発を進める。
- d パヤ・レバ地区は、新たに50万km²の面積の土地開発が進められており、オフィスやホテル、小売業のための商業スペースとして供給され、シンガポールにおける新たな商業ハブとしての役割が期待されている。
- e 将来的な成長とより良い住環境をつくるための空間を確保
限られた国土の中で次世代がより良い住環境で生活できるよう地下の空間なども有効に活用していく。

¹⁸⁸ 2020年現在、第3滑走路は2020年代前半、第5ターミナルは2030年代の運用開始を目指し建設中。
CHANGI Airport Group “DEVELOPMENT MILESTONES”
<https://www.changiairport.com/corporate/our-expertise/changi-east.html#milestones>

(4) マスタープラン (2014 年以降)

ア マスタープラン (2014 年)

マスタープラン 2014¹⁸⁹は、2013 年末に草案が公表され、2013 年 11 月から 12 月にかけて、都市再開発庁のシティギャラリーにおいて、期間限定でプランの内容を紹介するパネル展示が行われ、住民からフィードバックを受ける期間を設けた後、2014 年 6 月 6 日に正式に公示された。

2014 年のプランでは住宅に身近な場所で質の高い仕事を行える環境を整備し、あらゆる世代の人々が緑に囲まれた、健康で、お互いに協力しながら暮らせるまちづくりを目指している。これらの目標を達成するため国内をそれぞれ中央エリア、東部エリア、東北エリア、北部エリア、西部エリアの 5 つの地域に分けて、各地域における以下 6 つのテーマに焦点を当て、将来目指す都市の設計図が描かれた。

- ・ HOUSING ・ ECONOMY ・ RECREATION
- ・ IDENTITY ・ TRANSPORT ・ PUBLIC SPACE

各テーマにおける概要は以下のとおりである。

図表 6 マスタープラン 2014 のエリア区分



出典：都市再開発庁ウェブサイト

(ア) HOUSING (住みよい環境・様々な住宅オプション)

シンガポールの全ての地域における暮らしやすさを高め、あらゆる年齢層の住民が質の高い生活や住居に関する幅広いオプションを享受できるように、生活の場に近い場所に使い勝手の良い生活設備を提供できるよう、政府関係機関が積極的に協力していく。

(イ) ECONOMY (活気に満ちた経済、職場をより住宅の近くへ)

人々のニーズを満たす十分な雇用の機会を提供し、シンガポールの活気に満ちた経済を維持し続けるため、様々な用途に用いられる土地を確保していく。仕事の場を分散し、中心市街地だけでなくその他の地域においても、新しいビジネスハブとなる地域を作り出していく。

¹⁸⁹ シンガポールの政策『都市開発政策編』一般財団法人自治体国際化協会 (2015 年) P.135~137

(ウ) RECREATION (自然との調和と活発な住民活動)

土地に対する需要と供給のバランスを取りながら、自然保護区などの自然の残る地域や公園のための土地を管理していく。緑地のスペースをそのまま残すことはできないが、十分に計画を練ったうえで、特に土地本来の生態系のうち重要かつ特徴的な部分の保護に努める。

(エ) IDENTITY (シンガポールを帰るべき場所へ)

時代とともに新しい文化が生まれていく一方で、既存の地域の持つ独特のアイデンティティを守っていかなければならないため、歴史的な建物や記録の保存に努める。

シンガポールに住む人々にとって快適な環境となるよう、社会的な統合を促進するためのコミュニティスペースの提供や、地域のアイデンティティ・文化的な遺産を将来のまちづくりのプロジェクトに盛り込んでいく。

(オ) TRANSPORT (より使い勝手の良い交通システム)

2013年の陸上交通マスタープランで述べられているとおり、公共交通機関や自転車の利用など、環境に優しく持続可能な形態での輸送モデルの在り方を模索し、持続可能なまちづくりの実現へとつなげていく。

(カ) PUBLIC SPACE (コミュニティの形成)

洗練された公共スペースは、シンガポールをより魅力的で暮らしやすい都市にするために欠かせない要素であるため、より多くのスペースの確保に努めていく。これらの政策を成功させるには、政府の関係機関と地域コミュニティとの間で調整を続ける努力が必要である。

図表7 マスタープラン2014のコンセプト図



出典：都市再開発庁ウェブサイト

イ マスタープラン (2019年)

最新のマスタープラン 2019¹⁹⁰は、2019年3月に草案が公表、都市再開発庁シティギャラリーでプランの内容を紹介するパネル展示が行われ、国民からフィードバックを受ける期間を経

¹⁹⁰ Urban Redevelopment Authority <https://www.ura.gov.sg/Corporate/Planning/Master-Plan>

て、2019年11月に正式に公示された。

マスタープラン2019が掲げるテーマは以下の5つである。

(ア) **Liveable and Inclusive Communities** (住みやすく、包括的な地域社会)

「環境に配慮し、公共スペースへのアクセスが容易な地域コミュニティ中心の住居地区」を将来のコンセプトとし、以下2点の実施を目指す。

- ・保育所、高齢者福祉施設の需要等の変化に合わせて新たな施設の建設や既存の施設のリノベーションを行うことで変化するニーズへ対応する。
- ・公園やスポーツ施設、緑地間のネットワークの拡大により、90%以上の世帯がこれらの施設へ徒歩でアクセスできるようにする。

(イ) **Local Hubs, Global Gateways** (地域のハブ、世界のゲートウェイ)

- ・北部、中央部、西部、東部の主要なゲートウェイを開発し、また地域のハブを整備することにより、シンガポールのハブとしての地位を強化する。
- ・具体的には、ウッドランズ等の北部地区はサイバーセキュリティやアグリテックといったハイテク分野の集積地区として、中央部のCBDはビジネス・金融の集積地区として、東部のチャンギ地区はチャンギ空港を中心とする航空関連ビジネスの集積地区として、ジュロン・トゥアス等からなる西部地区は物流の集積地区としてそれぞれ更なる発展を図り、世界的な競争力をさらに高めていく。

(ウ) **Rejuvenating Familiar Places** (身近な場所の若返り)

- ・コミュニティと緊密に連携して開発を進めることで、各地域がもつアイデンティティを保ちつつ、街をアップグレードする。
- ・歴史的な価値を持つ建築物の保存、再利用を進める。

(エ) **A Sustainable and Resilient City of the Future** (持続可能で回復力のある未来都市)

- ・海面上昇に対する海岸線の保護、増加する豪雨に対する排水溝の拡大、駅への洪水防護壁導入の措置等の気候変動への対応により、持続可能で回復力のある都市を構築する。

(オ) **Convenient & Sustainable Mobility** (便利で持続可能な交通)

- ・鉄道とバス路線網のさらなる充実化や歩道・自転車道の整備による利便性の向上を図る。
- ・自動運転技術やMaaS (マース: Mobility as a service/サービスとしての移動¹⁹¹) といった先端技術の導入による交通の効率化と利便性の向上を図る。

¹⁹¹ MaaS (マース) とは、ICT (情報通信技術) を活用してアプリ1つで公共交通、カーシェア、ライドシェア、タクシーなどの経路検索や移動、支払いまでシームレスにつなぐ技術である。

6 各種政策等

(1) 住宅政策

国民生活の基盤となる住宅建設は、政府による安価な住宅の供給という目標の下に進められ、大きな成果を挙げてきた。高層、高密度の住宅団地が建設され、狭い国土が有効利用されている。なお、住宅建設は、旧市街地の開発ではなく、ニュータウン開発と組合せて行われてきた。

また、中心都市に対する衛星都市としてではなく、それぞれのニュータウンがひとつの街として建設され、それらを結ぶ交通網の整備が併せて行われている。初期には住宅の確保が最優先であったが、住宅の広さや部屋数、関連施設の付設等、質の面での充実が図られているようになってきている。国民が自分の家を持つことが政治的、経済的にも社会の安定に繋がるという考え方の下、政府は個人の持家を奨励、支援しており、ニュータウン開発は、持ち家制度とともに推進されている。政府は住宅購入支援策として、中央積立金（CPF）を利用して公共住宅を初めて購入する場合には、収入に応じた補助金を支給している。シンガポール統計局によると、2019年には、国民の78.6%が公営のHDB住宅に居住し、国民の持家率は90.4%である¹⁹²。

なお、国民の約8割が居住するHDB住宅の入居者比率は、一定の地域ごとに、国民全体の民族比率と同程度になるよう配慮されている。これにより、日常生活において同一民族、言語、宗教による排他的なコミュニティの形成を防ぎ、異なる民族、言語、宗教が共存することで住民と関わりが生まれることが期待されている。

(2) 緑化政策

シンガポールの国土緑化運動は、独立前の自治政府時代の1963年に、当時のリー・クアンユー首相が提唱した植樹キャンペーンに始まり、独立後の1967年に「ガーデン・シティ（Garden City）」政策として正式に発表された。

独立当時、人口200万人ほどの資源にも産業にも乏しい島国であったシンガポールが国家として発展していくためには、観光や企業誘致など、外貨の獲得に頼らざるを得ず、そのためには、外国人が安心して訪れ、投資してみたいと思わせるような魅力的な都市環境の整備が不可欠であった。そこで推進されたのが“ガーデン・シティ”というスローガンのもとに展開された、都市緑化による対外的なイメージ戦略である。

シンガポールは、世界でも最先端の緑地計画や緑化技術を取り入れ、快適で清潔な都市イメージを発信し、海外からの投資を招き入れることで国際的な競争力を高めてきた。具体的には、街路樹や花壇の量的な整備により街並みに潤いをもたらし、高速道路などの都市インフラを積極的に緑で覆うことで緑豊かな都市基盤の整備を進め、庭園のように美しい都市を実現した。

2012年には、これまでの緑化政策を強化し、「City in a Garden」というコンセプトを掲げ、緑の中にある心地よい都市づくりを目指すとともに、自然に対する国民の意識向上を促進すべく様々なキャンペーンを行ってきた。

「City in a Garden」は、これまでの都市空間の緑化だけでなく、都市周縁部の広域の緑地を緩

¹⁹² Households-Latest data 2019 (Department of Statistics Singapore 2020年2月20日最終更新) <https://www.singstat.gov.sg/find-data/search-by-theme/households/households/latest-data>

やかにつなげ、島全体で都市と自然との共生を図ろうとする考えであり、対象とする“ガーデン”のエリアを都市部周辺から国土全体に拡大したものと捉えることができる。また、単なる規模の拡大だけでなく、ガーデンズ・バイ・ザ・ベイといった自然と調和したリゾートエリアの開発にみられるように、従来シンガポールがガーデン・シティのコンセプトのもと取組んできた魅力的な都市開発をさらに強化するものといえる。

現在、シンガポールの緑化政策の策定・立案は、国家開発省の法定機関である国立公園庁が担っており、近年は、特色ある施策として以下3つの取組が行われてきた。

ア 樹木のデータ管理

管理下にある140万本以上の樹木のうち、主な街路樹には、樹木ごとにIDを割り当て、樹木の種類、位置、樹齢、樹木検査の履歴など各種データを記録し、効率的な管理を行う。

イ 屋上や壁面の緑化

建築物の緑化にも積極的に取組、ビル管理者に対して屋上及び壁面部分の緑化を推奨している。具体的には、空中緑化奨励制度(The Skyrise Greenery Incentive Scheme)の下、市街中心部のビルが屋上・壁面緑化を導入する場合、導入費用の50%を上限に助成している。

ウ パーク・コネクターネットワーク

緑地スペースの拡大と、住民が自然と触れ合う機会を増大させることを目的に、遊歩道により公園同士を繋ぐことで、シンガポール島内を巡る「緑のネットワーク」の形成を目指している。同構想は1990年に初めて概念化され、2020年3月時点で既にパーク・コネクターは340kmとなり、2030年には全長500kmまで伸ばすことを目標に整備が続けられている。

(3) 都市開発に伴う墓地の取り扱い

前述のとおり、シンガポールでは限られた土地を有効活用するため、都市開発に伴い政府による強制的な土地収用が行われるが、これは国の礎を築いた先祖が眠る墓地についても例外ではない。ここでは、都市開発に伴う墓地の取り扱いについて説明する。

墓地に関する管理は、持続可能性・環境省(Ministry of the Sustainability and Environment : MSE)の法定機関である国家環境庁(National Environment Agency : NEA)が行っている。

シンガポールは多民族国家であり、亡骸の埋葬方法などについても信仰する宗教により異なるが、中華系では道教の信者、マレー系ではイスラム教の信者にとって土葬が一般的である。ただし、国土面積の狭いシンガポールでは、土葬された墓地も15年すると掘り起こされることになる。現在、土葬を行うことができるのは、国営の1か所の埋葬所(ChoaChuKang Cemetery)のみであり、15年経過後は、骨を骨壺に入れ、別施設で納骨棚に納められるのが一般的である¹⁹³。

なお、過去に埋葬が行われた墓地はシンガポール全土に残っているが、再開発計画の地域に重

¹⁹³ National Environment Agency “After death -Facilities and Services” <https://www.nea.gov.sg/our-services/after-death/facilities-and-services>

なれば、それらも掘り起されることになる。現存する最古の墓地であるブキット・ブラウン墓地で高速道路の建設計画が決まった際にも、国の礎を築いた中華系の先人が眠ることから、多くの住民が建設に反対し墓地の保存を訴えたが決定は覆らず、計画とおりに掘り起しと高速道路の建設が進められた¹⁹⁴。

約 1,000 基の墓がある日本人墓地でも、都市開発に伴い 1987 年に土地収用の通告がなされたが、このときは、墓地を管理していた日本人会、日本国大使館などがシンガポール政府と交渉を行い、公園として整備することでリースによる土地の利用が認められた。このリースは、20 年間の延長オプション付きの 30 年の期間であり、2019 年の 1 月に期限を迎えるところであったが、20 年間のリースの延長が承認され、現在に至っている¹⁹⁵。

7 最近の都市開発の動向

国家開発省は 2017 年 6 月、気候変動や土地、水、エネルギー、人的資源の不足といった都市国家シンガポールが直面する課題を克服し、持続可能な都市エコシステム（複数の企業・団体が共存共栄する仕組み）を備えた暮らしやすい都市環境を整備することを目的として、研究開発プロジェクト「シティーズ・オブ・トゥモロー R & D (Cities of Tomorrow Research and Development)」の立ち上げを発表した¹⁹⁶。これは、国家開発省主導の多機関連携事業で、シンガポールが直面する課題を認識し、研究開発を活用して課題解決に取り組もうとするものである。

国家開発省は、実用性と商業化の可能性が高いプロジェクトに重点を置き、基礎研究、応用研究、小規模実証プロジェクトを資金面でサポートすることを想定している。当初、2017 年から 2020 年までの 3 年間で、S\$ 1 億 5,000 万（約 120 億円）をシティーズ・オブ・トゥモロー R & D に投資すると発表した¹⁹⁷が、2019 年 7 月に行われた「都市持続可能性研究開発会議」において、2021 年までの期間延長を発表した。

対象とする研究開発分野は、以下の 4 つの研究分野を中心とし、2 つの横断的分野研究を通じてビジョンを達成することを目的としている¹⁹⁷。

<主要研究分野>

- ・建設 (Advanced Construction)

ロボットなど自動化システムの導入推進で作業員を減らし、効率的に工事を進めること。

- ・インフラ (Resilient Infrastructure)

¹⁹⁴ 「シンガポールの歴史が眠る丘。保存危機のブキ・ブラウン墓地」 (AsiaX 記事 2014 年 4 月 7 日)
<https://www.asiax.biz/kira/11121/>

¹⁹⁵ シンガポール日本人会資料「日本人墓地慰霊祭」

http://www.jas.org.sg/event_report/Mar2019/Japanese_Cemetery_Prayer.pdf

¹⁹⁶ 「国家開発省、都市問題解決の研究プログラム開始」 (NNANews 記事 2017 年 7 月 3 日)
<https://www.nna.jp/news/result/1629366>

¹⁹⁷ The Building and Construction Authority “Cities of Tomorrow (CoT) R&D Programme”
<https://www1.bca.gov.sg/buildsg/buildsg-transformation-fund/cities-of-tomorrow-cot-r-d-programme#:~:text=The%20Cities%20of%20Tomorrow%20R%26D,solutions%20to%20address%20the%20challenges.>

Urban Sustainability R&D Congress “Cities of Tomorrow R&D Programme -Annex A-“
<https://www.mnd.gov.sg/docs/default-source/urbansustainability/newsroom-resources/cities-of-tomorrow.pdf>

建物の欠陥を最小限に抑え、建築検査プロセスを強化するだけでなく、メンテナンスのコストと労力を削減すること。

・空間 (New Spaces)

地下空間の有効活用を促進するため、倉庫、貯蔵施設などを地下に移設し、地上スペースを増やすこと。

・持続可能性 (Greater Sustainability)

都市計画・開発・管理においてエネルギーと資源の効率化に努め、持続可能かつ気候変動などにも適用性の高い、緑の多い都市開発を行うこと。

<横断的研究分野>

・都市環境分析 (Urban Environment Analytics)

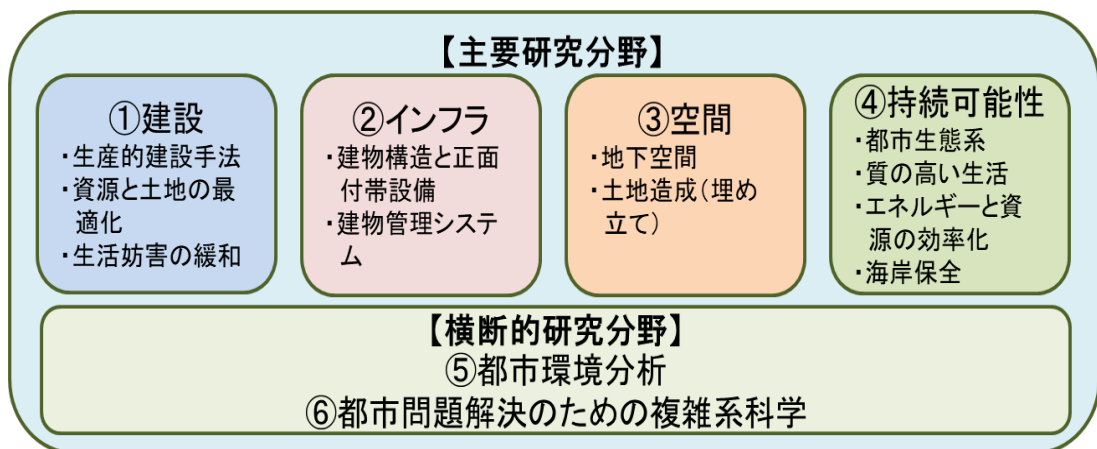
迅速かつ焦点を絞ったサービス提供に努めるとともに、行政サービスと都市計画における資源の効率化を目指す。

・都市問題解決のための複雑系科学 (Complex Science for Urban Solutions)

都市計画に影響を及ぼす潜在的規則性及び外的要因を特定することで、複雑系科学を都市問題解決に適用することを目指す。

また、本研究開発プロジェクトに申請することができる機関は、シンガポールに拠点を置く高等教育機関 (Singapore-based Institutions of Higher Learning (IHLs))、公的セクターの機関、非営利の研究所、企業及び企業関連の研究所の4種で、補助を受けることができる費用のカテゴリーは、人件費、設備費、その他の運営費用、旅費、研究奨学金とされている。なお、助成率は、シンガポールに拠点を置く高等教育機関、公的セクターの機関、非営利の病院及び研究機関のプロジェクトには100%、企業及び企業が所属する研究所や機関には最大70%としている。

図8 「シティーズ・オブ・トゥモローR&D」分野概念図



出典：国家開発省ウェブサイト

第2節 経済産業政策

1 概要

シンガポールが独立後急速な経済発展を遂げ、わずか数十年で世界の先進工業国の1つとなった背景には、政府の強力な外資導入政策と経済発展を国の根幹に据えた国家づくりがあった。

政府の経済産業政策の基本は、外国企業の資本と技術に大きく依存してきた。まず初めに、政府自らが港湾、道路、電力、工業団地などの基礎的な産業インフラ整備を集中的に進める。次に、税制上の優遇措置や外資に対する出資比率の原則無制限など極めて自由度の高い外資導入政策の下、外国資本と技術を誘致する。そして、国民が労働力を提供し、生産した製品を海外市場に輸出する。こうした、いわゆる「国家主導型開発」と呼ばれる小国ならではの手法で成長を続けてきた。その結果、シンガポールはITをはじめ、バイオ、金融、通信など様々な分野で地域ハブとしての地位を確実なものにしている。

この経済産業政策を主導してきたのが、通商産業省（Ministry of Trade and Industry : MTI）と経済開発庁（Economic Development Board : EDB）に代表される同省管下の法定機関（Statutory Board）である。これらは、国家レベルの経済振興計画に基づき、インフラ整備を担当する他省庁と協力しながら効率的に政策を推進している。

2 シンガポールの経済発展過程

1950年代のシンガポールは、失業率が10%を超え、25万人が密集するスラムに住む町だった^{198, 199}。政府にとって雇用を創出し、住環境を整備することは経済開発の最も大きな課題だった。この課題克服と経済発展の歴史を簡潔に述べると、以下のとおりである。

（1）輸入代替期（1950年代～1960年代前半）

人民行動党（People's Action Party : PAP）が結党された1959年から1965年にマレーシアから分離独立するまで、輸入代替が基本的な開発戦略だった。輸入代替とは、工業製品の輸入を止めて、その製品の製造工場自体をシンガポールに呼び込むことで、産業を興し雇用を創出する戦略である。政府は、振興産業として造船と石油精製に力を入れた。その理由として東南アジアにおける交通の要衝というシンガポールの地理的特性、優位性があげられる。

（2）輸出志向期（1965年後半～1979年）

シンガポールで高度成長がはじまるのは、輸出志向期からである。輸出志向とは、関税や産業などの制限を設けず、世界的にコストの低い企業を興し低コストを武器に世界市場に輸出するという、輸出中心の戦略である。この時期に中心となったのは電機・電子部品といった労働集約型産業で、日本やアメリカなどの外国資本と技術にシンガポール国民の労働力を組み合わせて、国際加工センターとしての地位を築くことに成功した。

¹⁹⁸ ジェトロアジア経済研究所、湧上 敦夫『アジアの経済循環―第4章シンガポールの景気循環』（1992年）P.60

¹⁹⁹ Ministry of National Development <https://www.mnd.gov.sg/our-city-our-home/our-early-struggles>

(3) 産業構造高度化期 (1979年～2001年)

1979年に政府は産業構造の高度化戦略を打ち出した。この背景には、70年代前半の高度成長により、建国以来の課題であった高失業率の解消が一気に労働力不足の状態に陥ったこと、また、近隣諸国の台頭で労働力の安さで競争ができなくなったことがある。この戦略は、労働集約型から資本・技術集約型へと産業構造の転換を目指したものである。具体的な政策として、外資導入のための金融・情報センターとしての機能強化、工業団地などのインフラ整備、そして高賃金政策を推進した。

(4) 経済再生 (2001年～2010年)

2001年のITバブル崩壊、2003年の新型肺炎(SARS)と二つの大きな経済的ショックを受けたことを契機に、政府はシンガポールの経済戦略を抜本的に見直すことを目的として経済再生委員会(Economic Review Committee: ERC)を設立した。経済再生委員会の提言に基づき、政府は長期的な目標として、①自由貿易協定を通じた主要貿易相手国との経済関係強化、②直接税の引き下げなどによる経済競争力の維持、③起業の奨励などの長期的戦略を掲げた。

(5) 新たな成長局面へ (2010年～現在)

その後、安定的に成長していくかと思われたが、2008年～2009年にはリーマンショックに端を発する世界金融危機の影響を受け、独立以来最大の経済危機に見まわられて、経済モデルの見直しに再度迫られた。そのため、2009年に設立された経済戦略委員会(Economic Strategies Committee: ESC)は、2010年2月には「新成長戦略」を発表した。

同戦略では、多国籍企業や地場中小企業の連携を促すことや、アジア市場を開拓するための実用的研究開発を強化することなどで、経済の高付加価値化を図ろうとした。

また、2015年には未来経済委員会(Committee on the Future Economy: CFE)を設立し、新たな経済戦略を2017年に策定した。この新戦略では、業界ごとに特化した労働生産性向上に取組、国を挙げてイノベーションを促進することとしている。

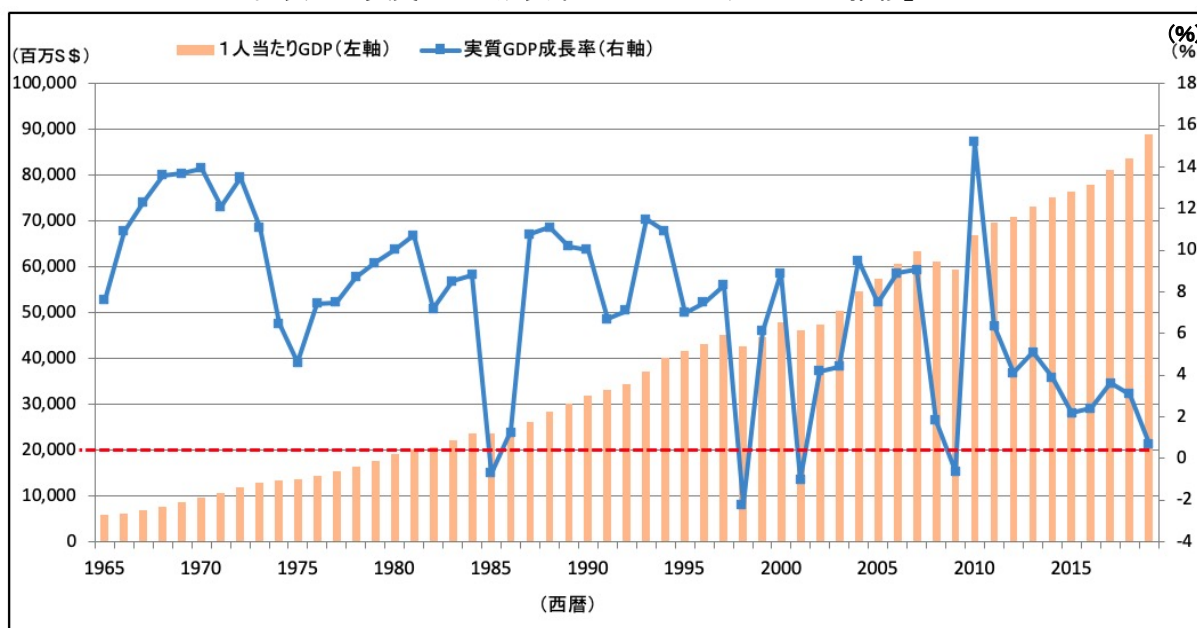
3 現状

(1) 概況

シンガポールは1965年の建国以来、リー・クアンユー元首相以下、歴代首相の強力なリーダーシップのもと、順調な経済成長を続けており、2019年のシンガポールにおける1人当たりGDPはUS\$65,233で、世界第7位(アジア第1位)²⁰⁰に達している。

²⁰⁰ World Economic Outlook Database October 2020
<https://www.imf.org/en/Publications/WEO/weo-database/2020/October>

図表1 「実質 GDP 成長率と1人当たり GDP の推移」



シンガポール統計局ウェブサイト²⁰¹を基に作成

独立以前のシンガポールは中継貿易と近隣地域の商業の中心として繁栄していたが、独立後は外資系企業を中心とした製造業中心²⁰²の構造へと変化した。さらに 1980 年代からは金融・ビジネスサービス業が大きく成長してきた。現在は製造業とサービス産業を中心とした産業構造となっている。

主な経済指標は、以下のとおりである。

[GDP/GNI 値及び GDP 成長率] (2019 年)²⁰³

- ・国内総生産 (GDP) S \$ 5,075 億 6,770 万
- ・国民総所得 (GNI) S \$ 4,607 億 2,470 万
- ・実質経済 (GDP) 成長率 0.7%

図表2 GDP 伸び率の変遷

年	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
%	14.5%	6.3%	4.5%	4.8%	3.9%	3.0%	3.2%	4.3%	3.4%	0.7%

シンガポール統計局ウェブサイト²⁰⁴を基に作成

²⁰¹ Department of Statistics Singapore

<https://www.singstat.gov.sg/find-data/search-by-theme/economy/national-accounts/latest-data>

²⁰² 製造業の GDP に対する割合を 20~25%に保つことが、政府の政策である。

²⁰³ 注釈 201 と同じ

²⁰⁴ 注釈 201 と同じ

図表3 「GDP（2019年）の産業別構成比」

順位	部門	額 (S\$百万)	構成比 (%)
1	製造業	100,511.2	19.8%
2	卸売・小売業	83,178.5	16.4%
3	ビジネスサービス業	71,476.1	14.1%
4	金融サービス業	66,720.7	13.1%
5	その他サービス業	54,323.9	10.7%
6	運輸・倉庫業	32,141.9	6.3%
7	その他	26,052.6	5.1%
8	情報通信業	20,763	4.1%
9	住居所有	18,362.4	3.6%
10	建設業	17,789.3	3.5%
11	ホテル・レストラン業	10,237.1	2.0%
12	ユーティリティー	6,011.0	1.2%

シンガポール通商産業省ウェブサイト²⁰⁵を基に作成

産業別では、製造業が 19.8%と最大。製造業の内訳（付加価値含む値）は、①電子・電気 39.3%、②バイオ医薬品 20.1%、③精密機械 12.4%、④化学 10.8%、⑤輸送機械 9.2%、⑥一般製造 8.2%²⁰⁶となっている。

また、その次の2位から6位は卸売・小売業などのサービス産業が続いている。サービス産業部門（黄色）部分の合計は 66.8%であり、サービス産業が主要な産業構造となっている。

（2）貿易

天然の良港と交通の要衝という地理的環境に恵まれたシンガポールは、古くから国際中継貿易基地として栄えてきた。近年は工業化の進展により加工貿易基地としての性格も強まっている。コンテナ貨物取扱量は、2010年にトップの座を上海に明け渡したもののシンガポールの国際的なハブ港としての地位に変化はない。2019年の輸出入の状況は次のとおりである。

輸出額の製品別内訳をみると、資本集約型の産業である IT 製品が 36.6%と最も多く、半導体等電子部品類がその多くを占めている。また、輸出額を国・地域別にみると、1位に中国、2位に香港と続き、2013年まで1位だった隣国マレーシアへの輸出は年々減少し3位となっている。

一方、輸入額の製品別内訳をみると、最大の輸入品は IT 製品で、石油製品、一般機械と続き、国・地域別では、輸出と同様に中国が1位を占め、中国との経済的な結びつきの強さが伺える。

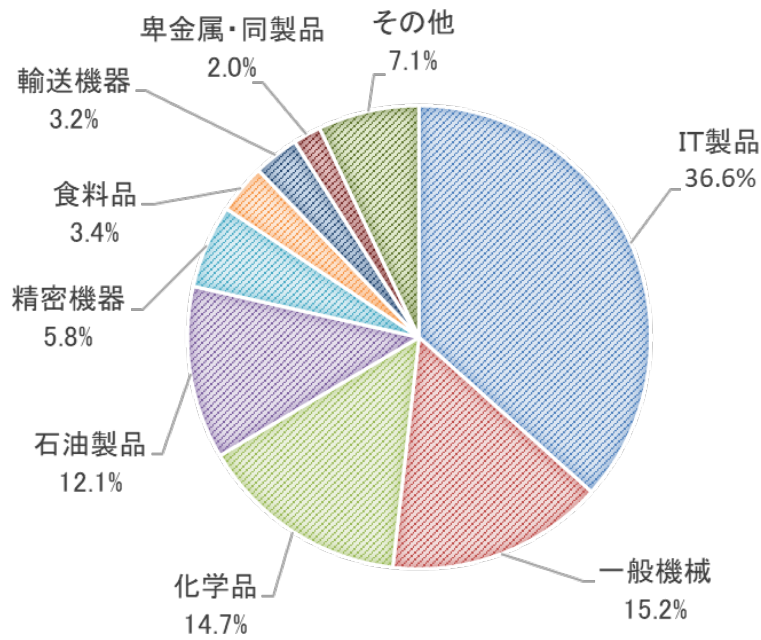
²⁰⁵ Ministry of Trade and Industry Singapore
<https://www.mti.gov.sg/Resources/Economic-Survey-of-Singapore/2019/Economic-Survey-of-Singapore-2019>

²⁰⁶ 注釈 205 と同じ

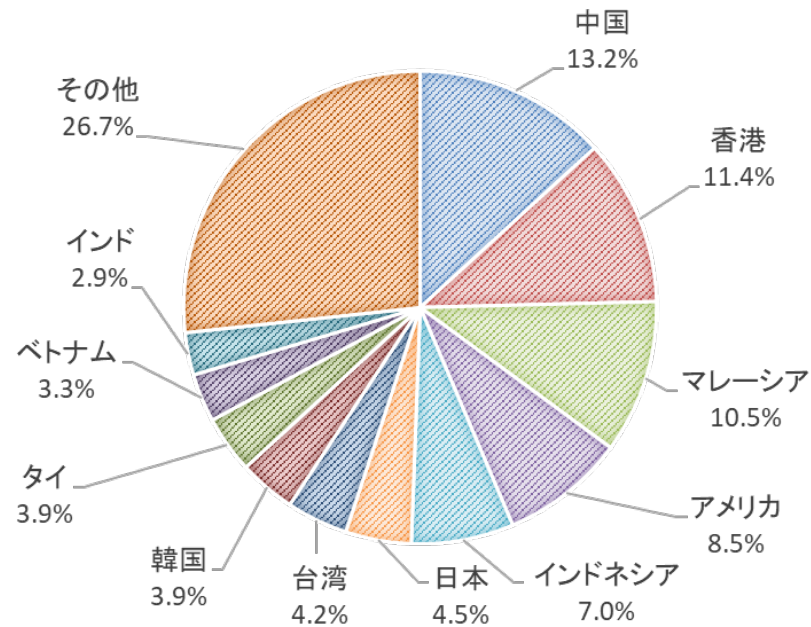
図表4 「シンガポールの輸出入の状況（2019年）」

【輸出額】 S\$ 5,325 億 1,400 万

[製品別]

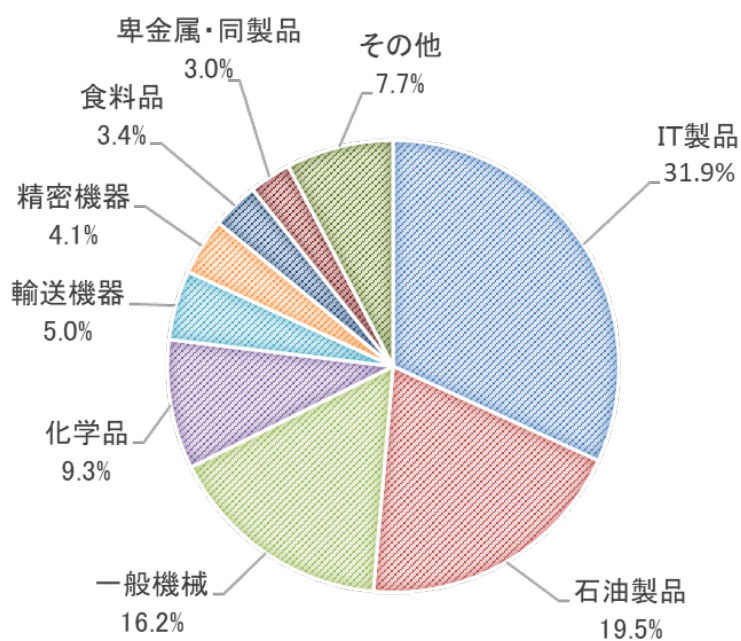


[国・地域別]

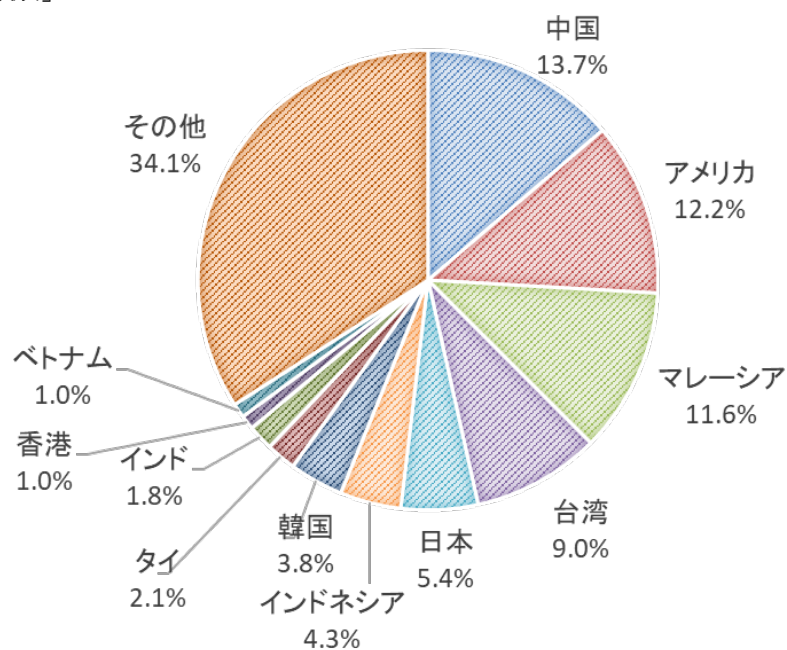


【輸入額】 S\$ 4,897 億 1,200 万

[製品別]



[国・地域別]



ジェトロ世界貿易投資報告（2020年版）²⁰⁷を基に作成

²⁰⁷ ジェトロ世界貿易投資報告（2020年版） <https://www.jetro.go.jp/world/gtir/2020.html>

図表5 ASEAN各国の主な経済指標 (2019年)

国名	人口	名目 GDP (USD)	1人当たり名目 GDP (USD)	GDP 成長率 (%)
日本	1億2,619万人	5兆799億	40,255	0.7
シンガポール	570万人	3,720億	65,233	0.7
インドネシア	2億6,691万人	1兆1,201億	4,196	5.0
カンボジア	1,649万人	267億	1,620	7.0
タイ	6,962万人	5,435億	7,806	2.4
フィリピン	1億729万人	3,767億	3,511	6.0
ブルネイ	46万人	134億	29,314	3.9
ベトナム	9,457万人	3,295億	3,416	7.0
マレーシア	3,258万人	3,646億	11,193	4.3
ミャンマー	5,283万人	686億	1,299	6.5
ラオス	716万人	190億	2,660	5.2

IMF World Economic Outlook 2020 Oct²⁰⁸を基に作成

4 組織

(1) 通商産業省 (Ministry of Trade and Industry: MTI 1979～)

安定的かつ持続した経済成長を通じ、国富の創造に貢献することを目的に、国家レベルの経済政策をリードしている。この目的を達成するために、次の3つの柱に基づいた経済開発、通商産業政策を進めている。

- ①国際貿易、アジア域内貿易におけるシンガポールの利益保護
- ②海外からの投資、生産性の向上、効率的な産業インフラの整備等による経済成長の促進
- ③国内地場企業によるアジア域内投資の促進

通商産業省の役割はもっぱら政策の立案・調整であり、具体的なプログラムの立案や実施は管下の法定機関等が担当している。さらに、政策立案にしても通商産業省が単独で行うわけではなく、管下法定機関の情報に基づく政策提言を基礎とし、他の省庁や管下法定機関との調整を行いつつ、政策を決定するスタイルが基本である。

通商産業省が所管する業務は、アジア域内貿易投資促進、貿易政策、関税と貿易に関する一般協定 (GATT) 及び世界貿易機構 (WTO) 関連政策、多角的貿易交渉 (MTN) 新ラウンド関連政策、内国取引、消費者保護、工業団地、観光、国際・アジア域内経済関係、国際ビジネス開発、産業開発政策、調査・研究 (R&D)、自由貿易協定 (FTA) 等、経済に関するあらゆる分野に及んでいる。

(2) 管下法定機関

法定機関は、個別の法律に基づき設立された法人で、機動的に国の政策を実施することが期待

²⁰⁸ 注釈 200 と同じ

されている。通商産業省の管下には、経済開発庁をはじめ、シンガポール企業庁、科学技術研究庁、シンガポール観光局、ホテル認可庁、JTC 公社、セントーサ開発公社、エネルギー市場庁、競争管理委員会の9つの法定機関が置かれている。ここでは、経済産業政策の実行に大きく関わる3つの法的機関について説明する。

ア 経済開発庁 (Economic Development Board: EDB 1961～)

具体的な政策を企画・立案する経済開発分野の中核的法定機関であり、独立後の経済発展に最も大きな役割を果たしてきた。投資の誘致及び促進、各開発機関との相互調整を基本的な業務としている。経済開発庁の立案する戦略は、まさに産業政策の機軸をなすといつてよい。

イ シンガポール企業庁 (Enterprise Singapore 2018～)

主に地場中小企業の支援を行っていた「Spring Singapore」と、シンガポール企業の貿易促進・国際化を行っていた「International Enterprise Singapore」とが合併する形で設立された組織。シンガポール企業の強みを引き出し、海外進出の機会を探ることにより、シンガポール国民に良い仕事 (good job) を創出することをミッションとする。

現在、東京をはじめ世界 35 か国以上に拠点を持ち²⁰⁹、シンガポールへの投資を呼び込むだけでなく、各国企業とシンガポール企業の協業による東南アジアやインドなどの第三国への進出や、シンガポールのスタートアップ企業の世界各国への進出等を支援している。

ウ 科学技術研究庁 (Agency for Science, Technology and Research: A*Star 2002～)

活力ある知識ベース社会を創造するために、世界に通用する科学研究体制を構築することを目的とする。知的財産及び科学水準を向上させることがシンガポールの経済競争力を高めるとの展望の下、科学技術政策の立案、産業科学技術分野の研究機関への支援、人材の育成等を担う。

5 主な政策

(1) 未来経済委員会戦略

上記2 (5) で述べたとおり、2017年2月、未来経済委員会が今後10年間でシンガポールが取り組むべき成長戦略を政府に提言した。未来経済委員会はこの提言の中で、シンガポール経済が重点的に取り組むべき戦略²¹⁰を以下の7点にまとめている。政府はこの提言を受け入れ、今後10年間にわたり、2～3%の品質・生産性主導の経済成長を目指している。

ア 国際関係の深化と多角化

依然として、自由で開かれた市場の維持は戦略的に重要であり、自由貿易を推進する諸国との連携を深めていく必要がある。また、新しい市場の模索やイノベーション・テクノロジー分野での深い繋がりを構築する。

イ 労働者の継続的な技術習得とその活用

²⁰⁹ Enterprise Singapore <https://www.enterprisesg.gov.sg/contact/overseas-centres>

シンガポール国民に、生涯を通じた技能習得の機会提供により、テクノロジーの進歩に耐える国民の能力開発を促進する。

ウ 企業のイノベーション振興と事業拡大の促進

R&Dの促進、知的財産の保護により、企業のイノベーションを促進する。また、各種支援スキームによる企業の成長・国際化促進や企業間連携を推進する。

エ デジタル技術能力の強化

国内で大きなウェートを占める中小企業のデジタル化を支援し、生産性を向上させる。また、データ分析及びサイバーセキュリティの分野に注力する。

オ 都市の活性化とコネクティビティの強化

空港、港湾、鉄道などの都市インフラ、さらに通信インフラに投資をし、国際的なハブとしての地位を強化する。また、大学、企業を一体的に配置し、スキル開発、研究、経済活動の一体的な促進を図る。

カ 23業種の産業変革マップの策定と導入

製造、ビル建設管理、貿易流通、医療福祉、金融等サービス、生活関連の6つの属性に関連する23業種に対して、企業競争力向上のため、生産性の向上やイノベーションに投資をする。

キ イノベーションのためのパートナーシップ構築

政府、商工会議所、労働組合、企業、個人のそれぞれが連携し、経済成長に向けて取り組んでいく。

(2) 中小企業への支援

政府は外国人労働者の積極的な受け入れと同時に、多国籍企業を海外から積極的に誘致してきたが、企業の数としては圧倒的多数の中小企業²¹¹が経済成長の流れから取り残されてしまった。そこで、2010年2月に策定された新成長戦略においては、多国籍企業を経済のキープレーヤーとしつつ、外国への過度な依存を抑制するとともに、中小企業の振興を図り、経済的な競争力を高めていく方針が打ち出された。同戦略に基づき、中小企業の規模拡大や生産性向上支援、国内中小企業との関係強化や相乗効果を狙ったニッチ市場で世界的競争力を誇る日本の中小企業のような国外中堅企業の誘致など、数々の中小企業振興策が計画された。

2017年2月に策定された未来経済委員会戦略では、2010年の新成長戦略を踏襲しつつ、中小企業の育成に力を入れていく方針が示されている。また、同戦略のもと、現在のシンガポールにおける中小企業支援策では、企業のデジタル化やイノベーションによる生産性・競争力向上に力

²¹⁰ CFE Report <https://www.mti.gov.sg/FutureEconomy/Resources/CFE-Report>

²¹¹ 政府が定義する「中小企業」は、年間売上高がS\$1億以下、又は従業員が200人未満の企業。シンガポール登記企業の99%が「中小企業」に相当する。

を入れている点が特徴となっている。

図表6 「主な中小企業向け支援策」

支援策	概要
自動化促進事業 (Automation Support Package)	業務自動化の技術導入・開発、またその技術活用のための研修を支援。最大でソフトウェア導入費用 50%、その他費用 70%を助成。
イノベーション専門家派遣事業 (Innovation Agents Programme)	専門知識とグローバルビジネスへの深い知見を持つ専門家を派遣し、企業のイノベーション促進や戦略立案等について支援するもの。
生産性向上助成金 (Productivity Solutions Grant)	労働生産性向上にかかる費用の 70%を助成。最大 S\$ 1 万までの研修費用を含む。
Scale-up SG	政府に選定された企業が参加できる、リーダーシップ研修、大企業・金融機関とのネットワーキング等を含む世界競争力強化のためのプログラム。プログラム参加費用の最大 80%を助成。
企業開発助成金 (Enterprise Development Grant)	ビジネス基盤の強化、生産性の向上、海外市場進出支援を主眼に、コンサルティング費用やソフトウェア導入費用等の最大 70%を助成。
イノベーション拠点事業 (Centres of Innovation)	イノベーションの拠点として、国内に 10 か所の産業別研究施設を設置。各施設において、中小企業は、製品開発のための最先端機材利用や専門家への相談等ができる。

経済開発庁ウェブサイトを基に作成²¹²

(3) 投資誘致政策

1960 年代のシンガポールの失業率は 10%²¹³前後であり、雇用の創出は最優先課題となっていた。政府は、外国からの投資にその生き残りをかけ、1961 年に経済開発庁を設立した。1965 年のマレーシアからの独立により、原材料供給地と市場を同時に失ったシンガポールは、輸出志向型産業の育成を目指し、外国投資の呼び込みを図った。

1960 年代当初は衣料品等の労働集約型産業が中心であったが、70 年代にはコンピューター部品やソフトウェアなど技術集約型産業へシフト、同時に企業の研究開発拠点としても機能し始める。政府が「第二次産業革命」と銘打ち、知識集約型産業への転換を図った 80 年代を経て、6,000 社もの国際企業が拠点を置くに至り、PC のハードディスクの生産・輸出や、石油精製業において世界トップクラスの実力を誇るまでに成長した。

経済発展の土台を作るため、政府は、空港、港湾、電力、工業用地や通信網といった産業インフラを整備するとともに、緑あふれる都市環境を実現し、「クリーン&グリーン・シティ」をス

²¹² Economic Development Board <https://www.edb.gov.sg/>

²¹³ Singapore's Productivity Challenge [https://lkyspp.nus.edu.sg/docs/default-source/research-centres-document/20160210-singapore-productivity-challenge-a-historical-perspective.pdf?sfvrsn=e00c960b_2#:~:text=In%20the%201960s%2C%20the%20economic,at%204%25%20per%20year9\).](https://lkyspp.nus.edu.sg/docs/default-source/research-centres-document/20160210-singapore-productivity-challenge-a-historical-perspective.pdf?sfvrsn=e00c960b_2#:~:text=In%20the%201960s%2C%20the%20economic,at%204%25%20per%20year9).)

ローガンとする清潔で安全な街づくりに努めてきた。また、多様な民族で構成される国民の民族融和策の一環として英語による学校教育を通じた英語社会化政策を実施し、国民に世界の商業言語である英語を習得させることで、この国が抵抗なく外資を受け入れ、国際ビジネスセンターとして発展していくための土壌を作り上げた。

さらに見逃せないのが、進出企業の側に立った経済開発庁の政策運営である。有望企業に対しては豊富な予算を背景に直接投資や貸付が行われ、産業の高度化に伴い人材が不足すると見るや、新たな教育機関として技能教育学院（Institute of Technical Education）を設置するなど、その時々ニーズに応えた政策がフレキシブルに打ち出されている。また特筆すべきは、企業進出に際してのワンストップサービスで、資金調達から入国管理に至るまで全て経済開発庁が窓口となって引き受け、サービスを提供している。

なお、シンガポールでは、外国企業の誘致や産業振興を図る目的で様々な優遇税制が設けられおり、これらの優遇措置は所得税法（Income Tax Act）及び経済拡大奨励法（Economic Expansion Incentive Act）によって規定されている。

図表7 「主な各種優遇税制」

事業名	概要
パイオニア・インセンティブ (Pioneer Certificate Incentive: PC)	特定製品の製造奨励やコンサルティング業、コンピューター関連サービス業等の特定業種の発展を目的として、認定を受けた企業に最長5年間(条件付きで延長可能)の法人税の免税又は5%若しくは10%の軽減税率を適用するもの。同認定は、原則として政府の裁量による。また、上記業種に限らず、グローバル本社機能又は地域統括機能を有する企業もこの制度を活用することができる。
開発拡張インセティブ (Development and Expansion Incentive: DEI)	パイオニア・インセンティブの認定を過去に受けていた企業や認定を受けられなかった企業が対象。本認定を受けるには、新規プロジェクトの実施、又は事業の拡張・増強を行わなければならない。優遇措置については、パイオニア・インセンティブと同様。
グローバル・トレーダー・ プログラム (Global Trader Programme: GTP)	エネルギー、化学品、金属、鉱物、農産物、消費材、産業製品及び電子製品などの国際貿易に携わる企業で、シンガポールに国際貿易活動の拠点としての経営管理、物流管理等の戦略的機能を置く企業を対象とし、認定されると特定商品の現物取引やM&Aアドバイザーサービス等による所得に対して5%又は10%の法人税の軽減税率が適用される。
金融財務センター・インセンティブ (Finance and Treasury Centre Incentive: FTC)	国際的に事業展開している企業のシンガポールを拠点とした域内の財務・資金調達活動奨励を目的とした制度。認定された業務から生じる所得に対して、最大5年間、8%の法人税の軽減税率が適用される。ただし、10人以上の職員の雇用、総事業費S\$350万以上といった条件を満たす必要がある。
国外投資先からの所得に 関する税制	シンガポール国外の投資先からの配当金、国外支店の収益、サービス収益については、国外源泉所得が国外で課税対象であること、国外の最高法人税率が15%以上であることを条件に免税となる。
キャピタルゲインに対する税制	シンガポールでは資本取引から生じるキャピタルゲインは非課税。
租税条約等のメリット	シンガポールは88か国・地域と租税条約を締結しており、シンガポールの地域統括会社は同租税条約の適用を受け得る。租税条約の適用を受けることにより、シンガポール及び租税条約締結相手国において利子やロイヤルティーなどの一定の所得に対して、軽減税率又は免税の適用を受けることができる。

ジェトロ・シンガポール「シンガポール税制の概要」²¹⁴、「シンガポールにおける地域統括拠点誘致政策～タイ、マレーシア、香港との比較～」²¹⁵を基に作成

(4) 外国人労働者受入政策

シンガポールでは、出生率が低下し、少子高齢化が進行する一方で、経済成長戦略の一環とし

²¹⁴ ジェトロ・シンガポール「シンガポールの税制」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2020/3240d5bc2269d430/20200209-202011.pdf

²¹⁵ ジェトロ・シンガポール「シンガポールにおける地域統括拠点誘致政策～タイ、マレーシア、香港との比較～」https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2020/3240d5bc2269d430/20200209-202011.pdf

て、有能な外国人の受入を外資の誘致と一体で積極的に推進してきた。特に、高付加価値産業（エレクトロニクス等）や研究開発機関（バイオ、医療）等の誘致や、これら機関で勤務する有能な人材の確保のため、入国管理の規制緩和、就労ビザの発行簡素化といった措置を実施してきた。その結果、人口の増加と経済の成長を続けている。

シンガポールでは人材開発省（Ministry of Manpower: MOM）において、こうした外国人の受け入れを進めると同時に、それに必要な規制や制度を整えてきた。例えば、労働者の専門性に応じて、待遇の最低条件や企業の負担が設定されている。下表（図表8）のように、企業が非管理・専門職の外国人を雇用する場合、政府は雇用する外国人の人数に応じた外国人雇用税（Levy）を課している。また、企業は政府が定めた割合を超えて非管理・専門職の外国人を雇用することはできず、就労ビザの発給も、とりわけ非熟練労働者については、政府により厳格に管理されているなど、国民の雇用を守るための措置が取られている。

図表8 「就労ビザの種類」

	雇用許可 (EP)	S パス	労働許可 (WP)
月収	S\$4,500 以上	S\$2,500 以上	要件なし
技能の程度	管理職又は専門職として大学卒業資格、専門技術資格・職位を有している者	中級レベル以上の技術者	単純労働（メイド含む）
有効期間	新規：最長2年 更新：最長3年	新規・更新：最長2年	
雇用税	適用なし	適用あり	
雇用上限率	適用なし	適用あり	
保証金	なし		S\$5,000/人
家族帯同パス (DP)	月収 S\$6,000 以上の場合、配偶者と 21 歳未満の子に対して発行可		不可

人材開発省ウェブサイト²¹⁶を基に作成

しかしながら、外国人の爆発的な増加と同時並行で進んだ住宅や自動車購入権をはじめとする物価高騰、公共機関の混雑は、「シンガポール人の職や所得が外国人に奪われているのではないか」という疑問とも相まって、国民の根強い不満となった。

こうした外国人労働者増加に対する国民の不満を背景に、前述の新経済戦略では外国人労働者の積極的受け入れから、過度な依存を抑制する方針へと転換し、以降、政府は外国人雇用規制に係る制度を整備してきた。シンガポールは、専門職や管理職の業務を中心に国民の労働力基盤を強化することを目的とした指針「Singaporean Core」を 2011 年に策定し、将来的に全労働人口の3分の2をシンガポール国民とする等の目標を掲げ、これを達成するため、図表9のとおり「Fair Consideration Framework : FCF」（2014年）と「Watch List」（2016年）を導入し、国民への公平な雇用機会創出に取り組んでいる。

また、就労ビザ発給のために必要な給与月額最低基準は、2011年にはEP、Sパスでそれぞれ

²¹⁶ Ministry of Manpower <https://www.mom.gov.sg/>

れ S\$2,800、S\$1,800 だったものが、2020 年には S\$4,500、S\$2,500 と年々引き上げられており、この 10 年間で EP では S\$2,000 近く上昇している。特に 2020 年については、異例とも言える年に 2 回の給与月額最低基準の引き上げを実施しており、ここからも、シンガポールがいかに高技能職を国民に配分するか腐心していることが窺える。

図表 9 「FCF と Watch List の概要」

制度	対象	処分
FCF	シンガポール人の雇用を優先せずに外国人を雇用した場合	新規雇用者・就労ビザ更新者について、12 か月以上の就労ビザ発給停止 重大な違反の場合、最大 24 か月の就労ビザ発給停止
	外国人雇用に関して虚偽の申告をした場合	人材開発省による起訴が可能 ※有罪の場合、最大 S\$20,000 の罰金又は 2 年の禁固刑
Watch List	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の割合が 2/3 未満 ・国民を中心とした人材育成方針不備 ・低レベルの経済的・社会的貢献度 	左記 3 項目を勘案し、企業リストを作成 ※リストに掲載されると、EP 発給審査がより厳格になり、発給に時間を要する

人材開発省ウェブサイト²¹⁷を基に作成

(5) ジュロン島に集積する石油化学産業

シンガポール南西部の沖合の 7 島を埋め立てたジュロン島（2000 年完成）には 100 社を超える石油化学関連企業が集積²¹⁸し、1 日あたりの石油精製能力は 150 万バレル²¹⁹を誇る。政府は、貯蔵設備等のインフラ整備に積極的に投資し、石油精製・石油取引市場での地位を維持することを計画していることから、世界で三本の指に入る石油精製・流通ハブ²²⁰となっている。

ここでは、関連性の高い石油化学工業が集積し、パイプラインでの相互接続により原料調達において集積のメリットを生じさせているほか、排水処理施設や貯蔵タンクなどの共用により、コスト低減が図られている。

2014 年 9 月には、東南アジア初の地下石油備蓄施設「ジュロン・ロック・キャバーンズ（Jurong Rock Caverns: JRC）」が開所した。原油などは通常、地上の大型タンクに貯蔵されるが、ジュロン・ロック・キャバーンズを活用することで地上に 60 ヘクタール分の用地が空くことから、工業団地の開発用地に充てる計画となっている。²²¹

また、2013 年には、ジュロン島西部にシンガポール初の LNG（液化天然ガス）受け入れ基地が完成した。現在 4 基あるタンク（2020 年 10 月現在）²²²は将来 7 基まで増設される計画となっ

²¹⁷ 注釈 216 と同じ

²¹⁸ JTC Corporation <https://www.jtc.gov.sg/industrial-land-and-space/Pages/jurong-island.aspx>

²¹⁹ 注釈 218 と同じ

²²⁰ International Trade Administration <https://www.trade.gov/energy-resource-guide-singapore-oil-and-gas#:~:text=Singapore%20has%20a%20total%20crude,d%20refinery%20on%20Pulau%20Merlimau.>

²²¹ JTC Corporation <https://www.jtc.gov.sg/industrial-land-and-space/Pages/jurong-rock-caverns.aspx>

²²² Singapore LNG Corporation <https://www.slng.com.sg/website/content.aspx?wpi=Terminal+Facts+%26+Figures&mimi=85&smi=116>

ている。政府はアジアにおける LNG の取引ハブを目指しており、その戦略に呼応するように、英蘭ロイヤル・ダッチ・シェルや米シティバンク、ロシア・ガスプロム等、金融・エネルギー関連企業が次々と天然ガス取引部門のオフィスを開設している。

(6) 航空関連産業の集積

シンガポール北東部に位置するセレーター空港は、1928 年イギリスによって建設され、1968 年までイギリス軍基地として使用されていた。

現在、セレーター空港は第 2 の空港として、主に航空学校や民間チャーター会社によって活用されている。2018 年 11 月には新旅客ターミナルが完成し、2019 年 4 月からは国際定期便²²³が就航している。

また、セレーター空港周辺地域を航空関連企業の集積地にすべく、2007 年に着工されたセレーター・エアロスペース・パークは、面積 320 ヘクタールの敷地面積を有し、国内外の航空宇宙関連企業約 60 社が集積する²²⁴航空宇宙関連の設計及び製造事業の拠点となっている。

セレーター・エアロスペース・パークでは、

- ・航空機のメンテナンス、修理、オーバーホール (Maintenance, Repair and Overhaul : MRO)
- ・航空機システム、部品、軽量航空機の設計及び製造
- ・商業航空及び一般航空関連ビジネス
- ・教育・訓練機関及び研究施設を収容した地域向けの航空宇宙業界団地

といった幅広い活動を提供している。

シンガポール資本の ST エアロスペース社、チャーター機の運航会社をはじめ、近年では、英ロールスロイスが 2012 年に航空機エンジンや組み立て・テスト施設、ファンブレードの製造を開始したほか、仏ユーロコプター (現エアバス・ヘリコプターズ) が 2011 年に地域統括拠点と MRO 拠点を開設した事例などがある。

(7) 学術研究都市の整備

従来から国内の研究開発 (R&D) 環境を整備してきた政府は、2000 年に「テクノプレナーシップ 21 (Technopreneurship21 : T21)」計画を発表した。テクノプレナーシップ 21 の主なねらいは、大学や企業の研究機関を集約し、最先端の研究開発環境を提供することで、企業の研究開発を支援するとともに、ビジネス・チャンスの拡大に結びつけることである。そして、テクノプレナーシップ 21 を含む政府の研究開発振興計画がプロジェクトとして具現化したのが、「ワン・ノース (One North)」と名付けられた学術研究都市である。

「ワン・ノース」とは、シンガポールが位置する「北緯 1 度」を意味し、生物医学、通信情報・メディア分野の学術研究都市・ハイテク都市を目指して、市街中心部から約 8 キロ西に位置するブオナビスタの約 200 ヘクタールの土地が 2001 年から 20 年かけて開発されている²²⁵。

²²³ 2020 年 12 月時点で、マレーシアとの間で 1 日 2 往復

²²⁴ JTC Corporation <https://www.jtc.gov.sg/industrial-land-and-space/Pages/seletar-aerospace-park.aspx>

²²⁵ A*STAR <https://research.a-star.edu.sg/articles/features/biopolis-ten-years-on/#~:text=From%20an%20initial%20cluster%20of,of%2Dthe%2Dart%20facilities.>

ワン・ノースの中核施設は、アジアにおける生物化学分野の研究開発拠点となっている「バイオポリス」と、このバイオポリスに次いで隣接地に整備された物理化学・エンジニアリング等の研究開発拠点「フュージョノポリス」となっている。

ア バイオポリス (Biopolis)

シンガポール国立大学に隣接したロケーションに、公的研究機関や民間企業が入居している。また、バイオ関係の研究所にとって必須の実験装置、診断装置、コンファレンス施設など様々なサービスを提供しており、研究者のためのレストラン、ジム、コンビニも完備している。

バイオポリスは、2018年時点で計15棟²²⁶、約41万2,000平米の床面積²²⁷を有し、60以上のバイオメディカル企業、9の公共研究所が入居する一大バイオクラスター²²⁸となっている。現在は第6工期として、4万1,000平米の拡張を予定しており、2022年の完成²²⁹を目指している。

米P&Gは、2009年に神戸市の日本法人やインドにあったアジア全域の本部機能をバイオポリスに移転・集約した。このほか、世界の大手製薬企業、米アボット、英グラクソ・スミスクライン、スイスのノバルティス、中外製薬などが研究開発拠点を設けている。

なお、研究開発の拠点であるバイオポリスとは別に、シンガポール西部には医薬品の製造拠点「トゥアス・バイオメディカル・パーク」や、医療機器の製造拠点「メドテック・ハブ」も整備され、バイオポリスを呼び水に、医薬品・医療機器製造拠点の集積も進んでいる。

イ フュージョノポリス (Fusionopolis)

2012年現在で1,500人以上の研究者を抱えており、材料、化学、計算科学、マイクロエレクトロニクス、通信等の研究開発に取り組んでいる。

ここでは、計算リソース、無響室、ナノファブリケーション、特性測定研究施設、最先端のクリーンルームといったインフラを利用することが可能となっている。

フュージョノポリスには、シンガポールの公立研究所をはじめ、セイコーインスツル、デンマークのヴェスタス、仏タレステクノロジーなどが入居している。

ウ メディアポリス (Mediapolis)

政府は、デジタルコンテンツ開発を重要な産業と位置づけ、関連企業、教育機関等の誘致を積極的に進めており、バイオポリス、フュージョノポリスに次ぐ、のあるワン・ノースの3つ目の産業ハブ「メディアポリス」を整備している。

2011年に開設されたメディアポリスは、19ヘクタールの敷地を有し、デジタル作品、放送、

²²⁶ Economic Development Board <https://www.edb.gov.sg/en/news-and-events/insights/headquarters/singapore-industry-friendly-landscape.html#:~:text=The%2015%20complexes%20form%20Biopolis,industry%20and%20academia%20have%20converged.>

²²⁷ JTC Corporation <https://www.jtc.gov.sg/industrial-land-and-space/Pages/mediapolis.aspx>

²²⁸ Straits Times <https://www.straitstimes.com/business/companies-markets/biopolis-to-expand-as-part-of-moves-to-better-support-biotech-start-ups>

²²⁹ JTC Corporation [https://www.jtc.gov.sg/news-and-publications/press-releases/Pages/20200316\(PR1\).aspx](https://www.jtc.gov.sg/news-and-publications/press-releases/Pages/20200316(PR1).aspx)

ゲーム・アニメーション、双方向デジタルメディア、コンピューター画像・視覚効果などの研究・開発、制作が行われるほか、知的財産管理部門、デジタルメディア学校などを備えるメディアエコシステムのハブとして整備された。現在、米ディスカバリー、バンダイナムコスタジオ等、数多くの国際的メディア関連企業が集積している。また、2015年にはシンガポール唯一の地上波放送局であるメディアコープ社の新社屋ビルがメディアポリスにオープンした。

6 今後の課題

天然資源をほとんど持たず、国内だけで自立するための十分な市場もなく、さらには食糧や水すらも外国に頼らざるを得なかったシンガポールは、1965年のマレーシアからの分離独立後、わずか数十年の間に目覚ましい経済発展を遂げた。

近年は経済が成熟していく一方で、経済成長幅が縮小しており、かつてのような高成長が継続することは望めないという新たな局面を迎えている。また、少子高齢化が進むなかで経済発展を維持するには外国人労働者が不可欠であるが、2013年2月に大規模な抗議集会が行われるなど国民の不満も高まっており、政府は難しいかじ取りを迫られている。さらに、マレーシアをはじめ、近隣諸国も産業の高度化を推し進めており、事業コスト、人件費等の面でこれまで同様、競争力を維持していけるかという点も注目される。

今後も、経済開発庁などを中心とした政府機関主導の体制は変わらないものの、近隣諸国の潜在能力をうまく引き出しつつ自国の経済成長に生かす必要性が高まる一方、ハブ機能の主導権争いに見られるようにアジア地域内でのさらなる競争激化が予想される。こうした意味で、シンガポールにとってアジア各国との経済的・戦略的關係がますます重要になっていくと思われる。

国際環境の変化に対応しながら、国の至上命題である経済発展を継続するために、どのような政策を打ちだして実行していくのかが鍵となるだろう。

第3節 環境政策

1 概要

独立以降の急速な経済成長に伴って生じる大量生産・消費・廃棄といった環境問題は、東京 23 区よりやや大きい程度の国土しかないシンガポールにとって重要な行政課題のひとつである。

シンガポールは、その優れた都市計画によって、経済発展と自然環境の保全を両立させ、豊かな自然と高度に整備された住環境を併せ持つ都市となっている。1967 年に「Garden City」（緑の都市）というビジョンを提唱し緑化政策を進めてきたが、2012 年には「City in a Garden」（緑に囲まれた都市）という新しいビジョンを打ち立て緑化政策をさらに強化すると共に多様な環境政策に取り組んでいる。この節では、国際的評価の高い「City in a Garden」を支える環境政策について、持続可能性・環境省²³⁰の施策を中心に紹介する。

シンガポールの環境に関連した各種政策は、主に持続可能性・環境省と国家開発省の 2 省が担っている。持続可能性・環境省は“持続可能な環境”を形成することが、持続可能な発展を続けるための重要な要素であると位置づけ、大気汚染、気候変動とエネルギー効率化、水質汚染、廃棄物処理などといった環境対策に焦点をあてている。国家開発省は、同省管下の国立公園庁が緑化・環境美化政策に取り組んでいる。なお、2019 年 4 月には、気候変動が引き起こす食品生産及び供給に関する問題に取り組むため、持続可能性・環境省管下にシンガポール食品庁が新設されている。

(1) 環境政策に関わる行政組織

ア 持続可能性・環境省 (Ministry of the Sustainability and Environment : MSE)

1972 年、環境省は、伝染病を撲滅し、国民に高水準の公衆衛生を提供することを目的に設立され、2004 年に環境水資源省に改称、2020 年に現在の持続可能性・環境省へ変更された。

同省は「清潔」、「豊かな緑」、「持続可能な生活環境」、そして「質の高い給水システム」を国民が享受できる社会の形成を主要な使命とし、シンガポールが直面している様々な環境問題の解決に向け、官民が一体となって取り組むことを掲げている。同省の管下には、以下の 3 つの法定機関がある。

(ア) 国家環境庁 (National Environment Agency : NEA)

持続可能性・環境省が定める様々な政策を、効率的かつ柔軟に実行するため、2002 年 7 月に当時の環境省から分離する形で設置された。同庁は、環境公衆衛生局、環境保全局、気象サービス局のほか、公衆衛生政策企画局、環境保護政策・国際関係局、3 P (People・Private・Public) 協力局、広報局、ホーカーセンター局、共同事業局、サービス品質局、IT 局、シンガポール環境研究所、人事局など 18 局からなり、環境全般に関して幅広い活動を行っている。

(イ) 公益事業庁 (Public Utilities Board : PUB)

限られた水資源を最大限に利用するため、貯水池、浄水場、河川、排水システム、下水道システムなどを一括して管理している。排水を再利用して NEWater (「上下水道政策」参照) を

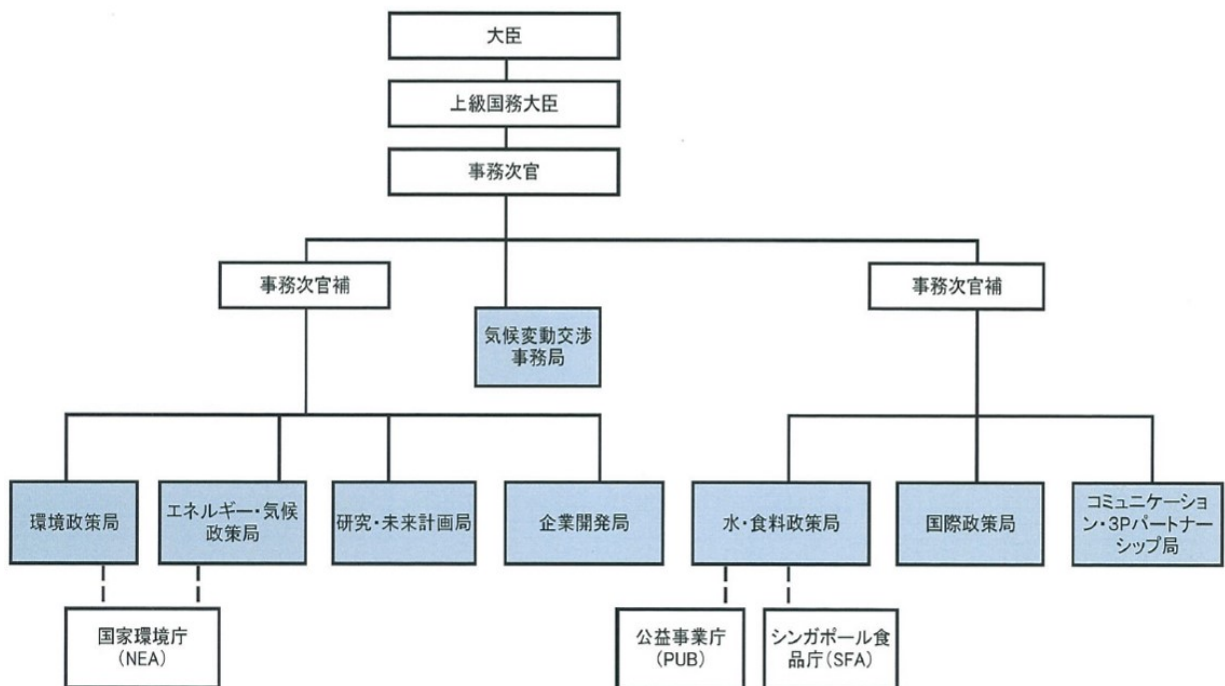
²³⁰ 2020 年 7 月 27 日に環境水資源省 (Ministry of the Environment and Water Resources) から現在の名称に変更。

作り出す水再生プラントも同庁が管理している。

(ウ) シンガポール食品庁 (Singapore Food Agency : SFA)

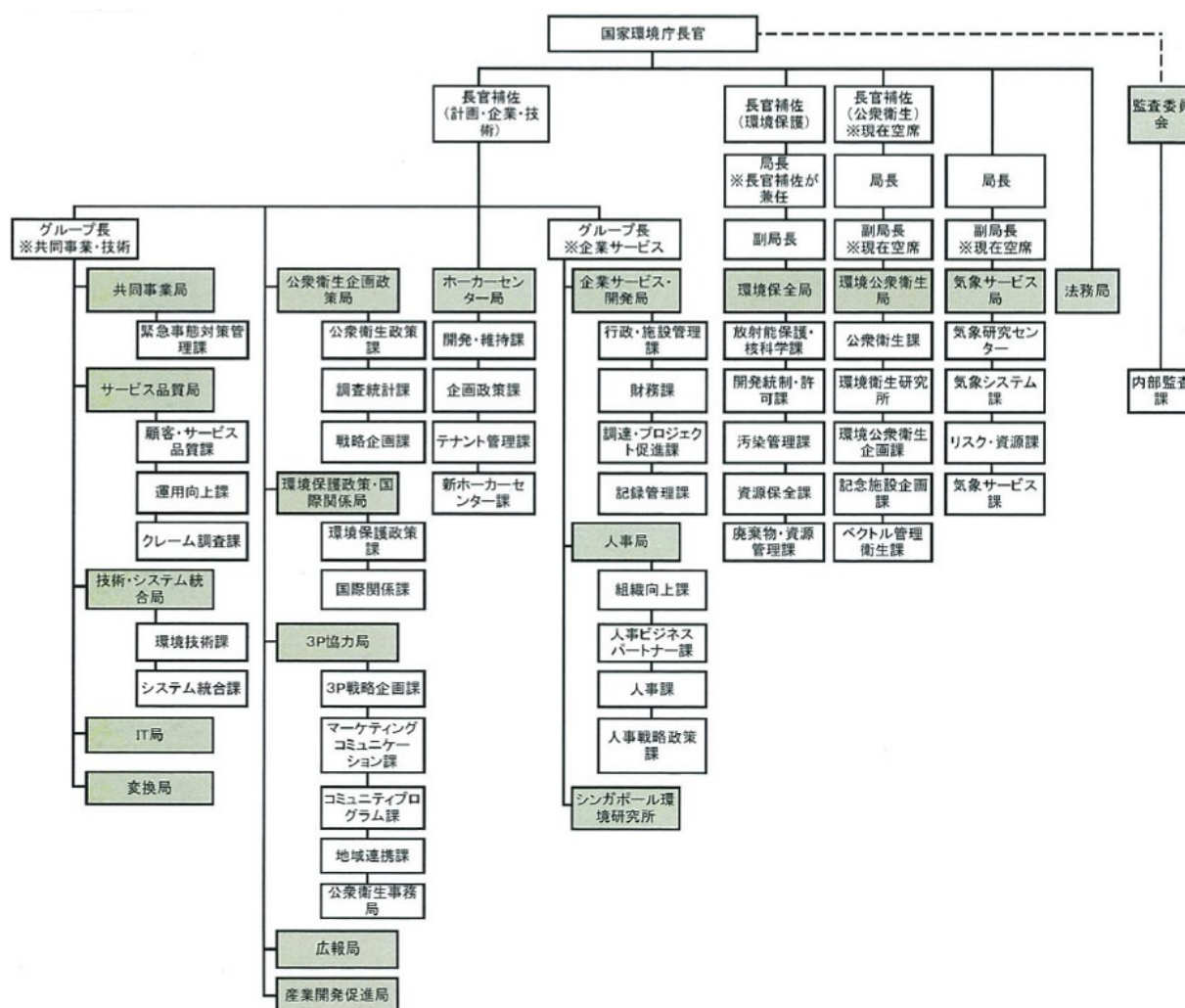
シンガポールは食材の 90%以上を 170 か国以上からの輸入に頼っているが、世界的な食糧需要の増加や気候変動による食料供給の変化に対応し、「農場から食卓まで」安全な食品供給を確保するため、それまで農水畜産庁 (Agri-Food & Veterinary Authority of Singapore : AVA)、国家環境庁及び健康科学庁 (Health Sciences Authority : HSA) が行ってきた食品関連の機能を統合し、2019 年 4 月に同庁が新設された。「3 フードバスケット」という戦略を掲げ、食材輸入先の多様化、国内における食材供給力の強化により 2030 年までに食料自給率を 30%にすること、食品関連企業の海外展開を促進し、それらの企業が海外で生産した食料をシンガポールへ輸出することによる食料確保を目指している。

図表 1 持続可能性・環境省組織図



持続可能性・環境省ウェブサイトを基に作成

図表2 国家環境庁組織図



国家環境庁ウェブサイトを基に作成

イ 国家開発省 (Ministry of National Development : MND)

1959年、国家開発省は、長期的視点に立った都市計画の策定、公共住宅の開発、社会基盤整備など、ハード面の開発を担うことを目的に設立された。同省管下の9法定機関のうち、環境政策との関わりが深いのは以下の2つである。

(ア) 国立公園庁 (National Parks Board : NParks)

国立公園を開発、管理、発展させるため、1990年に設立された(1996年に国家開発省の公園・レクリエーション局を統合し現在に至る)。2018年現在、64か所の広域公園 (Regional park) と316か所の近隣公園 (Neighborhood park) (全公園面積3,319 ha)、遊び場、フィットネスコーナー、オープンスペースやパーク・コネクター (公園同士を繋ぐ遊歩道)、3,347 haの自然保護区、2,110 haの道路植樹帯などを管理している²³¹。

²³¹ 国立公園庁年次報告書“National Parks Annual Report 2018/2019” p.56-57

(イ) 都市再開発庁 (Urban Redevelopment Authority : URA)

都市計画・国土開発計画の総合立案及びとりまとめを担当している。

2 環境に関する基本方針

(1) 過去の包括的な環境計画

1970年代のシンガポールは、急速な工業化や都市化により経済発展が進む一方、環境汚染が問題視され始めた。そこで政府は、経済政策と併せて環境都市を目指す取組を推進してきた。環境省(当時)は、1992年にシンガポール最初の包括的な環境計画である「シンガポール・グリーンプラン」(以下「SGP」という)を策定した。2002年8月には、持続可能な社会の実現を目指すことを目標に組み込んだ「シンガポール・グリーンプラン 2012」(以下「SGP 2012」という)を新たに打ち出し、2006年にはその改訂版を公表した。これは、「SGP」を引継ぐ計画であり、10年後の2012年を見据え、環境に関して国が進むべき方向を定めたものである。実施委員会の委員の半数は、民間企業、住民組織及び学識経験者の中から選出されるなど、官民が一体となって環境問題に取り組む姿勢が見られる。

「SGP 2012(2006年改訂版)」は、「SGP 2012」を再検討するため設置された3つのフォーカスグループから得た提案やオンライン調査、電子メールによる意見などを踏まえて見直しが行われたものである。また、同改訂版では、「SGP 2012」策定当時の環境問題の変化に対応し“気候変動”が新たな課題のひとつとして明確に位置付けられた。

(2) ブループリント (Sustainable Singapore Blueprint)

2000年代に入り、国内においても国際社会においても「持続可能な発展 (Sustainable Development)」の重要性が認識されてきたことから、2008年、シンガポール政府は、関係5省合同の「持続的発展に向けた省庁横断委員会²³² (Inter-Ministerial Committee on Sustainable Development : INCSD)」を設置し、同委員会はシンガポールが2030年までに目指す青写真を描いた「A Lively and Liveable Singapore : Strategies for Sustainable Growth (以下「ブループリント」という。))を公表した。ブループリントでは、各分野における到達目標²³³を以下のとおり設定している(図表3「2030年までの到達目標」参照)。

2014年に、ブループリントの進捗状況評価が行われ、概ね計画通りに目標を達成していると報告された。一部計画以上の成果が上がったものについては目標を上方修正し、同年11月に改訂版「Sustainable Singapore Blueprint 2015」(以下「ブループリント 2015」という)を発表した。目標が上方修正された項目の中にパーク・コネクター総距離があり、2030年までに400kmに拡大することが新たな目標とされた。また、2030年までに、9割の世帯が徒歩10分以内で公園を利用することができ、8割の世帯が徒歩10分以内で駅を利用できる環境を整備するといった目標も掲げられた。

²³² 国家開発省、環境水資源省(当時)、財務省、運輸省、通商産業省。

²³³ 環境関連の主な項目のみ掲載。

図表3 2030年までの到達目標

主な項目	2020年	2030年
エネルギー強度 ²³⁴	20%削減 (2005年比)	35%削減 (2005年比)
リサイクル率：56% (2008年)	65%	70%
一人当たり水消費量： 156リットル/1日 (2008年)	147リットル/1日	140リットル/1日
微小粒子状物質 (PM 2.5)： 16 µg/m ³ (2008年平均)	12 µg/m ³ (年平均)	2020年の数値を維持
パーク・コネクター総距離： 100 km (2007年)	360 km	400 km

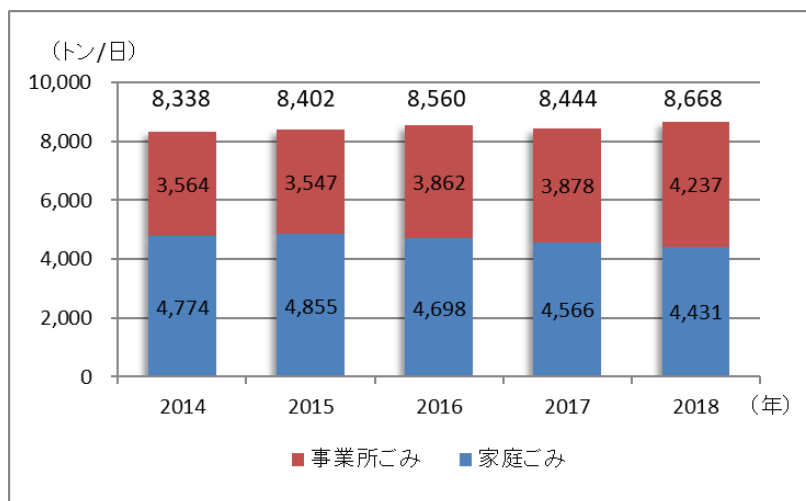
“A Lively and Liveable Singapore “ “Sustainable Singapore Blueprint 2015 “
を基に作成

3 廃棄物処理対策

シンガポールでは、家庭ごみ、事業所ごみ等、全てのごみは毎日収集されている。これは、高温多湿な気候のため、生ごみが腐りやすいといった事情が背景にある。これら収集されたごみのうち、9割を占める焼却可能なごみは、国内4か所の焼却場で焼却され、そこで生じた焼却灰と、焼却不可能な残り1割の廃棄物が埋め立て処理される。国土の狭いシンガポールにおいて、廃棄物は直接埋め立てするのではなく、焼却後に埋め立て処理する方法が最も効率的であるとされている。

経済発展により国民の収入が上昇したことに伴い、大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルが定着した結果、1日に処理される廃棄物の量は、1970年の1,260トンから2018年には8,668トンと、約7倍に膨れ上がった²³⁵。

図表4 1日当たり廃棄物処理量の推移



国家環境庁環境保全局 2018年次報告書を基に作成

²³⁴ GDP 当たりエネルギー消費量。

²³⁵ 国家環境庁環境保全局年次報告書 “Environmental Protection Division Annual Report 2018“ p.59

(1) 廃棄物処理場

過去においては、シンガポール島内に5か所の廃棄物処分場があったが、本島で最後の廃棄物処分場となるロロン・ハルス（Lorong Halus）処分場の閉鎖を機に、1999年4月1日、本島から南へ約8km沖合に、洋上廃棄物処分場であるセマカウ処分場が運転を開始した。

2018年、セマカウ廃棄物処分場には約53万4,000トンの焼却灰と約22万8,000トンの未焼却灰が運び込まれた²³⁶。セマカウ処分場の開発は2つのフェーズに分けられており、第2フェーズは2015年7月に工事が完了し、現在稼働を開始している。また、このペースが続いた場合、フェーズ2の埋立地の使用可能年数は2035年又はそれ以降までとなり、満杯になった時は面積約350haの島が形成されることになる。

前述の「SGP 2012（2006年改訂版）」と「ブループリント」では、廃棄物処理対策の目標として以下を掲げている。

- 廃棄物のリサイクル率を2008年の56%から2020年までに65%、そして2030年までに70%に上げる
- セマカウ処分場の使用可能年数を現在の35～40年から50年まで延ばし、将来的には「処分場ゼロ」を、そして生産段階から廃棄物を出さない努力をし、社会全体でリサイクルを推進する
- 新たな焼却場の建設を10～15年に1つとする

持続可能性・環境省は、2019年を「廃棄物ゼロに向けた年（Year Towards Zero Waste）」とし、同年8月に、「廃棄物ゼロへのマスタープラン（Zero Waste Masterplan）」を新たに発表した。当マスタープランには、食品廃棄物、電気・電子廃棄物、プラスチックを含む包装廃棄物の3点を主に減らすこと、2030年までにセマカウ処分場に送る廃棄物を30%削減し、2035年以降も廃棄物処分場としてセマカウ島を利用していくことなどが盛り込まれた。



セマカウ島（出典：国家環境庁）

(2) 家庭ごみの収集

従来のごみ収集は環境省（当時）の環境技術課が全て所管していたが、環境公衆衛生法に基づき、1996年から民間委託を開始し、2001年9月から完全に民間が業務を行っている。ごみ処理の管理

²³⁶ 国家環境庁環境保全局年次報告書 “Environmental Protection Division Annual Report 2018” p.60

運営上、島内を6ブロックに分割し、各ブロックで収集事業者を選定しており、2020年10月時点では4社が6ブロックのごみ収集を請け負っている。

各家庭からのごみ収集は、HDB 住宅²³⁷を例にとると次のようになる。各家庭のごみは全て団地の各階に設置されているダストシュートに投入され、1階にあるごみ集積所に集められる。それを各ブロックのごみ収集事業者がごみ焼却場まで運搬している。ごみ収集の管理責任は住民自治組織であるタウンカウンスルが受け持っており、公益費として各住民から料金を徴収している。

(3) 廃棄物の最小限化

紙、金属、プラスチックそしてガラス製品を含む包装ごみは、家庭ごみの約3分の1²³⁸を占めている。これを削減するためには、生産者側が包装ごみを出さない生産体制を構築すると同時に、消費者側にも過剰な包装を止めることへの理解を求める必要がある。このような動きを推進するため、住民・企業・政府の三者が一丸となり、包装ごみの回収方法や削減目標の設定に向けた対策を実施している。

国家環境庁は2007年、国連が定めた「世界環境デー」である6月5日に「シンガポール包装協定 (Singapore Packaging Agreement: SPA)」を締結した。同年7月1日に発効した5年間の本協定は、行政と産業界、民間事業者、NGO が一体となって包装ごみの削減に取り組むというもので、当初は食品・飲料の包装ごみが対象で、2009年10月からは全ての包装ごみが削減の対象となった。同協定は、2012年と2015年に2回更新され、2007年の開始時から2020年6月30日の終了時までには5万4,000トンの包装ごみが削減されたことが報告されている²³⁹。

2018年、プラスチック袋を含む使い捨て品による廃棄物は、約16万4,000トンと家庭ごみの10%を占めた。2019年は、「廃棄物ゼロへのマスタープラン」に基づき、廃棄物削減に向けた様々な取組が行われた。例えば、2019年6月には、「再利用可能品 Yes キャンペーン (Say YES to Waste Less Campaign)」を開始し、59組織、1,600以上の施設が賛同し、マイバッグやマイボトルの持参による値引き提供、プラスチックストローに代わる金属製ストローの提供等を通し、再利用可能品の利用促進を図った。また、「Zero Waste SG²⁴⁰」が開始した「マイバッグ持参 (Bring Your Own Bag)」キャンペーンに、国家環境庁と、FairPrice、Cold Storageといったスーパーマーケット4社が協力し、7月から10月までの3か月間、数店舗においてプラスチック袋の有料とし、マイバッグ持参を推進した。2020年以降も、数店舗においては、プラスチック袋の有料化は継続されている。

他にも、「廃棄物ゼロへのマスタープラン」では、いくつかの大きな目標が掲げられている。その中に「拡大生産者責任 (Extended Producer Responsibility)」の導入があり、生産者が製品

²³⁷ 住宅開発庁 (HDB) が建設した公共住宅で、狭い国土を有効活用するために高層、高密度の住宅団地となっている。政府による安価な住宅の供給という目標の下に開発が進められ、現在、国民の8割以上が生活している (住宅開発庁年次報告書“HDB Annual Report 2018/2019” p. 7-11)。

²³⁸ 国家環境庁環境保全局年次報告書 “Environmental Protection Division Annual Report 2018” p.55

²³⁹ 国家環境庁ウェブサイト

<https://www.nea.gov.sg/programmes-grants/schemes/singapore-packaging-agreement>

²⁴⁰ 2015年に設立された、シンガポールの廃棄物削減に取り組む非営利・非政府組織。

の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うことを目指し、2025年までに具体的枠組みを完成させる予定である。その第一段階として、2020年7月1日から、年間売上高が S\$1,000 万以上の包装のある製品の製造業者や輸入業者、小売業者に対して、包装紙や包装袋の使用量と、包装の3R計画（削減、再利用、リサイクル計画）の提出を義務付けることとした。

（4）リサイクルの推進

リサイクルは焼却場に運ばれる廃棄物を減らす手段であり、セマカウ処分場の使用可能年数を延ばす確実な手段のひとつである。

国家環境庁では、リサイクルを国民にとってより身近なものとするため、2001年から「国家リサイクルプログラム（National Recycling Programme）」を開始した。開始当初は、HDB住宅や一戸建て住宅の居住者が、リサイクル可能なものを袋又は箱に入れ、回収日前夜に家の外に置くという方法で行われていたが、その後リサイクル回収箱の設置が進み、2014年からは、全てのHDB住宅で、そして2018年からは全てのコンドミニウムにおいてリサイクル回収箱が設置されている。公共スペースにおいても、2018年時点で、人出の多い中心街を含む125か所に、通常のゴミ箱の隣にリサイクル回収箱を設置されている²⁴¹。

また、リサイクル産業の拡大を目指し、商業的に価値あるリサイクル技術の開発に対する資金援助を行う「IES(Innovation for Environmental Sustainability)制度」を2001年から開始している。人々に対する環境広報も盛んに行われており、国家環境庁は、マスメディアやワークショップなどを通じて、リサイクルの大切さをより多くの人々に伝えるための広報活動にも積極的に取り組んでいる。

これらの活動が結実し、シンガポールのリサイクル率は、2019年には59%²⁴²と、2002年の45%から向上したが、一方で「ブループリント」における2030年の達成目標である70%にはまだ達していないため、「廃棄物ゼロへのマスタープラン」の中では、リサイクル促進への目標も策定されている。

²⁴¹ 国家環境庁環境保全局年次報告書 “Environmental Protection Division Annual Report 2018” p.49

²⁴² 国家環境庁ウェブサイト <https://www.nea.gov.sg/our-services/waste-management/waste-statistics-and-overall-recycling>

2019年は、全廃棄物量723万4,000トンのうち、424万7,000トンがリサイクルされた。

図表5 シンガポールの廃棄物及びリサイクル統計（2019年）

種類	廃棄ゴミ (千トン)	リサイクルゴミ (千トン)	排出総量 (千トン)	リサイクル率 (%)	参考:2018年排出量	
					リサイクルゴミ	排出総量
建設廃材	6	1,434	1,440	99%	1,618	1,624
鉄	8	1,270	1,278	99%	1,260	1,269
非鉄金属	2	124	126	99%	170	171
使用済みスラッジ	3	127	129	98%	179	181
スクラップタイヤ	2	31	33	94%	29	32
園芸廃棄物	107	293	400	73%	428	521
木材	149	289	438	66%	227	320
紙・段ボール	561	449	1,011	44%	586	1,054
生ごみ(食品ごみ)	607	136	744	18%	126	763
ガラス	64	11	75	14%	12	64
灰及びスラッジ	226	25	252	10%	25	240
繊維・皮	161	6	168	4%	14	220
プラスチック	893	37	930	4%	41	949
その他 (石、セラミック、ゴム等)	195	15	210	7%	11	286
合計	2,984	4,247	7,234	59%	4,726	7,695

国家環境庁ウェブサイトを基に作成

例えば、2022年までに「デポジット返金システム（Deposit Refund Scheme）」を導入することが挙げられる。当システムは、使用済み飲料容器を指定の場所に返却すると、消費者に現金が払い戻されるシステムである。ノルウェー、スウェーデン等では、これにより80%を超える飲料容器のリサイクル率を達成している。シンガポールのプラスチックリサイクル率は4%と低いため、当システム導入によりリサイクル率の上昇を目指す。

なお、2019年10月から、ショッピングモールなど50か所に「飲料容器回収機（Reverse Vending Machine）」を設置し、これに空のペットボトルや空き缶を入れることで、現金ではなく、スーパーマーケットで利用できる割引券が発行される仕組みとなっている。

（5）焼却による廃棄物量の削減

再利用やリサイクルすることができない、安全に焼却可能な廃棄物は、全て焼却場に運び込まれて焼却される。2009年10月には、老朽化に伴い閉鎖されたウル・パンダン焼却場（Ulu Pandan Incineration Plant）に代わり、ケッペル・ゼーガース焼却場（Keppel Seghers Waste-to-Energy Plant）が、焼却場としては初となる官民共同イニシアティブ（PPP Initiative）²⁴³により建設された。1日当たり800トンの焼却能力を持つケッペル・ゼーガース焼却場を含め、現在4か所の焼却場が稼働しており、1日当たりの総焼却能力は最大7,600トン²⁴⁴となっている。

この中で一番古いトゥアス焼却場（Tuas Incineration Plant,1986年稼働）の使用可能年限が近づいているため、国家環境庁は、2016年から、1日当たり3,600トンの焼却能力を持つトゥア

²⁴³ 行政と民間が持つ資金・技術・経験などの資源を活用する手法。ケッペル・ゼーガース焼却場は「Design Build Own Operate（DBOO）方式」により、民間企業が設計・建設・所有・運営を行い、それを国家環境庁が監督している。

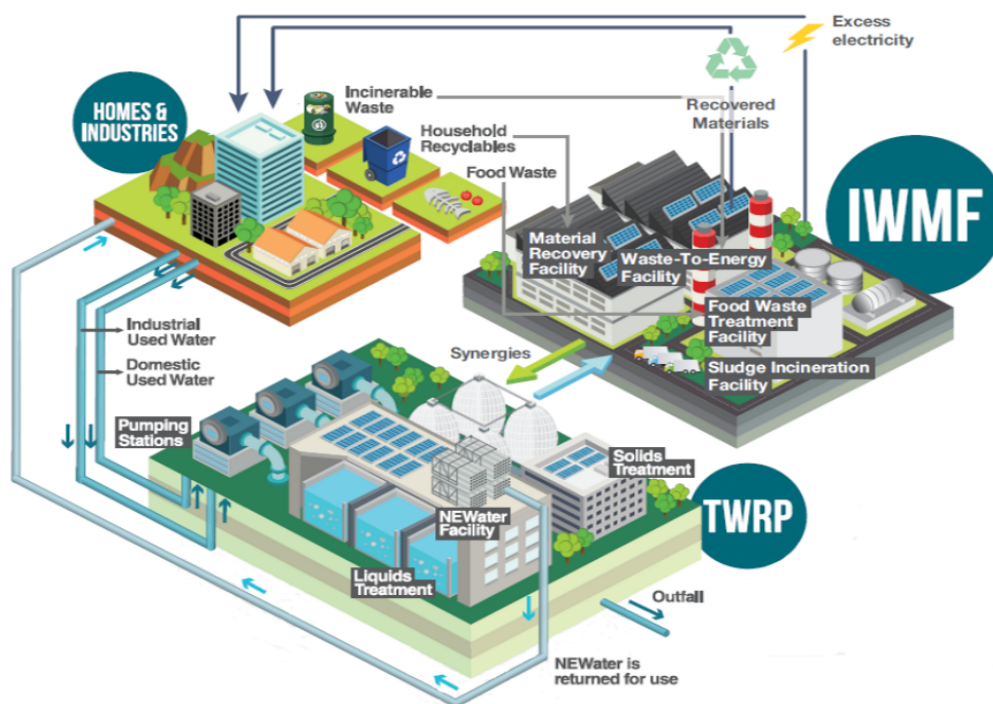
²⁴⁴ 国家環境庁環境保全局年次報告書“Environmental Protection Division Annual Report 2018” p.59

ス・ワン焼却場 (TuasOne Waste-to-Energy plant) の建設を進めており、稼働開始予定は 2021 年で²⁴⁵、シンガポールで最もエネルギー効率が良い焼却場となる。

また、2020 年には、国家環境庁の統合廃棄物管理施設 (Integrated Waste Management Facility : IWMF) と公益事業庁の水再生プラント (Tuas Water Reclamation Plant : TWRP) の複合施設であるトゥアス・ネクサス (Tuas Nexus、図表 6 参照) の建設を開始する。2つの施設から発生するエネルギーと水を相互に供給し合い、相乗効果を得ることで、大幅な省エネとコスト削減を実現する。この施設の 1 日当たり焼却能力は 5,800 トンであり、稼働すれば年間 20 万トン以上の二酸化炭素排出量を削減できる²⁴⁶。第一段階の完成は 2025 年、最終完成は 2027 年を予定している。

なお、2019 年 10 月 23 日にドバイで開催された国際海水淡水化協会 (The International Desalination Association : IDA) 開催の世界大会 2019 において、トゥアス・ネクサスが「最も革新的な水エネルギーネクサスプロジェクト」に選出されるなど、シンガポールの廃棄物処理における革新的な取組は世界的にも注目されている。

図表 6 トゥアス・ネクサス (Tuas Nexus) 完成イメージ



出典：国家環境庁ウェブサイト

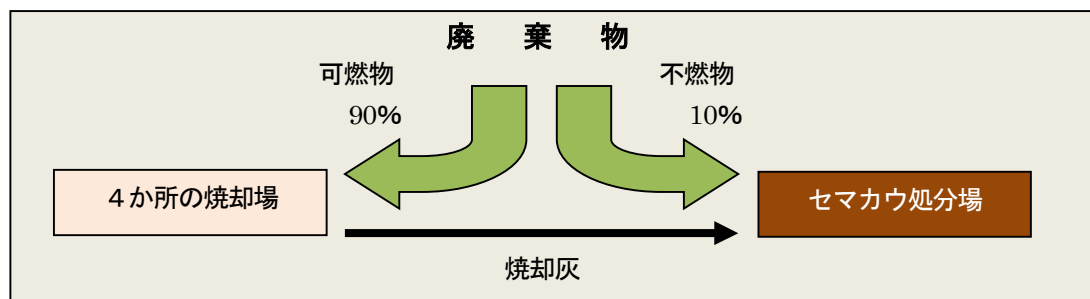
シンガポールの廃棄物処理において、廃棄物を焼却して量を減らすことは非常に重要である。焼却することで、セマカウ処分場へ運ばれる廃棄物を最大で 90%削減できるだけでなく、燃焼の

²⁴⁵ 国家環境庁環境保全局年次報告書 “Environmental Protection Division Annual Report 2018” p.60

²⁴⁶ 国家環境庁ウェブサイト <https://www.nea.gov.sg/our-services/waste-management/3r-programmes-and-resources/waste-management-infrastructure/integrated-waste-management-facility>

過程で電力となる焼却熱を回収することができるからである。なお、2018年に焼却熱によって生み出された電力は約116万2,000MWhと、シンガポールの全電力消費量の2%に相当する²⁴⁷。

図表7 廃棄物の流れ



出典：国家環境庁ウェブサイト

4 大気汚染対策

シンガポールの大気汚染の発生源は、以下の2種類に大別できる。

- 固定汚染源・・・発電所、石油精製所等の産業施設等
- 移動汚染源・・・自動車等、ヘイズ²⁴⁸

大気中の主な汚染物質として、二酸化硫黄（SO₂）、一酸化炭素、窒素酸化物、微小粒子状物質（PM 2.5）などが挙げられる。国家環境庁では、4か所の路上観測地点を含む22か所の特定地域に大気汚染観測所を設置し、日々、大気の状態を詳細に観測している。

シンガポールの大気汚染のレベルは、ほとんどの汚染物質については世界保健機構（WHO）とアメリカ連邦政府環境保護局（USEPA）が定める基準を満たしているが、粒径2.5ミクロン以下の微粒子であるPM 2.5については2018年平均²⁴⁹で15 μg/m³と、USEPA基準値（年平均12 μg/m³）を満たしていない。「ブループリント2015」では、PM2.5とSO₂をそれぞれ2020年までに年平均12 mg/m³と15 mg/m³以下に抑え、その数値を2030年まで維持することを目標としている。

なお、交通渋滞は大気汚染の原因のひとつであるが、「車両割当制度（Vehicle Quota System : VQS）」や「電子式道路料金徴収システム（Electronic Road Pricing System : ERPS）」の導入によって交通渋滞が緩和され、結果として大気汚染の防止にも繋がっている（「陸上交通政策」参照）。

（1）固定汚染源対策

政府は、都市計画の中で産業関連施設の建設場所を郊外に指定し、市街地や住宅地への影響を最小限にするよう配慮している。また、都市計画に沿った個々の開発計画についても、事前に環

²⁴⁷ 国家環境庁環境保全局年次報告書 “Environmental Protection Division Annual Report 2018” p.59

²⁴⁸ ヘイズ（Haze）は、主にインドネシア・スマトラ島の焼畑や森林火災等が原因で発生する煙害のこと。

²⁴⁹ “Key Environmental Statistics 2019” p.2

境に与える影響について評価及び検討を加えている。開発業者が新規開発を行うにあたっては、国家環境庁環境保全局汚染管理課（Pollution Control Department : PCD）の検査を受けなければならない（図表2「国家環境庁組織図」参照）。

例えば、同課では、当該産業及び住宅開発計画が周辺地域に与える影響について、その施設が適切な場所に位置しているか、周辺地域と調和できるか、処理できない汚染物質を発生させる可能性がないか等を調査した上で開発を許可する。石油精製所や化学プラントなど、深刻な環境汚染を引き起こす恐れのある施設については、事前に同課に施設稼働の認可申請を行い、汚染防止に関する諸条件を全て満たした場合のみ、施設を稼働することができる。

また、国家環境庁は、大気汚染を最小限に留めるため、電力会社や石油精製所などに対して同庁が指定する燃料の使用を義務付けている。現在、天然ガスによる発電が進んでおり、2018年には国内電力需要の95.6%を天然ガスで賄っている²⁵⁰。天然ガスは、環境への負荷が少ないことに加え、隣国のマレーシアやインドネシアから輸入できるため、効率が良いという利点もある。

（2）移動汚染源対策

車両の排気ガスについては、自動車製造技術の向上に応じて基準を設定（図表8「排気ガス対策の経過」参照）するとともに、定期点検を義務付けることで、排気ガス規定基準を遵守させている。排気ガスでも、特に問題となる微小粒子状物質（PM 2.5）は、粒径がより小さいため肺の奥深くまで入りやすく、健康への影響も大きいと考えられている。具体的には、喘息、気管支炎、せき、喘鳴などの症状や動悸、呼吸数の増加、不整脈、心臓発作などの症状の原因とされている。全ての燃料エンジンはPM（粒子状物質）を排出するが、PM 2.5は主にディーゼルエンジンからの排出であり、発がん性も懸念されている。

これを規制するため、2001年から欧州連合（EU）内の排気ガス排出基準²⁵¹である「欧州排出基準」を採用し、同年に新規登録される全てのガソリン車及びディーゼル車は「欧州排出基準2」への適合が義務付けられた。その後も、ディーゼル車は2006年、ガソリン車は2014年に「欧州排出基準4」への適合が義務付けられ、ガソリン車及びディーゼル車に対し年々厳しい排出基準を採用している。2017年9月からは、全てのガソリン車に「欧州排出基準6」を適用し、加えて、燃料噴射装置技術を使用したガソリン車の受け入れを開始した。ディーゼル車に対しても、2018年1月から「欧州排出基準6」への適合が義務付けられた。

ア グリーン車払い戻し制度（GVR）

車両による汚染を減らすため、国家環境庁は陸上交通庁（Land Transport Authority : LTA）等と連携し、電気自動車、ハイブリッド車及び圧縮天然ガス（CNG）車²⁵²の購入者に対

²⁵⁰ エネルギー市場庁ウェブサイト

<https://www.ema.gov.sg/singapore-energy-statistics/Ch02/index2>

²⁵¹ 「欧州排出基準」とは、EU内の自動車排気ガスに対する基準で、1992年の「欧州排出基準1」から段階的に排気ガスに含まれる有害物質の量を減らすよう規制している。「欧州排出基準6」では、ディーゼル車の窒素酸化物排出規制値を0.18 mg から0.08 mg に削減するよう義務付けている。

²⁵² 天然ガスは、硫黄などの不純物を含まず、燃焼時の二酸化炭素排出量もガソリン車より2～3割少ないクリーンエネルギーとして、低公害車に利用されている。

し、一定の税金を払い戻す奨励策である「グリーン車払い戻し制度（Green Vehicle Rebate）」（以下「GVR という）を 2001 年に導入した。それにより、グリーン車の利用者が増加したため、政府は同制度の実施期間を定期的に延長してきた。

イ 乗用車及びタクシーを対象とした車両税制（CEVS 及び VES）

低排出ガス車の普及を促すため、政府は 2013 年 1 月から GVR に代わる「炭素排出量に基づく車両税制（Carbon Emissions-based Vehicle Scheme）」（以下「CEVS」という）により、乗用車及びタクシーに対し、車両の二酸化炭素排出量に応じて税が還付又は新たに課せられるシステムを導入した。2015 年 6 月にはこれを改訂し、炭素排出量の多い車両への課税額を増額している。

これに加えて、2018 年 1 月からは、乗用車及びタクシーを対象に、CEVS に代わる「車両排気量に基づく車両税制（Vehicular Emissions Scheme）」（以下「VES」という）の適用を開始した。VES は、二酸化炭素に加えて、炭化水素、一酸化炭素、窒素酸化物、及び粒子状物質の排出を考慮したより包括的な制度である。

ウ 商用車を対象とした車両税制（CVES）

商用車に対しては、GVR が 2014 年 12 月まで適用された。2021 年 4 月からは「商用車排気量に基づく車両税制（Commercial Vehicle Emissions Scheme）」（以下「CVES」という）が新たに導入予定であり、乗用車及びタクシーと同様に貨物車に対しても、二酸化炭素に加え、炭化水素、一酸化炭素、窒素酸化物、及び粒子状物質の排出規制が強化されることになる。

図表 8 排気ガス対策の経過

年	内容
1990 年	車両割当制度導入
1991 年	無鉛ガソリンの導入（有鉛ガソリンの段階的制限）
1996 年	ディーゼル中の硫黄含有量許可値変更（総量当たり 0.5%から 0.3%）
1997 年	新車への 3 元触媒コンバーターの搭載義務付け
1998 年	有鉛ガソリンの完全廃止、電子式道路料金徴収システムの導入
1999 年	ディーゼル中の硫黄含有量許可値変更（総重量当たり 0.5%から 0.3%）
2001 年	全てのガソリン車、ディーゼル車に「欧州排出基準 2」への適合義務付け
2003 年	全ての自動二輪車に「欧州排出基準 2」への適合義務付け
2005 年	ディーゼル中の硫黄含有量許可値を 0.05%から 0.005%へ変更
2006 年	全てのディーゼル車に「欧州排出基準 4」への適合義務付け

2013年	ディーゼル中の硫黄含有量許可値を0.005%から0.001%へ変更
2014年	全てのディーゼル車に「欧州排出基準5」への適合義務付け（1月から） 全てのガソリン車に「欧州排出基準4」への適合義務付け（4月から）
2017年	全てのガソリン車に「欧州排出基準6」への適合義務付け（9月から）
2018年	全てのディーゼル車に「欧州排出基準6」への適合義務付け（1月から）

国家環境庁環境保全局年次報告書等を基に作成

（3）ヘイズ対策

「ヘイズ (Haze)」とは、インドネシアのスマトラ島やカリマンタン島で行われる焼畑や森林火災等が原因で発生した煙霧が、南西モンスーンによりシンガポールやマレーシアにまで広がることによる大気汚染現象である。特に4月から10月にかけて、インドネシアの乾季に被害が悪化し、咳やくしゃみ、喘息、気管支炎、結膜炎等の症状が起こる原因と言われている。

国家環境庁では、ヘイズの状況を常に監視しており、被害が深刻な場合には、1時間毎に更新される3時間と24時間平均のPSI (Pollutant Standards Index) 指数を発表するなどして事態に対処している。シンガポールは2013年6月、史上最悪のヘイズ被害を経験し、PSI値は当時の最高値226を大幅に更新して401を記録した²⁵³。PSI値100を超えると健康被害が生じうると考えられているが、2019年9月には3年ぶりにPSI値100を上回り、130以上を観測する日もあった。

国境を越えたこのヘイズ問題に対し、1995年、ASEAN地域の環境大臣は「越境汚染に関するASEAN協同プラン (ASEAN Co-operation Plan on Trans boundary Pollution)」に合意、さらに1997年、同年に拡大したヘイズ被害を受けて「ASEAN地域ヘイズ・アクションプラン (ASEAN Regional Haze Action Plan)」に合意した。

同プランには、ASEAN各国はヘイズ抑制のための国家計画を立案し、ヘイズ問題克服に向け連携すること等が盛り込まれた。その後も2002年に「ASEAN越境煙霧公害協定」を締結、2006年にはブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイからなる「越境煙霧公害に対する小地域閣僚運営委員会 (MSC)」を設立。2013年には、MSCメンバー国への「ASEAN越境ヘイズ監視システム (AHMS)」導入を承認するなど、ヘイズに関するASEAN地域間の協力体制はますます強固且つ具体的になっている。

また、シンガポール国内での対応策として、「越境汚染の国際法に関する国際諮問委員会 (International Advisory Panel : IAP)」を設立し、越境煙霧公害に関する法案の成立を検討しているほか、国家環境庁気象サービス局 (図表2「国家環境庁組織図」参照) が設置・運営し、ASEAN地域の気象予測等を行っている「ASEAN気象専門センター (ASEAN Specialised Meteorological Centre)」において、上記の「越境汚染に関するASEAN協同プ

²⁵³ 国立図書館ウェブサイト

https://eresources.nlb.gov.sg/infopedia/articles/SIP_2013-08-30_185150.html

ラン」に基づき、ヘイズの監視及び状況判断を行うこととなっている²⁵⁴。

5 水質汚染対策

シンガポールは水資源に乏しく、国内水需要の一部をマレーシアから輸入する原水に頼っている状況である。高度な下水処理により、「ニュー・ウォーター (NEWater)」と呼ばれる再生水を精製(「上下水道政策」参照)するなど、資源を最大限利用する努力を続けることに加え、貯水地や集水域など、貴重な水資源を汚染から守ることが極めて重要であると考えられている。

国家環境庁は、水生生物が生息できる水質環境を維持するため、家庭及び工場、商業施設等からの排水は、全て下水道に排出するよう義務付けており、下水道の普及率は100%に達している。下水道は、雨水専用と生活排水・工業排水用の二つに区分され、雨水は未処理で、また生活排水・工業排水は浄化処理後、それぞれ沿岸部に排出される。

水の汚染状況を調べるため、シンガポール国内や本島周辺の集水域、非集水域にそれぞれ水質監視ポイントを設置し、水質を定期的に分析しており、集水域では河川及び池に48か所のポイントを設け、溶存酸素や生物化学的酸素要求量(BOD)、総浮遊物質(TSS)等の数値を四半期毎に検査している。同様の検査が、非集水域では16か所で行われている。また、15か所の貯水池での水質については、公益企業庁と共同で監視している²⁵⁵。

水質検査においては、集水域・非集水域のほとんどの水域で検査項目の基準値を満たしており、良好な水質環境にあることが報告されている。

なお、シンガポールの水質汚染の原因は、他の先進国と同様、主に家庭排水と工業排水である。国家環境省では、水源から実際に使用されるまで一貫して監視することで、高いレベルで水質を維持している。水質汚染を根源から防止するため、以下のような対策が講じられている。

- 集水域・非集水域の水質管理・・・集水域を汚染から守るため、貯水池など上流での監視に加え、非集水域の水質も定期的に調査
- 海岸地域の水質調査・・・毎月36か所の海岸における海水調査
- 工業排水の管理・・・下水や水路に排出する前段階での処理の義務化
- 汚泥の管理・・・豪雨等による工事現場から水路への汚泥流出を防止するための、建設業界への働きかけ
- 環境管理・・・特に沿岸部の開発プロジェクトにおいては、事前に環境アセスメント(Environmental Impact Assessments : EIA)の導入、生物多様性・水質等に関する調査研究の実施

6 気候変動対策

近年、グローバル化の進展により人間活動が活発化するのに伴い、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量が増大した結果、地球温暖化、生態系の破壊など、地球環境に様々な影響

²⁵⁴ ASEAN 気象専門センターウェブサイト <http://asmc.asean.org/haze-review-of-regional-haze-situation-for-september-2020-2/>

が生じている。シンガポールの総人口は約 570 万人と少なく、世界全体の温室効果ガス排出量に占める割合も非常に低いものの、政府は持続可能な社会の構築に向け、この地球規模の課題に取り組んでいる。

持続可能性・環境省、国家環境庁のほか、複数の省庁、民間団体、大学などで構成される国家気候変動委員会（National Climate Change Committee : N3C）が、エネルギー効率の向上、炭素強度の改善、気候変動に関する各部門への意識啓発など様々な取組を行っている。同委員会の下には、4つの小委員会（ビル、家庭、産業、交通）と研究開発（R&D）のワークグループが設置されている。

（1）産業界へのエネルギー効率改善の働きかけ

国家環境庁は、2005年4月からエネルギー効率改善支援制度（Energy Efficiency Improvement Assistance Scheme : EASe）を実施している。これは、シンガポール国内に建設・製造施設を有する企業を対象に、工事現場や自社工場等のエネルギー効率を独自で査定し、改善することを奨励する制度である。

2017年4月には、EASeを強化した、エネルギー効率基金（Energy Efficiency Fund : E2F）を開始し、企業によるエネルギー効率の独自評価の実施やエネルギー効率の良い施設・技術の導入、エネルギー管理情報システムの構築にかかる経費に対して最大 50%の助成を行っている。助成上限額は、施設の新設の場合 S\$ 600,000 である²⁵⁶。

（2）エネルギー効率化の促進

2008年1月、国家環境庁は、家庭用エアコンと冷蔵庫を対象に、「エネルギーラベリング制度（Mandatory Energy Labelling Scheme）」を開始した。この制度により、全ての家庭用エアコン、冷蔵庫及び衣類乾燥機（2014年にはテレビが追加）は同庁に記録され、エネルギーラベル²⁵⁷を貼付することが義務付けられた。

車両については、2009年から、乗用車と小型トラックを対象に、100 km走行時の燃費を表示した燃費効率ラベルを貼付することが義務付けられている。2018年に上述の VES が導入されたことに伴い、二酸化炭素に加えて、炭化水素、一酸化炭素、窒素酸化物、及び粒子状物質の排出を考慮したより包括的な制度を導入しており、ラベルも一新された。

（3）クリーンエネルギー利用の促進

気候変動対策のひとつとして、政府は天然ガスや再生可能エネルギー（太陽光、バイオマス等）など、クリーンエネルギーの利用促進を働きかけている。消費者、民間事業者、経営者などを対象に各種セミナーやワークショップを開催して啓蒙活動を行うとともに、前述の VES のよう

²⁵⁵ 国家環境庁環境保全局年次報告書“Environmental Protection Division Annual Report 2018“ p.29

²⁵⁶ 国家環境庁ウェブサイト

<https://www.nea.gov.sg/programmes-grants/grants-and-awards/energy-efficiency-fund>

²⁵⁷ 国家環境庁年次報告書 2018/2019 “National Environment Agency Annual& Sustainability Report 2018/2019“ p.26

エネルギー効率を“Low”、“Fair”、“Good”、“Very Good”、“Excellent”の5段階で評価。

な制度を通じて、地球環境に優しい乗り物の利用促進に努めている。

(4) 再生可能エネルギーの実証プロジェクト

熱帯気候のシンガポールにおいて、太陽光エネルギーは再生可能エネルギーとして最も期待されている資源である。太陽光による発電量は2010年の3.8 MWpから、2015年には60 MWpまで増加した²⁵⁸。2015年には、政府全体で大々的に太陽光発電を導入する「Solar Nova Programme」を開始し、2020年の太陽光による発電量を350 MWpに増加させるという目標を掲げたが²⁵⁹、2019年には353 MWpと既に目標値を達成した²⁶⁰。なお、太陽光発電パネルは、主にHDBや多層式駐車場の屋上に設置され、エレベーターや水道ポンプ等の共同設備で利用されており、HDBにおける設置個所は、2018年には4,550棟まで拡大した。

シンガポール政府はこのようなプロジェクトを通じ、将来的には、国民に対し割安な料金で太陽光エネルギーを提供することを計画している。

(5) 産業界に対する新たな管理義務の導入

2013年4月、新たなエネルギー保全法により、エネルギー管理に関する義務的要件が産業界におけるエネルギーの集中的な使用者に対し導入された。

年間で54TJ以上のエネルギーを消費する産業活動を行う企業は、エネルギー管理者の任命、エネルギー使用量と温室効果ガス排出量の測定及び報告、そしてエネルギー効率改善計画の提出を求められる。

(6) 液化天然ガスの輸入

経済発展に伴うエネルギー需要の伸びへの対応と、供給源の多様化を図ることを目的として、2006年から進めてきた液化天然ガスの輸入計画は、ジュロン島西部地域に約40ヘクタールの受け入れ基地が完成し、2013年5月の営業開始に至った。

当初の年間受入量は350万トンであり、2014年には600万トン、2018年にLNG貯蔵タンクと再ガス化施設が新たに完成したことで、年間受入量は1,100万トンに増加した²⁶¹。

(7) 炭素税の導入

気候変動への新たな取組として、シンガポール政府は2017年度予算案報告の中で、2019年度から炭素税を導入することを発表し、2019年1月に施行した。CO₂の排出削減を目的とした炭素税の導入はASEAN地域で初めてである。

対象となるのは、年間2万5,000トン以上の温室効果ガスを排出する設備を持つ事業者であり、これには発電所、石油化学、半導体部門の企業等が該当する。2019年から2023年までの税額は、

²⁵⁸ シンガポールエネルギー統計 “Singapore Energy Statistics 2018” p.93

²⁵⁹ シンガポールエネルギー統計 “Singapore Energy Statistics 2018” p.91

²⁶⁰ エネルギー市場庁ウェブサイト

<https://www.ema.gov.sg/singapore-energy-statistics/Ch06/index6>

²⁶¹ エネルギー市場庁ウェブサイト https://www.ema.gov.sg/Gas_Market_Overview.aspx

CO2 排出量1トン当たり S\$5 で、5年間で累計約 S\$10 億の税収を見込む。2023 年までに税額を再度見直し、2030 年までには CO2 排出量1トン当たり S\$10 又は S\$15 まで引き上げる計画である²⁶²。

(8) 今後の更なる取組方針

2019 年8月に行われた独立記念集会 (National Day Rally) における首相演説では、気候変動の重大性と、それに早い段階で対策を講じる必要性が強調された。シンガポールは島国であることから、気候変動による海面上昇の危機に直面し、とりわけイーストコースト (East Coast) や ジュロン島 (Jurong Island) 等の低平地は、今後その影響を受ける可能性がある。これに対し政府は、マリーナバラーズ²⁶³の反対側に2つ目となるポンプ室の建設と、テコン島 (Pulau Tekong) における干拓地の建設を進めている。

7 緑化政策

緑化政策は国家開発省が所管しており、具体的な施策はその法定機関である国立公園庁が担っている。国立公園庁は、シンガポール植物園 (Singapore Botanic Gardens) の中に設置されており、公園、オープンスペース、パーク・コネクター、自然保護区、道路植樹帯など、合計1万2,680 ha を管理している²⁶⁴。

シンガポールの国土緑化運動は、自治政府時代の1963年に、当時のリー・クアンユー首相が提唱した植樹キャンペーンから始まり、独立後の1967年に「ガーデン・シティ」政策として正式に発表された。都市緑化には、景観の向上、日陰の創出といった利点が挙げられるが、最も大きなねらいは、世界トップレベルの“緑の国”を築き上げることで、“安心、快適、清潔”なイメージを海外投資家や観光客に与え、それらの力を借りることによって、国際的な競争力を高めることにあった。

緑化運動が開始された当時、シンガポール国内には植樹に適した在来樹種が少なく、諸外国からシンガポールの気候や土壌に適する樹木が持ち込まれた。当初は量的な充実を重視し、成長の早い樹木を道路沿いに大量に植樹したが、その後は、花の咲く樹木や香りのある樹木、果実のなる樹木を植えるようになった。また、「熱帯」のイメージを高めるため、観光客が目にしやすい高速道路沿いや観光スポットに椰子の木を植えるといった工夫も凝らされた。このように、独立当初からの計画的な緑化政策によって、現在のシンガポールは街の中心部でも驚くほど豊かな緑で溢れている。

さらに近年、政府はこれまで掲げていた「ガーデン・シティ (緑の都市)」から「シティ・イン・ア・ガーデン (緑に囲まれた都市)」を新たな目標とし、道路帯の緑化を推進すること等で、まるで緑の中を歩いているような都市の形成を目指している。

²⁶² 国家環境庁ウェブサイト <https://www.nea.gov.sg/our-services/climate-change-energy-efficiency/climate-change/carbon-tax>

²⁶³ マリーナ貯水池にあるダム施設であり、全長350mの堰により水供給や洪水防止の役割を果たすのに加え、レクリエーションや環境教育の場としても利用されている。

²⁶⁴ 国立公園庁年次報告書 “National Parks Annual Report 2018/2019” p.57

図表9 緑化政策の変遷

年代	基本方針・政策	重点項目
1960年代	「Garden City（緑の都市）」 「クリーン&グリーン政策」	道路沿いの植樹、公園の建設・整備
1970年代		道路沿いの植栽、色彩豊かな植物の植栽、歩道橋・駐車場等への植栽、アメニティ施設の整備、埋立地の緑化
1980年代		フルーツの植樹、維持管理の機械化、コンピューターの導入、色彩豊かで香りある植物の植栽、目的別アメニティ施設の整備
1990年代	「シンガポール・グリーンプラン」	生態系に配慮した公園整備、住民参加による公園づくり、公園ネットワークの形成、公園の計画的改修、木陰のある遊歩道整備
2000年代	「シンガポール・グリーンプラン2012」 「ブループリント」	住民ニーズに合った公園づくり、住民と公園との共存・共生、緑を楽しめる場の創出
2010年代	「City in a Garden（緑に囲まれた都市）」 「ブループリント2015」	気候変動に対応した都市部・工業団地の緑化、公園ネットワークの拡大、公園の景観向上、住民主導による緑化

「自治体国際化フォーラム（2002年2月号）」、国立公園庁ウェブサイトを基に作成

（1）樹木の管理と植樹活動

国立公園庁が管理している樹木は、定期的に検査が行われており、主要道路沿いは12か月に1回程度実施されている。街路樹については、熱帯気候のシンガポールでは植物の成長が早いため、頻繁に剪定作業が行われ、刈り取られた枝は、鶏糞と混ぜ合わせて肥料として再利用されている。主な街路樹については、樹木ごとにIDが割り当てられ、「地理情報システム（Geographical Information System）」に登録される。このIDには、樹木の種類、位置、樹齢、樹木検査の履歴など各種データが記録されており、効率的な管理が可能となっている。

なお、2020年4月には、国立公園庁主導の新たな植樹運動「The One Million Trees movement」が開始された。これは、10年間でシンガポール全土に100万本の木を植え、シンガポールの樹木数を800万本にするという取組であり、2020年10月までに約6万本の植樹が実施されている。

（2）屋上及び壁面の緑化

「シティ・イン・ア・ガーデン」を掲げるシンガポールでは、建築物の緑化にも積極的で、例えば、ビル管理者に対しては屋上部分の緑化を推奨している。政策面から支援するものとして、「空中緑化奨励制度（Skyrise Greenery Incentive Scheme）」の下、市街地のビルが屋上や壁面の緑化を導入する場合、その費用の50%まで助成することで、緑化施策の推進を後押ししており、

2009年に同制度が導入されてから、110以上建物の緑化を支援している。さらに、壁面等の優れた緑化デザインを表彰する制度（Skyrise Greenery Awards）により、商業施設やオフィスの積極的な緑化への取組に繋がっている。

（3）パーク・コネクター構想

国立公園庁は、緑地スペースの拡大と、住民が自然と触れ合う機会を増大させることを目的に、遊歩道により公園同士を繋ぐことで、シンガポール島内を巡る「緑のネットワーク」の形成を目指している（パーク・コネクター構想）。

2018年までに全長327kmのパーク・コネクターが整備され²⁶⁵、その距離は現在も延長し続けている。「ブループリント2015」では、2030年までに400kmを整備することを目標としている。

（4）ガーデンズ・バイ・ザ・ベイ

2012年6月、マリナーナ地区に開園した「ガーデンズ・バイ・ザ・ベイ（The Gardens by the Bay）」は、総面積101ha、ラグビー競技場およそ177個分にも及ぶ壮大な植物園である²⁶⁶。ベイ・サウス、ベイ・イースト、そしてベイ・セントラルの3つのエリア²⁶⁷には、2種類のクール温室²⁶⁸を含む複合施設「Conservatory Complex」や太陽光発電や雨水集水域といった機能を備え、最大50メートルの高さを誇る空中公園「Super Trees」、イベントスペース等で構成されている。

8 環境美化政策

街の清掃は各省庁がそれぞれ所管する部分を管理してきたが、全ての清掃事業を統合できるよう、2012年4月、国家環境庁内に公衆衛生課（Department of Public Cleanliness : DPC）が設置された。業務委託した清掃業者の監督や、道路、河川、海岸等の美化政策の実施など、公共住宅団地を除いた全ての公共の場における清掃事業は、DPCによって管轄されている。

清掃業務については、シンガポール島内を6つの地域と高速道路の7区域に分け、それぞれの区域ごとに清掃業者が業務を受託している。国家環境庁では、街の清掃に加え、環境美化を推進するため、以下のような施策を行っている。

（1）ごみのポイ捨てに対する罰則

シンガポールの環境美化政策で特徴的なものとして「ごみのポイ捨て」に対する厳しい罰則が挙げられる。環境公衆衛生法では、公共の場でのごみの違法投棄について罰則を定めており（図表10「環境公衆衛生法」参照）、累犯等の悪質なごみ捨て行為をした者には「矯正労働作業命令（Corrective Work Order）」（以下「CWO」という）が科せられ、当該従事者は「CWO」と書かれた派手な色彩のベストを着用し、HDB住宅や公園などで3～12時間（初犯や再犯等により異なる）の清掃作業をしなければならない。

²⁶⁵ 国立公園庁年次報告書“National Parks Annual Report 2018/2019” p.49

²⁶⁶ 国立図書館ウェブサイト

https://eresources.nlb.gov.sg/infopedia/articles/SIP_2012-06-26_095923.html

²⁶⁷ ベイ・サウス（54ha）、ベイ・イースト（32ha）、ベイ・セントラル（15ha）

²⁶⁸ 熱帯のシンガポールにおいて、一定の低温を保つための温室。

2018年のCWO発行数は2,600件と2017年から30%増加した。それを受け国家環境庁は、矯正労働のベストを、公共作業員とより区別できるよう黄色一色からピンクと黄色の2色に刷新し、作業中は大きな看板を設置するなどさらに人目につくようにすることで、住民への抑止効果、再犯防止に取り組んでいる。就労許可証を保持する外国人²⁶⁹についても、2010年7月以降、初回の違反でも矯正労働の対象とする等、ごみの違法投棄に対する取り締まりを一層強化している。

また、国家環境庁は、ごみのポイ捨てを行う者をより効率的に摘発できるよう、街中に監視カメラを設置しており、その数は2020年6月時点で約1,500にもなる。今後も他の省庁が設置しているカメラやその他設備も活用することで、ビデオによる監視システムを拡大していく予定である。

このような厳しい罰則規定だけでなく、タウンカウンスルやショッピングモールの経営者と協力した、ごみ箱の最適な設置場所の検討、公共施設への禁止行為及び罰金額を明示したステッカーの掲示等を通して、違法投棄の抑止へ取り組んでいる。

図表 10 環境公衆衛生法の主な条項

- 何人もごみ、汚物、紙類、灰、容器その他のものを公共の場所や水路、排水溝に置いたり、落としたり、投げ捨ててはいけぬ。(17条1項(a))
- 違反した者については、令状なしで警察官、公衆衛生官等によって逮捕され、初犯で2,000 S\$以下、累犯で4,000 S\$以下、三度目以降の累犯は10,000 S\$以下の罰金が課される。(21条1項(C))
- 悪質なごみ捨て行為(累犯等)については、矯正労働作業命令により、合計12時間を超えない長さで公共空間の清掃を矯正労働として行わせる。(21A条1項、2項)

出典：Environmental Public Health Act



矯正労働従事者（出典：国立公園庁ウェブサイト）

²⁶⁹ 初回の違反から矯正労働となるのは、就労許可証（「エンプロイメント・パス」及び「S パス」）保持者のみ。労働許可証（「ワーク・パーミット」）で働く建設作業員や清掃作業員は、低賃金であることから初犯の罰金のみで十分に負担が重いため、矯正労働の対象外とされている。

(2) 環境美化キャンペーン

国家環境庁は、1990年に始まり、毎年恒例の環境美化イベントとして定着した「クリーン&グリーン週間」を、環境問題を考える場としてより発展させるため、2007年に「クリーン&グリーン・シンガポール (Clean & Green Singapore)」という年間を通じてのキャンペーンに刷新した。同キャンペーンでは、“クリーンな環境の維持”、“環境との調和”そして“エネルギーの効率化と資源保護”をテーマに掲げ、地球環境に優しい生活をする事が、ひいては環境保護へ繋がる行動であることを国民に呼び掛けている。

毎年1回、メインイベントとなるカーニバルでは、リー・シェンロン首相による基調講演、環境に関する各種意識啓発イベント、そしてグリーン商品販売フェア等、関係機関が一体となりイベントを盛り上げている。

9 今後の課題

シンガポールの環境政策は、限られた国土において経済発展と環境保全を両立し、東南アジアで最も美しい都市として国際的にも高い評価を得ており、総体として大きな成果を上げていると言える。しかしながら、資源の乏しいシンガポールにおいては、水資源の有効活用・供給元の確保、廃棄物の減量化・リサイクルの促進、エネルギー効率の向上、そして新エネルギー資源の開発など、取り組むべき課題は多岐にわたっている。こうしたなかで、2019年は、気候変動対策としての炭素税導入、さらに「廃棄物ゼロへのマスタープラン」の策定など、将来を見据えた新たな政策を開始した年であった。

国土が狭く、天然資源に乏しいシンガポールにおいては、今後も政府主導による効率的な政策運営が不可欠である一方、近年では、地域住民、ボランティア、NPO、教育機関等が連携した取組も活発に行われ、このような活動はますます重要になっていくものと思われる。

第4節 上下水道政策

1 概要

シンガポールは、年間平均降水量が約 2,000mm を超える多雨地域に位置する²⁷⁰ものの、国土が狭小であることに加え、最も標高の高いブキティマ高地でも約 163m しかない²⁷¹平坦な地形で、水源林等も少なく、保水・貯水能力が乏しいうえに、効率的に取水できるような大きな河川もない。他方、シンガポールは狭い国土に 2020 年 9 月現在で約 569 万人が暮らす²⁷²超過密都市であり、政府の積極的な産業誘致もあって水需要は増加の一途をたどっている。

シンガポールでは、1965 年の独立以来、国内の水源だけでは全ての消費量を賄うことができないため、供給の一部を隣国のマレーシアからの輸入に依存してきた。しかしながら、水の安定的な供給は国家の命運に関わる問題であり、政府は、水源の開発や循環利用の推進に積極的に取り組んでいる。

2 組織

シンガポールにおいて、上下水道政策全般を一元的に所管している機関は、持続可能性・環境省（Ministry of the Sustainability and Environment : MSE、2020 年 7 月 27 日に「環境水資源省」から改称）の管下にある公益事業庁（Public Utilities Board : PUB）である。

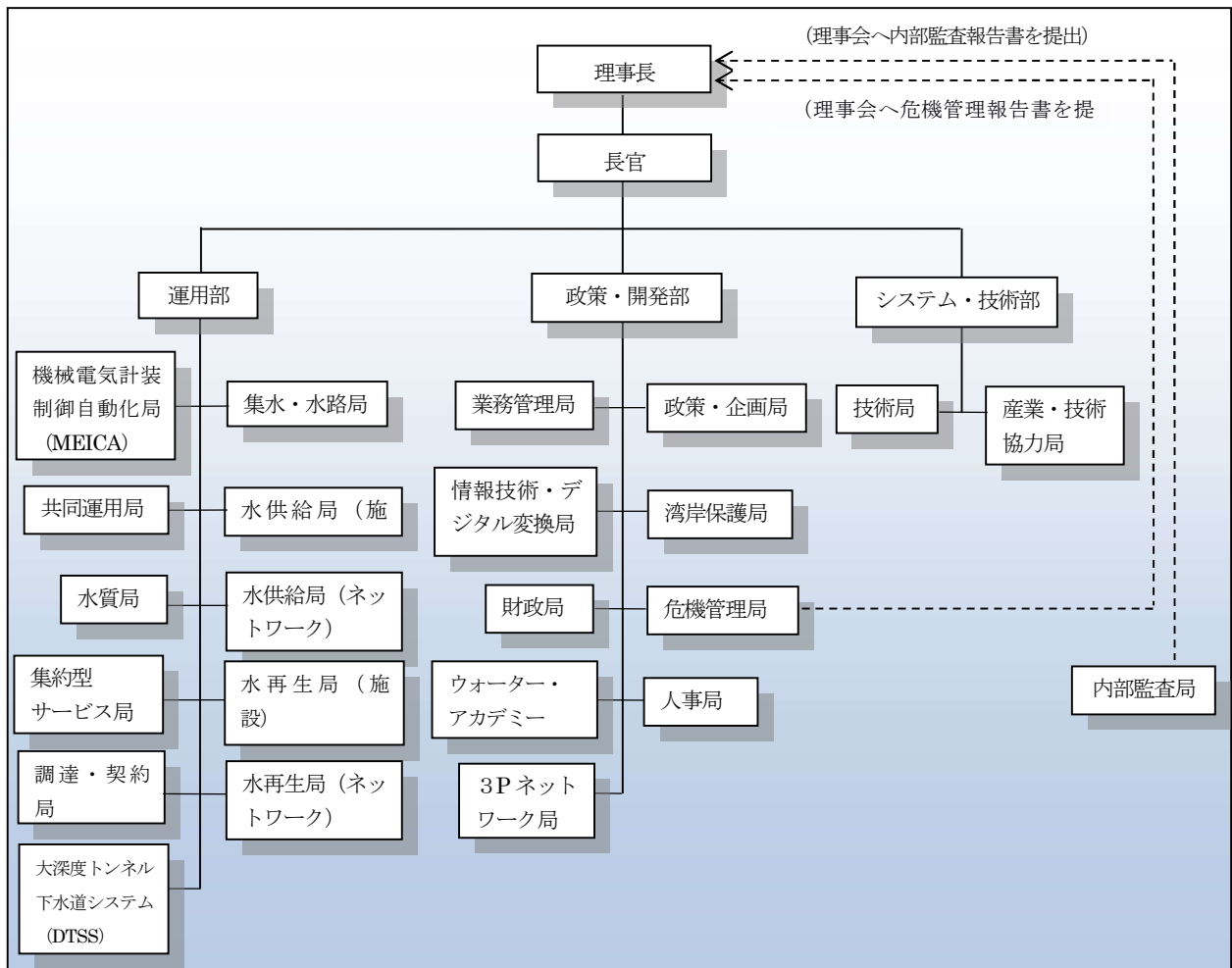
公益事業庁は、水、電気、ガスの供給機関として 1963 年に通商産業省の傘下に設置され、ライフライン基盤の整備の面からシンガポールの発展に寄与してきた。2001 年 4 月には、21 世紀を見据えたコスト削減とサービス向上を目指し、大幅な組織改編が行われた。電気及びガス部門が民営化されるとともに、旧環境水資源省の前身の旧環境省の内局であった下水道関連部門が公益事業庁に移管され、さらに、公益事業庁は通商産業省から旧環境省の管下に位置づけられた。また、2004 年 10 月の内部組織の改編により、高度処理再生水を担当する水再生局が、下水道局から独立した。これらの一連の組織改編により、公益事業庁は、水関連政策全般を所掌する機関となり、現在、上水から下水に関する水政策全般の企画・立案や、水処理施設の建設・管理・運営等の幅広い分野を担いながら、シンガポールにおける安定的な水供給の実現を目指している。

²⁷⁰ 1981-2010 年の長期に渡る年間平均降水量は 2165.9mm で年間降雨日は 167 日。（Meteorological service singapore <http://www.weather.gov.sg/climate-climate-of-singapore/>）

²⁷¹ National Parks “Bukit Timah Nature Reserve”:
<https://www.nparks.gov.sg/gardens-parks-and-nature/parks-and-nature-reserves/bukit-timah-nature-reserve>

²⁷² Statistics Singapore（2020 年 9 月 24 日閲覧）
<https://www.singstat.gov.sg/modules/infographics/population>

図表 1 公益事業庁の組織図（2020年7月8日現在）



公益事業庁ウェブサイトを基に作成

3 全体計画・主要目標

(1) Singapore Green Plan 2012～Sustainable Singapore Blueprint

2002年8月に、旧環境省から発表され、2006年に改訂された「Singapore Green Plan 2012」では、持続可能な社会の実現のために、大気、水、廃棄物処理、自然保全、公衆衛生、国際協力の各分野で設定された到達目標を示しながら、環境に関して国が進むべき方向性が定められた。

このうち、水に関する分野については、①雨水を貯水池に集める集水地域の国土に占める割合を50%から67%に引き上げること、②海水の淡水化や下水の再生利用といった新たな水資源確保の手法で、シンガポールにおける水需要の少なくとも25%を賄うこと、③国際基準を満たす水質での水供給を引き続き行うこと、④一人当たりの1日の家庭用水の使用量を155リットルまで引き下げること等が掲げられた²⁷³。

²⁷³ Ministry of the Environment and Water Resources “The Singapore Green Plan 2012 (2006 Edition)”

https://www.mse.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/grab-our-research/sgp2012_2006edition_new.pdf, p. 10

さらに、2008年には、旧環境水資源省、国家開発省（Ministry of National Development : MND）、財務省（Ministry of Finance : MOF）、運輸省（Ministry of Transport : MOT）、通商産業省（Ministry of Trade and Industry : MTI）が合同で「持続的発展に向けた省庁横断委員会（Inter-Ministerial Committee on Sustainable Development : IMCSD）」を設置し、2009年には、シンガポールが持続的な社会発展の実現に向け、2030年までに目指す青写真「Sustainable Singapore Blueprint」を発表、2014年11月には改訂版が発表された。

この中で、前述の②「海水の淡水化や下水の再生利用の国内水需要に対する供給割合」を、2060年までに80%（海水淡水化25%、下水の再生利用55%）、④「1人1日あたりの家庭用水の使用量」を2020年までに147リットル、2030年までに140リットルという新たな目標値を定めた²⁷⁴。

（2）Our Water, Our Future

2016年6月、公益事業庁は、2060年までの水需要を分析したうえで水の供給や節水などについて目標値を設定した長期計画「Our Water, Our Future」を発表し、上下水道に関する政策や水関連産業、家庭内節水の取組を紹介している。なお、2018年1月には改訂版が出されている。

この改訂版の計画の中で、シンガポールの水需要は今後益々増大すると予測され、2060年には2016年の倍の需要が見込まれている。特に工業用水の需要が伸びると考えられており、2060年は全体の水需要の7割を工業用水が占めることになると見込まれている。

図表2 「Our Water, Our Future」における1日当たり水使用量の現状値と目標値

		2016年	2060年
全体（1日の使用量）		4億3000万gal	8億6000万gal
内訳	家庭用水	1億9350万gal（45%）	2億5800万gal（30%）
	工業用水	2億3650万gal（55%）	6億200万gal（70%）

※1 gal（ガロン）＝約3.8リットル

出典：公益事業庁ウェブサイト「Our Water, Our Future」

2061年には、マレーシアからの輸入水の協定が満期を迎え輸入水がなくなることが予測されるなか、ますます増加する水需要に応えるため、シンガポールは、下水再生や海水淡水化による水の供給に力を入れるとともに、水需要自体の抑制を図ることで、2060年までの水の完全自給を目指している。

水の供給率向上に関しては、下水再生と海水淡水化による水需要全体に対する供給可能割合を、それぞれ現在の40%、25%から2060年には55%、30%まで引き上げることを目標としており、

²⁷⁴ Public Utility Board “Sustainable Singapore Blueprint 2015”
https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/1537Sustainable_Singapore_Blueprint_2015.pdf, P.29,49

これにより、輸入水に頼らない水の自給体制の構築を目指すとしている²⁷⁵。

一方、水の需要量の抑制策として、1人1日当たりの家庭用水の使用量を、2016年の148リットルから、2030年までに140リットルに引き下げることを目指している²⁷⁶。

図表3 「Our Water, Our Future」における下水再生・海水淡水化による水供給量の現状と目標値

	2016年	2060年
下水再生	最大1億7200万gal (40%)	最大4億7300万gal (55%)
海水淡水化	最大1億750万gal (25%)	最大2億5800万gal (30%)

出典：公益事業庁ウェブサイト「Our Water, Our Future」

4 上水道

上水道は、イギリスの植民地であった1857年、慈善家のタン・キム・セン氏による寄付金を基に建設が始まり、1867年に完成したトムソンロード貯水池（現マクリッチ貯水池）と給水設備に端を発する。現在、送配水管の総延長は約8,000kmに及び²⁷⁷、水道普及率は100%に達している²⁷⁸。また、シンガポールの水道水は世界保健機関（World Health Organization：WHO）の飲料水水質ガイドラインを満たし、蛇口から直接飲用に供することができる。

先述のように、狭小で平坦な国土であるシンガポールでは、自然降雨のみにより水需要を満たすことは不可能であり、早くは第二次世界大戦前から、貯水池の建設やマレー半島からの送水が行われるなど、水資源の確保は、国の重要な課題となってきた。現在、シンガポールにおける水供給の調達源は、①貯水池、②隣国マレーシアからの輸入水、③下水再生水「NEWater」（ニューウォーター）、④海水淡水化となっており、これらは、「4つの蛇口」（Four National Taps）と呼ばれている。

（1）貯水池

平坦な国土であるため、大規模なダムによるものではなく、多くは、河口や入江を閉鎖することによる淡水貯水池となっている。

2008年11月に、シンガポールで15番目の貯水池として運用を開始した「マリーナ貯水池」（Marina Reservoir）は、「マリーナ・バラージ」（Marina Barrage）と呼ばれる堰を、シンガポール川等が注ぐマリーナ湾口に設置し、その内陸部側を貯水池としたものである。なお、マリーナ・バラージには、市内の低地の洪水防止機能もあり、豪雨時には、干潮であれば、堰き止めている9つの水門を開けて余分な雨水を貯水池から海に放出し、満潮であれば、余分な雨水を海に放出することができる。マリーナ・バラージはまた、水位が潮の干満の影響を受けず一定に保

²⁷⁵ Public Utility Board “Our Water, Our Future2016”

<https://www.pub.gov.sg/Documents/PUBOurWaterOurFuture.pdf>, P.7, 9

²⁷⁶ Public Utility Board “Our Water, Our Future2016”

<https://www.pub.gov.sg/Documents/PUBOurWaterOurFuture.pdf>, P.42

²⁷⁷ Public Utility Board “Our Water, Our Future2016”

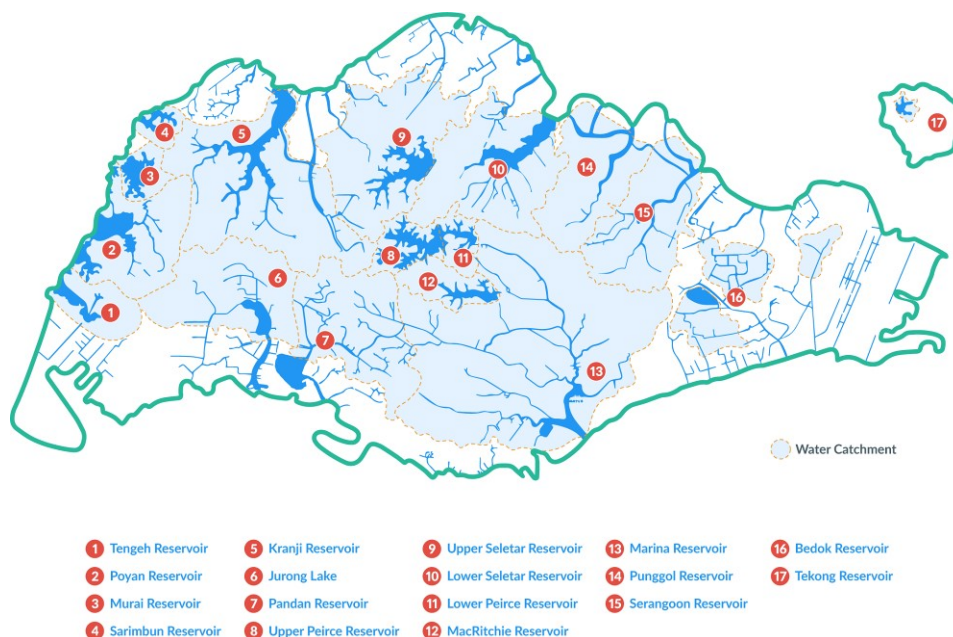
<https://www.pub.gov.sg/Documents/PUBOurWaterOurFuture.pdf>, P.33

²⁷⁸ 国土交通省「シンガポール共和国」（2016年3月） <https://www.mlit.go.jp/common/001131554.pdf>

たれているため、ボートやカヤックなどのレクリエーションの場としても活用されている。

マリーナ貯水池の運用開始に続き、2009年12月には、「プンゴル貯水池」と「セラングーン貯水池」が開設され、淡水化作業を終えた2011年7月より運用を開始した。これにより、現在、シンガポール国内には、17箇所の貯水池が設けられ、これら全てを合わせると、国土に占める集水可能地域は、67%に達成している²⁷⁹。さらに、シンガポール政府は、「Variable Salinity Plant」と呼ばれる最新技術の導入を進め、海岸線付近からの集水を行うことで、2060年までに集水地域の割合を90%にまで高めることを計画している²⁸⁰。

図表4 シンガポール国内の水源（17の貯水池の位置）



出典：公益事業庁ウェブサイト

(2) 輸入水

シンガポールの上水道の大きな特徴は、国内の水源だけでは不足する原水の一部を、隣国マレーシアのジョホール州から購入していることである。シンガポールとジョホールを結ぶジョホール海峡には、地上及び地下に複数の送水管が設置され、シンガポールに向けて送水している。

マレーシアのジョホール州からの原水の取水は、1961年に締結されたテブラウ川・スクダイ川を水源とする「The Tebrau and Scudai Rivers Water Agreement」と、1962年に締結されたジョホール川を水源とする「The Johor River Water Agreement」に基づいており、それぞれ2011年、2061年までの有効期間が設定されている²⁸¹。これらの協定では、シンガポールは1日当たりそれぞれ8,600万ガロン（約39.1万m³）、2億5,000万ガロン（約113.7万m³）の原水を、

²⁷⁹ Ministry of the Environment and Water Resources “The Singapore Green Plan 2012”
<https://njgreenink.files.wordpress.com/2011/08/singapore-green-plan-2012.pdf>

²⁸⁰ Public Utility Board “Innovation in Water Singapore 2012”
https://www.pub.gov.sg/Documents/InnovationWater_vol2.pdf, P. 9

²⁸¹ Ministry of Foreign Affairs Singapore “Water Agreement”
<https://www.mfa.gov.sg/SINGAPORES-FOREIGN-POLICY/Key-Issues/Water-Agreements>

1,000 ガロン当たり 0.03 リンギット（1 m³当たり約 0.2 円）で輸入することができるとされており、1961 年協定ではこのうち 12%相当量について、1962 年協定ではこのうち 2%相当量について、浄水加工した水をジョホール州が 1,000 ガロン当たり 0.5 リンギット（1 m³当たり約 3 円）で購入する権利を有することとされている²⁸²。なお、ジョホール州への上水の再販は、ジョホール州内の浄水場で浄水加工した水をシンガポールへ送水する過程で各戸に配水する仕組みであり、シンガポールから再度送り返す手間を省く効率的な配水方法となっている。

いずれの協定もシンガポールの独立前に締結されたものだが、1965 年にシンガポールが独立する際の「シンガポール分離協定」の中でマレーシア政府により保証され、シンガポール政府とマレーシアを構成するジョホール州政府間の協定として現在に引き継がれている。

1990 年には、シンガポール政府とジョホール州政府との間で、1962 年に締結されたジョホール川を水源とする「The Johor River Water Agreement」に関して、水源での採水の効率化を図るための補足協定が結ばれた。これは、ジョホール川の採水地の upstream にリンギウ貯水ダム（Linggi Reservoir）を建設し、ダムから川に放水することでジョホール川での原水確保をより確実にするものであった。なお、ダムはジョホール州の所有物だが、ダムの建設費や運営費、土地のリース代などはシンガポール政府が支出した。

2011 年には、1961 年に締結された「The Tebrau and Scudai Rivers Water Agreement」が期限を迎えたが、シンガポール政府は、下水再生、海水淡水化、貯水池による国内の水調達源の多様化と強化を図ってきたことを背景に、これを更新せず、ジョホール州にある水処理施設 4 か所をマレーシア側に譲渡した。

図表 5 1962 年締結の協定「The Johor River Water Agreement」の水源



出典：公益事業庁ウェブサイト

²⁸² Ministry of Foreign Affairs Singapore “Water Agreement”
<https://www.mfa.gov.sg/SINGAPORES-FOREIGN-POLICY/Key-Issues/Water-Agreements>
 Singapore Infopedia-A Singapore Government Agent website “Singapore-Malaysia water agreements”
https://eresources.nlb.gov.sg/infopedia/articles/SIP_1533_2009-06-23.html

(3) 下水再生水「NEWater」（ニューウォーター）

シンガポールでは、下水を高度処理し、再利用する計画が進められ、既に2003年2月から、原水としての実用化が始まっている。「NEWater」（ニューウォーター）と名付けられたこの水は、下水処理場で通常の処理が終了した水に、さらに3段階の浄化処理²⁸³を施し、飲用可能な水準まで高度処理した再利用水である²⁸⁴。

公益事業庁と旧環境省の共同プロジェクトとしてニューウォーターの開発研究が始まったのは、1998年である。研究の主な目的は、再利用水の原水としての利用の可能性を検討することであった。2000年5月には、1日当たり産水能力1万m³のパイロット施設がベドック下水処理施設の下流に建設され、2年間にわたって実証研究が行われた。マレーシアとの水源の問題に関する交渉が難航する中、2002年7月には、専門委員会から、ニューウォーターがシンガポール及び世界保健機関の飲料水水質基準を満たしているという報告がなされ、政府は2003年2月からニューウォーターを原水として利用することを開始する旨を発表した。

2020年現在、シンガポール国内では、5か所のニューウォーター工場（2003年にベドックとクランジに、2007年にウルパンダン、2010年と2017年にチャンギに建設）が稼働し、全水需要の約40%を供給しているが、このうちチャンギ地区の2工場が最大で、1日に228,000 m³のニューウォーター生産能力を有している。さらに、2022年にはチャンギ地区にもう1つ工場を稼働させ、最も古いベドックにある工場を廃止する予定である²⁸⁵。なお、前述のとおり、公益事業庁は「Our Water, Our Future」において、全供給量に占めるニューウォーター由来の原水割合を2060年までに55%に引き上げる方針を示している。

ニューウォーターは、その大部分が、工業用水として直接供給され、冷房装置の冷却水や半導体製造工場での超純水等として利用されている。また、その一部は、貯水池に放水され、雨水等と混合された後、通常の浄化処理を経て一般家庭にも給水されている。この手法は、間接飲用化（Indirect Potable Use）と呼ばれ、米国各地で25年以上の実績があり、貯水池の水と混合することで心理的な抵抗感を軽減するとともに、処理過程で失われたミネラル分を添加できるという利点がある。放水されるニューウォーターの全消費量に対する割合は、当初は1%未満であったが、2011年時点で2.5%まで引上げられ、その後もさらなる引き上げが検討されている²⁸⁶。

なお、ニューウォーターの飲料水としての利用については、国民の理解促進を図るため、2003年に「NEWater Visitor Centre」が開設された。ここでは、ニューウォーターの製造過程を見ることができるとともに、特に子どもに対して、ニューウォーターの安全性や節水といった水にまつわる教育機能が提供されている。

²⁸³ ①中空糸膜による精密ろ過、②逆浸透ろ過、③紫外線による殺菌の3段階を経る。これらのうち、①と②については、日系企業の技術が大きく貢献している。

²⁸⁴ Public Utility Board “NEWater” <https://www.pub.gov.sg/watersupply/fournationaltaps/newater>

²⁸⁵ The Straits Times “Singapore launches fifth Newater plant at Changi, boosting water supply”（2017年1月18日）

<https://www.straitstimes.com/singapore/singapore-launches-fifth-newater-plant-at-changi-boosting-treated-used-water-supply-by-10>

²⁸⁶ Research Office Information Services Division Legislative Council Secretariat “Factsheet NEWater in Singapore”（2016年2月）P.4

<https://www.legco.gov.hk/research-publications/english/1516fsc22-newater-in-singapore-20160226-e.pdf>

(4) 海水淡水化

シンガポールの国土が海に囲まれていることから、海水淡水化は、前述したほかの3つの水源と異なり、実質無制限にある海水から飲料水を生産することができる点で、その技術が大いに期待されている。現在、海水淡水化には逆浸透膜が使用され、海水から塩分やミネラルを除去することで純粋な水が生成されているが、このプロセスにおいて約 3.5kWh/m³ の多量のエネルギーが使用されている。公益事業庁は、持続可能な水源である海水を使用した飲料水の確保を効率的に行うための研究を進めており、将来的に、海水淡水化に必要なエネルギーを現在の 3.5kWh/m³ から、1 kWh/m³ まで削減することを目標としている²⁸⁷。

2005 年 9 月、シンガポールの西部に位置するジュロン工業団地に隣接するトゥアス地区で、シンガポールで初めてとなる海水淡水化プラントの①SingSpring が操業を開始した。その後、2013 年には、同地区に 1 日当たり 31 万 8,500 m³ の飲料水を生産する能力を有し、東南アジア最大級の海水淡水化プラントとなる②Tuaspring²⁸⁸が、2018 年には、やはり同地区に 3 か所目のプラントとなる③Tuas が稼働を始めた。

2020 年 6 月には、ビジネス中心地に近いマリーナ地区で、国内 4 か所目となるプラント④Marina East が操業を開始し、淡水と海水の両方を処理する能力を有する国内初のプラントとして期待されている²⁸⁹。さらに、2020 年中には、シンガポール南西部のジュロン島に国内 5 か所目のプラント⑤Jurong Island が完成予定である。なお、前述のとおり、公益事業庁は「Our Water, Our Future」において、水の全供給量に占める海水淡水化水の割合を 2060 年までに 30%に引き上げる方針を示している。

海水淡水化プラントを巡っては、これまで基本的に、公益事業庁自体がプラントを所有するのではなく、民間企業が自己資本で建設・運営し、造水した水を公益事業庁に売る、DBOO (Design-Build-Own-Operate) 方式と呼ばれる PFI の手法が採られてきた。

①SingSpring 及び②Tuaspring の両プラントについても、当初、PFI の手法により Hyflux 社がプラントを建設し運営していたが、同社が経営難に陥り、公益事業庁との水売却協定の責務を果たせない状態になったことから、2019 年 5 月、公益事業庁が②Tuaspring のプラントを接收し (Tuas South とプラント名称を改称)、直接運営を行うようになった²⁹⁰。なお、①SingSpring のプラントは現在、株式の 7 割を所有する Keppel Infrastructure Trust 社により運営されている (株式の 3 割は Hyflux 社が引き続き保有) ²⁹¹。

なお、3 つ目のプラントの③Tuas に限っては、当初から建設は民間企業で、運営は公益事業庁により行われている。

²⁸⁷ Public Utility Board “Desalinated Water”

<https://www.pub.gov.sg/watersupply/fournationaltaps/desalinatedwater>

²⁸⁸ Public Utility Board “Archives online”

<https://www.nas.gov.sg/archivesonline/data/pdfdoc/20130925004.htm>

²⁸⁹ 雨季にはマリーナ貯水池の雨水から、乾季には海水から飲料水を生産することができる。

The Straits Times “Singapore's 4th desalination plant begins operations” (2020 年 7 月 15 日)

<https://www.straitstimes.com/singapore/spores-4th-desalination-plant-begins-operations>

²⁹⁰ The Business Times “The Hyflux story so far” (2019 年 3 月 23 日)

<https://www.businesstimes.com.sg/brunch/the-hyflux-story-so-far>

²⁹¹ Keppel Infrastructure Trust “Trust Structure”

<https://www.keppelinfrastructure.com/about-us/trust-structure/>

図表6 海水淡水化プラントの基礎情報及び運営者等

	プラント名	運転開始	処理能力	建設	運営
①	SingSpring プラント	2005年	13万6,380m ³ /日	Hyflux社	Hyflux (30%) Keppel (70%)
②	Tuaspring プラント (2019年、Tuas Southに改称)	2013年	31万8,500m ³ /日	Hyflux社	公益事業庁(PUB)
③	Tuas プラント	2018年	13万6,000m ³ /日	HSL Constructor社	公益事業庁(PUB)
④	Marina East プラント	2020年	13万7,000m ³ /日	Keppel Infrastructure Trust社	Keppel Infrastructure Trust社
⑤	Jurong Island プラント	2020年 (予定)	13万7,000m ³ /日	TP-STM consortium	TP-STM consortium

公益事業庁及び各プラント建設・運営事業者ウェブサイト等を基に作成²⁹²

5 下水道

シンガポールにおいて、初めて本格的な下水道システムが完成したのは、1917年のことである。これは、当時の市の中心地域を3つに分けてそれぞれに下水路と下水ポンプを設置し、集めた汚水をアレキサンドラ通りに建設した下水処理施設でろ過処理し、シンガポール川に放水するというものであった。その後、1930年代に建設されたキム・チュアン下水処理施設とセラングーン汚泥処理施設や1961年に建設されたウルパンダン下水処理施設などの既存処理施設の拡張と併せ、1979年から1985年にかけては、ベドック、克蘭ジ、セレーター、ジュロンの4つの下水処理施設が新たに建設された。

シンガポールの下水道システムは、汚水と雨水の流れを分離する分流式を採用している。汚水は地下水路で処理施設に運ばれ、雨水は排水路から川や貯水池に流れ込んでいる。現在、シンガポールにおける下水道の普及率は100%に達している²⁹³。

なお、シンガポールにおける下水処理施設は、2001年に、水の再利用という観点を強調した「Water Reclamation Plants」（水再生プラントの意）に改称された。

²⁹² Public Utility Board “Desalinated Water”

<https://www.pub.gov.sg/watersupply/fournationaltaps/desalinatedwater>

Keppel Infrastructure Trust

<https://www.keppelinfrastructure.com/infrastructure/water-and-waste/singspring-desalination-plant/>

Water Technology.net “Tuaspring Desalination and Integrated Power Plant”

<https://www.water-technology.net/projects/tuaspring-desalination-and-integrated-power-plant/>

Cobra Group “Tuas III Desalination Plant”

<https://www.grupocobra.com/en/proyecto/tuas-iii-desalination-plant/>

Public Utility Board “Keppel Marina East Desalination Plant begins commercial operations”

<https://www.pub.gov.sg/news/pressreleases/KeppelMarinaEastDesalinationPlantbeginscommercialoperations>

Public Utility Board “Proposal for Singapore’s fifth desalination plant awarded to Tuas Power - Singapore Technologies Marine Consortium”

<https://www.pub.gov.sg/news/pressreleases/ProposalforSingaporefifthdesalinationplantawardedtoTuasPowerSingaporeTechnologiesMarineConsortium>

²⁹³ アジア大都市ネットワーク 21 「大規模な水再生—最新の処理方式で100%の下水道整備シンガポール」(2020年11月6日最終閲覧)

<https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/gaimubu/anmc21/anmc21org/bestpractice/Singapore4.html>

(2) 膜分離活性汚泥法

シンガポールでは、効率的でより高度な下水処理の方法として、膜分離活性汚泥法 (Membrane Bioreactor : MBR) の実用化にも取り組んでいる。これは、従来から下水処理に用いられている汚泥処理槽に、汚泥と水を分離する膜を浸して処理水を得る方法で、従来の方法に比べ、より良質の処理水が得られるとともに、処理施設をコンパクトに収めることができるものである。2003 年からは、日系企業 3 社の技術を利用した実験プラントが設置され、2006 年には、デモンストレーションプラントの運用が開始された。それらの結果から実用化の目途がついたため、ジュロン及びチャンギ下水処理場内へ膜分離活性汚泥法の技術の導入が計画された。

2017 年 2 月には、2025 年までの完成を目指して西部トゥアス地区に建設されるトゥアス下水処理場内の一部に、膜分離活性汚泥法の技術を使用した設備が使用されることが発表された。トゥアス下水処理場で使用されるこの膜分離活性汚泥法の設備は従来のものとは異なり、高度な技術により、下水をより高い水準まで処理することができるようになる。トゥアス下水処理場が完成すれば、膜分離活性汚泥法の技術が使用された世界最大の施設となるが、従来のプラントと比較して設置面積は 30%コンパクトになる²⁹⁵。

6 水需要抑制への取組

(1) 節水を促す取組

シンガポールでは、これまで述べてきたような水需要に対応できる国内の供給源確保の方策に加え、水需要そのものの縮減にも、積極的に取り組んでいる。

2006 年、公益事業庁とシンガポール環境委員会 (Singapore Environment Council : SEC) は、全てのシンガポール人が 1 日当たり 10 リットルの節水を目指す「10 リットル・チャレンジ (10-Litre Challenge)」を開始した。

このプログラムは、人民協会 (People's Association : PA)、社会開発協議会 (Community Development Councils : CDCs)、学校、そして草の根組織から構成されるボランティア団体 (Water Volunteer Groups : WVGs) によって運営されている。公益事業庁職員とボランティア団体が、各家庭を訪問しながら節水方法の説明や、節水機器の取り付け支援、また、低所得者等に対しては、水道料金の節約の仕方についてアドバイスを行っている。

この 10 リットル・チャレンジの取組のひとつとして、「節水ラベリング制度 (Water Efficiency Labelling Scheme : WELS)」が実施されている。節水効率を評価したラベル (“Zero Tick”、“Good”、“Very Good”、“Excellent”の4段階で評価) が、水道の蛇口やシャワーヘッド、トイレの貯水槽、男性用トイレ、洗濯機等に貼付され、それぞれの器具の節水効果が一目で分かるよう工夫されている。これによって、消費者は節水効率を基準に商品を購入することが可能となり、製造・販売業者に対しては節水商品の奨励を、そして、国民に対する水資源保護意識の啓発など、様々な効果が期待されている。このラベリング制度は 2009 年から義務化されており、現在シャワーヘッドを除いた水道の蛇口、トイレの貯水槽、男性用トイレや洗濯

²⁹⁵ 新華社通信 “Singapore to develop world's largest membrane bioreactor water reclamation plant” (2017 年 2 月 13 日) http://www.xinhuanet.com/english/2017-02/13/c_136053472.htm
Public Utility Board “Tuas Water Reclamation Plant” <https://www.pub.gov.sg/dtss/phase2/twrp>

機に添付することが必須となっており、2018年10月からは、食器洗浄機もラベリングの対象となった。

また、工業用水については、2008年から「10%チャレンジ」プログラムが開始され、効率的な水利用を行う施設への補助金交付等により、施設ごとの水使用量を10%減らす取組が展開されてきた²⁹⁶。

2016年に発表され、2018年に改訂された「Our Water, Our Future」では、2060年には2016年の倍の水需要が見込まれ、工業用水が全体の水需要の7割を占めることが予想されたことから、1人1日当たりの家庭用水の使用量について、2016年時点の148リットルを2030年までに140リットルに引き下げることが目標とされた。2020年9月現在の公益事業庁ウェブサイトには、2018年時点で既に1人1日当たりの家庭用水の使用量が141リットルまで減少したことが記載されるとともに、2030年には同使用量をさらに130リットルとする新たな目標設定がされ、さらなる節水への協力が呼び掛けられている²⁹⁷。

(2) 水道料金の設定

シンガポールにおける上下水道料金は、電気及びガス料金とともに、Singapore Power Ltdによって徴収される仕組みで、上下水道料金には水保全税が組み込まれ、メーター口径による基本料金制ではなく、各家庭の水道施設数（蛇口数）による定額徴収と、使用水量の従量料金制となっており、公益事業庁は、国民に節水に対する具体的な経済的インセンティブを与えるため、家庭用水については、使用量が多くなるほど、料金単価と水保全税率が高くなるよう設定している。具体的には、1m³当たりの料金単価（水道料金）が、月間使用量40m³以下のときはS\$1.21であるのに対し、40m³を超えるときはS\$1.52である。水保全税も同様に、月間使用量40m³以下のときは税率が50%であるのに対し、40m³を超えるときには税率が65%である²⁹⁸。なお、水道料金については、2000年の改訂以来しばらく据え置かれてきたが、近年の下水再生や海水淡水化等の投資に係るコストの増加を主な要因として、2017年7月1日、2018年7月1日に2年続けて値上げが行われた。

図表8 水道料金表（税抜価格）（2018年7月1日以降）

カテゴリー	使用水量 (m ³ /月)	料金 (S\$/m ³)	水保全税 (S\$/m ³)	下水処理費 (S\$/m ³)	合計料金 (S\$/m ³)
家庭用	1～40	1.21	0.61 (1.21の50%)	0.92	2.74
	40以上	1.52	0.99 (1.52の65%)	1.18	3.69
工業用	All units	1.21	0.61 (1.21の50%)	0.92	2.74
船舶用	All units	1.92	0.96 (1.92の50%)	0.92	3.80

公益事業庁ウェブサイトを基に作成

²⁹⁶ Tay Teck Kiang “SINGAPORE’S EXPERIENCE IN WATER DEMAND MANAGEMENT” ,P.4~6
https://www.iwra.org/member/congress/resource/abs461_article.pdf

²⁹⁷ Public Utility Board “Save Water” <https://www.pub.gov.sg/savewater>

7 意識啓発

シンガポールには水政策について学ぶ施設が整備されており、国民への啓発にも力を入れている。

マリーナ貯水池のマリーナ・バラージ内の屋内施設には、シンガポールの水政策を紹介するサステイナブル・シンガポール・ギャラリーが設置され、普及啓発や行政視察の場所として利用されている。マリーナ・バラージが水流を調整する仕組みを、モデルを使用したデモンストレーションにより理解することができる。

ニューウォーターの飲料水への利用について国民の理解促進を図るため、ニューウォーター・ビジター・センターも設置されている。ここでは、ニューウォーターの製造過程を見ることができるとともに、ニューウォーターの安全性や節水といった水にまつわる教育機能が提供されている。

また、2006年には、水辺でのレクリエーションや美化運動への意識付けのため、ABC ウォーター・プログラムが立ち上げられた。ABCはそれぞれ、Active、Beautiful、Cleanの頭文字で、川や貯水池の周辺において、豊かな水辺空間を整備することで水質と生活の質の向上を目指す取組であり、排水溝、運河、貯水池を周囲の環境と統合することで、きれいな川、湖をつくることを目的としている。

8 水関連産業の新たな展開－世界に発信する水関連産業

(1) グローバル・ハイドロ・ハブ

シンガポールでは、これまでの長年の水資源開発への取組により、国内外の企業による水関連産業の集積が見られる。政府は、これをさらに発展させ、シンガポールを最先端の水関連技術の開発拠点とし、新たに開発された技術を世界に向けて輸出する「グローバル・ハイドロ・ハブ」としての地位を確立させることを目指している。

2006年6月には、旧環境水資源省に「環境・水関連産業開発委員会」(Environment and Water Industry Development Programme Office : EWI)が設置され、①能力開発、②国際化、③産業分野開発を3つの主要戦略として、2015年までに水処理部門によるシンガポール経済への付加価値の貢献額を2003年比で3倍強に増やす(S\$5億からS\$17億へ)ほか、水関連産業全体の雇用者数を倍増させる(約1万1,000名の達成)ことなどが目標として掲げられた²⁹⁹。

なお、これらの実施にあたっては、旧環境水資源省や公益事業庁、経済開発庁(Economic Development Board : EDB)、国際企業庁(International Enterprise Singapore : IE Singapore)³⁰⁰などの政府機関のほか、民間企業やシンガポール国立大学(National University of Singapore : NUS)、ナンヤン工科大学(Nanyang Technological University : NTU)などの研究機関が参加し、2006年から2015年の10年間で、国立研究財団(National Research

²⁹⁸ Public Utility Board “Water Price” <https://www.pub.gov.sg/watersupply/waterprice>

²⁹⁹ Web Archive Singapore “Environment & Water Industry Programme Office”

<https://eresources.nlb.gov.sg/webarchives/details/www.pub.gov.sg.EWI.Pages.default.aspx.html>

³⁰⁰ 国際企業庁(IE Singapore)は、2018年4月1日に規格生産性革新庁(The Standards, Productivity and Innovation Board : SPRING)と統合され、シンガポール企業庁(Enterprise Singapore)となった。Enterprise Singapore <https://www.enterprisesg.gov.sg/about-us/overview>

Foundation : NRF) から S\$ 4 億 7,000 万の研究資金の提供を受けた³⁰¹。

この結果、2006 年から 2015 年の 10 年間で主に以下の成果が得られたとされている³⁰²。

- ・創出された雇用数 : 14,000 名 (目標は 11,000 名)
- ・経済的付加価値の貢献額 : S\$22 億 (目標は S\$17 億)
- ・水ビジネスに関わる企業数 : 180 社 (2006 年は 50 社)
- ・政府・民間の水関連研究施設 : 20 施設以上 (2006 年は 3 施設)

さらに、2016 年 7 月には、「研究・イノベーション・企業プラン 2020 (Research, Innovation and Enterprise (RIE) Plan 2020)」の下、国立研究財団が今後 5 年間のシンガポールの水関連産業の研究資金として、S\$ 2 億を追加することを発表し、2020 年までに水関連産業全体で年間 S\$28.5 億の付加価値貢献額と、1 万 5,000 人の雇用を達成することを目指すとしている³⁰³。

(2) 国際水週間の開催

シンガポールでは、2008 年から 2011 年まで、「シンガポール国際水週間」(Singapore International Water Week : SIWW) が毎年開催されてきた。各国の水担当大臣、行政、国際機関、産業等の関係者が参加し、水問題解決のためのハイレベル会合「Water Leaders' Summit」、水関連産業の見本市「Water Expo」、各種ビジネスフォーラム等が行われ、開催期間中には、研究開発投資・協力案件の契約や協定が多数締結される。

2012 年以降は、2 年に 1 度の開催となり、直近では 2020 年 7 月 5 日～9 日に開催が予定されていたが、新型コロナウイルスの影響により中止となり、2021 年 6 月 20 日～24 日に日程が変更されている³⁰⁴。

水関連産業の見本市「Water Expo」には、2010 年の第 3 回から、日本貿易振興機構 (JETRO) がジャパン・パビリオンを設置し、日本の企業・団体・自治体とともに日本の水処理技術等の PR を行っており、地方自治体では、2010 年に東京都、大阪市が、2011 年に東京都、横浜市、大阪市、北九州市が、2012 年に東京都、横浜市、神戸市、福岡市が、2014 年に東京都、横浜市、神戸市、広島県、福岡市が、2016 年に横浜市、福岡市が、2018 年に横浜市が出展参加した³⁰⁵。

³⁰¹ Public Utility Board “About Global HydroHub” <https://www.pub.gov.sg/globalhydrohub/about>

³⁰² Public Utility Board “Annex A: Water Industry Progress Report 2006 – 2015”

<https://www.pub.gov.sg/sites/assets/PressReleaseDocuments/Water%20Industry%20Annex%20A%20-%20Progress%20Report.pdf>

³⁰³ Public Utility Board “S\$200 million funding boost for Singapore’s water industry over the next five years” (2016 年 11 月)

[https://www.pub.gov.sg/news/pressreleases/s\\$200millionfundingboostforsingaporeswaterindustryovert henextfiveyears](https://www.pub.gov.sg/news/pressreleases/s$200millionfundingboostforsingaporeswaterindustryovert henextfiveyears)

³⁰⁴ SINGAPORE INTERNATIONAL WATER WEEK “About the Singapore International Water Week Online” (2020 年 11 月 6 日最終閲覧) <https://www.siww.com.sg/>

³⁰⁵ 「シンガポールの水政策と今後の水ビジネスの展望」 (クレアシンガポール事務所 2010 年 8 月)

http://www.clair.or.jp/j/forum/c_mailmagazine/201008_1/2-2.pdf

「シンガポール国際水週間 2010 水エキスポ 出展報告書」 (水のいのちものづくり中部フォーラム)

https://www.cbr.mlit.go.jp/kawatomizu/mizumono_forum/pdf/20100715expo.pdf

「シンガポール国際水週間 2011 について」 (クレアシンガポール事務所メールマガジン 2011 年 10 月)

9 今後の展望

シンガポールにおいては、増加する水需要に対する国内の水源を用いた自給体制を確立することは、国の安全保障の観点からも、長年、重要な課題となってきた。

シンガポールにおいては、下水は、あくまでも「Used Water」であり、再利用することが可能な資源であると捉えられている。マレーシアからの原水輸入に関する協定が期限を迎える 2061 年までには、完全自給を達成しようとする姿勢が鮮明に感じられる。

また、その過程で、世界から優れた水関連の研究開発拠点を呼び込み、そこで生まれた新たな技術を世界に向けて売り出すというビジネスモデルを確立しようとする、政府の戦略的な国家発展の取組の一端を窺わせている。成長を続けるシンガポールのイメージとも重なるこの動きは、今後、ますます加速するものと考えられる。

http://www.clair.or.jp/j/forum/c_mailmagazine/201110/2-6.pdf

「シンガポール国際水週間 2012(SIWW2012)」ジャパンパビリオン出品者リスト」（日本貿易振興機構）

<https://www.jetro.go.jp/news/releases/20120618660-news/list.pdf>

「シンガポール国際水週間 2014」（クレアシンガポール事務所メールマガジン 2014 年 9 月）

http://www.clair.or.jp/j/forum/c_mailmagazine/201409_1/3.pdf

「水と共に『シンガポール国際水週間 2016』ルポ」（P. 2）

<http://gwaterjapan.com/writings/1609eneco.pdf>

AsiaX 「JETRO、SIWW/CESS にジャパン・パビリオンを設置し日本企業の販路開拓を支援」（2018 年 7 月 6 日） <https://www.asiax.biz/news/47031/>

第5節 情報化政策

1 概要

1980年代初頭、政府は、情報技術（ICT）が経済成長の牽引役として将来有望であると認識し、世界に先駆けて国家的な情報化の推進を開始した。これ以降、政府は、40年間に亘って中長期的な情報化や行政の電子化計画を次々と発表するとともに、強力なリーダーシップによって、計画に掲げた目標を現実化してきた。その結果、今日のシンガポールは世界有数の情報化都市となり、優れた国際競争力を備えるに至った。

現在、政府が掲げている計画は、2015年に発表した情報化基本計画“Infocomm Media 2025”、2018年に発表された3計画（行政の情報化計画“Digital Government Blueprint”、デジタル経済促進に向けた計画“Digital Economy Framework for Action”、デジタル社会構築に向けた計画“Digital Readiness Blueprint”）である。

Infocomm Media 2025は、後述のSmart Nationを実現するための、シンガポールのICTの活用の方角性を記載したものとなっている。

一方、その他の3計画は特定分野の情報化について記載しており、Digital Government Blueprintは行政、Digital Economy Framework for Actionは経済、Digital Readiness Blueprintは国民を対象としている。

先進諸国等において情報化が加速する中、シンガポール政府は、更なる情報化推進の指針を次々と打ち出し、引き続き情報先進国としての地位を盤石なものとするため、これらの目標の実現に向けて着実に前進していく努力を日夜続けている。

2 現状

（1）国民生活の情報化

情報通信メディア開発庁（Infocomm Media Development Authority : IMDA）の調査によると、シンガポールの世帯におけるインターネットの普及率は2019年で98%となっており、2014年の調査時より11.0%³⁰⁶上昇している。さらに、学校に通う子供がいる家庭の98%がパソコンを所有しているなど、国民生活へのパソコンとインターネットの普及は急速に進んでいる。日本においても、2019年の調査時点でインターネット利用者数が1億18万人³⁰⁷に達し、普及率は89.8%となっているほか、自宅のパソコンからのインターネット接続時にブロードバンドを利用している世帯の割合が89%に達しているなど、近年、欧米も含めた先進諸国の情報化が飛躍的に進んでいる。

こうした中、世界の情報ハブを目指すシンガポールにおいては、情報通信メディア技術を活用することで、世界経済をけん引し、国民にとって快適で豊かな国家となることを目指すため、新

³⁰⁶ 情報通信メディア開発庁“Annual Survey on Infocomm Usage in Households and by Individuals For 2019”（2019年）p.7

https://www.imda.gov.sg/-/media/Imda/Files/Infocomm-Media-Landscape/Research-and-Statistics/Survey-Report/2019-HH-Public-Report_09032020.pdf

³⁰⁷ 総務省『令和元年通信利用動向調査の結果』（2020年）

https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/pdf/HR201900_001.pdf

たな基本計画を打ち出し、更なる情報化の推進に力を注いでいるところである。

(2) 電子行政・電子政府

各国の国際比較調査によると、シンガポールの電子行政の進展状況は国際的にかなり高いレベルにあるとされている。

国際連合が発表した 2020 年の電子政府に関する調査報告 (Global E-Government Survey 2020) では、各国の電子政府に関する基盤状況を比較したランキングにおいて、シンガポールは 11 位³⁰⁸となっており、アジア諸国では韓国に次いで 2 位である (日本は 14 位)。一方、早稲田大学が世界主要国 (2020 年の対象は 64 か国) に対して行った「第 15 回早稲田大学世界デジタル政府ランキング」では 3 位³⁰⁹ (日本は、米国、デンマーク、シンガポール、英国、エストニア、オーストラリアに次いで 7 位) となっている。

3 管轄行政機関

近年、シンガポールの情報化政策を所管する行政機関は大きく再編されているため、その変遷を含めて説明していく。

2016 年 9 月までの電子政府推進施策における最高承認・意思決定機関は、電子政府評議会 (iGov Council) であり、公的部門での ICT 推進の責任官庁は財務省であった。

また、技術担当主管兼情報担当主管は、情報通信省 (Ministry of Communications and Information : MCI) 管下の法定機関である情報通信開発庁 (IDA) だった。

こうした中、2014 年 8 月 17 日の National Day Rally³¹⁰で、リー・シェンロン首相が後述の「Smart Nation」を目指すことを発表、2014 年 11 月 24 日に首相自ら構想開始を宣言し、2016 年 10 月に関係機関の再編を行った。

情報通信省の管下の法定機関である情報通信開発庁及びメディア開発庁 (MDA) を再編し、情報通信及びメディア産業を所掌する情報通信メディア開発庁及び、公的機関の情報化を推進することを目的とした政府テクノロジー局 (Government Technology Agency of Singapore : GovTech) を設立した。

だが、2017 年 2 月に首相が、Smart Nation 構想が当初の期待通りの速さで進んでいないとの見方を示し、2017 年 5 月に、より体系的に進めるため関係省庁・部局を再編し、スマート・ネーション・デジタル政府グループ (Smart Nation and Digital Government Group : SNDGG) を首相府の管下に設立した。

スマート・ネーション・デジタル政府グループは、テオ・チーヒエン国家安全保障担当大臣兼調整大臣が議長を務め、外務大臣、情報通信大臣、貿易産業大臣等から構成される閣僚委員会に

³⁰⁸ 国際連合” Global E-Government Survey 2020” (2020 年) p.12
[https://publicadministration.un.org/egovkb/Portals/egovkb/Documents/un/2020-Survey/2020%20UN%20E-Government%20Survey%20\(Full%20Report\).pdf](https://publicadministration.un.org/egovkb/Portals/egovkb/Documents/un/2020-Survey/2020%20UN%20E-Government%20Survey%20(Full%20Report).pdf)

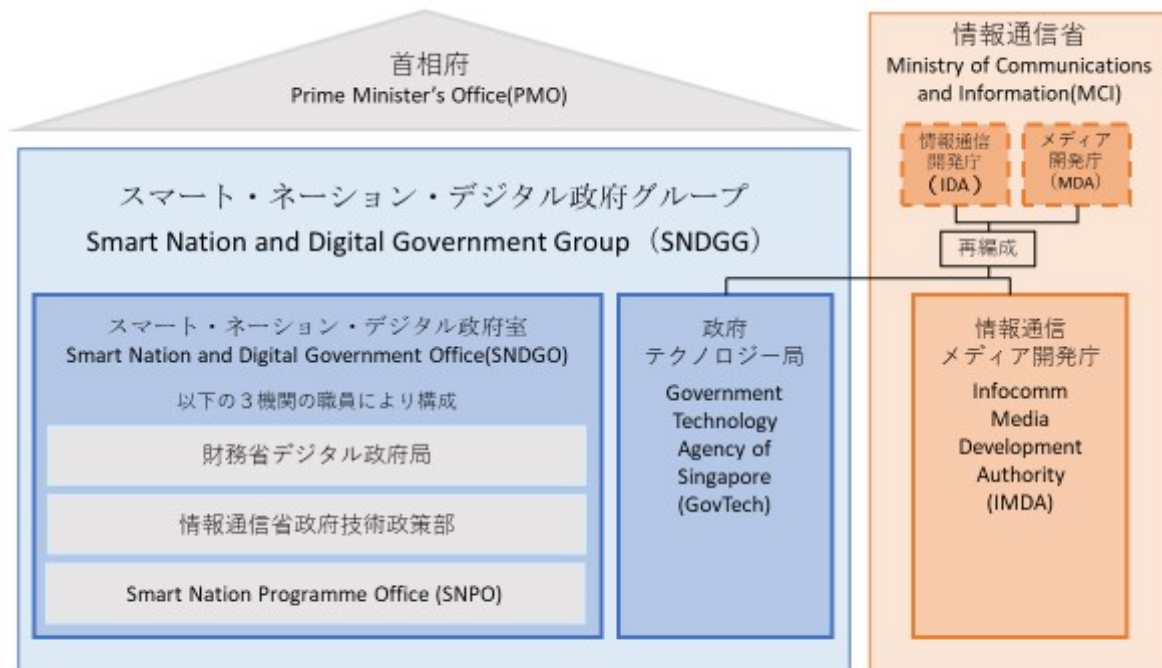
³⁰⁹ 早稲田大学電子政府・自治体研究所『第 15 回早稲田大学世界デジタル政府ランキング』 (2020 年) p. 1
https://idg-waseda.jp/pdf/2019_2020_Digital_Government_Ranking_Press_Release_Japanese.pdf

³¹⁰ 毎年、独立記念日 (8 月 9 日) の次の第 1 又は第 2 日曜日に行われる、その年の政策方針を発表する重要な演説

監督されており、スマート・ネーション・デジタル政府室（Smart Nation and Digital Government Office : SNDGO）及び政府テクノロジー局を統括している。

スマート・ネーション・デジタル政府グループは、産官学が連携し、都市の移動手段など国民の生活向上を実現できるデジタル・スマート技術を導入すること、経済的付加価値の向上に向けて、デジタル技術開発やプラットフォーム構築を進めること、政府機関の ICT インフラ強化に向けて、公共サービスでのデジタル化を促進することを目的としている。

図表 1 情報化政策に係る行政機関の体制



出典：スマート・ネーション・デジタル政府室等のウェブサイト

(1) スマート・ネーション・デジタル政府室

スマート・ネーション・デジタル政府室は、Smart Nation プロジェクトの計画及び優先順位を決定し、政府のデジタル化の推進及び Smart Nation を構築する上での官民の協働について調整を行うことを目的に、設立された。

他の政府機関と協力して公共サービスの電子化を促進し、SingPass³¹¹や CorpPass³¹²など、個人や企業が使用する政府全体の ICT のプラットフォームを管理するとともに、Smart Nation 構想の主要プロジェクトの策定や民間との協働を推進しており、財務省デジタル政府局（Digital Government Directorate）、情報通信省政府技術政策部（Government Technology Policy Department）及び Smart Nation Programme Office (SNPO) の3つの機関の職員から構成されている。

³¹¹ 官公庁のサービスごとに異なる個人認証基盤の統一による利便性向上を目的として 2003 年に導入されたオンラインアカウント。利用者は、各サービスの申請手続を1つのパスワードで行うことができる。

³¹² 法人版 SingPass。法人対象とした官公庁の手続を1つのパスワードで行うことができる。

各機関の役割としては、財務省デジタル政府局は、政府機関におけるデータの共有と保護に関する方針作成の役割を担当し、情報通信省政府技術政策部は、行政の工学的能力を高め、使用しやすく、安全で回復力のある情報通信システムとインフラを構築する事により、ICT を活用した政策の強化を担当し、Smart Nation Programme Office は、様々な政府機関や民間企業、国民が関与する Smart Nation 構想の調整を行う役割を担当している。

(2) 政府テクノロジー局 (GovTech)

政府テクノロジー局は、他の政府機関と協力して、安全なデジタルサービスと応用技術を開発し、Smart Nation に必要なプラットフォーム等を構築することや、IoT、データ科学、アプリケーション開発等の ICT 及び関連エンジニアリングの中核として、これらの分野におけるシンガポール政府の機能強化を行うことを目的に設立された。

全ての政府機関が同じ方向を向き、より良い行政サービスを提供するためには、人材、財政、ICT は中央でコントロールするべきとの考えのもと、政府テクノロジー局では政府機関に ICT インフラ、プロダクトやサービスを提供する役割を担っている。例えば、現在多くの政府機関が政府テクノロジー局の提供する共通基盤 (Singapore Government Tech Stack) 上にそれぞれのアプリケーションを構築している。以前は、各機関がそれぞれシステムを開発していたが、共通基盤の導入により、技術面の負担が軽減されるとともに、政府として一貫性があり、効率的なシステム構築が可能となっている。

4 Smart Nation 構想

(1) 概要

Smart Nation とは、ICT を活用することにより、国民の生活をさらに豊かにし、より多くのビジネス機会を創出し、より強固な地域コミュニティを構築することを目的とした、国全体をスマートシティ³¹³化する国家ビジョンである。

従来、各分野における ICT の活用は各省庁や関係機関で進められてきたが、活用されていた分野は限られており、国全体で体系的な活用をされていなかった。

そこで、ICT (特に AI、ビッグデータ、IoT など) や最先端技術と言われる技術の急速な発展を受け、この潮流に乗りそれらの技術を多くの分野で国全体で体系的に活用することがシンガポールのさらなる発展に必要不可欠であるという考えから Smart Nation は策定された。

「都市生活」、「交通」、「健康」、「電子政府」、「起業・ビジネス支援」の5つを重点分野に掲げ、交通渋滞、人口過密、高齢化社会、エネルギー消費の増大等のシンガポールが抱える社会課題の解決に ICT が貢献することを目指している。

ただ、民間企業と連携して実施している取組事例も複数ある一方、政府主導で情報化を強力に推進することにより、スタートアップ等の新しい技術を開発する民間企業が育たず、優秀な人材

³¹³ ICT や AI などの先端技術や、人の流れや消費動向、土地や施設の利用状況といったビッグデータを活用し各種インフラを効率的に管理・運用する都市

が政府に集中する弊害も指摘されている。³¹⁴

(2) 重点分野

政府は、Smart Nation 構想を実現する上で、5つの重点分野及び戦略的国家プロジェクトを掲げており、それぞれの取組の具体例について説明する。

ア 戦略的国家プロジェクト

(ア) Smart Nation Sensor Platform

国内全域にセンサー、監視カメラ、IoT 機器等を張り巡らせ、大気汚染の観測値、気温の観測値、スマート水道メーターの計測値、顔認証の結果等のデータを収集・活用し、国民の生活の向上に繋げることを目的とした取組。既に、特定の地区で環境センサー、監視カメラ、新たな無線通信技術等の実証実験が実施されたほか、プールでの事故の検出システムや高齢者用のヘルプボタン等の市民向けサービスの開発も進められている。

また、2019年からは、全国の9万5,000本以上³¹⁵の街灯にセンサー及びカメラを設置してセンサーで湿度、降雨量、温度、大気中の汚染物質等の環境状況を検出するとともに、カメラで群衆を分析し、電動キックボード等の速度計測や監視等を行う実証実験を実施している。

(イ) E-Payments

官民共同でキャッシュレス決済を推進する取組。キャッシュレス化を通じて、現金の取り扱いにかかる手間やコストを削減し、生産性の向上に繋げることが目的とされる。

24時間リアルタイムで銀行間の送金が可能なシステムの「FAST」、携帯電話番号やNRIC(個人番号)を宛先にして送金できるシステムの「PayNow」、政府が定めたQR決済の統一規格である「SGQR」等が今までに導入されている。

イ 都市生活

(ア) Smart Elderly Alert System

高齢者のための見守りシステム。住居に設置されたモーションセンサーにより、高齢者の通常の習慣を学習し、一定期間動きが検出されなかった場合等の不規則な行動パターンが検出された際に高齢者の異常行動に関する警告が家族や近隣の住民に届く仕組み。

³¹⁴ Jun Jie Woo "Technology and Governance in Singapore's Smart Nation Initiative"(2018年) p. 8-9
https://ash.harvard.edu/files/ash/files/282181_hvd_ash_paper_jj_woo.pdf

³¹⁵ Lamppost as a Platform
<https://www.tech.gov.sg/scewc2019/laap>

図表2 Smart Elderly Alert System のイメージ



出典：スマート・ネーション・デジタル政府室ウェブサイト

(イ) Automated Meter Reading Trial

水道の使用量を自動で測定するシステム。機械式の水道メーターを、水の消費量を自動で測定できるスマート水道メーターに変えることで、消費者がモバイルアプリケーションで消費量や水漏れ等を確認できるようになる。また、アプリケーションにゲーム要素や報酬を組み込むことで、節水をするように動機付けることができる。2023年までに新規・既存住宅、商業施設、工業施設に30万個のスマート水道メーターが設置される予定となっている。

(ウ) Virtual Singapore

建物や用地、環境のデータを総合的に活用した、シンガポール国土全体を3Dマップ上に再現したもの。このマップを活用することにより、建物の日照状況のシミュレーションによる太陽光発電の立地評価や、緊急時の群衆の避難をシミュレーションし、避難方法の検討に役立てることなどができ、具体的な都市計画を策定することが可能になる。

ウ 交通

(ア) 自動運転技術

2014年に陸上交通局（LTA）及びIntelligent Transport Society of Singapore（ITSS）がSmart Mobility 2030を策定し、自動運転技術を含む、インテリジェント交通システムの研究や開発を進めている。国内外の企業を呼び込んでの実証実験も重ねられており、ゴルフカート、普通車、シャトルバス、トラック等での様々な内容の実証実験が行われている。

(イ) オンデマンドシャトル

利用者の要望に応じて配車やルートを設定できる自動運転のシャトルバス。モバイルアプリ

ケーションで予約することで、自動運転のシャトルバスを配車することができ、バスのルートを設定して予約することで、そのとおりのルートで乗車できる。利用者の需要に応じてルートが変わるため、より最適化されたルートで利用することができる。

ただし、現在は、国立公園などで実証実験を行っている段階であり、実用できる水準までには至っていない。

エ 健康

(ア) HealthHub

健康情報や健康に係るサービスについてのワンストップのウェブサイト及びモバイルアプリケーション。個人の病院の記録、検査結果、予防接種の記録、歯科検診の記録及び処方された薬の確認、公的医療機関の予約等ができる。

国内で利用可能な診療所、健康的な飲食店及びスポーツ施設を含むヘルスケアに役立つ施設を一覧で確認することもできる。

(イ) TeleHealth

遠隔での診療、医療、リハビリテーション、モニタリング等のサービス。遠隔で対応することにより、医療従事者は多くの患者に対応できるようになり、生産性の向上に繋がる。

また、モーションセンサーを身に着けることで、遠隔であっても効果的なリハビリテーションを受けることができる。

図表3 TeleHealth のイメージ



出典：スマート・ネーション・デジタル政府室ウェブサイト

オ 電子政府

(ア) LifeSG

政府のサービスや情報にワンストップでアクセスできるモバイルアプリケーション。年金管理、健康管理、住宅の売買、パスポート申請、子育てに関する助成金の申請、スキルトレーニング等の様々な分野の 40 を超える政府のサービスや情報にアクセスすることができる。

(イ) Business Grants Portal 及び GoBusiness Licensing

企業が政府に申請する際の時間と労力を削減することができるウェブサイト。Business Grants Portal では、企業が複数の政府機関の助成金をワンストップで簡潔に申請することができ、GoBusiness Licensing では、企業が複数の政府機関への許可をワンストップで簡潔に申請することができる。

カ 起業・ビジネス支援

(ア) Networked Trade Platform

貿易と物流に関する手続等をワンストップで管理できるプラットフォーム。元々、企業が輸出入を行うためには、税関や、必要に応じて他の 35 の政府機関に申請を行わなければならない、申請に 1～4 日要していたが、1989 年に導入された貿易申請システム「TradeNet」により、ワンストップで電子申請できるようになり、手続に要する時間が 10 分以内になり、大幅に短縮された。

2007 年には貿易物流業界の情報交換プラットフォーム「TradeXchange」が導入され、そして、2018 年 9 月、「TradeNet」と「TradeXchange」統合され、「Networked Trade Platform」(NTP) が導入された。NTP は、「TradeNet」の機能に加え、海外の企業や規制当局のシステム、航空会社や船会社など貨物輸送会社、物流サービス事業者、貨物保険会社、金融機関とも接続が可能となっている。

なお、TradeNet は、本来は B to G のためのシステムであったが、NTP では B to B や B to C の取引をできるようになった。例えば、運送会社が余っている輸送容量をリストアップすることで、輸送手段を必要としている事業者との取引の機会が NTP 上で生まれるようになる。

(イ) FinTech Sandbox

金融に関する先進的な商品やサービスの実証実験を行うことができる環境を育成する取組。金融に関する先進的な商品やサービスの開発は加速しており、それを規制当局がどのように速やかに評価して消費者保護のための規制の枠組みを構築するかが課題となっている。そのために開発された仕組みの一つが「Regulatory Sandbox」である。「Regulatory Sandbox」のガイドラインに基づき、実際の市場で商品やサービスの実証実験を期間を定めて行うことで、その商品やサービスが市場に与える影響や消費者の動向を評価することができる。

5 主な施策の展開

(1) 施策の体系

シンガポールでは、ICT の進歩に呼応した国全体の情報化基本計画を策定し、それを個別の分野ごとの計画に連動させ、計画的に情報化を推進してきている。

前述の Smart Nation の実現に向け、新たな国全体の情報化基本計画として、Infocomm Media 2025 が策定された。この基本計画の下で、シンガポールの変革をより加速させるため、行政の情報化計画として Digital Government Blueprint、デジタル経済促進に向けた計画として Digital Economy Framework for Action、デジタル社会構築（国民の情報リテラシー向上）に向けた計画

として Digital Readiness Blueprint が策定された。

図表 4 国全体の情報化基本計画及びその他情報化計画

国全体の 情報化基本計画	行政の情報化計画	デジタル経済 促進計画	デジタル社会 構築計画
国家コンピューター化計画 (1980-1985)	行政サービスコンピ ューター化計画 (1980-1999)	/	/
国家 IT 計画 (1986-1991)			
IT2000 (1992-1999)			
Infocomm21 (2000-2003)	電子政府行動計画 (2000-2003)		
Connected Singapore (2003-2006)	第二次電子政府行動 計画 (2003-2006)		
Intelligent Nation 2015 (iN2015) (2006-2015)	iGov 2010 (2006-2010)		
	eGov2015 (2011-2015)		
Infocomm Media 2025 (2016-2025)	Digital Government Blueprint (2018~23)	Digital Economy Framework for Action (2018~)	Digital Readiness Blueprint (2018~)

出典：国全体の情報化基本計画、行政の情報化計画、デジタル経済促進計画、
デジタル社会構築計画

(2) 国全体の情報化基本計画

シンガポールの情報化に係る計画の変遷を紹介するため、過去の計画を含め、各計画の概要を述べる。

ア 国家コンピューター化計画

国家コンピューター化計画は、政府機関のコンピューター化、情報技術産業の成長促進、情報分野における人材育成を図るために策定された。

イ 国家 IT 計画

当時進展が著しかったネットワーク技術の導入による政府機関相互の情報の共有化が進められた。

ウ IT2000

シンガポールを経済・社会活動のあらゆる分野に ICT 技術が浸透したインテリジェント・アイランドにすることを目標とし、全国的な情報インフラの整備を提唱した。

エ Infocomm21

Infocomm21 は、「2005 年までにシンガポールを活気ある世界の ICT のハブとする」ことを目標とし、2002 年までに行政サービスの大部分をオンライン化、教育カリキュラムのうちの 30%に対する ICT の導入、2003 年までに商取引の半分を電子化といった具体的な数値目標を設定した。この中で政府の役割は「触媒」と表現されており、情報化推進の中心を担うのは民間部門であるとされていた。

オ Connected Singapore

Connected Singapore は、Infocomm21 に状況変化に応じた調整を加えたものであり、骨格は Infocomm21 から大きく変わっていない。

Infocomm21 同様、情報化推進における情報通信開発庁の役割は触媒や情報化推進のまとめ役で、民間部門が中心的な役割を果たすとする基本的姿勢に変更はないが、デザインや芸術といった分野を戦略的推進分野として位置づけるなど、新たなコンセプトが加えられた。

カ Intelligent Nation 2015 (iN2015)

2006 年に策定された Intelligent Nation 2015 (iN2015) は、2015 年までの 10 年間にシンガポールが「情報通信によって知的能力の高い国家 (Intelligent Nation)、グローバルな都市」として発展していくことを目的とした基本計画であった。

なお、同計画では①超高速で、広汎かつ高機能、高信頼性のある情報通信インフラ整備、②グローバル競争力のある情報通信産業の育成、③情報通信が使える労働力及び情報通信の専門家の育成、④より洗練された革新的な情報通信の利用を通じた主要産業、政府、社会における変革の先導、の 4 つの戦略を掲げていた。

キ Infocomm Media 2025 (ICM2025)

2015 年 8 月に策定された Infocomm Media 2025 では、Smart Nation の実現及び構想の補完をするために、2016 年から 2025 年までの 10 年間のシンガポールの ICT の活用の方向性が示された。主な記載内容は以下のとおり。

(ア) ICT に貢献が期待される主要な国家的課題

・生産性の向上

政府が目標とする年間 2～3% (2010～2020 年) の生産性向上への貢献。

・高度人材の雇用創出

2030 年までに、管理職や技術者等の高度人材職種全体におけるシンガポール人の雇用率を 1/2 から 2/3 へ引き上げ。

・高齢化社会への対応

健康で長生きできるための新たな解決策の提供。

・国民及び地域社会の結束力強化

国民の生活を各個人に合った形で豊かにする。また地域社会の結びつきを高めることで国家のアイデンティティを強化。

(イ) 今後 10 年間の技術革新への貢献が期待される技術・ビジネス

- ・ビッグデータの解析
- ・IoT
- ・コグニティブ・コンピューティング³¹⁶と先進ロボティクス技術
- ・次世代通信技術
- ・サイバーセキュリティ
- ・VR（バーチャルリアリティ）などの没入型コンテンツ
- ・モバイル端末の更なるプラットフォーム化
- ・プラットフォームフリーのコンテンツ

(ウ) 技術・ビジネスのトレンドを踏まえた 3 つの戦略目標

①収集データ及び高度な情報通信・処理技術の活用

あらゆるデータを有効活用するために、インフラ整備を行い、データの収集・通信・共有の効率性を強化するとともに、データ解析能力を向上させる。

②起業家精神を育成する ICM 分野における共存協調の産業構造の形成と強化

Smart Nation の実現に必要なコンテンツ、製品、サービスを創出するためには、新たなイノベーションを生み出すためのリスクを恐れず、また不断の努力も厭わない起業家精神を育成するエコシステムの形成と強化が必要。そのための人材育成、新興企業や有望な成長企業への支援を行う。

③国民及び地域社会の結束力強化に資する ICM 技術の活用

地域社会の結びつき強化と国民意識の向上を目指し、情報通信メディアの利活用による恩恵が、高齢者、低所得者層、障害者の生活にも及ぶように配慮していく。

(3) 行政の情報化計画

ア 行政サービスコンピューター化計画（1980－1999）

1980 年に発表された国全体の情報化基本計画「国家コンピューター化計画」は、政府機関のコンピューター化、情報技術産業の成長促進、情報分野における人材育成が三本の柱とされ、これを受け、省庁のコンピューター化によるペーパーワークの削減と、業務の効率化、人員の削減を目標とする行政サービスコンピューター化計画が策定された。

イ 電子政府行動計画（2000－2003）

1999 年 12 月に国家コンピューター庁（NCB）と通信庁（TAS）の合併によって発足した情報通信開発庁は、国家コンピューター庁から引き継いだ IT2000 に代わる新たな情報化基本計画を策定し、2000 年に「Infocomm21」と、2000 年から 2003 年までの 3 年間を対象とする新たな行政の情報化計画「シンガポール電子政府行動計画（The Singapore e-Government Action Plan）」（以下、電子政府行動計画）を発表した。

³¹⁶ ある事象についてコンピューターが自ら考え学習し、自らの答えを導き出す AI と似たようなシステム

ウ 第二次電子政府行動計画（2003－2006）

2003年7月、政府は計画期間を2003年～2006年、予算総額 S\$13億とする新たな行政の情報化計画「第二次電子政府行動計画（e-Government Action Plan II（eGAP 2））」を発表した。

「第二次電子政府行動計画」では、行政のネットワーク化による行政サービスへのアクセス性の向上、電子行政サービスの質の向上と統合、行政と国民の連携の強化が焦点とされ、利用者の満足度の向上（Delighted Customers）、政府と国民の連携強化（Connected Citizens）、政府のネットワーク化（Networked Government）の3つの達成目標を掲げていた。

エ iGov2010（2006－2010）

2006年5月、政府は計画期間を2006年～2010年の5年間とする新たな行政の情報化計画「iGov2010」を発表した。

「iGov2010」では、利用者が満足し、情報通信を通じて、政府と国民の連携強化のための統合された政府を目指すものとして、①電子サービスの普及促進と内容の充実、②電子参加による国民との意識共有の促進、③政府の能力と相乗効果の強化、④国家競争力における優位性を維持するための民間部門の育成、の4つの戦略的目標を掲げている。

オ eGov2015（2011－2015）

2011年6月に、政府は電子政府整備の新たな計画「eGov2015」を発表した。この計画では、国民と密接に繋がり、国民と協働する政府を目指して、公共サービスの提供における官民協働の促進、国民の行政への参画促進、行政全体の変革の促進の3つの戦略的な目標を掲げている。

カ Digital Government Blueprint（2018－2023）

2018年6月、2018年から2023年までの5年間の行政の情報化計画「Digital Government Blueprint」が発表された。「Digital to the Core, Serves with Heart」（徹底的にデジタル化を進めつつ、サービスを提供するに当たっては心を込める）の原則の下、ステークホルダー（利害関係者）を「国民及び企業活動」と「行政職員」の2つに分け、6つの成果目標とそれを達成するための戦略目標が掲げられている。

（ア） 成果目標

a ステークホルダー：国民及び企業活動

① Easy to Use

直感的で使いやすく、いつでも、どこでも、どのデバイスからでもアクセス可能なサービスの提供。

② Seamless

ペーパーレスなワンストップサービスの提供。

③ Secure & Reliable

安全な情報システムの提供。

④ Relevant

市民・企業のニーズに合ったサービスの提供。

b ステークホルダー：行政職員

①Digitally Enabled workplaces

より良い行政サービスを提供するため、行政職員に対して、必要な情報技術の活用や他の行政機関と円滑な協力が行える職場環境を提供。

②Digitally Confident workforce

基本的な情報技術に関する知識を備え、データや情報技術を効果的に活用することができる職員を育成。

(イ) 戦略目標

①行政サービスの統合

市民又は企業向けの様々な行政サービスのうち、関連するサービスを統合することにより、利便性を向上させる。（例：前述の LifeSG、Business Grants Portal、Go Business Licensing 等）

②政策策定及び運用における ICT の活用強化

政策立案及び各政府機関における運用に、より積極的に ICT を活用する。特に AI、IoT などの最新技術の使用を大きく推進させ、業務の自動化やパーソナライズされたサービスの提供、交通状況や事件の発生予測などへの活用に繋げる。（例：前述の Virtual Singapore）

③安全な情報システムの構築

システムのセキュリティと復元力を強化し、信頼性が高く安全な行政サービスを提供する。また、研修等を通して、行政職員のサイバーセキュリティに関する意識・能力を向上させる。

④市民・企業のニーズに合ったサービスの提供

高齢者等を含む全ての人にとって利便性の高い行政サービスを提供するために、電子行政サービスを開発する段階から、ステークホルダーである市民・企業を定期的に関与させ、アイデアの提供を受けることで、よりニーズに合ったサービスを提供する。

⑤共通のデジタル・データプラットフォームの構築

行政システムについて、可能な限り共通のプラットフォームを使用し、必要な場合にのみカスタマイズを行うようにすることで、費用対効果が高く、長期運用が可能なシステムを構築する。また、これにより新たなシステムの構築も従来よりも迅速に行うことができる。

⑥技術革新に向けた政府全体の能力向上

行政職員に ICT に関する基礎的な知識を身に着けさせるとともに、データ科学や AI などの専門分野を含む ICT に関する政府全体の能力を向上させる。

(4) デジタル経済促進計画

世界的に進む経済のデジタル化の動きに対応し、この分野で世界をリードする国であり続けるための計画として、2018年5月に「Digital Economy Framework for Action」を発表。以下の3点を計画の柱としている。

ア 産業の情報化の加速

あらゆる産業分野を情報化し、生産性を向上させる取組。取組例としては、企業、特に中小企業が情報化に向けた取組を実施するにあたり、その各段階において適切な支援や助言を提供する「Industry Digital Plans」が挙げられる。

イ 新しいビジネスモデルの創出

世界的な情報化の進展により、各産業間の垣根がなくなり、これまでのビジネスモデルが再構築されていることがあるため、企業による新たなビジネスモデル開発を支援することにより、国際的な競争力を強化する取組。事例としては、新たな挑戦を試みる企業と、最先端技術に明るく技術協力可能な企業を繋ぎ、新たなイノベーションを生み出すことを目的としたプラットフォーム「Open Innovation Platform」の運用が挙げられる。

ウ 情報産業の強化

国としての情報化への対応能力を強化し、優良な国内企業を育成することにより、情報技術の集積地としてのブランドを確立する取組。AI、没入型コンテンツ（VR など）、IoT、サイバーセキュリティを重要な情報産業に位置付けている。

取組事例としては、技術、財政、企業運営の3項目で基準を満たした企業を政府が認定することにより、政府や大企業とビジネスをする資格があるというお墨付きを与える制度「Accreditation@SGD」が挙げられる。

(5) デジタル社会構築計画

Smart Nation 構想を進めるに当たり、情報化による利益を全ての国民が等しく享受するための指針として、2018年6月に「Digital Readiness Blueprint」を発表。

Digital Readiness とは、ICT へのアクセス手段、知識や技術を有し、ICT を活用して豊かな生活を送ることができている状況のことを意味する。

高齢者等も含めて国民全体の情報リテラシー等を向上させ、情報化の利益を享受できるようにするための指針であり、以下の4点を戦略的に進めるとしている。

ア デジタルアクセスの拡張と強化

ネットワークにアクセスできる手段を整備することが、デジタル対応の基礎と位置づけ、アクセス手段の拡張や安全性の強化を行う。

イ デジタルリテラシーの向上

デジタルテクノロジーの活用方法やそのノウハウを理解するだけでなく、受け取った情報を正しく理解・分析・整理することができるようにする。

ウ 企業等のテクノロジー普及推進体制の構築

ただテクノロジーを使うだけでは不十分とし、新しいテクノロジーを使ってプロダクト、コンテンツ、サービスを作ることができるようにするため、企業等が社員にデジタル技術を身に着けることを推奨する仕組みを構築する。

エ 情報化の社会全体への普及

モバイルアプリケーション、ウェブサイト等を設計する際に、誰もが簡単に利用できるようにする。具体的には、モバイルアプリケーション、ウェブサイトの多言語対応が挙げられる。

6 国民 ID 番号制度

シンガポールでは、15 歳以上の全ての国民と永住者に NRIC (National Registration Identification Card) という ID カードが配布されている。NRIC 番号は出生時に割り当てられている。現在、NRIC は所得税の申告や新型コロナウイルスのワクチン接種等の行政手続、銀行口座の開設、ビル入館の際の身分証明や不動産の売買といった個人の経済取引など、公私様々な場面で使用されている。国民 1 人 1 人が生涯不変の番号を持つ制度の存在が電子行政の普及と促進に大きく寄与している。

NRIC 番号は、9桁のアルファベットと数字から構成され、NRIC カードは、15 歳到達時に発行され、30 歳で更新される。カードの表記事項は、①名前(英語・母国語表記の併記)、②民族(チャイニーズ、マレーなど)、③生年月日、④性別、⑤出生国、⑥血液型、⑦発行日、⑧住所、⑨国籍(永住者の場合)、⑩指紋である。



NRIC (National Registration Identification Card)

また、外国人居住者には雇用パスや扶養家族パスが発行され、それぞれ9桁のFIN番号(Foreign Identification Number)が付与される。FIN番号もNRIC番号と同様、生活上の様々な場面で利用されている。

第6節 科学技術政策

1 概要

シンガポールは国土が狭く、天然資源を持たないため、国家主導による経済発展を第一に据えた政策運営がされてきた。その結果、シンガポールは急速な経済成長を遂げ、IT、バイオ、金融、通信など様々な分野において地域ハブとしての地位を確実なものとするとともに、2018年時点で一人当たりGDPは62,721USD³¹⁷に達し、世界有数の富裕国となった。

政府は、そうした経済発展をより効果的に進めるために科学技術・研究開発に重点を置いており、その政策には大きく2つの特徴がある。

1つ目は、政府主導による特定研究分野への重点的、集中的な資金投入である。限られた狭小な土地の中で、国際競争力を高めるためには、政府の強いリーダーシップによる特定分野への重点的な投資が重要な役割を果たしている。

2つ目は、グローバル人材の獲得と国内人材育成への取組である。政府の研究資金の集中投資による研究開発拠点の整備を呼び水にし、海外からの優秀な研究者や多国籍企業の誘致を推進している。また、海外の高度人材を獲得するためにも、国内人材への教育の充実や教育インフラの整備にも力を入れている。

2 現状

(1) 研究開発費の概況

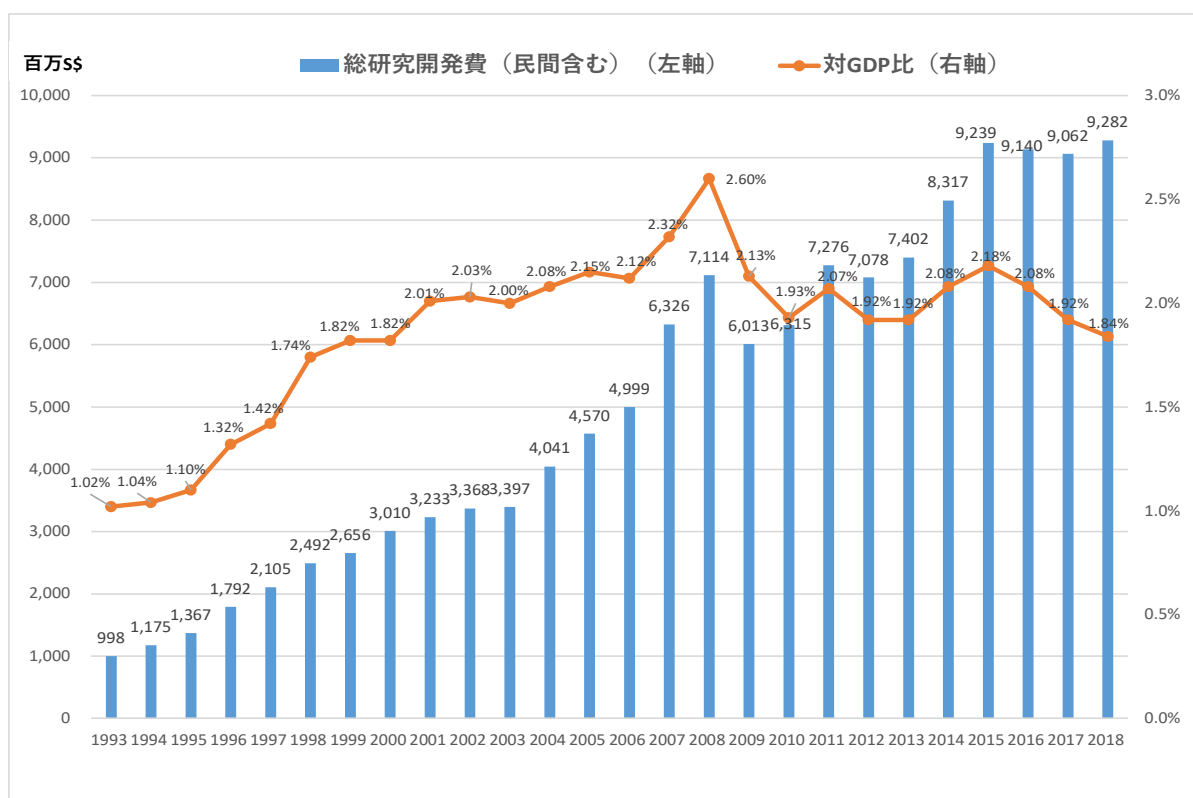
シンガポールの研究開発費総額は、図表1のとおり1990年代以降順調に増加傾向にある。政府の統計によると1993年における研究開発費は、約S\$10億であったが、2018年においては、S\$92.82億へと25年間でおおよそ9倍にまで増加している。対GDP比についても、1993年においては1.02%であったものが、2001年からは2%代に上昇している。2008年時点では、過去最高の2.6%まで上昇したが、リーマンショックの影響で民間資金投資が減少した後はその傾向が続き、近年は概ね2%前後³¹⁸の割合で推移している。

³¹⁷ The National Accounts Section of the United Nations Statistics Division ウェブサイト

<https://unstats.un.org/unsd/snaama/CountryProfile>

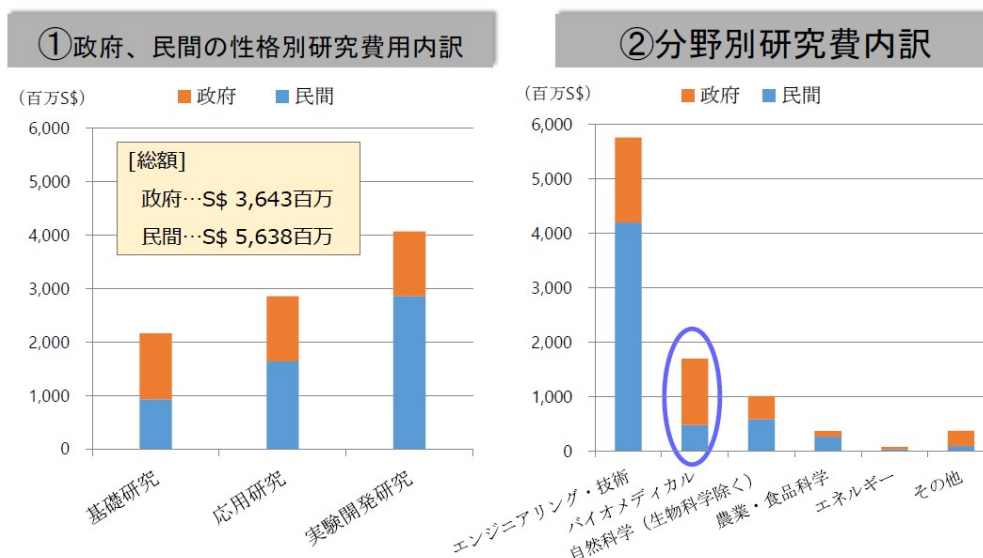
³¹⁸ 「文部科学省 科学技術・学術政策研究所、科学技術指標 2019」によると2016年度の研究開発費の対GDP割合は、1位イスラエル(4.39%)、2位韓国(4.23%)、3位日本(3.43%)となっている。シンガポールの数値は、世界トップクラスではないが、EU諸国の平均値(1.94%)に近い値となっている。

図表 1 総研究開発費と対 GDP 比の推移



NATIONAL SURVEY OF R&D IN SINGAPORE 2018 を基に作成

図表 2 研究開発資金の構成・内訳 (2018)



NATIONAL SURVEY OF R&D IN SINGAPORE 2018 を基に作成

研究開発投資の内訳は、図表 2 のとおり 2018 年において政府支出分が S\$3,643 百万、民間支出分が S\$5,638 百万となっている。政府と民間企業の比率は 4 対 6 となっており、他国と比較し

³¹⁹、政府負担割合が大きいことが特徴である。

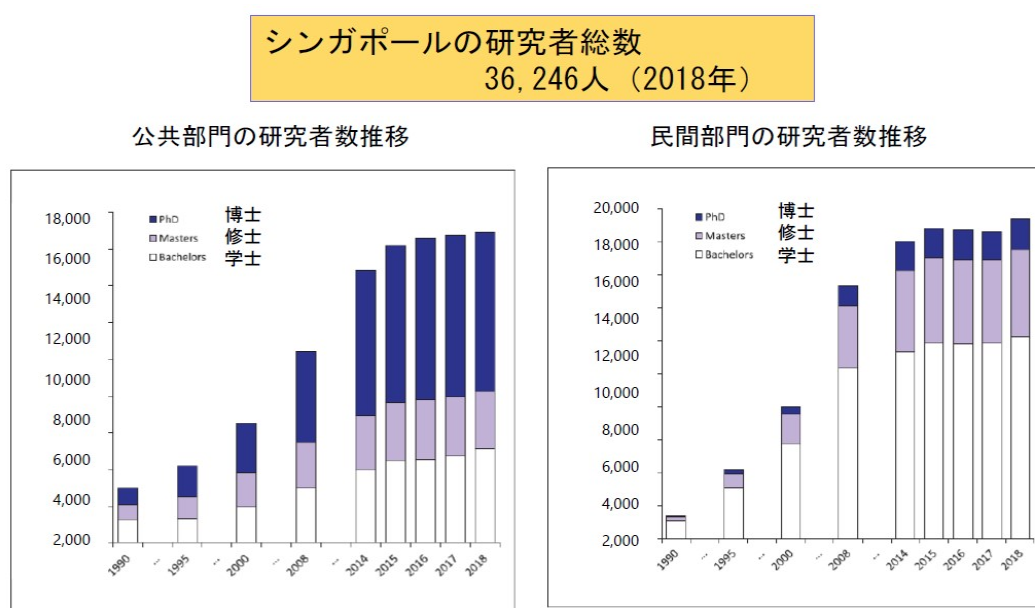
また、性格別研究費用を見ると応用研究、実験開発研究の比重が高くなっており、政府は政策的に産業化を見据えた研究を推進している。

さらに分野別の内訳を見ると、バイオメディカル分野に力を入れていることがわかる。政府は、2001 年から同分野を政策的に重点分野として位置づけており、長期的な観点で同分野の育成が続けられている。政府主導で、重点的に大規模な投資を行い、それを呼び水として同分野の外資系企業が研究開発投資を行うことを狙った政策運営がなされている。

(2) 研究人材の概況

シンガポールの研究者総数は、図表 3 のとおり 2018 年において 3 万 6,246 人となっている。公共部門の研究者は博士課程修了者の割合が高い一方で、民間部門では学部卒の割合が高くなっており、政府が提供する奨学金の利用者は、学位取得後一定期間、政府の研究所等で勤務することが条件となっており、公共部門の博士課程修了者割合の高さに寄与している。

図表 3 公共・民間部門別研究者数の推移

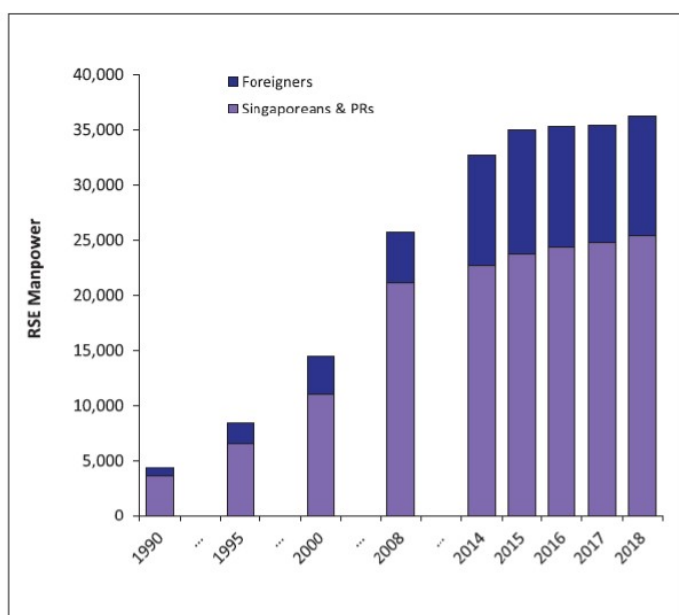


NATIONAL SERVEY OF R&D IN SINGAPORE 2018 を基に作成

また、研究者の国籍については、図表 4 のとおり研究者総数のうち 1 万 878 人が外国人で、研究者の約 3 割を外国人が占めており、政府の積極的な外国人高度人材誘致策が高い効果を上げている。

³¹⁹ 「文部科学省 科学技術・学術政策研究所、科学技術指標 2019」によると 2016 年の研究開発費の政府負担割合は、ドイツ (28.5%)、英国 (26.3%)、米国 (23.6%)、韓国 (22.7%)、中国 (20.0%)、日本 (17.4%) となっている。

図表4 外国人研究者数の推移



・研究者の約3割が外国人

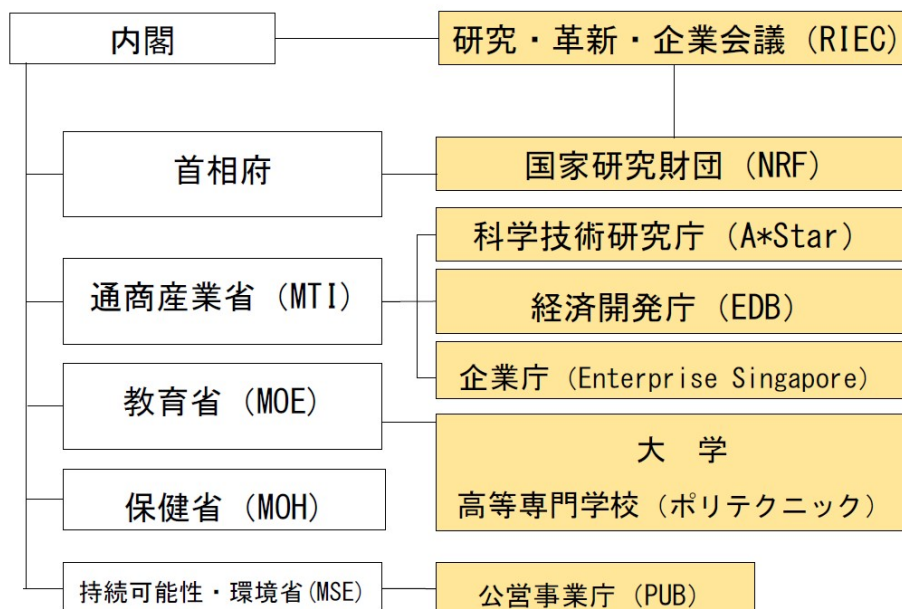
総研究者数 (2018年)	36,246人
シンガポール人 永住権保持者	25,368人
外国人	10,878人

NATIONAL SERVEY OF R&D IN SINGAPORE 2018 を基に作成

3 科学技術政策に関わる行政組織

科学技術政策は、図表5のとおり複数の行政機関が関与し、それぞれが役割分担をすることで運用されている。以下、各機関の概要について説明する。

図表5 科学技術政策に係る行政組織図



National Research Foundation ウェブサイトを基に作成

(1) 内閣

シンガポールでは議院内閣制を採用しており、内閣は国会に対して連帯して責任を負う。内閣

は、政府の政策と行政運営、国会の召集について責任を持ち、現在の内閣は首相を含め 20 名の閣内大臣により構成されている。科学技術分野の長期戦略について検討する研究・革新・企業会議においては、首相が議長を務める。

ア 研究・革新・企業会議 (Research, Innovation & Enterprises Council : RIEC)

2006 年設置。首相が議長を務めるとともに、各大臣、産業界・科学技術分野の著名人等で構成される会議。シンガポールを高い技術開発能力を持つ知識集積型社会に転換するという長期的な戦略を持つ。研究、イノベーション、企業戦略について議論するほか、内閣への助言などを行う。

(2) 首相府

首相をサポートし、助言するために 7 つの部局及び 3 つの法定機関から構成される組織。科学技術分野における具体的な政策、計画、戦略の立案等を担う国家研究財団を構成機関の一つとしてもつ。

ア 国家研究財団 (National Research Foundation : NRF)

2006 年設置。首相府内の 7 つの部局の一つであり、シンガポールを科学技術のハブにすることを目的とする組織。「科学技術政策に係る具体的な政策、計画、戦略の立案」や「研究・革新・企業会議の事務局」、「研究・革新・企業会議が承認決定する戦略プログラムへの資金提供」、「戦略の方向性を保つための複数機関の研究方針の調整」等の業務を担っている。

(3) 貿易産業省 (Ministry of Trade and Industry : MTI)

1979 年設立。経済成長、雇用創出をミッションとし、経済成長や産業発展に結びつく研究開発を主導する役割を担っている。同省の役割は政策の立案・調整であり、具体的なプログラムの立案や実施は、傘下にもつ科学技術研究庁、経済開発庁、企業庁等が担当している。

ア 科学技術研究庁 (Agency for Science, Technology and Research : A*STAR)

2002 年設立。経済成長や生活向上のための科学研究や革新的な技術開発を促進することをミッションとして、傘下の研究所で研究開発 (Research & Development = R&D) を実施するとともに、企業への知識や技術の提供、奨学金等による研究者の育成、技術移転支援等を行う。また、現在 6 つの工学系研究所、10 のバイオメディカル系研究所を有し、企業との共同研究にも取り組んでいる。A*STAR の活動はシンガポールの経済発展戦略に直結しており、これによって創り出されるシンガポールの R&D コミュニティは、外資系企業を惹きつけている。

イ 経済開発庁 (Economic Development Board : EDB)

1961 年に設立された産業政策を担当する投資促進機関であり、企業誘致のための優遇税制の整備等、いわゆる基盤整備やバックアップ的な役割を担っているほか、民間部門の研究開発への支援や投資も担当している。

ウ 企業庁 (Enterprise Singapore : ESG)

2018年に国際企業庁³²⁰と規格生産性革新庁³²¹が合併し設立。規格生産性革新庁が蓄積した国内産業、企業の知識と国際企業庁の内外ネットワークを一体化させた組織で、企業の技術革新、国際化を総合的に支援している。

(4) 教育省 (Ministry of Education : MOE)

1955年設立。大学等で行われる学術的・研究者主導型研究を監督する役割を担う。

ア 大学

大学³²²では、単独又は外部の公的・民間研究機関と共同で行う研究者主導型研究を中心に行われている。大学での研究は、将来のイノベーションや発明の基礎となるような新しい知識を創出するためのものであり、特に国の長期的戦略に関して選ばれた分野の研究については、国からの中長期的支援が保障されている。

イ ポリテクニク (高等専門学校)

ポリテクニク³²³は、産業や地元企業との共同プロジェクトを通じた研究開発やビジネスとの関係を強化することに焦点を置いた教育が行われている。ポリテクニクは民間セクターのイノベーション強化とシンガポールの技術及び人材能力の向上において、重要な役割を果たすことが期待されている。

(5) 保健省 (Ministry of Health : MHO)

1959年設立。病院や研究機関の医療研究者による研究を支援。2014年に「ヘルス IT マスタープラン³²⁴」を策定し、保健福祉分野における情報通信技術の活用を推進している。

(6) 持続可能性・環境省 (Ministry of Sustainability and the Environment : MSE)

1972年設立。環境や水の利用に関する科学技術の開発を所管し、傘下に公営事業庁を持つ。

ア 公営事業庁 (Public Utilities Board : PUB)

1963年設立。上下水道事業を所管。海水の淡水化、下水を高度処理して飲用可能にする技術(ニューウォーター)の技術研究を行っている。

³²⁰ 国際企業庁 (International Enterprise Singapore : IE Singapore) 2002年設立。地元企業の成長と国際化支援をミッションとし、国内外の市場情報の提供や海外ビジネスパートナーとのマッチング支援等を行う。

³²¹ 規格生産性革新庁 (SPRING : Singapore Standards, Productivity and Innovation Board) 2002年設立。地元企業、特に中小企業の技術力を高め、生産性と革新性を向上させるための支援を行うほか、スタートアップ支援のためのエコシステム整備も行う。国家規格適合認定機関でもあり、シンガポール品質の維持、向上も所管する。

³²² 大学6校：シンガポール国立大学、南洋理工大学、シンガポール経営大学、シンガポール技術設計大学、シンガポール工科大学、シンガポール社会科学大学 (私立)

³²³ ポリテクニク (Polytechnic : PT) 実業界の需要に合った実務レベルの人材を育成することを目的とする教育機関。工学、化学、生命科学、デザイン、ビジネスなどのコースがあり、実習室等において実地体験主体の教育が行われている。現在5校設置されている (シンガポール PT、ニース PT、テマセク PT、リパブリック PT、ナンヤン PT)。

³²⁴ 電子カルテの導入、医療関連データ及びシステムのクラウド化、ヘルス情報ポータル (Health Hub) の開発、遠隔医療の実施など医療現場の IT 化を推進する計画。

4 科学技術関連予算の流れについて

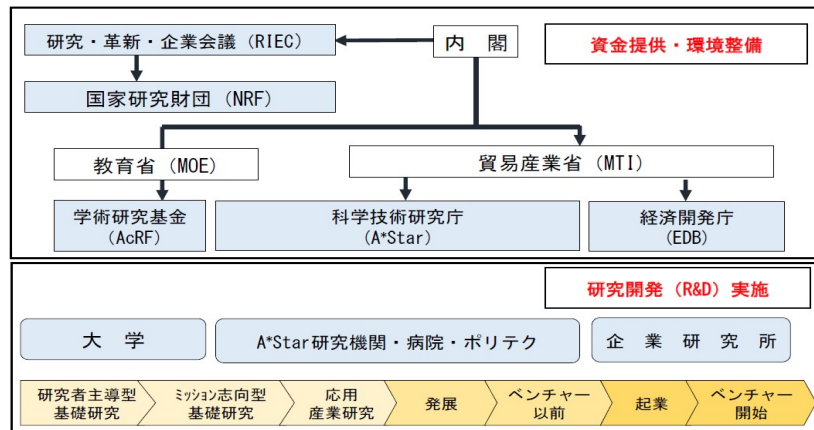
国家研究財団では、研究・革新・企業会議で承認された科学技術計画に基づき、国家の総合的な枠組みの中で、異なる政府機関による研究の調整を図り、戦略的な展望と課題に一貫性を持たせた上で、目標を達成するためのプログラムや新たな成長分野の研究プログラムに対して資金提供が行われる。

また、図表6のとおり教育省は所管する学術研究基金³²⁵（AcRF）を通じて、大学における基礎研究をはじめとした研究者主導型研究を中心に資金提供を行う。

一方、貿易産業省では、傘下の科学技術研究庁によるミッション指向型の研究や経済開発庁による民間部門による実用化に向けた研究に対して資金提供を行う。

このように基礎研究から事業化まで一貫して、それぞれの機関が資金面や制度面で総合的に支援することで、研究開発が円滑に進展しやすい環境となっている。

図表6 予算の流れと基礎研究から事業化までの一連のプロセス



STEP2015 Science, Technology & Enterprise Plan 2015 を基に作成

5 科学技術計画

(1) 計画の概要

シンガポールでは、1991年から世界水準の科学技術能力を築き、世界に通用する成長分野を強化・育成することを目的に、5年ごとに長期的な科学技術計画を策定し、それぞれの計画に連動した事業が展開されている。

計画は主に政府が集中的に資金投入を行う重点分野の指定やその研究開発に対するインフラや人材の整備を骨子としたものである。重点分野は、「世界のトレンドを見据えた将来的に有望であると思われる分野」、「シンガポールの産業に必要な分野」の2つの視点から選定される。図表7のとおり、一貫して人材確保及び産学官連携による研究開発を重視したものとなっている。また、分野としては、バイオメディカル、環境、水関連産業に力を入れており、高齢化が進む現

³²⁵ 学術研究基金 (Academic Research Fund : AcRF) 教育省所管の研究基金。学術的意義を有し、シンガポールと学術界にとって有益な新しい知識を生み可能性がある研究に重点的に取り組む大学の研究に対して助成を行う。

在では医療技術にも重点を置いたものとなっている。

図表 7 科学技術計画の推移

計画	予算(S\$)	重点分野
国家技術計画1995 (1991-1995)	20億	・ 政府研究機関と産業界との連携 ・ 重点分野：IT、エレクトロニクス、水、環境等
国家科学技術計画 2000 (1996-2000)	40億	・ 多国籍企業のR&Dセンター誘致 ・ R&Dセンターを支える人材の誘致
科学技術計画2005 (2001-2005)	60億	・ A*Starの開所、産学連携の促進 ・ バイオメディカル、エンジニアリング分野の 国際競争力強化 ・ 国内の人材育成とグローバル人材確保
科学技術計画2010 (2006-2010)	135億	・ 環境と水を重点分野に指定 ・ 産学連携の強化
RIE2015 (2011-2015)	160億	・ 経済的成果が見込める研究への特化 ・ 将来のイノベーションに向けた基礎研究への投資
RIE2020 (2016-2020)	190億	・ シンガポール人へのより良い雇用機会の創出 ・ 高齢化社会に向けた医療技術の発展

Lee Kuwan Yew School of Public Policy ウェブサイトを基に作成

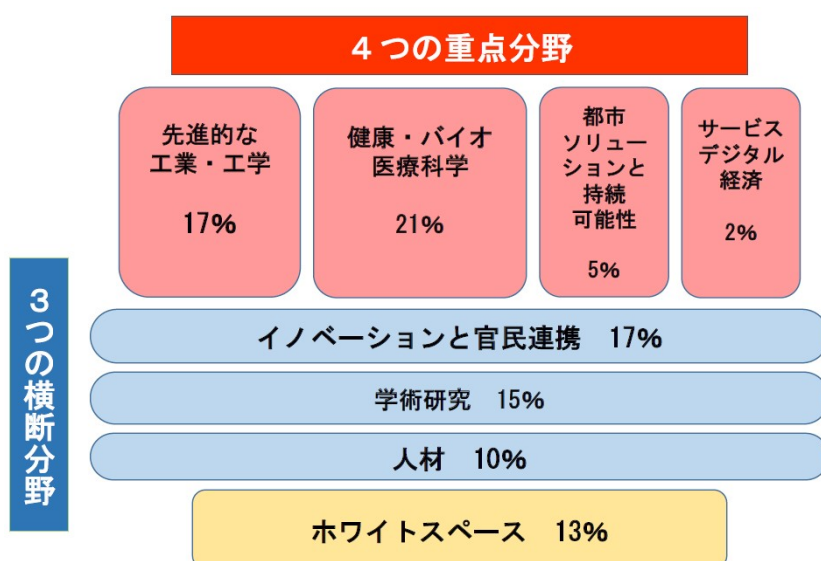
(2) 研究革新起業計画 2020 (Research Innovation Enterprise 2020 Plan : RIE2020)

2020年現在、最新の科学技術政策に関する計画は、2016年に2020年までの5年間を計画期間として発表された研究革新起業計画 2020(RIE2020)である。

本計画では、5年間で研究開発、イノベーション、企業活動支援に対して S\$190 億の予算を投じるもので、これは前回の計画 (RIE2015) の予算額 S\$160 億を 18%上回り、過去最大の予算額となっている。また、高齢化社会に向けた医療技術の発展、豊かな生活と持続可能な都市づくりを目指し、図表 8 のとおり 4 つの重点分野に投資を行うこととされている。それらに加え、前計画と比較し、競争的資金の割合が 20%から 40%に、ホワイトスペース³²⁶の割合が 10%から 13%に増加するなど、より競争的でシンガポールの経済発展に寄与する新しい投資先を求める内容となっている。

³²⁶ 現時点では予期出来ない将来生じる課題へ対応するための資金。

図表 8 RIE2020 予算の内訳



Research Innovation Enterprise 2020 Plan を基に作成

ア 4つの重点分野

(ア) 先進的な工業と工学

製造業や機械産業などの成長や競争力を高める技術的な能力を発展させるために航空宇宙、エレクトロニクス、化学薬品等の研究開発を支援する。

図表 9 先進的な工業と工学の主な財政支援策

個人研究助成金 (Individual Research Grants)	製造業や機械産業などにおいて、必要な機能を支えるボトムアップアイデアについて、個人の研究者に対して助成。
プログラム助成金 (Programmatic Grants)	製造業や機械産業などにおいて、将来の準備のために必要な長期に活用できる機能構築に取り組むテーマ別のプログラムに対して助成。
業界調整基金 (Industry Alignment Fund)	製造業や機械産業などにおいて、公共部門との連携を強化しつつ将来的に産業化が見込まれるプログラムに対して助成。

Research Innovation Enterprise 2020 Plan を基に作成

(イ) 健康医療・バイオ科学

より良い医療を提供するための医薬品、医療装置の開発、医療費を抑えるための医療システムの研究などを支援する。保健省では病気の影響や国民のニーズの観点から5つの治療領域（①がん、②心血管疾患、③糖尿病及びほかの代謝/内分泌系の病気、④感染症、⑤神経障害・感覚障害）を重点分野に位置づけている。

図表 10 健康医療・バイオ科学の主な財政支援策

HBMS ³²⁷ オープンファンド大規模共同助成金 (HBMS Open Fund Large Collaborative Grant)	公的機関の研究チームに対して1件当たり最長5年間で最大 S\$2500 万の資金を提供し、医薬品、医療技術、食品や栄養などの健康や経済的価値の創出を支援。
HBMS オープンファンド個人研究助成金 (HBMS Open Fund Individual Research Grant)	最長5年間で最大 S\$150 万の資金を提供し、健康と健康関連の臨床研究や病気の原因、診断、予防及び治療に関する研究を支援。

Research Innovation Enterprise 2020 Plan を基に作成

(ウ) 都市ソリューションと持続可能性

公共交通機関、自動運転車、物流など様々な交通システムの適切な組み合わせによる都市モビリティの最適化やニューウォーター（下水を飲用可能な水に浄化処理したもの）生産プロセスにおけるエネルギー消費量の削減などの研究を進めている。

(エ) サービス・デジタル経済

都市モビリティ、ヘルスケア、サービス提供の効率化の3分野における情報通信技術の活用。具体的には、自動運転車や介護ロボット、電子政府、電子システムの安全性の向上などの技術の研究を進めている。

イ 3つの横断分野

4つの重点分野のほか、科学技術政策の振興のために3つの横断的分野への投資も行っている。

(ア) イノベーションと官民連携

有望なスタートアップ企業が規模拡大する際の資金調達の支援や公的研究機関と産業部門の研究機関の連携について資金提供や人材交流などの支援を行う。

図表 11 イノベーションと官民連携のための主な財政支援策

中央ギャップ基金 (Centralised Gap Funding)	公的機関の研究者の研究成果を経済的、社会的な成果へつなげるための基金。初期段階の技術を市場向けに発展させ、実用化に向けて民間からの投資などを誘引するプロジェクトが支援対象。国家研究財団管理。
初期ベンチャー基金 (Early Stage Venture Fund)	スタートアップ企業に対する投資を行うため、政府と政府が選定したシンガポールの大企業とが共同で運用する基金。投資を受けたスタートアップ企業は、成長

³²⁷ 健康医療・バイオ科学 (Health and Biomedical Sciences)

	のためにネットワークやリソースのてこ入れが出来る一方、大企業は、スタートアップ企業の革新的な考えや技術から利益を得ることが可能。国家研究財団管理。
--	---

Research Innovation Enterprise 2020 Plan を基に作成

(イ) 学術研究

応用産業研究につながる基礎研究としての役割を担っている。

図表 12 学術研究の主な財政支援策

国家研究財団フェローシップ (NRF Fellowship)	有望な若手研究者がシンガポールで独自の研究を実施することを支援（1件当たり5年間で最大S\$300万）
国家研究財団研究奨学金 (NRF Investigatorship)	中堅の研究者が革新的でリスクの高い研究を追求し、科学的リーダーになる機会を提供（1件当たり5年間で最大S\$300万）
国家研修財団競争研究プログラム (NRF Competitive Research Programme)	シンガポールに潜在的な影響を与える最先端の研究を実施するために学際的なチームをサポート（最大5年間のプログラムのための資金援助）
教育省学術研究基金 (MOE Academic Research Fund)	学術的意義を有し、シンガポールと学術界にとって有益な新しい知識を生み出す可能性がある研究に重点的に取り組む大学 ³²⁸ の研究をサポートする。下記3種類の資金があり、Tier 1は、大学内部での選考で資金を割り当てるものであるが、Tier 2、3は大学間の垣根を超えたプロジェクトに助成するものである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ Tier 1：各大学に割り当てられた研究資金を大学内部での選考でプロジェクトに充当 ・ Tier 2：各大学全体において競争力があるプロジェクトについて3年間で1プロジェクトあたり最大S\$100万を提供 ・ Tier 3：影響の大きい研究プログラムについて5年間で1プログラムにつきS\$500万からS\$2,500万を提供

Research Innovation Enterprise 2020 Plan を基に作成

(ウ) 人材育成

それぞれのキャリアに応じて、奨学金等による支援を行うほか、大学院生の産業関連スキル

³²⁸ シンガポール国立大学、南洋理工大学、シンガポール経営大学、シンガポール技術設計大学

の向上を支援する。

図表 13 人材育成のための主な財政支援策

教育省リサーチ奨学金 (MOE Research Scholarship)	大学に在籍する博士課程及び修士課程の学生の学費及び授業料を支援。
A * STAR 奨学金 (A*STAR Scholarship)	国内外の大学における、学部課程、博士課程、博士研究員の教育訓練を支援。科学や工学研究でキャリアを追求することに強い興味を持っている人が対象。
経済開発庁産業大学院プログラム (EDB Industrial Postgraduate Programme)	博士号と修士課程の学生が行う産業界との共同プロジェクトを支援。企業の研究開発環境で大学院の訓練を受けたいと考えている個人が対象。
保健省タレントプログラム (MOH Talent Programmes)	医療研究において臨床医/健康科学専門家を訓練するための奨学金。研究のより高度な追求又は臨床調査の実施に熱心な臨床医及びヘルスケア専門家が対象。
工学博士号プログラム (Engineering Doctorate Programme)	工業部門の研究開発を目指す大学院生のための補完的な博士号研修コースをサポート。選ばれた業界の特定のキャリアに関連した博士号取得を目指す対象とする。大学にてプログラムを提供。

Research Innovation Enterprise 2020 Plan を基に作成

(3) スマートネーション構想

スマートネーションとは、デジタルテクノロジーの活用により課題を解決することによって、スマートシティを国家レベルで実現することである。スマートネーションの推進に当たっては、科学技術の活用が必要不可欠なことから、シンガポール政府は、RIE2020 と併せてその取組を推進している。

2014年8月のリー・シェンロン首相による政策方針演説の際に、スマートネーション構想が発表され、情報通信技術を活用して「より良い暮らし、より多くの機会、より強固なコミュニティ」を実現することを目的とし、「都市生活」、「交通」、「健康」、「電子政府」、「企業・ビジネス支援」の5つが重点分野に掲げられている。

本構想は RIE2020 とあわせて重点政策の一つとなっており、RIE2020 のいずれの重点分野においても情報通信技術の研究に重きを置くこととしている。具体的には、自動運転車や介護ロボット、電子政府、電子システムの安全性の向上などの技術の研究を進めている。

6 科学技術政策に係る人材確保策

(1) 海外高度人材誘致政策

ア 好待遇によるトップクラスの科学者の誘致

シンガポールでは、高度人材確保のために、海外の高度人材誘致政策を行っている。とりわ

け 2000 年代に入り、経済力強化のためにバイオメディカル分野の発展を重点施策に掲げることが政府から発表されて以降、国内の研究開発拠点整備や研究開発を活発化させるために、世界トップクラスの科学者の招聘に力を入れている。これは、国内の高度人材育成には一定の時間がかかることから、最初に外国から高度人材を集め、国内の研究開発レベルを引き上げ、共同開発研究を行うことで、その後の国内人材の育成にスムーズに移行するための施策である。

このような施策を通じて、シンガポールの重点分野に合致する世界トップクラスの研究者は、高額報酬や研究・生活環境の整備といった好待遇で誘致される。一方で、それに見合った成果も求められ、誘致された科学者には終身在職権は与えられず、原則として3年に一度の頻度で業績が評価され、未達成の場合は解雇されるなど厳格な評価が実施されている。

イ 海外の有名大学の誘致

国家研究財団により支援される CREATE(Campus for Research Excellence and Technological Enterprise)プログラム³²⁹より、シンガポールの有力大学と海外の有名大学、研究機関とが共同研究を行う施設がシンガポール国立大学内に設置されている。

ここでは、シンガポールの戦略的な研究分野である感染症、再生医療、バイオシステムなどを扱うヒューマンシステム、低炭素エネルギーや太陽光エネルギーなどを扱うエネルギーシステム、クリーンウォーター、持続可能な環境等にかかる環境システム、都市設計・計画、都市交通などにかかる都市システムといった分野について研究が行われている。

ウ 外国人も対象とした科学技術分野関係奨学金の運営

A * STAR では科学技術関連分野に特化した奨学金を運営しており、主に図表 14、15 のようなメニューが用意されている。それらの多くにおいて、シンガポール国民に限らずシンガポール国籍取得を希望する外国人等も対象としている。奨学金によっては、学位取得後一定期間、A * STAR 傘下の研究機関に勤務することを受給条件としており、海外からの優秀な留学生をシンガポールの研究開発分野に取り込む仕組みとなっている。

図表 14 A*STAR 博士課程向け奨学金

<p>国家科学奨学金【博士課程】 (National Science Scholarship 【PhD】)</p>	<p>海外有力大学の博士号プログラムに学生を送り出す奨学金。分野はバイオメディカル、物理化学、工学が対象。博士号プログラムの前に1年、修了後4年、A*STAR 傘下の研究所で研究を行うことが義務。授業料全額、生活費、学会参加費等が支給される。シンガポール人又はシンガポール市民権取得希望者が対象。</p>
<p>A*STAR コンピューター・情報科</p>	<p>コンピューターや情報科学分野における博士号取得を支援</p>

³²⁹ 2020年10月現在、シンガポール国立大学、南洋理工大学及び国外の9機関（マサチューセッツ工科大学、カリフォルニア大学バークレー校、イリノイ大学、ケンブリッジ大学、スイス連邦工科大学チューリッヒ校、ミュンヘン工科大学、フランス国立科学研究センター、上海交通大学、ヘブライ大学）が同プログラムに参画している。

学奨学金 (A*STAR Computing and Information Science Scholarship)	するための奨学金。シンガポール国立大学、南洋理工大学、シンガポール工科大学、シンガポール経営大学での博士号取得に当たり、授業料全額、学会参加費、最大月額 S\$5,000 の生活費等が支給される。シンガポール人及び外国人が対象。外国人はシンガポールの大学で学位を取得している必要あり。
A*STAR 大学院奨学金 (A*STAR Graduate Scholarship)	シンガポール国立大学、南洋理工大学、シンガポール技術設計大学の大学院生が A*STAR 傘下の研究所で研究を行い、博士号を取得するための4年間の奨学金。授業料全額、生活費、学会参加費等が支給される。シンガポール人及び外国人が対象。外国人はシンガポールの大学で学位を取得している必要あり。学位取得後 A*STAR 傘下の研究所で3年間勤務することが義務。
A*STAR ウォーリック大学 ³³⁰ パートナーシップ (A*STAR University of Warwick Engineering Doctorate Partnership)	英国ウォーリック大学でのエンジニアリングの博士号取得のための奨学金。ウォーリック大学での2年間及び A*STAR 傘下の研究所での2年間が対象。授業料全額、生活費、学会参加費等が支給される。シンガポール人又はシンガポール市民権取得希望者が対象。
シンガポール国際大学院奨学金 (Singapore International Graduate Award)	外国人留学生でシンガポール国立大学、南洋理工大学、シンガポール工科大学にて博士号取得を目指す人向けの奨学金。4年間授業料全額と生活費等が支給される。
A*STAR リサーチ・アタッチメント・プログラム (A*STAR Research Attachment Programme)	外国人留学生で2年間 A*STAR 傘下の研究所で研究するための奨学金。生活費、学会参加費等が支給される。

A*STAR ウェブサイトを基に作成

図表 15 A*STAR 学士課程、修士課程向け奨学金

国家科学奨学金【学士課程】 (National Science Scholarship【BS】)	博士号を取得するための最長8年間の学部生向けの奨学金。博士課程に進む前の1年間及び博士課程修了後の5年間の合計6年間、A*STAR 傘下の研究所での勤務が義務。授業料全額及び生活費等が支給される。シンガポール人又はシンガポール市民権取得希望者が対象。
外国人留学生向け卒業前リサーチ・インターンシップ	学部3、4年生又は修士課程の外国人留学生が、A*STAR 傘下の研究所にて研究に従事するための奨学金。最短2カ

³³⁰ 英国ウェスト・ミッドランド州コヴェントリー州にある総合大学。企業との産学連携など数々の先進的な施策に積極的に取り組んでいる。

(Singapore International Pre-Graduate Award)	月から最長6ヵ月を対象となり、月額 S\$1,500 の給付金が支給される。
A*STAR リサーチ・インターンシップ (A*STAR Research Internship Award)	学部2年生以上のシンガポール人が A*STAR 傘下の研究所にてインターンシップを行うための奨学金。インターンシップ期間は、各大学が定めた最短の期間(16週又は10週)であり、月額 S\$1,600~S\$2,000 の給付金が支給される。

A*STAR ウェブサイトを基に作成

(2) 重点分野の大型研究開発拠点の整備

シンガポールでは、海外の研究者の招聘や多国籍企業の誘致を行うため、大型研究開発拠点の整備にも力を入れている。研究開発拠点の代表的なものとして 2001 年から 20 年かけて開発されている「ワン・ノース」が挙げられる。ワン・ノースには、バイオメディカル系の研究開発拠点であるバイオポリス(2003年開設)と情報通信、エンジニアリング系のフュージョノポリス(2008年開設)がある。

ア バイオポリス

バイオメディカル系の大規模研究開発拠点。シンガポール国立大学に隣接した場所にあり、バイオ関係の研究所にとって必須の実験装置、診断装置など様々な設備を提供しており、研究者のためのレストラン、ジム、コンビニなども完備している。現在、世界の大手製薬会社のほか、中外製薬、武田薬品工業などの日系企業が研究開発拠点を設けている。

イ フュージョノポリス

情報通信、エンジニアリング系の研究開発拠点。材料、化学、計算科学、マイクロエレクトロニクス、通信等の研究開発に取り組んでいる施設で、A*STAR も入居している。ここでは、計算リソース、無響室、ナノファブリケーション、特性測定研究施設等のインフラを利用することが可能。シンガポールの公的研究所をはじめ、セイコーインスツル、ヴェスタス、タレステクノロジーなどが入居している。

(3) 国内の高度人材の育成

シンガポールでは、自国の高度人材育成策にも重点を置いており、主に「SkillsFuture Earn and Learn Programme」と奨学金制度の運営の2つがある。

「SkillsFuture Earn and Learn Programme」は、専門学校卒業生など大卒者以外を対象に、企業で収入を得ながらより高度な技術を学ぶ機会を提供するキャリア支援策である。2016年現在、航空宇宙、食品、エネルギー、化学などの職業従事者を対象としている。

また、奨学金制度については、上記図表 13、14、15 のとおり A*STAR が科学技術分野の人材育成に特化したものを運営しており、国内外の大学における学位の取得等を支援している。

7 科学技術の導入事例

政府は、国民の生活における利便性向上や新型コロナウイルス対策においても積極的に科学技術の導入を図っている。以下それらの事例について紹介する。

(1) チャンギ空港自動チェックインシステム

世界有数の乗降客数を誇るチャンギ空港において科学技術利用によるコストの削減と利用客の待ち時間短縮を実現している。2017年10月にオープンしたチャンギ空港第4ターミナルでは、世界で初めて顔認証技術によるチェックインから荷物預け入れ、出国までの手続を無人で行えるFAST(Fast and Seamless Travel)システムが導入された。なお、本システムはフランスのアイデミア社³³¹により提供されている。



セルフチェックイン端末の写真



セルフ手荷物預けシステムの写真

(2) 自動運転車の導入

自動運転車は世界各国の政府、民間事業者が開発にしのぎを削っている分野であるが、シンガポールはこの競争に勝ち抜くため、政府保有データをオンラインで公開し、規制緩和や各種優遇策を通じて自国を研究開発の実験場として活用させることで多くの民間事業者や大学等と連携している。そうした中、2015年7月から公道での自動運転車のテスト走行が実施されている。また、2016年6月にはガーデンズ・バイ・ザ・ベイにてアジア初となる完全な自動運転で園内を走行するカートが運行開始しているほか、2019年9月にはセントーサ島でも島内を自動走行するバスの試験運行が行われており、実用化に向けた実験が進められている。

³³¹ 生体認証技術や身分証明書の電子化などセキュリティ、認証技術を幅広く手掛けるフランスの大手企業。



オンデマンド型無人運転バスの試験運行（セントーサ島）

（3）保健・福祉政策での情報通信技術の活用

2015年10月に疾患、薬、栄養管理方法、エクササイズなどのヘルスケアに関するあらゆる情報を集約したワンストップポータルサイトである「HealthHub」が運用を開始し、その機能の一つとして「MyHealth」が設けられている。「MyHealth」は、自己の健康情報や過去の医療情報の閲覧や子の健康情報、医療情報や成長過程の記録を確認することが出来、自身による主体的かつ効果的な健康管理を支援するツールとなっている。

（4）新型コロナウイルス関連の取組

ア コロナ治療薬研究

A*STAR と中外製薬は、2020年5月、新型コロナウイルスの抗体医薬品の共同研究を始めたと発表。ウイルスの働きを抑える「中和抗体」と呼ばれるタイプの抗体を開発し、感染症の予防と治療につながる抗体医薬品の研究を進めている。両組織は、過去にデング熱に関する研究プロジェクトでも共同研究を行った実績があり、今回の連携につながっている。

イ ロボット技術の活用

新型コロナウイルス感染者のうち軽症者の隔離施設においては、政府系企業である ST エンジニアリング社³³²のロボットが食事の配膳などの業務に従事している。また、日本のスタートアップ企業である Doog は、シンガポール政府から施設内を消毒するロボットの投入を受注している。また、シンガポール警察もクラスターが発生しているドミトリー³³³内の監視にロボットを活用している。

ウ 新型コロナウイルス感染者追跡アプリの開発

政府は、新型コロナウイルスが拡大する中で国民の移動記録を把握するため、「Safe

³³² 航空宇宙、電子機器、土地開発、海上分野の計画、サービスを行う総合工業企業。

³³³ 外国人出稼ぎ労働者が居住する寮で大部屋での共同生活が行われている。

Entry³³⁴」や「Trace together³³⁵」といったアプリを開発。新型コロナウイルス感染者との濃厚接触者の追跡等が容易に出来る仕組みを構築している。

8 今後の課題

シンガポールの科学技術政策は、政府主導による特定分野への重点的な投資及び優秀な外国人材の誘致政策が上手く機能し、1990年代以降一定の成果を上げ、国の経済成長にも大きく寄与してきた。

しかし、近年では、外国人材が国民の仕事を奪っているとの観点から外国人材受入れに対する国民からの反発が強くなってきており、2011年前後から雇用許可証の取得に必要な最低月給の引き上げなどにより段階的に外国人労働者全般の受入れを抑制する方向にある。そうした中で、自国民を中心に優秀な人材を確保し、国際競争力を維持出来るのかは注目される点である。

また、2010年に米製薬大手イーライ・リリーが「リリー・シンガポール創薬センター」を閉鎖、その後2013年に米ファイザー、2014年に英グラクソ・スミスラインが研究開発拠点を閉鎖するなど外資の大手製薬会社が拠点を国外に移す動きが相次いだ時期があった。そうした多国籍企業は、自国に根差した企業と異なり、他国と比較し、条件が悪いと判断すれば、容易に移転してしまうことが懸念される。自国の企業の研究開発能力を向上させるとともに、規制緩和や各種支援策により、世界の研究者や企業にとって魅力的な国であり続けるための取組が引き続き重要となってくるであろう。

³³⁴ 建物等に入る際に、入口に掲示されたQRコードをスマートフォンで読み取り、名前、国民登録番号、電話番号を入力することで、人々が訪れた場所の記録を行うシステム。

³³⁵ ブルートゥースの技術を活用し、至近距離で接した人同士の情報を記録するシステム。スマートフォンへのアプリのダウンロード又は専用端末の携帯によりシステムの利用が可能である。

第7節 観光政策

1 概要

2019年、シンガポールには年間約1,910万人の来訪者があり、アジアの中でも有数の観光大国となっている。年間の観光収入はS\$ 277億（シンガポールドル、約2兆2,160億円、S\$1=80円）と、国内総生産（GDP）の約5.5%に達しており、観光産業はシンガポールにおける主要産業の一つである。

シンガポールの観光名所といえば、マリーナ・ベイ・サンズ、セントーサ島、ナイト・サファリ（世界初の夜間動物園、1994年開業）など、政府主導で作りに上げられてきた大型テーマパークのほか、チャイナタウン、アラブ・ストリート、リトルインディアといった民族の伝統や文化を残す地域、あるいは大型商業施設や免税店等が立ち並ぶオーチャード・ロードなどが挙げられるが、周辺諸国に比べて観光資源が豊富とは言い難い。

広大な自然や歴史的建築物などの観光資源が豊富ではないにもかかわらず、観光客がここまで増加したのは、シンガポール観光局（Singapore Tourism Board : STB）を中心に、国を挙げて、さらには周辺諸国を取り込んださまざまな観光振興施策が行なわれてきたことによるものと思われる。

本稿では、まず、シンガポールの観光業の現状を検証し、観光振興の中心となっている観光局の組織、財政や主要戦略を述べるとともに、最近の政府の取組を紹介する。

2 観光業の現状

（1）来訪者数の推移

観光局の統計によると、独立した1965年当時はわずか10万人あまりに過ぎなかった来訪者数が、シンガポール及び他の東南アジア諸国の経済成長等に伴い急激に増加し、2019年は1,910万人の来訪者を迎えた³³⁶。

図表1 来訪者数の推移

年	1965	1970	1980	1990	2000	2010	2019
来訪者数 (万人)	9.8	57.9	256.2	532.3	769.1	1,160.0	1910.0
国内総生産 (億S\$)	30	59	258	704	1,626	3,037	5,075

“Annual Report on Tourism Statistics 2009”観光局発表資料（2011.2）、Tourism Sector Performance Q4 2019 Report、シンガポール統計局資料を基に作成

来訪者数の推移を見ると、堅調に伸びていた来訪者は、2003年に重症急性呼吸器症候群（SARS）がシンガポール国内で流行したことにより、前年比19.0%と大きく減少したのを底に、好調な世界経済を背景に2004年以降は増加に転じ、2007年には1,028万人と、初めて1,000万人を超えるまでに至った。

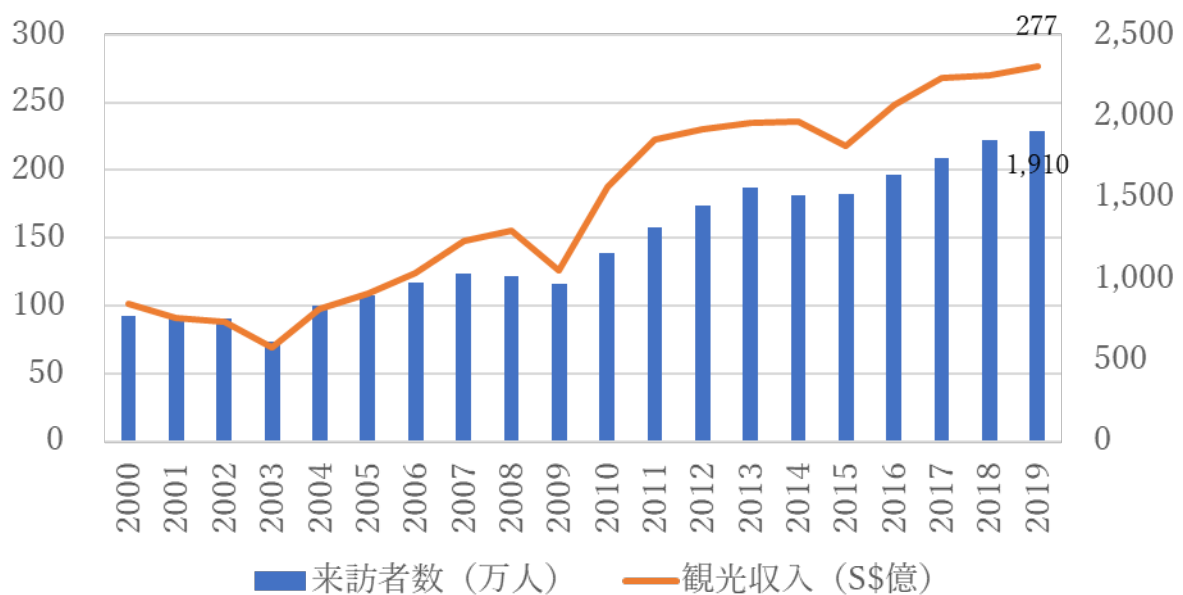
³³⁶ Tourism Sector Performance Q4 2019 Reportによる。

その後、2008 年は、年後半に米国に端を発する金融危機によって世界的な経済不況に陥り、1,012 万人（前年比 1.6 %減）、また、2009 年には、経済不況に加えて新型インフルエンザの流行等が重なり、968 万人（同 4.3 %減）となり、2 年連続で前年実績を下回った。

しかし、2010 年になると、経済不況からの回復や 2 つの統合リゾートの開業などを背景に一転し、来訪者数は 1,160 万人（同 19.8 %増）と過去最高となり、2015 年に一時的に下降したが、それ以降、毎年過去最高を記録している。

ホテルへの宿泊やショッピング、食事など来訪者による 2019 年の観光収入は S\$ 277 億（約 2 兆 2,160 億円）と、前述の経済不況等の影響を大きく受けた 2009 年から大幅に増加し、2014～15 年に一時的に下降したが、それ以降、来訪者数とともに毎年過去最高を更新している。

図表 2 来訪者数と観光収入の推移



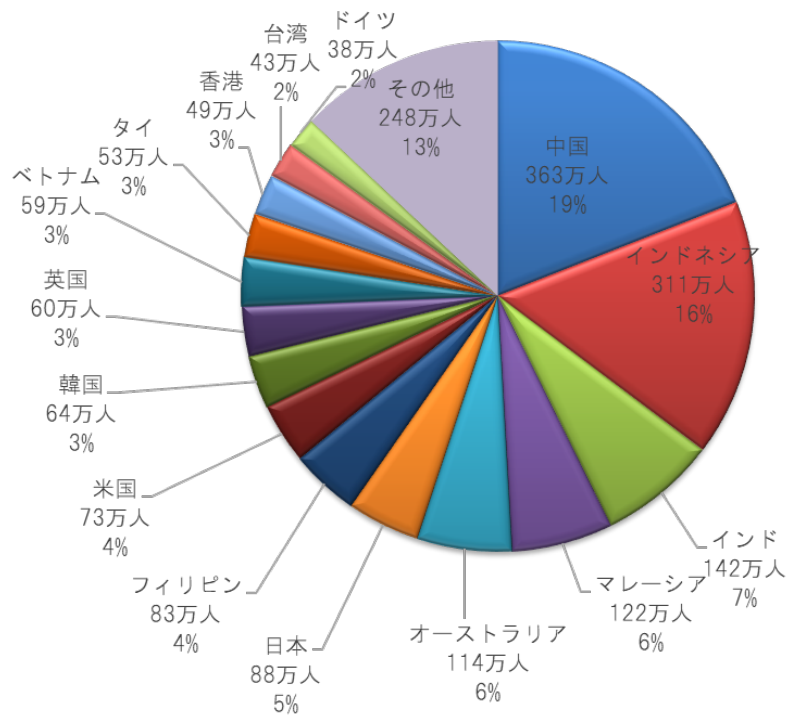
Tourism Sector PerformanceQ4 2019 Report を基に作成

(2) 来訪者数の国別内訳と推移

2019 年の国別来訪者数を見ると、著しい経済成長を背景に近年急増している中国（来訪者数 363 万人、シェア率 19%）、地理的条件の良いインドネシア（311 万人、16%）とマレーシア（122 万人、6%）からの来訪者が大きな割合を占めており、アジアからの来訪者数は全体の 7 割以上を占める。比較的距離の近いインド（142 万人、7%）、オーストラリア（114 万人、6%）、日本（88 万人、5%）からの来訪者も堅調に増加している。

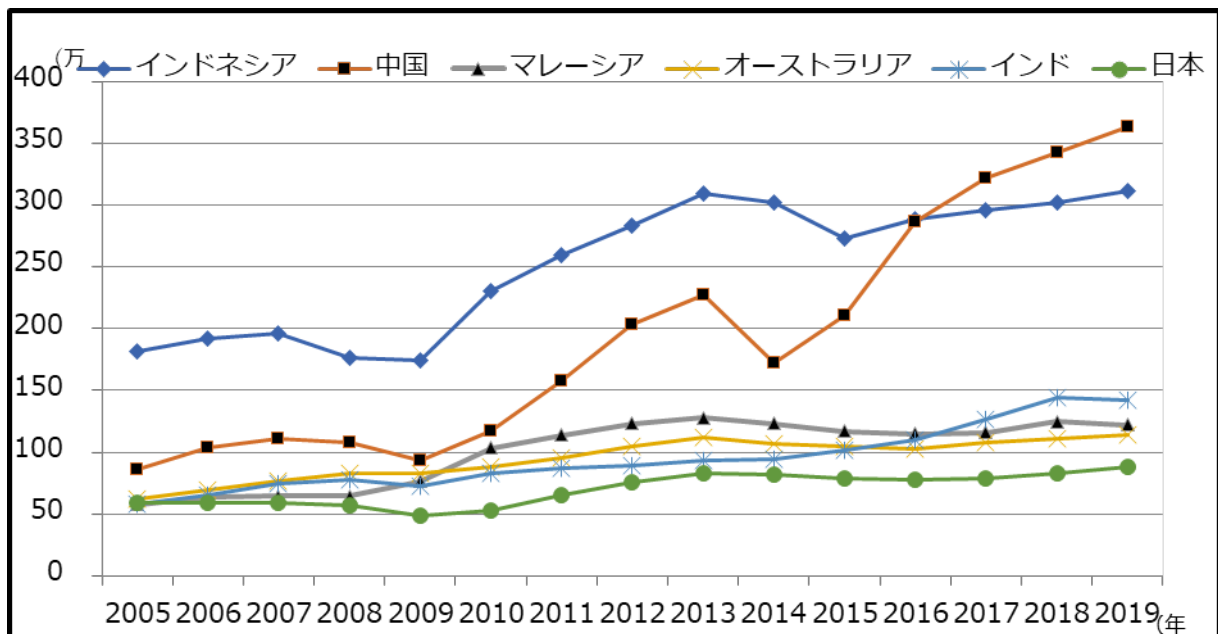
特に中国に関しては、2014 年から急激に来訪者数を増やし、2017 年に初めてインドネシアを抜いて以降、毎年の記録を更新している。

図表3 国別来訪者数（2019年）



“Annual Report on Tourism Statistics 2018”、Tourism Sector Performance Q4 2019 Report を基に作成

図表4 国別来訪者数上位6カ国における来訪者数の推移



“Annual Report on Tourism Statistics 2018”、Tourism Sector Performance Q4 2019 Report を基に作成

(3) ホテルの状況

近年のホテルの状況を見ると、ホテル数及び客室数は、2つの統合型リゾートが開業した2010年以降増加傾向で推移しており、2019年12月末時点において、ホテル数(263棟)及び客室数(63,301室)とも過去最多となっている。

ホテルの平均客室稼働率は、2011年から2019年まで80%台半ばで安定している。

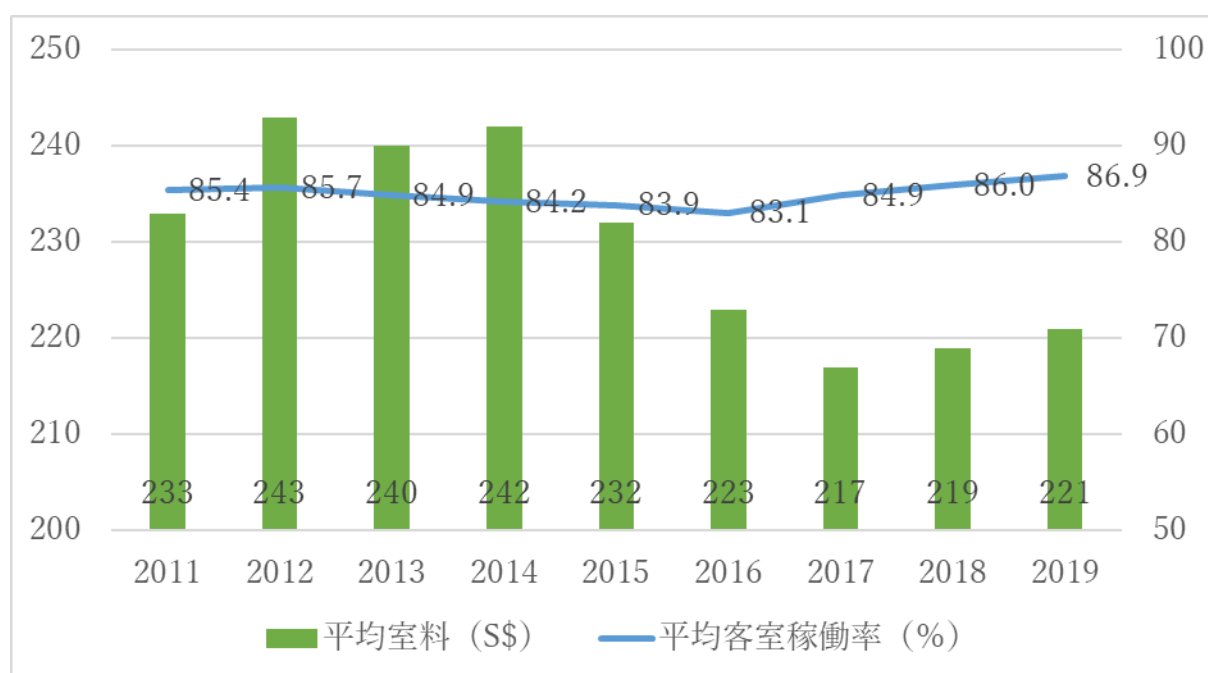
平均室料に関しては、2011年から2015年までS\$230(約18,400円)を超えていたものの、2016年以降、S\$220(約17,600円)前後で推移している。

図表5 ホテル数の推移

年	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
ホテル数	163	179	198	220	223	237	243	250	263
客室数	42,270	44,158	47,295	50,541	52,576	56,816	58,831	60,601	63,301

Singapore Tourism Analytics Network ウェブサイトを基に作成

図表6 ホテルの平均室料及び稼働率の推移



Singapore Tourism Analytics Network ウェブサイトを基に作成

(4) 会議、展示会の開催地としての評価

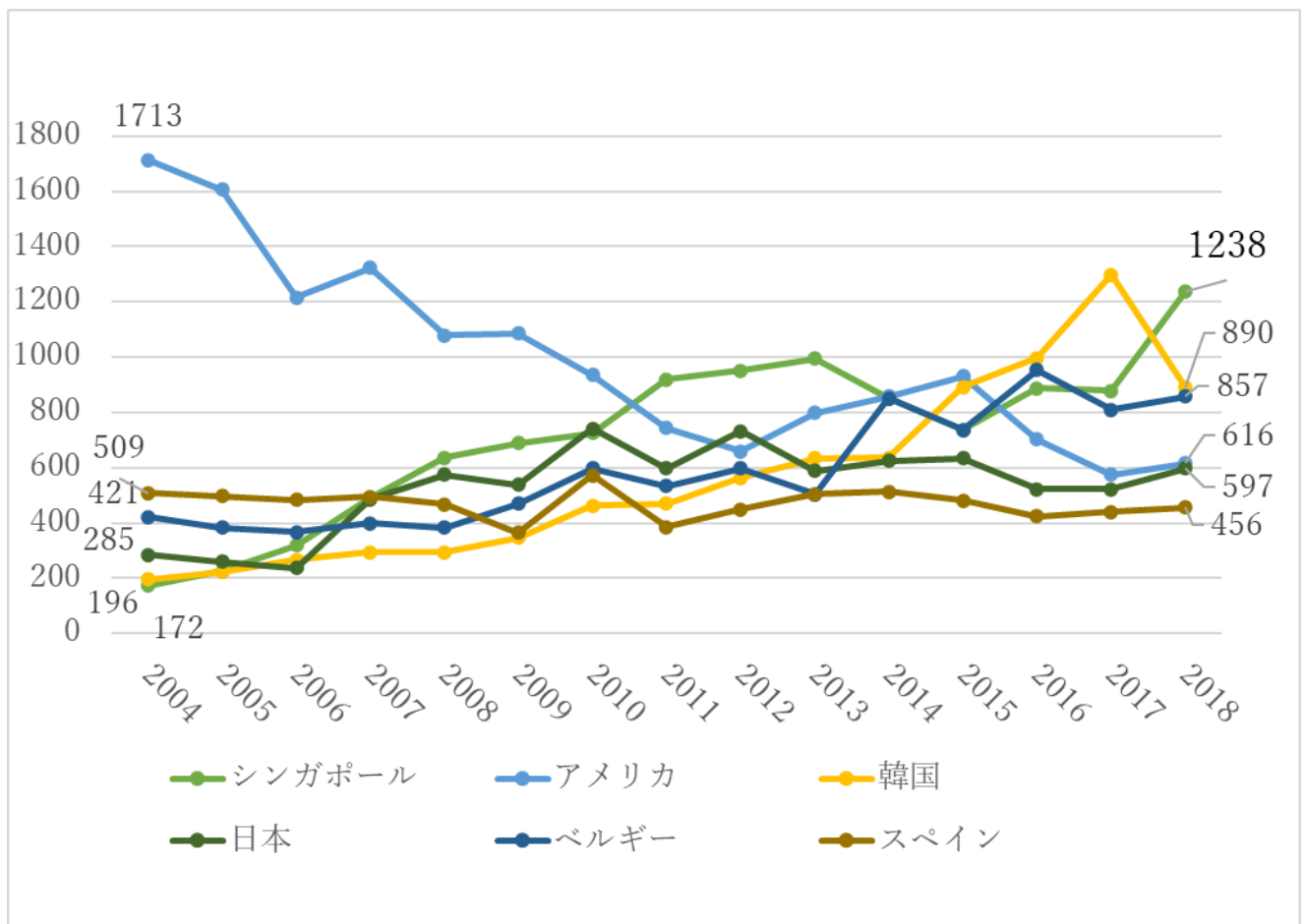
シンガポールは、国際会議 (convention)、展示会 (exhibition) といった MICE³³⁷ 関連の誘致についても、来訪者数を増加させる手段として積極的に行なっている。

³³⁷ 企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (インセンティブ旅行) (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字のことであり、多くの集客効果が見込まれるビジネスイベントなどの総称 (国土交通省観光庁ウェブページによる。)

また、ベルギーの国際団体連合（UIA: Union of International Associations）の2018年調査でも、シンガポールは、国際会議開催場所として、韓国を抜いて、国別の国際会議開催件数が世界第1位となった。世界で行われる国際会議の9%以上がシンガポールで開催されていることになる。

また、オランダのアムステルダムに本部をおく国際会議協会（ICCA: The International Congress & Convention Association）は、2018年の国際会議都市ランキングで、シンガポールをアジアでは第1位、世界ではパリ、ウィーン、マドリード、バルセロナ、ベルリン、リスボン、ロンドンに次ぐ世界第8位と高く評価している。

図表7 国別国際会議の開催状況



UIA 統計 2018 を基に作成

3 シンガポール観光局の活動

(1) 観光局の概要

観光局は、シンガポールの経済成長の牽引役として有望な観光業を発展させるべく、シンガポール観光局法（Singapore Tourism Board Act）に基づき1964年に設立された法定機関であり、通商産業省管下の法定機関としては経済開発庁に次いで古い歴史を持つ。

観光局には、意思決定機関として理事会が設置されている。理事会は、通商産業大臣が指名す

る理事長（Chairman）と 10 名の理事のほか、大臣の承認を得て理事会が指名する長官（Chief Executive）から構成される。現在、理事は、セントーサ開発公社やパークホテルグループといった民間企業の役員や、都市再開発庁の幹部職員等が務めている。

理事会の業務は、観光局全体の観光政策の決定、業務の方向付けなどであるが、理事会の権限を長官に委任することができる。

事務組織は、長官のもとに統括されており、次の 6 つのグループから構成されている。

ア マーケティンググループ（Marketing Group）

観光ブランドの構築やプロモーション活動を含むマーケティング全般の計画策定及び実施を担当している。

イ 政策企画グループ（Policy & Planning Group）

調査、研究、観光政策の策定、新たな観光資源の開発を担当している。また、国内のホテルや旅行会社の統括管理及び人材育成を行っている。

ウ 事務局グループ（Corporate Office）

人事、財務、法務等の総務経理、情報収集及び分析業務を担当している。

エ 体験観光開発グループ（Experience Development Group）

食事、ショッピング、芸術、文化振興、F 1、スポーツ旅行などのビジネス旅行以外の観光施策を行っている。

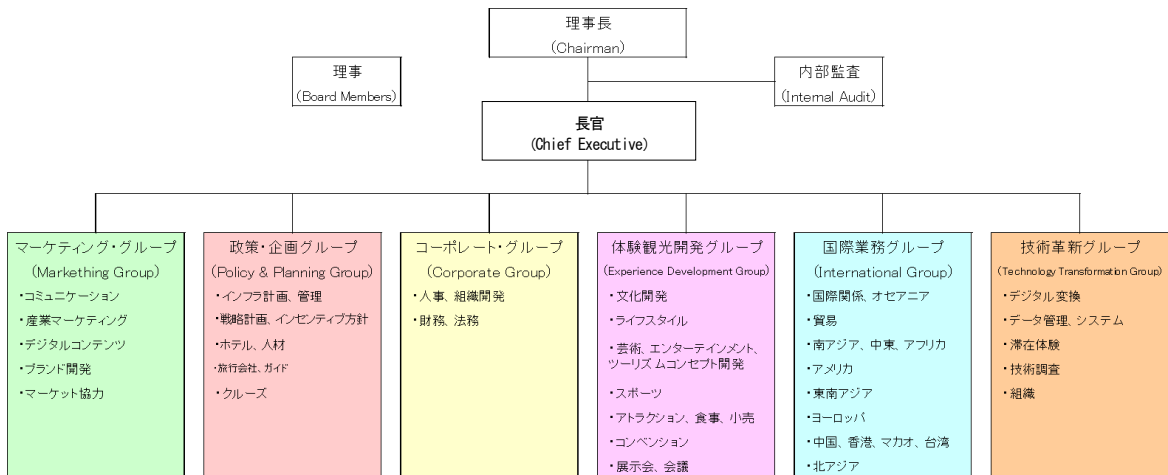
オ 国際業務グループ（International Group）

海外に 21 の事務所と 5 つのマーケティング担当事務所（representative）を設置し、国外での誘客活動を担当している。

カ 技術革新グループ（Technology Transformation Group）

観光客のニーズを把握するためのデータ解析や IT を活用した観光関連企業の支援を担当している。

図表8 観光局の組織図（概略）



観光局ウェブサイトを基に作成

(2) 観光局の財政

観光局の歳入のうち、事業収入は主に政府からの補てんで成り立っている。

2007年7月までは、1973年に制定された観光業（Cess 徴収）法（Singapore Tourism (Cess Collection) Act）に基づき Cess が徴収され、同法第 15 条に基づき観光局の活動資金として使われていた。Cess とは、ホテル、飲食その他（観光用）の売上の 1% を事業者から徴収するものであり、事実上消費者にその負担分が転嫁されていた。観光局が徴収権を有するが、実際の徴収業務は、財務省の法定機関であるシンガポール内国歳入庁に委任していた。2007年に消費税（GST: Goods and Services Tax）が 7% に引き上げられたことに伴い³³⁸Cess は廃止されている。

一方、歳出については、その大半が広報・市場開発費として、国内外の広報やイベント、市場調査に使われている。

なお、年度ごとの収支差額については、一部政府へ拠出する分を除き、観光振興基金に積立することとされている。

³³⁸ シンガポールの消費税は、1994年に3%で導入され、2003年に3%から4%へ、2004年に4%から5%へ引き上げられた。

図表 9 2019 年度 観光局収支計算書

項目		金額 (千 S\$)
歳入の部		
政府からの補充(Funding from government)		220,795
その他事業収入(Other operating income)		31,287
歳入計	A	252,082
歳出の部		
人件費(Employee benefit expense)		80,644
減価償却費(Depreciation of property, plant and equipment)		36,764
不動産投資(Depreciation of investment properties)		0
その他支出(Other expenses)		180,800
歳出計	B	298,208
事業収支差額	C=A-B	△46,126
事業外収支差額(Non-operating income, net)	D	10,684
政府補助金の据え置き資金(Deferred capital grants amortized representing government grants)	E	10,078
公金利子 (Contribution to consolidated Found)	F	—
増資額(Share capital)	G=C+(D+E+F)	△25,364

“Singapore Tourism Board Annual Report Financial Statement 2018/2019”を基に作成

(3) 観光局の主要戦略

ア 「Tourism 2015」と観光開発基金

観光局は 2005 年に、今後 10 年間の観光振興計画「Tourism 2015」を発表した。シンガポールの観光業が世界的な競争から勝ち残り、将来的には主要産業として経済発展を支え続けるため、それまで主な対象だった欧米や日本に加え、中国、インドといった新興国から観光客を取り込む必要が生じてきたという背景がある。

「Tourism 2015」では、2015 年までに来訪者 1,700 万人、観光収入を S\$ 300 億（約 2 兆 4,000 億円）にすることを目標とした。（なお 2015 年実績は、来訪者数 1,520 万人、観光収入 S\$218 億（1 兆 7,440 億円）。）

この目標を達成するため、3つの重点分野を定めてその取組を進めた。

(ア) ビジネス分野

アジアにおける先進的な国際会議や展示会の開催場所としてのシンガポールの地位をより強固なものにすること。

(イ) レジャー分野

「Your Singapore³³⁹」のキャンペーンのもと、アジアを先導する観光地として、個性的な体験ができるシンガポールに発展させること。

(ウ) サービス分野

教育・医療・金融のサービス分野において、質の良いサービスを提供できるシンガポールを確立すること。

さらに、「家族にとって魅力ある観光地」を目指し、後述するエンターテインメント施設や豊かな自然を楽しめる施設を整備するとともに、メイン・ストリートとして有名なオーチャード・ロードを世界最大級のショッピングエリアとするための再開発を行った。

また、観光業界に対しては、2004年にS\$ 20億（約1,600億円）もの観光開発基金（Tourism Development Fund）を設け、インフラ整備、前述の3つの重点分野に関連した大規模なイベント、旅行商品の開発等を支援している。

イ 「Tourism Compass 2020」

観光局は、現行の「Tourism 2015」を補完する政策として、2009年10月より「Tourism Compass 2020」という新たな観光振興のためのロードマップ作成に着手した。これは、2007年に始まる世界的不況や新型インフルエンザの流行など、「Tourism 2015」が策定された2005年からの4年間で、シンガポールを取り巻く経済状況が変化し、観光分野における国際競争がより一層激しくなったことから、シンガポール独自の競争優位性を維持するための新たな政策を打ち出そうというものである。

「Tourism Compass 2020」の策定に当たり、官民の有識者から構成される運営委員会（Steering Committee）が設立され、その下に観光戦略上特に重要な5つの特別委員会（Task Force）が設置された。有識者のみならずシンガポール国民の意見も反映させるべく、観光分野に関する要望・意見等を観光局のウェブサイトを通じて広く募集が行われた。

2012年3月に完成した「Tourism Compass 2020」では、高品質の観光を達成させるべく4つの方針が定められている。

(ア) 常に新しいオリジナルでエキサイティングな観光地の開発

- ・カラン・リバーサイドの再開発：公園、3,000室のホテルなどを新設
- ・マundai地区：シンガポール動物園やナイト・サファリの周辺で生物多様性をアピールし

³³⁹ 2010年3月、観光局はシンガポール観光促進キャンペーンの名称を、「Uniquely Singapore」から「Your Singapore」に変更。旅行情報の収集方法や旅行形態の変化に対応するため、シンガポールでの個人旅行を個性的なものにすること、及び個人がインターネットを使って旅行計画を立てられるようにすることというテーマが設定された。これにより、旅行会社や航空会社と連携したプロモーションから、新しいウェブサイトの創設や多言語化、FacebookやTwitterに代表されるSNSとのデジタル化連携などの取組に変化している。なお、現在は後述の「Passion Made Possible」にブランド変更されている。

たプロモーションの実施、施設のさらなる充実

- ・ジュロン・レイクサイド：行楽地として開発。科学技術を紹介するシンガポールサイエンスセンターを中心に、ジュロン・ゲートウェイに隣接する水辺に家族向け娯楽施設を整備。ホテル、商業施設、アトラクションを順次開設する（2020年6月現在開発中）

(イ) 既存施設の再興及び再開発

- ・チャイナタウンのWi-Fi環境整備、レストラン街の改装
- ・オーチャード・ロードを世界最大級のショッピングエリアとするための再開発

(ウ) アジアの周辺国の活力を取り込む

- ・アジアの中心的なクルーズ寄港地を目指し、特にクルーズ産業のためのインフラ整備を行っている。近隣アジア諸国に島が数多くあることを生かせるクルーズ産業に注目。シンガポール発着のレジャークルーズ船の充実を図る。

(エ) 国際競争力の強化

- ・ホテルや観光業の人材育成等国際競争力の向上のため、業績を評価する賞（ベストホテル大臣賞、ベストレストラン大臣賞等）を新たに創設した。

図表 10 Tourism Compass 2020 特別委員会

特別委員会(Task Force)
(ア) ビジネス分野(Business Task Force) 委員会
(イ) 観光資源分野(Enrichment Task Force) 委員会
(ウ) ライフスタイル分野 (Lifestyle Task Force) 委員会
(エ) マーケティング分野(Marketing Task Force) 委員会
(オ) ホスピタリティ分野(Travel & Hospitality Task Force) 委員会

“Tourism Compass 2020”を基に作成

4 統合リゾート (IR: Integrated Resorts³⁴⁰) の開発

(1) 背景

シンガポールは人口規模及び国土面積が小さいため、観光市場も海外からの需要に頼らざるを得ないのが実情である。経済発展著しい東南アジア諸国、中国やインドからの来訪者数の増加を図るべく、観光資源の開発、ビジネス客の誘致にいち早く取り組んだものの、2000年頃からの近隣周辺国の観光産業の台頭により相対的な競争力の低下が問題視されるようになった。このような状況への危機感からシンガポールではカジノを含むIRの開発構想の検討が開始された。

³⁴⁰ カジノ施設を中心として、ホテル、レストラン、ショッピングセンター、MICE施設、その他娯楽施設などのさまざまな商業機能を持つ施設を複合的に開発した観光施設の総称。

(2) 経緯

シンガポールでは、過去にも数度カジノの合法化が検討されたものの、宗教上の理由や建国の父として強い政治的発言権を持つリー・クアンユー初代首相の反対論によって実現されなかった。

2003年頃から再検討が開始され、2004年3月シンガポール通商産業省からカジノ導入構想が発表された。翌2005年4月には、リー・シェンロン首相によって2つのIRの開発を進める閣議決定が発表された。2005年4月の首相声明の中で、シンガポールにカジノを導入する理由として、シンガポールの観光業の低迷、都市再生の必要性及び単なるカジノではないIRという新たな概念の誕生の3つを挙げている。

2005年8月に賭博依存症国家協議会（NCPG: National Council on Problem Gaming）が発足し、2006年2月にカジノ管理法（The Casino Control Act）が議会で可決された。2008年4月、健全かつ安全なカジノ運営を確保するため、民間運営者に対するライセンスの交付と監視を担う国の機関としてカジノ規制庁（CRA: Casino Regulatory Authority）を内務省傘下に創設した。

シンガポール政府がカジノ合法化の決定を行う以前の2004年12月に行われた事業構想公募（Request for Concept）を経て、2005年11月にはマリナ地区のカジノ開発権の入札、2006年4月にはセントーサのカジノ開発権入札が開始された。この入札を所管したのが観光局で、入札評価を補助する機関としてシンガポール都市再開発庁（URA: Urban Redevelopment Authority）・建築専門家・経営コンサルタントなどで構成される顧問団が構成された。

マリナ地区は4団体、セントーサは3団体が入札に参加し、2006年5月にマリナ地区はラスベガス・サンズ社、同12月にセントーサはゲンティン・グループが落札した。両施設は、それぞれ異なったコンセプトのもと開発が進められ、どちらも2010年に開業を迎えた。

(3) カジノ管理法体制

シンガポールのカジノ規制は2006年に制定されたカジノ管理法及び法の下に定められている各規則に基づき行われている。カジノ運営ライセンス権は、カジノ管理法に30年の期限と定められており、さらに観光局と事業者との協定によって2010年から10年間に限っては、ラスベガス・サンズ社及びゲンティン・グループへの独占権を与える旨が規定されている。

カジノ管理法には、運営者の法令遵守義務・運営手法・施設・使用機器等規則・運営者やカジノで働く職員へのライセンス交付手続・課税・入場制限の取り扱いについて細かく規定されている。

また内務省傘下の犯罪調査庁の中に新たに設けられたカジノ調査部（Casino Investigation Unit）が調査や違法摘発の実質的な法の執行を行い、カジノ税の徴収は内国歳入庁（Inland Revenue Authority）が、カジノ入場料の徴収はトータリゼーター庁（Totalizator Board）が担当している。基本的には内務省の下で、規制対象となるカジノの数を2つと制限することによって、簡素化された組織や規制によって監視されている。

(4) ギャンブル依存症対策組織

大きな経済効果をもたらしたIR施設であったが、導入にあたってギャンブル依存の増加に対する国民の懸念の声が非常に大きかった。そのため、シンガポールはギャンブル依存症の予防・啓

発を行う組織及び治療を行う組織を設立した。

ア 国家賭博問題対策協議会 (National Council on Problem Gambling, NCPG)

社会家族開発省（当時は社会家族開発省及び青年・スポーツ省）の下に設立され、2005年に発足した。精神科医、心理学者、福祉士、カウンセラー、法律、リハビリ等の専門家で構成される協議会である。カジノに限らず、競馬、スポーツくじなどギャンブル一般に起因する問題に対応することを目的としている。

主な役割は4点あり、①ギャンブルに関する社会的懸念についての社会家族開発省への助言、②ギャンブルに関する公的教育、利害関係者との相談・ギャンブルが引き起こす問題の調査研究、③カジノ管理法に基づくカジノ排除プログラムの実施（同プログラムについて詳細は後述）、④依存症治療機関への支援があげられる。

イ 国家依存症管理サービス機構 (National Addictions Management Service, NAMS)

ギャンブル、ドラッグ、アルコールなど幅広い依存症の治療機関として保健省の下に2008年に設立された。本機構のクリニックでは、薬物依存症や行動的依存症（カジノ、インターネット等への依存症）全般に対応した外来診療、入院診療が行われており、ギャンブル依存症の事前予約なしでの受診が可能である。

シンガポールでは本機構設立以前は依存症についての診療は精神科のクリニックで行われていたが、依存症の治療を受けようとする人々にとって、心理的に通にくい側面があった。そのため、本機構のクリニックは、より受診しやすいように依存症に特化した総合的な診療施設として開設された点が画期的であった。また、人々が通いやすい場所にあり、適切な費用のもと、高水準の治療が受けられるような工夫がなされている。本機構のクリニックはシンガポールの北東部に位置しているが、ギャンブル・アルコール依存症については、毎週金曜日に西部地域の医療クリニックにおいても診療が行われている。

治療は、医師、カウンセラー、ソーシャルワーカーが連携して総合的なチームで行っており、年中無休、24時間体制で、患者への電話相談対応が行われている。病院内での関係者の協力に加え、豊富な経験を積んでいる海外の専門家等とも連携して、様々な症状に適切に対応できるような体制がとられている。

依存症の具体的な治療にあたっては、依存症患者が、回復後の自分の将来の姿をイメージできるよう、患者との1対1のカウンセリング治療に加え、同じ症状を持つ患者同士でのグループカウンセリングも行っており、特に、ギャンブル依存症の患者に対してはその効果は高く、症状の回復に効果を上げている。さらに、患者の家族も対象に依存症に対する教育を行う事で、回復後の再発を防いでいる。

(5) ギャンブル依存症対策

カジノ導入による社会的な問題への具体的な対策の主な内容は次のとおりである。

- ・21歳未満の入場禁止
- ・シンガポール国民及び永住権保持者からの入場料の徴収（1日あたり S\$150（約1万2,000

円) 若しくは1年でS\$ 3,000 (約24万円)³⁴¹⁾

- ・特定地域外での広告宣伝の禁止
- ・カジノ施設内への銀行ATM設置の禁止
- ・自己、家族、第三者による入場排除プログラム (Exclusion Program)

その中で、シンガポールが実施しているギャンブル依存症対策において特徴的なものが、入場排除プログラム (Exclusion Program) である。これはカジノ依存症対策のための包括的な国家プログラムであり、世界的にも注目されているもので、シンガポールでは3つの排除方式を定めている。

1つ目は、賭博依存症に悩む若しくは賭博によるリスクを負いたくない人自らが、国家賭博問題対策協議会の排除リストに登録しカジノへの自らの入場を禁ずる「自己排除プログラム」、2つ目は、賭博依存症に悩む若しくはそのリスクを負いたくない家族が、配偶者・子・親・兄弟のカジノへの入場を禁ずる「家族排除プログラム」、3つ目が自己破産者・生活保護受給者・貧困者向け家賃補助物件において6か月以上の家賃滞納者などを行政等がカジノ入場を禁ずる「第三者排除プログラム」である。

なお、自己排除プログラムについては、シンガポール国民・永住者に加え、シンガポール在住かどうかを問わず外国人も申請できる。

入場排除システムの受理件数は、2012年1月時点の7万2,515件だったものが2019年9月時点では41万5,452件と急増している³⁴²⁾。

また、国家賭博問題対策協議会がシンガポールの居住者3000人をランダムに抽出して実施したインタビュー調査の結果によると、カジノ開業前と直後から現在に至るまでにギャンブル依存症の問題を抱える者の数は改善している。シンガポールの合法ギャンブルは2010年に開業したカジノだけではなく、それ以前から競馬やロト、スポーツ賭博なども存在していたが、カジノ導入に伴い、従来存在していなかった包括的なギャンブル依存症対策が導入された結果、カジノを含めたギャンブル依存症の率が下がったとされている。

図表 11 国家賭博問題対策協議会 (NCPG) の調査結果

	2008年	2011年	2014年	2017年
病的賭博 (ギャンブル等依存症) と推定される者の割合	1.2%	1.4%	0.2%	0.1%
ギャンブルに問題を抱えると推定される者の割合	1.7%	1.2%	0.5%	0.8%
合計	2.9%	2.6%	0.7%	0.9%

“REPORT OF SURVEY ON PARTICIPATION IN GAMBLING ACTIVITIES AMONG SINGAPORE RESIDENTS, 2017”を基に作成

³⁴¹⁾ 関係省庁が国内における問題賭博の普及率、世帯の平均収入等の要素を踏まえ、2019年4月より50%引き上げ

³⁴²⁾ 2019年9月の内訳としては、自己排除プログラムが375,181件、家族排除プログラムが2,801件、第三者排除プログラムが3万7,470件となっている。

<https://www.ncpg.org.sg/en/Pages/Publication.aspx?post=5>

(6) IR 施設概要

ア 統合リゾート「マリーナ・ベイ・サンズ」

アメリカのカジノリゾート開発会社「ラスベガス・サンズ」グループによって開発された東南アジア初の大規模複合施設³⁴³。155,000 m²の埋め立て地に、3棟からなるホテルタワーと、隣接する博物館、シアター、ショッピングモール、カジノ、コンベンション施設等から構成される。2010年4月より一部のホテル客室、カジノ、レストラン、小売店やコンベンション施設での営業が開始された。2019年の売上高はS\$43億3,812万であり、年によって増減するが、S\$40億程度で安定している³⁴⁴。

都市中心部に設置された高密度の観光施設であり、MICEの来訪者・関連イベントの誘致促進をコンセプトに作られ、シンガポール最大の多目的展示ブースや会議施設を備えており、ビジネス・コンベンション客をターゲットにしている。カジノには600台を超えるテーブルゲームと1,500台以上のスロットゲームが並べられ、世界最大級である。カジノの売上高はマリーナ・ベイ・サンズ全体の約7～8割を占める³⁴⁵。

また、2030年までのカジノ運営ライセンスの期間延長に伴い、非カジノ区域1万5,000人の観客を収容できるコンサートホールの整備、部屋数1,000部屋ほどの新たなホテル棟(Tower 4)の整備を政府に約束している。非カジノ区域の拡充に伴い、シンガポール政府はカジノ区域の拡充について特別許可を出した。2030年までに拡充できるカジノ区域の追加面積は2,000 m²(現行1万5,000 m²)である。

イ 統合リゾート「リゾート・ワールド・セントーサ」

マレーシア企業「ゲンティン」グループにより、セントーサ島の北側に開発された統合リゾート。現在は、「ゲンティン・シンガポール」の傘下にある「リゾート・ワールド・セントーサ」が管理運営を行っている。

リゾート内には6つのテーマホテル、会議場、ショッピングモール、水族館などが集約されている。シンガポールで初めてのカジノとなる2010年2月14日に開業したカジノは、オールスイートで24時間いつでも専属の客室係のサービスを受けられる最高級ホテル「クロックフォード・タワー」の地下に開設され、450台以上のテーブルゲーム、2,400台以上のスロットマシンの他、最新鋭のコンピューターゲームが並べられている³⁴⁶。2019年の売上高はS\$24億8,034万であるが、VIPカジノ市場の縮小などの影響を受け、売上高は、開業当初よりも減少している。カジノの売上高はリゾート・ワールド・セントーサの約7割から8割を占める³⁴⁷。

ファミリー層をメインターゲットにしており、最大の見所は、東南アジア初の「ユニバーサル・スタジオ・シンガポール(USS)」である。総数24のアトラクションのうち、18は世界

³⁴³ <http://sandsjapan.com/about-lvs/our-properties/>

³⁴⁴ <https://investor.sands.com/financial-reports/latest-financial-reports/default.aspx>

³⁴⁵ Las Vegas Sands Corp. Latest Financial Reports より <https://jp.marinabaysands.com/singapore-visitors-guide/around-mbs/casino-at-mbs.html>

³⁴⁶ <https://www.gentingrewards.com.sg/en/home/casino/games>

³⁴⁷ Genting Singapore Annual Report より <http://www.gentingsingapore.com/#!/en/investors/annual-reports>

初又はシンガポール独自のアトラクションとなっている。2012年には800種類以上、10万匹の海洋生物を誇る水族館「マリン・ライフ・パーク」がオープンした。

マリーナ・ベイ・サンズ同様、2030年までのカジノ運営ライセンスの期間を延長したことに伴って、非カジノ区域に3つの新しいアトラクション、Minion Park、Super Nintendo World及びSingapore Oceanariumの整備と、2つのホテル（合計1,100の部屋数）が新たに追加される予定である。非カジノ区域の拡充に伴い、シンガポール政府はカジノ区域の拡充について特別許可を出した。2030年までに拡充できるカジノ区域の追加面積は2,500 m²（現行1万5,000 m²）である。

5 最近の取組

(1) 「Passion Made Possible」

2017年、観光局とシンガポール経済開発庁（EDB：Singapore Economic Development Board）は、両者統一のブランド「Passion Made Possible」を発表した。

「Passion Made Possible」にはあらゆる“情熱”を持った取組が“可能性”を推進する原動力になる、という意図が込められており、「モノ」消費から「コト」消費への変化を受けて、ストーリー性に重点を置いている点に特徴がある。マリーナ・ベイ・サンズなどの人気スポット以外の、よりローカルなツアー、アクティビティをプロモートすることに力点を置いている。

例えば、地元の人々の「物語」を通して、食べ物やショッピング、文化、仕事における人々の情熱を感じてもらった映像の作成のほか、シンガポール人が集まるフードコート「ホーカー」の食べ歩き旅行など、地域に根差した体験を提供できる旅行プランの提案等が行われている。

観光局の発表によると、「Passion Made Possible」の発足後、日本をはじめ17の海外市場でキャンペーンを実施。この新しいブランドに関連した映像は約2億回再生され、ソーシャルメディアへの書きこみ等は約320万件に上った。

(2) MICE産業の振興

観光局は2006年、シンガポールにおけるMICE産業の振興を図るため、国内外のイベント主催者を誘致する際の優遇制度である「BEiS: Business Events in Singapore」を導入した。これは、シンガポールにおいて国際レベルの大型イベントが容易に開催できるよう支援する制度で、イベント開催費用に対する助成金の支給や海外からの招待客や講演者に対する出入国手続の簡素化などの支援を行い、国際レベルの大型イベントを招致している。

2009年2月には、このBEiS制度が、小規模の会議を含む観光産業全般を支援の対象としたBOOST制度（Building On Opportunities to Strengthen Tourism）の下に統合され、さらに多様な優遇措置を講じることが可能となった。例えば、小型の会議についても開催費用の助成を行うといった財政的な支援から、政府系ウェブページ上でのイベント広告掲載といった非財政的な支援まで幅広く対象とし、この制度が導入されて以降、「Singapore Airshow（シンガポール航空ショー）」、「Biomedical Asia（バイオメディカルアジア）」、そして「Singapore International Water Week（シンガポール国際水週間）」等、多くの世界規模の会議が開催されている。

さらに、2014年には、観光局と観光産業界が共同で、2020年までの5年間の中期的な MICE 振興計画である「MICE 2020 Roadmap」を策定。シンガポールが MICE で世界のトップを維持するために策定されたものであり、3つの主要なコンセプトがある。

- ・ **Connected City** : ビジネス旅行者がスムーズに行きたいところに行くことができ、やりたいことをやることのできる街とする。
- ・ **Singapore MICE Experience** : ビジネスイベント内外で体験プログラムを提供し、ビジネス・休暇の両面で魅力的な土地とする。
- ・ **MICE HQ.SG** : MICE に関する知識・スキルを持った人材、企業、協会などの集まる中心地とする。

また、2019年からは INSPIRE (In Singapore Incentives & Rewards) プログラムが開始した。20名以上の国外からの MICE 参加者グループに対し、60種類以上の観光プログラムの中からプライベートツアーなどを無料提供する。マリーナ・ベイに面したレストランでの食事やガーデンズバイザベイなど有名観光地への招待だけでなく、チャイナタウンの歴史をたどるツアーやドラゴンボート体験などチームビルディングにも役立つアクティビティが用意されている。

以上のような取組により、上記2(4)で説明したとおり、2010年には725件で世界3位(1位アメリカ936件、2位日本741件)であった国際会議開催件数が、翌年の2011年には919件で世界1位(2位アメリカ744件、3位日本598件)に躍り出た。その後、2013年の994件をピークに一時減少傾向になったものの、2015年以降回復基調となり、2018年には前年の877件から大きく件数を伸ばして、1,238件の国際会議が開催され、世界1位に返り咲いている。

(3) 観光資源の開発

観光資源の開発については、F1の誘致(世界初の市街地ナイト・レース、2008年初開催)、カジノを含む2大統合リゾート開発に続き、リバー・サファリ(12万平方メートルという広大な敷地に世界の大河をテーマにしたサファリ・パーク、2013年開業)、ナショナル・ギャラリー・シンガポール(旧最高裁判所とシティホールを修復して利用したシンガポール最大の美術館。8,000点以上のシンガポールのナショナルコレクションを展示、2015年開業)など、休みなく観光資源の開発が進められている。

ア ガーデンズ・バイ・ザ・ベイ

2012年6月に開業したシンガポール最大の植物園施設。中心街のマリーナ・ベイ・エリアに、101万平方メートルに渡って広がり、3つの庭園から構成されている。最初にオープンした54万平方メートルの「ベイ・サウス」エリアには18本の巨大人工ツリー「スーパー・ツリー」、巨大な2つのガラスドームの中に入っている「フラワー・ドーム」と「クラウド・フォレスト」が作られ、2020年時点ではこの「ベイ・サウス」エリア及び一部「ベイ・イースト」エリアが開業されている。残りの「ベイ・セントラル」エリアの完成時期は未定だが、2つのエリアをつなぐウォーターフロントの歩道が整備される予定である。

ガーデンズ・バイ・ザ・ベイは、シンガポールの都市構想のシフトの具体化でもある。国立公園局(National Parks Board)によって都市の緑化計画として掲げられた「ガーデン・シティ構想」は、自然環境と共存し持続性のある都市の営みを目指すことで、そこに暮らす人々の

生活も豊かにするという包括的な「シティ・イン・ア・ガーデン構想」へと転換された。そのため、施設内には環境への配慮が見られるほか、世界の貴重な植物が集められるなど環境教育という役割も果たしている。

イ チャンギ国際空港

1981年に24時間空港として開港したシンガポール・チャンギ国際空港は、2020年時点では100以上の航空会社が世界100か国380都市と航路を結んでおり、2019年のチャンギ国際空港の利用者数は6,830万人であった。また、乗り継ぎのための空港利用者も多く、トランジットホテルやトランジット客向けのシンガポール市内無料ツアーの人気の高い。

2017年に第4ターミナルが開設し、現在4つのターミナルビルが設置され、年間8,200万人の乗客処理能力を有しているが、さらに処理能力が5,000万人に上る第5ターミナルが2030年代の開業を予定している³⁴⁸。

ターミナル内には、約500台の無料インターネット端末、空港全域無料のワイヤレスインターネットアクセスをはじめ、ビジネスセンター、屋外プール、サウナ、無料映画館及びフラワー・ガーデンやバタフライ・ガーデンといった施設が提供されている。

さらに、2013年にリー・シェンロン首相が構想を発表していた大規模複合施設「JEWEL」が、2019年4月に第1ターミナル正面の駐車場跡地にオープンした。ガラスと鉄で作られた独特のドーム型の外観が特徴で、内部には、アジア最大の屋内庭園「フォレストバレー」や、世界で最大級の落差のある室内滝「HSBC レインボルトックス」など、近代的な建物内にいながら自然を感じられる施設があるほか、300店舗を超えるレストラン、小売店などが出店している。また、トランジットでチャンギ国際空港に一時滞在する旅行者がシンガポールを楽しむことができるようにするため、施設内にはチャンギ空港のアーリーチェックインカウンターや手荷物保管サービス、ラウンジ、エアポートホテルなどが整備されている。

このように、チャンギ国際空港は競争相手に後れを取らないために、他の空港にはない利便性とエンターテインメント性を絶えず追及している。

ウ スポーツ・ハブ

シンガポールを東南アジアのスポーツのハブにするべく、世界最大級の競技場「スポーツ・ハブ」が2015年7月にオープンした。これは、スポーツ、エンターテインメント、ライフスタイルを活性化することで、シンガポールを労働、生活、娯楽の全ての環境が整った場所にするという方針に基づき、多くの施設を併設する複合施設である。

世界最大級の直径310mのドーム型屋根と画期的な移動式観客席を備える「ナショナル・スタジアム」を中心として、「インドア・スタジアム」、「ウォーター・スポーツ・センター」、「OCBC アクアティック・センター」、「OCBC アリーナ」、スポーツアイテムが充実した「カラン・ウェーブ・モール」、博物館、図書館など、様々な施設を包含する。

³⁴⁸ 新型コロナウイルスの世界的大流行が航空業界に及ぼす影響は不透明だとして、2020年6月、政府は第5ターミナルの建設計画の最低2年間の休止を発表した。

特に、2014年にオープンした「ナショナル・スタジアム」は、サッカーとラグビー、クリケット、陸上競技のいずれの大会も開催できるように計画された世界で唯一の施設である（開業時点³⁴⁹）。ドーム屋根の中央部分が開閉する全天候型ドームであり、観客収容人数5万5,000席を備える。また、太陽光などの再生エネルギーを積極的に利用するなどにより、従来型のドームスタジアムと比べて約6割の省エネに成功している。

スポーツ・ハブの完成により多くの国際大会の誘致が可能となった。2014年から2018年まで、WTA（Woman's Tennis Association）ツアーファイナルが5年連続で開催された。また、2019年にはクラブチームによるサッカーのプレシーズン大会であるインターナショナル・チャンピオンズ・カップの試合がナショナル・スタジアムで行われるなど、様々なスポーツイベントに活用されている。

エ セントーサ・ブラニマスタープラン

上記4（5）イでも触れたとおり、リゾート・ワールド・セントーサが2030年までカジノ運営ライセンス期間を延長したことに伴い、新しいアトラクションの追加やホテルの拡張整備が計画されている。

それに併せて、セントーサ島と隣接するブラニ島³⁵⁰を魅力的な観光地として一体的に整備する「セントーサ・ブラニマスタープラン」が2019年8月に打ち出され、翌9月に具体的な方針が発表された。

それによると、新たに一体整備されるセントーサ島とブラニ島は5つのゾーンに分けられ、ユニークな体験を提供する施設の開発が今後進められる予定である。なお、開発に伴いセントーサ島のシンボルでもあった高さ37mのマーライオン像が取り壊されることとなり、2019年10月20日の営業をもって閉鎖された。

5つのゾーンの主な整備内容については、以下のとおり

- ・Vibrant Cluster ゾーン：ユニバーサル・スタジオ・シンガポールへの新アトラクション建設、水族館のリニューアル
- ・Island Heart ゾーン：屋内外のプレイスペースやアトラクションを開発
- ・Waterfront ゾーン：近未来型の公園を整備
- ・Beachfront ゾーン：ウォーターショーなどにより活気を演出
- ・Ridgeline ゾーン：自然を感じられるトレイルルートを整備

オ エコツーリズム・ハブ

2016年、シンガポール北部の緑地帯、マンダイ地区をキャンプ場、テント、ファミリー向け客室といった環境に配慮した宿泊施設を備えた126ヘクタール規模のエコツーリズム・ハブに再開発するプランが発表された。

³⁴⁹ https://eresources.nlb.gov.sg/infopedia/articles/SIP_2015-10-26_160204.html#:~:text=The%20Singapore%20Sports%20Hub%20at,and%20cost%20S%241.33%20billion

³⁵⁰ シンガポール本島とセントーサ島の間位置する島。2020年現在、貨物ターミナルとして利用されているが、西部トゥアスへ移転されることとなっており、ブラニ港は2027年を目途に閉鎖予定である。

同地区には現在、シンガポール動物園、ナイト・サファリ、及びリバー・サファリがあるが、早ければ 2020 年にバードパークが西部ジュロンから移転する。バードパークは湿地、竹林、熱帯雨林をはじめとする世界各地の景観を再現した自然環境の中で鳥を観察できる 9 つのエリアや、カンムリシロムク、ソデグロムクドリを含む絶滅危惧種の繁殖を目的とした飼育・研究施設などからなる。

また、新アトラクション「レインフォレストパーク」が新たに開設される計画である。

レインフォレストパークには地下から樹冠まで様々な視点で木々を観察できる遊歩道が設けられ、共用施設や駐車場を地下に設置することによって、来場者が本物の自然を感じられる公園とすることを目指している。

(4) コロナ禍における観光業界への支援策

次々と観光資源の開発を進めているシンガポールだが、他国同様に 2020 年の観光業界はコロナ禍によって深刻な状況に陥っている。外国からの入国制限を開始した同年 3 月以降、入国者数は激減し、4～10 月は対前年同月比で 99%以上の減となっている³⁵¹。

政府は、数度にわたって、融資や固定資産税の割戻などの支援や観光開発基金の強化、従業員の能力向上のための研修等に対する助成等を行い、観光業界を支援してきた³⁵²。

その上で、新たな支援策として 7 月より S\$4,500 万（36 億円）を投じ、「SingaporeRediscovered」というキャンペーンを開始した³⁵³。このキャンペーンは、シンガポールに住む人々がシンガポールを再発見することをコンセプトとしており、政府と観光業界が共同でローカルツアーなど、200 以上の商品を提供している。

さらに、同キャンペーンの一環として S\$3 億 2,000 万（256 億円）を投じたバウチャーが 12 月より国民に配布され始めた³⁵⁴。18 歳以上の国民一人当たり 100 ドル相当のバウチャーがオンラインで配布され、利用期間は 2020 年 12 月から 2021 年 6 月までである。10 ドル単位で使用することができ、国内のホテル宿泊やアトラクション入場料、ローカルツアーなどに利用することができる。

6 今後の展望

シンガポールでは、2010 年の二大統合リゾート「マリーナ・ベイ・サンズ」及び「リゾート・ワールド・セントーサ」の開業を皮切りに、2012 年にガーデンズ・バイ・ザ・ベイ、2015 年にスポーツ・ハブ、2019 年には JEWEL など、間断なく新しい観光資源の開発を続け、来訪者数及び観光収入を着実に伸ばしてきた結果、今や観光業は、基幹産業へと成長している。今後もセントーサ島の再開発や、エコツーリズム・ハブの整備など、更なる発展が見込まれている。

一方で、シンガポール政府観光局のキース・タン長官は、新型コロナウイルスの世界的大流行の影響によって深刻な影響を受けたシンガポールの観光業界が、2019 年と同程度まで海外からの

³⁵¹ <https://stan.stb.gov.sg/portal/tourism-statistics.html>

³⁵² <https://www.stb.gov.sg/content/stb/en/home-pages/support-measures-for-tourism-businesses.html#SupportMeasures>

³⁵³ <https://www.visitsingapore.com/singaporediscovered/>

³⁵⁴ <https://www.visitsingapore.com/singaporediscovered/vouchers/>

訪問者数が回復するには3年から5年かかるとの厳しい見方を示している。このような前代未聞の苦境からシンガポールがどのように復活を遂げていくのかが注目される。

第8節 陸上交通政策

1 概要

シンガポールは、1965年の独立後しばらくの間、都市部の深刻な交通渋滞や非効率な公共交通網など、多くの発展途上国の大都市と同様の問題を抱えていた。しかし、狭い国土の中で国際競争力を強化するため、交通インフラの充実が重要であると認識していたシンガポール政府は、1971年に長期的な都市計画である「コンセプトプラン」を策定し、高速道路網や公共交通機関といった交通インフラの整備を進めてきた。

1970年代の入域許可制度（ALS:Area Licensing Scheme）の導入にはじまり、電子式道路料金徴収システム（ERP:Electronic Road Pricing）や自動車所有権証書（COE:Certificate of Entitlement）の取得の義務化など、自動車の保有・利用に対して規制を課すことで交通渋滞の緩和を図り、その一方で、住民が自動車なしでも快適に生活できるよう、鉄道網である MRT（Mass Rapid Transit）路線の拡充、LRT（Light Rail Transit）の新設などの公共交通機関の充実を図ってきた結果、今日では世界に誇る陸上交通システムを構築したと評価されている。

近年では、公共交通機関のサービスの向上や乗り継ぎの利便性の向上、自転車専用レーンや専用歩道の整備等に力を入れ、住民へ公共交通機関や自転車、徒歩の活用を促すことにより、自動車の依存を軽減する政策が取られている。

本稿は、陸上交通の現状、運営組織、主要施策、今後の展望について紹介する。

2 現状

（1）道路の整備状況

運輸省（Ministry of Transport:MOT）管下の法定機関である陸上交通庁（Land Transport Authority:LTA）が、高速道路から区画道路に至るまで、全ての公共道路の建設・管理を行っている。2017年時点で、公共道路の総延長は3,500kmであり、総延長164kmの高速道路、その他の幹線道路のネットワークにより国内各地は縦横に結ばれている³⁵⁵。

（2）公共交通機関等の状況

東京23区よりやや大きい程度の面積の国土に、在留外国人を含め約570万人³⁵⁶の人口を抱えるシンガポールでは、その狭い国土を十分に生かした交通インフラの整備を行っている。中でも、MRTやバスなどの公共交通網は国内のどこに行くにも低料金で、快適な住民の足として定着している。

また、タクシーも料金が低く抑えられており、利用しやすい環境が整備されている。その他、近年ではライドシェアサービスが急速に普及しており、住民にとって欠かせない移動手段となっている。

³⁵⁵ Data.gov.sg ウェブサイト（2020年11月2日最終閲覧）

https://data.gov.sg/dataset/length-of-road-maintained-by-lta?view_id=b3e0674b-650a-4827-9b8a-ea0768db221b&resource_id=adcf420f-4f4e-4995-9cdf-e910b45a3bc2

³⁵⁶ シンガポール統計局ウェブサイト（2020年6月末時点）

<https://www.singstat.gov.sg/modules/infographics/population>

ア 鉄道

(ア) MRT (Mass Rapid Transit)

MRT は、街の中心部では地下、郊外では高架を走る都市型高速鉄道で、大量旅客輸送を担い、シンガポールの公共交通の基幹となっている。1987 年の開業以来、順調に利用者は増加しており、2019 年の平日平均乗客数は約 340 万人³⁵⁷となっている。現在は、図表 2 にあるとおり全 6 路線が運行している。

公共交通機関 (MRT、LRT、バス) の料金体系は利用距離に応じた運賃となっている。現金支払いの場合、大人初乗りで S\$1.70 (約 136 円) から最高で S\$2.80 (約 224 円) となっているが、EZ リンク・カード (非接触型 IC カード) を使うと、初乗りで S\$0.92 (約 74 円) に、最高金額は S\$2.17 (約 174 円) に割引される³⁵⁸。また、2019 年からは非接触型のクレジットカード等でも改札を通過することができるようになり、切符の購入や EZ リンク・カードのチャージも不要となることから、利便性が向上している。

図表 1 MRT・LRT の路線図 (2019 年 12 月現在)



出典：陸上交通庁ウェブサイト³⁵⁹

³⁵⁷ The Straits Times ウェブサイト (2020 年 2 月 13 日)
<https://www.straitstimes.com/singapore/transport/bus-train-ridership-rises-to-new-high>
³⁵⁸ SBS Transit ウェブサイト (2020 年 11 月 2 日最終閲覧)
<https://www.sbstransit.com.sg/fares-and-concessions>
³⁵⁹ 陸上交通庁ウェブサイト (2019 年 12 月現在)

図表2 MRT 運行路線一覧 (2020年7月現在。括弧内は全線開通時)

路線名	駅数	営業距離 (km)	備考
North-South Line (南北線)	26	45	—
East-West Line (東西線)	35	57	—
North-East Line (北東線)	16	20	—
Circle Line (環状線)	30 (33)	35 (39)	2025年にHarbourFront駅～Marina Bay駅間に3つの駅が新設される予定
Downtown Line (ダウンタウン線)	36 (38)	42 (44)	2024年に現在の終点であるExpo駅から2駅延伸されトムソン・イーストコースト線と結ばれる
Thomson-East Coast Line (トムソン・イーストコースト線)	3 (32)	4.2 (43)	2024年に全線開通予定

陸上交通庁ウェブサイト³⁶⁰を基に作成



MRT (都市部では地下、郊外では高架を走行する)

(イ) LRT (Light Rapid Transit)

MRT 駅と周辺のニュータウンを結ぶ支線としての働きを担う新交通システムである LRT も 1999 年から運行されており、現在は図表 3 のとおり全 3 路線が運行している。1～2 両編成で、無人運転で運行されることが特徴である。

ニュータウンの人口の増加に伴い、2019 年における 1 日当たりの平均乗客数は 20 万人³⁶¹を超えており、徐々に利用者数が増加している。

https://www.lta.gov.sg/content/dam/ltagov/getting_around/public_transport/rail_network/pdf/sm31-20-05-exp.pdf

³⁶⁰ 陸上交通庁ウェブサイト (2020年11月2日最終閲覧)

https://www.lta.gov.sg/content/ltagov/en/getting_around/public_transport/rail_network.html

³⁶¹ The Straits Times ウェブサイト (2020年2月13日)

<https://www.straitstimes.com/singapore/transport/bus-train-ridership-rises-to-new-high>

図表3 LRT 運行路線一覧 (2020年7月現在)

路線名	駅数	営業距離 (km)
Bukit Panjang Line (ブキ・パンジャン線)	14	7.6
Sengkang Line (センカン線)	14	10.7
Punggol Line (プンゴル線)	15	10.3

陸上交通庁ウェブサイト³⁶²を基に作成



LRT (住宅地と最寄りの MRT 駅を結んでいる。高架を走行する)

(ウ) 鉄道の運営について

MRT 及び LRT の運営については、2008 年に、これまで民間業者が所有してきた軌道、車両等の鉄道資産を段階的に政府が買い取り、運営のみを民間業者に委ねる方式をとることが政府の方針として決定され、それ以降、政府は徐々に鉄道資産の買い取りを進め、2016 年には全ての鉄道資産の国有化が完了した。

このように資産と運営を切り離すメリットとして、運営業者は資産を政府に引き渡すことで、輸送サービスに注力できることなどが挙げられている。

民間業者への鉄道運營業務の委託期間は 15 年契約で、5 年の延長が可能となっており、現在は SBS (Singapore Bus Service) 社及び SMRT (Singapore Mass Rapid Transit) 社の 2 社によって運営されている³⁶³。

(エ) 今後の鉄道整備計画

今後は、北東線や環状線、ダウンタウン線、トムソン・イーストコースト線の延伸や、新たにジュロン・リージョン線、クロス・アイランド線の整備も予定されており、路線の総延長は 230km (2020 年時点) から 2030 年代前半までには約 360 km となる計画であり、一層利便性が

³⁶² 陸上交通庁ウェブサイト (2020 年 11 月 2 日最終閲覧)

https://www.lta.gov.sg/content/ltagov/en/getting_around/public_transport/rail_network.html

³⁶³ AsiaX ウェブサイト (2018 年 2 月 15 日) <https://www.asiax.biz/news/45882/>

高まることが期待されている³⁶⁴。

イ バス

バスは MRT 網を補完するように島内全域に路線が張り巡らされており、主要な公共交通機関となっている。一日の平均利用者数は、2019 年時点で約 410 万人であり、MRT と LRT の利用者数の合計より多くなっている³⁶⁵。

バスの定期路線は、長らく SBS 社及び SMRT 社の 2 社による寡占運営が続いてきたが、2016 年 9 月から新たな運営形態が導入されている。これまで運業者が所有していたバス車両や関連インフラなどの資産を政府が買い取るとともに、14 のパッケージ化された路線運行を、それぞれ入札により民間業者に業務委託する方式である。バス車両等の資産を国有化することにより、外資を含めた民間業者が新規参入しやすい環境を整え、競争原理の導入でバスサービスの向上を目指すものとなっている。この制度の導入により、英国の TTS(Tower Transit Singapore)社及び Go-Ahead Singapore 社が新たに参入し、2020 年時点では 4 社によりバス路線が運営されている（図表 4 を参照）。

また、従来のバス路線を補完する「プレミアム・バス」サービスもある。このサービスはビジネスマンを主なターゲットとして、運賃を通常の路線バスよりも高く設定し、平日のピーク時に設備の良いミニバスを住宅街からビジネス中心地まで運行するものである。1994 年に始まったこのサービスは、現在様々な事業者により約 70 路線³⁶⁶が運行中である。

図表 4 運業者別の公共交通機関の運営路線（2020 年 11 月時点）

	MRT	LRT	バス
SBS	北東線 ダウンタウン線	センカン線 ブンゴル線	約 220 路線
SMRT	南北線、東西線 環状線、トムソン・ イーストコースト線	ブキ・パンジャン線	88 路線
TTS	—	—	32 路線
Go-Ahead	—	—	32 路線

陸上交通庁及び各バス運営事業者等ウェブサイト³⁶⁷を基に作成

³⁶⁴ AsiaX ウェブサイト（2020 年 6 月 23 日） <https://www.asiax.biz/news/54224/>

³⁶⁵ The Straits Times ウェブサイト（2020 年 2 月 13 日）
<https://www.straitstimes.com/singapore/transport/bus-train-ridership-rises-to-new-high>

³⁶⁶ Land Transport Guru ウェブサイト（2020 年 11 月 2 日最終閲覧）
<https://landtransportguru.net/bus-services/premium/>

³⁶⁷ 陸上交通庁ウェブサイト（2020 年 11 月 2 日最終閲覧）
https://www.lta.gov.sg/content/ltagov/en/getting_around/public_transport/rail_network.html BS Transit ウェブサイト（2020 年 11 月 2 日最終閲覧）

<https://www.sbstransit.com.sg/Service/BusService>
Singapore Mass Rapid Transportation ウェブサイト（2020 年 11 月 2 日最終閲覧）
<https://www.smrt.com.sg/News-Room/Information-Kit#:~:text=SMRT%20Bus%20Fleet,-Size%20of%20SMRT&text=88%20bus%20services%20routes%20and,about%20379.5%20million%20passenger%20journeys.>

ウ タクシー

シンガポールにおいて、タクシーは MRT やバスと並んで最も利用される交通手段の一つである。

以前は、政府によりタクシー事業者数が制限され、各事業者へのタクシー台数の割り当ても課されていたが、2003 年にそれらの規制が撤廃され、現在、タクシー業界は完全に自由化されている³⁶⁸。

2020 年現在、タクシー事業者 7 社³⁶⁹によって約 1 万 6,000 台³⁷⁰のタクシーが運行されている。2019 年における 1 日あたりの利用者数は約 35 万 3,000 人³⁷¹であるが、後述するライドシェアの台頭もあり、近年、利用者数は減少傾向にある³⁷²。

タクシーの料金は事業者が独自に設定できることになっているが、Standard Taxi（日本の小型タクシーに相当）の初乗り運賃は S\$3.2（約 256 円）～S\$3.9（約 312 円）であり、乗車距離に応じて料金が加算される。さらに、乗車場所や時間帯によって割増料金が設定されており、後述する ERP 料金はタクシー料金に加算される。

2019 年 5 月には、国内最大手のタクシー事業者であるコンフォート・デルグロが、通常のメーターを使わずに需給に応じて料金変動する変動料金制を導入する³⁷³など、サービスの多様化が進んでいる。

エ ライドシェア

専用アプリを通じて個人ハイヤー等を手配できるサービスである。GPS 機能で現在地の近くにいる車を手配することができ、利便性が高い。料金は、配車予約する際の条件（時間帯、天候、車種等）によって決まり、予約する際に料金が確定する点が、メーター制のタクシーと大きな違いとなっている。

2019 年における利用者数は約 41 万 9,000 人³⁷⁴であり、2013 年にウーバー³⁷⁵とGrabがサービスを開始して以降、急速にサービスが広がっている。現在はGrabのほか、インドネシア発

Tower Transit Singapore ウェブサイト（2020 年 11 月 2 日最終閲覧）

<https://towertransit.sg/our-routes/>

Go-Ahead Singapore ウェブサイト（2020 年 11 月 2 日最終閲覧）

<https://www.go-aheadingsapore.com/our-services/>

³⁶⁸ 国土交通省「シンガポール運輸事情」（2013 年 6 月）

<https://www.mlit.go.jp/common/000999892.pdf> (P14)

³⁶⁹ 陸上交通庁ウェブサイト（2020 年 11 月 2 日最終閲覧）

https://www.lta.gov.sg/content/ltagov/en/getting_around/taxis_private_hire_cars/taxi_operators.html

³⁷⁰ 陸上交通庁ウェブサイト（2020 年 11 月 2 日最終閲覧）

https://www.lta.gov.sg/content/dam/ltagov/who_we_are/statistics_and_publications/statistics/pdf/taxi_info_2020.pdf

³⁷¹ The New Paper ウェブサイト（2020 年 2 月 13 日）

<https://www.tnp.sg/news/singapore/public-transport-ridership-hits-new-high-except-taxi-trips>

³⁷² AsiaX ウェブサイト（2018 年 2 月 26 日）<https://www.asiax.biz/news/46024/>

³⁷³ NNAASIA ウェブサイト（2019 年 5 月 9 日）

<https://www.nna.jp/news/show/1900308>

³⁷⁴ The New Paper ウェブサイト（2020 年 2 月 13 日）

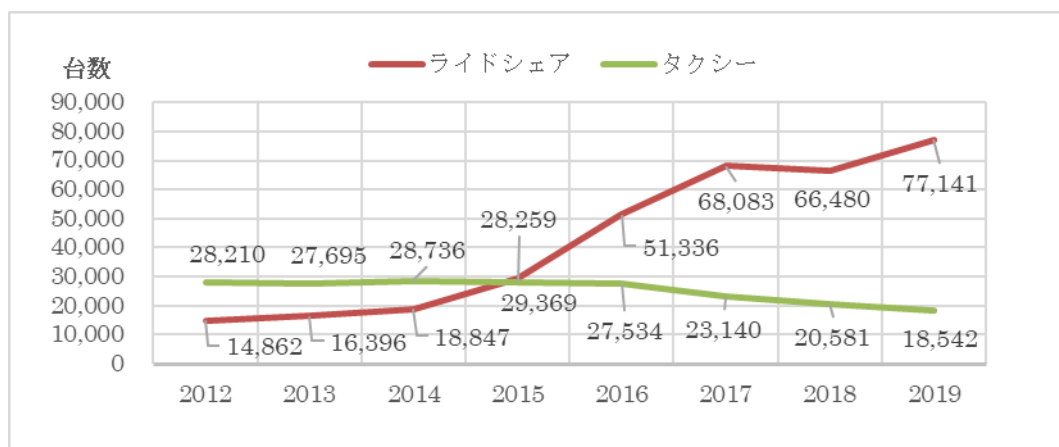
<https://www.tnp.sg/news/singapore/public-transport-ridership-hits-new-high-except-taxi-trips>

³⁷⁵ 2018 年 3 月、ウーバーの東南アジア事業はGrabによって買収された

の Go-Jek 等の新規参入が進んできている。

近年では、ライドシェアの運行台数や利用者数はタクシーのそれを上回っており、住民にとって欠かせない移動手段となってきた。

図表5 タクシー及びライドシェアの運行台数の推移



陸上交通庁ウェブサイト³⁷⁶を基に作成

3 運営組織

陸上交通庁は、地下鉄、自動車等の車両交通を含む全ての陸上交通機関に係る政策を一元的に管理・運営することにより、快適で質の高い陸上交通システムを構築することを目的として、大量交通輸送公社、運輸・通信省車両登録局、同省陸上交通部及び国家開発省公共事業局道路交通部の4部門を統合し、1995年9月に設立された。

陸上交通庁の使命は、国民に世界クラスの交通システムを提供し、生活の質を高め、シンガポールの経済成長と競争力の優位性を維持することとされている。

(1) 所管業務

陸上交通庁の業務は、計画の策定及び実施から交通インフラの整備や交通規制に至るまで、陸上交通に関する全ての分野に涉っている。

ア 陸上交通全般

- ・総合交通政策の実施

イ 道路関連

- ・道路網及び道路付帯施設、道路交通管理施設、駐車場などの整備
- ・渋滞解消のための交通管理

ウ 地下鉄関連

- ・MRT、LRTの施設整備

³⁷⁶ 陸上交通庁ウェブサイト (2020年11月2日最終閲覧)

https://www.lta.gov.sg/content/dam/ltagov/who_we_are/statistics_and_publications/statistics/pdf/MVPO1-1_MVP_by_type.pdf

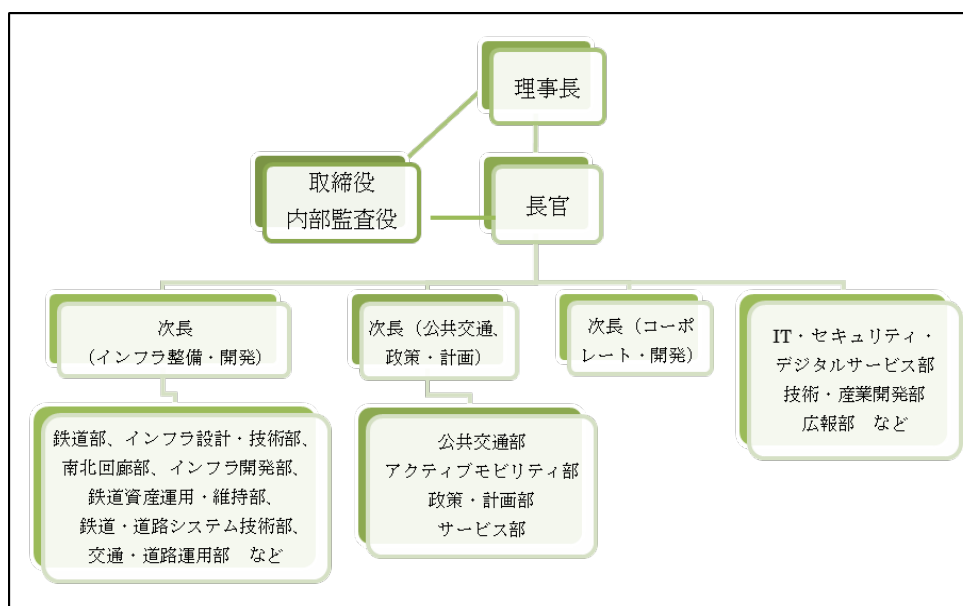
エ 車両登録関連

- ・自動車所有権証書（COE）の発行、車両関係税及び新規自動車登録料の徴収

(2) 組織体系

陸上交通庁においては、15名³⁷⁷で構成される理事会が意思決定を行っており、組織としては、図表6にあるように、理事長、長官³⁷⁸の下、20以上の部から構成されている。

図表6 陸上交通庁の事務組織図



陸上交通庁ウェブサイト³⁷⁹を基に作成

(3) 財政

2019年度における陸上交通庁の事業収入は約S\$18億100万（約1,448億円）で、そのうち大半は政府からの陸上交通に関する管理報酬及びバス運賃収入が占めている。一方、事業支出は約S\$42億1,300万（約3,370億400万円）で、バスサービス料や固定資産の減価償却費、維持管理費、人件費などが大きな割合を占めている。これらの支出については、事業収入のほか、利息などの事業外収入や政府からの補助金により賄われている。

図表7 陸上交通庁の事業収入と事業支出

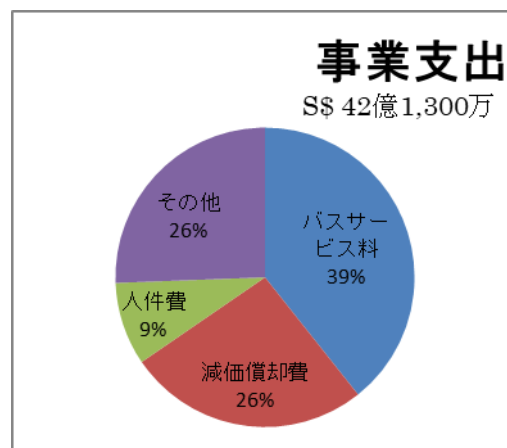
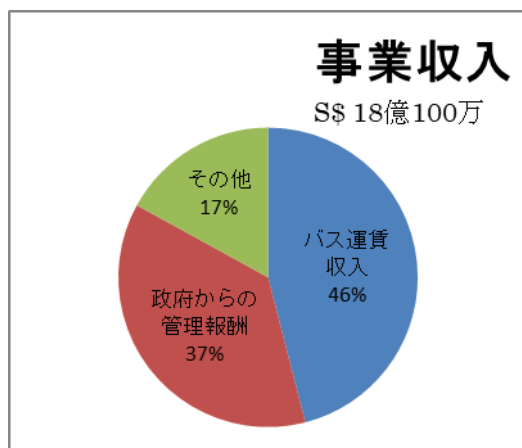
³⁷⁷ 陸上交通庁ウェブサイト（2020年11月2日最終閲覧）

https://www.lta.gov.sg/content/ltagov/en/who_we_are/our_organisation/board_members.html

³⁷⁸ 長官は理事会の理事も務めている。

³⁷⁹ 陸上交通庁ウェブサイト（2020年11月2日最終閲覧）

https://www.lta.gov.sg/content/dam/ltagov/who_we_are/our_organisation/PDF/CorpOrgChart_GDLevel_01102020.pdf



図表 8 陸上交通庁の包括利益計算書 (単位: S\$百万)

①事業損失 (A+B) (Operating Deficit)	▲2,412
A 事業収入 (Operating Income)	1,801
B 事業支出 (Operating Expenditure)	▲4,213
②その他の収益 (Other Gains and Income)	31
③事業収支 (政府補助金加算前) (①+②) (Deficit before Government Grants)	▲2,381
④政府補助金 (Government Grants)	2,251
⑤純剰余金 (③+④) (Net Deficit)	▲130
⑥キャッシュフロー・ヘッジ (Cash Flow Hedge)	2
⑦包括利益総計 (⑤+⑥) (Total Comprehensive Income)	▲128

(図表 7、図表 8) 陸上交通庁ウェブサイト³⁸⁰を基に作成

4 主要施策

(1) 車両の総量規制

車両数の増加を規制するため、1990年5月1日から車両割当制度 (Vehicle Quota System) が導入されている。同制度は、自動車を所有する者に自動車所有権証書 (COE: Certificate of Entitlement) の取得を義務づけており、政府は道路の整備状況等を勘案し、毎年の望ましい新車

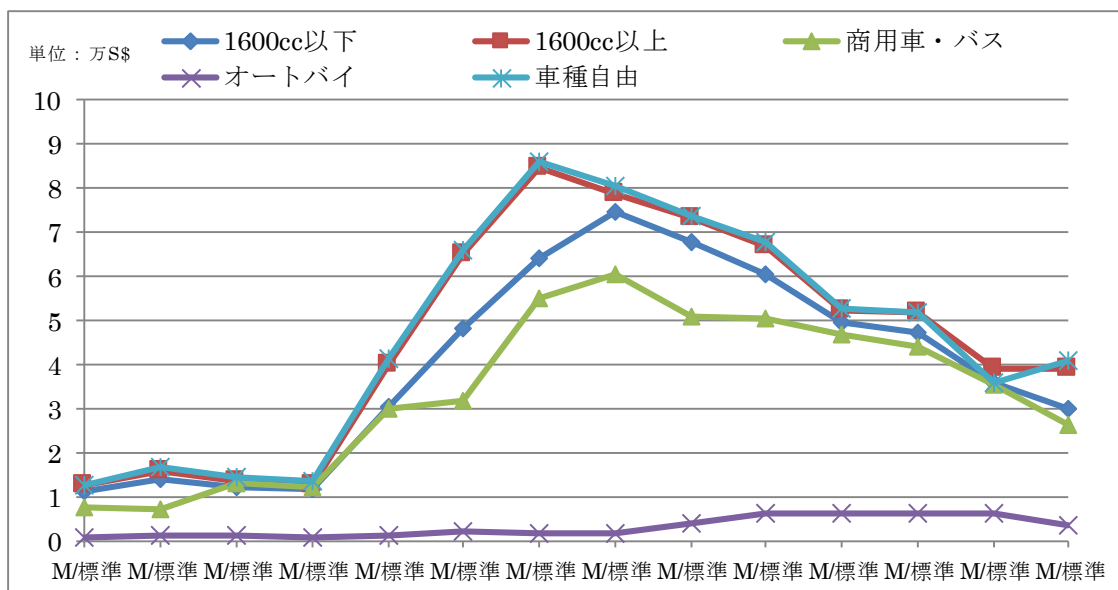
³⁸⁰ 陸上交通庁ウェブサイト (2020年11月2日最終閲覧)

https://www.lta.gov.sg/content/dam/ltagov/who_we_are/statistics_and_publications/report/pdf/LTA%20FS%20FYE%2031%20Mar%202019.pdf

登録数の増加率を決定している。つまり、COE の新規発行数を制限することにより自動車総量をコントロールしている。

新たに自動車を所有したい者は、陸上交通庁が毎月 2 回実施する所有権証書の公開入札に応募しなければならない。政府の新規発行数と応募者数に応じて入札額が決定される仕組みである。よって、入札額は、時々の景気状況、消費者心理に大きく影響される。なお、所有権証書は、排気量 1,600cc 以下や 1,600cc 以上など 5 つの種類に分けられている。

図表 9 COE 年間平均落札価格の推移



陸上交通庁ウェブサイト³⁸¹を基に作成

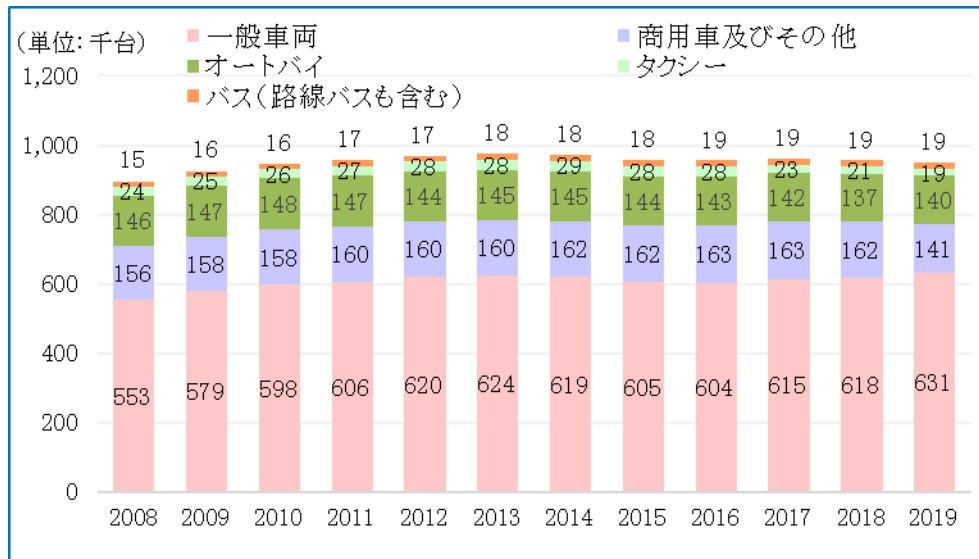
COE の有効期間は、購入した自動車を登録した日から 10 年間である。COE は譲渡不可であり、自動車を手放す場合には COE ごと手放さなければならない。よって、新たに自動車を購入するときは、COE を新規に取得する必要がある。

また、自動車を購入する際には、輸入時に税関で査定される商品価額 (OMV: Open Market Value) の他、物品税 (Excise Duty、OMV の 20%)、物品サービス税 (GST: Goods and Service Tax、7%)、車両登録料 (Registration Fee、用途により定額であり、普通乗用車の場合は S\$140)、追加登録料 (ARF: Additional Registration Fee) 及び道路税等が課せられる。COE の取得価格を含めると、車両の購入総額は OMV の 4~5 倍程度となり、結果的に自動車の台数を制限することに寄与している。

³⁸¹ 陸上交通庁ウェブサイト (2020 年 11 月 2 日最終閲覧)

https://www.lta.gov.sg/content/ltagov/en/who_we_are/statistics_and_publications/statistics.html

図表 10 登録車両数の推移



陸上交通庁ウェブサイト³⁸²を基に作成

(2) 車両の利用抑制

ア ERP システム (Electronic Road Pricing System)

シンガポールは、1965 年の独立後しばらくの間、都市部の深刻な交通渋滞を抱えていた。政府は、市内中心部へ流入する自動車の増加を抑えるため、1975 年に入域許可制度を導入した。渋滞のひどい市内中心部に流入制限ゾーンを設け、ピーク時に流入制限ゾーンへ進入しようとする運転手は、許可証を購入し、フロントガラスに貼り付ける、という手法であった。一定の効果があったとされるが、徐々に渋滞エリアが拡大していったこと、また、許可証の販売、違反者の取締り等に多額の人件費が必要であったことから、試行錯誤を重ねたうえで、1998 年から ERP システムを導入している。

ERP システムとは、ピーク時に市内中心部の幹線道路及び高速道路を通過する運転手から料金を徴収するシステムである。まず、自動車の通過を認識し、料金を通過自動車あてに発信するシステムを掲載したガントリーと、自動車のナンバープレートを撮影するカメラを掲載したガントリーの一对のものが国内各地に設置されている。

一方、全ての自動車には、ガントリーからの発信情報を受信する IU (In-vehicle Unit) の設置が義務づけられている。IU には一定金額がチャージされたキャッシュカードを挿入するようになっており、ガントリー通過時に規定料金が引き落とされる仕組みになっている。なお、ガントリーのカメラは、キャッシュカードの残額が料金に満たない自動車、機器を装着せずに走行するなどの違反者の車のナンバーを撮影するためのものである。

普通車やタクシーで平日又は土曜日に所定の幹線道路や高速道路を通勤時間等の渋滞しやすい時間帯に通過した場合に、通過料の支払いが必要となる。

³⁸² 陸上交通庁ウェブサイト (2020 年 11 月 2 日最終閲覧)

https://www.lta.gov.sg/content/dam/ltagov/who_we_are/statistics_and_publications/statistics/pdf/MVPO1-1_MVP_by_type.pdf

ERP システムの料金体系は、幹線道路と高速道路に分かれている。幹線道路の通過料の最高額は S\$3 (約 240 円) である。高速道路では最高で S\$6 (約 480 円) の通過料が必要となる。なお、ガントリーを通過するたびに料金を請求されることになるので、複数回通過すればそれだけ通過料が加算される。幹線道路、高速道路とも日曜、祝日は無料である。おおむね 30 分毎に料金設定が変更され、通行量の多い時間帯ほど通過料が高くなる仕組みとなっている。なお、ERP システムについては年 4 回、陸上交通庁の調査をもとに、通過料の改定がなされている。

ERP システムは、運転手が交通量の多い市街地などを避けて別のルートを選択することや、通過料の不要な時間帯の通過を選択することにより渋滞を緩和することに貢献している。幹線道路の場合、常に通過車両のスピードが時速 20km から 30km を保てること、また、高速道路の場合、同じく時速 45km から 65km を保てることを目指している³⁸³。



車載装置 (IU)



ERP ガントリー

イ オフピークカー制度 (Off Peak Car Scheme)

交通渋滞を悪化させることなく、多くの国民の自動車保有を実現するため、1991 年から実施されたウィークエンドカー制度を手直しして、1994 年に導入された制度であり、2010 年 1 月 25 日に制度の見直しがなされている。この制度を利用した車には、一般車と区別するため、赤いナンバープレートがつけられ、走行できる時間帯が平日の 19:00~7:00 の時間帯や週末等に制限される代わりに、COE 取得料や追加登録料の払い戻しや、道路税の軽減といったメリットを受けられ、その額は最高で S\$17,000 (約 136 万円)、道路税については年間で最大 S\$500 (約 4 万円) の軽減となる。

この制度は、平日の通勤時等の渋滞を緩和するために導入され、通勤時に地下鉄やバスなどの公共交通機関を利用し、夜間や週末に車の利用することを促すものである。車を制限時間内に運転すると一定の条件下で罰金を課せられるが、1 日 S\$20 (約 1,600 円) の電子許可証を購入すれば、その日は制限時間内も運転することができる³⁸⁴。

³⁸³ ONE.MOTORING ウェブサイト (2020 年 11 月 2 日最終閲覧)

<https://www.onemotoring.com.sg/content/onemotoring/home/driving/ERP.html>

³⁸⁴ ONE.MOTORING ウェブサイト (2020 年 11 月 2 日最終閲覧)

<https://www.onemotoring.com.sg/content/onemotoring/home/driving/OPC.html>

(3) その他の渋滞緩和策

シンガポールでは、IT 技術を活用した高度道路交通システム (ITS: Intelligent Transport Systems) ³⁸⁵を稼働させている。前述した ERP システムのほか、代表的なものを紹介する。

ア 青信号連動システム (GLIDE: Green Link Determining System)

交差点において交通量をモニタリングし、スムーズな走行を促し、信号待ちによる渋滞を最小限にするよう、ITS センターという 24 時間稼働の中央コンピューターシステムにより、信号機を制御するシステム。

イ 高速道路監視システム (EMAS: Expressway Monitoring Advisory System)

高速道路上の事故等を監視カメラによって検知し、交通警察、救急車、消防車等に連絡して速やかな処理を行うことによって、交通渋滞を最小限に抑えるシステム。また、高速道路上の電子掲示板に運転者の参考となるリアルタイムの交通情報 (目的地までの所要時間等) を掲載している。

ウ 交差点監視カメラ (J-Eyes: Junction Electronic Eyes)

交通の状態をモニタリングするために、主要な交差点に設置された監視カメラのシステム。

エ 道路情報提供システム (Traffic Scan)

タクシーに設置した GPS 機器を利用し、その位置や走行スピード情報を入手し、道路の混雑度、平均スピードをインターネットでリアルタイムに情報提供するシステム。

オ 歩行者用信号機付横断歩道 (Signalized Pedestrian Crossing)

自動車の快適な走行環境の維持と歩行者の安全・確実な横断とを両立するため、アの青信号連動システム (GLIDE) 等を活用しながら設置されている。

各システムによって収集される情報は全て、高度道路交通システムセンターに集まり制御されている。また、主要道路の交差点のカメラ映像、道路の混雑度等のリアルタイムの交通情報は、地図や駐車場情報、ERP の料金情報、車の入札や登録等に関する情報と共に、陸上交通庁が立ち上げたドライバー向けの総合ポータルサイト「ONE.MOTORING」において国民に提供されている。

5 今後の展望

政府は 2019 年 5 月に、2040 年までの陸上交通政策のロードマップである「Land Transport Master Plan 2040³⁸⁶」を策定した。早くて、便利で、全ての人にとって使いやすい交通システム

³⁸⁵ 陸上交通庁ウェブサイト (2020 年 11 月 2 日最終閲覧)

https://www.lta.gov.sg/content/ltgov/en/getting_around/driving_in_singapore/intelligent_transport_systems.html

³⁸⁶ 運輸省ウェブサイト (2020 年 11 月 2 日最終閲覧)

<https://www.mot.gov.sg/ltmp2040/>

の実現を目指すための長期的な計画となっている。

計画では、国土が狭く、人口密度の高いシンガポールにおいて、公共交通機関が生活面及び環境面での持続可能な都市としての基礎になるという認識のもと、自家用車の利用を抑え、バスや MRT 等の公共交通機関の利用を促進するため、公共交通網の拡張・公共交通機関のサービス向上・コミュニティに根付いた交通政策実施に重点を置いている。

計画の中では、特に、「移動時間の短縮」、「バリアフリー化の推進」、「歩行者の安全と健康の向上」が主要な目標として掲げられている。

(1) 移動時間の短縮

公共交通の充実を図ることにより、ラッシュ時の通勤・通学時間を 45 分以内、自宅から最寄りの商業施設等への移動時間を 20 分以内にそれぞれ縮める。

具体的には下記のような取組により、移動時間を短縮し、交通の利便性を高めることとしている。

- ・ MRT の新線開通や既存路線の延伸（総延長を最大 75% 延伸）
- ・ 効率的な信号管理システムやバス専用レーンの導入によるバスの走行速度の向上
- ・ 2040 年までに自転車レーンを 1,000km まで拡張（2020 年現在の総延長は 440km）

(2) バリアフリー化の推進

人々にとって公共交通が使いやすいものとなるような取組を加速させる。例えば、高齢者や妊婦、車イスやベビーカー利用者向けに、鉄道駅やバスのインターチェンジに乗車を待つための専用の列を設けるとともに、専用車両を試験導入する。また、他の政府機関等と連携し、病院等の近くにある歩道橋にエレベーターを設置するなど、公的な場所におけるバリアフリー化を一層進める。

(3) 歩行者の安全と健康の向上

人々が健康で活動的でいられるようにウォーキング、サイクリング、公共交通機関の利用を促進する。そのために、MRT の駅と住宅地、商業施設などを結ぶ屋根付き通路の整備や、駅への自転車置き場の設置などの取組を一層進める。

また、高齢者の多い地域の道路「シルバーゾーン」での制限速度を時速 40km から 30km に引き下げる実験を行うとともに、現在 16 ヶ所あるシルバーゾーンを、23 年までに 50 ヶ所に増加する予定としている。

大気汚染や騒音を減少するため、バスやタクシーの燃料をクリーンエネルギーに切り替えるとともに、電気自動車やハイブリッドカーの導入促進も図る。

第9節 港湾・空港政策

1 概要

シンガポール港は「世界の港湾都市ランキング第1位」³⁸⁷、またチャンギ国際空港は世界の「ベスト・エアポート」³⁸⁸に選ばれるなど、シンガポールは優れた港湾・空港施設と質の高いサービスにより、貿易・物流拠点として、確固たる地位を確立している。

本レポートでは、世界のグローバリゼーション化とともに成長を続けるシンガポールの海と空のゲートウェイであるシンガポール港及びチャンギ国際空港について、それぞれの現状、主要施策などを紹介する。

2 シンガポール港

(1) 現状

シンガポール港は、現在 120 カ国以上の 600 の港³⁸⁹と結ばれており、世界最大級の港として位置づけられている。シンガポールは、太平洋とインド洋を結ぶ貿易航路の要衝であることや地震や台風などの自然災害をほとんど受けることがないという地理的優位性に加えて、最新の IT 技術を駆使したインフラ施設の整備を進め、物流にかかるリードタイムの短縮・コストの削減に成功し競争力を高めている。

海上コンテナ取扱量は、2019 年には 3,720 万 TEU³⁹⁰と過去最高の取扱量で上海に次ぎ世界第2位³⁹¹となっている。2005 年から 2009 年までは、シンガポール港は世界第1位の取扱量を誇っていた。2019 年の日本の全ての港湾のコンテナ取扱量の合計が 2,336 万 TEU³⁹²であることから、その規模の大きさを窺い知ることができる。なお、シンガポール港で取り扱うコンテナ貨物の約 85%は積み替え用の貨物であり、港の特徴を示している。

³⁸⁷ THE LEADING MARITIME CAPITALS OF THE WORLD 2019

<https://www.menon.no/wp-content/uploads/Maritime-cities-2019-Final.pdf>

³⁸⁸ SKYTRAX World Airport Awards 'The World's Best Airport of 2020'

<https://www.worldairportawards.com/>

³⁸⁹ 海事港湾庁 (MPA) ウェブサイト <https://www.mpa.gov.sg/web/portal/home/maritime-singapore/introduction-to-maritime-singapore/premier-hub-port>

³⁹⁰ TEU は、港湾やコンテナ船が取り扱える貨物量を表す単位であり、20 フィートコンテナを 1 TEU とする。

³⁹¹ 国土交通省統計「世界の港湾別コンテナ取扱個数ランキング」

https://www.mlit.go.jp/statistics/details/port_list.html

³⁹² 国土交通省発表「2019 年の国内各港のコンテナ取扱貨物量 (速報値)」

https://www.mlit.go.jp/report/press/port03_hh_000076.html

図表 1 コンテナ取扱量の推移

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
入港船舶(隻)	139,417	134,883	132,922	138,998	145,147	140,768	138,297
入港船舶 (千Gross Tons)	2,326,121	2,371,107	2,504,155	2,662,695	2,799,585	2,791,966	2,854,734
貨物取扱量 (千ト)	560,888	581,268	575,846	593,297	627,688	630,125	626,521
コンテナ取扱量 (千TEUs)	32,579	33,869	30,922	30,904	33,667	36,599	37,196
シンガポール 船籍数(隻)	4,380	4,595	4,739	4,717	4,578	4,456	4,437

出典：海事港湾庁 (MPA) Port statistics³⁹³

(2) 運営組織

シンガポール港は、1964年に設立された運輸通信省管轄下の法定機関のシンガポール港湾庁 (Port of Singapore Authority : PSA) により、港湾の整備、維持、保全、港内での船舶の運航管理、関連サービスがなされてきた。

しかし、政府部門の民営化を推進する方針に基づき、シンガポール港湾庁は1997年に政府が全額出資する株式会社 PSA コーポレーション (PSA Corporation Ltd) として新たに発足した。これは、政府主導によるインフラ整備という段階を終了し、効率的な運営の下、きめ細やかな顧客サービスや海外投資の促進によって、競争力を高めることを目的としたものである。シンガポール港湾庁の民営後、海事・港湾業務の監督などの公的機能は海事港湾庁 (Maritime and Port Authority : MPA) へ移管され、PSA コーポレーションは純粋な港湾サービスの提供を行うこととなった。

2003年12月には組織再編成が行われ、政府系投資会社であるテマセク・ホールディングスが100%出資する PSA インターナショナル (PSA International Pte Ltd) という持ち株会社が設置され、PSA コーポレーションはその子会社となった。

(3) シンガポール港のターミナル

ア コンテナターミナル

現在、シンガポール港の主要なコンテナターミナルは、タンジョンパガー、ケッペル、ブラニ、パシルパンジャン (1～6) の4か所に位置しており、現在66のバースが稼動している。

その中でも、最大規模を誇るのがパシルパンジャンターミナルである。同ターミナルは18mの大水深港で、現在37のバースが稼動しており、最新鋭の岸壁用のクレーンなどを整備し、最大級のコンテナ船の停泊も可能である。

³⁹³ <https://www.mpa.gov.sg/web/portal/home/maritime-singapore/port-statistics>

図表2 各ターミナルの概況

ターミナル名	タンジョンパガー	ケッペル	ブラニ	パシルパンジャン
面積	79.5ha	102.5ha	84ha	551ha
埠頭の長さ	2,097m	3,164m	2,325m	13,447m
最大深	14.8m	15.5m	15m	18m
コンテナバース数	7	14	8	37
クレーン数	0	21	26	148

PSA コーポレーションウェブサイトを基に作成³⁹⁴

イ 多目的ターミナル (Multi-Purpose Terminals)

パシルパンジャンには、自動車専用のターミナルも設置されており、2009年に運営を開始し、合計2万台の車の保管が可能となっている。また、シンガポール北部のセンバワン埠頭には、大規模な貨物や特殊な貨物の取扱いを可能とする倉庫や屋外保管スペースを備えた様々な用途に対応できる多目的ターミナルが設置されている。³⁹⁵

ウ ケッペルディストリパーク (Distripark : 大規模集配施設)

ケッペルディストリパークは総面積22ha中に、貨物の混載、仕分、保管、積み替え等が可能な45の倉庫や駐車場を有する大規模集配施設である。

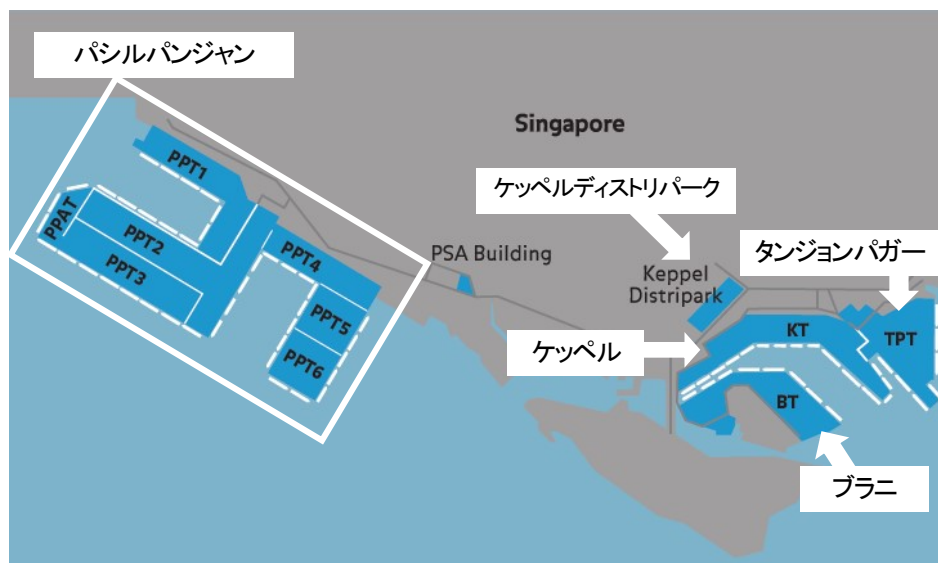
中心市街地に近接しており、チャンギ国際空港や主要な産業地域を結ぶ道路や高速道路に近いという好立地であることや、同パークは他の3つのコンテナターミナルと直結していることから、貨物を港から迅速に出荷することができる。この施設は、自由貿易地区 (Free Trade Zone) に立地しており、荷揚げされた物品は、一定期間は無税のまま保管できるほか、貨物のバーコード管理や殺虫・消毒など様々な付加価値サービスを提供している。³⁹⁶

³⁹⁴ <https://www.singaporepsa.com/our-business/terminals>

³⁹⁵ PSA コーポレーションウェブサイト <https://www.singaporepsa.com/our-business/terminals/multi-purpose-terminals>

³⁹⁶ PSA コーポレーションウェブサイト <https://www.singaporepsa.com/our-business/shippers-services/keppel-distripark-kd>

図表3 各ターミナルの位置



シンガポール港湾庁ウェブサイトを基に作成

(4) 主な施策

ア IT技術の活用

各ターミナルでは、コンテナ貨物の効率的かつ迅速な取り扱いを確保するため、IT技術を駆使した電子情報交換システムやターミナル操作管理システムを採用している。貿易・物流に係る手続のワンストップサービスを世界に先駆けて開発を進めるとともに、ターミナル管理の効率化を図るなど、手続や作業にかかるリードタイムを極限にまで短縮することに成功している。以下、代表的なシステムを紹介する。

(ア) TradeNet、TradeXchange 及び Networked Trade Platform (NTP)

TradeNet は 1989 年に導入された貿易業者、税関、国際企業庁などを結ぶ通関システムで、通関書類の申請、審査、認可及び消費税・関税等の支払いなどの貿易手続を電子化により簡素化を図るものである。TradeNet に入力された情報は瞬時に各関係政府機関に転送され、導入以前は 1～4 日要していた通関手続が大幅に短縮された。

また、2007 年には貿易物流業界の情報交換プラットフォームである TradeXchange が導入され、TradeNet とあわせて 2 大プラットフォームとして機能することとなり、海外の企業や規制当局のシステム、航空会社や船会社など貨物輸送会社、物流サービス事業者、貨物保険会社、金融機関とも接続を実現することが可能となった。

さらに、シンガポール税関は 2018 年 9 月から、既存の 2 つに代わる新しい貿易・物流管理プラットフォーム Networked Trade Platform (NTP) の導入を開始した。これは TradeNet と TradeXchange を統合したもので、貿易・物流情報を電子化し、シンガポールの輸出入に関わる事業者間で情報を共有するための単一プラットフォームとして機能するものである。

NTP では、輸出入申告、審査、関税納付、許認可のみならず、船や保険の手配、各種支払いに関わるやり取りをシステム上で一元的に処理できるほか、前述の TradeXchange の特徴である各種システムや事業者、金融機関との接続も可能となっている。定期メンテナンスを除き

365 日 24 時間稼働しており、NTP の導入により、申告内容に問題がなければ数分以内で手続が完了するようになった。³⁹⁷

(イ) PORTNET

1989 年に導入された、海運事業者向けの商取引システムであり、港湾施設の利用にかかる申請、バースの予約、コンテナ貨物の搬出入状況、入港スケジュール・船籍情報の確認など、コンテナターミナルの利用に必要な情報交換をリアルタイムで行うことができ、入港手続は同システムで一括管理されている。

PORTNET を基幹としそれを補完するサービスとして、配送ラインの複雑な積み替えプロセスを管理する EZShip、アライアンスパートナー間のスロット交換をサポートする ALLIES、企業の実績管理や市場分析に役立つ独自レポートを作成する TRAVIS、書類提出の自動化などにより運送業務のシームレス化をサポートする Haulier Community System、荷送人と運送業者を繋ぐポータルサイト CargoD2D（より機能が拡張された CALISTA も存在）などのシステムが開発され、シンガポールを経由して貨物を移動する際のプロセスが簡素化されている。

現在、PORTNET は1 万人以上のユーザーに対し、年間 2 億 2,000 万件を超える取引を処理している。³⁹⁸

(ウ) CITOS (Computer Integrated Terminal Operations System)

1988 年に導入されたターミナル操作管理システムで、CCTV (閉回路テレビ) や GPS などを使用して、コンテナ取扱い作業における、積み替え船への移動、輸送トラックの配置などを中央管理室で管理し、リアルタイムで現場に指示することにより、作業にかかる時間の大幅な短縮を実現した画期的なシステムである。

(エ) Flow-Through Gate

港湾施設入口ゲートのセキュリティチェックも、IT 技術を駆使したオートメーション化が進んでいる。ドライバーの指紋認証や ID などの情報をシステムに入力し、後は事前に PORT NET に入力したコンテナ情報等を、ゲートの CCTV カメラが読み取るだけでゲートが開き、全体の工程が 25 秒以下で収まるものとなっている。ピーク時には1 時間当たり 700 台、1 日あたりでは 9,000 台ものトラックを扱っている。³⁹⁹

³⁹⁷ (独) 日本貿易振興機構 (JETRO) シンガポールウェブサイト「輸出入手続」

https://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/trade_05.html

(一社) 日本船用工業会他『東南アジア造船関連レポート 37』(2018 年) p.114-115

<https://www.jstra.jp/PDF/80a91719523b32f7080a4c4eea90b6904d272972.pdf>

Networked Trade Platform <https://www.ntp.gov.sg/home/>

³⁹⁸ PSA コーポレーションウェブサイト <https://www.singaporepsa.com/our-commitment/innovation>

PORTNET <https://www.portnet.com/WWWPublic/products.html>

³⁹⁹ PSA コーポレーションウェブサイト <https://www.singaporepsa.com/our-commitment/innovation>

(オ) RCOC (Remote Crane Operations & Control)

2000年にパシルパンジャンターミナルに導入された、遠隔でクレーン操作・制御するシステムで、オペレーターはシャーシ（コンテナ積載用台車）レーンのコンテナの積み下ろしのみ行えばよく、残りの作業はOverhead Bridge Cranes (OHBC) によって完全に自動化されている。RCOC 導入により、従来のオペレーターによるヤードクレーン操作に比べ、生産性が6倍向上したとされている。⁴⁰⁰

イ 国際戦略

PSA インターナショナルは、シンガポール港の建設・管理・運営で培った優れたノウハウを活用するべく、海外物流事業にも積極的携わっており、2020年時点では19カ国・50港湾⁴⁰¹で事業展開を進めている。戦略的管理運営のため、東南アジア、中東・南アジア、北東アジア、ヨーロッパ・地中海、アメリカの5つの事業地域区分を設けており、世界中に事業を展開している。

(5) 今後の展望

シンガポール港は、ターミナル設備の拡充とITを駆使したオートメーション化の推進などとともに、民営化による運営の効率化を進めることにより、ハブ港湾としての機能強化に努めてきた。しかし近年、マレーシアのタンジュンペラパス港など東南アジア各国とのアジア域内でのハブ拠点をめぐる競争が激しくなっている。

こうした背景を踏まえ、シンガポール政府は2012年10月に港湾の機能を西部のトゥアス地区に集約する計画を発表した。工期は4期に分かれており、2019年7月に第2期の建設作業が始まった。完工したバースから2021年に供用を開始して順次業務を移転する予定で、タンジョンパガー一港、ケッペル港、ブラニ港については、土地の賃貸借契約が満了する2027年を目途に閉鎖予定である。また、パシルパンジャン港についても、土地の賃貸借契約が終了する2040年までにトゥアス地区へ移転する計画となっている。

なお、移転後の約1,000ヘクタールに及ぶ広大な跡地は、新たな臨海都市「サザン・ウォーターフロント・シティ」として再開発され、都市中心部とその周辺の住宅街及びビジネス街と一体となった開発が計画されており、将来的には新しい住宅や商業用ビル、文化・娯楽施設の用途で開発が進められる予定である。⁴⁰²

トゥアス地区は主要な産業エリアや国際航路にも近く、十分な水深を有しているといった条件が揃っており、トゥアス地区に統合された際の港湾の年間貨物取扱の許容量は6,500万TEUとなり、現在の許容量4,300万TEUの1.5倍以上となる予定である。また、現在4箇所に分かれている施設を統合することにより、積み替え作業にかかるターミナル間の移動を伴う作業も省略され

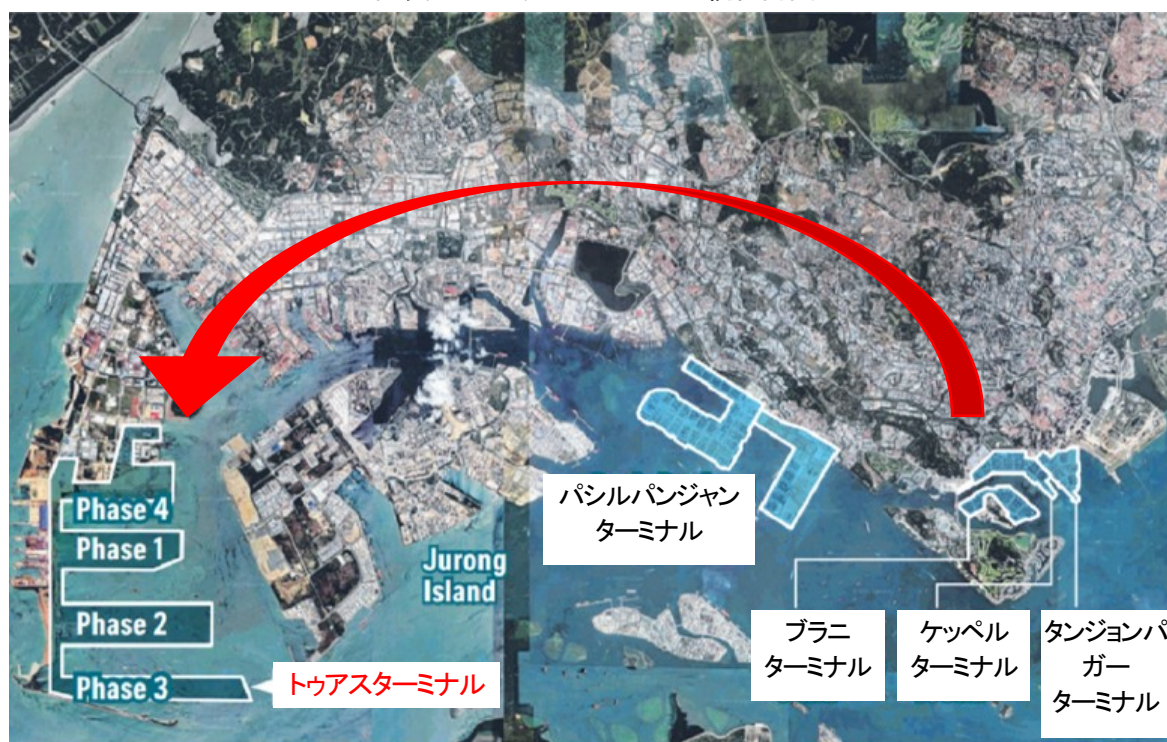
⁴⁰⁰ PSA コーポレーションウェブサイト <https://www.singaporepsa.com/our-commitment/innovation>

⁴⁰¹ PSA インターナショナルウェブサイト <https://www.globalpsa.com/psa-international/>

⁴⁰² THE STRAITS TIMES (03 October 2019) <https://www.straitstimes.com/singapore/tuas-port-to-be-worlds-largest-fully-automated-terminal-when-completed-in-2040-pm-lee>

るほか、無人自動化クレーンなどの港湾設備導入により更なる効率化が見込まれている。

図表4 トゥアス地区への統合計画



THE STRAITS TIMES (24 April 2017) を基に作成⁴⁰³

3 チャンギ国際空港

(1) 現状

シンガポールの東端に位置するチャンギ国際空港は、1981年に24時間空港として開港した。およそ1,300haの敷地を有しており、4,000メートルの滑走路を2本備えている。同空港では2019年3月時点で、世界約100の国・地域にわたる約380都市⁴⁰⁴と航路を結んでいる。

当空港を乗継目的で利用する乗客も多いため、乗継空港としてのサービスの充実に力を入れており、ターミナル内は、さながらアミューズメントパークのような充実した施設を誇り、その他にも様々な顧客サービスを打ち出すことにより、多くの利用客を魅了し、英スカイトラックス社が行う“World Airport Awards”では、2013年から8年連続総合首位に輝くなど、毎年のように数々の名誉ある賞を受賞している。

空港利用客数は2012年に開港以降初めて5,000万人に到達し、その後も順調に数字を伸ばして、2017年には6,000万人を突破、直近の2019年には6,830万人と過去最高を記録しており、世界でも有数のハブ空港としてその地位を確立している。

⁴⁰³ <https://www.straitstimes.com/singapore/full-steam-ahead-for-new-tuas-mega-port>

⁴⁰⁴ Changi Airport Group ANNUAL REPORT 2018/19 (2019年) p.40-41

<https://www.changiairport.com/content/dam/cacorp/publications/Annual%20Reports/2019/CAG-AR2019-Full.pdf>

図表5 チャンギ国際空港の利用状況

項目		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
民間飛行機の 発着回数 (回)	着陸回数	171,850	170,680	173,152	180,251	186,591	193,000	191,164
	離陸回数	171,915	170,706	173,182	180,239	186,610	193,042	191,178
乗客数 (千人)	到着乗客数	26,500	26,669	27,491	29,204	30,960	32,675	34,101
	出発乗客数	26,275	26,620	27,344	28,954	30,614	32,215	33,500
	トランジット	951	804	613	540	646	738	682
郵便小荷物 (トン)	入国小荷物	14,770	14,168	14,459	14,901	13,615	13,673	13,779
	出国小荷物	20,973	22,163	19,386	21,990	26,158	26,420	28,785

出典：シンガポール統計局（Singapore Department of Statistics : DOS）eBook of Statistics, “Civil Aircraft Arrivals And Departures, Passengers And Mail, Annual”⁴⁰⁵

(2) 運営組織

シンガポール民間航空庁（Civil Aviation Authority of Singapore : CAAS）は、1984年に設立された運輸省管轄下の法定機関で、チャンギ空港の運営・管理を担ってきた。

しかし、近年、他のアジアの空港との競争が激化する中、2009年7月に民間航空庁は、運営部門を独立・民営化し、新たにチャンギ・エアポート・グループ（Changi Airport Group : CAG）を発足させた。航空行政は改組した民間航空庁に残し、空港運営や海外の事業展開をチャンギ・エアポート・グループに特化することにより、柔軟でスピーディーな会社組織を作ることによって、シンガポールはアジア域内で激化する空港ハブ間の競争を勝ち抜く戦略を立てている。

また、チャンギ・エアポート・グループの子会社であるチャンギ・エアポート・インターナショナル（Changi Airport International : CAI）によって、チャンギ空港のみならず、世界の20以上の国の60以上の空港において、空港のコンサルティング、投資、管理・運営等が行われている。⁴⁰⁶

(3) ターミナルの概要

ア 旅客ターミナル

チャンギ国際空港の旅客ターミナルは、現在4つに分かれており、年間約8,200万人の乗降客処理能力を有している。第1～3ターミナル間の移動は4分間隔で発車するスカイトレインと呼ばれる無料の無人交通システム、第4ターミナルへは第3ターミナルから無料シャトルバスが利用可能である。各ターミナルから市内までは、車で約20分程度の距離で、タクシー、バス、地下鉄（MRT）など交通手段が充実している。

最も新しいターミナルは2017年10月31日にオープンした2階建ての第4ターミナルで、

⁴⁰⁵ <https://www.singstat.gov.sg/publications/reference/ebook/industry/transport>

⁴⁰⁶ Changi Airport International ウェブサイト

<https://www.cai.sg/zJuDfP/wp-content/uploads/2019/08/CAI-Corporate-Brochure-2019.pdf>

開業からの一年間で 800 万人の利用者数を記録した。搭乗手続や出入国審査の迅速化・円滑化を図るシステム「FAST (Fast And Seamless Travel)」をターミナル全体で初めて導入し、チェックイン手続や手荷物預け入れが全て無人化されている。延床面積は第3ターミナルの6割程度と最も小規模だが、カラフルなプラナカンのショップハウスを模した店舗が並ぶヘリテージゾーンなど、訪問客を楽しませる仕掛けが随所にみられる。⁴⁰⁷

なお、2020年1月から第2ターミナルの拡張・改修工事が行われている。改修工事では15,500 m²を増床し、第2ターミナルの旅客収容能力は500万人増の2,800万人となる見通しである。⁴⁰⁸

また、現在、空港を東側に拡張する「チャンギ・イースト・プロジェクト」が進行中で、第3滑走路を2020年代初めの供用開始を目指して建設しているほか、2030年代には第5ターミナル開業を予定している。同ターミナルの供用開始初期段階の年間旅客許容量は5,000万人を見込んでおり、全ての工事が完了すれば、チャンギ空港の敷地面積は現在の2倍の2,000ha以上に拡大し、世界最大規模の国際空港となる予定。同ターミナルにはMRTのトムソン・イーストコースト線、クロス・アイランド線(2029年開業予定)の駅が併設される予定である。また、インドネシアのビンタン島やバタム島行きのフェリーが発着しているタナメラ・フェリーターミナルとの接続を、現行のシャトルバスよりもさらにシームレスに繋げる案も検討されている。⁴⁰⁹

これらの滑走路やターミナル増設などに係る開発費の膨張をまかなうため、政府は2018年7月から新たに空港開発税(Airport Development Levy: ADL)として出発客からS\$10.8、乗り継ぎ客からS\$3の徴収を開始した。また、同じく開発費への充当を目的に、出発客が払うサービス保安料(Passenger Service and Security Fee: PSSF)を2024年まで年にS\$2.5ずつ引き上げることとしている。⁴¹⁰

こうしたチャンギ空港の拡張ラッシュは他国の空港との差別化を図り、東南アジアのハブ空港としての地位を揺るがないものにするための取組であると言える。

⁴⁰⁷ THE STRAITS TIMES (31 October 2018)

<https://www.straitstimes.com/singapore/transport/changi-airports-t4-handled-over-8-million-passengers-in-first-year>

NNA POWER ASIA (01 November 2017) <https://www.nna.jp/news/result/1681828>

NNA POWER ASIA (06 August 2018) <https://www.nna.jp/news/result/1795690>

⁴⁰⁸ NNA POWER ASIA (22 January 2020) <https://www.nna.jp/news/result/1998591>

⁴⁰⁹ チャンギ国際空港ウェブサイト <https://www.changiairport.com/corporate/our-expertise/changi-east.html#milestones>

THE STRAITS TIMES (06 May 2019)

<https://www.straitstimes.com/singapore/transport/plans-to-improve-fly-ferry-links-when-changi-t5-opens>

シンガポール都市再開発庁 (Urban Redevelopment Authority : URA) ウェブサイト

<https://www.ura.gov.sg/Corporate/Planning/Master-Plan/Urban-Transformations/Changi-Region>

⁴¹⁰ シンガポール民間航空庁ウェブサイト <https://www.caas.gov.sg/who-we-are/newsroom/Detail/new-airport-development-levy-from-1-july-2018>

チャンギ国際空港ウェブサイト <https://www.changiairport.com/corporate/media-centre/newsroom.html#/pressreleases/revision-of-aeronautical-fees-at-changi-airport-2431731>

List of Fees and Charges Applicable in Changi Airport

<https://www.changiairport.com/content/dam/cacorp/documents/changiairportgroup/List%20of%20Fees%20and%20Charges.pdf>

ただし、新型コロナウイルスの世界的大流行により、ターミナルの営業や拡張工事などへ影響が生じている。2020年5月、第2及び第4ターミナルについてそれぞれ営業休止（第2は1年半、第4は再開時期未定）が発表された。なお、第2ターミナルについて当初は通常営業を継続したまま工事を進める方針で完工は2024年頃の予定だったが、営業休止に伴い作業を加速し、最大1年ほど前倒しすると発表されている。

また、2020年6月、新型コロナウイルスの世界的大流行が今後航空業界に及ぼす影響は不透明だとして、政府は第5ターミナルの建設計画を最低2年間休止させるとの方針を示し、当初予定通りとはならない可能性が高まっている。

一方で、空港開発税について2020年4月13日から2021年3月31日までの約1年間免除するほか、航空機部品の検査手数料の引き上げを2020年4月1日から2021年3月31日まで凍結するなど、政府は打撃を受けた航空産業を支援する経済政策にも積極的に乗り出している。

411

図表6 チャンギ国際空港のターミナル概要

	第1ターミナル	第2ターミナル	第3ターミナル	第4ターミナル	第5ターミナル
操業開始	1981年7月	1990年11月	2008年1月	2017年10月	2030年代目標
敷地面積	1,300ha				1,080ha (予定)
床面積	280,020㎡	358,000㎡	380,000㎡	225,000㎡	—
年間旅客 対応能力	2,100万人	2,300万人 <small>※2024年までの改修 工事で2,800万人予定</small>	2,200万人	1,600万人	初期段階で 5,000万人予定
空港使用料 (チャンギ発)	S\$ 52.30 <small>※うち空港開発税S\$10.80は2021年3月末まで免除</small>				 建設中 <small>※2020年6月、 建設計画の 最低2年間 休止を発表</small>
空港使用料 (トランジット)	S\$ 9.00 <small>※うち空港開発税S\$3.00は2021年3月末まで免除</small>				

※新型コロナウイルスの影響で、第2・4ターミナルは営業休止中

チャンギ国際空港ウェブサイトを基に作成

イ VIP コンプレックス

チャンギ国際空港第2ターミナルの隣には、外務省が管轄し、国公賓等の客を対象としたVIP コンプレックスがある。この他にも、民間企業が運営する“Jet Quay”と呼ばれる、アジア初の個人利用者を対象とした高級ラウンジ施設があり、専用の税関、検疫、出入国管理設備を

411 シンガポール民間航空庁 Newsroom (18 February, 26 March, 16 July 2020)
<https://www.caas.gov.sg/who-we-are/newsroom>

備えている。

ウ 貨物センター

現在、チャンギ航空貨物センター（Changi Airfreight Centre : CAC）は、47haの敷地の中に、12,500 m²の倉庫及び事務所スペースを有している。チャンギ航空貨物センター全体が自由貿易区となっており、港湾施設と同様に、通関・物流が一体となったスピーディーなシステムがシームレスに稼働し、365日無休でサービスを提供し、貿易・物流業界のニーズに対応している。

なお、2030年代を目標に空港を東側に拡張する「チャンギ・イースト・プロジェクト」の一環として、チャンギ・イースト工業地帯（Changi East Industrial Zone : CEIZ）に貨物施設が拡大する予定である。チャンギ・イースト工業地帯には、航空貨物ターミナル、航空速達便施設、及び保守・修理・オーバーホール（MRO）サービスのための格納庫が含まれ、当初計画では2030年代前半までの稼働を予定している。改良されたチャンギ航空貨物センターと合わせると、総面積は150haを超え、貨物処理能力は現在の年間300万トンから540万トンに増加する見込みであり、航空貨物ハブとなることを目指している。将来の航空貨物ハブでは、無人搬送車専用車線の整備を含む作業の自動化などを通じた、よりスマートで効率的な運用が期待されている。⁴¹²

(4) 主なサービス

ア 運営方針

前述のとおり、チャンギ国際空港は乗継目的の利用客が多く、乗継客が快適に過ごせる様に、各ターミナルには、様々な施設が用意されている。

空港内には、500以上の小売・サービス店及び飲食店があり、利用者が当空港での滞在を楽しむことができるよう配慮されている。2018年4月～2019年3月における空港内の小売・サービス店の売り上げは、約S\$28億（約2,240億円、前年比8.1%）となり、過去最高を記録した⁴¹³。

開港当初は収益の60%が着陸料などの「航空収入」であったが、今ではレンタルオフィス使用料やフランチャイズ費などによる「非航空収入（Airport concessions and rental income）」が、約50%⁴¹⁴を占めていることなどからも、一般利用客向けのサービスの充実に力を入れている。

⁴¹² チャンギ国際空港ウェブサイト(CAC)

<https://www.changiairport.com/corporate/partnerships/cargo.html>

チャンギ国際空港ウェブサイト(CEIZ) <https://www.changiairport.com/corporate/our-expertise/changi-east.html>

Changi Cargo Marketing Brochure p.27

https://www.changiairport.com/content/dam/cacorp/partnership/media/H138814_Changi%20Cargo%20Brochure%2032PP_200Wx190H%20R4%20HR_compressed.pdf

⁴¹³ Changi Airport Group ANNUAL REPORT 2018/19 p.52

⁴¹⁴ Changi Airport Group Financial Statements 2018/2019 p.29

https://www.changiairport.com/content/dam/cacorp/publications/Annual%20Reports/2019/CAG-AR18_19-Full-Web-Financial.pdf

ることが窺える。また、トランジットでの空港利用者が非常に多いため、それらの人々をターゲットとした飲食店やショップの充実も図っている。

このようにチャンギ国際空港は、非航空収入で得た利益をもとに、着陸料や空港使用料を下げるなどして、さらに多くの航空会社を集め、結果、ハブ空港としての価値をさらに高めるといふ好循環を創り出している。

イ 利用者への各種サービス

各ターミナルには、数多くの利用者向けのサービス施設が用意されており、以下、チャンギ国際空港が提供するサービスのうち代表的なものを紹介する。

- ①ターミナル内に設置された無料インターネット端末及び空港全域無料のワイヤレスアクセス
- ②無料市内観光ツアーの提供（5時間半以上の乗継時間がある場合）
- ③ビジネスセンター、フィットネスセンター、トランジットホテル、屋外プール、サウナ、ジャグジー、マッサージなど、快適に待ち時間を過ごすことができる設備
- ④無料映画館、ミュージックバー、噴水、滝、小庭園、バタフライガーデン等の各種娯楽施設

ウ ジュエル・チャンギ・エアポート (Jewel Changi Airport)

2019年4月、チャンギ国際空港の敷地内に、複合商業施設「ジュエル・チャンギ・エアポート（以下、ジュエル）」がオープンした。総工費約 S\$17 億を投じて開発され、シンガポールの象徴ともいえるマリーナ・ベイ・サンズの設計も手掛けた、世界的建築家のモシェ・サフディ氏が率いるチームが建物の設計を担当した。

地上5階、地下5階建ての巨大なドーム型のモールで、総床面積 135,700 m²、飲食店や小売店合わせて約 280 店舗が入居している。国内外の顧客をターゲットに国内と海外のブランドがそれぞれ半分の割合で入居し、シンガポール初出店や新コンセプトの店が 25%を占める。買い物や食事のほか、高さ 40 メートルの世界最長の屋内人工滝、滝を囲むように建物の1階から5階まで広がる森林庭園などが無料で楽しめる。

ジュエルは第1ターミナル到着フロアに直結、第2・3ターミナルからはリンクブリッジで繋がっており、空港利用客に新たな魅力を提供している。開業当初の来客数目標は年間 4,000 万～5,000 万人としていたが、2019年4月の開業から半年後の10月には来客数が 5,000 万人となり目標を達成した。

他の空港にはない利便性とエンターテインメント性を絶えず追及するとともに、主要な航空会社のチェックインが3時間前から可能なアーリーチェックインキオスクと自動手荷物預け機を設置するなど、国際ハブ空港としての機能充実にも努めている。⁴¹⁵

⁴¹⁵ NNA POWER ASIA (12 April 2019) <https://www.nna.jp/news/result/1891476>

THE STRAITS TIMES (19 October 2019)

<https://www.straitstimes.com/singapore/transport/changis-jewel-draws-50-million-visitors-in-first-six-months>

時事速報 SINGAPORE (12 April 2019)

(5) セレター空港

セレター空港は英植民地時代の1929年に軍用飛行場として完成したシンガポールで最も古い空港である。これまでは主に、ビジネスジェットやチャーター機、医療搬送用航空機の発着、パイロット訓練などに使われてきた。現在は民間航空庁が所有し、チャンギ・エアポート・グループが運営を担っている。

セレター空港では、2018年11月に新旅客ターミナルが開業した。新ターミナルは2階建てで、延べ床面積は1万㎡と旧ターミナルの6倍である。駐機場は3機分が用意され、1機分が定期便向け、残り2機分がビジネスジェットなどに使われ、敷地内には60機を止めておくことが可能。

新ターミナルの開業で、年間の旅客処理能力は従来の2万6,700人から70万人へと飛躍的に拡大したほか、2019年6月にはセレター空港内にビジネスジェット機利用者専用の「ビジネス・アビエーション・センター（BAC）」がオープンし、ラウンジや専用の出入国審査場など、VIP客向けを中心とした施設も充実している。チャンギ・エアポート・グループは新ターミナルの開業に伴いセレター空港の商業利用を拡大し、ビジネスジェット機のアジア・太平洋地域内ハブとしての地位を向上させることを目指している。⁴¹⁶

また、チャンギ・エアポート・グループがプロペラ機の発着拠点をチャンギ空港からセレター空港に移転する方針を打ち出したことに伴い、マレーシア航空傘下の格安航空会社（LCC）ファイアフライの運航便が2019年4月からセレター空港の利用を開始し、定期便も就航している。

需要拡大が見込まれる東南アジアでのビジネスジェット機やプロペラ機を中心とした新たな路線開発など、チャンギ空港とは異なる視点でシンガポールの成長を支えることが期待されている。

(6) 今後の課題

チャンギ国際空港は、シンガポール港とともに、シンガポールがアジア域内のハブとなるための重要な施設である。一方で、同様にハブ空港を目指す香港国際空港、タイのスワンナプーム国際空港、マレーシアのクアラルンプール国際空港などでも年間許容量を増やすための拡張計画が進んでおり、ますます競争が激しくなっている。前述のとおり、チャンギ国際空港においては、第2ターミナルの拡張工事のほか、第3滑走路や第5ターミナルの建設を含む「チャンギ・イースト・プロジェクト」を進めており、これらによる空港の利便性及び魅力向上により、競争相手をいかに凌ぐかが注目される。

また、2020年初めから世界的に広がった新型コロナウイルスの流行は、チャンギ国際空港及びシンガポールの航空業界に深刻な影響を与えた。第5ターミナルの建設計画の休止など空港拡張計画の一部に遅れが生じたほか、各国の相次ぐ渡航規制により2020年4～6月の空港利用者は前年同月比99%以上減と大幅に落ち込み、航空業界では経営難に悩まされる企業も見られた。

新型コロナウイルスの流行が落ち着いた国・地域では、まずは国内線を中心に回復する中で、国際線しか運航していないシンガポールでは、他国に比べて回復の遅れも指摘されている。政府は航空業界への支援として、航空機備品の検査手数料の引き上げ凍結や空港開発税の免除などを行っ

⁴¹⁶ NNA POWER ASIA (13 December 2019) <https://www.nna.jp/news/result/1985815>
セレター空港ウェブサイト <https://www.seletarairport.com/>

ているほか、チャンギ国際空港も非接触型のチェックインや出入国審査端末、自動掃除ロボットなどの導入により、利用客の安心感を高める取組を行っている⁴¹⁷。世界有数のハブ空港として、チャンギ国際空港がいかにかこの困難を乗り越えるか、今後も目が離せない。

⁴¹⁷ チャンギ・エアポート・グループウェブサイト

<https://www.changiairport.com/corporate/media-centre/newsroom.html#/pressreleases/towards-a-safer-journey-through-changi-airport-3018923>

第10節 教育制度

1 概要

シンガポールは、人口約 570 万人、国土面積 724.2 m² という小国でありながら⁴¹⁸、1965 年の建国以来、順調な経済発展を遂げてきた。その成功は、将来を担う有能な人材を積極的に発掘し、育成するその教育システムに負うところが大きいと言われている。このことは、教育省が所管する歳出予算が全体の約 16%を占め、国防省所管の歳出予算に次ぐ規模となっていることにも現れている。

優秀な人材を発掘する方法の一つの例として、将来の官僚となる人材を確保するための奨学金制度がある。最優秀層の学生は卒業後一定期間公務員として勤務することを条件に、政府からの奨学金を受け国内外の大学で学ぶことができる。また、学校での教育内容は政府の産業政策に合わせて決定されることから、人材育成が国の経済発展のために必要不可欠であるという政府の姿勢が見て取れる。

このように経済発展に貢献できる人材を育成すべく、シンガポールにおける学校教育は次に述べる「二言語主義」と「能力主義」により大きく特徴づけられている。特に能力主義については優秀な人材を育成するための重要な柱である一方、初等学校卒業時点でその後の人生に大きな影響を与えることから子どもの過度な競争を生む原因ともなっており、現在見直しが進められている。

(1) 二言語主義

シンガポールでは、初等学校の1年生から、授業は公用語の一つである英語で行われている。その一方で、シンガポールは華人系、マレー系、インド系及びその他の複数民族で構成される多民族国家であることから、それぞれの民族の文化的な背景やアイデンティティを尊重するため、英語と同時にそれぞれの母語も学んでいる。

(2) 能力主義

初等学校から始まる各段階で、生徒の能力に応じて選別していくための試験が行われる。まず、初等学校4年生の終わりに、学校が独自に定める基準によるテストが行われ、オリエンテーション段階（初等学校5～6年生）に向けた振り分けが行われる。

その後、初等学校卒業試験（PSLE: Primary School Leaving Examination）、中等学校卒業時のシンガポール・ケンブリッジ「普通」教育認定試験（GCE-O: Singapore Cambridge General Certificate of Education, Ordinary Level）、ジュニアカレッジ等卒業時のシンガポール・ケンブリッジ「上級」教育認定試験（GCE-A (Advanced Level)）が行われ、これらの成績によって、以後の進路が決められる。

2 教育行政組織と教育予算

(1) 教育省

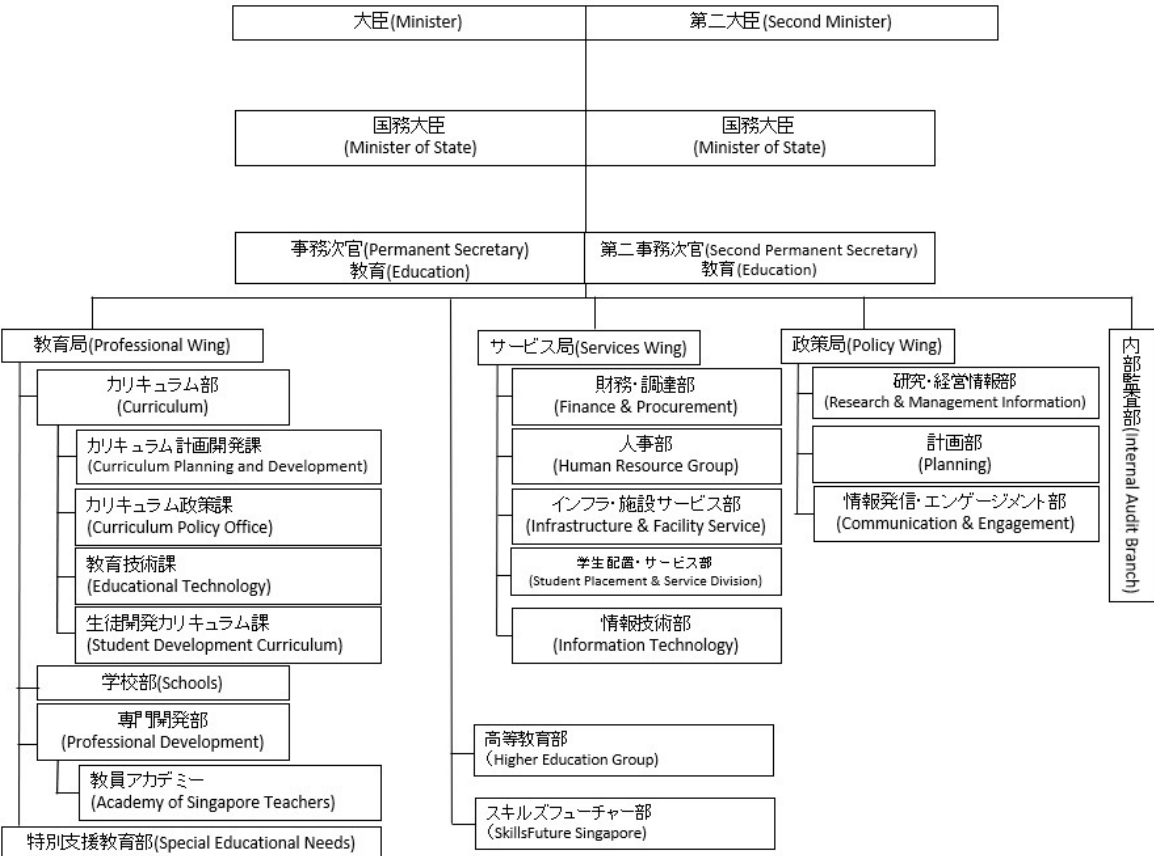
シンガポールは都市国家であるため、日本のような地方自治体は存在せず、教育省（MOE:

⁴¹⁸ Department of Statistics Singapore（シンガポール統計局）のサイトによる。（2019年現在）

Ministry of Education) が、教育行政全般を直接、管理・管轄している。シンガポールにおける教育政策の理念は、国の未来を担う子どもたちを育てることにより国を形成することであり、子どもたちにバランスのとれた十分な教育の機会を提供し、子どもたちの可能性を開発していくこと、また、子どもたちを家族、社会及び国に対する責任を意識する国民に育てていくことを公教育の使命としている。

教育省は、14 の部と内部監査部から構成され、国立校 (Government School) 及び政府補助校 (Government-aided School) の管理運営に対する指揮監督や、私立学校設置等の認可等を行いながら、シンガポールの教育政策を推進している。

図表 1 教育省組織図



教育省ウェブサイトを基に作成

(2) 法定機関

教育省の管轄下には、10 の法定機関がある⁴¹⁹。このうち、シンガポール試験評価委員会 (SEAB: Singapore Examinations and Assessment Board) は、2004 年 4 月に設立された法定

⁴¹⁹ 法定機関 (Statutory Board) とは、個別法によって設立された機関である。シンガポールでは、一般に、省が全般的な政策方針を決定し、その管轄下の法定機関が具体的な施策を策定・実施する。職員は公務員ではなく公共部門職員とされ、公務員と同様に汚職や守秘義務などの規定が適用される。シンガポール国立大学 (NUS) 及びナンヤン工科大学 (NTU) は、現在、政府の補助金を受けながらも、運営方針について独自に定めることができる等の自治権を持った大学 (Autonomous University) となっているため、法定機関から外れている。

機関で、教育試験の開発・管理を行うとともに、シンガポール国内だけでなく海外にも教育試験・評価のサービスを提供している。シンガポール国内の教育試験を教育省と協力して実施しながら、教育ハブとしてのシンガポールの発展に寄与することを目指している。

図表 2 教育省管轄下の法定機関

ポリテクニク 5校 (シンガポール、ニース、テマセク、ナンヤン、リパブリック) SkillsFuture Singapore (SSG) 東南アジア研究所 (ISEAS: Institute of Southeast Asian Studies) 技能教育学院 (ITE: Institute of Technical Education) シンガポールサイエンスセンター (Science Centre Singapore) シンガポール試験評価委員会 (SEAB)
--

教育省ウェブサイトを基に作成

(3) 教育予算の推移

シンガポールの歳出予算に占める教育省所管の歳出額の割合は、2020 年度には歳出額全体の 15.9%となる S\$132 億 8,000 万 (約 1 兆 624 億円) を計上し、国防省が所管する歳出額 (S\$150 億 8,600 万 (約 1 兆 2,068 億 8,000 万円) で、全体の 18%を占める。) に次ぐ規模となっている。

図表 3 教育省所管の歳出予算額の推移

(単位：億シンガポールドル)

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
歳出予算 合計(A)	734.3	750.7	800.2	802.5	836.0
教育省所管歳 出予算(B)	128.0	129.0	128.4	132.0	132.8
構成比 (B)/(A)	17.4%	17.2%	16.0%	16.4%	15.9%

出典：政府発表 Analysis_of_Revenue_and_Expenditure

3 教育体系

(1) 義務教育制度と教育体系

シンガポールにおける義務教育制度は、2003 年 1 月 1 日に初めて、6 年間の初等教育に導入された⁴²⁰。これにより、身体的理由で就学が困難若しくは特別学習が必要な生徒など、一部の例外を除き、親又は保護者は、子どもに教育を受けさせる義務を負うことになった。子どもを初等学校に通学させることを怠った親又は保護者に対しては、1 年以下の禁固又は 5,000 シンガポールド

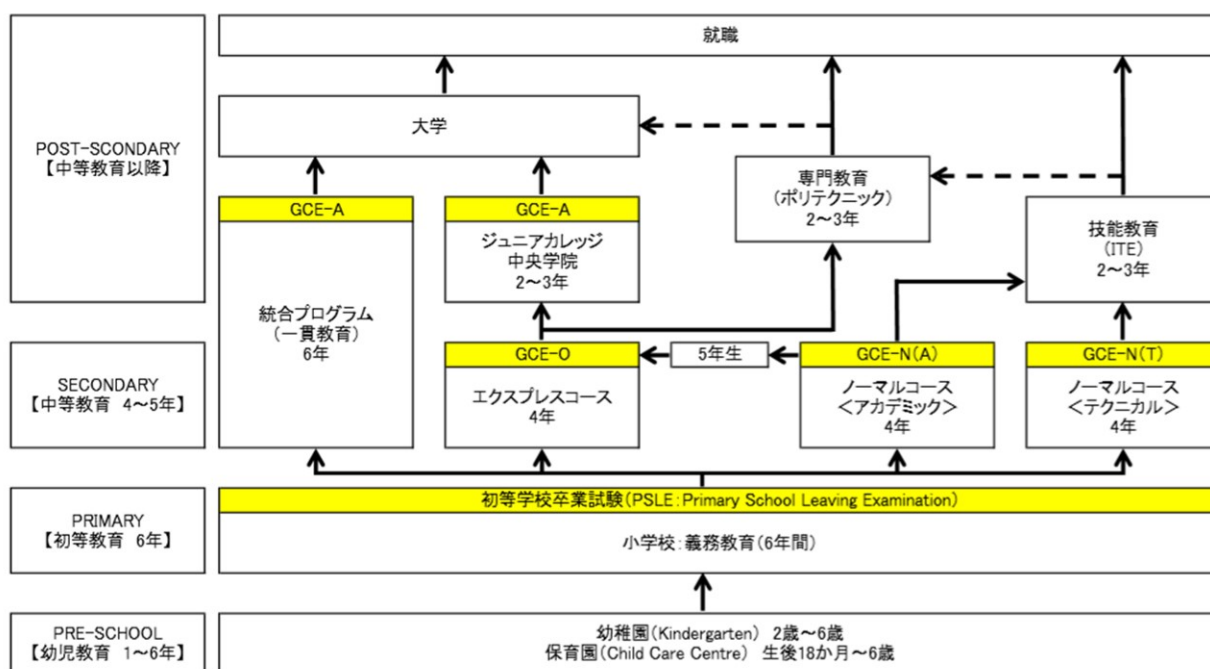
⁴²⁰ シンガポール政府は、義務教育制度の導入にあたり、6 年間の初等教育に加え、4 年間の中等教育までの合わせて 10 年間の教育課程を履修させることが望ましいとしている。

ル以下の罰金、若しくはその両方の刑罰が科される。

シンガポールの教育体系における一般的な進路は、初等教育（Primary School、6年間）、中等教育（Secondary School、4～5年間）、大学準備教育（Junior College は2年間、Centralised Institute は3年間）から大学（University、3～4年間）というコースと、初等教育、中等教育の後、専門教育（Polytechnic、3年間）又は、技能教育学院（Institute of Technical Education、1～2年間）というコースである。

なお、現在、初等学校の入学生徒数から見た場合、大学へ約 36%、ポリテクニクへ約 47%、技能教育学院へ約 25%が進学している。⁴²¹

図表 4 教育体系図



教育省ウェブサイトを基に作成

(2) 学校数及び生徒・学生数、教員数

各教育段階の学校数及び生徒数等は、以下のとおりである。

図表 5 学校数及び生徒数等（2018 年度）

(単位：校・人)

学校の種類	学校数	生徒・学生数	教員数
初等学校	186	227,406	15,364
中等学校	139	146,703	12,576

⁴²¹ ポリテクニク卒業後に大学に通うなど上記のうち複数通う生徒もいるため、合計値は 100%にならない。

ミックスレベル ⁴²²	16	36,311	2,994
ジュニアカレッジ等 ⁴²³	15	18,353	1,746
専門教育機関 (ポリテクニク・芸術)	7	90,346	6,508
大 学	6	103,745	10,402
技能教育学院	3	28,367	1,698
国立教育研修所	1	2,998	不明

出典：Yearbook of Statistics Singapore 2019

また、初等教育、中等教育及び大学準備教育（ジュニアカレッジ、教育学院）の段階における学校種別は、次のとおりである。

図表6 学校種別（2018年度）

（単位：校）

	初等学校	中等学校	ミックスレベル	ジュニアカレッジ等	計
国立校 ⁴²⁴	145	104	4	11	264
政府補助校 ⁴²⁵	41	28	3	4	79
独立校 ⁴²⁶	0	2	6	0	8
特別独立学校 ⁴²⁷	0	1	3	0	4
特別学校 ⁴²⁸	0	4	0	0	4
計	186	139	16	15	356

出典：Education Statistics Digest 2019

（3）初等教育（Primary School）

このレベルでの教育は、1～4年生の「基礎段階」と、5～6年生の「オリエンテーション段階」の2つの段階に分けられる。初等教育においては、生徒に読み書きといった基礎学力と問題解決能力を身に付けさせることを目指し、英語、母語、数学に関する知識の習得に重点が置かれている⁴²⁹。また、理科、芸術、道徳、社会、体育等も学び、課外活動等への参加も奨励されている。

⁴²² ミックスレベルは、多層レベルの教育課程を提供する「一貫校」（初等学校及び中等学校、中等学校及びジュニアカレッジ、中等学校3年次以降及びジュニアカレッジ）を指す。

⁴²³ 「Centralised Institute」大学準備教育課程を3年間かけて修了する学校。2020年4月現在1校のみ。教育体系（5）大学準備教育後段参照。

⁴²⁴ 「Government School」政府が運営主体となる学校。

⁴²⁵ 「Government-aided School」国立校の生徒数及び教員1人当たりの教育費支出額を基準に支給される政府補助金を受けながら、民間人が運営主体となっている学校。

⁴²⁶ 「Independent School」政府補助校と同様、政府からの補助を受けながらも、スタッフやカリキュラム、運営方針等に大幅な裁量権が与えられた学校。教育レベルの高い学校のみが認定され、現在、ナンヤングールズハイスクール（Nanyang Girls' High School）等の8校となっている。

⁴²⁷ 「Specialised Independent School」教育体系（4）後段参照。

⁴²⁸ 「Specialised School」脚注16参照。

⁴²⁹ 2010年9月14日に行われたNg Eng Hen教育大臣（当時）の演説では、「公教育の初めの数年間においては、授業時間の半分が、言語学習にあてられている。」と述べられている。

現在大部分の学校は1部制を取っているが、一部午前、午後の2部制の学校が存在する⁴³⁰。

4年生の終わりに、学校が独自に定めた基準に基づいてテストが行われ、生徒の能力、親の希望、学校の提案等により5～6年生のオリエンテーション段階のための振り分けが行われる。これにより、オリエンテーション段階では、英語、母語、数学、科学の4科目については、個々の能力に応じた授業を受ける。6年生の終わりには初等学校卒業試験（PSLE）を受け、その結果により、能力に応じた中等教育のコースへ進学する。

教育熱の高いシンガポールでは、子どもをどこの初等学校に通わせるかが親の最大の関心事となる。新1年生の登録は、国が定める優先順位にしたがって行われる⁴³¹。人気校ともなると早い段階で定員の多くが埋まり、優先順位のいずれにも該当しない者による一般抽選が行われる段階では、定員を上回る応募が寄せられ、激しい倍率の抽選となる。抽選は、居住地が、学校から周囲1km圏内、1～2km、2km以遠の順に行われるため、人気校の近所へ家族ごと移転するようなケースもみられる。

（4）中等教育（Secondary School）

中等教育は、生徒の能力に応じてエクスプレス、ノーマル（アカデミック）、ノーマル（テクニカル）の3つのコースに分けられ⁴³²、4～5年間で修了する。概ね初等学校卒業時のPSLEの成績の上位から約6～7割がエクスプレス・コース、約3割がノーマル・コースに進学している⁴³³。

エクスプレス・コースの生徒は、中等学校4年生の終わりに受験するシンガポール・ケンブリッジ「普通」教育認定試験（GCE-O）に向け、英語、母語、数学、科学、人文等を学ぶ。ノーマル・コースは、エクスプレス・コースと同種の科目を学ぶノーマル（アカデミック）コースと、英語、母語、数学に加えてコンピューター応用、設計技術、ビジネススキル、小売業といった実践的な科目を履修するノーマル（テクニカル）コースに分けられ、4年生の終わりに、シンガポール・ケンブリッジ「標準」教育認定試験（GCE-N（Normal Level））を受け、卒業する。ノーマル（アカデミック）コースで進学を希望する生徒は、5年生に進級しGCE-Oレベルの試験に備えることもできる。

中等教育レベルでは、これらのコースの他、生徒の様々な才能や素質を伸ばすことを目的として、2種類の一貫教育課程が設けられている。

一つは、特に優秀な生徒を対象としたもので、GCE-Oレベルを受けることなく、ストレートにシンガポール・ケンブリッジ「上級」教育認定試験（GCE-A）、又は、それに相当する認定試験（IB資格など）の受験ができる「統合プログラム（Integrated Programme）」である。

この統合プログラムでは、中等教育と大学準備教育の両方の教育課程が提供され、生徒は、

⁴³⁰ 2016年までに、全ての初等学校を1部制とする予定となっていたが、2020年現在も一部の学校が学年別の2部制授業を行っている。

⁴³¹ 「兄弟姉妹が在籍していること」を第1優先順位とし、その他、親が同窓生である、当該学校のボランティア活動に参加していること等の基準が設けられている。

⁴³² 2008年以前は、スペシャル、エクスプレス、ノーマル（アカデミック）、ノーマル（テクニカル）の4つのコースに分かれていたが、このうちスペシャルとエクスプレスの2つが、「エクスプレス・コース」に統一され、2008年1月の入学生から適用された。

⁴³³ これらの他、職業指導コースが設けられている特別学校（Specialised School）へ進む生徒がいる。

GCE-O レベルの受験に煩わされることなく、時間をかけて創造力やリーダーシップを養う幅広い経験を積むことができる。現在、この統合プログラムは、フアチョンインスティテューション (Hwa Chong Institution) やナショナルジュニアカレッジ (National Junior College) 等の 17 の学校に導入されている。

また、初等学校と中等学校、中等学校とジュニアカレッジ、中等学校 3 年次以降とジュニアカレッジというように、一つの学校で二つの教育課程を提供するミックスレベル (Mixed Level) と呼ばれる学校がある。その中には統合プログラムを取り入れている学校も含まれている。

もう一つは、特定の分野に秀でた能力を持つ生徒のための特別独立学校 (Specialised Independent School) である。この学校では、初等学校卒業時に判定された生徒の能力を最大限に伸ばすため、独自のカリキュラムを組んでいる。現在、スポーツ能力の伸長を目指すシンガポールスポーツスクール (Singapore Sports School、2004 年開校)、数学と科学を集中的に学ぶ NUS ハイスクール (NUS High School of Mathematics and Science、2005 年開校)、芸術分野に秀でた生徒のためのスクールオブアーツ (School of the Arts、2008 年開校)、最先端の科学技術分野への人材輩出を目指すスクールオブサイエンスアンドテクノロジー (School of Science and Technology、2010 年開校) の 4 校が設置されている。

最後に、前述の能力別コース及び一貫教育課程には組み込まれていない、特別学校 (Specialised School) がある。手作業や実技訓練に関心がある生徒向けに設定されたプログラムを行う、職業訓練を目的とした学校であるが、PSLE の結果いずれのコースにも入れない場合の中等教育の場としての役割も担っている。

(5) 大学準備教育

GCE-O レベルの試験を通過した生徒は大きく二つの進路に分かれる。その一つは 2 年間のジュニアカレッジ (Junior College)、若しくは 3 年間の教育学院 (Centralised Institute) に進学し、シンガポール・ケンブリッジ「上級」教育認定試験 (GCE-A) を目指すものである。

これらの大学準備教育における授業内容は、GCE-A レベルの受験を前提に編成され、科学、人文等の分野別コースが設けられている。ここでは中等教育とは異なり、大学受験に必要な専門的知識を習得するとともに、生徒は自主性を求められる。各科目の教員の指導による学習のほか、授業の合間も、図書室、自習室などで自主的に学習する。また、政府や民間企業からの奨学金を得て海外を含めた大学への進学を考えている生徒には、GCE-A レベルを越える、より深い内容を学ぶ科目を 1～2 科目選択することが、可能となっている。

なお、就学年数が 3 年間となっている教育学院 (Centralised Institute) への入学希望者が減少する傾向にあり、現在、1 校のみとなっている。また、原則として、男性で 18 歳以上の全ての健康な国民及び永住権保有者⁴³⁴は、2 年のナショナル・サービス (いわゆる兵役義務) に服し、国軍、警察あるいは民間防衛隊⁴³⁵のいずれかで勤務することになっている⁴³⁶。このため、男性の GCE-A

⁴³⁴ 永住権を取得した、いわゆる「第一世代」 (First Generation Permanent Resident) を除く。

⁴³⁵ 「Singapore Civil Defence Force」1989 年に消防局と統合され、現在、消防・救急・救助を担っている。

⁴³⁶ 18 歳到達時に、GCE-A レベルを受験するための全日制課程やポリテクニクに在学する生徒は、例外的に、それらを修了するまでサービスの延期が認められるが、大学進学を理由とする延期は認められていない。

レベル試験合格者には、ナショナル・サービスを終えてから大学に入学する者が多い。

(6) 専門教育

もう一つの進路として、工業技術や商業に興味のある生徒に、実習室や作業室での実地体験を中心とする教育を提供することで、実業界の需要に合った実務レベルの人材を育成することを目的とする教育機関、ポリテクニク (Polytechnic) がある。工学、化学、生命科学、デザイン、ビジネス、経営、会計、マスコミ、観光、演劇、人文、情報通信等のコースがあり、GCE-O レベルに合格した生徒が進学する。就学年数は3年間である。現在、シンガポール (Singapore Polytechnic)、ニーアン (Ngee Ann Polytechnic)、テマセク (Temasek Polytechnic)、ナンヤン (Nanyang Polytechnic)、リパブリック (Republic Polytechnic) の5校が設置されている。卒業時の成績やGCE-O レベル試験の結果によっては、大学に進学することもできる。

この他、芸術分野の専門校であるナンヤン芸術学院 (Nanyang Academy of Fine Arts) とラサール芸術学院 (LASALLE College of the Arts) が、専門教育機関として設置されている。

(7) 大学教育

現在、シンガポールには、シンガポール国立大学 (NUS: National University of Singapore)、ナンヤン工科大学 (NTU: Nanyang Technological University)、シンガポール経営管理大学 (SMU: Singapore Management University)、シンガポール工科デザイン大学 (SUTD: Singapore University of Technology & Design)、シンガポール工科大学 (SIT: Singapore Institute of Technology)、シンガポール社会科学大学 (SUSS: Singapore University of Social Science) の6つの公設民営大学 (Autonomous University) がある。

NUS は、人文・社会科学、経営学、コンピューター学、歯科学、環境デザイン学、工学、法学、医学、科学の9学部⁴³⁷を主体とする17の Faculties/Schools からなる国立総合大学である。米国マサチューセッツ工科大学との博士課程交換プログラムやエール NUS カレッジ (Yale-NUS College) の創立など、海外の大学との提携にも積極的である。また、同大学のリー・クアンユー公共政策大学院 (LKYSPP: Lee Kuan Yew School of Public Policy) は、修士課程 (4コース)⁴³⁸と博士課程が設けられ、次世代のアジア地域における政策立案者や指導者を育てるための教育や、各国政府、国際機関からの受託による発展途上国向けの研修事業が提供されている。同大学院には、中国、インド、ASEAN 加盟諸国、ヨーロッパ、アメリカといったシンガポール以外の国々からの学生が約8割以上在籍し、米国コロンビア大学国際公共関係学院、英国ロンドン大学経済政治大学院、フランスのパリ政治大学院、東京大学公共政策大学院との間で、ダブルディグリー協定も締結されている。なお、自治体関連では愛知県と NUS の間で2018年に科学技術分野における連携協力に関する覚書、2019年9月にはスタートアップ支援に関する覚書が締結された。

⁴³⁷ 2020年9月22日、人文・社会科学部と科学部の学問内容を横断的に学べる新学部、人文・科学部を設立することを発表した。(The Straits Times ウェブサイトより)

<https://www.straitstimes.com/singapore/nus-to-form-new-college-taking-in-its-arts-and-social-sciences-and-science-faculties-next>

⁴³⁸ 授業が北京語のみで行われる「Master in Public Administration and Management」も開講されている。

NTU は、工学、経営学、科学、人文芸術社会科学、医学部の 5 学部 (College) と 13 の専攻 (School)、国立教育研修所 (NIE: National Institute of Education) を持つ国立工科系大学である。NTU と早稲田大学は、2006 年にシンガポールで技術経営 (Management of Technology) の修士コース (1 年間、全日制) を共同開設し、修了者には、NTU の経営学修士 (MBA) と早稲田大学の経営管理修士の 2 つの学位が授与される。2020 年 10 月に発表された U.S ニュース世界大学ランキングにおいて材料工学、ナノテクノロジー、エネルギーと燃料の分野で世界 1 位、2020 年 6 月に発表された QS 創立 50 年以内の世界大学ランキングでは 7 年連続で世界 1 位に輝いている。

SMU は、2000 年 8 月に開学した、会計、経済、情報システム等を含む経営管理学を専門とする大学である。2007 年には、シンガポールで 2 つ目となる法律学コースを開講し、ビジネスの現場で実際に役立つ教育を提供することを目的に、シンガポール政府により設立され、米国ペンシルベニア大学との提携により運営されている。2015 年には SMU-X と呼ばれる産学官連携プログラムがスタートし、学生は企業や政府機関等と大学が共同開発したプロジェクトへの参加を通じ社会的課題の解決を目指している。2020 年には SMU Connexion と呼ばれるインキュベーション施設を含むキャンパスが完成し、企業と連携したイノベーションハブとしての役割も期待されている。

SUTD は、2012 年に開学した最も新しい大学で、米国マサチューセッツ工科大学及び中国の浙江大学と共同で、4 つの分野からなるデザイン工学に関する教育・研究を行なっている。2020 年 5 月には人工知能 (AI) に関する学科を新たに創設した。

SIT は、2010 年、主にポリテクニクの卒業生を対象に、科学、工学、デザイン学等の分野における高度な教育を提供し、学位取得の機会を与える技術学校として開設された学校である。開学以来海外の大学と提携して学位取得のコースを提供してきたが、2014 年には独自のコースも開講することになり、大学として正式に認定され、シンガポール 5 番目の公立大学 (Autonomous University) となった。開学の目的通り、2019 年入学者の 91% がポリテクニクの卒業生となっている。

SUSS は、主に社会人を対象に定時制の学位取得課程を提供する学校として 2005 年にシンガポール唯一の非営利大学であるシンガポール社会学院大学 (UniSIM: Singapore Institute of Management University) として設立され、2014 年からは、ジュニアカレッジやポリテクニク卒業生を対象にした全日制の課程も提供することになった。2017 年には現在の名称である SUSS に名称変更し、他の 5 校と同様、公設民営大学となったほか、シンガポールでは 3 つ目となる法律コースを開設した。

(8) 技能教育

技能教育学院 (ITE: Institute of Technical Education) は、シンガポールの職業教育において大きな役割を果たしている技術専門学校である。中等学校の卒業生を対象に、幅広い分野での技術訓練と実務訓練を行い、各種の資格を取得できるようにしているほか、一般社会人を対象に、技術向上のプログラムを提供し、技術向上に関する指導や資格試験を行っている。加えて、様々な理由により学校教育を受けることができなかった勤労者を対象に、教育を受ける機会を提供し

ている。

シンガポールにおける職業教育の中核を担う ITE については、実際に消費者に対してサービスを提供することなどを通じて、より実践的な教育を行うことを目的としている。「One ITE System, Three Colleges モデル」を導入し、2013年に既存の学校を統合・再編して、現在、ITE College Central、ITE College East、ITE College West の3つのカレッジで構成されている。2020年には”Skills for Future, Skills for Life”をスローガンに、ビッグデータやAIの活用、業種転換のための学び直しの支援などを盛り込んだ2020年 - 2024年の長期計画を発表した。

(9) 障害児教育

障害児教育を行う特殊学校 (Special Education (SPED) School) は19校ある。これらは、政府から補助金を受けた12の福祉団体 (VWO: Voluntary Welfare Organisation) により運営され、障害の種類と状況に応じて、個々の可能性を引き出し、自立、自助、社会参加を促すための教育プログラムを提供している。なお、初等教育課程修了時に初等学校卒業試験 (PSLE) に合格した生徒は、一般の生徒と同じ教育課程に進学することができる。現在、6つの中等学校に聴覚障害や視覚障害を持つ生徒に対応できる教員及び設備を配置している。

(10) 教員養成機関

シンガポール唯一の教職員養成機関、ナンヤン工科大学 (NTU) の一機関である国立教育研修所 (NIE) が教員養成のための専門教育やトレーニングを行っている。

教員資格認定のコースは3つあり、①大学卒業者を対象にしたコース (1年間)、②GCE-A レベル試験等の合格者又はポリテクニクの卒業者を対象にしたコース (2年間又は4年間)、③GCE-O レベル試験の合格者を対象に教員資格認定だけでなく芸術教育又は科学教育の学士号取得が可能なコース (4年間) が設けられている。また、教育学の修士課程・博士課程、現任教員向けの多彩な研修プログラム、学校長等向けの管理者育成研修プログラム等も提供している。

(11) その他の教育機関

その他教育省が所管しない教育機関として、イスラム教の教義に基づいた独自のカリキュラムをもつイスラム学校や、日本人学校、アメリカンスクールなどのインターナショナルスクール等が運営されている。

4 主要な教育政策

(1) ICT 教育マスタープラン

シンガポールは、情報通信技術 (ICT) が広く社会に普及する国としても知られている⁴³⁹。これを支えるものとして、先進的な ICT 教育が実践されている。

まず、1997年、ICT を活用した教育により 21 世紀に向けて求められる能力を生徒に身に付け

⁴³⁹ IMD (国際経営開発研究所) が発表した「世界デジタル競争力ランキング 2019」では、知識、技術、将来への備えの3分野で各国のデジタル競争力を評価しており、シンガポールのデジタル競争力の総合順位はアメリカに次ぐ世界第2位、そのうち技術は1位、知識は3位に評価されている。

させることを目的として、「ICT 教育マスタープラン」が発表された。ボーダーレス化する世界を生きる上で求められる視点を養うほか、情報にアクセスし分析する能力、得られた情報を応用する能力を養うことを目的として、初等学校では 6.6 人に 1 台、中等学校及びジュニアカレッジでは 5 人に 1 台のパソコンを設置することなど、ICT 教育の基礎となる設備面の強化や教員のトレーニングに重点が置かれた。

2003 年には、「ICT 教育マスタープランⅡ」が発表され、設備面では、初等学校で 6.5 人に 1 台、中等学校とジュニアカレッジでは 4 人に 1 台のパソコン設置が可能となるよう、予算措置が行われた。「ICT 教育マスタープラン」の実施以来、継続的に整えられてきた設備を有効に利用しながら、教員はパワーポイントやインターネットを頻繁に授業で活用し、生徒もパソコンを用いたインターネットや電子メール、文書作成、プレゼンテーションを行うことに習熟するようになった。

その後、2009 年には、2014 年までを対象期間とする「ICT マスタープランⅢ」が発表され、ICT を有効に利用した自主的で、かつ、他者と共同して学習する能力、また、見識と責任を持って ICT を利用する能力を身に付けさせることを目的として、様々な取組が展開されている。例えば、教育現場においては、生徒と教師が双方向で利用できる「Interactive Text Book」（電子教科書）、生徒同士がオンラインで書き込みを行うことのできる「Group Scribbles」（共有電子ノート）、Podcast（ウェブ上で公開されているマルチメディアデータ）を使った言語学習、野外学習時等の PDA（携帯情報端末）の活用等が行われている。また、教員育成の観点からは、ICT 指導者を全ての学校に平均して 4 人配置することや、教員同士の情報共有を図るためのポータルサイトの開設等が行われている。

現在は 2015 年から始まった「ICT マスタープランⅣ」に基づき、ICT 強化によって質の高い教育を全ての学習者へ提供することを目標としている。教育カリキュラム・教授方法・評価システムへの ICT の徹底的な導入、質の高い e ラーニングの整備、生徒の新しい情報媒体の活用能力の強化、教師や指導者等の持続的な ICT 応用能力の向上（採用前から現職研修まで）学校間での ICT 教育事例や概念の共有化、ICT 環境のさらなる整備を行っている。また、デジタルリテラシー教育にも力を入れており、4 つのコンポーネントを柱としたカリキュラム編成を行っている。具体的には、検索（デジタルリソースを用いた情報収集）、思考（データの分析、解釈）、適用（日常の学習へのデジタルコンテンツ活用）、作成（プログラミング、アプリケーションの開発、Web サイトの設計など）であり、その実現のために Singapore Student Learning Space (SLS) と呼ばれるオンライン学習のポータルサイトを整備している。これは児童生徒の e ラーニング環境を整えるためだけでなく、デジタルコンテンツを活用し授業の質をさらに向上させることを目的としている。

今後は 2021 年までに全ての中等学校の生徒が個人用のラップトップ又はタブレットを購入する予定である。当初 2028 年までに順次行われる予定だったが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い在宅学習（Home Based Learning）の拡充に注力した結果前倒しが決定した。機器は政府が一括調達し低価格化を実現するほか、助成金も支給する。

(2) STEM 教育による理数教育の強化

STEM 教育とは Science, Technology, Engineering, Mathematics の頭文字を取った、科学、技術、工学、数学を横断的に学び問題解決力を育む教育のことで、座学中心の教育から、体験型学習を重視した多様な学びが提供されるようになっている。

また、理数系の学位を持っている方がより就職しやすいという考えから理数教育を重視しており、2015 年 5 月、リー・シェンロン首相がシンガポール工科大学の開校式で「より先進した経済の中で成長した学生は、科学技術をより多く受け入れ、他の分野への関心をも追求する。シンガポールは今後 50 年で、先進的な STEM 能力を必要とする」と発言していることから分かるように、シンガポールでは STEM 教育に力を入れている。

STEM 教育は各学校が独自に定める科目である「Applied Learning Programme(ALP)」の 1 分野に位置づけられており、学校における導入は教育省と科学技術省 (Agency for Science, Technology and Research, A*STAR) の協力でサイエンスセンター内に立ち上げられた「STEM Inc」という組織が支援している。そこに所属するエンジニア経験者や理数系の修士、博士号を持ったスペシャリストがセカンダリースクール (中学校) に派遣され、カリキュラムの作成や授業時の教師の支援を行っている。

「STEM Inc」が提供する STEM プログラムの分野は以下のとおりで、教科ではなくより社会での使われ方に近いカテゴリーで学ぶことができるのが特徴である。

- ・ Embedded Electronics (組み込みエレクトロニクス)
- ・ Engineering Design & Modelling (エンジニアデザインとモデリング)
- ・ Robotics (ロボット)
- ・ Food Science & Technology (フードサイエンス)
- ・ Alternative Energy (代替エネルギー)
- ・ Urban Design & Innovation (都市デザイン)
- ・ eWater Sensors & Water Technology (e ウォーターセンサーと水技術)
- ・ Materials Science (材料科学)
- ・ eHealth Sensors (e 健康センサー)
- ・ Applied Health Sciences (応用健康科学)
- ・ Flight & Aerospace (航空科学)
- ・ Game Design & Simulation (ゲームデザイン)

例えば健康科学&テクノロジーのプログラムでは、生徒たちは基礎電子工学、コンピュータープログラミング、マイコン技術を学んだ後、実際に脈拍数のデータを収集・分析するデジタル心拍センサーを制作する。この過程で、学んだ知識や技術がどのように実社会に貢献するのかを、身を以て理解することができる。今後、2023 年までに全ての初等学校に実施を拡大していく予定。

(3) SkillsFuture による高度な知識・技術向上

「SkillsFuture」とは、より高度な知識・技術向上に向けた政府の助成プログラムのことであり、全てのシンガポール人が技術向上と生涯学習に積極的に活動することを促すことを目的に 2016 年

に創設された制度である。

- ・国内経済の外国人労働者への過度の依存
- ・少子高齢化による就労人口の減少
- ・アジアを中心とした近隣諸国の経済発展

など、外国人に過度に依存するアンバランスな状態を支えられる経済基盤を確立することに加え、中国やインドをはじめとする近隣諸国の経済・技術が発展している中で、激化する国際競争をどう勝ち抜いていくのかということが2010年以降のシンガポールの課題であった。

政府としては、こうした諸問題を解決するためには、シンガポール国民自身の高技能化が重要だと考えており、自身のスキルアップにつながるような教育・訓練プログラムを受講する際に政府が補助金を支給する制度として2016年にSkillsFuture制度が創設された。

SkillsFuture Creditは、個人の技能開発と生涯学習を促すための制度であり、25歳以上の全てのシンガポール国民が対象となる。1人当たりS\$500がSkillsFutureの口座に振り込まれ、それを使って、政府が認定する教育課程や職業訓練の受講費を支払うことができ、このcreditは不定期に再支給されることがある。

さらに、次世代高度生産システム、応用健康科学など今後の成長分野とされる分野に従事し、素晴らしい成果を上げた若手—中堅の研究者にS\$5,000が支給されるSkillsFuture Study Awards、同一又は関連業界での少なくとも10年間の実務経験を通じて得られた熟練した技術を有し、第三者の技術向上に貢献したシンガポール国民にS\$10,000が支給されるSkillsFuture Fellowships、従業員の技術向上に大きく貢献した雇用主や職場における生涯学習の機会を提供した雇用主を表彰する賞であるSkillsFuture Employer Awardsなどの表彰プログラムも用意されている。

5 シンガポールの教育をめぐる課題と展望

(1) シンガポールにおける教育政策の変遷

シンガポールでは、天然資源を持たず、人材こそが最大の資源であるという国家観のもと、1959年の自治権獲得や1965年のマレーシアからの独立を経た、生存をかけた国家発展の黎明期にあつては、全体の質を底上げするため、中央集権的な教育システムの構築が行われた。この時期には、学校の建設や教員の養成が急ピッチで進められ、教材や試験の内容も全国的に統一された。

1966年には二言語主義が導入され、初等教育1年生から、全ての生徒が、英語と母語の両方を学ぶことになった。この二言語主義は、国際貿易に支えられた国家発展のためには、国民の英語能力が不可欠であるという考え方や、多民族から成る国家の一体性と国民の帰属意識を保持するための共通言語としての英語の役割に着目し、導入されたものである。

しかしながら、二言語主義による教育は、二言語の要求による過剰負担や教育効率の減退を生じさせた。そのため、1980年に、生徒の能力に基づいて振り分けを行うストリーミングが導入され、以降、1990年代半ばまでの時期は、徹底した能力主義（メリトクラシー）による教育制度が運用された。

その後、より優れた教育システムの構築を目指し、1990年代後半から、新たな変革期に入った。

1997年には、「Thinking School, Learning Nation」(TSLN)と表現される新たな教育ビジョンが提唱され、一人ひとりの多様な能力の発展を目指すシステムへの変革が開始された。そこでは、学校に自律性を持たせ、将来の変化に対応できる柔軟なシステム作りや、生徒に対して多くの選択の機会と多様な教育課程の提示がなされるようになった。

さらに、2005年には、「Teach Less, Learn More」(TLLM)の理念が発表され、試験のためではなく、ライフスキルの習得、すなわち創造力、思考力、応用力、探究心等を含む総合的な能力や、問題解決能力の醸成に力点が置かれるようになっていく。

また、2017年3月には教育大臣が今後の教育方針として「学ぶ楽しさを育てること。起業家的な挑戦や深い技術と専門知識を高めることなどを教育の方針とする。」と表明。子どもの長所や才能を最大限に生かすよう奨励し、多様性を重視した教育方針に転換すると発表した。

この変遷は、近年エリート育成教育への批判も見受けられるようになったためであり、2016年に初等学校卒業試験(PSLE)の採点制度変更、2018年9月に初等、中等学校教育改革、2019年3月に中等学校改革の追加をそれぞれ発表している。詳細は後述する。

(2) 多様性を重視した教育への具体的取組

今日、シンガポール政府は、生徒が21世紀に求められる能力、すなわち、将来直面するであろう困難に立ち向かうための知識や技術、競争力を身に付けさせる教育を行うため、学校での教育内容の見直しを行っている。体育や芸術といった科目の教員数や授業時間の増加、日本のクラブ活動に相当する課外活動や社会奉仕プログラムへの参加の奨励、生徒が能動的に学ぶ意欲を重視するプログラムの導入等に加え、初等学校からジュニアカレッジまでの間に、最低1回の海外経験を積ませるための基金(International Funds)の活用等を通じた、世界を広く捉える視野の醸成にも、力を注いでいる。

(3) 二言語主義と母語教育

二言語主義については、日常生活で英語を用いる家庭が増加していることを背景に、近時、中国語やマレー語、タミル語といった母語教育の比重を下げようという主張が現れている一方、シンガポール政府も、母語教育のカリキュラムや指導方法等について、検討を重ねている。2020年7月からは中等学校の母語カリキュラムが改正され、より各民族の文化的背景を強調した内容となる⁴⁴⁰など、シンガポールの教育において大きな特徴とされてきた二言語教育のあり方については、活発な議論が繰り返されているところである。

(4) 教育改革による能力主義の見直し

シンガポールにおいて、能力主義は学力に基づいて内容や進度を変えることのできる仕組みであり、能力さえあればチャンスは平等に開かれているという、多民族、多文化から構成される社会に合致するものであるとされる一方、一旦低いレベルに振り分けられた後、高いレベルへ移る

⁴⁴⁰ <https://www.moe.gov.sg/news/speeches/speech-by-minister-for-education-lawrence-wong-at-the-9th-mother-tongue-languages-symposium-e-mtls>

ことは事実上困難であった。こうしたことから教育内容の多様化による思考力を養成すべく、2008年以降の教育改革によりこれまでの方針を段階的に見直している。

①初等教育改革（2008年）

シンガポールの初等中等教育には、ストリーミングシステムと呼ばれるレベル別のクラス編成システムがある。初等教育において、従来のシステムでは4年生時のテスト結果により5～6年生の全科目においてクラスが決まり、児童の科目別習熟度は考慮されなかった。それが2008年から緩和され、初等教育4年生時のテストの結果と保護者の同意により、科目ごとに、レベル別クラス編成が行われる「Subject-based banding (SBB)」が導入された。得意科目は標準レベルの、不得意科目は基礎レベルの授業をそれぞれ受けることができるようになり、生徒一人ひとりに対してより適切なレベルの教育内容を提供し、能力を伸ばさせる工夫がなされている。

②PSLE改革を核とした過度な競争の緩和（2018年～）

2013年8月に行われたリー・シェンロン首相による演説（National Day Rally）では、PSLE制度の見直しについて以下のように言及された。

「PSLEの目的は、効果的な人材育成を行うため早期に能力と適性を見極めることにあるが、子どもたちとその家族にとっては希望の中等学校に行けるかどうかだけでなく、中等学校卒業後の進路に影響が出るエクスプレス、ノーマルの振り分けがある中で進路の選択肢を減らさない意味でも非常に重要な試験となる。そのため、より高い得点を目指して多くの時間と費用をかけ、結果に一喜一憂し過度なストレスを抱えている現実がある。」

これを受け、2016年にはPSLEの評価方式をそれまでのT-scoreと呼ばれる点数から点数によって評価を1から8に分け、より幅を持たせた Achievement Level という方式に変更し、2021年から実施することを発表した。

また、2018年には以下の教育改革を行うことが発表されている。

- ・初等学校1年・2年の成績評価・試験の廃止
- ・中間試験の廃止（これまで各学年において学年の中間及び学年末に実施していた試験のうち、初等学校3年、初等学校5年、中等学校1年、中等学校3年の中間試験を2021年までに廃止）
- ・成績の算出対象となる試験実施回数ガイドラインの設定
- ・児童・生徒同士が成績の比較に執着しすぎないように、成績表へのクラス・学年順位の記載を廃止

こうした教育改革に対し保護者からは、「子どものストレスが軽減される」といった改革を歓迎する声がある一方、「子どもの学力水準を凶れなくなる」といった否定的な意見もある。

③中等教育改革（2020年～）

中等教育レベルでは多くの選択科目が提供されるようになったほか、初等教育で導入されたSBBを段階的に導入し、それまで入学時に能力別にエクスプレス、ノーマル（アカデミック）、

ノーマル（テクニカル）の3つに分けていたストリーミングシステムが廃止されることになった。これは PSLE により初等教育卒業時点でその後の人生が決まる、とまで言われていた既存のシステムの大幅な見直しであり、2014 年からの試行を受け 2019 年に発表された。現行の制度では苦手な教科に合わせクラス分けがされてしまうものが SBB の下ではそれぞれの科目において生徒に合ったレベルの授業を提供できるほか、ストリーミングのように明確にラベリングされるわけではないためクラス分けにおいて上下関係が生まれず、生徒の劣等感も緩和されることが期待されている。さらに、中等教育レベルにおけるストリーミングによってその後の進路が限定されてしまう点についても GCE-N や GCE-O レベルの試験に代わる新たな統一的試験が行われることにより解消することとなる。今後 2020 年 - 2023 年に段階的に導入し、2024 年から全中等学校で実施され、2027 年の中等学校 4 年生から新たな卒業試験体系に変更される予定である。

④多様な選択肢を生む特色的な学校

また、既述のとおり理数系や芸術、スポーツの分野に秀でた生徒のための特別独立学校が設立されている。加えて、中等教育以降では、卒業後 6 カ月以内に 90%が就職しているという、職業教育の中核を担う技能教育学院の改編、充実が図られるとともに、ポリテクニクの卒業生が、より高度な専門教育を受け、これまでシンガポール国内では大学に限られていた学位取得の機会を得られる SIT が開設されるなど、生徒が個々の能力に応じて選択できる幅が、拡大されている。

(5) まとめ

これまで述べたように、政府は ITE 改革や特別学校の開設を含めシンガポールにおける教育環境の改善を図ってきたが、昨今の教育改革は PSLE を軸に構築されたシンガポールの教育制度の抜本的な改革を意味しているといえる。PSLE 改革と SBB 導入という二つの大きな制度改革が行われているシンガポールの教育の状況は今後も変化していくものと思われる。

第11節 福祉政策

1 概要

シンガポールの福祉政策は、中央積立基金（Central Provident Fund:以下CPF）と呼ばれる強制貯蓄制度を軸とした“自助”を基本理念としている。加えて何らかの理由により自助が出来ず援助が必要な人たちは“家族互助”（Family support）や地域のサポートによる“地域互助”（Community support）により援助を受ける仕組みとなっている。自助や互助で救済できない場合には、政府による慈善団体等の支援を通じた“間接的援助”や、低所得者・生活困窮者保護制度（ComCare Schemes）による“直接的援助”が用意されている。

自助を基礎としているため、政府は医療費支出を含めた社会保障に係る支出を必要最小限にとどめている。以下、シンガポールのCPF制度と医療保障制度を中心に説明する。

（1）独立以前の福祉政策

シンガポールの近代史が始まる1819年（スタンフォード・ラッフルズ卿のシンガポール上陸）から第二次世界大戦が終了するまで、イギリス植民地政府による福祉活動に際立った動きは無く、ほとんどがボランティア団体の手で行われていた。

シンガポールにおける初めての近代的な福祉行政組織は、1946年6月にイギリス植民地政府が設立したシンガポール社会福祉局（Singapore Department of Social Welfare）である⁴⁴¹。同局は食料、社会事業、救済、青少年福祉、女性・少女の5部により構成された。また、社会福祉審議会（Social Welfare Council）が設置され、社会福祉局と各種団体の連絡調整や福祉行政に係る審議を行った。

1955年にはCPF制度が発足した。これは勤労者が定年退職又は不慮の事故等で働けなくなった場合に、経済的な保障を行う目的で被雇用者と雇用者双方が給与の一定割合を積立てる一種の強制貯蓄制度で、以来、今日までシンガポールにおける福祉政策の中心的な役割を果たしている。

（2）人民行動党による福祉政策

1959年、英連邦自治州として初の選挙が行なわれ、総議席数51議席中43議席を占めた人民行動党（People's Action Party: PAP）が政権を獲得し⁴⁴²、現在に至るまで安定政権を維持している。同党は貧しい人々の生活や福祉の向上を公約の一つに掲げており、現在のシンガポールの福祉制度は、同党により作られたものと言える。

同党は1959年シンガポール社会福祉局を社会福祉省に改組し、その業務を拡充していくと同時に、女性や児童保護といった専門分野における助言委員会（Advisory Committee）を設立した。

政府の法定機関で特に重要な役割を果たしているのが、1960年に設立された人民協会である。人民協会はコミュニティ活動を通じた結束力のある活動的で文化的な国づくりの推進を目的とした組織で、現在も地域活動の中心的役割を果たしている⁴⁴³。

⁴⁴¹ 社会・家族開発省ウェブサイト <https://www.msf.gov.sg/about-MSF/our-organisation/Pages/history-and-milestones.aspx>

⁴⁴² シンガポール首相府選挙局ウェブサイト https://www.eld.gov.sg/elections_past_parliamentary1959.html

⁴⁴³ 人民協会ウェブサイト <https://www.pa.gov.sg/our-network/about-us/our-history#:~:text=On%201%20July%201960%2C%20the,formed%20Community%20Centre%20Management%20Committees.>

1968年には、それまでボランティア団体により行われてきた障害者への支援活動をまとめる政府組織として、シンガポール社会福祉審議会（Singapore Council of Social Service: SCSS）が設立された。これにより、政府の福祉政策の手が初めて障害者まで届くことになった。その後、同審議会はその対象を高齢者や児童にも広げ、現在、組織変さらにより国家社会福祉審議会として活動している⁴⁴⁴。

2 福祉行政を所管する組織

（1）社会・家族開発省（Ministry of Social and Family Development: MSF）

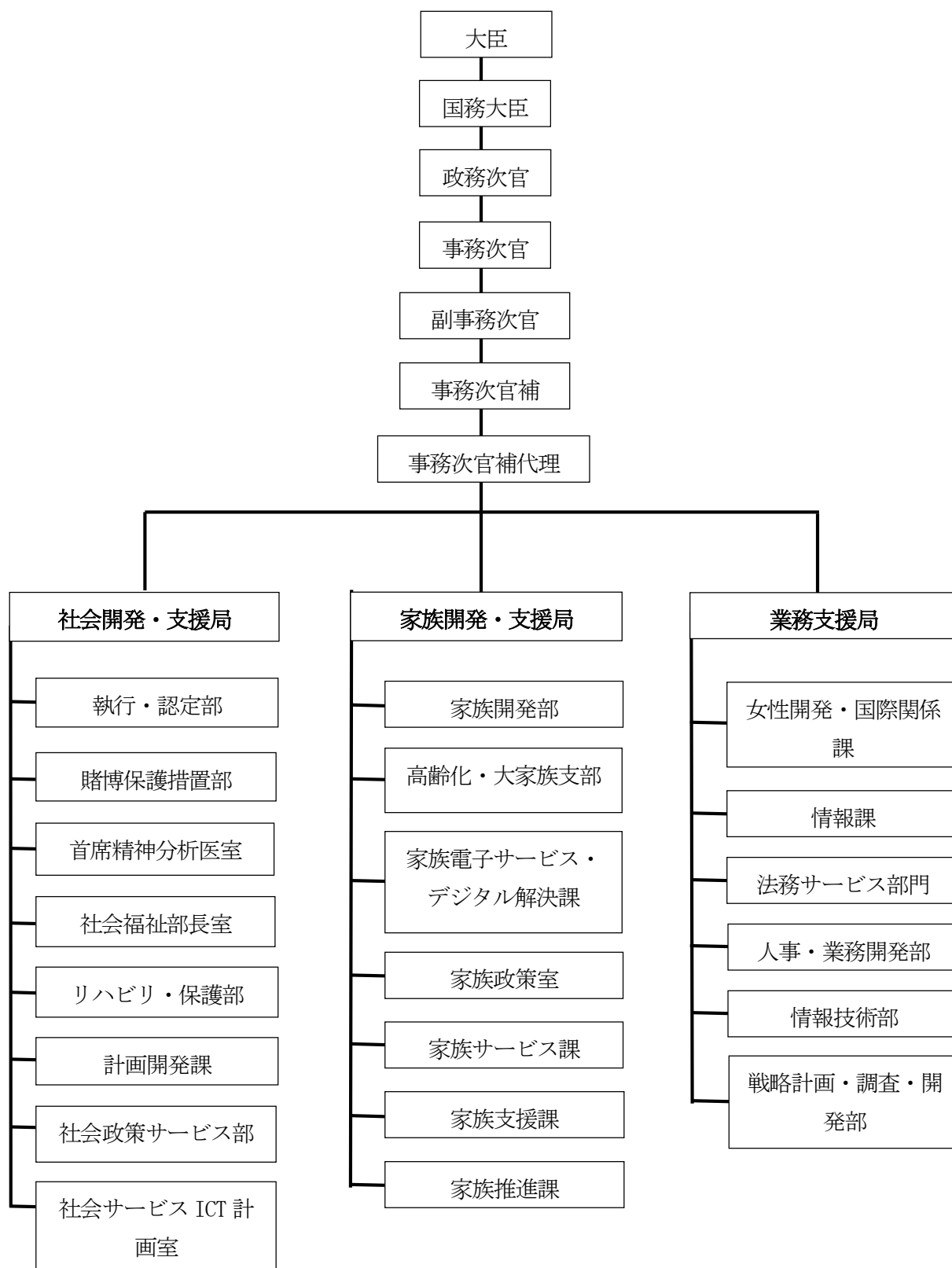
社会・家族開発省は、その任務を「はつらつとした個人、強い家族、そして思いやりのある社会を育むこと」としている⁴⁴⁵。この任務を達成するため、住民がお互いを世話し合い、地域社会を育成するよう努力している。また、地域社会をより健全なものにするため、その構成単位である家庭が家族を育て、世話をする能力を高められる環境を提供する政策を行っている。

⁴⁴⁴ 国家社会福祉審議会ウェブサイト

<https://www.ncss.gov.sg/Who-We-Are/Our-Organisation>

⁴⁴⁵ 社会・家族開発省ウェブサイト <https://www.msf.gov.sg/about-MSF/our-organisation/Pages/mission-and-values.aspx>

図表 1 社会・家族開発省組織図



出典:社会・家族開発省ウェブサイト⁴⁴⁶

⁴⁴⁶ 社会・家族開発省ウェブサイト <https://www.msf.gov.sg/about-MSF/our-people/Pages/Organisation-Chart.aspx>

(2) 法定機関（庁、審議会及び協議会）

社会・家族開発省は次の庁、審議会及び協議会を所管する。

ア 国家社会福祉審議会（National Council of Social Service: NCSS）

社会・家族開発省が所管する福祉政策の多くが、社会福祉機関（公益目的で国民に福祉サービスを提供する非営利団体。後述）によって行われている中、国家社会福祉審議会はこれらの活動の調整機関としての役割を果たしている。

同審議会は「慈愛のある社会を確立すること、影響力のある団体となること、尊厳ある生活を樹立すること」という基本目標に基づき、社会福祉機関や民間企業、地域、政府と協力して、効率的かつ効果的な社会福祉政策を実行するとともに、将来にわたって必要となる社会福祉活動の奨励を行っている⁴⁴⁷。

イ 子ども開発庁（Early Childhood and Development Agency: ECDA）

子ども開発庁は、幼い子どもの成育制度を監視している。子どもたちの才能を伸ばすための施設やインフラ、人材を確保するマスタープランを持ち、低中所得層の家族でも質の高い小学校教育が受けられるよう補助している。公的教育機関を指導し、親たちに子どもの育て方について啓発普及を行っている⁴⁴⁸。

ウ 賭博問題国家協議会（National Council on Problem Gambling: NCPG）

賭博問題国家協議会は、個人や家族、社会が賭博から生じる問題が減少するよう解決に取り組んでおり、そのためのアドバイスを行っている。また、公的教育機関、公的相談機関、賭博場を運営している組織等への効果的な対策を実施している。また、カジノ管理法に基づいたカジノ規制、賭け事から生じる問題を調査し、解決を図っている⁴⁴⁹。

エ 人生のための家族協議会（Families for Life）

人生のための家族協議会は、2006年5月に国家家族協議会として設立された家族間で生じる問題、紛争等の相談機関である。この協議会は、①シンガポールにおける弾力性のある「家族」の形成の促進、②家族政策、家庭内教育、調査・サービスを政府が行う上での助言、③家族環境を整える上での公的機関やそれ以外の機関への支援・助言を行うことを目的としている⁴⁵⁰。

(3) 人民協会（People's Association: PA）

人民協会は、政府の政策を正確に住民に伝え、また住民からの要望を汲み上げるための草の根組織（Grassroots Organization）を育成しようとする政府の試みの中で、その主導的役割を担う

⁴⁴⁷ 国家社会福祉審議会ウェブサイト <https://www.ncss.gov.sg/Who-We-Are/Our-ission>

⁴⁴⁸ 子ども開発庁ウェブサイト <https://www.ecda.gov.sg/pages/aboutus.aspx>

⁴⁴⁹ 社会・家族開発省ウェブサイト <https://www.msf.gov.sg/about-MSF/our-organisation/Statutory-Boards-and-Councils/Councils-under-MSF/Pages/Families-for-Life.aspx>

⁴⁵⁰ 人生のための家族協議会ウェブサイト <https://www.familiesforlife.sg/about-ffl/Pages/default.aspx>

組織として、シンガポール独立前の1960年に設立された。

同協会は教育、社交、文化、スポーツ、レクリエーションやその他様々なコミュニティ活動を通じ、結束力のある活動的で文化的な国づくりの推進を目的とした組織で、地域レベルの活動の中心的役割を果たしている。

(4) 社会福祉機関 (Social Service Agencies: SSA)

これまで政府は福祉活動の主体的担い手を、政府よりも精通しているボランティア団体に委ねていたが、団体に働いている人の多くが現在はボランティアではなくなってきたことから2019年に呼称が変更された⁴⁵¹。

社会福祉機関は公益目的で国民に福祉サービスを提供する非営利団体であり、多くの場合、慈善団体として登録されている。社会・家族開発省は社会福祉機関に対して補助金を拠出している。

3 CPF制度

(1) CPF制度の概要

ア 制度の成り立ち

1953年12月、中央積立基金令 (Central Provident Fund Ordinance) が制定され、1955年7月1日にCPF制度が発足した⁴⁵²。この制度は、全てのシンガポール国民及び永住権取得者を対象とする強制貯蓄制度で、日本の社会保険で採用されている「賦課方式 (必要な財源を、その時々保険料収入から用意する方式)」ではなく、「完全積立方式 (将来自分年金を受給するときに必要となる財源を、現役時代に積み立てる方式)」を採用しており、拠出金は政府が定める一定の拠出率に従って拠出され、被雇用者自身のCPF口座に貯まっていくものである。

定年後の経済的な保障のほか、住宅・医療・大学ローンの支払いなどにも利用が可能であり、CPF制度は総合的な社会保障制度となっている。

図表2 CPF加入者数と基金総額の推移

年	加入者数 (千人)	基金総額 (S\$百万)
1955	180	9.0
1995	2,684	66,035.4
2015	3,686	299,522.4
2016	3,761	328,895.3
2017	3,835	359,514.6
2018	3,908	391,117.5
2019	3,982	425,110.2

出典: 2019年中央積立基金庁年次報告⁴⁵³

⁴⁵¹ 社会・家族開発省ウェブサイト <https://www.msf.gov.sg/policies/Social-Service-Agencies/Pages/default.aspx>

⁴⁵² 国立図書館庁ウェブサイト <https://eresources.nlb.gov.sg/history/events/c2330166-bd07-4266-a073-11e8d8efa4e8#:~:text=Introduced%20in%201953%20before%20coming,salary%20to%20the%20provident%20fund.>

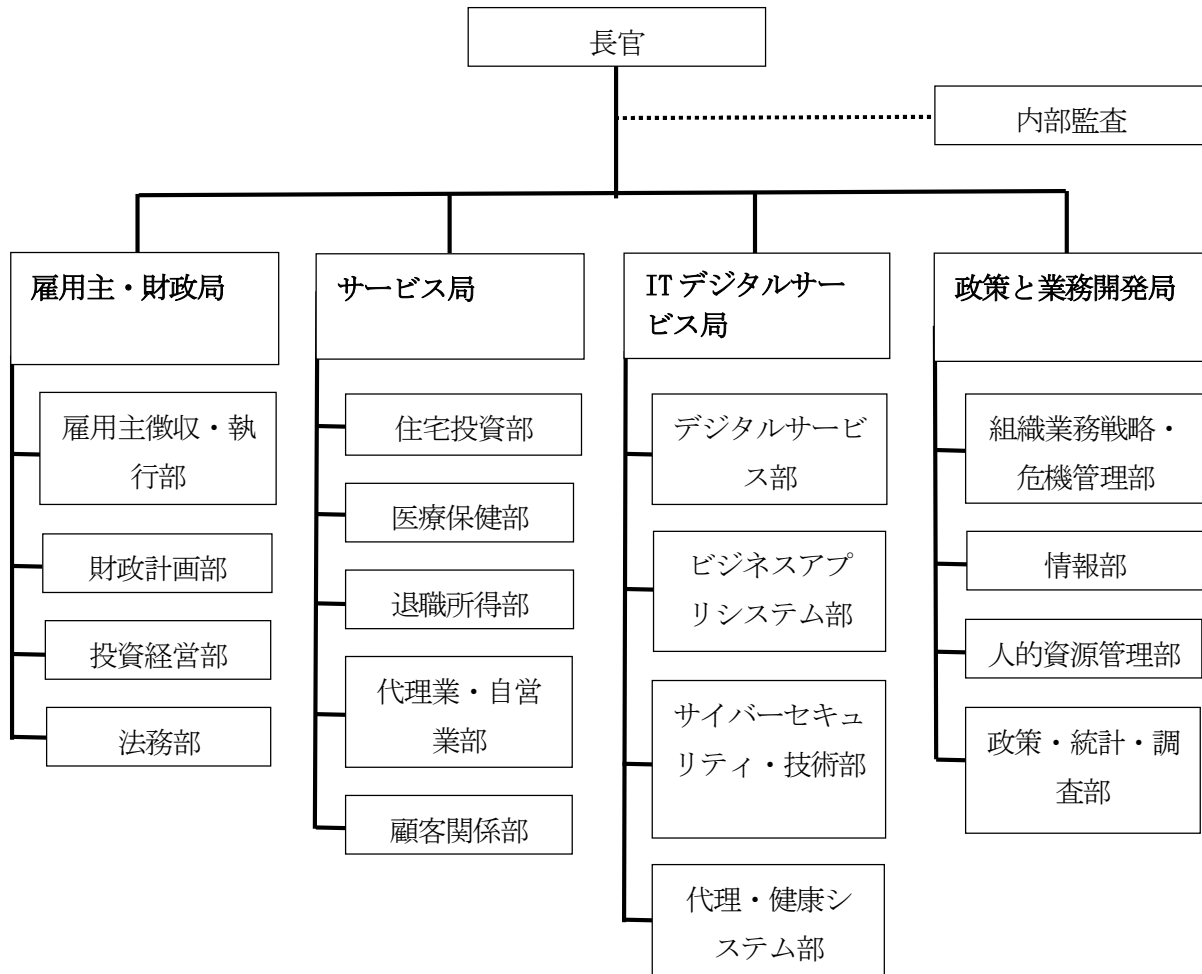
⁴⁵³ <https://www.cpf.gov.sg/Members/AboutUs/about-us-info/annual-report>

イ CPFの仕組みと拠出率

(ア) 所管組織

CPFを所管する中央積立基金庁は、人的資源省（Ministry of Manpower: MOM）の法定機関で、大統領に任命された議長、副議長及び13人の委員から成る委員会が構成され、その下に実際の運営を行う事務局を持つ⁴⁵⁴。

図表3 中央積立基金庁組織図



出典：中央積立基金庁ウェブサイト⁴⁵⁵

(イ) 対象者

CPFは全てのシンガポール国民及び永住権取得者で、国内で働く者が対象である。また、国民が外国船籍の船舶等に勤務する場合も対象となる。現在、これらの者のうち月収S\$500を超える被雇用者、月収S\$50を超える被雇用者を抱える雇用者⁴⁵⁶、及び年収S\$6,000を超える自営

⁴⁵⁴ 中央積立基金庁ウェブサイト <https://www.cpf.gov.sg/Members/AboutUs/about-us-info/board-members>

⁴⁵⁵ <https://www.cpf.gov.sg/Members/AboutUs/about-us-info/organisation-chart>

⁴⁵⁶ 中央積立基金庁ウェブサイト <https://www.cpf.gov.sg/Members/Schemes/schemes/other-matters/cpf-contribution-for-employees>

業者⁴⁵⁷にCPFの拠出義務がある。

(ウ) 拠出率 (Contribution and Allocation Rates)

制度発足当時は、雇用者と被雇用者がそれぞれ給与の5%ずつ、計10%を拠出するものであったが、拠出率は不況時に雇用者の負担を減らすため、雇用者拠出率を大幅に削減するなど、これまで社会情勢の変動に応じ、何度も見直されてきた⁴⁵⁸。

2016年1月からは、一般企業に勤める55歳以下の労働者の場合、雇用主が17%、被雇用者が20%と定められている。年齢や収入によって拠出率は異なり、高齢者の継続雇用を容易にするための措置として、56歳以上では拠出率が引き下げられている⁴⁵⁹。なお、56歳以上の拠出率は、定年の引き上げに伴い2021年以降10年程度かけて引き上げられる見込みである⁴⁶⁰。

図表4 CPF年齢別拠出率

年齢	拠出率			積立配分率		
	雇用主	被雇用者	計	普通口座	特別口座	メディセイブ
35歳以下	17%	20%	37%	0.6217	0.1621	0.2162
36歳以上45歳以下				0.5677	0.1891	0.2432
46歳以上50歳以下				0.5136	0.2162	0.2702
51歳以上55歳以下				0.4055	0.3108	0.2837
56歳以上60歳以下	13%	13%	26%	0.4616	0.1346	0.4038
60歳以上65歳以下	9%	7.5%	16.5%	0.2122	0.1515	0.6363
66歳以上	7.5%	5%	12.5%	0.08	0.08	0.84

出典：中央積立基金庁ウェブサイト⁴⁶¹（※赤枠内は退職口座へ積み立てられる）

公務員もCPFに加入する義務があるが、退職年金（一定の条件を満たした者が任意で加入できる）の支給対象であるか否かで拠出率は異なり、対象である場合、拠出率は軽減されている。自営業者については、後述する医療費の支払いに利用されるメディセイブ分を拠出する義務がある。

(エ) 利率

積立金には、普通口座には最低年利2.5%以上、特別口座及びメディセイブには4.0%以上の利

⁴⁵⁷ 中央積立基金庁ウェブサイト <https://www.cpf.gov.sg/Members/Schemes/schemes/self-employed-scheme/self-employed-matters>

⁴⁵⁸ シンガポール政府データベースウェブサイト https://data.gov.sg/dataset/contribution-rates-allocation-rates-and-applicable-wage-ceiling?resource_id=65db3d22-9b16-43a3-8d4b-a2133043a78b

⁴⁵⁹ 中央積立基金庁ウェブサイト <https://www.cpf.gov.sg/employers/employerguides/employer-guides/paying-cpf-contributions/cpf-contribution-and-allocation-rates>

⁴⁶⁰ 首相府ウェブサイト <https://www.pmo.gov.sg/Newsroom/National-Day-Rally-2019>

⁴⁶¹ 中央積立基金庁ウェブサイト https://www.cpf.gov.sg/Assets/employers/Documents/Table%2011_Pte%20and%20Npen_CPF%20Allocation%20Rates%20Jan%202016.pdf

子をつけることが法律で定められている⁴⁶²。なお、この積立金及び利子収入は積立段階、保有段階、支出段階のいずれにおいても非課税である。

ウ CPF口座の内訳

積立てられた拠出金は、加入者が55歳になれば、万一の場合に備え保留しなければならない金額を残して引き出すことが出来る。また、55歳以前でも、特定の利用目的に限っては引き出すことが許されており、利用目的にしたがって、拠出金は以下の四種類の口座に分けて積み立てられている。引き出し目的の多くは住宅購入であるが、株式の購入等の投資目的でも、政府の認可した対象であれば引出し可能となっている。なお、いずれも口座に残高を残して亡くなった場合は、家族が遺産として相続できる。

(ア) 普通口座 (Ordinary)

積立金のうち、例えば35歳以下の場合、その62.17%は普通口座に積立てられる。これは、住宅購入、政府が認可した対象への投資、保険、教育費及び両親のCPF口座に上乗せするために引き出すことが出来る。ただし、住宅購入や投資のために普通口座から支払った金額は、売却した時点で普通口座に戻す必要がある。

(イ) メディセイブ (Medisave (医療補助口座))

1984年に導入された医療費支払いのための強制貯蓄口座で、最低貯蓄枠の規定は撤廃されたが、医療基本枠 (The Basic Healthcare Sum) として65歳までにS\$63,000 (約504万円) の積立てが推奨されている⁴⁶³。35歳以下の場合、積立金のうち16.21%はメディセイブに積立てられる。メディセイブは、入院費や特定の外来診療費用に利用可能であるが、一般外来往診や一般外来処方箋には適用されない。

(ウ) 特別口座 (Special)

35歳以下の場合、積立金のうち21.62%は特別口座に積立てられる。定年後の収入減少に備えるための口座で、55歳までは引き出すことはできず、銀行の定期預金や国債等、安全かつ認可された商品のみ投資が可能だが、普通口座と同様、売却した時点で特別口座に戻す必要がある。

55歳に到達した時点で特別口座から資金を引き出すことが可能となるが、その際は、全額を引き出してその後の生活費が枯渇することを予防するため、CPF口座に退職後基本的な生活を維持するために必要と見なされる退職金貯蓄枠を残しておく必要がある。退職金貯蓄枠は毎年行う世帯支出調査を参考に変動するが、2021年現在の退職金貯蓄枠は後述のとおりS\$186,000 (約1,488万円) となっており、65歳からの年金給付に充てることができる。

⁴⁶² 中央積立基金庁ウェブサイト <https://www.cpf.gov.sg/Members/AboutUs/about-us-info/cpf-interest-rates>

⁴⁶³ 中央積立基金庁ウェブサイト <https://www.cpf.gov.sg/members/FAQ/schemes/healthcare/medisave/FAQDetails?category=Healthcare&group=MediSave&ajfaqid=2189349&folderid=12917#:~:text=If%20you%20have%20not%20turned,year%20you%20turn%20age%2065.>

(エ) 退職口座 (Retirement)

55歳時点で自動開設される年金給付に利用される口座。特別口座から、不足する場合は普通口座からも退職金貯蓄枠に達するまで貯蓄額を移転する。それでも足りない場合は、その後にCPFへの拠出や政府の給付があった場合、自動的に退職口座に割り振られる。

退職金貯蓄枠制度 (Retirement Sum Scheme) ⁴⁶⁴に基づき、まず標準退職貯蓄枠 (Full Retirement Sum) のS\$186,000 (約1,488万円) が退職口座に充当される。その後、持ち家があり、かつその賃貸期間が95歳までである場合は、本人の希望により基本退職貯蓄枠 (Basic Retirement Sum) としてS\$93,000 (約744万円) を残せば、残りの貯蓄を引き出すことができる。逆にさらに年金支給を増やしたい場合は、増額退職貯蓄枠 (Enhanced Retirement Sum) を選択することもできる。

それぞれの制度でもらえる月額年金額は、基本退職貯蓄枠でS\$770~S\$830 (約6万1,600円~6万6,400円)、標準退職貯蓄枠でS\$1,430~S\$1,530 (約11万4,400円~12万2,400円)、増額退職貯蓄枠でS\$2,080~S\$2,230 (約16万6,400円~17万8,400円) となっている。

(2) CPF 制度の補完制度

ア CPF LIFE (CPF Lifelong Income For The Elderly)

退職金貯蓄枠制度はあくまでも個々の貯蓄金に基づいていることから、長生きによって給付金がなくなる可能性がある。そのリスクを軽減するためCPF LIFEという、生きている限り毎月の支払が保証される年金保険制度が2009年に発足した⁴⁶⁵。

1958年以降生まれの国民及び永住権取得者は65歳に達する6カ月前に、CPF退職口座に最低S\$60,000 (約480万円) があれば自動加入となり、65歳から70歳の間スタンダード、エスカレート、基本 (ベーシック) の三つの保険プランの中から選ぶことができる。70歳になってもプランを選んでいない人は、自動的にスタンダード・プランに従って支給が開始される。

スタンダード・プランが標準的な年金プランで、まず退職口座内の全額が保険料として引かれた後、そこから毎月少しずつ給付される。保険料にも最低4%の利息が付き、支払った保険料と利息がなくなった場合は、他のCPF LIFE加入者が貯めた利息から給付される。エスカレート・プランを選んだ場合、最初の給付金は少ないが、毎年2%ずつ増加していく。基本プランは2015年に行った制度改正前のプランに基づいており、他の2つのプランと比べて給付金が低く、さらに徐々に減少していく。退職口座の10%から20%が保険料として引かれ、最初は退職口座から、その後は保険料から給付される。保険料がなくなった場合も少額の給付が亡くなるまで続く。

イ 医療保険

CPF口座の一つであるメディセイブで対応できない高額な医療費が必要になった時のために

⁴⁶⁴ 中央積立基金庁ウェブサイト

<https://www.cpf.gov.sg/Members/Schemes/schemes/retirement/retirement-sum-scheme>

⁴⁶⁵ 中央積立基金庁ウェブサイト <https://www.cpf.gov.sg/members/FAQ/schemes/Retirement/CPF-LIFE/FAQDetails?category=Retirement&group=CPF%20LIFE&folderid=11646&ajfaqid=9169465>

備える保険として後述するメディシールドライフや、さらにメディシールドライフを補完する民間の医療保険も多数ある。CPF加入者は保険料を自分のCPFメディセイブ口座から支払うことが出来る。

ウ 扶養家族保護制度 (Dependents' Protection Scheme: DPS)

CPF加入者が扶養家族保護制度に加入し、60歳以前に死亡又は心身に障害を持つこととなった場合、家族又は本人に最高S\$46,000を支給するもので、加入は任意である。掛け金は、年間S\$36～S\$260である⁴⁶⁶。

エ 住宅保護制度 (Home Protection Scheme)

CPFを使って公共住宅のローンを返済している全ての人に加入義務がある。購入した住宅のローンを完済するまでに加入者が死亡又は心身に障害を持つこととなった場合、残りのローンに当てられることになる。なお、保障期間はローンを払い終わるか、65歳までとなる⁴⁶⁷。

4 シンガポールの医療保障制度

(1) 医療保障制度の概要

政府は、メディセイブやそれを補完するメディシールドライフといった医療保障制度を整備しているが、保障内容や保障金額には様々な制限があり、日本の国民皆保険制度とは大きく異なるものとなっている。このようにシンガポールでは、独自の医療保障制度により、総じて医療費における政府負担を抑えていると言える。

(2) 各種医療保障制度

ア メディセイブ

既述のとおり、メディセイブは医療費支払いのための強制貯蓄の口座で、入院費や特定の外来診療費用などの医療費用のために引き出すことが出来る。具体的には、糖尿病や高血圧、脳卒中といった慢性疾患や予防接種、MRIスキャン、CTスキャン、透析治療、放射線治療、化学療法などの外来診療への適用が可能となっている。一方で、一般外来診療や外来処方箋は対象外となっている。

メディセイブの利点としては、積立金に対して4%以上の高い利息が付されることが法律で定められていること⁴⁶⁸及び積立金の家族への適用が可能な点にあると言える。

イ メディシールドライフとそれを補完する民間の医療保険

メディシールドライフ (Medishield life) は、メディセイブを補完する自動加入の医療保険

⁴⁶⁶ 中央積立基金庁ウェブサイト <https://www.cpf.gov.sg/Members/Schemes/schemes/other-matters/dependants-protection-scheme>

⁴⁶⁷ 中央積立基金庁ウェブサイト <https://www.cpf.gov.sg/Members/Schemes/schemes/housing/home-protection-scheme>

⁴⁶⁸ 中央積立基金庁ウェブサイト <https://www.cpf.gov.sg/Assets/members/Documents/MARates2016.pdf>

制度である⁴⁶⁹。中央積立基金庁が運営する公的医療保険で、公立病院における入院治療や高額検査、一部の外来診療に適用でき、保険料はメディセイブ口座から支払うことができる。

ただし、メディシールドライフは公立病院の大部屋で入院した場合の金額で積算されるため、公立病院の個室に入院したり、私立病院で受診や入院をしたりする場合は、支払われる保険金だけで賄うことができない。そのため、メディシールドライフに追加して、政府が認定した民間の医療保険に任意で加入することができる⁴⁷⁰。そのうち、統合シールドプラン（Integrated Shield Plan）はメディシールドライフと追加的保険が統合されているため、メディシールドライフに加入する必要がなく、民間保険会社が加入者の代わりにメディシールドライフ部分の保険料を政府に払うこととなる。

ウ メディファンド

生活困窮者に対する医療費補助を目的とした基金で、セーフティーネットとしての位置づけである。公立病院の医療費の支払いにおける補助で、メディセイブを使用しても不足する場合のみに適用される。

(3) シンガポールの病院

ア 公立病院

公立病院は2017年からNational Health Group（NHG）、Singapore Health Services（Sing Health）、National University Health System（NUHS）の3グループがそれぞれ中部、東部、西部を担当している。一般外来診療の多くは、公立病院若しくは系列の診療所（クリニック）で行われている。

イ 民間病院

シンガポールを代表する民間病院のParkway Hospitals Singaporeは、アジア各国に病院チェーンを展開している高度な医療サービスを提供するグループで、シンガポールにはMount Elizabeth Hospital、Mount Elizabeth Novena Hospital、Gleneagles Hospital、Parkway East Hospitalの4総合病院がある。これらの病院では、医師が病院内の部屋を借りて開業する形態をとり、病院側は開業医に対して、レントゲンや手術室、病棟使用の契約を結ぶ形となっている。また、株式会社の形態を採っているため、世界中から資金の調達が可能であり、患者のニーズに合わせた質の高い医療を提供し、医療ツーリズムを一つの産業と考える政府の官民を挙げた取組により、世界中から多数の患者を集めることに成功している。

(4) パイオニア世代パッケージ⁴⁷¹

⁴⁶⁹ 保健省ウェブサイト <https://www.moh.gov.sg/cost-financing/healthcare-schemes-subsidies/medishield-life>

⁴⁷⁰ 保健省ウェブサイト <https://www.moh.gov.sg/cost-financing/healthcare-schemes-subsidies/medishield-life/about-integrated-shield-plans>

⁴⁷¹ パイオニア世代用ウェブサイト <https://www.pioneers.gov.sg/en-sg/Pages/Overview.aspx>

2014年より政府は、シンガポールがマレーシアから独立した1965年に16歳以上だった国民（1949年以前生まれ）をシンガポール建国に大きく貢献した「パイオニア世代」と位置付け、彼らの努力に報いることを目的として「パイオニア世代パッケージ」と銘打った各種支援策を実施することを発表した。この支援の主な目的はパイオニア世代に対する医療制度の厚遇化である。

ア 外来患者に対する補助

外来患者に対する医療費や医薬品に対する基本補助に加算しての半額補助や歯科治療への補助、中度から重度の身体障害者に対する年S\$1,200（約9万6,000円）の支援金の支給等。

イ 医療保険料の補助とメディセイブ積立金の支給

メディシールドライフが課す保険料の40～60%を補助金として助成し、また、メディセイブの積立金として年齢区分に応じて年S\$200～S\$800（約1万6,000円～6万4,000円）を支給。

ウ 介護保険料の補助

後述するシンガポールの介護保険制度であるケアシールド・ライフが2021年以降利用できるようになった時点で、S\$1,500（約12万円）を加算。

(5) ムルデカ世代パッケージ

「パイオニア世代」への支援に引き続き、政府は2019年より、1965年のシンガポール独立時に6～15歳だった約50万人の1950～1959年生まれの人々をムルデカ（Merdeka、マレー語で独立の意味）世代として、下記のような各種支援施策を行うこととした⁴⁷²。

ア PAssionシルバーカードへの入金補助

公共交通機関等で電子マネーとして利用できる人民協会が発行するPAssionカードの高齢者用に対してS\$100（約8,000円）を入金。

イ メディセイブ積立金の支給

メディセイブの積立金として2019～2023年にかけて毎年S\$200（約1万6,000円）を支給。

ウ 外来患者に対する補助

第一次医療機関等の外来患者に対する医療費や医薬品、歯科治療への補助。政府系診療所で補助金対象の診察を受けたり、医薬品を購入したりする際の最終的な個人負担額から25%を控除する。また、CHASという地域健康アシスト事業を利用できる民間診療所で風邪や咳などの一般疾患の診察を受けた場合は最大23.5%、高血圧のような慢性症状の診察に対しては最大85%の控除が受けられる。

エ 介護保険料の補助

後述するケアシールド・ライフへの加入でS\$4,000（約32万円）を加算。

⁴⁷² ムルデカ世代用ウェブサイト <https://www.merdeka.sg/en/benefits>

オ 医療保険料の補助

メディシールドライブが課す保険料の5%を補助金として助成。75歳以降は10%に増額。

5 各種福祉施策

(1) 高齢者

ア アクションプラン

高齢社会への急速な移行が予想されるシンガポールでは、高齢化に関する関係省庁連絡会議(MCA)を2007年に設立した。首相府の大臣が議長をつとめ、関係省庁の大臣クラスがメンバーとなり、社会・家族開発省が事務局を担っている。

近年の高齢者福祉政策の中で、特に力を入れているのが「家族互助」及び「地域互助」であり、関係省庁連絡会議が2016年2月に公表したアクションプランの中で、高齢者政策について“successfully ageing”という方針を発表した⁴⁷³。この方針の中で政府は最終目標として①Opportunities for all ages (全ての世代に機会の提供を)、②Kampong⁴⁷⁴ for all ages (あらゆる世代が助け合うコミュニティの創出)、③City for all ages (誰もが住みよい街へ)、という3つを掲げている。

この目標を実現すべく、高齢者が出来る限り地域社会において健康で、活動的に、安全に生活できるような施策を充実させながら、介護が本当に必要な状態となった場合には、身近で、手の届く程度の負担で利用できる質の高い介護を提供できるようにすることを目指している。

(ア) Opportunities for all ages

全ての世代に機会を提供する取組として、①再就職年齢を65歳から67歳へ引き上げ、②健康診断や健康に対する意識を高めるため40歳以上の労働者を対象とした職場健康プログラムを実施する、③高齢者向け生涯教育支援としてナショナル・シルバー・アカデミーを開設する、④高齢者の知識と経験を活かすためシニアボランティアをさらに5万人増加させることなどが挙げられている⁴⁷⁵。

なお、①の再就職年齢引き上げについては2017年に実施済みであるが、2019年8月に行われた独立記念集会において、首相が退職年齢を現在の62歳から2022年に63歳に、2030年までに65歳まで引き上げ、再就職年齢についても、現在の67歳から2022年に68歳に、2030年までに70歳まで引き上げることを表明している⁴⁷⁶。

(イ) Kampong for all ages

あらゆる世代が助け合うコミュニティ創出の取組として、①公共住宅に高齢者活動センター(Senior Activity Centre)を設置して低所得高齢者のニーズに応じて支援する、②約50の地域

⁴⁷³ 保健省ウェブサイト <https://www.moh.gov.sg/ifeelyoungsg/about/what-is-the-action-plan-about>

⁴⁷⁴ マレー語で「村」の意

⁴⁷⁵ 保健省“アクションプラン”(2016年) p.30-51

<https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider3/action-plan/action-plan.pdf>

⁴⁷⁶ 首相府ウェブサイト <https://www.pmo.gov.sg/Newsroom/National-Day-Rally-2019>

で家庭訪問プログラムを実施し、高齢者の社会からの孤立防止する、③世代間交流を促進するため、高齢者施設と保育施設の複合施設を新設することなどが挙げられている⁴⁷⁷。

(ウ) City for all ages

誰もが住みよい街に関する取組として、①2020年までにコミュニティ病院⁴⁷⁸のベッド数を2015年から2020年までの間に2倍に増設する、②介護付き老人ホームの受入れ能力を50%拡大する、③制限速度時速40km以下の道路であるシルバーゾーンを35か所新設する、④歩道橋を利用するためのリフトを41か所増設することなどが挙げられている⁴⁷⁹。

イ 介護保険制度

シンガポールの介護保険制度は、規定された6つの日常生活上の行為⁴⁸⁰のうち3つ以上ができなくなった者に対する定額の現金給付である。

2002年に最初に創設された介護保険制度であるエルダー・シールドは、40歳を超えた時点で一旦加入が義務付けられるが辞退可能であり、保障金額は加入時期によるが月S\$300（約24,000円）を最大5年間又は月S\$400（約3万2,000円）を最大6年間であった。

その後、2007年に制度改革が行われ、基本サービス保険であるエルダー・シールドに加えて、政府が承認した3つの保険会社が提供するエルダー・シールド・サプリメントに追加加入することで、より広い保障が得られるようになった⁴⁸¹。

2020年10月からは、保証金額・期間が手厚くなった強制加入のケアシールド・ライフ（CareShield Life）に年齢に応じて順次移行している⁴⁸²。運用主体が民間保険会社から政府に変わり、例えば、1980年生まれのシンガポール国民が月額給与S\$2,601（約20万8000円）以上で公共住宅居住だった場合、2020年時点でS\$18.75（約1,500円）、2025年時点でS\$27.16（約2,173円）の月額保険料を支払うと、対象状態にある限り月S\$600（約4万8,000円、毎年2%ずつ上げる予定）が支払われる制度に拡充された。

ウ 家族との同居推進政策

高齢者の家族間によるケアを維持するため、政府は多世代の同居を推奨しており、同居世帯には所得税控除などのインセンティブを付与している。介護施設と保育園を公共住宅付近に設立し、子どもが成人して結婚後に新居として公共住宅を親の住居の近くに購入する際には、政府が補助金を支給している。

⁴⁷⁷ 保健省 “アクションプラン”（2016年）p.52-61

<https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider3/action-plan/action-plan.pdf>

⁴⁷⁸ 総合病院での入院治療を必要としないが、退院後も継続的な治療とリハビリが必要な患者に医療サービスを提供する病院

⁴⁷⁹ 保健省 “アクションプラン”（2016年）p.62-79

<https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider3/action-plan/action-plan.pdf>

⁴⁸⁰ 風呂やシャワー、着替え、食事、トイレ、移動、ベッド起き上がりの6つ

⁴⁸¹ ヘルスハブウェブサイト <https://www.healthhub.sg/a-z/costs-and-financing/8/eldersshield>

⁴⁸² ケアシールド・ライフウェブサイト <https://www.careshieldlife.gov.sg/home.html>

(2) 少子化対策

ア 婚活支援

婚活支援プログラムは、社会・家族開発省の家族開発部家族サービス課の1係である社会開発ネットワーク(Social Development Network: SDN)が提供しており、社会開発ネットワークのウェブサイトでは、出会いの場である夕食会やダンスパーティなど様々なデートイベントの告知に加え、デートマニュアルなども公開している⁴⁸³。社会開発ネットワークへの登録は無料だが、イベント参加は有料で、登録後は他の登録者とチャットをすることができる。民間の結婚紹介所が登録者向けのイベントを企画する際は、上限S\$50,000(約400万円)が補助される。

別の政府機関である結婚登録局(Registry of Marriages: ROM)では、結婚準備のためのプログラムに参加したカップルにS\$70(約5,600円)が補助される⁴⁸⁴。

イ 住宅支援

国民の9割が住む公共住宅の申込みの際に結婚を促進するインセンティブが盛り込まれているほか、16歳以下の子どもを持つ家庭も優先的に申し込むことのできる権利が与えられている(Parenthood Priority Scheme: PPS)。親の住宅に隣接した住宅を既婚子女に優先的に割り当て、保育支援を推奨する制度等もある(Married Child Priority Scheme: MCPS)。費用面においても、初回購入者に対してはその収入に応じS\$5,000~S\$80,000(約40万~640万円)の補助金を政府が支給している⁴⁸⁵。

ウ 出産支援

出産前の医療費をメディセイブから最大S\$900(約7万2,000円)引き出し可能な制度や、子どもがいない夫婦に対して不妊治療に係る助成金制度(上限6回)を設けている⁴⁸⁶。

エ 保育・養育支援

2001年に2人目以降の子どもが生まれた家庭に対する補助金として支給が始まったベビーボーナスには現在、2015年1月1日以降に生まれた子どもに対するベビーボーナス現金支給とベビーボーナス子ども育成口座がある。前者は出生順位に応じて現金を支給する制度で、後者は子どものために開設した口座(Child Development Account: CDA)に親が預金した額と同額が一定額を上限として振り込まれる制度で、政府が認定した幼稚園や病院等の教育費や医療費に活用することができる⁴⁸⁷。この口座は、以前は子どもが6歳になるまでしか利用できなかった

⁴⁸³ 社会開発ネットワークウェブサイト <https://www.sdn.sg/pages/home.aspx>

⁴⁸⁴ 結婚登録局ウェブサイト https://www.rom.gov.sg/resources/rom_marrProgram.asp

⁴⁸⁵ 住宅開発庁ウェブサイト <https://www.hdb.gov.sg/cs/infoweb/residential/buying-a-flat/new/eligibility/priority-schemes>

⁴⁸⁶ 保健省ウェブサイト <https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/more-support-for-childhood-preventive-healthcare-and-fertility-treatments>

⁴⁸⁷ 社会・家族開発省ウェブサイト https://www.babybonus.msf.gov.sg/parent/web/about?_afLoop=45835499568878685&_afWindowMode=0&_afWindowId=null#%40%3F_afWindowId%3Dnull%26_afLoop%3D45835499568878685%26_afWindowMode%3D0%26_adf.ctrl-state%3Ddkaictv5a_4

が、2013年1月からは子どもが12歳になるまで利用できるよう制度が見直された⁴⁸⁸。

図表5 ベビーボーナス支給額（2020年現在）

支払スケジュール	第1子、第2子	第3子以降
出生登録後かベビーボーナス加入後	S\$3,000	S\$4,000
生後6か月	S\$1,500	S\$2,000
生後12か月	S\$1,500	S\$2,000
生後15か月	S\$1,000	S\$1,000
生後18か月	S\$1,000	S\$1,000
支払額合計	S\$8,000	S\$10,000

出典:ベビーボーナスウェブサイト⁴⁸⁹

オ 税金控除

内国歳入庁（Inland Revenue Authority of Singapore: IRAS）に申告した場合、下記の控除が適用される。

(ア) 扶養子ども控除（Qualifying Child Relief）

16歳未満若しくは大学等に在籍しているシンガポール国籍の子どもを持つ父親又は母親のいずれかに対して、子ども1人につきS\$4,000が所得から控除される⁴⁹⁰。

(イ) 就業母親子ども控除

ワーキングマザーに対して、第1子に対して収入の15%、第2子には収入の20%、第3子以降では収入の25%が所得から控除される⁴⁹¹。

(ウ) 祖父母控除

12歳以下のシンガポール国籍の子どもを持つワーキングマザーに対して、就業している女性が子どもの保育を祖父母に頼んだ場合にS\$3,000が所得から控除される⁴⁹²。

(エ) 外国人メイド控除

既婚者又は子どもを持つ女性が外国人メイドを雇用した場合、一定額が所得から控除される⁴⁹³。

⁴⁸⁸ 社会・家族開発省ウェブサイト <https://www.msf.gov.sg/media-room/Pages/Child-Development-Account-Extended-by-6-Years-to-Better-Support-Needs-of-Children.aspx>

⁴⁸⁹ <https://va.ecitizen.gov.sg/cfp/customerpages/msf/bb/explorefaq.aspx>

⁴⁹⁰ 内国歳入庁ウェブサイト <https://www.iras.gov.sg/IRASHome/Individuals/Locals/Working-Out-Your-Taxes/Deductions-for-Individuals/Qualifying-Child-Relief-QCR-/Handicapped-Child-Relief-HCR/>

⁴⁹¹ 内国歳入庁ウェブサイト <https://www.iras.gov.sg/irashome/Individuals/Locals/Working-Out-Your-Taxes/Deductions-for-Individuals/Working-Mother-s-Child-Relief-WMCR/>

⁴⁹² 内国歳入庁ウェブサイト [https://www.iras.gov.sg/irashome/Individuals/Locals/Working-Out-Your-Taxes/Deductions-for-Individuals/Grandparent-Caregiver-Relief/#:~:text=the%20qualifying%20conditions,Amount%20of%20Grandparent%20Caregiver%20Relief%20\(GCR\),or%20grandparent%2Din%2Dlaw.&text=Your%20parents%20are%20looking%20after,you%20can%20claim%20is%20%243%2C000.](https://www.iras.gov.sg/irashome/Individuals/Locals/Working-Out-Your-Taxes/Deductions-for-Individuals/Grandparent-Caregiver-Relief/#:~:text=the%20qualifying%20conditions,Amount%20of%20Grandparent%20Caregiver%20Relief%20(GCR),or%20grandparent%2Din%2Dlaw.&text=Your%20parents%20are%20looking%20after,you%20can%20claim%20is%20%243%2C000.)

⁴⁹³ 内国歳入庁ウェブサイト <https://www.iras.gov.sg/irashome/Individuals/Locals/Working-Out-Your-Taxes/Deductions-for-Individuals-Reliefs-Expenses-Donations/>

カ ワーク・ライフ・ハーモニー支援

出産休業（16週間の有給休暇）や父親育児休業（出生から16週間以内に、連続して2週間の有給休暇）、乳児保育休暇（2歳以下の子どもを有する場合、年間6日の無給休暇）、養子休業（12カ月以内の新生児を養子にした場合、12週間の有給休暇）等が設けられている。2017年からは、親としての責任を夫婦間でシェアするため、女性に与えられている16週間の出産休業のうち、4週間までを夫婦でシェアすることが可能になった⁴⁹⁴。

また、ワークライフバランスの基準を導入する企業や柔軟な勤務形態を導入する企業へ助成が行われている。

キ 乳児、保育園児補助金（Government Subsidies for Infant Care and Child Care）

生後2カ月から6歳までを対象とした保育園入園費用の補助金制度で、政府の認可を受けた保育園に入園する場合に適応される。申請者の雇用状況と託児時間等によってS\$150からS\$600の基本補助金と、低所得世帯に追加的補助金が支給される⁴⁹⁵。例えば乳児（満2カ月から1歳半未満）を保育園に入園させる場合は最低S\$600、幼児（1歳半～7歳未満）を保育園に入園させる場合は最低S\$300が、それぞれ働いている母親に対して毎月支給される⁴⁹⁶。

なお、児童保育園の定員については、2012年から2020年にかけて50%増加させ180,000人まで増やしており⁴⁹⁷、未就学児が政府系保育園に入園できる割合を、現在の50%から2025年ごろまでに80%まで拡大する予定である⁴⁹⁸。

ク 幼稚園費用補助金（Kindergarten Fee Assistance Scheme: KiFAS）

低・中所得世帯の子どもが幼稚園に通うための補助金制度で、公立幼稚園に通う子どもがいる1カ月あたりの家計収入がS\$12,000以下か1人あたりの総収入がS\$3,000以下の世帯に、家計収入や扶養家族の数に応じてS\$21からS\$170の入園補助金が支給される⁴⁹⁹。

（3）家庭関係

ア 両親扶養法（The Maintenance of Parents Act (chapter 167B)）

1995年に制定され、60歳以上の自活できない両親の扶養をその子どもに義務付けるものである。さらに1996年6月には、子どもに対し扶養の強制を図る裁定機関として「家族扶養裁判所」が設置された。子どもが高齢の両親を扶養する能力があるにもかかわらず扶養しない場合、

⁴⁹⁴ メイドフォーファミリーウェブサイト <https://www.madeforfamilies.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/comprehensive-support-infographic.pdf>

⁴⁹⁵ 子ども開発庁ウェブサイト <https://www.ecda.gov.sg/Pages/Subsidies-and-Financial-Assistance.aspx>

⁴⁹⁶ メイドフォーファミリーウェブサイト <https://www.madeforfamilies.gov.sg/raising-families/subsidies-for-preschool>

⁴⁹⁷ 子ども開発庁ウェブサイト <https://www.ecda.gov.sg/PressReleases/Pages/Enhanced-support-for-preschool-operators-and-families.aspx>

⁴⁹⁸ 子ども開発庁ウェブサイト <https://www.ecda.gov.sg/PressReleases/Pages/More-Families-to-Benefit-from-Lower-Fee-Caps-at-324-Childcare-Centres-Appointed-as-Partner-Operators.aspx>

⁴⁹⁹ 子ども開発庁ウェブサイト <https://www.ecda.gov.sg/Pages/Subsidies-and-Financial-Assistance.aspx>

両親の申し立てにより同裁判所が扶養にかかる審議を行う。裁判所が扶養可能と判断した場合、裁判所の命令として扶養の義務を負うことになる⁵⁰⁰。

イ ファミリー・サービス・センター (Family Service Centres)

家庭に対して様々なサービスを提供する機関として1991年に導入された地域社会レベルの施設である。子どもから高齢者まで、それぞれの年代に向けた各種プログラムや、ソーシャルワーカーによるカウンセリングなどを実施している。社会・家族開発省、国家社会福祉審議会、共同基金及び公営賭博管理庁の支援を受け、社会福祉機関 (SSA) によって運営されている。2013年7月より社会・家族開発省が監督庁となっている。2020年9月現在、全国で47施設がある⁵⁰¹。

(4) 青少年保護 (児童虐待対策を含む)

ア 学童保育センター (Student Care Centres: SCCs)

子ども達の両親の多くは共働きであり、学校が終わると子どもは家庭や学校の目の届かないところにいることになる。そのため、この時間帯に学齢期の子ども (7歳から14歳) を預かり、宿題や遊びを監督したり、レクリエーション活動を提供したりする施設として、2019年現在全国で423か所以上が設置されている⁵⁰²。

なお、社会・家族開発省は、両親がともに月56時間以上働き、1カ月あたりの総家計収入がS\$4,500以下又は1人あたりの総収入がS\$1,125以下の家庭に対し、家計収入や扶養家族の数に応じて補助金が支給する制度 (Student Care Fee Assistance: SCFA) を設けており、また、子ども1人につき1回限り制服や保険等の支払いとして使えるS\$400 (約3万2,000円) の補助も用意されている⁵⁰³。

イ 児童虐待対策等

社会・家族開発省が中心となり、警察やボランティア団体等と連携を取りながら、児童や青少年を虐待から守る努力をしている。また、里親制度 (Fostering Scheme) ⁵⁰⁴や、慈善団体によって運営される子どもの家 (Children's Homes) ⁵⁰⁵により、保護者の病気、虐待や育児放棄

⁵⁰⁰ 社会・家族開発省ウェブサイト [https://www.msf.gov.sg/policies/Helping-the-Needy-and-Vulnerable/Supporting-Vulnerable-Elderly/Seeking-Maintenance-from-Children/Pages/The-Maintenance-of-Parents-Act.aspx#:~:text=The%20Maintenance%20of%20Parents%20Act%20\(Cap%20167B\)%20provides%20elderly%20or,but%20are%20not%20doing%20so.](https://www.msf.gov.sg/policies/Helping-the-Needy-and-Vulnerable/Supporting-Vulnerable-Elderly/Seeking-Maintenance-from-Children/Pages/The-Maintenance-of-Parents-Act.aspx#:~:text=The%20Maintenance%20of%20Parents%20Act%20(Cap%20167B)%20provides%20elderly%20or,but%20are%20not%20doing%20so.)

⁵⁰¹ 社会・家族開発省ウェブサイト <https://www.msf.gov.sg/policies/Strong-and-Stable-Families/Supporting-Families/Pages/Family-Service-Centres.aspx>

⁵⁰² 社会・家族開発省ウェブサイト <https://www.msf.gov.sg/research-and-data/Research-and-Statistics/Pages/Family-Services-Statistics-on-Student-Care-Centres.aspx>

⁵⁰³ 社会・家族開発省ウェブサイト <https://www.msf.gov.sg/Comcare/Pages/ComCare-Student-Care-Subsidies.aspx>

⁵⁰⁴ 社会・家族開発省ウェブサイト <https://www.msf.gov.sg/Fostering/Pages/About-the-Fostering-Scheme.aspx>

⁵⁰⁵ 社会・家族開発省ウェブサイト <https://www.msf.gov.sg/policies/Strong-and-Stable-Families/Nurturing-and-Protecting-the-Young/Child-Protection-Welfare/Pages/Children-and-Young-Persons-Homes.aspx>

等により養育に欠ける子どもの保護を図っている。

なお、里親へは子ども一人あたり、月S\$936（約7万4,880円）、特別なサポートが必要な子どもの場合は月S\$1,114（約8万9,120円）を支給しており、2019年6月現在、成立数は510組となっている⁵⁰⁶。

(5) 低所得者・生活困窮者

ア コムケア・スキーム

低所得者・生活困窮者への主要政策としてコムケア・スキーム（ComCare Schemes）が挙げられる。対象は世帯収入が月額S\$1,900（約15万2,000円）以下又は世帯一人あたり収入がS\$650（約5万2,000円）以下の世帯となっている⁵⁰⁷。

コムケア・スキームに基づく支援は、2005年に政府からのS\$2.5億（約200億円）の資金により創設されたコムケア・ファンド（Community Care Endowment Fund（“ComCare Fund”））によって支給されている。その後も政府からの支出により積み増し、2020年3月現在で積立金は約S\$19億（約1,520億円）となっている⁵⁰⁸。

(ア) 長期支援（ComCare Long Term Assistance）

高齢や病気などの理由で働くことができない者、子どもたちから援助を受けられない者などを対象とした長期的に援助を実施する制度で、家族規模に応じて月額S\$600（単身者）～S\$1,750（4人家族以上）（約48,000円～14万円）の現金を給付する。子どもがいる家庭には子ども一人につき、さらに追加でS\$150（約12,000円）が支給されるほか、無料の医療サービスが受けられ、教育費も補助される。また、大人のおむつや栄養補助食品の購入等に対しても補助がある。対象者は2019年度時点で4,156世帯と4,373個人で、支出額はS\$2,590万（約21億円）となっている⁵⁰⁹。

(イ) 短期中期支援（Short-To-Medium Term Assistance）

一時的に働くことができない者や子どもや高齢者などの身のまわりの家族を世話しなければならない者に対して支援を実施する短期から中期的な援助制度で、医療費の補助に加え、公共料金や家計に最低限必要な額の月額も補助する。このほか、受給者の就職や職業訓練に対する支援も実施する。対象者は2019年度時点で28,807世帯と64,380個人で、支出額はS\$1億293万（約82億円）となっている⁵¹⁰。

(ウ) 緊急財政支援（Interim Assistance）

⁵⁰⁶ 社会・家族開発省ウェブサイト <https://www.msf.gov.sg/media-room/Pages/Number-of-children-in-foster-care-and-number-of-registered-foster-parents-in-the-last-three-years.aspx>

⁵⁰⁷ 社会・家族開発省ウェブサイト <https://www.msf.gov.sg/Comcare/Pages/Public-Assistance.aspx>

⁵⁰⁸ コムケア・スキーム年次報告書（2019年度）p.5

<https://www.msf.gov.sg/publications/Documents/FY19%20ComCare%20Annual%20Report.pdf>

⁵⁰⁹ コムケア・スキーム年次報告書（2019年度）p.5

<https://www.msf.gov.sg/publications/Documents/FY19%20ComCare%20Annual%20Report.pdf>

⁵¹⁰ コムケア・スキーム年次報告書（2019年度）p.5

<https://www.msf.gov.sg/publications/Documents/FY19%20ComCare%20Annual%20Report.pdf>

3カ月以内に緊急かつ迅速な支援が必要な者を対象とする財政的援助制度で、現金やバウチャーを支給するほか、食糧の配給も支援メニューに含まれることが特徴となっている。

イ その他の施策

(ア) 持ち家プラス教育事業 (Home Ownership Plus Education Scheme: HOPE)

低所得家庭の収入を子どもの教育に集中させることにより、貧困の連鎖から脱却させることを目指す制度で2004年1月から導入されている。1カ月あたりの総家計収入がS\$1,700(約13万6,000円)以下の家庭かつ、家庭内に子どもが最低1人、子どもの母親が18歳から35歳までの家庭が対象で、この制度が適用される家庭は、教育費の補助(就学前教育～大学まで)、住宅ローン補助金、親のスキルアップのための補助金等の受給が可能となっている⁵¹¹。

(イ) 地域健康アシスト事業 (Community Health Assist Scheme: CHAS)

一般疾病通院費、特定の歯科治療費、基礎健康診断費の控除を受けることができる制度で、国民全員が対象だが、世帯月収及び住宅の年間評価額によって、控除額が変わる⁵¹²。2020年11月時点では国内の1,893か所の民間医療施設で利用可能となっている⁵¹³。

(ウ) 福祉の家 (Welfare Homes)

困窮者法のもと、生活貧困者のケア、受入、リハビリのために設置された「福祉の家」が国内に10カ所程度ある。これらの施設は社会福祉機関が運営し、困窮者法の条項を満たせば福祉施設へ入ることとされており、2018年には1,197人(男性958人、女性239人)が入居中である⁵¹⁴。

(6) 障害者

障害者がポテンシャルを最大限発揮できるような社会の形成、障害者のさらなる雇用の拡充、社会に必要不可欠な人材として社会参加を可能にするような思いやりのある共生社会の形成等を目的として、政府はこれまで、第1次マスタープラン(1st enabling masterplan)、第2次マスタープランを通じて、国内の公共交通機関等物理的な面を障害者が利用しやすいものにし、早期の障害者支援、教育、住宅設備や成人ケアの分野においても見直しを行ってきた。

2016年に策定した第3次マスタープランでは、2017年以降の5年間で社会的な受け入れ態勢の強化、障害者理解の促進、雇用機会を増やすことに焦点を置くという政府の方針が示されている。第3次マスタープランの内容は以下のとおり大きく4つに分けられる。

ア 障害者の生活の質の向上

必要なサポートは人それぞれ異なり、また、ライフステージによって変化していくため、ラ

⁵¹¹ 社会・家族開発省ウェブサイト <https://www.msf.gov.sg/assistance/Pages/Home-Ownership-Plus-Education-HOPE-Scheme.aspx>

⁵¹² 地域健康アシスト事業ウェブサイト <https://www.chas.sg/content.aspx?id=303>

⁵¹³ 地域健康アシスト事業ウェブサイト https://www.chas.sg/clinic_locator.aspx?id=90

⁵¹⁴ 社会・家族開発省ウェブサイト <https://www.msf.gov.sg/research-and-data/Research-and-Statistics/Pages/Residents-in-Government-Welfare-Homes.aspx>

イフステージに応じた様々なニーズに応える。教育においては、障害のある子どもも義務教育を受けられるようにするなど、より質の高い教育機会を提供するほか、雇用機会を改善するような体制を整備することとしている⁵¹⁵。

イ 介護者へのサポート体制の強化

介護者は、障害者を社会とつなぐためのキーパーソンであるため、介護者がより効果的に障害者ケアを出来るよう支援し、障害者がより良いケアを受けられるよう支援していく⁵¹⁶。

ウ コミュニティの形成

障害者に対してより良いサポートを提供することを目的に、コミュニティにおいて障害者をサポートするためのボランティアを集め、サービスの質を高めるために介護者の能力を向上させる。また、障害者サービスを促進し、より良いコーディネートが可能にするために関連データを収集するとともに、それを障害者のニーズに応えるための技術革新に活用する⁵¹⁷。

エ 共生社会の形成

障害者自身が社会の一員であると感じられるよう支援し、社会参加を促すとともに、健常者が障害者と積極的に関わる姿勢を持ち、彼ら彼女らと関わるための知識を持つ⁵¹⁸。

6 今後の課題

シンガポールの“自助”を前提とした福祉・社会保障政策はこれまでのところ、うまく機能していると言える。しかし、社会を取り巻く環境の変化により、今後は、適宜修正を加えていくことが必要となってくるものと考えられる。特に問題となるのは、第一に少子化・高齢化社会への対応である。2019年の合計特殊出生率は1.14であり、2年連続で過去最低を記録している⁵¹⁹。一方、65歳以上人口の全人口に占める割合は2000年の7.2%から2019年は14.4%と7.2ポイント増加している⁵²⁰。また、社会・家族開発省によると、2030年には65歳以上の人口が国民の4人に1人である90万人となる見込みで⁵²¹、少子化・高齢化対策は政府の最重要課題の一つに位置づけられている。

第二に国民の所得格差の問題である。国民の生活レベルが向上するにつれ、所得格差が拡大し、

⁵¹⁵ 第3次マスタープラン p.30-69 https://www.ncss.gov.sg/NCSS/media/NCSS-Documents-and-Forms/EM3-Final_Report_20161219.pdf

⁵¹⁶ 第3次マスタープラン p.70-91 https://www.ncss.gov.sg/NCSS/media/NCSS-Documents-and-Forms/EM3-Final_Report_20161219.pdf

⁵¹⁷ 第3次マスタープラン p.92-109 https://www.ncss.gov.sg/NCSS/media/NCSS-Documents-and-Forms/EM3-Final_Report_20161219.pdf

⁵¹⁸ 第3次マスタープラン p.110-131 https://www.ncss.gov.sg/NCSS/media/NCSS-Documents-and-Forms/EM3-Final_Report_20161219.pdf

⁵¹⁹ シンガポール統計局ウェブサイト <https://www.singstat.gov.sg/modules/infographics/total-fertility-rate>

⁵²⁰ シンガポール統計局ウェブサイト <https://www.singstat.gov.sg/find-data/search-by-theme/population/population-and-population-structure/latest-data>

⁵²¹ シンガポールの人口ウェブサイト <https://www.population.sg/articles/older-singaporeans-to-double-by-2030>

政府の自助を原則とした福祉・社会保障政策は、各自の蓄えにより受けられるサービスが大きく異なるため、所得格差はそのまま老後や不慮の事故への備えの差になってくる。

第三に社会福祉活動の担い手の慢性的な不足の問題である。少子化・高齢化の進展により労働人口が減少する中で、高齢者介護サービスに対する需要は近年ますます高まりつつあるため、今後は福祉の担い手の人材育成や人材確保に注力していく必要がある。

これまで、政府は経済成長を優先し、国民一人一人が勤勉に働き、自分のことは自分で支えつつ、家族を養っていく社会を目指し、成功してきたといえる。しかし、今後は経済先進国として、自助・互助の精神を軸とした福祉・社会保障政策を維持しつつも、上記のような新たな問題を解決する必要に迫られる段階にきていると言える。

第12節 ジェンダー政策

1 概要

ジェンダー（gender）とは、生物学的な性別（sex）に対して、社会的・文化的につくられる性別のことを指す⁵²²。時代の流れとともに、性的役割分担に対する価値観も変化し、ジェンダーによって発生する問題に対し、世界中で様々な取組が行われてきた。

日本においては、男女共同参画社会の形成の促進に向け、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部や大臣・学識経験者で構成する男女共同参画会議の設置のほか、1999年施行の男女共同参画基本法に基づき、男女共同参画基本計画を作成するとともに、2001年には内閣府に男女共同参画局を新設するなど、男女の機会均等や共同参画の推進に取り組んでいる。

なお、日本における「男女共同参画社会」とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」を指している⁵²³。

一方、シンガポールにおいては、女性差別撤廃条約⁵²⁴が奨励するジェンダー主流化⁵²⁵を推進する独立した国内本部機構⁵²⁶を持たず、女性のための国家計画も策定せず、憲法にも性差別を禁止する条項もないが⁵²⁷、指数から見た世界の中の位置づけでは、日本を上回っていることから、その理由や背景等について述べていきたい。

（1）ジェンダー不平等指数

国連開発計画（United Nations Development Programme : UNDP）が毎年発表する「ジェンダー不平等指数」（Gender Inequality Index : GII）というものがあり、これは男女格差を表す指数で、①性と生殖に関する健康分野（㊦妊産婦死亡率、㊧15歳～19歳の若年女性1,000人あたりの出産数）、②エンパワーメント（㊨国会議員女性割合、㊩中等教育以上の教育を受けた人の男女別の割合）、③労働市場分野（㊪男女別の労働力率）の3分野・5指標を用いて男女間の不平等を測定するものである。

シンガポールのジェンダー不平等指数について、2019年は189カ国中9位⁵²⁸（日本は19位）と、男女の不平等が小さく、女性の社会進出が進んでいるとされている。この背景として、

⁵²² 国際協力機構（JICA）ウェブサイト

https://www.jica.go.jp/nantokashinakya/gender/gender_episode_01.html

⁵²³ 男女共同参画社会基本法第2条

⁵²⁴ 男女の完全な平等の達成に貢献することを目的とし、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とした条約。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めている。本条約は、1979年の第34回国連総会において採択され、1981年に発効した。日本は1985年に批准、シンガポールは1995年に批准した。

⁵²⁵ 全ての開発政策、施策、及び事業の計画、実施、モニタリング、評価の各段階で、ジェンダー視点に立った上で開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセスのことであり、ジェンダー平等を達成するために必要な手段であると認識されている。

⁵²⁶ ジェンダー平等に関する直接の政策立案・調整機関。形態は、女性省などの省庁の他、行政機関や議会内の委員会、オンブズマン、大統領付きのアドバイザーなど国によって異なる。

⁵²⁷ 田村慶子『シンガポールの取組の特徴と日本への示唆』（内閣府男女共同参画局、2018）p.138

<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sekkyoku/pdf/h20shogaikoku/sec4-2.pdf>

①能力主義、②外国人家事労働者の受入れ、③家族計画などの要因があげられる。

図表1 ジェンダー不平等指数

順位	国名
1	ノルウェー
2	スイス
3	アイルランド
⋮	
9	シンガポール
⋮	
19	日本

出典：国連開発計画ウェブサイトを基にクレアシンガポール事務所作成

(2) ジェンダーギャップ指数

一方で、男女格差を測る指数として、世界経済フォーラム⁵²⁹が毎年12月に発表する「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数」もある。この指数は、①経済活動への参加状況とその機会、②政治への関与、③教育の到達度合、④健康と寿命の4分野のデータから算定され、2020年に、シンガポールは153カ国中54位（日本は121位）、ASEANでは3位⁵³⁰だった⁵³¹。

項目別にみると、シンガポールは「経済」で世界平均を上回ったが、「教育」と「健康」は平均、「政治」では平均を下回った。特に評価が高かった分野は経済参加・機会で世界20位、賃金平等度と推定収入はそれぞれ7位、9位となっている。

図表2 ジェンダーギャップ指数

順位	国名
1	アイスランド
2	ノルウェー
3	フィンランド
⋮	
54	シンガポール
⋮	
121	日本

出典：世界経済フォーラムウェブサイトを基にクレアシンガポール事務所作成

⁵²⁸ 国連開発計画 “Human Development Indices and Indicators: 2019 Statistical Update” p.34

<http://hdr.undp.org/en/content/human-development-report-2019>

⁵²⁹ 世界の政財界首脳が集う「ダボス会議」を主催するスイスのシンクタンク

⁵³⁰ ASEANにおける1位はフィリピン、2位はラオス

⁵³¹ 世界経済フォーラム “Global Gender Gap Report 2020” p.9

<https://www.weforum.org/reports/global-gender-gap-report-2020>

2 シンガポールにおける女性の社会進出に関する政策の歴史

(1) 東南アジアの伝統社会における女性

東南アジア全体として、その伝統社会では、東アジアや南アジアに比べて、女性の経済的地位は高かったとされている。その要因としては、東南アジアにおける多くの家族が、共同体的な親族集団ではなく、父母と子だけで形成されるような少人数の家族形態であったことや、当時は人口が少なかったため、土地よりも労働力が重視されたことなどから、「女性も外で働いていて当然」という社会通念が形成され、その結果、高い経済的地位を得ていたと考えられる。ただ、このような相対的な経済的地位の高さは、政治的・社会的地位には反映されていなかったとされている⁵³²。

(2) 独立後の女性の社会進出

シンガポールにおいて、政治的・社会的側面も含めた女性の社会進出は、1965年の独立直後から始まった。その理由としては、マレーシアから分離・独立を余儀なくされたシンガポールにとって、女性も含めた人材は貴重な資源であったからである。

シンガポールは、女性の社会進出に向けて、女性への教育を積極的に推進した。この姿勢は、1975年に国際婦人年を記念して開催された全国労働組合評議会主催のセミナーにおけるリー・クアンユー元首相の「女性であるという理由で人口の半分を教育せず、また、活用しない社会に未来はない。(略)我々はシンガポール女性に教育を与え、その能力を十分に活用する」⁵³³という発言からも窺える。

こうした中で、初等・中等教育の拡充と女性の入学奨励によって、1956年には初等・中等教育機関で学ぶ女子の児童・生徒が30%に満たなかったものが、1977年には47%となり、1990年には男女半数ずつとなったとされるなど⁵³⁴、教育面における女性の社会進出が促進されていった。

次に労働について見ると、シンガポールでは、1968年に制定された雇用法⁵³⁵で、出産休暇中の女性労働者への解雇予告の禁止や⁵³⁶、出産直後4週間以内の女性の雇用を禁止する⁵³⁷など、女性が働きやすい環境の整備を進め、独立間もない1966年には25.3%⁵³⁸であった女性全体の労働力化率が、2018年には約60%となった⁵³⁹。

⁵³² 田村慶子『東南アジアにおけるジェンダー問題の発生と展開』（ジェトロアジア経済研究所、2018）p.45

https://www.ide.go.jp/library/Japanese/Publish/Download/Report/2017/pdf/2017_2_2_0_001_ch04.pdf

⁵³³ 田村慶子『シンガポールの取組の特徴と日本への示唆』（内閣府男女共同参画局、2018）p.140

<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sekkyoku/pdf/h20shogaikoku/sec4-2.pdf>

⁵³⁴ 田村慶子『シンガポールの取組の特徴と日本への示唆』（内閣府男女共同参画局、2018）p.140

<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sekkyoku/pdf/h20shogaikoku/sec4-2.pdf>

⁵³⁵ シンガポール法令集ウェブサイト

<https://sso.agc.gov.sg/Act/EmA1968>

⁵³⁶ 雇用法 81 条

⁵³⁷ 雇用法 82 条

⁵³⁸ 田村慶子『シンガポールの取組の特徴と日本への示唆』（内閣府男女共同参画局、2018）p.141

<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sekkyoku/pdf/h20shogaikoku/sec4-2.pdf>

⁵³⁹ シンガポール統計局“STATISTICS SINGAPORE”（p.64）

<https://www.singstat.gov.sg/>

また、1978年には「外国人メイド計画（Foreign Maid Scheme）」の策定によって、外国人家事労働者が増加し、夫婦が共働きしやすくなるなど、女性の更なる戸外労働が促進されることとなった。

図表3 女性の社会進出に関する政策の歴史

西 暦	歴 史
1961	女性憲章の制定
1965	シンガポール憲法制定（シンガポール独立）
1966	2人っ子政策の実施
1968	雇用法の制定（Employment Act）
1978	外国人メイド政策開始
1995	国連の女性差別撤廃条約を批准
2000	フレックス勤務制の導入（公的機関）
2001	児童育成共同貯蓄法の制定
2004	Wow！基金の導入（2013年にWork-Life Grant（ワークライフ助成金）に変更）
2008	出産休暇の期間を16週間に延長
2014	多様性行動委員会（DAC）の設立
2017	男性の育児休暇を2週間に延長

※ Wow!基金：ワークライフバランスを図ることができる職場環境構築のための企業に対する補助金

出典：クレアシンガポール事務所「シンガポールの政策（ジェンダー政策編）」⁵⁴⁰

（3）少子化に伴う政策転換期

シンガポールでは、女性の社会進出は順調に進んでいったが、1980年代半ば頃から出生数の減少に伴い、政府は女性の出産奨励、夫婦が育児と仕事の両立を可能とする方向に政策を転換していく。

まず、1983年にシンガポールは高学歴女性に多産を奨励するという政策を打ち出した。これは高学歴女性の子供は遺伝的に優秀であるという考えに基づき進められたものであるが、女性を中心に反対の声が上がり、「行動と研究のための女性協会（AWARE）」という団体が結成され、政策の再考を求めたことなどから、1985年に廃止された⁵⁴¹。

その後、1987年に、新しいスローガン「経済的に可能なら、三人以上の子どもを持つ（Have Three or More, If You can Afford It.）」を打ち出し⁵⁴²、2001年には、通称「ベビーボーナス法」と呼ばれる少子化対策を目的とした児童育成共同貯蓄法が制定され、児童育成

/media/files/publications/reference/yearbook_2019/yos2019.pdf

⁵⁴⁰ （一財）自治体国際化協会シンガポール事務所『シンガポールの政策（ジェンダー政策編）2020年7月』p.4

http://www.clair.org.sg/j/wp-content/uploads/2020/08/19_Gender.pdf

⁵⁴¹ 田村慶子『東南アジアにおけるジェンダー問題の発生と展開』（ジェトロアジア経済研究所、2018）p.55

https://www.ide.go.jp/library/Japanese/Publish/Download/Report/2017/pdf/2017_2_20_001_ch04.pdf

共同貯蓄制度⁵⁴³の導入、出産休暇、育児休暇等が規定された⁵⁴⁴。

また、政府負担による父親の育児休暇制度が、2013年の児童育成共同貯蓄法改正によって初めて導入された。2016年の改正では、それまで対象に含まれていなかった未婚の親の子供が初めて児童育成共同貯蓄制度の支給対象となっている⁵⁴⁵。

3 基本法制度

(1) シンガポール共和国憲法（1965年）

シンガポール憲法 12 条 1 項には、「何人も法の下に平等であり、平等に保護される」と明記され、さらに同条 2 項には「当該憲法が明記する場合を除き、法の下において、あるいは公務における任命や雇用において、あるいは財産の獲得・維持・処分又は商業、事業、専門的事業、職業や雇用の創設又は営みに関連する法の執行において、シンガポール国民に対し、宗教、人種あるいは出生地に基づく差別を禁止する」と規定されている。

しかしながら、憲法においては、宗教、人種、出自などに基づく差別を禁止しているものの、性別による差別の禁止は言及されていない⁵⁴⁶。

(2) 女性憲章（1961年）

女性憲章とは、1961年に制定された既婚女性の権利を保障する法律で、全 12 部 186 条で構成されている。多妻婚を禁止し、婚姻における女性の権利を定め、男女対等な権利を基礎とした婚姻関係を築くよう規定されている。

制定の背景には、シンガポールはもともと男性の移民労働者が多かったが、1950年代に人口構成が男女同数に近づいてきたため、与党・人民行動党が女性票の獲得を重視したことがあると言われている。

同憲章は、①イスラム教徒以外には一夫一妻制度を義務付け、重婚や幼児婚は禁止、②夫と妻は全ての事柄において平等な権利と義務を持つ、ただし夫のみが配偶者の生活を維持する義務を持つ、③女性は婚姻によって法的権利と義務を失うことはなく、結婚前の姓を自由に使用することができるなど、当時の東南アジアでは画期的で、また欧米における女性関係の法令に比べても極めて進歩的なものと評価されている⁵⁴⁷。

なお、1996年には、家庭内暴力からの保護や夫婦の財産分野権利に関する条項が新たに追

⁵⁴² 内閣府『平成 20 年度 アジア地域（韓国、シンガポール、日本）における少子化社会対策の比較調査研究報告書 全体版』（内閣府、2008）p.54

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/research/cyousa20/hikaku/mokuji_pdf.html

⁵⁴³ 親が子供名義の当制度専用口座に貯金すると、政府が同額を上乗せして親へ支払うもの。

⁵⁴⁴ 内閣府男女共同参画局『第 4 章 シンガポール』（内閣府、2018）p.109

<http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sekkyoku/pdf/h20shogaikoku/sec4-1-1.pdf>

⁵⁴⁵ 光成歩『シンガポール 児童育成共同貯蓄法の改正』（国立国会図書館、2016）

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10133189>

⁵⁴⁶ 内閣府男女共同参画局『第 4 章 シンガポール』（内閣府、2018）p.108

<http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sekkyoku/pdf/h20shogaikoku/sec4-1-1.pdf>

⁵⁴⁷ 田村慶子『東南アジアにおけるジェンダー問題の発生と展開』（ジェトロアジア経済研究所、2018）p.50

https://www.ide.go.jp/library/Japanese/Publish/Download/Report/2017/pdf/2017_2_20_001_ch04.pdf

加されている⁵⁴⁸。

(3) 雇用法 (1968年)

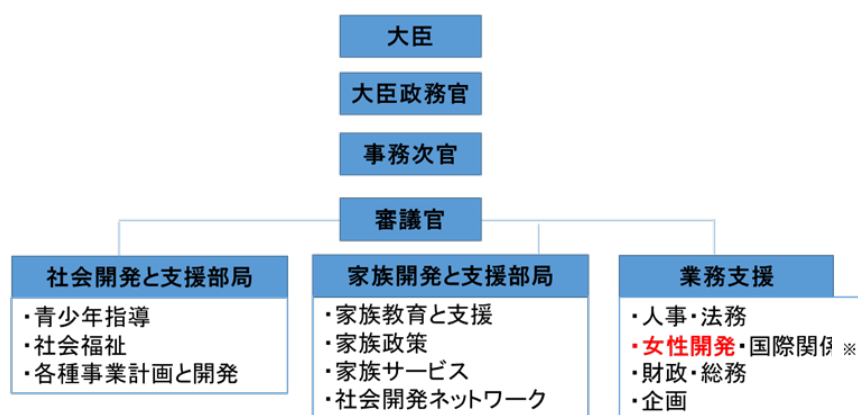
雇用法は、賃金や労働時間、出産・育児休暇など、雇用に関する基本的事項を定めるもので、全16部140条で構成され、第9部には出産休暇や育児休暇に関する条項が盛り込まれている。また、第14部では、あらゆる種類の差別に基づく解雇に関して紛争解決の申し立てを行う権利についても定めている⁵⁴⁹。

4 行政組織

シンガポールのジェンダー政策は社会・家庭開発省 (Ministry of Social and Family Development : MSF) の女性開発・国際関係課 (Woman Development and International Relations Division) が担当している。

同課は、女性差別撤廃条約等に関して、複数の省庁や民間の女性団体等の機関から成る省庁間委員会 (Inter-Ministry Committee : IMC) と連携し、シンガポール政府の方針を検討している⁵⁵⁰。ジェンダー問題は分野横断的であるため、例えば、内務省 (Ministry of Home Affairs : MHA) は治安維持を所管していることから、家庭内暴力や売春を所管し、人材開発省は職場における男女格差の解消を担当している⁵⁵¹。

図表4 社会・家庭開発省組織図



出典：シンガポール社会・家庭開発省 “Organisation Chart”⁵⁵²

⁵⁴⁸ 内閣府男女共同参画局『第4章 シンガポール』（内閣府、2018）p.108

<http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sekkyoku/pdf/h20shogaikoku/sec4-1-1.pdf>

⁵⁴⁹ 内閣府男女共同参画局『第4章 シンガポール』（内閣府、2018）p.109

<http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sekkyoku/pdf/h20shogaikoku/sec4-1-1.pdf>

⁵⁵⁰ シンガポール社会・家庭開発省ウェブサイト

<https://www.msf.gov.sg/about-MSF/our-people/Divisions-at-MSF/Social-Development-and-Support/Pages/Office-for-Womens-Development.aspx>

⁵⁵¹ 内閣府男女共同参画局『第4章 シンガポール』（内閣府、2018）p.110

<http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sekkyoku/pdf/h20shogaikoku/sec4-1-1.pdf>

⁵⁵² シンガポール社会・家庭開発省ウェブサイト

<https://www.msf.gov.sg/about-MSF/our-people/Pages/Organisation-Chart.aspx>

5 シンガポールにおける女性の社会進出の要因

シンガポールで女性の社会進出が進んでいる要因として、①徹底した能力主義、②外国人家事労働者の受入れ等が挙げられることから、その状況を紹介したい。

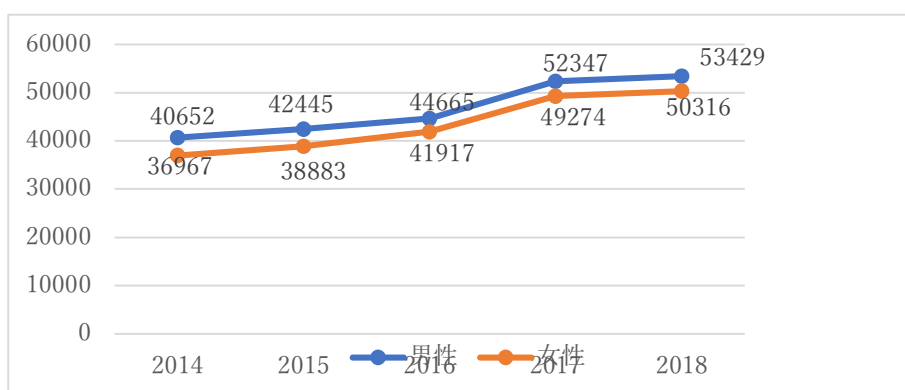
(1) 能力主義

1965年の独立時、資源もなく土地も狭いシンガポールは、限られた人的資源を最大限活用するため、社会的地位向上の機会を全ての人に平等に与えられ、個人はその能力に応じてチャンスが与えられるべきとして、能力主義の方針が確立している。

ア 女性の大学進学

能力主義の下、女性への教育も奨励され、図表5のとおり、大学進学における女性入学者の数は男性の進学と同様に伸びている。

図表5 シンガポールの大学進学における女性の人数



出典：シンガポール統計局 “Yearbook of Statistics Singapore, 2019”⁵⁵³

イ 男女の賃金格差

労働の面、特に正規雇用者の男女間の賃金格差から見ると、別表6のとおり、男性を100とした場合、日本では女性74.2となっているのに対し、シンガポールでは女性90.8となっているところ、少なくとも日本との比較では、シンガポールの男女の賃金格差は小さいと言える。

⁵⁵³ シンガポール統計局ウェブサイト https://www.singstat.gov.sg/-/media/files/publications/reference/yearbook_2019/yos2019.pdf

図表6 フルタイム就業者の男女の賃金格差の比較⁵⁵⁴

国名	男女間賃金格差 (男=100)	平均月額 (女性)	平均月額 (男性)
シンガポール	90.8%	S \$ 4,027 (≒322.2千円)	S \$ 4,437 (≒355.0千円)
日本	74.2%	251.0千円	338.0千円

出典：シンガポール社会・家庭開発省⁵⁵⁵、厚生労働省ウェブサイト⁵⁵⁶

ウ 女性のリーダーシップ

女性のリーダーシップについて見てみると、図表7のとおり、シンガポールは日本に比べ進んでいることが分かる。

図表7 女性のリーダーシップ度

	職務	人数	比率	日本
政治	国会議員	24人 (101人中)	23.8%	9.9%衆議院 22.9%参議院 (2019年12月現在)
行政	事務次官	5人 (21人中)	23.8%	5.2% (本省課室長相当職以上の国家公務員) (2019年7月現在)
司法	裁判官 (最高裁判所)	7人 (25人中)	28.0%	22.2% (2019年12月現在)
	裁判官 (下級裁判所)	39人 (84人中)	46.4%	

出典：シンガポール社会・家庭開発省⁵⁵⁷

⁵⁵⁴ S\$ 1 = 80 円で換算

⁵⁵⁵ シンガポール社会・家庭開発省ウェブサイト

<https://www.msf.gov.sg/research-and-data/Research-and-Statistics/Pages/Labour-Force-and-the-Economy-Median-Gross-Monthly-Income-and-Gender-Wage-Gap.aspx>

⁵⁵⁶ 厚生労働省『令和元年賃金構造基本統計調査』

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2019/dl/02.pdf>

⁵⁵⁷ シンガポール社会・家庭開発省ウェブサイト

国会議員：<https://www.msf.gov.sg/research-and-data/Research-and-Statistics/Pages/Decision-Making-Positions-Members-of-Parliament.aspx>

行政管理職：<https://www.msf.gov.sg/research-and-data/Research-and-Statistics/Pages/Decision-Making-Positions-Permanent-Secretaries-in-Civil-Service.aspx>

裁判官（地方）：<https://www.msf.gov.sg/research-and-data/Research-and-Statistics/Pages/Decision-Making%20Positions-Judicial-Officers-State-Courts.aspx>

最高裁判所：<https://www.msf.gov.sg/research-and-data/Research-and-Statistics/Pages/Decision-Making-Positions-Judges-Judicial-Officers-Supreme-Court.aspx>

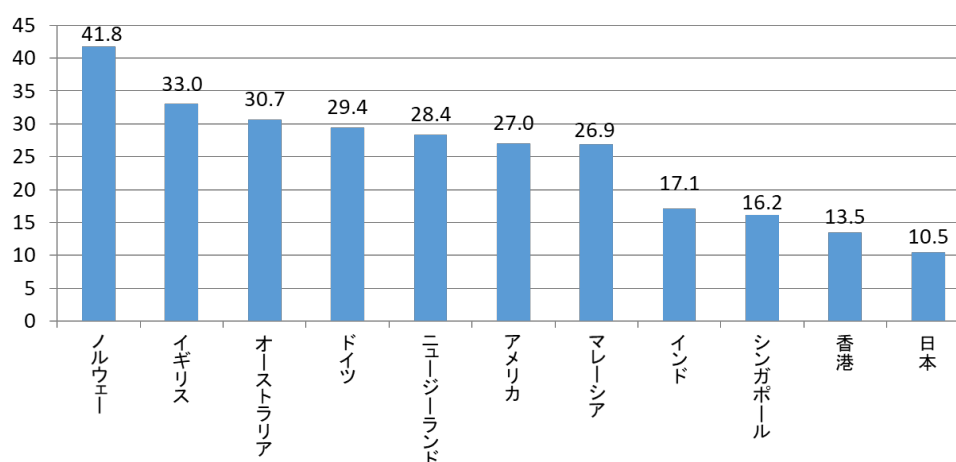
一方で、例えば、図表8のとおり、シンガポールにおける女性取締役の比率は、日本に比べて高いものの、世界的には高水準とは言い難く、女性のリーダーシップにおける課題の一つとなっている。

そこで、シンガポールは女性取締役の増加が、国際社会におけるプレゼンス向上と、経済発展に必要と考え、2014年8月に多様性行動委員会⁵⁵⁸（Diversity Action Committee:DAC）を設置し、この課題に取り組んできた。その結果、2014年8月から2018年12月までの間に、トップ100の上場企業の実業取締役会の女性の比率を7.5%から15.2%まで倍増させた⁵⁵⁹。

その後、2019年1月に、多様性行動委員会の後継として、社会・家庭開発省によって設立された経営陣多様性協議会（Council For Board Diversity:CBD）では、取締役会の男女の割合を均等にするという長期目標と、全ての上場企業において女性取締役の割合を2025年までに25%、2030年までに30%にするという数値目標を掲げている⁵⁶⁰。

なお、経営陣多様性協議会によると、2019年度末の女性取締役女性の比率は、シンガポール証券取引所（SGX）の主要な上場企業100社で16.2%となり、昨年度に比べ1%上昇したと報告した⁵⁶¹。

図表8 各国上場企業における女性取締役比率（2019年）



出典：経営陣多様性協議会ウェブサイト⁵⁶²

(2) 外国人家事労働者の受け入れ

⁵⁵⁸ シンガポール初の女性大統領であるハリマ・ヤコブ大統領は、多様性行動委員会の設立以来顧問を務めていた

⁵⁵⁹ 経営陣多様性協議会ウェブサイト

https://www.councilforboarddiversity.sg/about/council-for-board-diversity/#cbd_story

⁵⁶⁰ SankeiBiz (29 October 2019)

<https://www.sankeibiz.jp/macro/news/191029/mcb1910290500003-n1.htm>

⁵⁶¹ THE BUSINESS TIMES (18 March 2020)

<https://www.businesstimes.com.sg/companies-markets/smaller-increase-in-female-directors-at-singapores-top-100-firms-last-year>

⁵⁶² 経営陣多様性協議会ウェブサイト

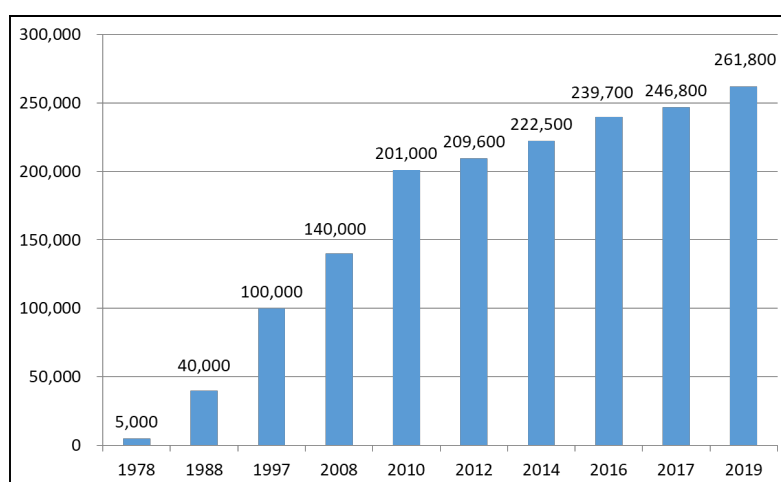
<https://www.councilforboarddiversity.sg/statistics/as-at-dec-2019/>

シンガポール政府は、女性の労働人口を増やすことを目的に、1978年に「外国人メイド計画（Foreign Maid Scheme）」を策定し、働く女性の代わりに家事や育児を担うため、外国人家事労働者許可を拡大した。

外国人家事労働者の数は、図表9のとおり、1978年時点で約5,000人だったものが、10年後の1988年には8倍の40,000人に急増し、2010年以降は緩やかになってはいるものの、それでも年々増え続けており、2019年には全世帯（1,372,400世帯）の約18%に相当する261,800人となっている。

なお、家族主義が強いシンガポールでは、家庭で高齢者の介護を行うのが一般的であり、その手助けのために外国人家事労働者が住み込みで雇われることも多い⁵⁶³。

図表9 シンガポールにおける外国人家事労働者数の推移



出典：シンガポール人材開発省ウェブサイト⁵⁶⁴

6 少子化問題と各種施策

一時期は、「2人っ子政策」のように、出産抑制を行ったこともあるシンガポールであるが、女性の社会進出が進んだこともあり、1970年代後半から出生率が急激に低下した。

図表10のとおり、1960年には5.76であった合計特殊出生率が、1977年以降、同国の人口置換水準である2.10を上回ることなく推移しており⁵⁶⁵、2019年の合計特殊出生率は日本が1.36であるのに対し、シンガポールが1.14と低迷し、少子化が大きな問題として取り上げられている日本よりもさらに低い数値となっている。

⁵⁶³ 岩崎薫『第8章 シンガポールの外国人労働者受け入れ策-徹底した政策の効果と問題-』（日本総研、2018）p.128

<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/jrireview/pdf/11437.pdf>

⁵⁶⁴ シンガポール人材開発省ウェブサイト

<http://www.mom.gov.sg/documents-and-publications/#/?page=1&q=&facet=category&category=Statistics>

⁵⁶⁵ 千葉銀行『アセアン・レポート 2019年2月号』p.2

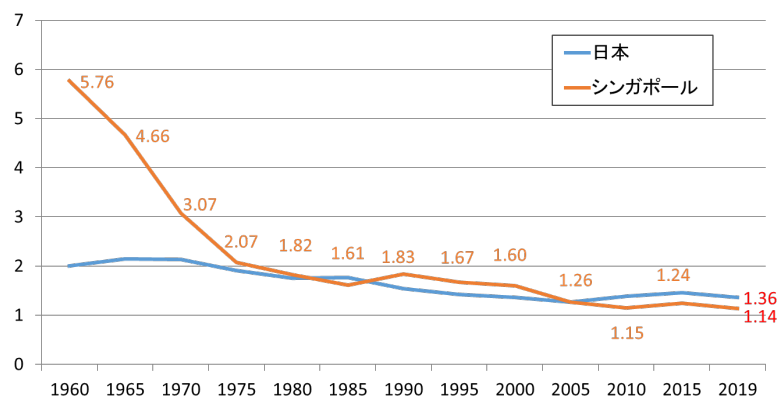
https://www.chibabank.co.jp/hojin/other_service/market/backnumber/

こうした少子化傾向は労働力不足にも拍車をかけており、経済発展が続くシンガポールの労働力不足は1990年代に深刻化し、外国人への依存を高めることになった⁵⁶⁶。

このような中で、2010年以降、シンガポール政府は外国人労働への過度な依存を避けるため、外国人受入を抑制する方向に転じるとともに、国内労働力の有効活用を積極的に奨励するようになり、女性も労働の担い手としてさらに重用されるようになった。

そこで、性別に関係なく仕事と家庭の調和を取るという方針のもと、ワーク・ライフ・バランスや育児支援に関連した政策を実施することになったが、これらはジェンダーにも大きく関わるため、以下のとおり、特色のある主な取組を紹介する。

図表 10 合計特殊出生率



出典：シンガポール統計局⁵⁶⁷，厚生労働省ウェブサイト⁵⁶⁸

(1) ワークライフグラント (Work-Life Grant)

ワークライフグラント⁵⁶⁹は2004年8月に、柔軟な仕事形態、休暇と福利厚生の充実、従業員支援制度等を実現・充実させるために創設された助成制度である⁵⁷⁰。具体的には、職場へのワーク・ライフ・バランス対策の導入を雇用者に促すために、組織に支給される助成金であり、2つの要素から構成されている。

ア ジョブシェアリングインセンティブ

⁵⁶⁶ 内閣府男女共同参画局ウェブサイト・田村慶子『シンガポールの取組の特徴と日本への示唆』（内閣府男女共同参画局、2018）p.143

https://nsearch.cao.go.jp/cao/search.x?q=%E3%82%B7%E3%83%B3%E3%82%AC%E3%83%9D%E3%83%BC%E3%83%AB%E3%81%AE%E5%8F%96%E7%B5%84%E3%81%AE%E7%89%B9%E5%BE%B4%E3%81%A8%E6%97%A5%E6%9C%AC%E3%81%B8%E3%81%AE%E7%A4%BA%E5%94%86&x=0&y=0&mode_ja_gender=ja_gender&page=1&ie=UTF-8&tmpl=ja

⁵⁶⁷ シンガポール統計局ウェブサイト

<https://www.tablebuilder.singstat.gov.sg/publicfacing/createDataTable.action?refId=13273>

⁵⁶⁸ 厚生労働省ウェブサイト

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai19/index.html>

⁵⁶⁹ 2013年まではWow基金という名称。

⁵⁷⁰ 合田美穂『シンガポールにおける働く女性と子育ての問題』（2015）p.3

<https://www.blog.crn.or.jp/report/02/201.html>

専門職、管理職、総合職や技術職に当たる「Professional, Managerial, Executive and Technical : PMET」⁵⁷¹レベルの従業員のジョブシェアリング⁵⁷²を奨励することで、組織全体で同制度の促進につなげるための助成金。従業員 1 人当たり年間 S\$3,500、1 組織当たり 2 年間で最大 S\$35,000⁵⁷³の助成金を受けることができる。

イ FWA (Flexible Work Arrangements) インセンティブ

柔軟な勤務形態（フレックスタイム、フレックスプレイス、フレックスロード⁵⁷⁴）を導入する組織に対し、インセンティブとして助成されるもので、従業員 1 人当たり年間 S\$2,000、1 組織当たり最大 S\$70,000 となっている⁵⁷⁵。

(2) 出産休暇及び育児休暇

ア 出産休暇

出産休暇⁵⁷⁶については、雇用法及び児童育成共同貯蓄法によって規定され、雇用法では、初産又は 2 回目の出産で、出産日以前の労働期間が 90 日以上の場合、産前 4 週間及び産後 8 週間、計 12 週間の出産休暇が認められている。12 週間のうち 8 週間は有給で、出産休暇中の解雇は禁止されている。

また、出生した時点で子の国籍がシンガポールであれば、児童育成共同貯蓄法が適用され、産前 4 週間及び産後 12 週間、計 16 週間の出産休暇が認められることにより、全期間が有給となり、雇用法より手厚い保護が適用される。

イ 育児休暇

育児休暇⁵⁷⁷については、雇用法及び児童育成共同貯蓄法によって規定され、雇用法によると、3 か月以上の労働期間があり、7 歳未満の子を持つ場合、1 年につき 2 日の育児有給休暇が認められている。

また、シンガポール国籍を持つ子の場合、児童育成共同貯蓄法が適用されることとなり、1 年につき最大 6 日の育児有給休暇が認められ、雇用法より手厚い保護が適用される。

⁵⁷¹ (独) 日本貿易振興機構 (JETRO) ウェブサイト

https://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/invest_05.html

⁵⁷² 通常、フルタイム勤務者 1 人で担当する職務 (ポスト) を 2 人以上が組になって分担し、評価・処遇もセットで受ける働き方。

⁵⁷³ シンガポール人材開発省ウェブサイト

<https://www.mom.gov.sg/employment-practices/good-work-practices/work-life-grant#job-sharing-incentive>

⁵⁷⁴ パートタイムやジョブシェアリングを指す

⁵⁷⁵ シンガポール人材開発省ウェブサイト

<https://www.mom.gov.sg/employment-practices/good-work-practices/work-life-grant#job-sharing-incentive>

⁵⁷⁶ 厚生労働省『2016 年 海外情勢報告』p.435

<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/17/>

⁵⁷⁷ 厚生労働省『2016 年 海外情勢報告』p.435,438

<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/17/>

なお、2017年1月からは、もともと1週間であった父親の育児有給休暇が最大で2週間取得できることとなったほか、同年7月からは、母親の出産休暇を最大4週間まで父親の育児休暇に振り替えることができるようになった。有給に係る経費は政府が企業に補助金を出し、自営業者も同様に補助金を得ることができる⁵⁷⁸。

(3) 父親の育児参加促進

父親が子供たちにとってより良いお手本となることを目的として、2000年に設立された団体である「Center for fathering」が、2009年にシンガポールの全国的な父親運動である「Dads for Life」を立ち上げ、父親が子供たちの生活に良い影響を与えることを目指し活動を行っている。

具体的には、複数の小中学校と協力して父親グループを形成し、父子の絆を深めるプログラムを実施するほか、父親が交流、学習するワークショップが開催されている⁵⁷⁹。

(4) HDB 住宅関連の支援

国民の約8割が居住する HDB 住宅⁵⁸⁰についても、少子化に関連して、以下のような特色ある取組が行われている。

ア HDB 住宅当選確率の優遇

既婚の子が父母と同居又は父母の近隣の住宅を購入申請する場合、父母による育児支援、将来的な父母の介護といった観点から、「抽選による HDB 住宅購入計画」及び「HDB 住宅予約購入計画」の下で、他の申請者の倍の当選確率を与えられる。

イ 小型 HDB 計画

高齢の国民が子の住宅の近隣にある小型の HDB に居住することができる制度⁵⁸¹、本来これは高齢化対策であるが、働く母親に対する支援として、祖父母の子育て参加も期待されている。

7 今後の課題と展望

ここまでジェンダーを取り巻く状況や政策について述べてきたが、ここからは今後の課題に加えて、LGBT に関して最近取りざたされている問題点について取り上げたい。

(1) 女性の仕事と家庭の二重負担

⁵⁷⁸ シンガポール人材開発省ウェブサイト

<https://www.mom.gov.sg/employment-practices/leave/paternity-leave/#:~:text=For%20fathers%20of%20citizen%20children,at%20%242%2C500%2C%20including%20CPF%20contributions.&text=2%20weeks%20GPPL.&text=Take%202%20continuous%20weeks%20within,the%20birth%20of%20the%20child.>

⁵⁷⁹ Dads for Life ウェブサイト

<https://dadsforlife.sg/>

⁵⁸⁰ 国家開発省傘下の法定機関である住宅開発庁（Housing & Development Board : HDB）により建設されるシンガポールの公共住宅は、その機関名に因んで HDB 住宅と呼ばれている。

⁵⁸¹ 合田美穂『シンガポールにおける働く女性と子育ての問題』（2015）p.109

<https://www.blog.crn.or.jp/report/02/201.html>

シンガポールにおいても、女性は仕事と家庭の両立を求められる傾向にあるが、低所得世帯では外国人家事労働者を雇えない場合もあるほか、出産後はフルタイム勤務で復帰することが基本ではあるものの、幼少期からのエリート選抜教育のため、子供が小学校に入学し試験の時期を迎えると、育児のために仕事を辞める女性もいるなど、女性の社会進出を制限する性的役割分担意識が根強いとされている。

シンガポール国立大学の調査によると、両親ともフルタイムで働いている場合でも、父親に比べ、母親は平日に2倍の時間を子供と過ごしており、母親は父親よりも育児の負担が大きいことが明らかになった⁵⁸²。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響によって、多くの親が在宅勤務となったことから、父親が育児や家事に参加する機会が増え、結果的により大きな父親の責任感が形成されることを、専門家は期待している⁵⁸³。

(2) LGBT

近年、世界的に LGBT という「性の多様性」の概念が取り上げられることが増えてきた。2010年には国連事務総長が LGBT に関する演説を行い、世界各国での同性愛の犯罪指定解除や、LGBT の人々に対する暴力や差別に取り組む措置を求めているが、その対応は国によって様々である⁵⁸⁴。

こうした中、シンガポールでも、近年注目すべき動きがある。

ア 「刑法 377A 節」問題

シンガポールでは刑法 377A 節⁵⁸⁵によって男性の同性愛行為は違法とされている。また、女性憲章でも同性婚を禁止しているが、1996 年から法的に性別を変更したトランスジェンダーの者ともう一方の性別の人との婚姻は 1996 年より認められている⁵⁸⁶。

しかしながら、トランスジェンダーの者が望む性別を法的に認知されるためには、性別適合手術を受けた上で、パスポートや身分証明証などあらゆる証明書の修正を要するという高いハードルがある。

こうした中で、刑法 377A 節の違憲性を訴える訴訟が提起されたが、2020 年 3 月、高等裁判所は同法が平等や表現の自由に関する憲法の規定に反するとは言えないとの判断を下し、訴え

⁵⁸² THE STRAITS TIMES (22 June 2020)

<https://www.straitstimes.com/singapore/women-take-on-more-childcare-even-when-in-full-time-work-poll>

⁵⁸³ THE STRAITS TIMES (22 June 2020)

<https://www.straitstimes.com/singapore/women-take-on-more-childcare-even-when-in-full-time-work-poll>

⁵⁸⁴ gooddo (11 November 2020)

https://gooddo.jp/magazine/gender_equality/lgbt_gender/

⁵⁸⁵ 刑法 377A 節

<https://sso.agc.gov.sg/Act/PC1871?ProvIds=pr377A->

⁵⁸⁶ ヒューライツ大阪ウェブサイト

<https://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section3/2010/07/post-108.html>

を退けるとともに、「国民感情や信仰を表しており、重要なもの」との見解も示した⁵⁸⁷。

なお、「刑法 377A 節」問題について、リー・シェンロン首相は、2017 年 3 月の BBC のインタビューで、「シンガポール社会はこの問題に対し、あまりリベラルではない」とし、「もし国民投票を行えば国民の大半が維持を望むだろう」と述べた。さらに、2019 年 5 月にシンガポール国立大リー・クアンユー公共政策大学院政策研究所が発表した調査でも、同性愛行為が「誤りでない」との回答が 20%強に止まるなど、シンガポールの LGBT 問題に対するスタンスが改めて浮き彫りになった⁵⁸⁸。

イ ピンクドット

2009 年、LGBT の権利や差別解消に向けた法制化を訴えていくためのピンクドットというイベントがシンガポールで発足した⁵⁸⁹。

ピンクドットは、性的指向に関わらず「愛する自由」を支援し、LGBT が一般社会に受容されることを目指すシンガポールで唯一の LGBT 支援イベントで⁵⁹⁰、毎年 5 月～7 月のいずれかの土曜日に、中心部にあるホンリムパークで開催されている。

2009 年の参加者は約 1000 人であったが、2019 年は 2 万人にも達し⁵⁹¹、2019 年にはリー・シェンロン首相の弟であるリー・シェンヤン氏が家族で出席し、話題となった⁵⁹²。

このように、シンガポールでも、意識は徐々に変わりつつあるが、2020 年 7 月に行われた総選挙では、同性愛者の権利に関してはどの党も立場を明確にしないなど、LGBT に対する姿勢が変化するには、なお時間を要すると見込まれるとの指摘もある⁵⁹³。

⁵⁸⁷ 時事通信社『時事速報』（31 March 2020） p. 5

⁵⁸⁸ 時事通信社『時事速報』（31 March 2020） p. 5

⁵⁸⁹ Global News View（28 December 2019）

<https://globalnewsview.org/archives/11069>

⁵⁹⁰ ヒューライツ大阪ウェブサイト

<https://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section3/2010/07/post-108.html>

⁵⁹¹ Global News View（28 December 2019）

<https://globalnewsview.org/archives/11069>

⁵⁹² mothership（29 June 2019）

<https://mothership.sg/2019/06/lee-hsien-yang-pink-dot-li-huanwu-heng-yirui/>

⁵⁹³ REUTES ウェブサイト

<https://jp.reuters.com/article/singapore-election-lgbt-idJPL4N2EF179>

第13節 文化芸術政策

1 概要

シンガポールの文化芸術政策は、当初は経済成長的な意味合いの強い政策であったが、近年では芸術を通して心豊かな人間形成を目指す政策へと様相を変えている。

大きな流れとして、当初はハード面の環境整備等を引き金に、文化芸術の持つポテンシャルを観光事業の推進等に活用することをねらいとしていたものが、文化芸術自体をシンガポール人としてのアイデンティティを投射するもの、また人づくりに資するものとして捉える動きが出てきている。

2 文化芸術政策の現状

(1) 政府による制限とコントロール

シンガポールの憲法では、国民に言論と表現の自由にかかる権利を保障すると謳われている一方、その権利は法律によって制限される場合があるとされている⁵⁹⁴。そのため、芸術活動においては、どの分野の作家も検閲と自主規制を意識しながら創作活動を行っているというのが現状である。

言論の自由について触れると、シンガポール政府はマスコミに介入し、厳しい監視の目を光らせている。1971年には政府の英語教育重視政策を批判した記事の編集者4名が逮捕されており、政府がそれらの新聞の経営株を取得して、編集者人事に介入を始めた歴史がある。現在シンガポール国内で発行されている全ての新聞は、東南アジア最大の出版企業であり実質的にシンガポール政府が管理しているシンガポール・プレス・ホールディング（SPH）の傘下にある。さらに、国営メディアはもちろんのこと私営ラジオも主管大臣の許可を受けなければならない⁵⁹⁵。

表現の自由についても同様で、かつては政府批判色の強い劇団メンバーの逮捕など強権的な対応が目立った政府も、1990年代に入りルネッサンス・シティ・プランなどの文化芸術政策を経て、国際的なクリエイティブ都市としてのイメージ戦略を重視し、柔軟に対応しているというスタンスを示し始めているが、政府によるコントロールは依然として続いているというのが実態である⁵⁹⁶。

一例をあげると⁵⁹⁷、2010年頃に、海外で活動していた著名なシンガポール人芸術家への助成金が「国内での活動成果が乏しい」という理由でカットされた。これは今後、海外でなくシンガポール国内に自国の芸術として還元するようといった政府のメッセージであったが、そもそもとして、この芸術家が海外で活動していたのは政府の方針によるものだった。当初、政府にはシンガポールのグローバル都市化のために、良質なシンガポール芸術を作成する芸術家を海外に紹介することで、シンガポールが文化にあふれて活気があり、クリエイティブな人材が住むにふさわ

⁵⁹⁴ Article 14 of the Constitution of the Republic of Singapore, specifically Article

(1), guarantees to Singapore citizens the rights to freedom of speech and expression, peaceful assembly without arms, and association. However, the enjoyment of these rights may be restricted by laws imposed by the Parliament of Singapore on the grounds stated in Article 14(2) of the Constitution.

⁵⁹⁵ 田村慶子『シンガポールを知るための 65 章（第3版）』（2013）p.88-89

⁵⁹⁶ 田村慶子『シンガポールを知るための 65 章（第3版）』（2013）p.106-110

⁵⁹⁷ 脚注 596 と同じ

しい国であることを他国へアピールしたいという思惑があった。しかし、それ以前から行われていた外国人受入施策⁵⁹⁸への批判を受け、「国内安定重視」に政府が方針を変えたため、先述の助成金カットにつながったのである。助成金カットという目に見える制限も芸術家にとって深刻な問題ではあるが、特筆すべきは、こういった方針転換が、何の公式な声明も説明もないままに行われるということである。芸術家は表現の自由についてだけでなく、政府の方針によって活動場所や活動内容についても制限されていることがこの事例からも窺える⁵⁹⁹。

(2) 文化芸術を通じたアイデンティティの再構築

2012年から施行されている現行の文化芸術政策「アート・アンド・カルチャー・ストラテジック・レビュー (The Arts and Culture Strategic Review : ACSR)」によって、文化芸術は全ての国民を対象とした国家アイデンティティを再構築するトリガーとして見なされるようになった。

しかし、シンガポールは多民族国家であるが故に国民的なレベルでのアイデンティティ確立が難しい状態にある⁶⁰⁰。シンガポールのアイデンティティとは何を指すのか、又はどのように位置づけられていくものなのだろうか。

例えばシングリッシュなどのシンガポール独特のいわば方言に近い言語や郷土料理などはアイデンティティと見なすことができると考えられる。もちろん、国籍や国歌なども共通項といえるが、方言や料理などの住民の生活に直結している要素の方がよりアイデンティティとして意識しやすいだろう。ただ、シングリッシュは中国訛りであるし、料理に関してはインド系のカレーなどもある。このような観点において、多様な民族性や文化性を一括りにすることは容易ではないといえるだろう。

他方、国民的なアイデンティティと都市及び国家のアイデンティティを別のものとして捉える考え方もある。大学教授である志賀野桂一氏は多様なコンテンツそのものではなく「方法論的同一性」に着目し、シンガポールの都市のアイデンティティは「ダイナミック・ケイパビリティ (dynamic capabilities)」、つまりシンガポールが非常に得意とする「急激に変化する環境に対処するために組織内外の資源を統合、構築、そして再構成する能力」ではないかと考察している⁶⁰¹。

この「ダイナミック・ケイパビリティ」の確立のため、シンガポール政府が文化芸術政策をどのように位置づけ発展させてきたか、次項以下で紹介していく。

3 シンガポールにおける文化芸術政策の遷移

(1) 文化芸術政策の遷移

シンガポールにおける文化芸術政策の重要な要素として、政府機関とそれらが作成する計画の

⁵⁹⁸ クレアレポート No.392「シンガポールにおける外国人受入施策」を参照。本稿では取り上げない。以下、クリアレポートについては同様。

⁵⁹⁹ 田村慶子『シンガポールを知るための 65 章 (第3版)』(2013)、pp.106-110

⁶⁰⁰ 川崎賢一『リー・クアンユーの死とシンガポールの文化政策・文化制度の将来』(2016) p.166

⁶⁰¹ 志賀野桂一『熱帯グローバル創造都市国家・シンガポール急成長の謎に迫る—そのダイナミック・ケイパビリティと文化政策—』(2014) p.119

2つが挙げられる。それぞれ詳細は後述するが、ここではまずそれらの遷移を述べる。

マレーシアから独立して 20 年ほど、シンガポールは経済発展や政治的安定を重視し、シンガポール社会の基礎を固めその発展を続けるためのインフラ作りを優先してきた。この時代は文化政策がなされることがなく、「文化の砂漠」期と呼ばれることが多い⁶⁰²。

こうした中で、1989 年になり、文化芸術評議会（Advisory Council on Culture and the Arts : ACCA）が設立された。そして同評議会によって作成された「文化芸術評議会報告書（Report of Advisory Council on Culture and the Arts）」において、芸術文化制度を作ることが提言されるとともに、今後の文化芸術普及のために芸術評議会（National Arts Council : NAC）の新設や美術館等の建設が明記された。

それを受け、1991 年に芸術評議会、1993 年に国家遺産局（National Heritage Board : NHB）が設立された。芸術評議会はアーティストへの助成金の交付などの支援を行い、国家遺産局は美術館・博物館などを運営する組織である。

その後、具体的な政策として、2000 年に中期計画である「ルネッサンス・シティ・プラン（Renaissance City Plan）」が発表される。この政策はプラン1からプラン3まで3つの段階を経ることとなる。

2012 年には、2025 年までの長期計画である「アート・アンド・カルチャー・ストラテジック・レビュー2012（Arts and Culture Strategic Review 2012 : ACSR）」が発表される。この政策ではアートに触れやすい環境づくりや、文化を通じた国家アイデンティティの再構築など、人づくりに目を向けた政策となっているのが特徴である。

そして、2018 年 10 月、2022 年までの5か年計画として「SG アーツプラン（Our SG Arts plan）」が発表された。この計画も、芸術に対する感性や、シンガポールのアートそのものの発展など、物質的ではない、精神的な展開を目的とした人づくりに資するものである。なお、これら計画の詳細については、後述する。

（2）文化芸術政策の各指標にみる成果

文化芸術政策の遷移に伴い、シンガポール国内における展覧会の開催日数や入場者数は下表のように推移している。

⁶⁰² 田村慶子『シンガポールを知るための 65 章（第3版）』（2013）p.91-92

図表1 シンガポール国内における展覧会関係指標の推移

指標	1996年	2005年	2015年	2018年
公演と展覧会の日数	6,000日	19,000日	26,000日	24,000日
有料公演入場者数	75万人	126万人	195万人	220万人
無料公演入場者数	— (※)	221万人	278万人	345万人
経済効果	S\$5億6,000万 (約431億円)	S\$9億7,000万 (約640億円)	S\$17億 (約1,500億円)	S\$18億 (約1,460億円) 【2017年数値】
芸術関係企業等の数	400社	650社	6,200社	5,200社

※統計が開始されたのは2003年で、その年の入場者数は99万人

出典：政府計画書及びウェブサイトを基にクレアシンガポール事務所作成

まず、公演と展覧会の開催日数については1996年から2018年までに約4倍に増えている。これは1996年のシンガポール美術館の完成、2002年のエスプラネードシアターのオープンなどが要因として挙げられる。

次に有料公演への入場者数については、1996年から2018年で約3倍に、同様に無料公演への入場者数については2005年から2018年で約1.5倍に増えている。観光客数の増加、エスプラネードシアターやコミュニティセンターなどにおける無料プログラムの充実などが要因として挙げられる。

経済効果については、上記のハード整備や観光客増加等の影響により1996年からこの22年間で約3.2倍となっている。

また、文化芸術政策の重要な柱となっている、アイデンティティの構築についてはどのような成果が出ているだろうか。結論から言うと、シンガポール国民のアイデンティティは国民自身によって今後も模索が続けられるものであると考えられる。

例えばシンガポールには国民が生活するための公団住宅があるが、それぞれの公団住宅で同一の民族が固まりすぎないように、人種構成比率が規定されている。これは民族の垣根を越えて、同じシンガポール人であるという意識を国民に持たせるためである。

(3) ルネッサンス・シティ・プラン (Renaissance City Plan)

2000年に発表された「ルネッサンス・シティ・プラン」には、2000年から2004年の5か年計画であるプラン1、2005年から2007年までの3か年計画であるプラン2、そして2007年からのプラン3の三段階からなる。

プラン1では文化芸術の基盤強化が中心的な方針として謳われているが、文化芸術教育を通して今後の経済発展に求められる創造力を養う方針などが述べられており、文化芸術政策が経済成長のために推進されることが前提となっているような色合いが濃い。具体的には、ハード整備や芸術教育への投資、各種イベントの強化・開発などが施策として行われ、2001年にはシンガポール国立大学 (National University of Singapore : NUS) の「ヨン・シュー・トー音楽学科 (Yong

Siew Toh Conservatory of Music) 」を設立、2002年には総合芸術文化施設「エスプラネードシアター」をオープンしている。

プラン2ではアートやデザインなどのクリエイティブ産業の開発戦略が挙げられ、シンガポール政府観光局 (Singapore Tourism Board : STB) と積極的に協力しながら、文化芸術の持つ経済的なポテンシャルをさらに推し進める政策となっており、プラン1と同様に文化芸術政策が経済戦略的な志向で捉えられているといえる。具体的には、全教育課程における芸術教育の組み入れ、大型美術展の開催などについて施策として取り組み、2006年には現在も続く現代美術展示会「シンガポールビエンナーレ」の第1回が開催された。

プラン3は名目上2011年までの計画であったが、実際はシンガポール建国50周年の2015年を見据えて作成されている。本プランではワールドクラスの文化芸術地区を発展させる必要性が謳われ、イギリスやフランスなどにおける芸術イベントへの地元アーティストの出展等、他国との芸術イベントや機関との連携の強化など、より「国際的な文化都市」を意識した内容となっているのが特徴であり、文化芸術が国家のアイデンティティを映し出すものとして明記され始めている。具体的な施策として、2008年にシンガポール初の中等～前高等芸術専門学校である「School of the Arts (SOTA)」を創設したほか、2010年にはマリーナ・ベイ・サンズにおいて美術展覧会「アートステージ・シンガポール」が開催された。

(4) アート・アンド・カルチャー・ストラテジック・レビュー

2012年には、2025年までの長期計画である「アート・アンド・カルチャー・ストラテジック・レビュー」が発表された。この計画は、美術館等の整備に加え、芸術を通して心豊かな人間形成とシンガポールの伝統を大切に、シンガポール人としてのアイデンティティを育成することを目的とした現行の計画である。

ルネッサンス・シティ・プランにおいて度々言及があった”business”や”economy”といった経済戦略を匂わせる表現が影を潜めているのが興味深い。シンガポールの文化芸術政策において、経済成長から文化的な人づくりへとシフトしたことが分かる重要な計画である。

これまでのルネッサンス・シティ・プランは文化芸術の役割を国家の強化や経済発展というところに置いてきたが、本計画では「シンガポールの人と社会」を発展させる次の段階を望み、文化芸術が「シンガポールらしさやシンガポール人としてのアイデンティティ」の形成に重要な役割を持つと謳っている。2025年までの目標を「文化的で優雅な国民が、シンガポール人であることへの誇りを持った、帰る場所である国家となること (A nation of Cultured and gracious people, at home with our heritage, proud of our Singaporean identity)」⁶⁰³としている。

また、本計画の中で特に強調されている点は、「文化芸術が国民の生活において無くてはならないものとする」と「幅広く適切な才能により文化的活動や芸術品を生み出すこと」である。具体的な目標として、2025年までに国民のアート鑑賞を40%から80%に、アート活動を20%から50%まで引き上げることなどが掲げられている⁶⁰⁴。

⁶⁰³ THE REPORT OF THE ARTS AND CULTURE STRATEGIC REVIEW (2012) 、 p.15

⁶⁰⁴ THE REPORT OF THE ARTS AND CULTURE STRATEGIC REVIEW (2012) 、 p.15

それに加え、人材育成の対象を「高齢者や外国人、アマチュア、趣味で楽しむ人」などに広げ、さらに経済戦略としてではなく国家帰属意識を育ませるために、全ての国民が芸術の観客、愛好家、専門家、教育者、支援者として芸術に触れることができる社会を目指している。

この計画期間中の実績は次のとおり。2012年に世界中からギャラリーを誘致し集積させたアート地区「ギルマンバラック (Gillman Barracks)」を設置。2013年にはシンガポール最大規模の芸術イベントである「シンガポール・アート・ウィーク (Singapore Art Week)」の第1回を開催。2015年にはシンガポール国立博物館をリニューアルオープンするとともに、建国50周年を記念し、シンガポール最大規模の美術館である「ナショナルギャラリーシンガポール (National Gallery Singapore)」とパリの私立美術館「ピナコテーク・ド・パリ」のアジア初の分館である「シンガポール・ピナコテーク・ド・パリ (Singapore Pinacothèque de Paris)」の二つの大型美術館をオープンした。

(5) SG アーツプラン

「SG アーツプラン」は2018年10月に発表された2022年までの5ヵ年計画である。本計画では、外国人と現地の人々など、異なる価値観を持つ人々の間に生まれてしまった断絶を芸術の力によって埋め、シンガポールの社会構造を強化する必要性が述べられるとともに、以後5年間の芸術評議会の優先事項が示されている。

この計画はアート・アンド・カルチャー・ストラテジック・レビューの目指した文化的な人づくりのコンセプトを受け継ぎ、それを発展させたような形になっている。「人々をインスパイアする」、「コミュニティを団結させる」、「グローバルな立場を確立させる」という3つの方針のもとに、芸術評議会の役割のさらなる強化、観衆の更なる獲得、アート部門の様々な能力の育成、フリーランス芸術家の支援、テクノロジーの活用、芸術研究の強化、アートの社会に対する影響力の強化、シンガポール芸術の海外展開という8つの戦略が掲げられている。

4 行政機関

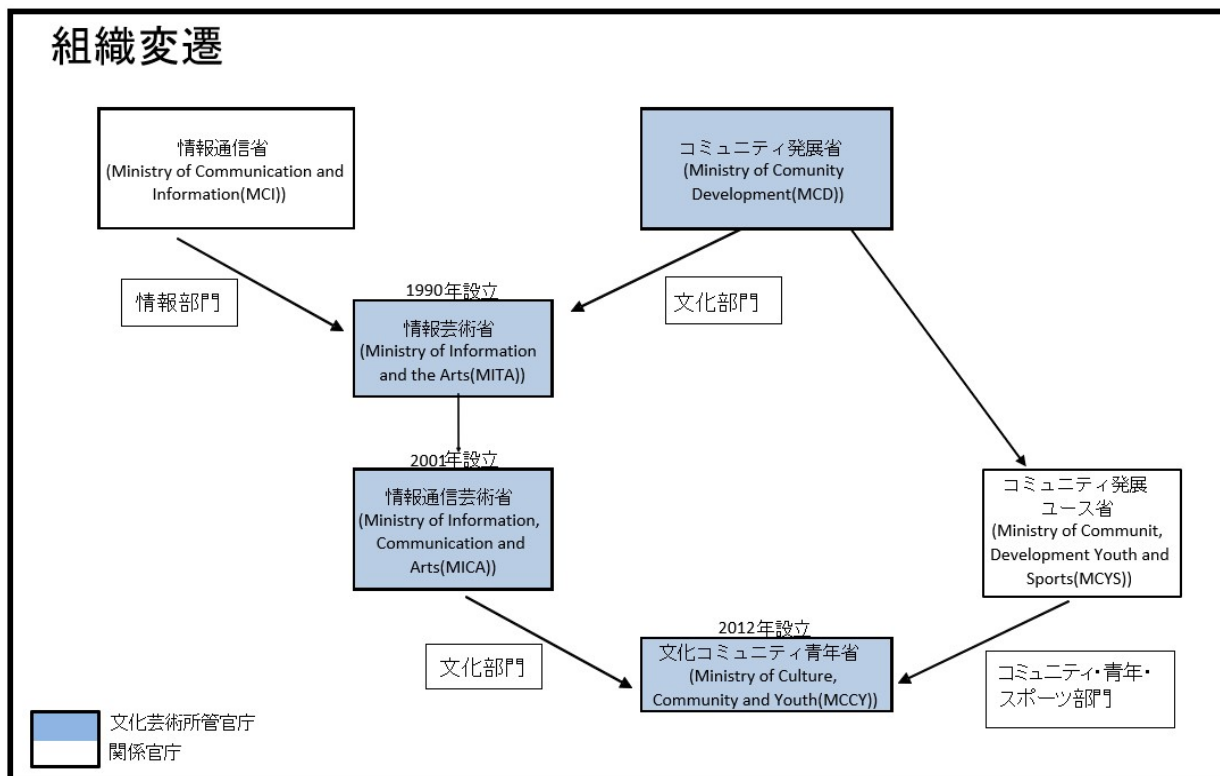
(1) 組織変遷

現在、文化芸術政策を所管するのは、文化コミュニティ青年省 (Ministry of Culture, Community and Youth : MCCY) である。同省は、過去何度かの組織改正を経て、現在の形になっている。

当初、コミュニティ発展省 (Ministry of Community Development : MCD) の文化部門 (Cultural Affairs Division) が文化芸術政策を所管していたが、1990年に同部門が情報通信省 (Ministry of Communication and Information : MCI) の情報部門と合併し、情報芸術省 (Ministry of Information and The Arts : MITA) が設立された。その後、放送公社 (Singapore Broadcasting Authority) やインフォコム振興局 (Infocom Development Authority) が加わり、2001年に情報通信芸術省 (Ministry of Information, Communication and Arts : MICA) へと改名された。さらに、2012年の「アート・アンド・カルチャー・ストラテジック・レビュー」の発表後に組織改編が行われ、情報通信芸術省の文化部門とコミュニティ発展ユース省 (Ministry of Community, Development Youth and Sports : MCYS) のコミュニティ・青年・スポーツ部門が

一緒になり、文化コミュニティ青年省が設立され、現在の形となった。

図表2 文化芸術政策所管省庁の組織変遷



出典：川崎賢一『リー・クアンユーの死とシンガポールの文化政策・文化制度の将来』（2016）、政府ウェブサイトを基にクレアシンガポール事務所作成

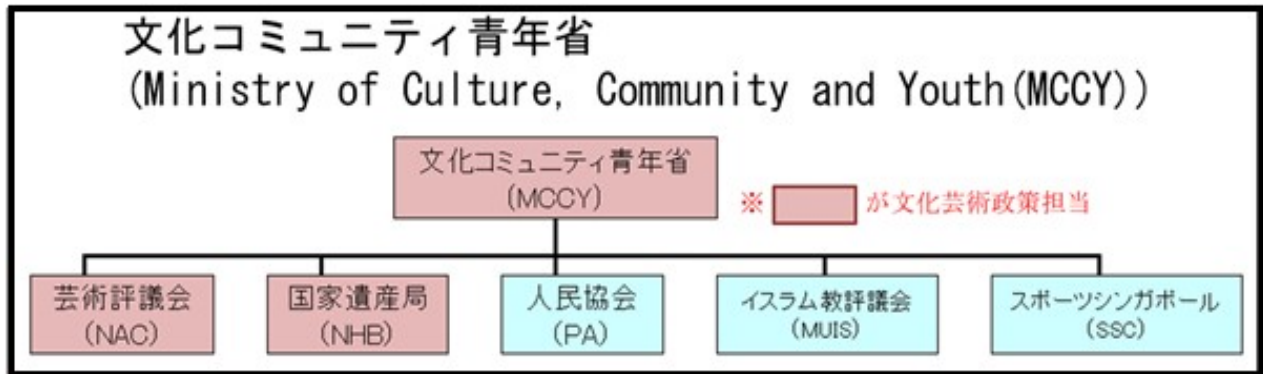
(2) 文化コミュニティ青年省

ア 概要

文化コミュニティ青年省は文化やスポーツを通して、自己形成や国家帰属意識を深め、また若者のボランティアや社会奉仕活動への参加を促し、親切で思いやりのある社会を作ることがを目的とし、「シンガポールを充実した国民や思いやりのある社会とし、自信のある国家、ホームと呼べる場所とすること（To envision Singapore as A fulfilled and engaged people, A cohesive and caring society, A confident and resilient nation, The place we call home）」をビジョンとして掲げている。

下部組織には、芸術評議会、国家遺産局、人民協会（People's Association : PA）、イスラム教評議会（Majlis Ugama Islam Singapura / Islamic Religious Council of Singapore : MUIS）、スポーツシンガポール（Singapore Sports Council : SSC）がある。その中で、文化芸術政策を担当するのは、芸術評議会と国家遺産局である。

図表3 文化コミュニティ青年省組織図



出典：文化コミュニティ青年省ウェブサイトを基にクレアシンガポール事務所作成

イ 予算

2020年度の予算は文化コミュニティ青年省全体で約 S\$22.8 億（約 1,767 億円）であり、うち全体の 7.1%に当たる約 S\$1.62 億（約 126 億円）が文化コミュニティ青年省によって直接管理執行される文化芸術関連業務の予算となっており、さらに全体の 5.7%に当たる約 S\$1.31 億（約 102 億円）が芸術評議会へ、全体の 5.0%に当たる約 S\$1.13 億（約 88 億円）が国家遺産局へ割り当てられている⁶⁰⁵。それらを合わせた文化芸術予算は約 S\$4.06 億（約 317 億円）であり、2020年度のシンガポール全体予算額約 S\$1,055.9 億の約 0.4%に相当する⁶⁰⁶。

参考として、2020年度の日本の文化庁予算は約 1,067 億円⁶⁰⁷で、文部科学省予算約 5 兆 3,000 億円⁶⁰⁸の約 2.0%に当たり、日本全体予算額約 102 兆円 6,580 億円の約 0.1%に相当する。

(3) 芸術評議会

ア 概要

1989年に発表された「文化芸術評議会報告書」に基づき、イギリスのアーツカウンシル⁶⁰⁹を手本として1991年に設立された。

当時文化芸術政策を扱っていた4つの機関「シンガポール文化基金（Singapore Cultural Foundation）」、「コミュニティ発展省の文化部門」、「アートフェスティバル実行委員会（The Festival of Arts Secretariat）」、「ナショナルシアタートラスト（The National Theater Trust）」が統合され、現在の組織になっている⁶¹⁰。

⁶⁰⁵ Singapore Budget 2020(MINISTRY OF CULTURE, COMMUNITY AND YOUTH)

https://www.singaporebudget.gov.sg/docs/default-source/budget_2020/download/pdf/53-mccy-2020.pdf

⁶⁰⁶ Analysis of Revenue and Expenditure Financial Year 2020

https://www.singaporebudget.gov.sg/docs/default-source/budget_2020/download/pdf/fy2020_analysis_of_revenue_and_expenditure.pdf

⁶⁰⁷ 文化庁ウェブサイト 2020年度予算

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/yosan/pdf/91993601_01.pdf

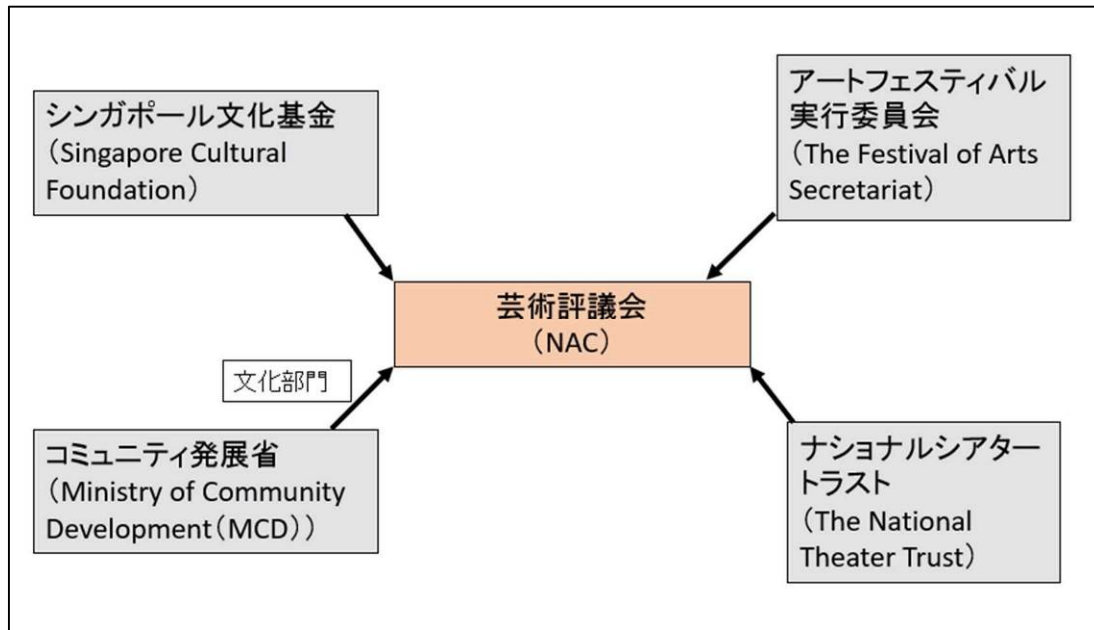
⁶⁰⁸ 文部科学省ウェブサイト 2020年度予算 https://www.mext.go.jp/a_menu/yosan/r01/1420672.htm

⁶⁰⁹ イギリス発祥の芸術文化の振興を目的とした公民協働による文化事業の推進組織。現在は日本でも文化庁や東京都などに設置されている

⁶¹⁰ 芸術評議会（NATIONAL ARTS COUNCIL）ウェブサイト

<https://www.nac.gov.sg/aboutus/milestone.html>

図表4 芸術評議会の成り立ち



出典：芸術評議会ウェブサイトを基にクレアシンガポール事務所作成

イ 施策

芸術評議会のミッションは「生活に必要不可欠なものとして芸術を創造し、鑑賞する手助けをすること (To champion the creation and appreciation of the arts as an integral part of our lives)」、ビジョンは、「人々に刺激を与え、地域社会をつなぎ、シンガポールをグローバルに位置付ける多様で特徴的な芸術の拠点となる (Home to diverse and distinctive arts which inspire our people, connect our communities and position Singapore globally)」である。

主な政策の一つに芸術・文化振興のための助成金の交付がある。助成金をアーティストに交付するだけでなく、企業からもスポンサーシップを募っており、調査・実験・ワークショップに係る費用やそれらに係る資材費等についても助成を行っている。

また、芸術評議会は、アーティストに芸術作品の作成や保管ができる物件を提供し、地元住民にアーティストの活動を見てもらうことで芸術の素晴らしさをより身近に感じてもらう「アートハウジング事業」を行っている。

アートハウジングに住むアーティストが、障害者や高齢者などのグループと関わって芸術の素晴らしさを伝えるほか、無料コンサートを実施したり、子どもたちと一緒にアートを作成したりといった取組を行っている。例えば、シンガポールの繁華街であるロバートソンキー (Robertson Quay) には「Theatre Works S」という多目的文化施設があり、小規模のサーカスや映画鑑賞会などの催しが定期的開催されている。

そのほか、芸術評議会は芸術イベントに若者の芸術家を積極的に参加させる機会を設け、熟練アーティストの仕事などを勉強させている。例えば、ユニクロやDBS銀行⁶¹¹といった大企業と若いアーティストとが関わる機会を積極的に作るような取組を実施するなど、住民、企業、

⁶¹¹ シンガポールの地場大手銀行である The Development Bank of Singapore の略称

後述する学校等が一体となった文化芸術振興を推進しており、文化芸術政策の実質的な行政窓口機関としての役割を担っている。

(4) 国家遺産局

ア 概要

芸術評議会同様、1989年の「文化芸術評議会報告書」に基づき、1993年に設立された。国家遺産局はシンガポールの遺産管理人として、歴史を語り、経験を共有し、シンガポールの精神を伝える責任を持ってシンガポール国内の美術館、博物館の管理・運営を行っている。

イ 施策

ミッションは「共有の遺産を守り、称える (To preserve and celebrate our shared heritage)」。国家遺産局は教育、国家づくり、文化的理解のために多様なコミュニティの遺産を守り、促進する役割を担っている。ビジョンは「過去に誇りを持ち、未来のために遺産を遺す (Pride in our Past, Legacy for our Future)」である。

所管している施設に、アジア文明博物館、インドヘリテージセンター、マレーヘリテージセンター、シンガポール国立博物館、プラナカン美術館、切手博物館、孫中山南洋記念館、ブキ・チャンドゥ回想館がある。

5 文化芸術教育

(1) 中等教育～前高等教育 (secondary school～junior college)

先のルネッサンス・シティ・プランでも述べたとおり、文化芸術政策において人的資源の開発にも重点が置かれ、教育現場でも文化芸術分野への取組が広がっていった経緯がある。

中等・前高等教育については、2008年に芸術を専門とする「School of the Arts : SOTA」が開校したことが大きく、これは1990年代からの教育改革⁶¹²に伴う芸術教育の位置づけの変化を物語るものである。この学校の設立の背景には、専ら経済戦略的な文脈としての芸術振興政策における創造力を持った人的資源開発の側面と、多様性と柔軟性を標榜する教育改革における新しい技術教育の試みという側面があった。

SOTAでは、狭い専門領域に特化するのではなく、幅広い芸術に触れるとともに、自然科学や社会科学などの学術領域を統合させた総合的な芸術教育を志向している。芸術振興政策と教育政策、双方の要求を満たしつつ、高い次元で過去にない新しい芸術教育、新しい中等教育段階を実践している成功例といえる⁶¹³。

SOTAには、1学年200人、全校で1,200人の13～18歳の生徒が在席している。在学期間としては、シンガポールにおける小学校卒業後から大学入学までに通う中等学校 (secondary school) (4～5年) と、大学準備教育機関 (junior college) (2年) に相当する。

入学試験は中等学校に進学する場合と同様、全国統一初等学校修了試験 (Primary School

⁶¹² クレアレポート No.420「シンガポールの教育制度改革について」を参照

⁶¹³ 佐々木幸ほか『シンガポールの芸術振興政策と芸術教育：School of the Arts Singapore の事例』(2014) p.78-86

Leaving Examination : PSLE)⁶¹⁴に加え、芸術に関する試験がある。

卒業時には、シンガポールの大学へ進学する際に必要なシンガポール・ケンブリッジ上級教育認定試験 (GCE-A レベル)⁶¹⁵と同等の国際バカロレアディプロマ⁶¹⁶が得られ、国内に限らず国外の大学へ進学する選択肢も得られる。

カリキュラムは文学や言語、社会科学、自然科学、数学などの学術分野の科目に加え、視覚芸術 (絵画・彫刻など)、音楽、演劇、舞踊などの専門コースがある。

(2) 高等教育 (University)

高等教育においては、従来から文化芸術に関する教育機会の提供がなされてきた。それは、1938年には既に南洋美術専科学院 (Nanyang Academy of Fine Arts : NAFA) というカレッジレベルの芸術学校が設立されていたことから分かる。

現在シンガポール国内では以下の4校が芸術分野の高等教育を提供している。どれも校舎のデザインが奇抜であることが特徴である。

ア 南洋美術専科学院

1938年に設立された。現在は民間により運営されているが、政府からの補助金も得ている。卒業時には、ディプロマ、学位が得られる。3D デザイン、芸術管理、デザインとメディア、美術、ファッション、ダンス、音楽、演劇のコースがある。

イ ラサール芸術学校 (LaSalle college of the Arts)

南洋美術専科学院の次に歴史を持つ芸術学校。非営利団体により運営されている、1985年に設立された芸術学校である。卒業時には、ディプロマ、学位、修士号が得られる。美術、映画とアニメ、クリエイティブ産業デザイン、デザインコミュニケーション、ファッション、空間デザイン、現代音楽、ダンスと演劇の8つの学部が用意されている。

ウ シンガポール国立大学 (NUS)

2001年に「ヨン・シュー・トー音楽学科」が設立された。シンガポールで初めて、音楽の学士と修士号を得られる全日制課程である。全生徒に奨学金が与えられるが、現在のところ入学はシンガポール人に限られている。オーケストラ楽器やピアノ、作曲といった学科が用意されている。

エ 南洋工科大学 (Nanyang Technological University : NTU)

2005年に「芸術デザイン及びメディア学部 (School of Art Design and Media)」が作られた。美術分野の学位を得られる4年制の学部が用意されている。

⁶¹⁴ クレアレポート No.416 「シンガポールの英語教育について」を参照

⁶¹⁵ Singapore Cambridge General Certificate of Examination, Advanced Level の略

⁶¹⁶ International Baccalaureate diploma examination の略



南洋美術専科学院



ラサール芸術学校



シンガポール国立大学 (NUS)



南洋工科大学 (NTU)

出典：各教育機関ウェブサイト

6 文化芸術事例

独立後 20 年ほどは「文化の砂漠」と呼ばれていたシンガポールもこれまで前述の数々の計画や取組を通じて、現在では多くの芸術施設が設立され、また多様な文化芸術イベントが開催されるに至った。本項では各種計画の具体的成果ともいえる文化芸術事例について紹介する。

(1) 文化芸術施設

ア シンガポール国立博物館 (National Museum of Singapore)

シンガポール国立博物館は、1887 年にオープンした、シンガポールで最も古く最大規模の博物館である。最初は学校の図書館の一部としてスタートしたが、1887 年に博物館となり、シンガポールが独立した 1965 年からは歴史に重点を置いた博物館として、現在の名前が付けられるようになった。

シンガポールの歴史については、「シンガポール歴史ギャラリー (Singapore History gallery)」というコーナーに詳しく展示されている。シンガプーラ時代⁶¹⁷ (1299～1818 年)、植民地時代 (1819～1941 年)、昭南島時代 (1942～1945 年)、シンガポール時代 (1945 年～現在) の 4 つにエリアが分かれている。昭南島時代については、シンガポール人が日本軍の占領下でどう生活をしていたのか、「サバイビング昭南 (Surviving Syonan)」という別の展

⁶¹⁷ ごく少数のマレー人が漁業を営み、華僑が内陸部を開墾し農業に従事していたほかは未開のジャングルだった、ラッフルズ上陸前の時代。サンスクリット語で「シンガ＝ライオン」、「プーラ＝都」という意味

示室でも詳しく説明がなされている。

そのほか、「シンガポールの建設者」とされるトマス・ラッフルズ⁶¹⁸の命令で実質的にシンガポールを統治していたウィリアム・ファーカーが、当時生息していた動植物を記録として絵師に描かせたものが「ウィリアム・ファーカー・コレクション (William Farquhar Collection)」として記録に残っており、貴重な資料として展示されている。

また、2016年には、日本のデジタルアート集団である「チームラボ (teamLab)」がこのコレクションを題材として、常設展示「Story of the Forest」を開催した。デジタル空間でコレクションの動植物を鑑賞することができ、専用のアプリをダウンロードすれば、その動植物の詳細を確かめることもできるなど、芸術と教育がうまく融合した展示であったといえる。これはシンガポール政府がチームラボに直接依頼して実現したものである。

これらのほか、近年は建築物の外壁を活かしたプロジェクションマッピングが多く行われている。それらは主に各民族の母国をイメージしたコンセプトが基調となっており、多民族理解・融和に大いに貢献していると言えるだろう。



ナショナルミュージアム外観



館内展示の様子

出典：クレアレポート 496号 シンガポールの文化芸術政策に見る地域アイデンティティの確立と多文化共生

イ ナショナルギャラリーシンガポール (National Gallery Singapore)

ナショナルギャラリーシンガポールは、2015年に旧市庁舎や旧裁判所を改築して作られた世界最大級の美術館であり、シンガポールをはじめ珍しい東南アジアの現代美術が中心に集められている。絵画、彫刻、映像など 9,000 点以上のコレクションを有する⁶¹⁹。本項では当美術館の特徴を5つ紹介したい。

まず1つ目は、旧市庁舎や旧裁判所といった歴史的に重要な建物をうまく改築し、訪問者が内装も楽しむことができるようになっている点である。

次に、福岡アジア美術館、東京国立近代美術館、ポンピドゥー・センター (フランス)、オルセー美術館 (フランス)、熱帯博物館 (オランダ)、国立ベトナム歴史博物館 (ベトナム) の6館がオフィシャルパートナーとして名を連ねている。これにより、お互いの所蔵する美術

⁶¹⁸ 田村慶子『シンガポールを知るための 65 章 (第3版)』(2013) p.18

⁶¹⁹ NATIONAL GALLERY SINGAPORE ウェブサイト <https://www.nationalgallery.sg/collections>

品の展覧会の開催などの相互交流が行われており、関係国との文化交流に大きく貢献している。

続いて、子供が楽しんで訪れ、創造的な発想力を育成できるようなプログラムを用意している。例えば2017年から始まった「ギャラリーチルドレンビエンナーレ」では、ワークショップや体験型アートを提供している。また、「Keppel centre for art education」という常設の部屋では子どもが絵描きを楽しむことができる。子ども同士が同じ空間で同じ作業に取り組むことで国民としての共通意識を育むことができれば、シンガポールが望む国民アイデンティティの確立に一歩近づくことができるかもしれない。

4点目は、マリーナ・ベイ・サンズを含む周辺の絶景を眺められる屋上庭園が開放されている他、人気のあるレストランが多数集まっているなど、展示以外でも訪問者が楽しめる場所となっていることである。

最後に、シンガポール国立博物館と同様、近年では建築物の外壁を活かしたプロジェクションマッピングがよく行われていることが特徴である。

そのほか、過去の展示内容として、2017年6月から9月にかけて日本人アーティストの草間彌生氏の企画展「Life is the heart of a rainbow」が開催された。この展示会では写真撮影が許可されており、訪問者が展示会の様子をSNSに投稿するなどして人気を集めた。初めての日本人アーティストの企画展であり、同施設で過去最大の動員数を記録した。

さらに、2017年5月から10月にかけて、チームラボによるデジタルアート作品「世界は均質化されつつ、変容し続ける」が展示された。空間に大きな球体をたくさん浮遊させ、人が触れると球体全ての色が変わるといった体験型アートの作品内容であった。また、チームラボは2018年1月から8月にかけて同じくデジタルアート作品である「Walk, Walk, Walk : Search, Deviate, Reunite」と「花と人-Dark」の作品を展示している。



ナショナルギャラリー外観

出典：クレアレポート496号 シンガポールの文化芸術政策に見る地域アイデンティティの確立と多文化共生

ウ シンガポール美術館 (Singapore Art Museum)

シンガポール美術館は1996年にオープンした、シンガポール初の美術館である。ミッションスクールを改築して建てられたもので非常に美しく、東南アジアの現代アートや絵画、彫刻などの現代美術が集まっている。

同美術館ではシンガポールビエンナーレ（詳細は後述）を主催しており、毎回メイン会場となっている。



シンガポール美術館外観

出典：クレアレポート 496 号 シンガポールの文化芸術政策に見る地域アイデンティティの確立と多文化共生

エ アートサイエンスミュージアム（Art Science Museum）

シンガポールで人気の観光地の一つでもあるのが、2011年にオープンしたアートサイエンスミュージアムである。蓮の花のような形が特徴で、マリーナ・ベイ・サンズを運営しているラスベガス・サンズ社により運営されており、同敷地内にある。

チームラボによる体験型の展示「Future World」が 2106 年 3 月から常設展示として続いており、人気を博している。

またこの美術館では、シンガポールでは珍しく国際巡回展示が行われ、これまでにゴッホ展やダ・ヴィンチ展、ポップアートで有名なアンディ・ウォーホル展などが行われている。

そのほか、ビッグデータ、素粒子物理学、古生物学、宇宙探査、遺伝子工学などの科学的展覧会も開催されている。



アートサイエンスミュージアム外観

出典：クレアレポート 496 号 シンガポールの文化芸術政策に見る地域アイデンティティの確立と多文化共生

オ エスプラネードシアター（Esplanade Theater）

エスプラネードシアターは、2002年にオープンした総合文化芸術施設であり、2つの大きなコンサートホールとシアター、4つのスタジオ、屋外シアター、図書館、屋上解放エリアなど

から成る。そのほか、レストランやショッピングモールも併設されている。また、シアター内のフリースペースや最寄りの駅に直結した地下道もアートスペースとして活用されている。直射日光を避けるため、ドームの屋根には多数の突起が取り付けられており、その形状から「ドリアンドーム」とも呼ばれている。公益法人であるエスプラネード社により運営されており⁶²⁰、同社はシンガポール政府から援助を受けている。

音楽やバレエ、演劇などが行われるほか、無料で楽しめる野外劇場や芸を披露できるスペースがあり、プロだけでなくアマチュアや住民にとって気軽に文化芸術に触れられる場所となっており、多民族参加型の場と機会を提供しているともいえる。

メインのコンサートホールには 1,827 の座席があり⁶²¹、オーケストラコンサート、セミナーや会議、授賞式などが行われている。もう一つのメイン会場であるシアターには 1,950 の座席があり⁶²²、音楽演奏やオペラ、ダンス公演、劇、映画上映、セミナーや会議、授賞式などが行われる。

特徴の一つとして、プロだけでなく、新しい才能の発見・育成の取組として、アマチュアへの公演の機会を与えていることが挙げられる。シアター内のフリースペースでは無料で公演を行うことができ、これは才能の発掘だけでなく、異文化に触れ理解する機会が増えることにも繋がっている。

完成した 2002 年から 2018 年までの 16 年間でおよそ 4 万 1,000 の公演が催され、2,800 万人が来場した⁶²³。次のステージとして、550 の座席を持つ中規模会場のウォーターフロントと呼ばれる新しい建物が建築される予定であり、2019 年に工事を開始し、2021 年の完成を目指している⁶²⁴。



エスプラネードシアター外観

出典：クレアレポート 496 号 シンガポールの文化芸術政策に見る地域アイデンティティの確立と多文化共生

⁶²⁰ エスプラネード社の主務官庁は文化コミュニティ青年省 (MCCY)

⁶²¹ ESOLANADE ウェブサイト <https://www.esplanade.com/venue-hire/concert-hall>

⁶²² ESOLANADE ウェブサイト <https://www.esplanade.com/venue-hire/theatre>

⁶²³ ESPLANADE ウェブサイト <https://www.esplanade.com/about-us/the-esplanade-story>

⁶²⁴ ESPLANADE ウェブサイト <https://www.esplanade.com/about-us/the-next-stage>

カ プラナカン博物館 (Peranakan Museum)

プラナカンとは、マレー語やインドネシア語で「子ども (anak)」を意味する言葉から派生したといわれ、東南アジア女性と外国人男性との通婚による子孫であり、華人系、アラブ系、インド系など様々なプラナカンが存在する。マレー社会のプラナカンは華人系が多いことから、シンガポールでプラナカンというと一般的に華人系プラナカンのことを指している⁶²⁵。

そんなプラナカンの歴史と文化を知ることのできる施設として、プラナカン博物館がある。1912年にオープンし、戦争を挟みながら何度か場所を移転し、1982年から現在の場所に位置している。プラナカン博物館は過去に学校として使われていた建物を使用しており、プラナカンの人々が使用する宝飾品、家具、食器、洋服、工芸品（刺繍品）などが展示されている。



プラナカン博物館外観

出典：クレアレポート 496号 シンガポールの文化芸術政策に見る地域アイデンティティの確立と多文化共生

キ アートハウス (The Arts House at the Old Parliament)

アートハウスは2004年にオープンした、絵画の展示、映画や劇の上演を行う施設である。かつて国会議事堂として使われていた歴史ある白亜の建物を活かし、内装もそのままとなっている。建物の一部は有料で芸術団体に貸し出しており、ワークショップなども開催されている。



アートハウス外観

⁶²⁵ 安里陽子『新移民の社会統合と脱領域的な主体の構築：シンガポールにおけるプラナカン概念をめぐって』（2014）

出典：クレアレポート 496 号 シンガポールの文化芸術政策に見る地域アイデンティティの確立と多文化共生

ク ギルマンバラックス (Gillman Barracks)

ギルマンバラックスは 2012 年に誕生した新しいアート地区である。シンガポールの西部にあり、かつてイギリス軍の宿舎として使われていたコロニアル様式の白亜の建物を改築してオープンした。シンガポール経済開発庁 (Economic Development Board : EDB)、芸術評議会、JTC コーポレーション (商業地区の開発管理を行う法定機関) 共同のプロジェクトである。アジアを中心に世界各国から現代美術を扱うギャラリーを誘致し、6.4 ヘクタールの広大な敷地に 13 のギャラリーが集まる⁶²⁶。日本からは「オオタファインアーツ」、「水間アートギャラリー」、「小山登美夫ギャラリー」の 3 ギャラリーが参加した。シンガポール・アート・ウィーク (詳細は後述) の会場でもある。



ギルマンバラックス外観

出典：クレアレポート 496 号 シンガポールの文化芸術政策に見る地域アイデンティティの確立と多文化共生

(2) 文化芸術イベント

ア シンガポールビエンナーレ (Singapore Biennale)

シンガポールビエンナーレは 2006 年から始まった現代美術展示会であり、現在は概ね隔年で開催されている。直近では 2019 年 11 月から 2020 年 3 月まで「Every Step in the Right Direction (世界を変えるワンステップ)」をテーマに東南アジアの現代美術を中心とした作品が集められ展示が行われた。主催は開催年によって異なるが、シンガポール美術館が主催することが多い。その他、シンガポール国立博物館やプラナカン美術館、アジア文明博物館などでも開催される。

2019 年 11 月から 2020 年 3 月まで開催された第 6 回目は 36 の国と地域から 77 組のアーテ

⁶²⁶ Gillman Barracks NEDIA RELEASE 「GILLMAN BARRACKS ART GALLERIES TO OPEN SEPTEMBER 15」 <https://www.gillmanbarracks.com/files/press/20120823-gillman-barracks-art-galleries-to-open-se/file/20120824-gillman-barracks-art-galleries-to-open-september-15.pdf>

イストが参加し⁶²⁷、日本からは「あいちトリエンナーレ 2019」でも展示された田中功起氏の「抽象・家族（2019）」が展示された。

イ シンガポールライターズフェスティバル (Singapore Writers Festival)

シンガポールライターズフェスティバルは、毎年開催されている国際的な文学イベントである。当初、1986年から隔年で開催されていたが、2011年から毎年開催されている。直近では2019年11月に開催された。内容としては、国際的に著名な作家や出版社などを世界中から集め、パネルディスカッションやワークショップなどを開催しながら作品を紹介するものである。参加者はシンガポールの作家のほか、アメリカ、イギリス、オーストラリア、インドネシア、マレーシアなど多彩な国々から参加しており、日本からは青山剛昌氏（「名探偵コナン」作者）、綿谷りさ氏（「蹴りたい背中」作者）が参加した実績がある。

メイン会場はアートハウスであり、そのほかにもナショナルギャラリーやアジア文明博物館でも開催されたことがある。

ウ アートステージ・シンガポール (Art Stage Singapore)

アートステージ・シンガポールは2010年から始まった美術展覧会であり、マリーナ・ベイ・サンズで開催され、世界中のギャラリーからアジアのアーティストの作品を中心に出展・売買が行われる。また、展示に加え、アーティストやコレクターによるトークイベントも開催されている。日本、アメリカ、中国、イギリス、オーストラリア、マレーシア、インドネシア、韓国、タイなど世界中のギャラリーが参加しているイベントである。

直近では第8回目が2018年の1月に開催され、約80のギャラリーが参加したが、年々参加するギャラリー数が減っており、2019年はわずか45まで落ち込み、開幕を目前に開催中止となった。

エ シンガポール・アート・ウィーク (Singapore Art Week)

シンガポール・アート・ウィークは2013年から開催されている芸術イベントであり、直近では第8回目が2020年1月に開催された。アートステージ・シンガポールと時期を合わせて開催されており、ナショナルギャラリー、アートハウス、エスプラネード、シンガポール美術館、ギルマンバラックス、アートサイエンスミュージアムなどで展示やワークショップ、パフォーマンス、トークイベントなどが行われる。近年はリトルインディアやジュロンイースト、ロバートソンキーなどの街中においても展示やワークショップが開催されている。また、ナショナルギャラリーで開催される「Light to Night Festival」やギルマンバラックスで開催される「Art After Dark」など、外壁を利用したプロジェクションマッピングの人气も高い。

⁶²⁷ SINGAPORE BIENNALE ウェブサイト <https://www.singaporebiennale.org/about>

【参考文献及び参考ウェブサイト】

第1章

第1節

<参考文献>

- ・願尚強 (Gan Siang King) 『シンガポールの華人社会について』

<参考ウェブサイト>

- ・ THE WORLD BANK
<https://data.worldbank.org/country/SG>
- ・ Data.gov.sg
<https://data.gov.sg/>
- ・ Singapore Department of Statistics | Census of Population 2020
<https://www.singstat.gov.sg/census2020/census-2020>
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所
<https://www.populationpyramid.net/ja/%E3%82%B7%E3%83%B3%E3%82%AC%E3%83%9D%E3%83%BC%E3%83%AB/2020/>
- ・ シンガポール政府 HP
<https://www.singstat.gov.sg/>

第2節

<参考文献>

- ・ 田村慶子『新型コロナウイルス下での総選挙、選挙結果の背景、新政権の今後』(2020年)
- ・ 中村義幸『アジア諸国の民主化と法』(アジア経済研究所、1998)

<参考ウェブサイト>

- ・ 選挙局ウェブサイト
<http://www.eld.gov.sg/homepage.html>
- ・ 大統領府ウェブサイト
<https://www.istana.gov.sg/>
- ・ 国会ウェブサイト
<http://www.parliament.gov.sg/>
- ・ シンガポール共和国憲法
https://www.eld.gov.sg/Resources/Constitution_of_the_Republic_of_Singapore.pdf
- ・ THE REPORT OF THE ELECTORAL BOUNDARIES REVIEW COMMITTEE, 2020
https://www.eld.gov.sg/pdf/White_Paper_on_the_Report_of_the_Electoral_Boundaries_Review_Committee_2020.pdf
- ・ 国会議員選挙法
[https://www.eld.gov.sg/Resources/Parliamentary_Elections_Act%20_\(Chapter%20218\).pdf](https://www.eld.gov.sg/Resources/Parliamentary_Elections_Act%20_(Chapter%20218).pdf)

- ・プレスリリース：2020年の総選挙における国会議員の非選挙区選出議員の選出
https://www.eld.gov.sg/press/2020/Press_Release_on_Election_of_Non-Constituency_Members_of_Parliament_in_General_Election_2020.pdf
- ・The Straits Times GE2020
<https://www.straitstimes.com/multimedia/graphics/2020/07/singapore-general-election-ge2020-live-results/index.html>
- ・Reuters, Factbox - Main issues in Singapore's 2011 general election
<https://www.reuters.com/article/uk-singapore-election-factbox-idUKTRE74513L20110506>
- ・外務省ウェブサイト
https://www.mfa.gov.sg/Overseas-Mission/Wellington/Mission-Updates/2008/03/press_200803_2
- ・The Straits Times
https://www.straitstimes.com/sites/default/files/attachments/2016/04/25/massive_manhunt.pdf
- ・The Straits Times
<https://www.straitstimes.com/politics/ge2015-singaporeans-overseas-to-vote-at-10-polling-stations-dubai-the-latest-addition>
- ・International Foundation for Electoral Systems-Election Guide
<https://www.electionguide.org/countries/id/193/>

第3節

<参考ウェブサイト>

- ・Prime Minister's Office Singapore
<https://www.pmo.gov.sg/the-cabinet> (2021年5月15日最終更新)
<https://www.pmo.gov.sg/About-Us> (2021年4月27日最終更新)
- ・日本貿易振興機構（ジェトロ）ビジネス短信（2021年4月26日発信）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/04/256c139d2b6b09cf.html>
- ・Public Service Division Prime Minister's Office (2021年1月29日最終更新)
<https://www.careers.gov.sg/who-we-are/the-public-service>
- ・The www.gov.sg Portal（各省ウェブサイト一覧）（2019年12月29日最終更新）
<https://www.sgdi.gov.sg/ministries>

第4節

<参考文献>

- ・在シンガポール日本国大使館『シンガポールの司法制度の概要』（2013年5月）
- ・Singapore Courts Annual Report 2020
- ・THE REVENUE AND EXPENDITURE ESTIMATES FOR THE FINANCIAL YEAR 2021/2022

<参考ウェブサイト>

- ・シンガポール最高裁判所 <https://www.supremecourt.gov.sg/>
- ・シンガポール国家裁判所 <https://www.statecourts.gov.sg/>
- ・シンガポール家庭裁判所 <https://www.familyjusticecourts.gov.sg/>
- ・シンガポール法務省 <https://www.mlaw.gov.sg/>
- ・The Law Society Singapore <http://www.lawsociety.org.sg/>
- ・シンガポール調停センター <http://www.mediation.com.sg/>

第5節

<参考文献>

- ・リー・クアンユー 『リー・クアンユー回顧録〔上、下〕』 日本経済新聞社（2000年）

<参考ウェブサイト>

- ・シンガポール政府（国家開発省：MND） <http://www.mnd.gov.sg>
- ・シンガポール政府（都市再開発庁：URA） <http://www.ura.gov.sg>
- ・シンガポール政府（住宅開発庁：HDB） <http://www.hdb.gov.sg>
- ・シンガポール政府情報通信開発庁（IDA） <http://www.ida.gov.sg/>
- ・一般財団法人自治体国際化協会『シンガポールの政策（2005年改訂版）』
<http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/j21.pdf>

第2章

第1節

<参考文献>

- ・田村慶子『シンガポールの国家建設 - ナショナリズム、エスニシティ、ジェンダー-』（明石書店 2000） p.248

<参考ウェブサイト>

- ・Population Trends 2020
<https://www.singstat.gov.sg/-/media/files/publications/population/population2020.pdf>
- ・国家開発省ウェブサイト
<https://www.mnd.gov.sg/home>
- ・人民協会ウェブサイト
<https://www.pa.gov.sg/>
- ・人民協会法
<https://sso.agc.gov.sg/Act/PAA1960>
- ・PA Annual Report 2018-2019
<https://www.pa.gov.sg/docs/default-source/others-documents/about-us-doc/pa-annual-report-1819.pdf>

- ・社会開発協議会ウェブサイト
<https://www.cdc.gov.sg/>
- ・CDC Annual Report FY 2019
https://www.cdc.gov.sg/Flipbook/annual_reports/CDC_Annual_Report_FY2019/index.html#p=1
<http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/446.pdf>
- ・社会開発協議会規則
<https://sso.agc.gov.sg/SL/PAA1960-R2/Historical/20151002?DocDate=20180723&ValidDate=20151002>
- ・南西部社会開発協議会ウェブサイト
<https://www.cdc.gov.sg/southwest>
- ・北西部社会開発協議会ウェブサイト
<https://www.cdc.gov.sg/northwest>
- ・中央部社会開発協議会ウェブサイト
<https://www.cdc.gov.sg/centralsingapore>
- ・北東部社会開発協議会ウェブサイト
<https://www.cdc.gov.sg/northeast>
- ・南東部社会開発協議会ウェブサイト
<https://www.cdc.gov.sg/southeast>
- ・社会・家族開発省ウェブサイト
<https://www.msf.gov.sg/policies/Social-Service-Agencies/Pages/default.aspx>
- ・住宅開発庁ウェブサイト
<https://www.hdb.gov.sg/cs/infoweb/homepage>
- ・タウンカウンスル法
<https://sso.agc.gov.sg/Act/TCA1988>
- ・マリーナパレードタウンカウンスルウェブサイト
<http://www.mptc.org.sg/>
- ・国家遺産局ウェブサイト
<https://www.nhb.gov.sg/>
- ・Census of Population 2000
https://www.singstat.gov.sg/publications/cop2000/census_stat_admin
- ・Census of Population 2010
https://www.singstat.gov.sg/-/media/files/publications/cop2010/census_2010_release1/cop2010sr1.pdf
- ・スピーク・マンダリンキャンペーンウェブサイト
<https://www.mandarin.org.sg/en>
- ・スピーク・グッド・イングリッシュムーブメントウェブサイト
<https://www.languagecouncils.sg/goodenglish/>
- ・人材開発省ウェブサイト

<https://www.mom.gov.sg/>

- Channel News Asia

<https://www.channelnewsasia.com/news/singapore/singapore-population-declines-non-residents-citizens-pr-13141862>

- シンガポール統計局ウェブサイト

<https://www.singstat.gov.sg/>

第2節

<参考ウェブサイト>

- MOF Singapore Budget

<https://www.mof.gov.sg/singaporebudget>

- テマセク・ホールディングス HP、GICHP

<https://www.swfinstitute.org/profile/598cdaa60124e9fd2d05c04a>

- 日本貿易振興機構（シンガポール・税制）

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2020/02/3240d5bc2269d430.html>

- 令和3年度地方団体の歳入歳出総額の見込額

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei02_02000281.html

- The Inland Revenue Authority of Singapore (IRAS)

<https://www.iras.gov.sg/irashome/default.aspx>

- ストレートタイムス

<https://www.straitstimes.com/singapore/singapore-budget-2020-64-billion-set-aside-to-support-businesses-families-and-agencies>

第3節

<参考ウェブサイト>

- シンガポール警察ウェブサイト <https://www.police.gov.sg/>

- シンガポール内務省ウェブサイト <https://www.mha.gov.sg/>

- Singapore Police Force "SPF Annual Report 2020"

<https://www.police.gov.sg/-/media/B0FBB963F10D489DB92D2198948FDD6A.ashx>

- Singapore Police Force "Safeguarding Every Day: 200 Years of the Singapore Police Force"

https://www.police.gov.sg/-/media/SPF200/SPF200-Safeguarding-Every-Day_web.pdf?la=en&hash=8D66145273473F46111ED1AAAFEEC307B358B16D

- Singapore Police Force "Annual Crime Brief 2019"

<https://www.police.gov.sg/-/media/CDFB635E882E4FBCB85B859FA85845F4.ashx>

- 犯罪防止評議会ウェブサイト(2021年9月10日)

<https://www.ncpc.org.sg/makeupofncpc.html>

- SG セキュアウェブサイト (2021年7月12日更新) <https://www.sgsecure.gov.sg/>

- Reuters 記事 (2021年8月4日発信)

<https://www.reuters.com/world/asia-pacific/singapore-double-police-cameras-more-than-200000-over-next-decade-2021-08-04/>

- ・警察庁「犯罪統計資料 平成 31 年 1 月～令和元年 12 月分【確定値】」
<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/sousa/statistics.html>,P9
- ・総務省統計局(2021 年 9 月 7 日)
<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/2019np/index.html>
- ・Data.gov.sg " Total Persons, Locals and Foreigners Arrested " (2021 年 9 月 7 日)
<https://data.gov.sg/dataset/total-persons-locals-and-foreigners-arrested>
- ・Data.gov.sg " Cases Recorded for Selected Major Offences " (2021 年 9 月 7 日)
<https://data.gov.sg/dataset/cases-recorded-for-selected-major-offences>
- ・Ministry of Finance “Singapore Budget2019,Revenue and Expenditure”
<https://www.mof.gov.sg/singapore-budget/budget-archives>
- ・Ministry of Finance “THE REVENUE AND EXPENDITURE ESTIMATES FOR THE FINANCIAL YEAR 2020/2021”
<https://www.mof.gov.sg/singapore-budget/budget-2020>

第 4 節

<参考ウェブサイト>

- ・シンガポール民間防衛隊ウェブサイト
<https://www.scdf.gov.sg>
- ・Singapore Civil Defence Force “Fire, EMS and Enforcement Statistics 2020”及び“Fire, EMS and Enforcement Statistics 2019”
<https://www.scdf.gov.sg/home/about-us/media-room/statistics>
- ・Singapore Civil Defence Force “Fire, EMS and Enforcement Statistics 2017” “同 2019”
<https://www.scdf.gov.sg/home/about-us/media-room/statistics>
- ・Singapore Civil Defence Force “REaction2019”
<https://www.scdf.gov.sg/home/about-us/media-room/publications/reaction>
- ・Ministry of Finance “THE REVENUE AND EXPENDITURE ESTIMATES FOR THE FINANCIAL YEAR 2020/2021”
<https://www.mof.gov.sg/singapore-budget/budget-2020>, P135
- ・国立国会図書館ウェブサイト (2021 年 9 月 16 日閲覧)
<https://eresources.nlb.gov.sg>
- ・海事港湾庁ウェブサイト (2019 年 9 月 11 日最終更新)
<https://www.mpa.gov.sg/web/portal/home/media-centre/news-releases/detail/abf6bbf5-5cda-4640-a495-a504ca3facc5>
- ・ST Engineering ウェブサイト (2021 年 9 月 21 日閲覧)
<https://www.stengg.com/one-contact-centre>
- ・シンガポール内務省ウェブサイト (2021 年 7 月 22 日最終更新)

<https://www.mha.gov.sg/volunteers/home-team-volunteer-scheme/filter/singapore-civil-defence-force/>

- ・ gov.sg ウェブサイト (2019年12月20日最終更新)

<https://www.gov.sg/article/what-do-peoples-association-grassroots-leaders-do>

第5節

<参考文献>

- ・ *Defending the Lion City* Tim Huxley (2000年)

<参考ウェブサイト>

- ・ MINDEF Singapore
<https://www.mindef.gov.sg/web/portal/mindef/home>
- ・ MOF Singapore Budget
<https://www.mof.gov.sg/singaporebudget>
- ・ A Singapore Government Agency Website(Total Defence 2021)
https://www.mindef.gov.sg/oms/imindef/mindef_websites/topics/totaldefence/index.html

第6節

<参考文献>

- ・ 顔尚強『シンガポール PAP 政権』シンガポール日本商工会議所 JCCI, 2011
- ・ 顔尚強『シンガポール経済を主導する GLC』シンガポール日本商工会議所 JCCI, 2012
- ・ Jon S. T. Quah “Paying for the best and brightest” in Christopher Hood and B. Guy Peters with Grace O. M. Lee (ed.) *Reward for High Public Office – Asian and Pacific-Rim states*, London and New York: Routledge, 2003, pp. 145-162
- ・ Jon S. T. Quah “Public Administration Singapore Style”, Singapore: Talisman, 2010
- ・ People’s Association Annual Report 2019-2020
- ・ Singapore White Paper “Salaries for a Capable and Committed Government” 10 January 2012
- ・ Analysis of Revenue and Expenditure Financial Year 2021
- ・ Yearbook of Statistics Singapore, 2019
- ・ 田村慶子『シンガポールを知るための65章【第3版】』（編著）2013

<参考ウェブサイト>

- ・ 国会 <http://www.parliament.gov.sg/>
- ・ 選挙局 <http://www.eld.gov.sg/homepage.html>
- ・ 公務員局 <http://www.psd.gov.sg>
- ・ 人民協会 <http://www.pa.gov.sg>
- ・ Singapore Administrative Service

<https://www.psd.gov.sg/faq/the-singapore-administrative-service>

- Careers@Gov <http://www.careers.gov.sg>
- The Straits Times <http://www.straitstimes.com/>
- NNA ASIA <https://www.nna.jp/news/list/singapore>

第3章

第1節

<参考文献>

- シンガポールの政策『都市開発政策編』（財団法人自治体国際化協会 2011年）
- シンガポールの政策『都市開発政策編』（一般財団法人自治体国際化協会 2015年）
- CLAIR REPORT 494号『シンガポールにおける歴史的建造物の保全』（一般財団法人自治体国際化協会シンガポール事務所 2020年1月31日）P.5~6

<参考ウェブサイト>

- Total Land Area of Singapore (Data.gov.sg)
<https://data.gov.sg/dataset/total-land-area-of-singapore>
- City in Nature 2019/2020 (Nparks Annual Report 2019)
https://www.nparks.gov.sg/portals/annualreport/npark_annual_report.pdf
- Land Transport Authority “Downtown Line “
https://www.lta.gov.sg/content/ltagov/en/getting_around/public_transport/rail_network/downtown_line.html
- Ministry of National Development “Land Use Plan to Support Singapore ‘s Future Population”
<https://www.mnd.gov.sg/docs/default-source/mnd-documents/publications-documents/land-use-plan.pdf>
- CHANGI Airport Group “DEVELOPMENT MILESTONES”
<https://www.changiairport.com/corporate/our-expertise/changi-east.html#milestones>
- Urban Redevelopment Authority “Concept Plan 2011 and MND Land Use Plan”
<https://www.ura.gov.sg/Corporate/Planning/Concept-Plan/Land-Use-Plan#:~:text=The%20Land%20Use%20Plan%20is,to%206.9%20million%20by%202030.>
- Urban Redevelopment Authority “Master Plan 2014”
<https://www.ura.gov.sg/Corporate/Planning/Master-Plan/Previous-Master-Plans>
- Urban Redevelopment Authority ”Master Plan 2019”
<https://www.ura.gov.sg/Corporate/Planning/Master-Plan>
- National Environment Agency “After death -Facilities and Services”
<https://www.nea.gov.sg/our-services/after-death/facilities-and-services>
- The Building and Construction Authority “Cities of Tomorrow (CoT) R&D Programme”
<https://www1.bca.gov.sg/buildsg/buildsg-transformation-fund/cities-of-tomorrow-cot-r-d-programme#:~:text=The%20Cities%20of%20Tomorrow%20R%26D,solutions%20to%20address%20the%20challenges.>

- Urban Sustainability R&D Congress “Cities of Tomorrow R&D Programme -Annex A-“
<https://www.mnd.gov.sg/docs/default-source/urbansustainability/newsroom-resources/cities-of-tomorrow.pdf>
- ”S'pore's land area expanded by 25% in past 200 years” (Mothership.SG 記事 2018 年 9 月)
<https://mothership.sg/2018/09/singapore-land-reclamation-increase-size/>
- ”KL-Singapore High Speed Rail terminated after both countries fail to reach agreement on M'sia's proposed changes” (The Straits Times 記事 2021 年 1 月 1 日)
<https://www.straitstimes.com/singapore/politics/kl-singapore-high-speed-rail-terminated-after-singapore-and-malaysia-fail-to>
- 「North South Line の Marina South Pier 駅が 2014 年 11 月 23 日に運行を開始した」
(The Straits Times 記事 2014 年 11 月 22 日)
<https://www.straitstimes.com/singapore/transport/marina-south-pier-mrt-station-on-north-south-line-to-open-on-sunday>
- Lee Kuan Yew School of Public Policy “Long-Term Land Use Planning In Singapore” P.4
https://lkyspp.nus.edu.sg/docs/default-source/case-studies/lkyspp-case-study_-landuse-case.pdf
- ”At the forefront of the Greater Southern Waterfront” (Channel News Asia 記事 2019 年 2 月 20 日)
<https://www.channelnewsasia.com/news/advertorial/at-the-forefront-of-the-greater-southern-waterfront-developments-11252520>
- ジェトロビジネス短信「シンガポール向け建設用途の砂の輸入、マレーシアの禁輸措置で大幅減」(JETRO2019 年 7 月 24)
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/07/3486fc690c80bb3d.html>
- 「シンガポールの歴史が眠る丘。保存危機のブキ・ブラウン墓地」(AsiaX 記事 2014 年 4 月 7 日) <https://www.asiax.biz/kira/11121/>
- シンガポール日本人会資料「日本人墓地慰霊祭」
http://www.jas.org.sg/event_report/Mar2019/Japanese_Cemetery_Prayer.pdf
- 「国家開発省、都市問題解決の研究プログラム開始」(NNANews 記事 2017 年 7 月 3 日)
<https://www.nna.jp/news/result/1629366>
- シンガポール政府 (国家開発省 : MND) <http://www.mnd.gov.sg>
- シンガポール政府 (都市再開発庁 : URA) <http://www.ura.gov.sg>
- シンガポール政府 (住宅開発庁 : HDB) <http://www.hdb.gov.sg>
- シンガポール政府 (国立公園庁 : NParks) <http://www.nparks.gov.sg>
- シンガポール政府 (統計局) <http://www.singstat.gov.sg/>
- シンガポール政府 (法務省) <http://www.minlaw.gov.sg/>
- シンガポール政府 (シンガポール土地管理庁) <https://www.sla.gov.sg/>
- シンガポール政府 (土地測量局) <https://lsb.mlaw.gov.sg/>
- シンガポール政府 (控訴庁) <https://ab.mlaw.gov.sg/>

- ・ マリーナ・ベイ地区開発 <http://www.marina-bay.sg/index.html>

第2節

<参考文献>

- ・ 『シンガポールを知ろう!』 ((社) 日本シンガポール協会、1998年)
- ・ 『シリコンバレーを目指すシンガポール・サイエンス・ハブ』 地域政策 (1999年)
- ・ 「CLAIR REPORT 165 『シンガポールの産業政策』」 (自治体国際化協会、1998年)
- ・ Yearbook of Statistics 2014, Singapore Department of Statistics (2014年)
- ・ Report of the Economic Strategies Committee ~ High Skilled People, Innovative Economy, Distinctive Global City~ (2010年)
- ・ 田村慶子『シンガポールを知るための65章【第3版】』(編著) (2013年)
- ・ ジェトロ『アジアにおける新たな産業集積の動向』(2013年9月)
- ・ 独立行政法人科学技術振興機構 研究開発戦略センター『競争力のある小国の科学技術動向 (2013年度版)』(2014年3月)
- ・ ジェトロ・シンガポール『シンガポール経済の動向』(2014年10月15日)
- ・ ジェトロアジア経済研究所、湧上 敦夫『アジアの経済循環—第4章シンガポールの景気循環』(1992年) P.60

<参考ウェブサイト>

- ・ World Economic Outlook Database October 2020 <https://www.imf.org/en/Publications/WEO/weo-database/2020/October>
- ・ Department of Statistics Singapore <https://www.singstat.gov.sg/find-data/search-by-theme/economy/national-accounts/latest-data>
- ・ Ministry of Trade and Industry Singapore <https://www.mti.gov.sg/Resources/Economic-Survey-of-Singapore/2019/Economic-Survey-of-Singapore-2019>
- ・ ジェトロ世界貿易投資報告 (2020年版) <https://www.jetro.go.jp/world/gtir/2020.html>
- ・ Enterprise Singapore <https://www.enterprisesg.gov.sg/contact/overseas-centres>
- ・ CFE Report <https://www.mti.gov.sg/FutureEconomy/Resources/CFE-Report>
- ・ Economic Development Board <https://www.edb.gov.sg/en/news-and-events/insights/headquarters/singapores-industry-friendly-landscape.html#:~:text=The%202015%20complexes%20form%20Biopolis,industry%20and%20academia%20have%20converged.>
- ・ JTC Corporation <https://www.jtc.gov.sg/industrial-land-and-space/Pages/mediapolis.aspx>
- ・ Straits Times <https://www.straitstimes.com/business/companies-markets/biopolis-to-expand-as-part-of-moves-to-better-support-biotech-start-ups>
- ・ JTC Corporation [https://www.jtc.gov.sg/news-and-publications/press-releases/Pages/20200316\(PR1\).aspx](https://www.jtc.gov.sg/news-and-publications/press-releases/Pages/20200316(PR1).aspx)
- ・ Economic Development Board <https://www.edb.gov.sg/>
- ・ Singapore's Productivity Challenge <https://lkyspp.nus.edu.sg/docs/default-source/research-centres-document/20160210-singapores-productivity-challenge-a-historical->

- perspective.pdf?sfvrsn=e00c960b_2#:~:text=In%20the%201960s%2C%20the%20economic,at%204%25%20per%20year%20
- ジェトロ・シンガポール「シンガポールの税制」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2020/3240d5bc2269d430/20200209-202011.pdf
 - ジェトロ・シンガポール「シンガポールにおける地域統括拠点誘致政策～タイ、マレーシア、香港との比較～」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2020/3240d5bc2269d430/20200209-202011.pdf
 - Ministry of Manpower <https://www.mom.gov.sg/>
 - JTC Corporation <https://www.jtc.gov.sg/industrial-land-and-space/Pages/jurong-island.aspx>
 - International Trade Administration <https://www.trade.gov/energy-resource-guide-singapore-oil-and-gas#:~:text=Singapore%20has%20a%20total%20crude,d%20refinery%20on%20Pulau%20Merlimau.>
 - JTC Corporation <https://www.jtc.gov.sg/industrial-land-and-space/Pages/jurong-rock-caverns.aspx>
 - Singapore LNG Corporation <https://www.slng.com.sg/website/content.aspx?wpi=Terminal+Facts+%26+Figures&mmi=85&smi=116>
 - JTC Corporation <https://www.jtc.gov.sg/industrial-land-and-space/Pages/seletar-aerospace-park.aspx>
 - A*STAR <https://research.a-star.edu.sg/articles/features/biopolis-ten-years-on/#:~:text=From%20an%20initial%20cluster%20of,of%2Dthe%2Dart%20facilities.>
 - Ministry of National Development <https://www.mnd.gov.sg/our-city-our-home/our-early-struggles>

第3節

<参考文献>

- “Sustainable Singapore Blueprint “ (2009年)
- “Sustainable Singapore Blueprint 2015 “ (2014年)
- “National Environment Agency Annual& Sustainability Report 2018/2019 “ p.26
- “Environmental Protection Division Annual Report 2018 “ p.29,49,55,59-60
- “Key Environmental Statistics 2019 “ p. 2
- “National Parks Annual Report 2018/2019 “ p.49,56-57
- “HDB Annual Report 2018/2019 “ p. 7 -11
- “Singapore Energy Statistics 2018 “ p.91,93
- “Zero Waste Masterplan “ p.14
- 自治体国際化フォーラム クレア海外通信『マングローブに覆われた廃棄物処分場～シンガポール廃棄物対策の概要～』 (2009年11月号)
- 自治体国際化フォーラム 海外事務所特集『シンガポールの緑化政策～国家の命運をかけたプロジェクト～』 (2002年2月号)

<参考ウェブサイト>

- ・持続可能性・環境省 <http://app.mewr.gov.sg>
- ・国家環境庁 <http://app.nea.gov.sg>
- ・公益事業庁 <http://www.pub.gov.sg>
- ・シンガポール食品庁 <https://www.sfa.gov.sg>
- ・国立公園庁 <http://www.nparks.gov.sg>
- ・都市再開発庁 <http://www.ura.gov.sg>
- ・住宅開発庁 <http://www.hdb.gov.sg>
- ・エネルギー市場庁 <https://www.ema.gov.sg>
- ・Zero Waste Singapore <http://www.zerowastesg.com/>
- ・国立図書館 <https://eresources.nlb.gov.sg/infopedia/>

第4節

<参考ウェブサイト>

- ・Ministry of the Environment and Water Resources “The Singapore Green Plan 2012 (2006 Edition) ”
<https://www.mse.gov.sg/grab-our-research/singapore-green-plan-2012>
- ・Public Utility Board “Sustainable Singapore Blueprint 2015”
<https://www.mse.gov.sg/docs/default-source/module/ssb-publications/be3e98e5-b850-40a4-8e01-98d807132e9e.pdf>
- ・Public Utility Board “Our Water, Our Future 2016”
<https://www.pub.gov.sg/Documents/PUBOurWaterOurFuture.pdf>
- ・Public Utility Board “Innovation in Water Singapore 2012”
https://www.pub.gov.sg/Documents/InnovationWater_vol3.pdf
- ・Meteorological service singapore
<http://www.weather.gov.sg/climate-climate-of-singapore/>
- ・Statistics Singapore <https://www.singstat.gov.sg/modules/infographics/population>
- ・Research Office Information Services Division Legislative Council Secretariat “Factsheet NEWater in Singapore” (2016年2月) P.4
<https://www.legco.gov.hk/research-publications/english/1516fsc22-newater-in-singapore-20160226-e.pdf>
- ・Tay Teck Kiang “SINGAPORE’S EXPERIENCE IN WATER DEMAND MANAGEMENT”
,P.4~6 https://www.iwra.org/member/congress/resource/abs461_article.pdf
- ・Keppel Infrastructure Trust
<https://www.kepinfratrust.com/portfolio/waste-and-water/singspring-desalination-plant/>
- ・Keppel Infrastructure Trust “Trust Structure”
<https://www.kepinfratrust.com/about-us/trust-structure/>
- ・Hyflux Ltd:

- <https://www.hyflux.com/highlights/tuaspring-iwpp-singapore/#:~:text=Tuaspring%20Integrated%20Water%20%26%20Power%20Project%20is%20Singapore's%20first.,plant%20in%20South%20East%20Asia.>
- Cobra Group “Tuas III Desalination Plant”
<https://www.grupocobra.com/en/proyecto/tuas-iii-desalination-plant/>
 - National Parks “Bukit Timah Nature Reserve”
<https://www.nparks.gov.sg/gardens-parks-and-nature/parks-and-nature-reserves/bukit-timah-nature-reserve/#:~:text=This%20163%20ha%20reserve%20includes,primary%20rainforest%20in%20the%20country.>
 - Public Utility Board <http://www.pub.gov.sg>
 - Public Utility Board “NEWater”
<https://www.pub.gov.sg/watersupply/fournationaltaps/newater>
 - Public Utility Board “Desalinated Water”
<https://www.pub.gov.sg/watersupply/fournationaltaps/desalinatedwater>
 - Public Utility Board “Keppel Marina East Desalination Plant begins commercial operations”
<https://www.pub.gov.sg/news/pressreleases/KeppelMarinaEastDesalinationPlantbeginscommercialoperations>
 - Public Utility Board “Proposal for Singapore’s fifth desalination plant awarded to Tuas Power – Singapore Technologies Marine Consortium”
<https://www.pub.gov.sg/news/pressreleases/ProposalforSingaporefifthdesalinationplantawardedtoTuasPowerSingaporeTechnologiesMarineConsortium>
 - Public Utility Board “About Deep Tunnel Sewerage System”
<https://www.pub.gov.sg/dtss/about>
 - Public Utility Board “Tuas Water Reclamation Plant”
<https://www.pub.gov.sg/dtss/phase2/twrp>
 - Public Utility Board “Save Water” <https://www.pub.gov.sg/savewater>
 - Public Utility Board “Water Price” <https://www.pub.gov.sg/watersupply/waterprice>
 - Web Archive Singapore “Environment & Water Industry Programme Office”
<https://eresources.nlb.gov.sg/webarchives/details/www.pub.gov.sg.EWI.Pages.default.aspx.html>
 - Public Utility Board “About Global HydroHub”
<https://www.pub.gov.sg/globalhydrohub/about>
 - Public Utility Board “Annex A: Water Industry Progress Report 2006 – 2015”
<https://www.pub.gov.sg/sites/assets/PressReleaseDocuments/Water%20Industry%20Annex%20A%20-%20Progress%20Report.pdf>
 - Public Utility Board “S\$200 million funding boost for Singapore’s water industry over

the next five years” (2016年11月)

[https://www.pub.gov.sg/news/pressreleases/s\\$200millionfundingboostforsingaporeswaterindustryoverthenextfiveyears](https://www.pub.gov.sg/news/pressreleases/s$200millionfundingboostforsingaporeswaterindustryoverthenextfiveyears)

- National Library Board

https://eresources.nlb.gov.sg/infopedia/articles/SIP_1370_2008-11-22.html

- Ministry of Foreign Affairs Singapore “Water Agreement”

<https://www.mfa.gov.sg/SINGAPORES-FOREIGN-POLICY/Key-Issues/Water-Agreements>

- Singapore Infopedia-A Singapore Government Agent website “Singapore-Malaysia water agreements”

https://eresources.nlb.gov.sg/infopedia/articles/SIP_1533_2009-06-23.html

- SINGAPORE INTERNATIONAL WATER WEEK “ About the Singapore International Water Week Online” (2020年11月6日最終閲覧) <https://www.siww.com.sg/>

- 新華社通信 “Singapore to develop world's largest membrane bioreactor water reclamation plant” (2017年2月13日)

http://www.xinhuanet.com/english/2017-02/13/c_136053472.htm

- The Straits Times “Singapore launches fifth Newater plant at Changi, boosting water supply” (2017年1月18日)

<https://www.straitstimes.com/singapore/singapore-launches-fifth-newater-plant-at-changi-boosting-treated-used-water-supply-by-10>

- The Straits Times “Enough water in Linggiu dam, Johor assures Singapore” (2017年1月27日)

<https://www.straitstimes.com/asia/se-asia/enough-water-in-linggiu-dam-johor-assures-singapore>

- The Business Times “The Hyflux story so far” (2019年3月23日)

<https://www.businesstimes.com.sg/brunch/the-hyflux-story-so-far>

- CNA “Construction of new S\$230m NEWater factory in Changi expected to start in 2022” (2020年8月)

<https://headtopics.com/sg/construction-of-new-s-230m-newater-factory-in-changi-expected-to-start-in-2022-15285347>

- 国土交通省 「シンガポール共和国」 (2016年3月)

<https://www.mlit.go.jp/common/001131554.pdf>

- 日本貿易振興機構 (ジェトロ) シンガポール事務所 「シンガポールの水及び 環境部門に関する市場調査 2. シンガポールの水及び環境部門の概略」 (2018年1月) P.12~13

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/infra-reports/sg_201801_2.pdf

- アジア大都市ネットワーク 21 「大規模な水再生ー最新の処理方式で 100%の下水道整備シンガポール」 (2020年11月6日最終閲覧)

<https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/gaimubu/anmc21/anmc21org/bestpractice/Singapore4.html>

- ・「シンガポールの水政策と今後の水ビジネスの展望」（クレアシンガポール事務所 2010 年 8 月）http://www.clair.or.jp/j/forum/c_mailmagazine/201008_1/2-2.pdf
- ・「シンガポール国際水週間 2010 水エキスポ 出展報告書」（水のいのちとものづくり中部フォーラム）https://www.cbr.mlit.go.jp/kawatomizu/mizumono_forum/pdf/20100715expo.pdf
- ・シンガポール国際水週間 2011 について（クレアシンガポール事務所メールマガジン 2011 年 10 月）http://www.clair.or.jp/j/forum/c_mailmagazine/201110/2-6.pdf
- ・「シンガポール国際水週間 2012(SIWW2012)」 ジャパン・パピリオン 出品者リスト」（日本貿易振興機構）<https://www.jetro.go.jp/news/releases/20120618660-news/list.pdf>
- ・「シンガポール国際水週間 2014」（クレアシンガポール事務所メールマガジン 2014 年 9 月）http://www.clair.or.jp/j/forum/c_mailmagazine/201409_1/3.pdf
- ・「水と共に『シンガポール国際水週間 2016』ルポ」 P. 2
<http://gwaterjapan.com/writings/1609eneco.pdf>
- ・AsiaX「JETRO、SIWW/CESS にジャパン・パピリオンを設置し日本企業の販路開拓を支援」（2018 年 7 月 6 日）<https://www.asiax.biz/news/47031/>

第 5 節

<参考ウェブサイト>

- ・Annual Survey on Infocomm Usage in Households and by Individuals For 2019
https://www.imda.gov.sg/-/media/Imda/Files/Infocomm-Media-Landscape/Research-and-Statistics/Survey-Report/2019-HH-Public-Report_09032020.pdf
- ・令和元年通信利用動向調査の結果
https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/pdf/HR201900_001.pdf
- ・Global E-Government Survey 2020
[https://publicadministration.un.org/egovkb/Portals/egovkb/Documents/un/2020-Survey/2020%20UN%20E-Government%20Survey%20\(Full%20Report\).pdf](https://publicadministration.un.org/egovkb/Portals/egovkb/Documents/un/2020-Survey/2020%20UN%20E-Government%20Survey%20(Full%20Report).pdf)
- ・第 15 回 早稲田大学世界デジタル政府ランキング https://idg-waseda.jp/pdf/2019_2020_Digital_Government_Ranking_Press_Release_Japanese.pdf
- ・Technology and Governance in Singapore's Smart Nation Initiative
https://ash.harvard.edu/files/ash/files/282181_hvd_ash_paper_jj_woo.pdf
- ・一般財団法人自治体国際化協会『シンガポールの情報化政策と電子行政』
http://www.clair.org.sg/j/wp-content/uploads/2018/03/rep_252.pdf
- ・一般財団法人自治体国際化協会『シンガポールの政策（2005 年改訂版）』
<http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/j21.pdf>
- ・一般財団法人自治体国際化協会『シンガポールの政策（2011 年改訂版）』
<http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/series/pdf/j38.pdf>
- ・一般財団法人自治体国際化協会『シンガポールの移動弱者対策～公共交通への情報通信技術の活用～』
<http://www.clair.org.sg/j/wp-content/uploads/2019/03/481.pdf>
- ・一般財団法人自治体国際化協会『シンガポールの情報化政策～保健・福祉分野への情報通信

- 技術の活用〜』 <http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/497.pdf>
- ・シンガポール政府 eGovernment <http://www.egov.gov.sg/>
 - ・シンガポール政府情報通信開発庁 (IDA) <http://www.ida.gov.sg/>
 - ・シンガポール政府 eCitizen Portal <http://www.ecitizen.gov.sg/>
 - ・シンガポール政府 Business Portal <http://www.business.gov.sg/>
 - ・シンガポール政府 SINGOV <http://www.gov.sg/>
 - ・シンガポール政府 Singapore Infomap <http://www.sg>
 - ・シンガポール政府財務省 (MOF) <http://app.mof.gov.sg/index.aspx>
 - ・シンガポール政府首相府 <https://www.pmo.gov.sg/>
 - ・シンガポール政府情報通信省 <https://www.mci.gov.sg/>
 - ・シンガポール政府情報通信メディア開発庁 <https://www.imda.gov.sg/>
 - ・シンガポール政府政府テクノロジー局 <https://www.tech.gov.sg/>
 - ・シンガポール政府スマート・ネーション・デジタル政府室 <https://www.smartnation.gov.sg/>

第6節

<参考文献>

- ・ National Research Foundation “Research Innovation Enterprise 2020 Plan”
- ・ A*STAR “National Survey of R&D in Singapore2018”
- ・ A*STAR “STEP2015 Science, Technology & Enterprise Plan 2015”
- ・ 小林治・津田憂子著「シンガポールの科学技術情勢」国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発戦略センター海外動向ユニット (2016年)
- ・ 岩崎薫里著「シンガポールの外国人高度人材誘致戦略—この国はいかにして高度人材を集めているか—」環太平洋ビジネス情報 RIM 2015 Vol.15 No.57 (2015年)
- ・ クレアレポート No.481 「シンガポールの移動弱者対策～公共交通への情報通信技術の活用～」一般財団法人自治体国際化協会 (2019年)
- ・ クレアレポート No.495 「シンガポールにおける経済振興政策の変遷～外資・外国籍企業誘致から地場企業振興へ～」一般財団法人自治体国際化協会 (2019年)
- ・ クレアレポート No.497 「シンガポールの情報化政策～保健・福祉分野への情報通信技術の活用～」一般財団法人自治体国際化協会 (2020年)

<参考ウェブサイト>

- ・ The National Accounts Section of the United Nations Statistics Division
<https://unstats.un.org/unsd/snaama/CountryProfile>
- ・ National Research Foundation <https://www.nrf.gov.sg/>
- ・ Campus for Excellence And Technological Enterprise <https://www.create.edu.sg/>
- ・ Lee Kuwan Yew School of Public Policy
<https://lkyspp.nus.edu.sg/gia/article/singapore-50-years-of-science-and-technology>
- ・ A*STAR <https://www.a-star.edu.sg/Scholarships>

- ・JETRO https://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/invest_03.html
- ・文部科学省・科学技術・学術政策研究所「科学技術指標 2019」
https://www.nistep.go.jp/sti_indicator/2019/RM283_00.html

第7節

<参考文献>

- ・「Singapore Yearbook of Statistics 2009」
- ・「Annual Report on Tourism Statistics 2018」
- ・「Singapore Tourism Board Annual Report 2018/2019」
- ・「Singapore Tourism Board Annual Report Financial Statement 2018/2019」
- ・「Tourism Sector Performance Q4 2019 Report」
- ・「Tourism Compass 2020」

<参考ウェブサイト>

- ・シンガポール政府観光局：<http://www.stb.gov.sg/>
- ・Passion Made Possible：https://www.visitsingapore.com/ja_jp/
- ・Singapore Tourism Analytics Network：<https://stan.stb.gov.sg/portal/>
- ・Union of International Associations：<http://www.uia.be/>
- ・National Council on Problem Gambling：
<https://www.ncpg.org.sg/en/Pages/Publication.aspx?post=5>
- ・首相官邸ウェブサイト：
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc_wg/h31_r1/shouchou/20191018_shiryous_1_3.pdf

第8節

<参考ウェブサイト>

- ・シンガポール運輸省 <https://www.mot.gov.sg/ltmp2040/>
- ・シンガポール陸上交通庁 <http://www.lta.gov.sg>
- ・ONE.MOTORING <http://www.onemotoring.com.sg/>
- ・Singapore Mass Rapid Transportation <http://www.smrt.com.sg/>
- ・SBS Transit <http://www.sbstransit.com.sg/>
- ・Data.gov.sg [Data.gov.sg \[https://data.gov.sg/dataset/length-of-road-maintained-by-lta?view_id=b3e0674b-650a-4827-9b8a-ea0768db221b&resource_id=adcf420f-4f4e-4995-9cdf-e910b45a3bc2\]\(https://data.gov.sg/dataset/length-of-road-maintained-by-lta?view_id=b3e0674b-650a-4827-9b8a-ea0768db221b&resource_id=adcf420f-4f4e-4995-9cdf-e910b45a3bc2\)](https://data.gov.sg/dataset/length-of-road-maintained-by-lta?view_id=b3e0674b-650a-4827-9b8a-ea0768db221b&resource_id=adcf420f-4f4e-4995-9cdf-e910b45a3bc2)
- ・シンガポール統計局
<https://www.singstat.gov.sg/modules/infographics/population>
- ・The Straits Times
<https://www.straitstimes.com/singapore/transport/bus-train-ridership-rises-to-new-high>
- ・AsiaX

<https://www.asiax.biz/news/45882/>

<https://www.asiax.biz/news/54224/>

<https://www.asiax.biz/news/46024/>

- Land Transport Guru <https://landtransportguru.net/bus-services/premium/>
- The New Paper
<https://www.tnp.sg/news/singapore/public-transport-ridership-hits-new-high-except-taxi-trips>
- NNA ASIA <https://www.nna.jp/news/show/1900308>
- Wikipedia https://en.wikipedia.org/wiki/SMRT_Buses
- 日本政府国土交通省 <https://www.mlit.go.jp/common/000999892.pdf>
- 一般社団法人海外環境協力センター
<https://www.oecc.or.jp/wp-content/uploads/2017/05/74p11.pdf>
- 日本貿易振興機構（JETRO）
<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2018/fa3bb352f2dcf174.html>

第9節

<参考文献>

○共通

- シンガポールの政策（2015年改訂版）（港湾・空港政策編）

○港湾

- （一社）日本船用工業会他『東南アジア造船関連レポート 37』（2018年）
- THE STRAITS TIMES (24 April 2017, 03 October 2019)

○空港

- Changi Airport Group ANNUAL REPORT 2018/19
- Changi Airport Group Financial Statements 2018/2019
- NNA POWER ASIA (01 November 2017, 06 August 2018, 12 April, 13 December 2019, 22 January 2020)
- THE STRAITS TIMES (31 October 2018, 06 May, 19 October 2019)
- 時事速報 SINGAPORE (12 April 2019)

<参考ウェブサイト>

○港湾

- シンガポール海事港湾庁 <https://www.mpa.gov.sg/web/portal/home>
- PSA コーポレーション <https://www.singaporepsa.com/>
- PSA インターナショナル <https://www.globalpsa.com/psa-international/>
- JETRO シンガポール「輸出入手続」https://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/trade_05.html
- Networked Trade Platform <https://www.ntp.gov.sg/home/>
- PORTNET <https://www.portnet.com/WWWPublic/products.html>

○空港

- ・チャンギ国際空港 <http://www.changiairport.com>
- ・シンガポール民間航空庁 <http://www.caas.gov.sg>
- ・チャンギ・エアポート・グループ <http://www.changiairportgroup.com>
- ・チャンギ・エアポート・インターナショナル <https://www.cai.sg/>
- ・シンガポール統計局 <https://www.singstat.gov.sg/>
- ・シンガポール都市再開発庁 <https://www.ura.gov.sg/>
- ・セレター空港 <https://www.seletarairport.com/>

第10節

<参考文献>

- ・Ministry of Education, “Education Statistics Digest 2019” p. 2
- ・Department of Statistics Singapore, “Yearbook of Statistics Singapore 2019” p. 285
- ・Ministry of Finance, “Analysis_of_Revenue_and_Expenditure2016” p. 19
- ・Ministry of Finance, “Analysis_of_Revenue_and_Expenditure2017” p. 19
- ・Ministry of Finance, “Analysis_of_Revenue_and_Expenditure2018” p. 17
- ・Ministry of Finance, “Analysis_of_Revenue_and_Expenditure2019” p. 17
- ・Ministry of Finance, “Analysis_of_Revenue_and_Expenditure2020” p. 18
- ・IMD World Competitiveness Center “The IMD World Digital Competitiveness Ranking 2020” p. 142
- ・石森広美他『シンガポール都市論』勉誠出版（2009年）p. 65-86

<参考ウェブサイト>

- ・シンガポール政府・教育省 <http://www.moe.gov.sg/>
- ・シンガポール政府・財務省 <http://www.mof.gov.sg/>
- ・シンガポール政府・統計局 <http://www.singstat.gov.sg/>
- ・シンガポール国立大学 <http://www.nus.edu.sg/>
- ・ナンヤン工科大学 <http://www.ntu.edu.sg/Pages/home.aspx>
- ・シンガポール経営管理大学 <http://www.smu.edu.sg/>
- ・シンガポール政府・教育省 “Education in SG” <https://beta.moe.gov.sg/education-in-SG/>
- ・The Straits Times “5 primary schools still running two sessions”（2019年1月20日）
<https://www.straitstimes.com/singapore/education/5-primary-schools-still-running-two-sessions>
- ・The Straits Times “NUS to form new college taking in its arts and social sciences and science faculties next year”（2020年9月22日）
<https://www.straitstimes.com/singapore/nus-to-form-new-college-taking-in-its-arts-and-social-sciences-and-science-faculties-next>

第 11 節

<参考ウェブサイト>

- ・ 社会・家族開発省

<https://www.msf.gov.sg/about-MSF/our-organisation/Pages/history-and-milestones.aspx>

<https://www.msf.gov.sg/about-MSF/our-organisation/Pages/mission-and-values.aspx>

<https://www.msf.gov.sg/about-MSF/our-people/Pages/Organisation-Chart.aspx>

<https://www.msf.gov.sg/about-MSF/our-organisation/Statutory-Boards-and-Councils/Councils-under-MSF/Pages/Families-for-Life.aspx>

<https://www.msf.gov.sg/policies/Social-Service-Agencies/Pages/default.aspx>

[https://www.msf.gov.sg/policies/Helping-the-Needy-and-Vulnerable/Supporting-Vulnerable-Elderly/Seeking-Maintenance-from-Children/Pages/The-Maintenance-of-Parents-](https://www.msf.gov.sg/policies/Helping-the-Needy-and-Vulnerable/Supporting-Vulnerable-Elderly/Seeking-Maintenance-from-Children/Pages/The-Maintenance-of-Parents-Act.aspx#:~:text=The%20Maintenance%20of%20Parents%20Act%20(Cap%20167B)%20provides%20elderly%20or,but%20are%20not%20doing%20so.)

[Act.aspx#:~:text=The%20Maintenance%20of%20Parents%20Act%20\(Cap%20167B\)%20provides%20elderly%20or,but%20are%20not%20doing%20so.](https://www.msf.gov.sg/policies/Helping-the-Needy-and-Vulnerable/Supporting-Vulnerable-Elderly/Seeking-Maintenance-from-Children/Pages/The-Maintenance-of-Parents-Act.aspx#:~:text=The%20Maintenance%20of%20Parents%20Act%20(Cap%20167B)%20provides%20elderly%20or,but%20are%20not%20doing%20so.)

<https://www.msf.gov.sg/policies/Strong-and-Stable-Families/Supporting-Families/Pages/Family-Service-Centres.aspx>

<https://www.msf.gov.sg/research-and-data/Research-and-Statistics/Pages/Family-Services-Statistics-on-Student-Care-Centres.aspx>

<https://www.msf.gov.sg/Comcare/Pages/ComCare-Student-Care-Subsidies.aspx>

<https://www.msf.gov.sg/Fostering/Pages/About-the-Fostering-Scheme.aspx>

<https://www.msf.gov.sg/policies/Strong-and-Stable-Families/Nurturing-and-Protecting-the-Young/Child-Protection-Welfare/Pages/Children-and-Young-Persons-Homes.aspx>

<https://www.msf.gov.sg/media-room/Pages/Number-of-children-in-foster-care-and-number-of-registered-foster-parents-in-the-last-three-years.aspx>

<https://www.msf.gov.sg/Comcare/Pages/Public-Assistance.aspx>

<https://www.msf.gov.sg/assistance/Pages/Home-Ownership-Plus-Education-HOPE-Scheme.aspx>

<https://www.msf.gov.sg/publications/Pages/ComCare-Annual-Reports.aspx>

<https://www.msf.gov.sg/research-and-data/Research-and-Statistics/Pages/Residents-in-Government-Welfare-Homes.aspx>

https://www.babybonus.msf.gov.sg/parent/web/about?_afLoop=45835499568878685&_afWindowMode=0&_afWindowId=null#%40%3F_afWindowId%3Dnull%26_afLoop%3D45835499568878685%26_afWindowMode%3D0%26_adf.ctrl-state%3Ddkaictv5a_4

- ・ シンガポール首相府選挙局

https://www.eld.gov.sg/elections_past_parliamentary1959.html

- ・ 人民協会

[https://www.pa.gov.sg/our-network/about-us/our-](https://www.pa.gov.sg/our-network/about-us/our-history#:~:text=On%201%20July%201960%2C%20the,formed%20Community%20Centre)

[history#:~:text=On%201%20July%201960%2C%20the,formed%20Community%20Centre](https://www.pa.gov.sg/our-network/about-us/our-history#:~:text=On%201%20July%201960%2C%20the,formed%20Community%20Centre)

%20Management%20Committees.

- 国家社会福祉審議会

<https://www.ncss.gov.sg/Who-We-Are/Our-Organisation>

<https://www.ncss.gov.sg/Who-We-Are/Our-Mission>

<https://www.ncss.gov.sg/Press-Room/Social-Service-Institute/Press-Releases/Detail-Page?id=Social-Service-Sector-Manpower-Projected-to-Grow-t>

- 子ども開発庁

<https://www.ecda.gov.sg/pages/aboutus.aspx>

<https://www.ecda.gov.sg/PressReleases/Pages/Enhanced-support-for-preschool-operators-and-families.aspx>

<https://www.ecda.gov.sg/PressReleases/Pages/More-Families-to-Benefit-from-Lower-Fee-Caps-at-324-Childcare-Centres-Appointed-as-Partner-Operators.aspx>

<https://www.ecda.gov.sg/Pages/Subsidies-and-Financial-Assistance.aspx>

- 人生のための家族協議会

<https://www.familiesforlife.sg/about-ffl/Pages/default.aspx>

- 国立図書館庁

<https://eresources.nlb.gov.sg/history/events/c2330166-bd07-4266-a073-11e8d8efa4e8#:~:text=Introduced%20in%201953%20before%20coming,salary%20to%20th>

[e%20provident%20fund.](https://eresources.nlb.gov.sg/history/events/c2330166-bd07-4266-a073-11e8d8efa4e8#:~:text=Introduced%20in%201953%20before%20coming,salary%20to%20the%20provident%20fund)

- 中央積立基金庁

<https://www.cpf.gov.sg/Members/AboutUs/about-us-info/annual-report>

<https://www.cpf.gov.sg/Members/AboutUs/about-us-info/board-members>

<https://www.cpf.gov.sg/Members/Schemes/schemes/other-matters/cpf-contribution-for-employees>

<https://www.cpf.gov.sg/Members/Schemes/schemes/self-employed-scheme/self-employed-matters>

<https://www.cpf.gov.sg/employers/employerguides/employer-guides/paying-cpf-contributions/cpf-contribution-and-allocation-rates>

<https://www.cpf.gov.sg/Members/AboutUs/about-us-info/cpf-interest-rates>

[https://www.cpf.gov.sg/members/FAQ/schemes/healthcare/medisave/FAQDetails?category=Healthcare&group=MediSave&ajfaqid=2189349&folderid=12917#:~:text=If%20you%20have%20not%20turned,year%20you%20turn%20age%2065.](https://www.cpf.gov.sg/members/FAQ/schemes/healthcare/medisave/FAQDetails?category=Healthcare&group=MediSave&ajfaqid=2189349&folderid=12917#:~:text=If%20you%20have%20not%20turned,year%20you%20turn%20age%2065)

<https://www.cpf.gov.sg/Members/Schemes/schemes/retirement/retirement-sum-scheme>

<https://www.cpf.gov.sg/members/FAQ/schemes/Retirement/CPF-LIFE/FAQDetails?category=Retirement&group=CPF%20LIFE&folderid=11646&ajfaqid=9169465>

[9169465](https://www.cpf.gov.sg/members/FAQ/schemes/Retirement/CPF-LIFE/FAQDetails?category=Retirement&group=CPF%20LIFE&folderid=11646&ajfaqid=9169465)

<https://www.cpf.gov.sg/Members/Schemes/schemes/other-matters/dependants-protection-scheme>

- <https://www.cpf.gov.sg/Members/Schemes/schemes/housing/home-protection-scheme>
<https://www.cpf.gov.sg/Assets/members/Documents/MARates2016.pdf>
- ・シンガポール政府データベース
https://data.gov.sg/dataset/contribution-rates-allocation-rates-and-applicable-wage-ceiling?resource_id=65db3d22-9b16-43a3-8d4b-a2133043a78b
 - ・首相府ウェブサイト
<https://www.pmo.gov.sg/Newsroom/National-Day-Rally-2019>
 - ・保健省
<https://www.moh.gov.sg/cost-financing/healthcare-schemes-subsidies/medishield-life>
<https://www.moh.gov.sg/cost-financing/healthcare-schemes-subsidies/medishield-life/about-integrated-shield-plans>
<https://www.moh.gov.sg/ifeelyoungsg/about/what-is-the-action-plan-about>
<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/more-support-for-childhood-preventive-healthcare-and-fertility-treatments>
 - ・パイオニア世代用ウェブサイト
<https://www.pioneers.gov.sg/en-sg/Pages/Overview.aspx>
 - ・ムルデカ世代用ウェブサイト
<https://www.merdeka.generation.sg/en/benefits>
 - ・保健省 “アクションプラン” (2016年) p.30-79
<https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider3/action-plan/action-plan.pdf>
 - ・ヘルスハブ
<https://www.healthhub.sg/a-z/costs-and-financing/8/eldershield>
 - ・ケアシールド・ライフ
<https://www.careshieldlife.gov.sg/home.html>
 - ・コムケア・スキーム年次報告書 (2019年度) p.5
<https://www.msf.gov.sg/publications/Documents/FY19%20ComCare%20Annual%20Report.pdf>
 - ・地域健康アシスト事業
<https://www.chas.sg/content.aspx?id=303>
https://www.chas.sg/clinic_locator.aspx?id=90
 - ・第3次マスタープランp.30-131
https://www.ncss.gov.sg/NCSS/media/NCSS-Documents-and-Forms/EM3-Final_Report_20161219.pdf
 - ・社会開発ネットワーク
<https://www.sdn.sg/pages/home.aspx>
 - ・結婚登録局
https://www.rom.gov.sg/resources/rom_marrProgram.asp
 - ・住宅開発庁

- <https://www.hdb.gov.sg/cs/infoweb/residential/buying-a-flat/new/eligibility/priority-schemes>
- ・内国歳入庁
<https://www.iras.gov.sg/irashome/Individuals/Locals/Working-Out-Your-Taxes/Deductions-for-Individuals--Reliefs--Expenses--Donations/>
 - ・ベビーボーナス
<https://va.ecitizen.gov.sg/cfp/customerpages/msf/bb/explorefaq.aspx>
 - ・メイドフォーファミリー
<https://www.madeforfamilies.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/comprehensive-support-infographic.pdf>
<https://www.madeforfamilies.gov.sg/raising-families/subsidies-for-preschool>
 - ・シンガポール統計局
<https://www.singstat.gov.sg/modules/infographics/total-fertility-rate>
<https://www.singstat.gov.sg/find-data/search-by-theme/population/population-and-population-structure/latest-data>
 - ・シンガポールの人口
<https://www.population.sg/articles/older-singaporeans-to-double-by-2030>

第12節

<参考文献>

- ・田村慶子『シンガポールの取組の特徴と日本への示唆』（内閣府男女共同参画局、2018）
- ・田村慶子『東南アジアにおけるジェンダー問題の発生と展開』（ジェトロアジア経済研究所、2018）
- ・内閣府『平成20年度 アジア地域（韓国、シンガポール、日本）における少子化社会対策の比較調査研究報告書 全体版』（内閣府、2008）
- ・内閣府男女共同参画局『第4章 シンガポール』（内閣府、2018）
- ・光成歩『シンガポール 児童育成共同貯蓄法の改正』（国立国会図書館、2016）
- ・岩崎薫『第8章 シンガポールの外国人労働者受け入れ策-徹底した政策の効果と問題-』（日本総研、2018）
- ・合田美穂『シンガポールにおける働く女性と子育ての問題』（2015）
- ・川村晃一編『東南アジア政治の比較研究』調査研究報告書（アジア経済研究所、2018）
- ・合田美穂『シンガポールの国民統合政策の華人社会に対する影響—独立後の20年間の状況を中心に—』（甲南女子大学研究紀要第52号 人間科学編、2016）

<参考ウェブサイト>

- ・国際子協力機構（JICA）ウェブサイト
<https://www.jica.go.jp/index.html>
- ・（一財）自治体国際化協会シンガポール事務所ウェブサイト「シンガポールの政策（ジェン

- ダー政策編) 」 (2020年7月)
http://www.clair.org.sg/j/wp-content/uploads/2020/08/19_Gender.pdf
- 国連開発計画ウェブサイト
<http://hdr.undp.org/en/content/human-development-report-2019>
 - 世界経済フォーラムウェブサイト
http://www3.weforum.org/docs/WEF_GGGR_2020.pdf
 - シンガポール法令集ウェブサイト
<https://sso.agc.gov.sg/Act/EmA1968>
 - シンガポール人材開発省ウェブサイト
<http://www.mom.gov.sg/documents-and-publications#/?page=1&q=&facet=category&category=Statistics>
 - シンガポール社会・家庭開発省ウェブサイト
<https://www.msf.gov.sg/policies/Women-Celebrating-Women/International-Obligations/Pages/default.aspx>
 - シンガポール統計局ウェブサイト
https://www.singstat.gov.sg/media/files/publications/reference/yearbook_2019/yos2019.pdf
 - 外務省ウェブサイト
<http://hdr.undp.org/sites/default/files/hdr2019.pdf>
 - 厚生労働省『令和元年賃金構造基本統計調査』
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2019/dl/02.pdf>
 - 厚生労働省『令和元年(2019)人口動態統計(確定数)』
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai19/index.html>
 - 厚生労働省『2016年 海外情勢報告』
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/17/dl/t5-09.pdf>
 - 内閣府男女共同参画局ウェブサイト
<http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sankakujokyo/2019/pdf/saishin.pdf>
 - 多様性行動委員会ウェブサイト
<https://www.councilforboarddiversity.sg/statistics/as-at-jun-2018/>
 - 内閣府男女共同参画局ウェブサイト
<http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sankakujokyo/2019/pdf/saishin.pdf>
 - 経営陣多様性協議会ウェブサイト
https://www.councilforboarddiversity.sg/about/council-for-board-diversity/#cbd_story
 - SankeiBiz (29 October 2019)
<https://www.sankeibiz.jp/macro/news/191029/mcb1910290500003-n1.htm>
 - THE BUSINESS TIMES (18 March 2020)
<https://www.businesstimes.com.sg/companies-markets/smaller-increase-in-female-directors-at-singapores-top-100-firms-last-year>
 - (独) 日本貿易振興機構 (JETRO) ウェブサイト
https://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/invest_05.html
 - Dads for Life ウェブサイト
<https://dadsforlife.sg/>

- THE STRAITS TIMES (22 June 2020)
<https://www.straitstimes.com/singapore/women-take-on-more-childcare-even-when-in-full-time-work-poll>
- THE STRAITS TIMES (22 June 2020)
<https://www.straitstimes.com/singapore/women-take-on-more-childcare-even-when-in-full-time-work-poll>
- gooddo (11 November 2020)
https://gooddo.jp/magazine/gender_equality/lgbt_gender/
- 刑法 377A 節
<https://sso.agc.gov.sg/Act/PC1871?ProvIds=pr377A->
- ヒューライツ大阪ウェブサイト
<https://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section3/2010/07/post-108.html>
- 時事通信社『時事速報』 (31 March 2020) p.5
- 時事通信社『時事速報』 (31 March 2020) p.5
- Global News View (28 December 2019)
<https://globalnewsview.org/archives/11069>
- mothership (29 June 2019)
<https://mothership.sg/2019/06/lee-hsien-yang-pink-dot-li-huanwu-heng-yirui/>
- REUTES ウェブサイト
<https://jp.reuters.com/article/singapore-election-lgbt-idJPL4N2EF179>

第 13 節

<参考文献>

- RENAISSANCE CITY REPORT (2000)
- RENAISSANCE CITY 2.0 (2005)
- RENAISSANCE CITY PLAN III (2008)
- THE REPORT OF THE ARTS AND CULTURE STRATEGIC REVIEW (2012)
- Singapore Budget 2020
- (一財) 自治体国際化協会『クリアレポート No.496 シンガポールの文化芸術政策に見る地域アイデンティティの確立と多文化共生』 (2019)
- 田村慶子『シンガポールを知るための 65 章 (第3版)』 (明石書店、2013) p18、88-89、91-92、106-110、119
- (一財) 自治体国際化協会『クリアレポート No.392 シンガポールにおける外国人受入政策』 (2013)
- 川崎健一『リー・クアンユーの市とシンガポールの文化政策・文化制度の将来』 (2016) p.166
- 志賀野佳一『熱帯グローバル創造都市国家・シンガポール急成長の謎に迫る—そのダイナミック・ケイパビリティと文化政策—』 (2014) p.119
- 安里陽子『新移民の社会統合と脱領域的な主体の構築：シンガポールにおけるプラナカン概念をめぐる』 (2014)
- (一財) 自治体国際化協会『クリアレポート No.420 シンガポールの教育制度改革について』 (2015)
- 佐々木幸ほか『シンガポールの芸術振興政策と文化教育：School of the Arts Singapore の事

例] (2014) p78-86

- ・ (一財) 自治体国際化協会 『クレアレポート No.416 シンガポールの英語教育について』 (2015)

<参考ウェブサイト>

- ・ 芸術評議会 (NATIONAL ARTS COUNCIL)
<https://www.nac.gov.sg/aboutus/milestone.html>
- ・ Nanyang Academy of Fine Arts <https://www.nafa.edu.sg/>
- ・ LaSalle college of the Arts <https://www.lasalle.edu.sg/>
- ・ National University of Singapore <http://nus.edu.sg/>
- ・ Nanyang Technological University <https://www.ntu.edu.sg/Pages/home.aspx>
- ・ NATIONAL GALLERY SINGAPORE <https://www.nationalgallery.sg/collections>
- ・ ESPLANADE
<https://www.esplanade.com/venue-hire/concert-hall>
<https://www.esplanade.com/venue-hire/theatre>
<https://www.esplanade.com/about-us/the-esplanade-story>
<https://www.esplanade.com/about-us/the-next-stage>
- ・ Gillman Barracks NEDIA RELEASE 「GILLMAN BARRACKS ART GALLERIES TO OPEN SEPTEMBER 15」
<https://www.gillmanbarracks.com/files/press/20120823-gillman-barracks-art-galleries-to-open-se/file/20120824-gillman-barracks-art-galleries-to-open-september-15.pdf>
- ・ SINGAPORE BIENNALE
<https://www.singaporebiennale.org/about>
- ・ 文化庁 2020 年度予算
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/yosan/pdf/91993601_01.pdf
- ・ 文部科学省 2020 年度予算
https://www.mext.go.jp/a_menu/yosan/r01/1420672.htm

【執筆】

一般財団法人自治体国際化協会シンガポール事務所

所長補佐 清水 健太

所長補佐 茂木 洋平

所長補佐 尾崎 文彦

【監修】

所長 櫻井 泰典

調査役 仲谷 泰一